ISSN 2188-2150

日本取引所金融商品取引法研究

第 29 号

2023 年 11 月 24 日　開催
公認会計士法の改正
広島大学人間社会科学研究科実務法学専攻特任教授　片木晴彦　*1*

2023 年 12 月 22 日　開催
金融商品取引法改正(1)―顧客本位の業務運営等―
神戸大学大学院法学研究科教授　行澤一人　*59*

2024 年 1 月 26 日　開催
金融商品取引法改正(2)―企業開示制度の見直し―
東京大学大学院法学政治学研究科教授　加藤貴仁　*251*

2025 年 9 月

株式会社日本取引所グループ

日本取引所グループ金融商品取引法研究会メンバー（五十音順）

2024年4月1日現在

氏　名	所　属
飯田　秀総	東京大学大学院法学政治学研究科教授
石田　眞得	関西学院大学法学部教授
伊藤　靖史	同志社大学法学部教授
梅本　剛正	甲南大学共通教育センター教授
片木　晴彦	広島大学大学院人間社会科学研究科名誉教授
加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口　恭弘	同志社大学法学部教授
北村　雅史	関西大学大学院法務研究科教授
久保　大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
黒沼　悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
小出　篤	早稲田大学法学部教授
齊藤　真紀	京都大学大学院法学研究科教授
白井　正和	京都大学大学院法学研究科教授
洲崎　博史	同志社大学大学院司法研究科教授
髙橋　陽一	京都大学大学院法学研究科教授
舩津　浩司	同志社大学法学部教授
前田　雅弘	追手門学院大学法学部教授
松井　秀征	立教大学法学部教授
松尾　健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山下　徹哉	京都大学大学院法学研究科教授
行岡　睦彦	神戸大学大学院法学研究科教授
行澤　一人	神戸大学大学院法学研究科教授
若林　泰伸	早稲田大学大学院法務研究科教授

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

公認会計士法の改正

2023年11月24日（金）15:00～16:49
大阪取引所５階取締役会議室及びオンライン開催

出席者（五十音順）

石田　眞得　関西学院大学法学部教授
伊藤　靖史　同志社大学法学部教授
梅本　剛正　甲南大学共通教育センター教授
片木　晴彦　広島大学人間社会科学研究科実務法学専攻特任教授
川口　恭弘　同志社大学法学部教授
北村　雅史　関西大学大学院法務研究科教授
髙橋　陽一　京都大学大学院法学研究科教授
舩津　浩司　同志社大学法学部教授
若林　泰伸　早稲田大学大学院法務研究科教授

【報　　告】

公認会計士法の改正

広島大学人間社会科学研究科実務法学専攻特任教授
片　木　晴　彦

目　　次

Ⅰ．　はじめに
Ⅱ．　改正までの経緯
　１．「会計監査の在り方に関する懇談会」提言－会計監査の信頼性確保のために－
　２．会計監査の在り方に関する懇談会（令和３事務年度）論点整理
　３．金融審議会公認会計士制度部会報告
Ⅲ．　改正の概要
　１．上場会社の監査を担う監査事務所の規律
　　（１）上場会社監査事務所登録制度（平成 19 年（2007 年）導入）
　　（２）上場会社等監査人名簿登録制度
　　（３）登録の手続
　　（４）登録拒否事由（改正法 34 条の 34 の６）
　　（５）形式的基準(改正法 34 条の 34 の６第１項３号ヘト・４号ロ)
　　（６）体制の確保(改正法 34 条の 34 の６第１項５号)
　　（７）登録の取消し等（改正法 34 条の 34 の９）
　　（８）改正附則３条（経過措置）
　　（９）公認会計士が登録上場会社等監査人であるとき（改正法 34 条の 34 の 13)
　　（１０）業務管理体制の整備に関する特則（改正法 34 条の 34 の 14)
　２．監査の品質の維持・向上に向けた諸規範
　　（１）企業会計審議会「監査に関する品質管理基準」
　　（２）協会の品質管理基準委員会報告第１号「監査事務所における品質管理」及び監査基準
　　（３）監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード)
　３．品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会によるモニタリング
　　（１）品質管理レビュー
　　（２）公認会計士・監査審査会によるモニタリング
　４．その他の改正事項
　　（１）監査法人の社員の配偶関係に基づく業務規制の見直し
　　（２）組織内会計士の事務所登録
　　（３）業務補助期間の見直し
　　（４）継続的専門研修（CPE）の不受講など公認会計士登録抹消事由の追加
討論

○川口　　時間になりましたので、今月の金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

本日は、広島大学の片木先生から、「公認会計士法の改正」についてご報告いただきます。

よろしくお願いいたします。

○片木　　それでは、「公認会計士法の改正」ということで広島大学の片木からご報告させていただきます。

資料としまして、レジュメとパワーポイントの資料を別個に用意しています。あと、参考資料としまして、公認会計士法の改正の新旧対照表と、2022年度の改正直後になりますが、「公認会計士法の一部改正の概要」という解説が商事法務に掲載されていましたので、許可をいただいて添付しています。よろしくお願いいたします。

Ⅰ．はじめに

「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」が令和４年５月 18 日に公布されています(令和４年法 41 号）。なお、この法律は、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行日を定める政令」（令和５年政令14号）によりまして、今年の４月１日から施行されています。

関連するところで、「公認会計士法施行令等の一部を改正する政令」（令和５年政令 15 号）及び「公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和５年内閣府令９号）が今年になって成立しています。

以下、公認会計士法を「法」、ないしは特に改正された条文に触れるときには「改正法」、公認会計士法施行令を「施行令」、公認会計士法施行規則を「施行規則」という言い方で略称させていただきます。

Ⅱ．改正までの経緯

１．「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

－会計監査の信頼性確保のために－

会計監査の在り方に関する懇談会から「会計監査の信頼性確保のために」という提言が出されました（平成 28 年（2016年）３月８日）。「最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われる状況に至っている」として、このために一連の提言が行われたわけです。

「会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みは、以下の５つの柱に整理される」としています。

(1) 監査法人のマネジメントの強化
(2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
(3) 企業不正を見抜く力の向上
(4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
(5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

これらの提言を踏まえまして、具体的には以下のような制度が成立しています。

まず、「監査法人の組織的な運営に関する原則」は、「監査法人のガバナンス・コード」という言い方をしていますが、これが平成 29 年（2017 年）３月に成立しました。

この成立時点においては、主として大手上場企業等の監査を担い、非常に多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営に関する原則として成立しています。こういう監査法人に、社員総会などに加えて一定の経営機関を置くこととか、特に独立した第三者を加えた形での評価・監督機関の設置を求めるなどの提言を行っています。

続いて、 監査報告書における「監査上の主要な検討事項（KAM: Key Audit Matters）」が、平成 30 年（2018 年）７月の監査基準の改訂によって導入されました。これは令和３年（2021年）３月期決算に係る金商法上の財務書類の監査から強制適用されています。

会計監査を行った際に特に重視した事項について、監査報告書においてその内容、それから特に被監査会社の監査役等と協議した結果、また一番重視して検討した事項について問題がないというふうに判断した根拠などについて、監査報告書において付記することを求めるようになっています。

これは国際的な動向を踏まえたものですけれども、監査報告書における情報の充実という点で非常に大きな意味を持っています。

さらに、 会計監査に関する情報提供の充実に向けた検討ということで、会計監査に関する情報提供の充実に関する懇談会の報告書「会計監査に関する情報提供の充実について ― 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として ―」が平成 31 年（2021 年） 1 月 22 日に公表されました。

そして、令和元年（2019 年） 9 月に監査基準が改訂されています。こちらは、無限定適正意見ではなくて限定付適正監査意見を付するときに、限定した内容についての詳細な報告、さらに限定付適正意見であって、不適正意見にはしないということにした理由・根拠などについて改めて説明することを求めるものです。

さらに、この後毎年のように監査基準が改訂されていますが、2020 年 11 月の監査基準の改訂におきましては、会計上の見積りなどの問題、いわゆる減損処理であるとか、税効果会計の処理とかになってきますが、こういった高度の見積もりを要するような事項に対しまして、監査リスクの評価を強化するなどの基準の改訂が行われています。

２．会計監査の在り方に関する懇談会（令和３事務年度）論点整理

これらを経て、令和３年 11 月 12 日に「会計監査の在り方に関する懇談会（令和３事務年度）論点整理－会計監査の更なる信頼性確保に向けて－」（以下「論点整理」という）が公表されています。

「会計監査を巡る環境の急速な変化を踏まえ、将来に向けて会計監査の信頼性を確保するには何が必要か、幅広い論点について総合的に議論を行った」というものです。

３．金融審議会公認会計士制度部会報告

論点整理での提言を踏まえて、具体的な法改正事項の検討ということで、金融審議会公認会計士制度部会で審議がなされまして、最終的な報告「－上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて－」（以下「制度部会報告」という）が令和４年１月４日に公表されています。

ここでの提言につきましては、次のとおりでありまして、これらはほぼ立法内容となっています。

- 上場会社の監査を担う監査事務所の規律の在り方の整備
- 公認会計士・監査審査会によるモニタリングの強化
- 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の緩和
- 組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策
- 実務経験期間の延長
- 継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上の確保
- 会計に関する教育・啓発活動

問題意識として非常に重要なのは、「従来、上場会社の監査の大部分は大手監査法人により担われてきたが、近年では上場会社の監査の担い手が大手監査法人から準大手監査法人や中小監査事務所に裾野が拡大しており、これらの中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の一層の向上が急務となっている」（制度部会報告３頁）ということです。

別添のパワーポイント資料をご参照いただきたいと思います。

資料１は、公認会計士制度部会の 2021 年 11 月 29 日の会議に事務局から提出された資料です。たしか商事法務にも同じような資料の抜き書きが出ていたのではないかと思います。

左のグラフ「上場会社監査事務所の異動状況」の「2021 年６月期」について見ますと、大手監査法人との契約を打ち切った会社が 124 ありまして、これらが準大手監査法人――大体５つぐらいあるのですが――に 32 社が移り、さらにより小さな中小規模の監査事務所に 92 社が移っていることが分かります。

より細かな詳細につきましては、右の表の「規模別の総増減の状況」で分かるかと思います。異

動形態として大手から大手に移ったのが 19 ありますが、逆に準大手から大手に、要するにアップグレードしたものはわずかに２つしかありません。あるいは、中小から大手も３つで、大部分がより小さな監査法人に移っていることがよく分かります。

資料２は、「T&A Master」という新日本法規社が出している雑誌が、Tax & Accounting ということで会計・企業法務及び税法関係に関連するいろいろな最近の事件とかを扱っているのですが、2019 年から 2022 年までに提出された会計監査人の交代に関する臨時報告書延べ 647 社を調査したものです。

その表３「前任監査人と後任監査人の属性」の数字は、前述のものとはちょっと違っていますが、４大監査法人から４大監査法人に移った会社は68社、４大から中小に移ったのは 244 社です。ちなみに、４大監査法人から４大監査法人に横滑りしたのは、少なくとも臨時報告書で見る限りは、監査を担当してもらってからの期間が非常に長い、場合によっては何十年であるということで、このたび一度変更してみることになりましたというふうに言っています。

表の下の注のところに監査法人の名前が出ていますが、４大監査法人というのは、EY 新日本（Ernst & Young ShinNihon）、あずさ、トーマツ及び PwC（PricewaterhouseCoopers）あらたの４つ。準大手監査法人と言っていますのは、太陽、仰星、京都、東陽及び三優の５つということになります。

こういう監査法人の異動、特に中小監査法人への異動というのが大きく問題になっていることから、中小監査法人のガバナンスといいますか管理体制をいかにきちっと確保するかというのが、今回の改正の非常に大きな問題点となっているかと思います。

Ⅲ．改正法の概要

１．上場会社の監査を担う監査事務所の規律

（１）上場会社監査事務所登録制度（平成 19 年（2007 年）導入）

まず最初に、改正前に作られていた上場会社監査事務所登録制度の紹介ですが、これは 2007 年に導入されたものでありまして、日本公認会計士協会（以下「協会」という）の自主的な制度として、上場会社を監査する監査事務所について、協会（上場会社監査事務所部会）が備える上場会社監査事務所名簿への登録を求めるものです。

この登録の可否につきましては、協会が設置する品質管理委員会が実施する品質管理レビューの結果等によって判断し、登録された監査事務所は、定期的にこの品質管理レビューを受ける必要があり、レビューの結果によっては登録の取消しもあり得るというものです。

資料３に、登録状況とレビューの結果の措置の状況を書いた表がありますが、2016 年度から2020年度の５年間で見ますと、登録の取消しとなった監査事務所が 2018 年度に２件あります。

ちなみに、条文はきちっと確認していませんが、説明によりますと、証券取引所の規則で、上場有価証券の発行者は、上場会社監査事務所名簿への登録を受けた監査事務所の監査を受ける必要がある、となっていたようです。

（２）上場会社等監査人名簿登録制度

上記の制度を改めて、改正法では上場会社等監査人名簿登録制度を設けています（改正法第 34 条の 34 の２）。

ちなみに、法 34 条の 34 の２以下が新設された「上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則」でありまして、34 条の 34 の 14 までであります。

改正法 34 条の 34 の２は、公認会計士及び監査法人は、協会による上場会社等監査人名簿への登録を受けなければ、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（上場会社等）の財務書類について第２条第１項の業務、つまり監査業務ですが、特に金商法 193 条の２第１項及び第２項――具体的に言いますと、第１項が金融商品取引法（以下「金商法」という）

上の財務書類についての監査証明、第２項は内部統制報告書に関する監査証明で、これを行ってはならないということになります。

幾つかの定義規定ですけれども、「上場会社等」というのは、現に上場されている会社で、いわゆるプロ向け銘柄といいますか、「TOKYO PRO Market（東京プロマーケット）」に上場されている会社は除きます。また、上場予定で IPO（Initial Public Offering）を行うための有価証券届書の提出をしようとしている会社を含みます（改正施行令 29 条の２第１項）。

「業務」は、前述のとおり、金商法上の財務計算に関する書類の監査（金商法 193 条の２第１項）と内部統制報告書の監査（同条２項）の２点です。言い方を変えますと、法定監査であっても、例えば会社法上の会計監査人監査は除きます。もっとも、金商法上の監査を実施するところと同じ公認会計士･監査法人が行っているかと思いますが、法定監査の種類を見ていただくために、資料４を確認していただきたいと思います。

資料４は、公認会計士・監査審査会令和５年度版モニタリングレポートから引用したものですが、図表 1-3-1 は、公認会計士ないしは監査法人による監査業務の対象となっている会社の内訳です。法定監査のうち、金商法、会社法の両方の適用のある会社が 4,091 社です。これは私もちょっと正確に理解はできていないのですけれども、金商法のみという会社が 300 社です。金商法の適用を受けない会社法上の大会社の会計監査人監査が 5,430、学校法人の監査が 1,561、労働組合が 414、その他というのは、信用組合とか信用金庫、農業協同組合といったところになるかと思います。

このうち上場会社等監査人名簿への登録を求められるのは、金商法上の監査を行う場合に限るということになります。

図表 1-3-2 は、金商法上の監査をどういうところがやっているのかということですが、やはり金商法上の監査については、大手監査法人と準監査法人が８割近くを占めています。あとの２割は中小監査法人と、ごくわずかに個人事務所が共同監査として行っている例もあります。

会社法上の監査、会計監査人監査については、個人事務所によるものが少し多くなってきます。学校法人監査は、圧倒的に中小監査法人ないしは個人事務所が行っているということが分かります。

（３）登録の手続

上場会社等監査人名簿への登録手続ですが、協会に名簿を備え（改正法 34 条の 34 の３）、登録を受けようとする者は、申請書を協会に提出し（同 34 条の 34 の４）、協会は、登録拒否事由のない限り、名簿に登録します（同 34 条の 34 の５）。すなわち、以前の自主規制として行われていた上場会社監査事務所名簿と同様に、公認会計士協会がこの登録の担い手となっています。

（４）登録拒否事由（改正法 34 条の 34 の６第 1 項）

登録拒否事由については、改正法 34 条の 34 の６第 1 項２号が公認会計士が登録をしようとするとき、第３号が監査法人が登録を受けようとするときになっていますが、登録取消しをされて３年を経過しない公認会計士又は監査法人、あるいは業務停止期間中の公認会計士及び会計監査人、それから、名簿を取り消された、あるいは業務停止を命じられたような監査法人に所属していた公認会計士が個人として登録申請をする、あるいは別個に監査法人を作って登録申請をするといったものが規制されています。

以前の上場会社監査事務所名簿におきましても、名簿の登録取消しを受けた監査法人のメンバーであった公認会計士が別個に監査法人を新たに作って登録申請をするという例が実際にあったそうでして、それでこの辺の規制が厳しくなっています。

- 上場会社等監査人名簿の登録を取り消されて３年を経過しない公認会計士又は監査法人（１号）
- 業務停止期間中の公認会計士及び監査法人（有限責任監査法人を含む・以下同じ）（２

号イ・３号イ・４号イ）

・解散または業務停止を命じられた監査法人、登録取消し又は業務停止を命じられた有限責任監査法人で解散・登録取消しから３年を経過しないものまたは業務停止期間中のものに処分の日前 30 日以内に社員として所属していた者（２号ロハ）

・上場会社等監査人名簿の登録を取り消された監査法人で取消しの日から３年を経過しないものに、取消しの日前 30 日以内に社員として所属していた者（２号ニ）

・社員のうちに業務停止等の処分を受け、監査法人の社員となることができない者（法 34 条の４第２項）に該当する者がいる監査法人（３号ロ・４号イ）

・社員のうちに登録を取り消され、または業務停止の処分を受けた者がいる有限責任監査法人で、その取消処分から３年を経過しないもの又は業務停止期間中のものに、当該処分の前 30 日以内に当該有限責任監査法人に所属していた者がいる監査法人（３号ハ・４号イ）

・社員に上場会社等監査人名簿の登録を取り消されて３年を経過しない者がいる監査法人（３号ニ・４号イ）

・社員のうちに上場会社等監査人名簿の登録を取り消された監査法人で取消しの日から３年を経過しないものに、取消しの日前 30 日以内に社員として所属していた者がいる監査法人（３号ホ）。

（５）形式的基準(改正法 34 条の 34 の６第１項３号ヘト・4 号ロ)

それから、形式的基準ということになるのですが、登録拒否事由として、監査法人の社員（公認会計士に限る。）の数が政令（施行令 29 条の３）で定める数に満たないとき（改正法 34 条の 34 の６第３号ヘ）、これは５人に満たないときとなっています。これが名簿への登録の最低社員数ですが、実は監査法人としても最低５人必要でありまして、公認会計士である社員が４人以下になりましたら、これは解散事由になります（法 34 条の 18 第２項）。だから、上場会社を監査する監査法人だからといって、特別に厳重には全然なっていないわけでありまして、本当にこれでいいのか。個人の監査事務所がやるということも含めて、現行をそのまま踏襲することでいいのかというのが、実は公認会計士制度部会ではかなり議論になっています。

議論の結果としての制度部会報告におきまして、「現行の公認会計士法の監査法人制度に倣い、制度導入当初は公認会計士である社員を５人以上有することとしつつ、制度導入後における日本公認会計士協会による中小監査事務所への育成支援による体制整備の進展等を踏まえ、見直すことが考えられる」（制度部会報告書５頁）としています。要するに増やす方向に見直すことが考えられるということで、今はちょっとこらえてくださいというのが結論になったということかと思います。

それから、監査法人の社員のうち公認会計士の占める割合が 75%以上でなければならない(3 号ト・施行規則 86 条)というのも、実は現在の公認会計士法の監査法人の最低比率（法 34 条の３第３項･施行規則 19 条）と全く一緒です。

有限責任監査法人については、社員の数×100 万円が最低の資本金というのも(4 号ロ・施行令 29 条の 4)、公認会計士法上の有限責任監査法人の最低資本金(法 34 条の 27 第 1 項 3 号・施行令 22 条)と一緒でありまして、要するに、公認会計士法上の最低基準を満たしていることが上場会社を監査するための登録基準ということで、ほとんど意味のないようなことになっています。

（６）体制の確保(改正法 34 条の 34 の６第１項５号)

さらに、上場会社等の財務書類に係る監査業務等を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための体制として内閣府令で定めるものの整備が行われていないときというのが拒否事由になっています。

これは具体的には施行規則 87 条（監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制）に定められていますが、まず１つが、人的体制として、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務に関する十分な知識及び経験を有する公認会計士を確保していること。そして、その公認会計士は、公認会計士の登録を受けた後３年以上の監査証明業務の経験を有する者であることとされています（87条１号イ）。

また、申請者（公認会計士、監査法人にあっては社員の過半数）が、協会の調査（品質管理レビュー）に協力することを拒否したことがある者でないこととなっています（１号ロ）。

ロのところはネガティブマターですが、イが実質でしょうか。ちゃんとした公認会計士を確保しているということが求められます。

さらに、業務の品質の管理に係る専任の部門を設置している、これに主として従事する公認会計士を置いているということが要求されます。

・施行規則 87 条（監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制）

①上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制（次に掲げる事項を含むものに限る。）

イ　上場会社等の財務書類に係る監査証明業務に関する十分な知識及び経験を有する公認会計士を確保していること（申請者（監査法人にあっては、社員の過半数）が公認会計士の登録を受けた後３年以上の当該監査証明業務の経験を有する者であることを含む。）。

ロ　申請者（監査法人にあっては、社員の過半数）が、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 協会の調査（品質管理レビュー）に協力することを拒否したことがある者でないこと、又は当該調査に協力することを拒否したことがある監査法人の社員（当該監査法人の代表者及び業務の品質の管理状況の評価の結果を報告する社員（施行規則 96 条４号）に限る。）であった者でないこと。

(2) 協会の調査において協会の会則その他の規則の定めるところにより監査証明業務の運営の状況に重大な不備があるとして協会の認定を受け、当該認定の日から３年を経過しない者でないこと、又は当該認定を受けた監査法人の社員（当該認定の原因となった監査証明業務に係る関与社員等（施行令 14 条の２各号）に限る。）であった者で当該認定の日から三年を経過しないものでないこと。

②上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行うための体制（次に掲げる事項のいずれかを含むものに限る。）

イ　業務の品質の管理に係る専任の部門の設置

ロ　業務の品質の管理に主として従事する公認会計士（監査法人にあっては、社員である者に限る。）の選任

（７）登録の取消し等(改正法 34 条の 34 の９)

取消事由は、

①34 条の 34 条の６第１項（第１号を除く）のいずれかに該当することとなったとき

②不正の手段により登録を受けたとき

③この章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反したとき

となっています。

ただ、取り消された場合でも、今現在持っている監査契約につきましては、そのまま監査する（その取消しの日前に締結された契約に係る法第２条第１項の業務を行うことができる）ので、その監査の終了時点において取消しの効力が生じることになっているようです（同条６項）。

（８）改正附則３条（経過措置）

そもそも登録の要件としての体制の整備、登録

した監査事務所に対する一連の業務管理体制の整備という要件が非常に厳重になっています。

個人である公認会計士が共同で監査事務所をやっているような場合にも、これらを全て遵守してもらう必要があるのですが、この４月に全部整っているということはおよそ想定できませんので、経過措置としまして、「この法律の施行の際現に上場会社等の財務書類について監査業務を行っている公認会計士及び監査法人は、施行日から起算して１年６月間（当該期間内に新公認会計士法第 34 条の 34 の２の登録の申請をしたときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、新公認会計士法第 34 条の 34 の２の規定にかかわらず、当該業務を行うことができる」ことになっていますので、実際にこの登録の可否が審査されるのは少し後になるかと思います。

（９）公認会計士が登録上場会社等監査人であるとき（改正法 34 条の 34 の 13）

前述のように、監査法人としても最低限の人数でいいのかというような問題が議論になったのですが、先ほども見ていただいたように、個人が共同事務所で上場会社を監査している例も見受けられます。これがそのままでいいのか。こういう制度にするからには、さすがに上場会社の監査は監査法人が全部やることにすべきではないのかという議論が、実は制度部会では相当されていたようです。

しかし、すったもんだした結果としまして、公認会計士である登録上場会社等監査人は、上場会社等の財務書類について監査業務（法２条１項）を行うときには、内閣府令（施行規則 92 条）で定めるやむを得ない事情がある場合を除き、次の要件のいずれかを満たさなければならないこととされました。

①登録を受けた監査法人と共同して行うこと。

②次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　政令で定める数（施行令 29 条の５第１項：１）以上の他の登録を受けた公認会計士と共同して行うこと。

ロ　イの他の登録を受けた公認会計士の数と補助者として使用する他の公認会計士の数を合計した数が政令で定める数（施行令 29 条の５第２項：４）以上であること。

すなわち、登録を受けた公認会計士とそれ以外の補助者を含めて、公認会計士チームとしては５名以上で監査をしなさいということです。監査法人も最低限５人ということですので、これと同じ数ぐらいは選びなさいということになっています。

実は改正前におきましても、上場会社とか会計監査人監査を受ける会社でも比較的規模の大きな会社（資本金が 100 億円以上又は負債が 1,000 億円以上：施行令８条）の監査につきましては、公認会計士が行うときには、共同監査が要求されています（法 24 条の４）。

これは２名でも別によかったようですが、今回は公認会計士を含め全部で最低５名のチームでやりなさいというところが若干の規律強化になるのかもしれません。

しかし、さすがにこれではどうかという意見が相当強くあって、主として監査を受ける側の会社、あるいは機関投資家を代表する委員などの方からは、この際やはり監査法人に限定し、かつ法人の規模についてももう少し上げていく必要があるのではないかという議論がありましたが、主として公認会計士協会サイドの代表から、そこは現にやっているのでということで抵抗がありました。

最終的な報告書では、「少数ではあるが公認会計士個人が上場会社監査を行っている現状を踏まえると、直ちにこれを一律に制限することは必ずしも現実的とは考えられない。同時に、先般改訂された監査に関する品質管理基準の内容等も踏まえ、上場会社監査により高いレベルの品質管理を求めるという考え方に照らすと、公認会計士個人による上場会社監査について適切な対応を行うことは急務と考えられる。具体的には、現に上場会社監査を行っている公認会計士個人については、上場会社監査を直ちに一律に制限するのではなく、まずは日本公認会計士協会において、中小監査事務所の育成支援の一環として、監査法人への移行

に向けた取組みを計画的に進めるべきである」ということになっています（制度部会報告書 6 頁）。

先ほど中小監査法人の最低員数５名も問題になったという話をしましたが、ちょっと紹介を忘れていましたので、資料５の金融審議会公認会計士制度部会事務局説明資料を見ていただきたいと思います。

「監査事務所数の推移」の表を見ますと、定義の仕方が若干違ったりもするようですが、大手監査法人は４で、準大手監査法人は、もともと６あったのが合併して、現在は５です。中小規模の監査事務所 2,282 のうち、中小監査法人が 249、共同事務所が 56、個人事務所が 1,977 ということです。

「所属常勤公認会計士の数別の監査法人数」という円グラフがありますが、公認会計士が「200 人以上」が５（2.0%）、「100 人～199 人」が５（2.0%）、「25 人～99 人」が 12（4.9%）で、90%以上は公認会計士の数が 25 人未満の監査法人ということになります。一番多い 104（42.3%）は「６人～９人」、次に多い 70（28.5%）は「～５人」の監査法人ということですが、５人を切ると原則解散となりますので、恐らく５人ぎりぎりでやっているのだと思います。

表の一番下の＊は、金融審議会の説明資料ではなく、私が書き加えたものですが、「監査法人のうち、所属する常勤の公認会計士の数が 10 人未満の監査法人は７割以上」ということになります。こういう状況で、28.5%を占める「～５人」の監査法人も上場会社の監査をある程度はやっていますので、これを切るに切れなかったというのが本当のところなのだろうと思います。

（10）業務管理体制の整備に関する特則（改正法 34 条の 34 の 14）

登録後の一連の体制整備の要求ということになりますが、登録上場会社等監査人は、内閣府令で定めるところにより、業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制、上場会社等の財務書類に係る監査業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備することが、登録審査の時点での体制整備とは別に求められています。

施行規則の 93 条から 96 条が一連の体制整備に関する規定で、93 条が業務の品質管理の状況等の評価及び公表の体制、94 条が知識と経験を持っている公認会計士を関与させること、95 条が経営管理の状況等を公表すること、96 条が組織的な運営ができるための体制ということで、登録上場会社等監査人は、「組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び当該原則の適用状況を公表するための体制を整備しなければならない。」としています。

この「金融庁長官が指定するもの」というのは、金融庁告示第 10 号（令和５年１月 25 日）で、「公認会計士法第 96 条の規定に基づき、組織的な運営に関する原則を次のように指定し、令和５年４月１日から適用する」として、「金融庁のウェブサイトにおいて公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）とする」とされています。

先ほどちょっとご紹介しましたが、この原則はもともとは大手監査法人の組織的な監査の在り方のためのガバナンス・コードとして成立したものです。これを全ての上場会社等監査人が、ちなみに共同監査をやっているところは全体がまとまって一つの監査法人とみなして、このガバナンス・コードの適用を受けるという話になっていまして、どうやるのかという話になりますが、ガバナンス・コード自体が一定の改訂をされています。

・施行規則 93 条（業務の品質の管理の状況等の評価及び公表）

登録上場会社等監査人は、年度（毎年４月１日から翌年３月 31 日までをいう。）又は会計年度中の一定の日（基準日）における業務の品質の管理の状況（監査法人にあっては、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施

に関する措置。）を適切に評価し、かつ、次に掲げる事項を公表する体制を整備しなければならない。

［以下略］

・施行規則 94 条（知識及び経験を有する公認会計士の監査証明業務への関与）

登録上場会社等監査人は、被監査会社等である上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務書類の監査証明業務について十分な知識及び経験を有する公認会計士を当該監査証明業務に関与させる体制を整備しなければならない。

・施行規則 95 条（経営管理の状況等の公表）

登録上場会社等監査人は、経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術の活用の状況、人材の確保の状況その他の当該登録上場会社等監査人の監査証明業務に利害関係を有する者が当該登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制を整備しなければならない。

・施行規則 96 条（組織的な運営）

登録上場会社等監査人は、組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び当該原則の適用状況を公表するための体制を整備しなければならない。

２．監査の品質の維持・向上に向けた諸規範

次に、法律を離れまして、監査の品質の維持・向上に向けた諸規範の方から見ていこうと思います。

（１）企業会計審議会「監査に関する品質管理基準」（令和３年（2011 年）11 月 16 日最終改訂）

これは平成 15 年に最初にできたのではないかと思いますが、最終改訂が令和３年に出ています。適用は、大手については令和５年７月１日以後に開始する事業年度、大手以外については令和６年７月１日以後に開始する事業年度ということで少し後になります。

そこでは、「監査事務所自らが、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施するという、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入する」としています。

リスク・アプローチという考え方は、監査それ自体についての監査基準において以前から採用されています。すなわち、被監査会社の業務の内容とか内部統制の状況とかをチェックした結果として、どういう事項または領域で会計上の不正や誤謬が見逃される可能性があるのかを監査人の方で評価を行って、その評価によって重点的に監査すべき項目とか監査手続とかを選択していく。つまり、被監査会社の状況に応じたハンドメイドの監査を行うことがリスク・アプローチということになります。それを各事務所の監査の品質確保においても要求すると。

例えば、被監査会社としてどういう会社を主として監査しているのかとか、例えば東京に集中しているような事務所もあれば、全国に事務所を展開しているようなところもありますが、そういう事務所の性質とかに応じて、監査・監督の品質確保のためのチェックがうまくいかない可能性、そういったリスクを評価して、そのリスクに対応した適切な対応方針を自ら定めなさいというのが、この新たな監査に関する品質管理基準です。

「最高責任者等の品質に関する説明責任を含む責任の明確化、監査事務所において最高責任者等が果たすべき主導的役割等に関する品質目標を設定することを求める」

「監査契約の新規の締結及び更新に際し、監査業務の内容、経営者の誠実性監査事務所の能力等を考慮するとともに、監査事務所の財務上及び業務上の目的を優先することなく、適切に判断することに関する品質目標を設定することを求める」

「監査事務所が、監査事務所自身によるモニタリング、改善活動の実施、監査事務所の外部からの検査及びその他の関連する情報から得られた発見事項の評価を行うことを明確化した。その際、監査事務所が、不備を識別した場合には、識別した不備の重大性及び影響を及ぼす範囲を評価し、適切な改善につながるよう、根本原因を調査・分析し、不備の根本原因に対処する改善活動を実施することも求める」

「監査事務所に対し、監査事務所間の引継について品質目標を設定し、不正リスク対応基準において求められる引継に関する手続を全ての監査に対して求める」

（２）協会の品質管理基準委員会報告第１号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」

前述の品質管理基準は企業会計審議会から出されたものですが、これに基づく具体的な指針としましては、協会の方の品質管理基準委員会の「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会の「監査業務における品質管理」という実務指針が成立しています（2022 年６月最終改訂）。

（３）監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）

「監査法人のガバナンス・コード」は、前述のように、もともとは大手の上場企業等の監査を担う監査法人の組織的運営の原則として平成 29 年（2017 年）に策定されたものです。

原則の適用は、上場会社におけるコーポレートガバナンス・コードとかスチュワードシップ・コードと同じように、コンプライ・オア・エクスプレインの手法によっています。

実際に公認会計士法改正法施行の直前の令和５年３月で、これを受け入れている監査法人は 19 監査法人です。大手４、準大手５はもちろんですが、あとは比較的規模の大きい中小監査法人というわけでありまして、それ以外はもともと受け入れていないという状況です。これを、上場会社等監査人が当然に遵守すべき基準に持っていくという話になってしまったわけです。

「現行のコードが「大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されている」ことに留意し、準大手監査法人・中小監査法人における上場会社監査の品質確保にも資するコードとなるよう、また、監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるコードとなるよう、必要に応じて、その内容に改訂すべき点がないか検討されるべきである」（制度部会報告７頁）ということで、令和５年（2023 年）３月に改訂されています。要するに、中小企業向けに、はっきり言えば、コードを緩めたというのが本当のところです。

基本的なコンプライ・オア・エクスプレインについては原則を維持しているのですけれども、現に上場企業等の監査を行っている個人経営の会社にも適用されるということを前提にして、レジュメ 10 ページの下線を引いた部分が新たに改訂された事項です。前述のように大手を前提としたこの仕組みにおきましては、いわゆる経営機関を設けることを前提としていたわけです。監査法人である以上は、無限責任監査法人、有限責任監査法人といった区別にかかわらず、「監査の品質の確保及び持続的な向上を図る観点から実効的な経営機能を有することが必要である」と。

ただ、経営機関を設けるというのが当然のように本来はなされていたのですが、「規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合であっても、組織として、会計監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点からの実効的な経営機能を有するべきである」とされました。

事務所の規模から見て、要するに、社員は公認会計士を合わせても５、６人しかいないという監査法人で、社員が集まる社員総会以外の組織を作るのがまずあり得ないというような場合には、経営機関は設けない。ただ、その場合でも、会計監査の品質確保、実効性を図る観点からの「実効的な経営機能」――具体的に何のことかは分かりませんが――を有するようにしなさいということに

なっています。

また、「監査法人のガバナンス・コード」におきましては、独立した第三者が参加している、独立した第三者の目がある、独立した評価・監督機関を組織内に設ける、ということを要求していましたが、ここも、「規模・特性を踏まえて監査・評価機関を設けないとした場合であっても、例えば、独立性を有する第三者を業務運営上の会議等に参加させるなど、創意工夫して独立性を有する第三者の知見を活用すべきである」とされています。

実際に何をやるのかについてはよく分からないのですが、中小企業監査法人も全く適用不可能、遵守不可能とはならないように持っていって、いわば枠の方を緩めてしまったようなところがあります。

３．品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会によるモニタリング

（１）品質管理レビュー

これらの規範の遵守状況をチェックする主体として、先ほどから幾つか出ていますが、品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会のモニタリングがあります。

まず、協会が行っている品質管理レビューは、平成 15 年改正で協会に求められる法定の調査事項とされています（法 46 条の９の２）が、それ以前から一応実施はされていたようです。

監査事務所の品質管理状況の調査のため、協会に設けられた品質管理委員会（協会外の有識者３名を組む 11 名の委員から成る。協会の副会長が会長に就任）が実施しています。

上場会社等監査人名簿に登録済みの監査事務所については、原則３年に１回（最長５年に１回に延長可）のレビューを通常行っています。

実際の監査契約の幾つかをサンプリングチェックして、個別監査業務の中で品質管理の状況を確認するという仕組みであるようです。

品質管理レビューの結果につきましては、資料６をご覧ください。品質管理委員会の 2022 年度品質管理レビューの概要より抜き書きしたものですが、「監査事務所の規模ごとの内訳」の表の括弧内は 2021 年度の結果ということで、過去２年分の評価が出ています。

「重要な不備事項」があるという評価を受けた事務所数が、上場会社の監査数が「２～４社」の中小会社で 2022 年度は１、2021 年度は４あったようです。

また、「極めて重要な不備事項」があるという結果になったものが、2021 年度は１、2022 年度は３事務所あったようですが、これらは登録事務所以外の監査事務所で、つまり上場会社の監査を行う監査事務所ではないということです。基本的に、問題が起きるのはやはり中小監査法人ないしは個人事務所ということになるのは確かなのかもしれません。

なお、この品質管理委員会は、従来の協会の自主的なルールとしての上場会社監査事務所登録につきましては、登録の可否とか最終的な登録の取消しについても審査していたようですが、新しい上場会社等監査人名簿登録制度につきましては、品質管理委員会とは別個に、令和５年４月１日より設けられた上場会社等監査人登録審査会（協会外の委員が過半数である７名の委員から成る。審査会長は協会の会長）が品質管理レビューの結果を踏まえて、登録の可否ないしは登録の取消し、抹消をすべきかどうかの審査を行うようです。

（２）公認会計士・監査審査会によるモニタリング

公認会計士・監査審査会は、金融庁に設置された合議制の行政機関であり、会長及び９人以内の委員により構成されますが（任期３年）、役割は２つありまして、一つは品質管理レビュー、会計等の審査ですが、もう一つは、公認会計士試験実施の責任主体となっています。

実は、もともとこの委員会は、品質管理委員会の方からの報告を受けて、あるいは独自に監査事務所の業務運営状況のチェックをすることが業務

の主体でした。改正前の公認会計士法 49 条の４（権限の委任）は、第１項が、内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任することを規定し、第２項が、金融庁長官から公認会計士・監査審査会に以下の権限を委任するということで、もともとは、品質管理レビューの報告を受けてその内容を審査する、それから業務運営をチェックするというそこまででであったのですが、この限定が外されまして、特に制限なく立入検査なり報告徴収等を行うことができることとなりました。

なぜこうしたのかといいますと、審査会の方におきましてチェックしているうちに、業務運営体制が明らかにむちゃくちゃといいますか、不備が大きいということが分かってくるものがあるわけですが、大体そういう事務所は、調べていくと監査そのものがおかしいということがあり得るわけです。ですから、チェックしていくうちに、そもそも特定の被監査会社に対する監査はおかしいのではないかという疑いが確認できるわけですが、従来そこをチェックする権限を持っていなかったので、それはそれで別にまた金融庁なりが調査に入ることになっていたようです。今回はこの限定を削除しましたので、業務運営上の検査を実施しているさなかに公認会計士等が虚偽の監査証明を出していることを疑う状況が生じたときは、そちらに対しての報告徴収・検査等を行うというのが一応制度としてはでき上がったことになります。

ただ、これによって審査会が積極的に個別の監査なんかを常にチェックするのかというと、そこまでは多分人員的な制約からしても困難で、原則、協会の品質管理レビューからの報告を踏まえたうえでのチェックが中心にはなると思いますが、一応、必要な場合には、監査そのものも含めた報告徴収や検査ができるようになっています。

報告徴収の手続や内容につきましては、レジュメに記載のとおりです。

具体的にどういう手続になっているかというと、公認会計士・監査審査会の令和５年版モニタリングレポートに関係図が出ていましたので、レジュメに載せています。また、検査の結果につきましては、資料７をご覧ください。

大手監査法人については定期的なチェック等が行われていますが、準大手とか中小規模の監査法人につきましては、協会の方が行います品質管理レビューとかを踏まえて、問題がありそうなところを重点的にチェックするという体制になっているようです（表「直近５年間の検査の実施状況」）。

その結果として審査会の方が著しく不当であるというふうに認めたものは、中小規模の監査事務所で 10 あったようです（表「平成 28～令和４事務年度検査における総合評価の状況」）。

2022 年度のモニタリングで業務の体制が著しく不当なものと認められると評価された監査法人に対しては、審査会の方から金融庁に対して措置命令を出すようにという勧告が出て、実際に金融庁から業務改善命令が出されています。

４．その他の改正事項

（１）監査法人の社員の配偶関係に基づく業務規制の見直し

公認会計士あるいは監査法人のいずれも、被監査会社と一定の利害関係がある場合には、その監査を行うことを禁止されていますが（法 34 条の 11）、従来の法律で、監査法人の社員又はその配偶者が相手先の役員であるというときも監査はできないことになっています。

大手監査法人は多数の社員を抱え、数百の監査契約を持っているわけですが、その数百の相手先の役員に監査法人の社員の配偶者がいた場合には、社員に降りてもらうか、契約を断念するかのどちらかだという話になります。逆ももちろんありますが、例えば妻が公認会計士で、夫が被監査会社の役員であるときには、監査することはできませんので、被監査会社との契約を断るのか、妻の公認会計士を社員にするのをあきらめるのかのどっちかだという選択で、大体は社員にするのをあきらめるという選択になってしまいます。これは女性の活躍推進という観点からしてもまずいでしょうということから、一律に禁止していましたのを、

その被監査会社を担当する社員であってはならないという規律に切り換えています（改正法 34 条の 11 第１項２号・24 条第１項１号）。

（２）組織内会計士の事務所登録

監査事務所ではなく会社に入っている登録公認会計士は、事務所の登録が必要であったことから、今までは自宅を事務所にしていた場合が多いのですが、勤務先をそのまま事務所にしていいことになりました（改正法 17 条・公認会計士等登録規則２条３号へ）。

・法 17 条（登録の義務）（令和５年改正）

公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所又は勤務先その他の内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

（３）業務補助期間の見直し

公認会計士は、公認会計士試験に合格した後、改正法第 15 条第１項に規定する業務補助を２年以上することになっていましたが、今回から３年以上に延長されています（改正法３条（公認会計士の資格））。

・法 15 条（業務補助等）

業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

①監査業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間

②財務に関する監査、分析その他の実務で政令（施行令２条）で定めるものに従事した期間

さらに、公認会計士試験に合格した後で、第 16 第１項に定める実務補習――座学ですが――を受けて単位を修得し、同条第７項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する、とされています。

・法 16 条１項（実務補習）

実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）において行う。

（４）継続的専門研修（CPE）の不受講など公認会計士登録抹消事由の追加(改正法 21 条)

公認会計士登録抹消事由が追加されまして、不正の手段により登録を受けたときとか、継続的専門研修（CPE）を受けていないとき等が追加されています。講習を受けたり、一定の論文についてのレポートとか、実は私も広島の方で継続的専門研修に該当する講習をやったことがありますが、これを全然受けていない場合です。また、２年以上継続して所在が不明である場合にも、登録の取消しができるようになっています。

特に、受講単位数が不足したまま受け直しをしない人もいるので、これが非常に問題になったようです。また、直近の例で言いますと、継続的専門研修がオンラインになったときに、オンライン講習を同時に２つぐらい登録して同時に受講する二重受講とか、学生がよくやる早送り受講、こういうのがある監査法人で露見しまして、それで金融庁が調査したところ、結構いろいろなところでやっていたようでありまして、問題になりました。基本的に、これは研修記録の取消しということになりますので、研修を受けていないことになります。こういうのでいきなり登録抹消はしないのでしょうが、少なくとも抹消事由に入れたということであったようです。

・改正法 21 条

公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、協会は、その登録を抹消しなければならない。

①その業務を廃止したとき。

②死亡したとき。

③第４条各号（欠格条項：第５号の２を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

２　公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

①不正の手段により登録を受けたとき。

②心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

③内閣府令で定める期間以上の期間（３年：公認会計士等登録規則 10 条１項）にわたり継続的専門研修（CPE：法 28 条）を受けていないとき（内閣府令で定める場合を除く。）。

④２年以上継続して所在が不明であるとき。

教育とか、制度変更による不利益が生じないための経過措置とか、あと幾つか細かな点があるのですが、時間もありませんので、今日の報告では省略させていただきます。

最後は駆け足になって申し訳ありませんでしたが、私の方からは以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

【討　　論】

○川口　　ありがとうございました。

それでは、どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【監査法人のガバナンス・コードの意義】

○北村　　詳細なご報告をいただき、ありがとうございました。大変勉強になりました。

レジュメ９ページの監査法人のガバナンス・コードについて質問させていただきたいと思います。もともとは大規模な監査法人についてのガバナンス・コードがあり、今回の改正で登録上場会社等監査人について適用範囲が拡大されたとのことでした。私はその中身を見ていないのですが、ご報告で、片木先生は、対象が拡大されて、内容は緩和されたという言い方をされましたので、その内容についてお伺いします。

例えばコーポレートガバナンス・コードであれば、その内容が、プライム市場上場会社には厳しくなり、そうでないものについては緩くなるとか、あるいは東証以外の上場会社であれば、基本原則だけは適用されるけれども、それ以外は適用されないとか、コードの内容を適用対象によって変えていくという規制となっているのですが、監査法人のガバナンス・コードについては、全て同じものが適用されて、それについて内容が緩くなったという意味なのか、あるいは大手とそれ以外を区別する、個人であればさらに緩やかになるといったような、対象による区分があるのでしょうか。

○片木　　ざっと読ませていただいた感じでは、大手ならこう、中小会社ならこうという区分は特に見受けられません。ただ、原則的には経営機関を設けなさい、経営機関を設けない場合には組織として監査の品質確保をするための何かの仕組みをつくりなさいという、こういう言い方です。

同じように、独立した評価・監督機関を設けなさいと。これは実際に見ていましたら、４大監査法人と準大手なんかは大体必ず設けてはいるのですが、懇談会の新しい改訂コードは、規模的に見て無理で評価・監督機関を設けないのであれば、何かの形で第三者の知見を活用して評価・監督をする仕組みにしなさいという、そういう言い方で実質的には分けているという感じではないかなと思います。

○北村　　そうすると、コンプライ・オア・エクスプレインの方式が適用されるということは、エクスプレインのところが重要になっていくのですかね。「このようにしなさい」「はい、してます」だけではなく。

○片木　　評価・監督機関を設けないのであれば、何かのやり方でやりなさいと書いてあるので、まあ、別にコンプライできるんじゃないでしょうか、設けなかったけれども何かしましたという。

○北村　　それでコンプライですか。

○片木　　コンプライのようですね。
○北村　　そうすると、監査法人のガバナンス・コードは誰に対してその遵守状況をアピールすることになるのでしょうか。コーポレートガバナンス・コードであれば、市場に対して、コンプライあるいはエクスプレインの内容をアピールすることが目的となっていると思いますが、監査法人のガバナンス・コードの遵守状況の意味は、市場に対するものなのか、あるいは上場会社に対するもの、つまり、このような監査法人に監査を依頼するかどうかという意味で上場会社に対してなのか。これについてはいかがですか。
○片木　　一応これは内容を公表することになっています。例えば、評価・監督機関を設けないのだったら、こういう仕組みをつくっていますという形で、事務所のホームページなり実際の報告書を作って公表しますので、それを見て、この会社ならば大丈夫と思って契約をしてもらおうというのが、少なくとも建前なのではないかと思っています。
○北村　　ありがとうございました。

【大手監査法人から中小規模監査法人への変更の理由】
○髙橋　　規模の大きな監査法人から規模の小さい監査法人・監査事務所へ監査の担い手が移行しているとのことですが、その要因は何なのでしょうか。報酬が大手だと高いので、コストを節約するために上場会社側が中小の監査法人・監査事務所を選んでいるのか、それとも、大手監査法人でマンパワーやリソースのなどの限界によって監査が引き受けられなくなってきているのか、何かご存じでしたら教えていただけますと幸いです。
○片木　　監査人が交代したときは臨時報告書を作って、その臨時報告書で交代の理由を記載することになっています。

実は、従来は「任期満了につき」というのがほとんどだったのです。でも、会計監査人の任期は１年で、それで交代させているから、「任期満了」では何の意味もなくて、なぜ更新しなかったのかを書いてもらわなきゃいけないわけです。さすがにこれはひどいということで、基準とかルールを変えまして、具体的理由を出しなさいということになっています。この数年ぐらいにつきましては、それもやっぱり建前なのかもしれませんが、大体どういう理由でというのが出るようになっています。

それで一番多いのは、今、高橋先生が言われましたように、監査報酬と自分の会社の身の丈といいましょうか、それを考えたらもうちょっと安いところにしたいという理由です。大手は監査報酬をだんだん引き上げていく傾向にありますので、これはもうたまらんということから中小監査法人とかに移るという例が、報告書で見る限り一番多いのは確かです。

次に多いのは、継続監査の期間が非常に長いということ。統計がやはりあるのですが、30年以上というのが結構あります。会社上場以来、同じところがやっているのもあるかもしれません。大手から大手に移る例はほぼこれです。さすがに長過ぎるので、この際新しい監査法人に依頼をしたいと。中小規模の監査法人への移行でも、こういう継続期間が理由だというのがあります。

両方書いてある例もあります。だから、報酬の問題と期間の問題。

そして、非常に少数ですけれども、監査法人から指摘を受けて、結局不正会計だった、粉飾決算だったと。実は、結構幾つかの会社で、会計処理がおかしいということで第三者委員会を設けて、課徴金の対象になりそうな会社があるのですが、その結果として、とてもこれは面倒見切れませんということで監査法人から断りましたというのが一、二社具体的に出ています。

それ以外のところでは、私どもの方では実はこういう指摘を受けて現在調査中です、なお、会計監査人については報酬その他の関係で交代しましたというふうに、これは本音と建前がどうなっているのかが非常に怪しいところですが、そういうふうになっているのがあります。

大体そんな感じだと思います。

○髙橋　　非常に詳細にお答えいただき、ありがとうございました。大変参考になりました。
○川口　　今の点ですが、もし会社法上の会計監査人であれば、変更する場合、株主総会の決議が必要ですよね。そうしたときに、監査報酬が格別に高い場合を除き、監査報酬が安いので中小へ移りますというのは、株主に説明がつくのでしょうか。中小だったら、先ほど先生がおっしゃったように、監査体制に不安がないわけではありません。株主を説得することができるのかなと思ったのですが。
○片木　　よく分からないのですが、臨時報告書にそう書いているところは、一応株主総会の方でも同じ説明をしているのではないでしょうか。別の説明はしないでしょうから、何とかしているのでしょうね。具体的に確認はしておりません。
○川口　　ありがとうございます。

【法定化の意義】
○石田　　ご報告、ありがとうございました。勉強になりました。
　ちょっと根本的なことですけれども、レジュメの２ページからのところで、従来から日本公認会計士協会でこういう登録制度があったというご説明をいただきました。今回の改正法では、それを法定の義務とすると。それがなければ監査を行うことができないという仕組みにしたということですが、もともとこういう協会のレビューというのがあって、それが長らく続いてきていたところを法定化したというところにどういう意味があるのか。
　例えば金融商品取引業者だったら、不正の手段により登録を得た者というのは、罰則がかかることになっていて、エンフォースがきつくなるという意味では非常に効果的だと思うのです。この登録制度の法定化の意義はどういうふうに説明されるのでしょうか。先生はどのようにお考えでしょうか。
○片木　　登録された事務所からの監査を受けなさいというのは、もともと法律にはどこにもなかったわけで、上場規則でそうなっていたみたいですね。そういう意味では、法的バックグラウンドを欠いていたのをちゃんとした制度の方に持っていったということで、今後は監査人名簿に載っていない人の監査を受けるというのは、少なくとも金商法上の監査としては無効になる可能性はあるのだろうと思います。
○石田　　そうすると、登録を受けていない者による監査を行った場合、その監査を行った者や被監査会社に対して法的なエンフォースをかけているというつくりになっているのですか。
○片木　　そこはフォローしていません。今申しましたように、従来はあくまで上場規則か何かになっていますから、少なくとも監査そのものの効力という議論には直ちには結び付かないのではないでしょうか。
　ただ、今回、金商法上のルールとして、この登録を受けているところからしか監査を受けてはならないとなっているので、そうなってくると、それ以外のところの監査を受けたというのが監査自体の効力に直ちに結び付くかどうかは、すぐには言えないですけど、結び付きやすくはなるかと思うのですけれども。
○石田　　ありがとうございます。

【施行規則とガバナンス・コードの読み方／中小監査法人の目指す先】
○舩津　　監査法人のガバナンス・コードについてもう一度教えていただければと思います。
　先ほど来、上場会社等の監査をする場合であっても、コンプライ・オア・エクスプレインであるということを前提にお話しされていたかと思います。確かに、ガバナンス・コードが改訂された後も、上場企業等の監査を担う者については読み替えて適用して、コンプライ・オア・エクスプレインの手法によって説明する必要があるということで、改訂後のガバナンス・コード自体もコンプライせずにエクスプレインすることが可能であることを前提としているとは思います。
　ただ、いただいた新旧対照表の法 34 条の 34 の

14では、「業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制」というのがあり、これは、確かにガバナンス・コードのコンプライ・オア・エクスプレインのエクスプレインをする方ということで理解できるのですが、その後に「人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制」も整備しなければならないとされています。

つまり、整備義務としては、内閣府令に定めるところによって公表する体制と業務管理体制を整備しなければならないというのが法34条の34の14ということなのかなというふうに読みますと、ガバナンス・コードでは、例えばその組織的な何かをすべきである、体制を整備すべきであるというような表現があるところがあるとするならば、それはまさに法34条の34の14の規定の定める体制であって、コンプライせずにエクスプレインで済ませる余地はないような気がしなくもないのですね。

そのあたりをどう読んだらいいのか、施行規則84条と法34条の34の14とガバナンス・コードがかみ合っているのかどうか、何となくちょっと分からないなというふうに思っていまして、そのあたりを少しお伺いしたいというのがまず一点です。

もう一点、背景事情についてご感想をお聞かせいただききたいということになるわけですが、中小の会計事務所が増えてきているということが問題だと思うのですけれども、その問題の解決策として結局のところ目指しているのは、大規模化というのが背後にあるのでしょうか。大規模化するために小さいところでもかなり厳しい負担を課しているというふうに見えなくもないけれども、中小の支援でしたか、何かそういうような表現もされています。実は裏側には、中小が増え過ぎて困るからもっと大規模化しろという話なのか、そのあたりを少しお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○片木　　非常に根本的なところのご質問をいただいて、ただ、お答えができるかどうかはっきりしないのですが。

34条の34の14の規定を受けて、最後のところの組織の体制というのは、レジュメ8ページの施行規則96条で「組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するもの……の体制を整備しなければならない」となっているわけです。それとしてのガバナンス・コードです。このガバナンス・コードがコンプライ・オア・エクスプレインになっているので、体制を整備しなければならないというのは何のこっちゃというのがまさに舩津先生のご質問でありまして、正直、私もそう思うというか……。じゃあ、エクスプレインしておけばいいのかというのが、どうもこの辺が読んでいてもあいまいなような気がいたします。

ただ、恐らくですけれども、先ほど言いましたように、例えば経営機関を置かないのであれば、どうやってチェック機能を果たすのかとか、あるいは評価・監督機関を置かないのであれば、何らかの仕組みを起きなさいと。形式的にはコード自体がそういう書き方をしていますので、結果としてはコンプライできているような気がするのですけれども、実質として組織的なチェック機能が働いているのかどうかということを品質管理委員会もチェックしますし、それを踏まえたうえで、さらに公認会計士・監査審査会の方もチェックします。

これは結構細かくチェックはしているようで、細かな問題点の指摘については相当されています。全然だめと言われているのは少数ですが、指摘事項があるところは結構あるわけです。

だから、ガバナンス・コードをある程度踏まえながら、具体的な形での体制整備ができているかどうかというのをこういうチェック機関の方が調べるという形で、形式的にガバナンス・コードのエクスプレインができているか、コンプライできているかということにとどまらないで、実質的な意味での体制整備がちゃんとできているのかというのを見ていくのだろうかとは思っています。正直なところ、そこぐらいしか言えません。

第二点は、おっしゃったとおりだと思いますが、

少なくとも議論としては、もうちょっと規模の大きいところが上場会社監査法人としてふさわしいというところに持っていくという方向性はあるのだろうと思います。個人事務所というのはさすがにやめて、監査法人でも５人よりはもう少し多いところがちゃんとやるというのが要求されるとは思います。

ただ、その場合におきましても、例えば、じゃあということで中国地方の中小監査法人が山形県のどこかの監査法人と一緒になったら５人を超えるからメンバーが増えたよねという話で、これで済むのかといったら、多分そうはいかないだろうと思うのですね。

もともと大手への集約というのは、そういうふうに地方の監査法人をどんどん合併する形で規模を大きくしていきました。その結果、それで何をしたのかといったら、要するに、地方の中小監査法人が長年お客さまとしていたクライアントを取り込んだわけです。

ただ、その場合に、実は地方事務所がある意味聖域化してしまいまして、担当する公認会計士と被監査会社との長年の関係に中央から全然チェックが利かない。これが結構幾つかの監査不祥事の原因というふうに指摘をされていまして、これが数々累積した結果として、大手の監査法人が１つ消えてしまったのはご存じのとおりです。

実はこれが一つの契機となって、このガバナンス・コードというのはできているのです。なので、恐らく単に合併して数を合わせても、直ちにそれで体制整備になるという話にはならないので、やはりきちっとしたチェック機能を備えるために、品質管理を専業とするような公認会計士を置くということになれば、やはりある程度の数がいないとできませんので、そこは必要になると思います。ただ、ただ数を増やせばいいという話にはならないということは、多分具体的にそういうことまで報告書に書いているわけではないでしょうけれども、恐らく議論としてはある程度合意はされているのではないかなと思っています。

○舩津　　分かりました。ありがとうございます。

【監査法人の社員の配偶関係に基づく業務規制の見直し】

○川口　　ほかにいかがでしょうか。

今回の改正と直接関係するかどうか分からないのですが、利害関係者の場合、監査が制限されますね。その例として、配偶者があり、今回、それに関して緩和がなされたということでした。もっとも、なぜ、配偶者だけなのでしょうか。例えば親とか子、会社法の社外者の定義では、配偶者以外にも２親等以内の親族が規定されています、なぜ配偶者に限定しているのですかね。

○片木　　すみません、私もよく分からないのですが。

○川口　　近年、女性の活躍に対する諸政策が考えられていますで、今回の緩和も、その一環という位置づけかもしれませんね。

○片木　　これ、法律だけじゃなくて、施行令の方にも入っていますが、そこにも「親族」というのは恐らくなかったと思います。もう一回確認してみます(法 24 条 2 項，施行令 7 条，法 34 条の 11，施行令 15 条。なお，監査府令は，監査を担当する公認会計士または監査法人の社員の二親等以内の親族が被監査会社の役員である場合を規制。監査府令 2 条 1 項 5 号，2 項 5 号)。

○川口　　著しく利害関係を有するとかというのは入っていて、ひょっとしたらそこに包含されるかもしれない……。

○片木　　いや、それも「施行令で定める者」というふうになっていますね。その施行令の方も一応さっと読んではいるのですが、親とか子が入っていたという覚えが余りないのですが。

○川口　　「著しい利害関係を有する会社その他の者の財務諸表」とあって、別に施行令で限定するというようなことにはなっていないようですね。

【上場会社等の監査を行う公認会計士の必要人数】

○北村　　基本的な質問で申し訳ないですが、６ページから７ページのところで、公認会計士個人が上場会社等の監査を行うという場合は、監査法人と共同でするか、あるいは個人同士で共同して

してもよいが、少なくとも公認会計士は５人以上要るということでした。そもそも上場会社の監査を行う公認会計士としての適正人数というのは、どれぐらいなのでしょうか。

○片木　　正直、日立製作所を監査するなら、もう何十人と要るだろうと思うのですが、東証スタンダードの一番小さなところでいけば、何とか５人でできているのかなあという……。

○北村　　やっぱり５人は必要でしょうか。小さな上場会社でも。

○片木　　そうですね、大体監査チームというのは、責任者がいて、それとある程度の公認会計士、最低ある程度の経験を持っている者がやりなさいとなっていますので、監査手続の内容にもよりますが、細かな機械的なものにつきましては、場合によっては、今の時代ですから、公認会計士自身がやらなくても、勘定分析とかいうのがあるのですが、勘定の中からおかしなところをチェックして、昔は勘どころでやっていたのですが、今であればひょっとしたら AI でやった方が早いのかもしれないですね。

　で、本当に重要なところになってくると、先ほどちょっと出ましたけれども、見積もりの必要性、例えば不動産なんかについてとか、工場とか、遊園地なんかもそうですが、お客さんが入らないから減損評価をすべきであるかとか、のれんの減損評価を行うべきかとか、これは高度の経営判断にも絡んでくる話で、こうなってくると、かなり責任と経験を持つ人が経営者と、例えば経営者の方が減損しないという評価をしたときには、その合理性については、やはりかなり上の方のチーフスタッフクラスの公認会計士と経営者、あるいは監査役なんかも交える形での協議で合理性を確認することになるのだろうと思うのですね。

　だから、手仕事をやってくれる人と、最終そういう大きな問題点なんかをチェックする人、それから期末監査にもちろん限らないので、内部統制の仕組み、会計上の内部統制なんかができているかどうかを期中にある程度チェックします。本当の大手が相手でしたら、これは会社の中にもう張り付いているようでありまして、その中でやりますから、どうしても何十人というチームが要るのは確かです。

　スタンダードの小さな会社なんかであれば、恐らくそこまではやっていないだろうと思いますが、ある程度期間中にも往査して、会計の制度といいますか、一定の決められた手続がちゃんとなされているかどうかを、一定の取引なんかをサンプリングチェックして見ていくような形をとるのだろうと思いますので、恐らく１人、２人ではさすがにやれないのではないかと思います。

○北村　　５人というのは、上場会社であれば通常起こり得るリスクへの対応とかを考えると最低人数ということですね。

○片木　　小さな上場会社なら何とかなる人数ということになるんじゃないでしょうか。

○北村　　分かりました。ありがとうございます。

○川口　　今のところですけれども、公認会計士の場合は、ご報告にもありましたように、登録を受けた監査法人と共同して監査を行うこととなっており、ひとりではやらさないということになっています。ここにいう「共同して」監査を行うということの意味はどう考えれば良いでしょうか。一緒にやるというのは分かるのですが、例えば監査証明は連名で出すのですか。

○片木　　出すと思います。

○川口　　その場合に、もし意見が違ったらどうなるのでしょうか。

○片木　　出ないのでしょうね。これもやはり監査役の監査みたいに、多数意見は出しておくけれども、別に反対意見を付記すると、そんな仕組みにはなっていないと思いますので、監査意見は一つでしょうから、それは監査意見不表明ということになるんじゃないでしょうか、さすがに。

　監査法人が責任監査法人で、こっちが副だという話には――ただ、公認会計士は、今現在共同でやれというのは２人ですね。今回の例でも、本当の登録監査人というのは最低２人で、お手伝いしてくれる公認会計士３名を加えて５人でやってくれということになっていますから、さすがにその

２人で意見が一致しないと、意見は出さないんじゃないでしょうか。
○川口　　ありがとうございました。

【配偶関係に基づく業務規制の見直しに伴う監査法人からの開示】
○伊藤　　ご報告ありがとうございます。
12ページでご報告いただいた「監査法人の社員の配偶関係に基づく業務規制の見直し」のところですけれど、今ご説明いただいたとおり、従来のルールは禁止の範囲が余りにも広いし、そのマイナス面もあるということでこういう改正がされたということを理解できました。
ただ、従来禁止されていたような場合に、全く利害関係が存在しなくて、監査法人の独立性等に何ら影響がないというわけでもないのだろうと思います。そこで、今回その禁止の範囲から外れたケースについて開示などは求められていないのかというところが、私は気になりました。
例えば、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令４条１項１号ヌを見ますと、「公認会計士法第25条第２項の規定により明示すべき利害関係」というのを監査証明書の記載事項としています。例えばこういうところにも、今回禁止から外れたような利害関係は含まれないというふうに解釈されているのでしょうか。
○片木　　すみません、私もそこまでは確認していません。先ほど言っていただいた 25 条による利害関係というところでは、恐らく一定の投資を持っている、債権債務があると。これは、あったとしても一定金額まではオーケーとか、株を持っている場合でも一定のレベルまでオーケーというのがあります。それを書きなさいというのが一番中心になると思います。
で、恐らく今までであれば、そもそも配偶者が相手会社にいたら、監査会社ではないということになるので、そもそも監査には入っていないので、ここで書くような話ではないということになっていたと思うのです。
○伊藤　　はい。
○片木　　おっしゃるとおり、今回は、配偶者だけれども、担当者ではないのでやっていますというのを書くのかどうかについては、私も確認できておりません。
ただ、今回、担当者ではないけれども配偶者がいますのでということで監査をやっているというのが多過ぎてはいけませんので、社員の半数がそんな関係になっている、つまり担当者ではないけれども配偶者がいるということになると、これは別個に、実は利害関係の問題として新たに入っております(施行令15条7号8号)。だから、さすがにそんなのばっかりではだめだということのようですけれども。
○伊藤　　なるほど。
○片木　　担当外だけれども配偶者がいますよというのを一々書くことになっているのかどうかというのは、改めて監査証明府令の方をチェックしたいと思います(法25条2項，34条の12第4項，施行規則12条，監査府令4条1項1号ヌ)。
○伊藤　　ご示唆いただいたように、監査業務の禁止というルールの規制範囲と、監査法人と被監査会社の間の利害関係について監査証明書への記載を要求する規制の範囲は、違ってもいいはずだと思います。ですので、そのあたりについて規則で細かい調整はできるのかなと思いまして、それで質問させていただきました。ありがとうございました。

【プロ向け市場銘柄の監査】
○川口　　ほかはいかがでしょうか。
３ページの上場会社等監査人名簿登録制度が要求される相手方の上場会社の範囲ですが、①金融商品取引法所に上場されている株券等で、括弧書きで「プロ向け銘柄を除く」とあります。その趣旨はどのように理解すればよいのでしょうか。このような銘柄であっても、しっかりとした監査は必要なようにも思いますが。
○片木　そうなんですか。プロ向け銘柄はどうなんでしょう。
○川口　　金商法193条の２だけで見ると、但書

による場合を除いて、上場会社については、監査証明は要るということになっていますね・・・。

○片木　　プロ向け銘柄については、ルールがどうもあったようです。本当のプロ市場というやつですよね。

○川口　　そうです。TOKYO PRO Market などですね。

○片木　　どっちかというと外国の企業、それから機関投資家だけを相手にするような仕組みでの上場ですよね。

○川口　　はい。

○片木　　それで、大きな会社がやることは全然考えられていないので、非上場の会社がプロだけの仕組みとしてやるという場合ですので、私が見た感じでは、通常の上場会社に求められる開示は求めれていないという説明になっていたように思うのですけれども。

［追記：プロ向け市場に上場されている株式は、「特定上場証券」として、有価証券報告書の作成が義務づけられていない(法2条33項、24条1項1号かっこ書き)。有価証券報告書に代わり、プロ向け市場に上場する会社が公表する「発行者情報」に含まれる財務情報については、監査法人による監査が求められている(特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例128条3項、同施行規則103条6項)が、公認会計士法上は、同監査については上場会社監査事務所登録制度に登録されている監査法人であることは求められない。ただし、東京証券取引所は、上場会社等監査人登録制度に登録されている監査法人（登録上場会社等監査人）による監査が望ましいとの立場である(TOKYO PRO Market に関するＱ＆Ａ13)］

【監査法人のローテーション制度】

○若林　　片木先生、いろいろとご教示いただきまして、ありがとうございました。

ローテーション制度との関係がどういうふうになっているのかという質問をさせていただきます。

大規模な監査法人ですと、多分問題なくローテーションはできると思うのですが、中小の監査法人の場合に、大会社の監査を行うに当たって、ローテーションが適用されてくると思います。その場合に、監査法人の中で監査を行う業務執行社員がいて、他方でそれをチェックする人たちも必要になってくるということになりますと、ローテーションをする場合に、そのチェックをした人が業務執行社員として監査を行うことができるのか、そうではなくて、ほかの監査法人に委ねないといけないことになるのか、その点がよく分からなかったので、ご存じでしたら、ご教示をお願いしたいと思います。

○片木　　実際それは問題になるわけでありまして、現在のローテーション制度は、監査法人について厳格に監査法人自体を変えろという仕組みではなくて、たしか原則は７年、そして大規模監査法人についてはたしか５年で担当者を変えなさいという仕組みになっていたかと思います。

これが、公認会計士個人が監査人の場合には、公認会計士自身がたしか７年で交代という仕組みになっています。ただ、公認会計士自身が交代しなきゃいけない場合というのは、やむを得ない理由があるときは例外で、やむを得ない理由というのが、ほかに人がいないという、そういう場合はもうしょうがないということになっています。

それから、直接ここでの議論の中に入っていないのですけれども、おっしゃったローテーション制度との関係で言えば、中小監査法人なんかについては５人、多分これでワンチームなんでしょうねということで、２チーム作るほどの余裕があるとはちょっと思えないので、一定の期間が来たら、監査法人自体を変えなきゃしょうがないんじゃないかなという感じはしています。ほかに人がいなければしょうがないという議論になるのかなという気はしておりますということです。

ただ、ごく少数なのですけれども、先ほど、監査継続期間を理由として交代させましたというところが、公認会計士法の７年とかのルールを踏まえて、必ず７年に一遍は監査法人、担当者を変えていますというルールを採用しているのだと明示しているところがあることはあります。

○若林　　分かりました。ありがとうございました。

○川口　　ほかにいかがでしょうか。もしご質問がなければ、今日はこれで終わらせていただきたいと思います。

　片木先生、どうもありがとうございました。

公認会計士法の改正

ＪＰＸ金融商品取引法研究会　　令和５年 11 月 24 日
広島大学人間社会科学研究科　　片木晴彦

一　はじめに

「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」
（令和４年５月１８日公布令和４年法４１号）
「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行日を定める政令」
（令和５年政令１４号）
施行日を令和５年４月１日とする
「公認会計士法施行令等の一部を改正する政令」（令和５年政令１５号）
「公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和５年内閣府令９号）
（以下，公認会計士法を「法」または「改正法」，公認会計士法施行令を「施行令」，公認会計士法施行規則を「施行規則」と記す）

二　改正までの経緯

１　「会計監査の在り方に関する懇談会」提言―会計監査の信頼性確保のために―
平成 28 年(2016 年)3 月 8 日
「最近の不正会計事案 などを契機として，改めて会計監査の信頼性が問われる状況に至っている。」
「会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みは、以下の５つの柱に整理」
（１）監査法人のマネジメントの強化
（２）会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
（３）企業不正を見抜く力の向上
（４）「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
（５）高品質な会計監査を実施するための環境の整備

上記提言を踏まえて，以下の対応
・監査法人の組織的な運営に関する原則 ≪監査法人のガバナンス・コード≫
平成 29 年(2017 年)3 月
→主として大手上場企業等の監査を担い，多くの構成員からなる大手監査法人における組織的な運営に関する原則，大手監査法人に経営機関や評価・監督機関の設置を求める。
・ 監査報告書における「監査上の主要な検討事項（KAM）」の導入
平成 30 年(2018 年)7 月監査基準の改訂
令和 3 年(2021 年)3 月期決算に係る金商法上の財務書類の監査から強制適用

・ 会計監査に関する情報提供の充実に向けた検討
会計監査に関する情報提供の充実について ― 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として ― 平成 31 年(2021 年)1 月 22 日
令和元年(2019 年)9 月監査基準の改訂
限定付適正監査意見を付する際の説明の強化
・2020 年 11 月監査基準の改訂
会計上の見積りの複雑化に対応して，監査リスクの評価を強化など

２ 会計監査の在り方に関する懇談会（令和３事務年度）論点整理（以下「論点整理」と記す）―会計監査の更なる信頼性確保に向けて―（令和 3 年 11 月 12 日）
・「会計監査を巡る環境の急速な変化を踏まえ、将来に向けて会計監査の信頼性を確保するには何が必要か、幅広い論点について総合的に議論」

３　金融審議会公認会計士制度部会報告(以下「制度部会報告」と記す)
―上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて―（令和４年１月４日）
「従来、上場会社の監査の大部分は大手監査法人により担われてきたが、近年では上場会社の監査の担い手が大手監査法人から準大手監査法人や中小監査事務所に裾野が拡大しており、これらの中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の一層の向上が急務となっている。」（制度部会報告 3 頁）
＊　別添資料１及び２参照

・上場会社の監査を担う監査事務所の規律の在り方の整備
・公認会計士・監査審査会によるモニタリングの強化
・監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の緩和
・組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策
・実務経験期間の延長
・継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上の確保
・会計に関する教育・啓発活動

三　改正法の概要

１　上場会社の監査を担う監査事務所の規律

(1) 上場会社監査事務所登録制度(平成 19 年（2007 年）導入)
・日本公認会計士協会（以下「協会」という）の自主的な制度として，上場会社を監査する監査事務所に対し、協会（上場会社監査事務所部会）が備える上場会社監査事務所名簿への登録を求める。

・登録の可否は、協会が設置する品質管理委員会が実施する品質管理レビューの結果等に基づき判断。
・登録された監査事務所は、定期的に品質管理レビューを受ける必要。
・２０１６年以降，登録の取消となった監査事務所は２件（２０１８年度：別添資料３）
・証券取引所の規則で，上場有価証券の発行者は、上場会社監査事務所名簿への登録を受けた監査事務所の監査を受ける必要がある。

(2) 上場会社等監査人名簿登録制度

・改正法第３４条の３４の２
改正法第五章の四　上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則
公認会計士及び監査法人は、協会による上場会社等監査人名簿への登録を受けなければ、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（上場会社等）の財務書類について第２条第１項の業務（金融商品取引法第１９３条の２第１項及び第２項に規定する監査証明に係るものに限る。）を行つてはならない。

・上場会社等（改正公認会計士法施行令２９条の２第１項）
①　金融商品取引所に上場されている株券等（プロ向け銘柄を除く。）の発行者
②　上場を予定している者であつて、ＩＰＯを行うため有価証券届出書の提出をしようとするもの
③　店頭登録されている株券等，また店頭登録を受けようとする者であつて、ＩＰＯを行うため、有価証券届出書の提出をしようとするもの
・株券等（同条２項）
①株券等，②協同組織金融機関の優先出資証券，③受益証券発行信託の受益証券で受託有価証券が①②に掲げるもの，④外国有価証券であって①②の性質を有するもの，⑤預託証券で①②④に係る権利を有するもの，⑥金商法２条２項のみなし有価証券で①～⑤に掲げるものに表示されるべき権利，⑦有価証券信託受益証券で受託有価証券が①②④に掲げるもの
・業務
金商法上の財務計算に関する書類の監査（金商法１９３条の２第１項）及び内部統制報告書の監査（同条２項）に限る。金融商品取引法１９３条の２第１項第２項に，対応する規定を付加
任意の監査，また大会社の会計監査人監査は除かれる（ただし，有価証券上場規程４３８条により，上場内国会社は、その会計監査人を、金商法上の財務に関する書類の監査証明を行う公認会計士等として選任する)。→資料４参照

(3) 登録の手続

上場会社等監査人名簿は、協会にこれを備え（改正法３４条の３４の３），登録を受けようとする者は，申請書を協会に提出し（同３４条の３４の４），協会は，登録拒否事由のない限り，名簿に登録する（同３４条の３４の５）。

(4) 登録拒否事由（改正法３４条の３４の６第１項）

・上場会社等監査人名簿の登録を取り消されて３年を経過しない公認会計士または監査法人（１号）
・業務停止期間中の公認会計士及び監査法人（有限責任監査法人を含む・以下同じ）（２号イ・３号イ・４号イ）
・解散または業務停止を命じられた監査法人，登録取消しまたは業務停止を命じられた有限責任監査法人で解散・登録取消しから３年を経過しないものまたは業務停止期間中のものに処分の日前３０日以内に社員として所属していた者（２号ロハ）
・上場会社等監査人名簿の登録を取り消された監査法人で取消しの日から３年を経過しないものに，取消しの日前３０日以内に社員として所属していた者（２号ニ）
・社員のうちに業務停止等の処分を受け，監査法人の社員となることができない者（法３４条の４第２項）に該当する者がいる監査法人（３号ロ・４号イ）
・社員のうちに登録を取り消され，または業務停止の処分を受けた有限責任監査法人で，その取消処分から３年を経過しないものまたは業務停止期間中のものに，当該処分の前３０日以内に当該有限責任監査法人に所属していた者がいる監査法人（３号ハ・４号イ）
・社員に上場会社等監査人名簿の登録を取り消されて３年を経過しない者がいる監査法人（３号ニ・４号イ）
・社員のうちに上場会社等監査人名簿の登録を取り消された監査法人で取消しの日から３年を経過しないものに，取消しの日前３０日以内に社員として所属していた者がいる監査法人（３号ホ）。

(5)形式的基準(改正法３４条の３４の６第１項３号ヘト・４号ロ)

・監査法人の社員（公認会計士に限る。）の数が政令（施行令２９条の３：５とする。）で定める数に満たないとき（３号ヘ）。
→監査法人は、公認会計士である社員が４人以下になり、そのなつた日から引き続き６月間その公認会計士である社員が５人以上にならなかつた場合には、その６月を経過した時に解散する（法３４条の１８第２項）　別添資料５
→「現行の公認会計士法の監査法人制度に倣い、制度導入当初は公認会計士である社員を５人以上有することとしつつ、制度導入後における日本公認会計士協会による中小監査事務所への育成支援による体制整備の進展等を踏まえ、見直すことが考えられる。」

（制度部会報告書５頁）

・監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が１００分の５０を下らない内閣府令で定める割合（施行規則８６条：１００分の７５）を下回るとき（３号ト）。

→法３４条の３第３項･施行規則１９条により，監査法人の社員の１００分の７５以上が公認会計士でなければならない。

・有限責任監査法人の資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令（社員の総数に１００万円を乗じて得た額：施行令２９条の４）で定める金額に満たないとき（４号ロ）。

→法３４条の２７第１項第３号･施行令２２条により，有限監査法人の資本金の額が社員の総数に１００万円を乗じて得た額に満たないことは，有限責任監査法人の登録拒否事由となる。

(6) 体制の確保(改正法３４条の３４の６第１項５号)・上場会社等の財務書類に係る監査業務等を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための体制として内閣府令で定めるものの整備が行われていないとき。

施行規則８７条（監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制）

① 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制（次に掲げる事項を含むものに限る。）

イ 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務に関する十分な知識及び経験を有する公認会計士を確保していること（申請者（監査法人にあっては、社員の過半数）が公認会計士の登録を受けた後３年以上の当該監査証明業務の経験を有する者であることを含む。）。

ロ 申請者（監査法人にあっては、社員の過半数）が、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 協会の調査（品質管理レビュー）に協力することを拒否したことがある者でないこと、又は当該調査に協力することを拒否したことがある監査法人の社員（当該監査法人の代表者及び業務の品質の管理状況の評価の結果を報告する社員（施行規則９６条４号）に限る。）であった者でないこと。

(2) 協会の調査において協会の会則その他の規則の定めるところにより監査証明業務の運営の状況に重大な不備があるとして協会の認定を受け、当該認定の日から３年を経過しない者でないこと、又は当該認定を受けた監査法人の社員（当該認定の原因となった監査証明業務に係る関与社員等（施行令１４条の２各号）に限る。）であった者で当該認定の日から三年を経過しないものでないこと。

② 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行うための体制（次に掲げる事項のいずれかを含むものに限る。）

イ 業務の品質の管理に係る専任の部門の設置

ロ 業務の品質の管理に主として従事する公認会計士（監査法人にあっては、社員である者に限る。）の選任

(7) 登録の取消し等(改正法３４条の３４の９)

・取消事由

① ３４条の３４条の６第１項（第１号を除く）のいずれかに該当することとなつたとき。

② 不正の手段により登録を受けたとき。

③ この章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反したとき。

・第１項の規定により登録が取り消された場合にあつては、同項の規定により登録を取り消された者は、その取消しの日前に締結された契約に係る第２条第１項の業務を行うことができる。この場合において、当該処分を受けた者は、当該契約を履行する目的の範囲内においては、なお登録上場会社等監査人とみなす（同条６項）。

(8) 改正附則３条（経過措置）

１ この法律の施行の際現に上場会社等の財務書類について監査業務を行っている公認会計士及び監査法人は、施行日から起算して１年６月間（当該期間内に新公認会計士法第３４条の３４の２の登録の申請をしたときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、新公認会計士法第３４条の３４の２の規定にかかわらず、当該業務を行うことができる。

２ この法律の施行の際現に上場会社等の財務書類について監査業務を行っている公認会計士及び監査法人が、新公認会計士法第３４条の３４の６第１項の規定により登録を拒否された場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該処分の日前に締結された契約に係る監査業務を行うことができる。

(9) 公認会計士が登録上場会社等監査人であるとき（改正法３４条の３４の１３）

公認会計士である登録上場会社等監査人は、上場会社等の財務書類について監査業務（法２条１項）を行うときは、内閣府令（施行規則９２条）で定めるやむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

① 登録を受けた監査法人と共同して行うこと。

② 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 政令で定める数（施行令２９条の５第１項：１）以上の他の登録を受けた公認会計

士と共同して行うこと。

ロ　イの他の登録を受けた公認会計士の数と補助者として使用する他の公認会計士の数を合計した数が政令で定める数（施行令２９条の５第２項：４）以上であること。

→改正前でも，大規模（資本金が１００億円以上又は負債が１０００億円以上：施行令８条）な大会社に対する会計監査人監査や上場会社（金商法１９３条の２第１項に基づく監査証明を受ける会社）等の監査業務を公認会計士が行うときは，共同監査が要求されている（法２４条の４）。

→公認会計士制度部会の審議では，個人事務所が上場会社を監査することについて，疑問を呈する意見もあった。

→「少数ではあるが公認会計士個人が上場会社監査を行っている現状を踏まえると、直ちにこれを一律に制限することは必ずしも現実的とは考えられない。同時に、先般改訂された監査に関する品質管理基準の内容等も踏まえ、上場会社監査により高いレベルの品質管理を求めるという考え方に照らすと、公認会計士個人による上場会社監査について適切な対応を行うことは急務と考えられる。具体的には、現に上場会社監査を行っている公認会計士個人については、上場会社監査を直ちに一律に制限するのではなく、まずは日本公認会計士協会において、中小監査事務所の育成支援の一環として、監査法人への移行に向けた取組みを計画的に進めるべきである。」

（制度部会報告書６頁）

(10) 業務管理体制の整備に関する特則（改正法３４条の３４の１４）

登録上場会社等監査人は、内閣府令で定めるところにより、業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制、上場会社等の財務書類に係る監査業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

施行規則９３条（業務の品質の管理の状況等の評価及び公表）

登録上場会社等監査人は、年度（毎年４月１日から翌年３月３１日までをいう。）又は会計年度中の一定の日（基準日）における業務の品質の管理の状況（監査法人にあっては、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置。）を適切に評価し、かつ、次に掲げる事項を公表する体制を整備しなければならない。

［以下略］

施行規則９４条（知識及び経験を有する公認会計士の監査証明業務への関与）

登録上場会社等監査人は、被監査会社等である上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務書類の監査証明業務について十分な知識及び経験を有する公認会計士を当該監査証明業務に関与させる体制を整備しなければならない。

施行規則９５条（経営管理の状況等の公表）

登録上場会社等監査人は、経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術の活用の状況、人材の確保の状況その他の当該登録上場会社等監査人の監査証明業務に利害関係を有する者が当該登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制を整備しなければならない。

施行規則９６条（組織的な運営）

登録上場会社等監査人は、組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び当該原則の適用状況を公表するための体制を整備しなければならない。

→金融庁告示第１０号（令和５年１月２５五日）

公認会計士法施行規則第９６条の規定に基づき、組織的な運営に関する原則を次のように指定し、令和５年４月１日から適用する。

「公認会計士法施行規則第９６条に規定する金融庁長官が指定するものは、金融庁のウェブサイトにおいて公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）とする」

２　監査の品質の維持・向上に向けた諸規範

(1) 企業会計審議会「監査に関する品質管理基準」

（令和３年（２０１１年）１１月１６日最終改訂）

（令和５（2023 年）年７月１日以後に開始する事業年度又は会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和６（2024 年）年７月１日以後に開始する事業年度又は会計期間）に係る財務諸表の監査から実施する。）

「監査事務所自らが、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別して 評価を行い、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施するという、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入する」

「最高責任者等の品質に関する説明責任を含む責任の明確化、監査事務所において最高責任者等が果たすべき主導的役割等に関する品質目標を設定することを求める」

「監査契約の新規の締結及び更新に際し、監査業務の内容、経営者の誠実性監査事務所の能力等を考慮するとともに、監査事務所の財務上及び業務上の目的を優先することなく，適切に判断することに関する品質目標を設定することを求める」

「監査事務所が、監査事務所自身によるモニタリング、改善活動の実施、監査事務所の外部からの検査及びその他の関連する情報から得られた発見事項の評価を行うことを明確

化した。その際、監査事務所が、不備を識別した場合には、識別した不備の重大性及び影響を及ぼす範囲を評価し、適切な改善につながるよう、根本原因を調査・分析し、不備の根本原因に対処する改善活動を実施することも求める」

「監査事務所に対し、監査事務所間の引継について品質目標を設定し、不正リスク対応基準において求められる引継に関する手続を全ての監査に対して求める」

(2) 協会の品質管理基準委員会報告第１号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」

・企業会計審議会の「監査に関する品質管理基準」を踏まえた実務指針。
・「監査に関する品質管理基準」の 2021 年改定を踏まえて，2022 年６月に改訂
・監査事務所内におけるリスク評価の体制，個々の監査について評価する体制の整備，また個々の監査において，監査責任者の監査品質の管理のための役割などについて規定。

(3) 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）

・大手上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に関する原則として，平成 29 年（2017 年）３月に策定。
・原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレインの手法によることが想定されている。
・令和５年３月段階で１９の監査法人がガバナンス・コードの受け入れを表明
・前述のように，改正法では，登録上場会社等監査人は，内閣府令で定めるところにより，監査業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならないとされ（改正法３４条の３４の１４），その一環として組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び当該原則の適用状況を公表するための体制を整備しなければならないものとされ（施行規則９６条），金融庁告示で「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が指定されている。
・「現行のコードが「大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されている」ことに留意し、準大手監査法人・中小監査法人における上場会社監査の品質確保にも資するコードとなるよう、また、監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるコードとなるよう、必要に応じて、その内容に改訂すべき点がないか検討されるべきである。」
（制度部会報告７頁）
・令和５年（2013 年）３月 24 日に改訂。
・「上場企業等の監査を担う共同事務所や個人経営の監査事務所は、本原則における「監査法人」を「監査事務所」に読み替えて適用し、コンプライ・オア・エクスプレインの手法により、実効的な組織運営を実践していることを説明する必要がある。

なお、現に上場企業等の監査を行っている個人経営の監査事務所については、日本公認会計士協会において、中小監査事務所の育成支援の一環として、監査法人への移行に向けた取組みを計画的に進めていくことが期待される。」

（監査法人のガバナンス・コードの改訂に当たって）

「特に上場企業等の監査を担う監査法人は、無限責任監査法人や有限責任監査法人といった法人形態その他の形式的又は実質的な違いにかかわらず、会計監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有することが必要である。」

「法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保すべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合であっても、組織として、会計監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有するべきである。」

「上場企業等を監査する監査法人が、監査品質の持続的な向上に向けて透明性の高い組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、例えば、監督・評価機関を設け、企業や他の監査法人における組織的な運営の経験、資本市場の参加者としての視点や監査の知見などを有する、独立性を有する外部の第三者の知見を活用すべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合であっても、例えば、独立性を有する第三者を業務運営上の会議等に参加させるなど、創意工夫して独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。」

３　品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会によるモニタリング

(1) 品質管理レビュー

・法４６条の９の２（平成１５年改正）により協会に求められている法定の調査。
・監査事務所の品質管理状況の調査のため，協会に設けられた品質管理委員会（協会外の有識者３名を組む１１名の委員からなる。協会の副会長が会長に就任）が実施。
・上場会社等監査人名簿に登録済の監査事務所については，原則３年に１回（最長５年に１回に延長可）の通常レビューが実行される。
・通常レビューでは，監査事務所が監査契約を締結している企業に対する個別監査業務を選定し、選定した個別監査業務に係る品質管理システムの運用の状況を確認する。
・企業会計審議会が定めた「監査に関する品質管理基準」、協会が定めた「監査事務所における品質管理」及び「監査業務における品質管理」を中心とする品質管理の基準への準拠状況を確認する。・
・2022 年度の品質管理レビューの結果については，資料６参照
・上場会社等監査人登録制度の登録の可否，登録の取消しの審査については，令和５年４月１日より設けられた上場会社等監査人登録審査会（協会外の委員が過半数である７名の委員からなる。審査会長は協会の会長）が，品質管理レビューの結果，監査法人のガ

バナンス・コードの適用状況を含む，監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制の確認を行い，登録の審査及び登録の取消しの審査を行う。
・上場会社等監査人名簿への登録審査に係るレビューでは，監査事務所の品質管理システムの整備の状況を確認するとともに、監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制の遵守についても併せて確認する。

(2) 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

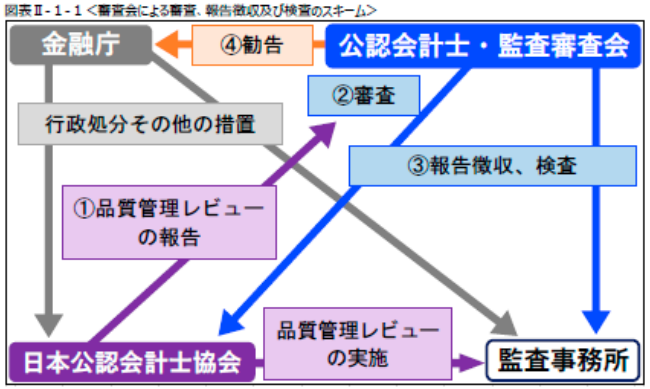
・審査会は、金融庁に設置された合議制の行政機関であり、会長及び９人以内の委員３により構成される（任期３年）。
・審査会は、協会の品質管理レビューに関する報告の受理・審査や、協会及び監査事務所等に対する報告徴収及び検査を行う。検査等の結果、必要と認める場合には、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を求める勧告を行う。

改正法４９条の４（権限の委任）
１　金融庁長官への権限委任
２　金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、協会の品質管理レビューの報告の受理に関する事務（法４６条の９の２第２項）並びに協会及び公認会計士・監査法人に対する報告聴取及び立入検査（法４６条の１２第１項及び４９条の３第１項２項）の権限を審査会に委任する。
→改正前は，審査会の委任事項は，以下に限定されていた
①協会による品質管理レビューの報告に関して行われるもの
②当該公認会計士等の業務の運営の状況に関して行われるもの
→限定が削除されたことにより，審査会は公認会計士等の業務の運営に関する検査を実施している最中に当該公認会計士等が虚偽の監査証明を出していることを疑う状況が生じたときは，虚偽の監査証明についても報告聴取・検査を行うことができる。

・報告徴収
令和４事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対して、業務管理態勢等を検証するため、品質管理基準等の改訂等への対応状況、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響等を踏まえた対応状況、監査契約の新規受嘱・解除等に係る経緯等、非財務情報に係る保証業務への取組状況を項目に含めて報告徴収を実施。
令和３年度の品質管理レビュー実施先からレビュー結果を考慮して選定した５５の中小規模監査事務所に対して、品質管理レビューにおける改善勧告事項に係る事項、経営管理態勢等に係る事項などの項目について報告徴収を実施。

・検査
検査の実施状況と結果については，資料７参照
2022 年度のモニタリングで業務の体制が著しく不当なものと認められると評価された監査法人に対して，金融庁から業務改善命令が出されている。

図表Ⅱ-１-１＜審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム＞



（公認会計士・監査審査会令和５年版モニタリングレポートより）

４　その他の改正事項

(1) 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務規制の見直し

改正法３４条の１１
・被監査会社と監査法人ないしその社員に一定の利害関係があるときに監査業務を行うことを禁止する。
・同条１項２号・２４条１項１号
監査法人の社員またはその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社の財務書類
・改正法は，その配偶者のみが当該関係を有する場合にあつては、当該会社の財務書類について当該監査法人の行う監査業務に関与する者その他の政令で定める者（担当の指定を受けた社員，関与社員など：施行令１４条の２）に限る。
→監査法人に所属する公認会計士（妻）の配偶者（夫）が，被監査会社の役員である場合には，当該会社を監査することが禁止されるので，当該公認会計士を社員に引き上げる

ことができない。多数の被監査会社を擁する大規模監査法人では，弊害が実際に生じることがあった。

(2) 組織内会計士の事務所登録

改正１７条（登録の義務）

公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所又は勤務先（下線部令和５年改正）その他の内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

→従来は事務所の登録が必要であったことから，組織内会計士が自宅を便宜上事務所として登録している例があった。

（公認会計士等登録規則３条３号へ）

(3) 業務補助期間の見直し

改正法３条（公認会計士の資格）

・公認会計士試験に合格した者

・第１５条第１項に規定する業務補助等の期間が三年以上

→令和５年改正により，２年から３年に延長。

監査業務の高度化で実務経験を通じても学ぶ知見の重要性が高まっていること，大学在学中に公認会計士試験に合格する者が増えており，社会経験を積ませる必要があること

→公認会計士試験合格の前後を問わず，次のいずれかの期間（法１５条）

① 監査業務について公認会計士又は監査法人を補助

② 財務に関する監査，分析で政令（施行令２条）に定める業務に従事

・公認会計士試験に合格した者に対する実務補習を受けて，単位を修得し，内閣総理大臣（金融庁長官）の確認を受ける（法１６条）

実務補習は認定を受けた実務補習団体（一般財団法人会計教育研修機構）が実施。研修期間は原則３年。業務補助等の実務経験を経ていることにより短縮できる。第１６条条第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する。

(4) 継続的専門研修（ＣＰＥ）の不受講など公認会計士登録抹消事由の追加

改正法２１条

公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、協会は、その登録を抹消しなければならない。

① その業務を廃止したとき。

② 死亡したとき。

③ 第４条各号（欠格条項：第五号の二を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

２ 公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

① 不正の手段により登録を受けたとき。

② 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

③ 内閣府令で定める期間以上の期間（３年：公認会計士等登録規則１０条１項）にわたり継続的専門研修（ＣＰＥ：法２８条）を受けていないとき（内閣府令で定める場合を除く。）。

④ ２年以上継続して所在が不明であるとき。

→下線部は令和５年改正で追加

→継続研修の受講は平成１５年の改正で法定の義務となった。

→一部研修義務を果たさない者が存在。また，コロナ禍でオンライン研修が採用された際，二重受講や早送り受講の例が露見した。

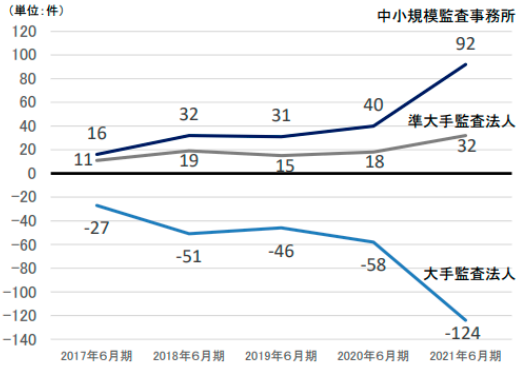
資料1

2021年11月29日
金融審議会
公認会計士制度部会
事務局説明資料

上場会社監査の担い手

□ 大手監査法人から準大手監査法人・中小規模監査事務所へ会計監査人を変更する傾向が見られる。

上場会社監査事務所の異動状況



（注１） 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の６月末までに後任会計監査人を決定している会社数を集計
（注２） 件数は純増減
（注３） 中小規模監査事務所とは、中小監査法人、共同事務所及び個人事務所をいう。
［資料］ 公認会計士・監査審査会「令和３年版モニタリングレポート」より金融庁作成

規模別の総増減の状況

（単位：件）

異動形態	2020年6月期	2021年6月期	増減
大　手　→　大　手	28	19	▲９
→　準大手	24	42	18
→　中　小	38	87	49
準大手　→　大　手	1	2	1
→　準大手	0	0	0
→　中　小	8	12	4
中　小　→　大　手	3	3	0
→　準大手	3	4	1
→　中　小	40	40	0
合　計	145	209	64

（注１） 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の６月末までに後任会計監査人を決定している会社数を集計
（注２） 合併による影響が、2020年６月期の中小→中小には３件、2021年６月期の中小→中小には２件含まれている。
［資料］ 公認会計士・監査審査会「令和３年版モニタリングレポート」より金融庁作成

- 8 -

資料2

特別解説
「日本企業における会計監査人交替の理由（臨時報告書における開示例）」
T&A Master　957号（2022年12月）

2019年6月から2022年9月までに提出された会計監査人の交代に関する臨時報告書の計647社を調査

【表3】 前任監査人と後任監査人の属性

前任／後任監査人の属性	企業数
4大監査法人→4大監査法人（注1）	（8社）68社
4大監査法人→準大手監査法人（注2）	（38社）116社
4大監査法人→中小監査法人（注3）	（69社）244社
準大手監査法人→中小監査法人	（10社）38社
中小監査法人→中小監査法人	（28社）111社
その他（中小監査法人→4大監査法人や準大手監査法人等）	（9社）70社
合　計	（162社）647社

（注1）4大監査法人とは、EY新日本、あずさ、トーマツ及びPwCあらたの4監査法人のことを指す。
（注2）準大手監査法人とは、太陽、仰星、京都、東陽、及び三優の5監査法人のことを指す。
（注3）中小監査法人とは、（注1）及び（注2）以外の監査法人を指し、個人事務所も含まれる。
（注4）（　）は、2022年4月4日から同年9月30日までに会計監査人が交代した企業数である。

資料3

2021年11月29日
金融審議会
公認会計士制度
部会事務局説明
資料

上場会社監査事務所等に対する措置

□ 2016年度以降、日本公認会計士協会が上場会社監査事務所等の登録取消しを行った事例は2件。

上場会社監査事務所等の登録状況と措置の状況

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
登録状況	上場会社監査事務所	131	126	118	118	127
	準登録事務所	11	8	13	18	13
	レビュー実施前監査事務所	*7*	*4*	*8*	*11*	*8*
	レビュー実施済監査事務所	*4*	*4*	*5*	*7*	*5*
措置の状況	措置なし	104	114	93	77	58
	措置あり	4	0	2	0	0
	一号措置（限定事項等の概要開示）	*4*	*0*	*2*	*0*	*0*
	二号措置（登録の取消し）	*0*	*0*	*2*	*0*	*0*
	計	108	114	95	77	58

（注1）登録状況は、各年度末時点の登録事務所数。
（注2）措置の状況は、上場会社監査事務所、準登録事務所に対する措置の状況。2018年度は、複数の措置が決定された監査事務所があり、「措置あり」の合計とその内訳は一致しない。
（注3）「第一号措置」：品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められたときは、上場会社監査事務所名簿等にその旨を記載し、その概要を開示する。
（注4）「第二号措置」：品質管理レビューにおいて、監査業務の全部又は一部の辞退勧告を決定したときは、上場会社監査事務所名簿等からの登録の取消しを行う。
［資料］日本公認会計士協会「最近の登録状況及び措置の状況」等から金融庁作成

資料4

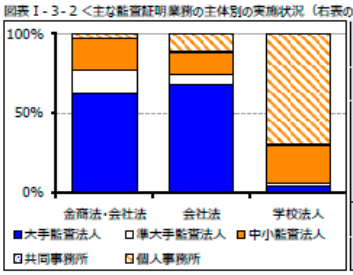
公認会計士・監査審査会
令和５年版モニタリング
レポートより

図表Ⅰ-3-1 <監査法人による監査証明業務の種別の状況>

種別	法定監査						任意監査	計
	金商法・会社法	金商法	会社法	学校法人	労働組合	その他		
社数	4,091	300	5,430	1,561	414	3,856	5,521	21,173
割合(%)	19.3	1.4	25.7	7.4	2.0	18.2	26.0	100.0

（注１）令和３年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計
（注２）「金商法・会社法」は金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務であり、「金商法」「会社法」はそれぞれ金商法又は会社法に基づく監査証明のみが必要な業務である。

図表Ⅰ-3-2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



監査事務所別		金商法・会社法	会社法	学校法人
監査法人		4,065	5,431	1,472
（内訳）	(大手)	(2,628)	(4,157)	(186)
	(準大手)	(623)	(412)	(89)
	(中小)	(814)	(862)	(1,197)
共同事務所		16	49	85
個人事務所		113	679	3,491

（注１）令和３年４月期から令和４年３月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計。図表Ⅰ-3-1のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。
（注２）「金商法・会社法」には、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務に加え、金商法に基づく監査証明のみが必要な業務も含めている。
（資料）協会データより審査会作成

資料5

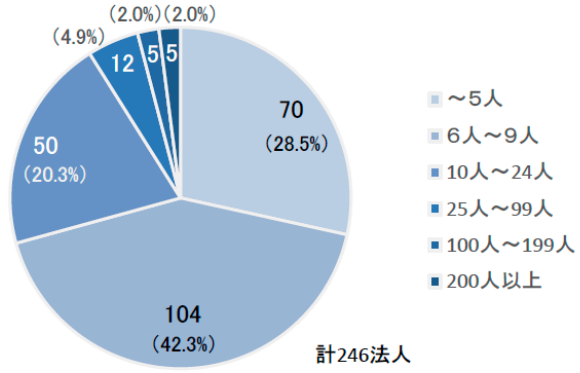
監査事務所数の推移

（単位：事務所数）

	2017	2018	2019	2020
大手監査法人	4	4	4	4
準大手監査法人	6	6	5	5
中小規模監査事務所	2,011	2,024	2,105	2,282
中小監査法人	212	219	227	249
共同事務所	48	50	49	56
個人事務所	1,751	1,755	1,829	1,977
合計	2,021	2,034	2,114	2,291

（注１）日本公認会計士協会に提出された監査概要書（写）及び監査実施報告書に記載されている各年３月末時点の監査事務所数を集計したもの。
（注２）2018年以前に準大手監査法人としていた優成監査法人は、2018年７月に太陽有限責任監査法人と合併している。
［資料］公認会計士・監査審査会「モニタリングレポート」（令和元年版～令和３年版）より金融庁作成

所属常勤公認会計士の数別の監査法人数



（注１）2019年度に各監査法人から提出された業務報告書等より246法人を集計
（注２）所属常勤公認会計士数は、公認会計士である社員と公認会計士である常勤職員の合計。
（注３）公認会計士法上、監査法人に所属する公認会計士である社員数が４人以下となった場合は原則解散となるが６月間の猶予期間が設けられている。
［資料］公認会計士・監査審査会「令和３年版モニタリングレポート」より金融庁作成

＊監査法人のうち、所属する常勤の公認会計士の数が10人未満の監査法人は7割以上

2021年11月29日
金融審議会公認会計士制度部会事務局説明資料

資料6

日本公認会計士協会
品質管理委員会
2022年度品質管理
レビューの概要より

2022年度品質管理レビューの結果

【監査事務所の規模ごとの内訳】

（単位：事務所）

			実施結果等の種類別の内訳				
			重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	繰越監査事務所	合計
登録事務所	大手・準大手		3 (4)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (4)
	上場会社監査数別監査事務所	10社以上	9 (8)	－ (－)	－ (－)	1 (－)	10 (8)
		5～9社	12 (9)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	12 (9)
		2～4社	19 (16)	1(注2) (4)	－ (－)	2 (1)	22 (21)
		2社未満	17 (10)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	17 (10)
	計		60 (47)	1 (4)	－ (－)	3 (1)	64 (52)
その他の監査事務所			24 (22)	1 (1)	3(注2) (1)(注3)	2 (1)	30 (25)
合計			84 (69)	2 (5)	3 (1)	5 (2)	94 (77)

(注1)( )内には、2021年度の監査事務所数を記載しています。
(注2)2021年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2022年度に繰り越された2監査事務所の実施結果を、それぞれ1監査事務所ずつ含めています。
(注3)2020年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2021年度に繰り越された1監査事務所の実施結果を含めています。

資料7

公認会計士・監査審査会
令和５年版モニタリング
レポートより

-1-4＜直近５年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）＞

事務年度	H30（注1）	R元（注1）	R2（注1）	R3（注1）	R4（注1）
大手監査法人	4（2）	4（2）	4（2）	4（2）	2
準大手監査法人	1	2	2	1	2
中小規模監査事務所	5（1）	3	4	4	5
外国監査法人等（注2）	0	1	0	0	1
合計	10（3）	10（2）	10（2）	9（2）	10

（注１）括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。
（注２）外国監査法人等については、2．外国監査法人等関係　（48ページ）を参照のこと。
（資料）審査会検査結果より審査会作成

図表Ⅱ-1-9＜平成28～令和４事務年度検査における総合評価の状況（単位：事務所数）＞

区分（総合評価）	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	－	－	－
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	－	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	－	4	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	－	1	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	－	－	10

（注１）平成28事務年度から令和４事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所
（注２）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

本則
一　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）・・・

た者は、公認会計士となる資格を有する。

（欠格条項）

第四条　次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一～五　（略）

五の二　第二十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

六・七　（略）

七の二　第三十四条の十の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により特定社員の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

八～十　（略）

（公認会計士試験の目的及び方法）

第五条　公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、第八条に定めるところによって、短答式（択一式を含む。）同条及び第九条において同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

（外国で資格を有する者の特例）

た者は、公認会計士となる資格を有する。

（欠格条項）

第四条　次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一～五　（略）

（新設）

六・七　（略）

（新設）

八～十　（略）

（公認会計士試験の目的及び方法）

第五条　公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、第八条に定めるところによって、短答式（択一式を含む。）第八条及び第九条において同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

（外国で資格を有する者の特例）

第十六条の二　（略）

2～5　（略）

6　第十八条の二から第二十条まで、第二十一条（第一項を除く。）、第二十二条、第二十四条から第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について準用する。

（登録の義務）

第十七条　公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所又は勤務先その他の内閣府令で定める事項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けなければならない。

（登録の手続）

第十九条　（略）

2　（略）

3　日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があった場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めたときは、資格審査会（第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第二項、第三十四条の十の十一第二項、第三十四条の十の十四第二項及び第四十四条第一項第九号

第十六条の二　（略）

2～5　（略）

6　第十八条の二から第二十条まで、第二十二条、第二十四条から第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について準用する。

（登録の義務）

第十七条　公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けなければならない。

（登録の手続）

第十九条　（略）

2　（略）

3　日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があった場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めたときは、資格審査会（第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第二項、第三十四条の十の十一第二項及び第三十四条の十の十四第二項において同じ。）の議決に

において同じ。）の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない。	基づいて、登録を拒否しなければならない。
4　（略）	4　（略）
（登録の抹消）	（登録の抹消）
第二十一条　公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。	第二十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消しなければならない。
一　その業務を廃止したとき。	一　公認会計士がその業務を廃止したとき。
二　死亡したとき。	二　公認会計士が死亡したとき。
三　第四条各号（第五号の二を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。	三　公認会計士が第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
（削る）	四　公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。
2　公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。	2　日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。
一　不正の手段により登録を受けたとき。	
二　心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。	
三　内閣府令で定める期間以上の期間にわたり第二十八条に規定する研修を受けていないとき（内閣府令で定める場合を除く。）。	
四　二年以上継続して所在が不明であるとき。	
3　前項第一号から第三号までの規定による登録の抹消については第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定を、前項第四号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。	3　第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定は、前項第一号から第四号までの規定による登録の抹消について準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。
（登録抹消の制限）	（登録抹消の制限）
第二十一条の三　日本公認会計士協会は、公認会計士又は外国公認会計士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第二十一条第一項第一号若しくは第二項第二号若しくは第四号又は第十六条の二第五項第一号（第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。）の規定による当該公認会計士又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。	第二十一条の三　日本公認会計士協会は、公認会計士又は外国公認会計士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第二十一条第一項第一号又は第十六条の二第五項第一号（第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。）の規定による当該公認会計士又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。
（設立等）	（設立等）
第三十四条の二の二　公認会計士（外国公認会計士を含む。以下この章から第五章の四まで及び第六章の二において同じ。）及び第三十四条の十の八の登録を受けた者は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。	第三十四条の二の二　公認会計士（外国公認会計士を含む。以下この章、次章及び第六章の二において同じ。）及び第三十四条の十の八の登録を受けた者は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。
2　（略）	2　（略）
（特定社員の登録義務）	（特定社員の登録義務）
第三十四条の十の八　特定社員となろうとする者は、特定社員の名簿	第三十四条の十の八　特定社員となろうとする者は、特定社員の名簿

（以下この節において「特定社員名簿」という。）に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録（以下この節（第三十四条の十の十第六号の二から第八号までを除く。）において単に「登録」という。）を受けなければならない。

（登録拒否の事由）

第三十四条の十の十　次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一～六　（略）

六の二　第二十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により公認会計士の登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

七・八　（略）

八の二　第三十四条の十の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

九　（略）

十　第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

（以下この節において「特定社員名簿」という。）に、氏名、生年月日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録（以下この節（第三十四条の十の十第七号及び第八号を除く。）において単に「登録」という。）を受けなければならない。

（登録拒否の事由）

第三十四条の十の十　次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一～六　（略）

（新設）

七・八　（略）

（新設）

九　（略）

十　第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中に第三十四条の十の十四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により特定社員の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

十一・十二　（略）

（登録の抹消）

第三十四条の十の十四　特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

一　監査法人の社員でなくなつたとき。

二　死亡したとき。

三　第三十四条の十の十各号（第八号の二及び第十二号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

2　特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

一　不正の手段により登録を受けたとき。

二　心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三　二年以上継続して所在が不明であるとき。

3　前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定を、前項第三号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

十一・十二　（略）

（登録の抹消）

第三十四条の十の十四　次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、登録を抹消しなければならない。

一　特定社員が監査法人の社員でなくなつたとき。

二　特定社員が死亡したとき。

三　特定社員が第三十四条の十の十各号に掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

2　日本公認会計士協会は、前項第三号の規定により登録の抹消（第三十四条の十の十第十二号に掲げる者に該当する場合における登録の抹消に限る。次項において同じ。）をするときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3　第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

4　日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第一項第一号又は第二項第二号若しくは第三号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。	4　日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第一項第一号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。
（特定の事項についての業務の制限） 第三十四条の十一　監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務を行ってはならない。 一　（略） 二　監査法人の社員のうちに会社その他の者と第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する者（その配偶者のみが当該関係を有する場合にあつては、当該会社その他の者の財務書類について当該監査法人の行う第二条第一項の業務に関与する者その他の政令で定める者に限る。）がある場合における当該会社その他の者の財務書類 三・四　（略） 2・3　（略）	（特定の事項についての業務の制限） 第三十四条の十一　監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務を行ってはならない。 一　（略） 二　監査法人の社員のうちに会社その他の者と第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する者がある場合における当該会社その他の者の財務書類 三・四　（略） 2・3　（略）
（業務管理体制の整備） 第三十四条の十三　（略） 2　前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項（第四十四条第一項第十三号及び第四十六条の九の二第一項において「業務の運営の状況」という。）を含むものでなければならない。 一～三　（略） 3～5　（略）	（業務管理体制の整備） 第三十四条の十三　（略） 2　前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項（第四十四条第一項第十二号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号において「業務の運営の状況」という。）を含むものでなければならない。 一～三　（略） 3～5　（略）
第五章の四　上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則	（新設）
（登録） 第三十四条の三十四の二　公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿への登録（以下この章（第三十四条の三十四の六第一項第二号及び第三号並びに第三十四条の三十四の八第二項第二号及び第三号を除く。）において単に「登録」という。）を受けなければ、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者（以下この章において「上場会社等」という。）の財務書類について第二条第一項の業務（金融商品取引法第百九十三条の二第一項及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。以下この章において同じ。）を行ってはならない。	（新設）
（名簿） 第三十四条の三十四の三　上場会社等監査人名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。	（新設）

（新設）

（登録の申請）

第三十四条の三十四の四　登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

一　公認会計士　次に掲げる事項

イ　氏名

ロ　生年月日

ハ　事務所の所在地

ニ　上場会社等の財務書類について共同して第二条第一項の業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人の氏名若しくは名称又は当該業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士の氏名その他内閣府令で定める事項

ホ　その他内閣府令で定める事項

二　監査法人　次に掲げる事項

イ　名称

ロ　事務所の所在地

ハ　社員の氏名及び住所

ニ　有限責任監査法人にあつては、資本金の額

ホ　その他内閣府令で定める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第三十四条の三十四の六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　申請者が公認会計士である場合にあつては、第二十八条の四第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの

三　申請者が監査法人である場合にあつては、登記事項証明書及び定款の写し並びに第三十四条の十六の三第一項に規定する説明書類の記載事項を記載した書類であつて内閣府令で定めるもの

四　その他内閣府令で定める書類

（新設）

（登録の実施）

第三十四条の三十四の五　日本公認会計士協会は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる登録の申請者の区分に応じ、当該各号に定める事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない。

一　公認会計士　次に掲げる事項

イ　前条第一項第一号に定める事項

ロ　登録年月日及び登録番号

二　監査法人　次に掲げる事項

イ　前条第一項第二号に定める事項

ロ　登録年月日及び登録番号

2　日本公認会計士協会は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

3　日本公認会計士協会は、上場会社等監査人名簿を公衆の縦覧に供

しなければならない。

（登録の拒否）

第三十四条の三十四の六　日本公認会計士協会は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一　第三十四条の三十四の九第一項の規定により申請者が登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないとき。

二　申請者が公認会計士である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ　第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

ロ　第三十四条の二十一第二項の規定により監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

ハ　第三十四条の二十九第二項の規定により登録有限責任監査法人が第三十四条の二十四の登録を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

（新設）

ニ　第三十四条の三十四の九第一項の規定により登録上場会社等監査人（第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監査人をいう。次号ホにおいて同じ。）（監査法人に限る。）が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該登録上場会社等監査人の社員であつた者でその取消しの日から三年を経過しないもの

三　申請者が監査法人（有限責任監査法人を除く。）である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ　第三十四条の二十一第二項又は第三十四条の二十九第二項の規定により業務の停止を命ぜられ、当該業務の停止の期間を経過しないとき。

ロ　社員のうちに第三十四条の四第二項各号のいずれかに該当する者がいるとき。

ハ　社員のうちに第三十四条の二十九第二項の規定により登録有限責任監査法人が第三十四条の二十四の登録を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止の期間）を経過しないものがいるとき。

ニ　社員のうちに第三十四条の三十四の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（監査法人を除く。）がいるとき。

ホ　社員のうちに第三十四条の三十四の九第一項の規定により他

の登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該他の登録上場会社等監査人の社員であつた者でその取消しの日から三年を経過しないものがいるとき。

ヘ　社員（公認会計士に限る。）の数が政令で定める数に満たないとき。

ト　社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が百分の五十を下らない内閣府令で定める割合を下回るとき。

四　申請者が有限責任監査法人である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ　前号イからトまでのいずれかに該当するとき。

ロ　資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たないとき。

五　上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための体制として内閣府令で定めるものの整備が行われていないとき。

2　日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を申請者に通知しなければならない。

（登録を拒否された場合の審査請求）

第三十四条の三十四の七　前条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

2　第三十四条の三十四の四第一項の規定により申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

3　前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

（新設）

（変更登録等）

第三十四条の三十四の八　登録を受けた公認会計士及び監査法人（以下この章において「登録上場会社等監査人」という。）は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、登録上場会社等監査人の登録は、その効力を失う。

一　登録上場会社等監査人が登録に係る業務を廃止したとき（次条第一項の規定による登録の取消しの手続に付されているときを除く。）。

二　登録上場会社等監査人（公認会計士に限る。）が第三十条又は第三十一条の規定により第十六条の二第一項又は第十七条の登録の抹消の処分を受けたとき。

三　登録上場会社等監査人（公認会計士に限る。）の第十六条の二第一項又は第十七条の登録が第十六条の二第五項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定により抹消されたとき（当該登録上場会社等監査人が第四条第六号に該当するに至つたことにより当該登録が第十六条の二第五項又は第二十一条第一項の規定により抹消されたときを除く。）。

四　登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）が第三十四条の十八第一項又は第二項の規定により解散したとき。

（登録の取消し等）

第三十四条の三十四の九　日本公認会計士協会は、登録上場会社等監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一　第三十四条の三十四の六第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二　不正の手段により登録を受けたとき。

三　この章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反したとき。

2　第三十四条の三十四の六第二項並びに第三十四条の三十四の七第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による登録の取消しの手続に付された登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）は、清算が結了した後においても、

（新設）

この条（第六項を除く。）の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

4　第一項の規定は、同項の規定により登録上場会社等監査人の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人（当該登録上場会社等監査人が監査法人である場合にあつては、当該登録上場会社等監査人の社員である公認会計士。以下この項において同じ。）につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、当該登録上場会社等監査人に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

5　第一項の規定は、同項の規定により登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）の登録を取り消す場合において、当該登録上場会社等監査人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

6　第一項の規定により登録が取り消された場合にあつては、同項の規定により登録を取り消された者は、その取消しの日前に締結された契約に係る第二条第一項の業務を行うことができる。この場合において、当該処分を受けた者は、当該契約を履行する目的の範囲内においては、なお登録上場会社等監査人とみなす。

（登録の抹消）

第三十四条の三十四の十　日本公認会計士協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消しなければならない。

（新設）

一　第三十四条の三十四の八第二項の規定により登録がその効力を失つたとき。

二　前条第一項の規定により登録を取り消したとき。

（登録及び登録の抹消の公告）

第三十四条の三十四の十一　日本公認会計士協会は、登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

（登録の細目）

第三十四条の三十四の十二　この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、上場会社等監査人名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

（上場会社等に係る業務の制限の特則）

第三十四条の三十四の十三　登録上場会社等監査人（公認会計士に限る。）は、上場会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うときは、内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

一　登録を受けた監査法人と共同して行うこと。

二　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　政令で定める数以上の他の登録を受けた公認会計士と共同して行うこと。

ロ　イの他の登録を受けた公認会計士の数と補助者として使用する他の公認会計士の数を合計した数が政令で定める数以上であること。

（業務管理体制の整備に関する特則）

第三十四条の三十四の十四　登録上場会社等監査人は、内閣府令で定めるところにより、業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制、上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

（新設）

第五章の五　外国監査法人等

（新設）

第五章の六　審判手続等

（設立、目的及び法人格）

第四十三条　（略）

2　協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録並びに上場会社等監査人名簿への登録に関する事務を行うことを目的とする。

（新設）

第五章の四　外国監査法人等

（新設）

第五章の五　審判手続等

（設立、目的及び法人格）

第四十三条　（略）

2　協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3　（略）	3　（略）
（会則） 第四十四条　協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～七　（略） 八　上場会社等監査人名簿への登録に関する規定 九～十四　（略） 十五　会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定 十六～十八　（略）	（会則） 第四十四条　協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～七　（略） （新設） 八～十三　（略） （新設） 十四～十六　（略）
2　（略）	2　（略）
（監査又は証明の業務の調査） 第四十六条の九の二　協会は、会員の第二条第一項の業務の運営の状況（当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。）の調査を行うものとする。	（監査又は証明の業務の調査） 第四十六条の九の二　協会は、会員の第二条第一項の業務の運営の状況（当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。）の調査を行うものとする。
2　（略）	2　（略）
（資格審査会） 第四十六条の十一　（略） 2　資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項及び第三十四条の十の十一第二項の規定による登録の拒否並びに第二十一条第二項及び第三十四条の十の十四第二項の規定による登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。	（資格審査会） 第四十六条の十一　（略） 2　資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項及び第三十四条の十の十一第二項の規定による登録の拒否並びに第二十一条第二項及び第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。
3～7　（略）	3～7　（略）
（権限の委任） 第四十九条の四　（略） 2　金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任する。ただし、第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 （削る） （削る）	（権限の委任） 第四十九条の四　（略） 2　金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限（次に掲げるものに限る。）を審査会に委任する。 一　第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるもの 二　公認会計士、外国公認会計士又は監査法人（以下この号において「公認会計士等」という。）が、第四十六条の九の二第一項の調査を受けていないこと、同項の調査に協力することを拒否していることその他の内閣府令で定める事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る同条第二項の報告を行うていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に関して行われるもの
3～5　（略）	3～5　（略）

第五十条　第四十七条の規定に違反した者又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。）で第四十七条の二の規定に違反したものは、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十一条　偽りその他不正の手段により公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

二　不正の手段により第三十四条の二十四又は第三十四条の三十三第五項の規定に違反して業務を行つたとき。

第五十二条の四　第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第三十四条の二十五第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三　第三十四条の五十一第一項、第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避

第五十条　第四十七条の規定に違反した場合又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四条各号のいずれかに該当するものを含む。）が第四十七条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十一条　不正の手段により公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

二　不正の手段により第三十四条の二十四又は第三十四条の三十三第五項又は第三十四条の二十四、第三十四条の三十三第五項又は第三十四条の三十四の二の規定に違反して業務を行つたとき。

第五十二条の四　第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第三十四条の二十五第一項若しくは第三十四条の三十四の四第一項の登録申請書又は第三十四条の二十五第二項若しくは第三十四条の三十四の四第二項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二　第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三　第三十四条の五十一第一項、第四十六条の十二第一項又は第四十九条の三第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避

したとき。	した者
（削る）	四　第四十八条第一項の規定に違反した者
四　第四十八条の二第一項から第三項までの規定のいずれかに違反したとき。	五　第四十八条の二第一項から第三項までの規定のいずれかに違反した者
2　第四十八条第一項の規定に違反した者（第五十四条第三号に該当する者を除く。）は、百万円以下の罰金に処する。	2　第五十四条第三号に該当する者については、前項第四号の規定を適用しない。
第五十三条の二　第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	第五十三条の二　第三十四条の二十第六項又は第三十四条の二十三第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。
第五十三条の四　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項又は第五十三条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	第五十三条の四　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十条、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第五十三条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
第五十五条の四　次の各号のいずれかに該当する場合には、公認会計士、外国公認会計士、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。	第五十五条の四　次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　第三十四条の二十八第一項又は第三十四条の三十四の八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。	九　第三十四条の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

改正案	現行
（公認会計士又は監査法人による監査証明） 第百九十三条の二　金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの（以下この項及び次条において「特定発行者」という。）が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。）には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人（特定発行者が公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一～三　（略） 2　金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの（以下この項において「上場会社等」という。）が、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人（上場会社等が公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一～四　（略） 3～8　（略）	（公認会計士又は監査法人による監査証明） 第百九十三条の二　金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの（次条において「特定発行者」という。）が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。）には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一～三　（略） 2　金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの（第四号において「上場会社等」という。）が、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一～四　（略） 3～8　（略）

○　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）　　（傍線部分は改正部分）

改正案		
別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の二―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）		
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～四十九　（略）		
五十　有限責任監査法人若しくは登録上場会社等監査人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定		
イ　（略） ロ　公認会計士法第三十四条の二十四の二（登録上場会社等監査人の登録）の登録	（略） 登録件数	（略） 一件につき九万円
ハ　（略）	（略）	（略）
五十の二～百六十　（略）		

現行		
別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の二―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）		
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～四十九　（略）		
五十　有限責任監査法人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定		
イ　（略） （新設） ハ　（略）	（略） （新設） （略）	（略） （新設） （略）
五十の二～百六十　（略）		

○　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）（附則第七条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（欠格条項） 第四条　次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。 一　未成年者 二　この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第百五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの 三　禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの 四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	（欠格条項） 第四条　次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。 一　未成年者、成年被後見人又は被保佐人 二　この法律若しくは証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条若しくは第百九十八条の規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十四条の罪、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十八条の罪、保険業法（平成七年法律第百五号）第三百二十九条の罪若しくは資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百四十七条の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの 三　禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの 四　破産者であつて復権を得ない者

五　（略） 五の二　第二十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者 六・七　（略） 八　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。 （登録の手続） 第十九条　（略） 2　（略） 3　日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく第十七条の登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めたときは、資格審査会（第四十六条の十一に規定する資格審査会をいう。第二十一条第二項において同じ。）の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない。	五　（略） （新設） 六・七　（略） 八　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。 （登録の手続） 第十九条　（略） 2　（略） 3　日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく第十七条の登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めたときは、第四十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない。

4　（略）	4　（略）
（登録を拒否された場合の審査請求） 第十九条の二　前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。	（登録を拒否された場合の審査請求） 第十九条の二　前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。
2　前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。	2　前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対してなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。
3　前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。	3　前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。
（登録の抹消） 第二十一条　公認会計士又は会計士補が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。 一　その業務を廃止したとき。 二　死亡したとき。 三　第四条各号（第五号の二を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 （削る）	（登録の抹消） 第二十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士又は会計士補の登録を抹消しなければならない。 一　公認会計士又は会計士補がその業務を廃止したとき。 二　公認会計士又は会計士補が死亡したとき。 三　公認会計士又は会計士補が第四条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 四　公認会計士又は会計士補が心身の故障により公認会計士又は会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。
2　公認会計士又は会計士補が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。 一　不正の手段により第十七条の登録を受けたとき。 二　心身の故障により公認会計士又は会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。 三　二年以上継続して所在が不明であるとき。	2　日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。
3　前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定を、前項第三号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第四十六条第二項一とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。	3　第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。
（登録抹消の制限） 第二十一条の三　日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第二十一条第一項第一号若しくは第二項第二号若しくは第三号又は第十六条の二第三項第一号（第二十一条第一項	（登録抹消の制限） 第二十一条の三　日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第二十一条第一項第一号又は第十六条の二第三項第一号（第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。）の

第一号の規定に係る場合に限る。）の規定による当該公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。	規定による当該公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。
（資格審査会） 第四十六条の十一　（略） 2　資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による登録の拒否及び第二十一条第二項の規定による登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。 3～7　（略）	（資格審査会） 第四十六条の十一　（略） 2　資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による登録の拒否及び第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。 3～7　（略）

○　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（附則第九条関係）　　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （第三次試験の受験要件の特例に関する経過措置） 第三十条　（略） 2　前項に規定する者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が三年以上であって、同法第十六条第一項に規定する実務補習を修了し、同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。	附　則 （第三次試験の受験要件の特例に関する経過措置） 第三十条　（略） 2　前項に規定する者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上であって、同法第十六条第一項に規定する実務補習を修了し、同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。

○　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第十条関係）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（審判官） 第二十五条　金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。 2　（略）	（審判官） 第二十五条　金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の五の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。 2　（略）

公認会計士法の一部改正の概要

――令和四年法律第四一号――

鳥屋尾大介　金融庁企画市場局企業開示課課長補佐

目次

一　はじめに
二　制定の経緯
　1　会計監査の在り方に関する懇談会
　2　金融審議会公認会計士制度部会
三　本法の概要
　1　会計監査の信頼性確保のための方策
　2　公認会計士の能力発揮に向けた環境整備
　3　その他の改正事項
四　施行期日
五　おわりに

一　はじめに

近年、会計監査を取り巻く経済社会情勢が変化する中、会計監査の信頼性の確保ならびに公認会計士の一層の能力発揮および能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を一層高めていくことが重要な課題となっている。このような状況を踏まえ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に関する登録制度の導入、監査法人の社員の配属関係等である場合における当該監査法人による業務提供の制限の見直しなどの施策を盛り込んだ「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」（以下「本法」という）が、令和四年五月一一日に成立、同月一八日に公布された。

本稿では、本法の制定経緯および概要を解説する。なお、本文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

二　制定の経緯

1　会計監査の在り方に関する懇談会

近年、会計監査に関しては、大手企業の不正会計事案を契機に、平成二七年一〇月に「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置され、同懇談会の提言（注一）を踏まえた対応として、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（注二）が策定されるなど、その信頼性確保に向けた取組みが進められてきた。

こうした中、足下では、経済社会情勢の変化に伴う監査品質に対する社会からの期待の高まり、公認会計士が担う役割の広がり、働き方の多様化、AIを含むITを活用した監査手法の導入、監査法人の社員の配属関係等に基づく業務制限の見直し等が提言された。

2　金融審議会公認会計士制度部会

論点整理における提言のうち、公認会計士制度に関する事項について、令和三年一月二二日の金融審議会総会で行われた諮問に基づき、同月二六日以降、同審議会の公認会計士制度部会（以下「制度部会」という）において三回にわたって論が行われ、令和四年一月四日に「金融審議会公認会計士制度部会報告――上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて――」（以下「報告書」という）が公表された（注三）。

報告書では、上場会社の監査の担い手の裾野の拡大等により中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の一層の向上が急務となっていること、共働き世帯の増加や女性活躍の進展がみられること等の環境変化を踏まえ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度の導入、監査法人の社員の配属関係等に基づく業務制限の見直しを行う規律付けを行う制度枠組みが講じられていること

・　諸外国において、上場会社等の監査を行う監査事務所に対して、監査監督機関による規律付けを行う制度枠組みが講じられていること

等を踏まえ、より高い規律付けを行う制度枠組みを検討すべきとの提言がなされた。本法では、以下のような公認会計士法上の規律を設けることとしている。

①　登録制度の導入

公認会計士または監査法人は、協会が備える「上場会社等監査人名簿」への登録を受けなければ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行うことができないこととしている（本法による改正後の公認会計士法（以下「新法」という）三四条の二の二）。

ここで、「上場会社等」の範囲については、金融商品取引所に株券を上場している会社のほか、金融商品取引所に株券を上場しようとする会社などを想定しているところであるが、具体的には政令において定めることとしている。

また、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務には、会社法上の監査や任意監査も含まれるところ、登録を受けなければ行うことができない監査証明業務は、金商法上の財務諸表等の監査証明および内部統制報告書に係る監査証明に限ることとしている（注一〇）。これは、わが国の資本市場が十全にその機能を発揮するために不可欠な業務である。この点、上場会社の財務書類について監査証明業務を行う当たって、公認会計士法は特別の参入規制等を設けていない一方（注一一）、日本公認会計士協会（以下「協会」という）の自主規制として、平成一九年四月より、「上場会社監査事務所登録制度」が導入されている（注一二）。

この自主規制を通じて、上場会社監査の品質管理の充実強化と資本市場における財務諸表監査の信頼性確保が図られてきたところであるが、報告書では、

・　上場会社の事業活動のグローバル化や業務内容の複雑化・多様化が進むとともに、会計基準の見直しが増大していること

・　上場会社の監査の担い手が大手監査法人から準大手監査法人や中小監査事務所に拡大しており（注一三）、中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の一層の向上が急

会社法（平成一七年法律第八六号）や金融商品取引法（昭和二三年法律第二五号。以下「金商法」という）に基づく監査などの法定監査のほかに、任意で行われる監査もあり、その対象は多岐にわたっている。

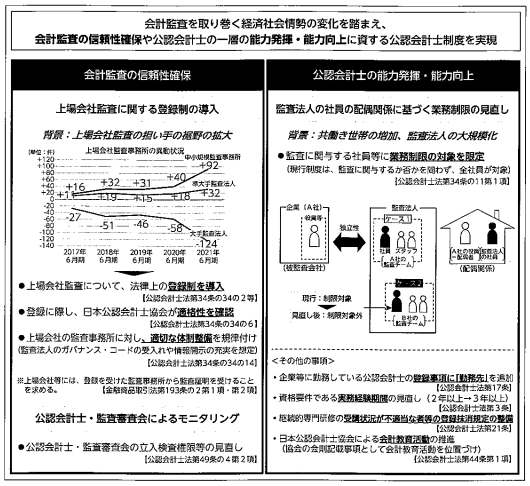
いずれの監査についても高い品質確保が求められることに変わりはないが、上場会社については、一般投資家を含む多数のステークホルダーを有しており、その財務報告の信頼性の確保は、わが国の資本市場が十全にその機能を発揮するために不可欠な業務である。この点、上場会社の財務書類について監査証明業務を行う当たって、公認会計士法は特別の参入規制等を設けていない一方（注七）、日本公認会計士協会（以下「協会」という）の自主規制として、平成一九年四月より、「上場会社監査事務所登録制度」が導入されている（注八）。

この自主規制を通じて、上場会社監査の品質管理の充実強化と資本市場における財務諸表監査の信頼性確保が図られてきたところであるが、報告書では、

・　上場会社の事業活動のグローバル化や業務内容の複雑化・多様化が進むとともに、会計基準の見直しが増大していること

・　上場会社の監査の担い手が大手監査法人から準大手監査法人や中小監査事務所に拡大しており（注九）、中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の一層の向上が急

［図表］　公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律　概要



会社の監査に高い規律を求める制度的枠組みや、女性公認会計士を含む公認会計士が持てる能力を十全に発揮できるような環境整備といった公認会計士制度に関する事項のほか、中小監査事務所（注四）に対する支援（注五）という等の継続的専門研修（以下「CPE」という）の充実、一層の充実、監査人と監査役等および内部監査部門との連携強化などの事項について、検討の必要性が提言された。

2　金融審議会公認会計士制度部会

論点整理における提言のうち、公認会計士制度に関する事項について、令和三年一月二二日の金融審議会総会で行われた諮問に基づき、同月二六日以降、同審議会の公認会計士制度部会（以下「制度部会」という）において三回にわたって論が行われ、令和四年一月四日に「金融審議会公認会計士制度部会報告――上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて――」（以下「報告書」という）が公表された（注六）。

報告書では、上場会社の監査の担い手の裾野の拡大等により中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の一層の向上が急務となっていること、共働き世帯の増加や女性活躍の進展がみられること等の環境変化を踏まえ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度の導

本資料は、商事法務研究会 旬刊商事法務編集部に事前に許諾を得て、第100回日本取引所グループ金融商品取引法研究会にて配布をしております。

入、監査法人の社員の配属関係に基づく業務制限の見直し等が提言された。

3　本法案の策定から公布まで

報告書で示された提言を盛り込んだ本法案は、令和四年三月一日に閣議決定され、同日国会に提出された。本法案は、第二〇八回国会（常会）における衆議院財務金融委員会の審議を経て同年四月一二日の衆議院本会議で可決され、参議院財政金融委員会の審議を経て、同年五月一二日に参議院本会議で可決・成立し、同月一八日に公布された（令和四年法律第四一号）。

三　本法の概要

以下、報告書の構成に沿って、本法の概要を解説する（図表参照）。

1　会計監査の信頼性確保のための方策

(1)　上場会社の監査を担う監査事務所の規律の在り方

公認会計士法（昭和二三年法律第一〇三号。以下「公認会計士法」または「法」という）上、公認会計士または監査法人は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査または証明をすることなどを業とするとされている（法二条一項、三四条の五）。監査証明業務は、

ととなるよう、上場会社の財務報告の信頼性を確保するという本登録制度の趣旨に鑑みると、資本市場に関する基本法である金商法に基づく監査証明のみを対象とすることが適当と考えられるためである。

②　適格性の審査

上場会社等監査人名簿は協会に備えることとし（新法三四条の二の三）、登録を受けようとする者は、名称（公認会計士にあっては氏名）、事務所の所在地等を記載した申請書を協会に提出しなければならない（新法三四条の二の三の四）。そして、協会は、登録拒否事由に基づき申請者の適格性を確認し（新法三四条の二の四の六）、登録を拒否する場合を除くほか、一定の事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない（新法三四条の二の五）。

このように、適格性の確認は協会が行うこととしている。これは、本登録制度を実効性のあるものとするためには、自主規制として「上場会社監査事務所登録制度」を運用してきた協会の知見・ノウハウを活用することや、上場会社等の監査の担い手として中小監査法人等においても十分な能力・態勢を整えられるよう、法制度による規律付けとともに、協会において育成支援策を併せて講ずることが有効であると考えられるためである。

なお、登録拒否事由については、申請者が、上場会社等監査人登録を取り消されてから三年を経過しないとき（新法三四条の二四の六第一項一号）、業務停止期間を経過しているない者であるとき（同項三号ロ・四号イ）、公認会計士である社員の数が政令で定める数に満たないとき（同項三号ハ・四号イ）等を規定している。このうち、政令で定めることとしている公認会計士である社員の人数について、報告書では、本登録制度の導入当初は、現行の公認会計士法上、監査法人には公認会計士である社員が五人以上必要とされていること（法三四条の七第一項、三四条の二の八第二項）と同じく五人以上とし、制度導入後の協会の育成支援による体制整備の進展等を踏まえ、見直すことも考えられるとされている。また、公正かつ的確に業務を遂行するための体制については、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行う上で確保されるべき体制として、内閣府令において具体化していくこととなる。

③　体制整備等

上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を適正に実施していくためには、より高い規律付けが必要と考えられることから、新法三四条の三四の二の登録を受けた公認会計士または監査法人（以下「登録上場会社等監査人」という）に対し、

イ　登録上場会社等監査人が公認会計士である場合における共同監査（新法三四条の三四の二三）

ロ　上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制の整備（新法三四条の三四の二四）

を求めることとしている。

イについて、現状、少数ではあるものの、公認会計士個人が他の公認会計士と共同して上場会社の財務書類について監査証明業務を行っている例（注一一）があり、報告書においては、本登録制度の導入に際して、法改正により一律にこれを制限するのではなく、協会において、育成支援の一環として、監査法人への移行に向けた取組みを計画的に進めるべきであるとされている。こうした提言を踏まえつつ、公認会計士が上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行う場合には、

・　上場会社等監査人登録を受けた監査法人と共同して行うこと

・　政令で定める数以上の他の上場会社等監

本資料は、商事法務研究会 旬刊商事法務編集部に事前に許諾を得て、第100回日本取引所グループ金融商品取引法研究会にて配布をしております。

査人登録を受けた公認会計士と共同し、かつ、当該他の公認会計士の数と補助者として使用する他の公認会計士の数を合計した数が政令で定める数以上であること

のいずれかの要件を満たさなければならないこととした。具体的な人数については、公認会計士による組織的監査の実現という観点から、今後、政令で定めることとしている。

次にロについて、上場会社等は、一般に、事業の規模が大きく複雑性が高いものと考えられることに加え、前述のように多数のステークホルダーを有しており、その財務報告の信頼性を確保することは、わが国の資本市場の十全な機能発揮のために不可欠な要素である。こうした上場会社等の財務書類に係る監査証明業務が公正かつ的確に行われるよう、報告書では、体制整備や情報開示等（注一一）についてより高い規律付けを設けることとし、登録を受けた監査事務所に対して「監査法人のガバナンス・コード」の受入れを求めること（注一二）や充実した情報開示を求めることが提言されている。体制整備の具体的内容については、本登録制度の趣旨や報告書の提言を踏まえ、今後、内閣府令で定めることとしている。

④　登録上場会社等監査人が、登録後に登録拒否事由に該当することとなったときのほか、不正の手段により登録を受けたとき、本登録制度を規定する新法第五章の四の規定または同章の規定に基づく命令に違反したときは、協会は、その登録を取り消すことができることとしている（新法三四条の九第一項）。

なお、登録上場会社等監査人がその登録を取り消された場合、公認会計士法上、当該登録上場会社等監査人であった者は、上場会社等の財務書類について監査証明業務ができないこととなる。この結果、当該登録上場会社等監査人であった者から監査を受けていた上場会社等は、改正後の金商法一九三条の二第一項および二項により他の登録上場会社等監査人その公認会計士または監査法人を選定してその監査証明を受けなければならないこととなり（後記⑥参照）、当該上場会社等やその投資家、ひいては資本市場全体に不測の事態が生じるおそれがある。このため、登録上場会社等監査人がその登録を取り消された場合であっても、取消しの日前に締結された契約に係る監査証明業務を行うことができることとし、その履行の目的の範囲内でなお登録上場会社等監査人とみなして、新法の規定を適用される措置としている（新法三四条の二四の九第六項）。

⑤　金融商品取引法上の規律

会計士、財務計算に関する書類および内部統制報告書には、利害関係のない公認会計士または監査法人による監査証明を受けなければならない（金商法一九三条の二第一項・二項）。本登録制度の新設に伴い、金商法を改正し、新法三四条の二四の二の「上場会社等」に該当する者は、財務計算に関する書類および内部統制報告書について登録上場会社等監査人から監査証明を受けることを求めることとし、公認会計士法の規律と整合性を図ることとしている。

⑥　経過措置

本法施行後は、従前から上場会社等の財務書類について監査証明業務を行っていた公認会計士または監査法人であっても、上場会社等監査人登録をしなければ、当該業務を引き続き行うことができないこととなる。これにより、前記④と同様に業務が生じるおそれがあるため、本法では、本法施行の際現に上場会社等の財務書類について監査証明業務を行っている公認会計士または監査法人（以下「経過措置対象者」という）について、必要な経過措置を設けている。

まず、経過措置対象者が本法施行日から起算して二週間以内に必要な届出をしたときは、施行日から起算して一年六月間は、引き続き、当該業務を行うことができることとしている（本法附則二条一項、四条一項）。

次に、上場会社等監査人名簿への登録申請を拒否された場合であっても、拒否処分の日から起算して一週間以内に必要な届出をしたときは、施行日から起算して一年六月間は、引き続き、当該業務を行うことができることとしている（本法附則二条一項、四条一項）。

以上の経過措置の適用を受けた経過措置対象者は、登録上場会社等監査人とみなされ、新法および改正後の金商法一九三条の二第一項および二項の規定が適用されることとなる（本法附則三条、五条）。

(2)　公認会計士・監査審査会によるモニタリング

公認会計士法上、内閣総理大臣は、公益または投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、公認会計士または監査法人に対し、検査・報告徴収の権限を行使できることとされている（法四九条の三第一項・二項）。この権限は、内閣総理大臣から金融庁長官に委任されている（法四九条の四第一項）。さらに、そのうち公認会計士または監査法人による業務の運営の状況（注一四）に関するものは、金融庁長官から公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）に委任されている（同条二項）。

これは、「公認会計士法の一部を改正する法律」（平成一五年法律第六七号。以下「平成一五年改正法」という）による公認会計士法の改正により、協会による業務の運営の状況に関する調査（以下「品質管理レビュー」という）を法定した際（法四六条の九の二第一項）、その実効性確保のための当局によるモニタリングの手段として、協会から提出される品質管理レビューの結果報告の受理とともに（同条二項、法四九条の四第二項、前述した検査等の権限のうち品質管理レビューの結果報告に関して行うものが、審査会に委任されたことによるものである（注一五）。

他方で、業務の運営の状況に関するものではない検査等の権限、具体的には、虚偽証明等（注一六）の検証を行うための権限等については、金融庁長官から審査会に委任されておらず、金融庁長官が行使すべき権限とされている（注一七）。

この結果、たとえば、審査会が業務の運営の状況に関して検査を実施している監査法人に虚偽証明等の疑義が生じている場合であっても、審査会が虚偽証明等の検証を併せて行うことはできず、金融庁が別途、虚偽証明等に関する調査を行う必要性が生ずるなど、効率的・効果的なモニタリングを実施の上での課題があるとの指摘があり、報告書では権限の委任の在り方について見直すことが提言された。

これを受け、本法では、法四九条の四第二項を改正し、審査会に委任される検査等の権限を監査法人等の業務の運営の状況に関するものに限定していた規定を削除している（注一八）。

これにより、たとえば、虚偽証明等の疑義がある監査法人等に対して審査会が検査等を行う際、当該監査法人等の業務の運営の状況の検証を行うという運用が可能となる。そして、その中で虚偽証明等に相当する監査上の不備が確認されれば、必要に応じて、審査会が金融庁に対して行政処分等の勧告を行うことで、モニタリングの結果を実効的に監督行政につなげていくことが期待される。

なお、本改正は、あくまで行政内部の権限委任関係を見直すものであり、品質管理レビューの実効性を高める観点から行われるものであるという審査会による検査等の位置付けを変えるものではない。

2　公認会計士の能力発揮に向けた環境整備

(1)　監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限

公認会計士法一条に「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務諸表その他の財務に関する情報の信頼性を確保する」とされているように（法三四条の二の二第一項で監査法人について準用）、会計監査の信頼性・公正性を確保するためには、公認会計士・監査法人の被監査会社等からの独立性を確保することが不可欠である。このため、公認会計士法では、公認会計士・監査法人について、被監査会社等と利害関係がある場合の業務制限、監査証明業務と一定の非監査証明業務との同時提供の原則禁止、被監査会社等への就職制限、継続的監査の制限（ローテーション・ルール）といった、独立性確保のための規律を設けている。

このうち、監査法人の利害関係に基づく業務制限について規律する現行の法三四条の二一を

みると、一項二号で、監査法人の社員のうちに会社その他の者（以下「会社等」という）と法二四条一項一号に規定する関係を有する者があり、社員または社員であった者が当該会社等の役員、これに準ずるものもしくは財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という）であり、または過去一年以内に役員等であった場合、当該監査法人による当該会社等への監査証明業務の提供を禁止している。

この業務制限は、当該社員が当該会社等の監査証明業務に関与するか否かにかかわらず適用されるところ、監査法人の大規模化や共同化に伴い、配偶者が被監査会社等である場合にまで、監査業務制限に抵触しないよう、監査法人の社員への登用を見合わせる事例が出てきているとの指摘がある。こうした事例は、今後、監査の分野における女性活躍の進展や上場会社の女性役員比率の高まり（注一九）に伴い、さらに増大することも見込まれる。

この点、「監査法人と被監査会社等との間の独立性の確保」という監査業務制限規定の本旨に立ち返って考えると、社員の配偶者が被監査会社等の役員等に影響力を及ぼしうる場合であっても、当該社員が監査業務から離脱するなど、監査証明業務に影響力を及ぼしえない限り、監査法人の独立性に及ぼす影響は限定的であると考えられる。また、諸外国における業務制限規定においては、監査法人の社員と監査先の役職員との間に配偶関係があることのみをもって一律に業務制限の対象とすることとはされていない（注二〇）。こうしたことを踏まえ、報告書では、本業務制限の対象となる監査法人の社員の範囲を、被監査会社等の財務書類について当該監査法人が行う監査証明業務に関与する社員等に限ることとすべきであると提言された。

これを受け、本法では、法三四条の二一第一項二号を改正し、業務制限の対象となる社員の範囲に限定を加えている。具体的には、配偶者のみが会社等の役員等である場合（または、過去一年以内に役員等であった場合）にあっては、業務制限の対象となる社員の範囲を、当該会社等の財務書類に係る監査証明業務に関与する者その他の政令で定める者に限ることとした。「配偶者のみ」としているため、社員自身が会社等の役員等である場合または社員およびその配偶者がそれぞれ会社等の役員等である場合は、引き続き、当該会社等への監査証明業務の提供は制限されることとなる。なお、「その他の政令で定める者」の範囲については、監査証明業務への影響等を勘案し、今後、検討していくこととなる。

(2)　継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上のための方策

近年、事業会社や行政機関等での業務に従事する、いわゆる組織内会計士が増加傾向にあるところ（注二一）。公認会計士が、財務や会計等に関する専門知識を活かして、それぞれの分野で活躍することは、財務報告の信頼性を確保することにつながるものと考えられる。

この点に関連して、現行の公認会計士名簿は、公認会計士の業務（法二条）を行う「事務所」の登録が必須となっているところ（法一七条）、公認会計士の業務を行っていない組織内会計士については、かかる事務所が存在しないことから、便宜上、自宅等を事務所として登録している例があるとの指摘がある。報告書では、これにより公認会計士名簿が組織内会計士の実態を表せていないために、対する協会からの適切な指導・支援が行われにくいとの問題意識の下、公認会計士名簿への登録事項として、「勤務先」を追加することが提言されている。

これを受け、本法では、公認会計士名簿への登録事項に「勤務先」が追加されるよう、法一七条の改正を行った。

3　公認会計士の能力向上に向けた環境整備

(1)　実務経験終了期間の見直し

①　改正の内容

公認会計士となる資格を有するためには、公認会計士試験に合格し（注二二）、業務補助等の期間（注二三）が二年以上であり、かつ、実務補習を修了し内閣総理大臣の確認を受ける必

要がある（法三条）。

このうち、業務補助等については、企業活動のグローバル化や業務内容の複雑化・専門化が進み、監査基準も高度化する中、監査の現場でこれに即応できる能力を養う観点から、実務経験を通じて学ぶ知見の重要性が高まっていると の指摘や、近年、大学等の在学中に公認会計士試験に合格した者の割合が増加しているところ（注二四）、そうした者の社会経験の場としての意義を踏まえるとの指摘がある。また、職業会計士志望者向けの初期専門能力開発を定める国際教育基準（IES）第五号では、三年の実務経験を求めることを例示しており、欧州の各国では、三年以上の実務経験要件を設けている例がみられる（注二五）。

これらを踏まえ、報告書では、業務補助等の期間について、現行の「二年以上」を「三年以上」に見直すべきであるとの提言がなされている。

これを受け、本法では、法三条を改正し、公認会計士となる資格を有するために必要な業務補助等の期間を「二年以上」から「三年以上」に改めることとした。

②　経過措置

本法施行にあたり、公認会計士となる資格を有するために必要な業務補助等の期間は三年以上となる。この点について、本法施行日において業務補助等の期間が二年以上である者に不利益を与えることのないよう、かかる者に求められる業務補助等の期間を引き続き二年以上とする経過措置を置いている（本法附則二条）。

(2)　継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上

①　登録抹消事由の追加

公認会計士は、その資質の向上を図るため、協会が行うCPEを受けることが法律上求められている（法二八条）。監査基準や実務の高度化、公認会計士が担う役割の広がり、監査業務のIT化・デジタル化の進展など、監査を取り巻く環境が変化する中で、公認会計士が、職業専門家として求められる知識・能力を不断に磨いていくため、CPEは重要な機会であると考えられる。

しかしながら、近年、CPEの受講単位数が不足したまま改善が認められずに金融庁から懲戒処分を受けた事例（注二六）や、eラーニング形式の研修の二重受講（同時に複数の研修を受講）・早送り受講といった不適正な受講により協会から懲戒処分を受けた事例（注二七）が確認されている。

この点について、報告書では、懲戒処分によってもなお受講単位数が不足したまま改善されないケースに備え、CPEの受講状況が著しく不適当な公認会計士の登録を抹消することができることとすべきとの提言がなされた。さらに、協会によるCPEの受講状況の改善に向けた指導等ができない長期所在不明者や、虚偽の申請等に基づいて登録を受けた者についても、他士業の例（注二八）も参考に、登録を抹消できることとすべきとされた。

これを踏まえ、本法では、法二一条二項に、協会が、資格審査会（注二九）の議決を経て公認会計士の登録を抹消できる規定を整備し、その抹消事由を、

イ　不正の手段により登録を受けたこと

ロ　内閣府令で定める期間以上の期間にわたり、CPEを受けていないこと（注三〇）

ハ　二年以上継続して所在不明であること

とした。

さらに、現行の法二一条一項に抹消しなければならない事由として規定されている、

ニ　心身の故障により公認会計士の業務を行わせることができない者として内閣府令で定めるとき

については、資格審査会の議決が求められることを考慮し、二項の抹消できる事由として整理し直すこととした（注三一）。

なお、ロの期間については、当該規定が、懲戒処分によってもなお受講単位数が不足したまま改善されないケースに備えたものであることを踏まえ、今後、内閣府令において検討することとなる。

②　欠格事由の追加

公認会計士法は、公認会計士としての能力や

本資料は、商事法務研究会 旬刊商事法務編集部に事前に許諾を得て、第100回日本取引所グループ金融商品取引法研究会にて配布をしております。

本資料は、商事法務研究会 旬刊商事法務編集部に事前に許諾を得て、第100回日本取引所グループ金融商品取引法研究会にて配布をしております。

品位に照らして、公認会計士として相応しくない者を排除するために、欠格事由を置いており（法四条）、欠格事由に該当した場合、公認会計士の登録申請が拒否され（法一九条三項）、登録済みの公認会計士については、その登録が抹消されることとなる（法一一条一項三号）。

この点①のイおよびロについては、いずれも法令違反が認められる状態であり、能力および品位の観点から問題があるとともに、これらの事由により登録が抹消されてから五年を経過しない者を欠格事由に追加することとしている（新法四条五号の二）。

(3)　会計に関する教育・啓発活動

協会は、小・中学生を対象に会計講座を実施するなど、会計に関する教育・啓発活動の推進に取り組んでいるところである。このような取組みにより社会における会計リテラシーの定着と会計の有用性に関する認識向上を図ることは、将来的に能力ある公認会計士の裾野を広げることにつながるとともに、財務書類作成に対する意識の向上を通じて、資本市場の信頼維持にも資するものと考えられる。

このため、本法では、法四四条一項の協会の会則記載事項に、「会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」を追加することとした（新法四四条一項一五号）。

4　その他の改正事項

本法では、その他所要の改正を行っている。

たとえば、特定社員、すなわち、監査法人の社員のうち公認会計士でない者は、公認会計士と同様に協会に備える名簿への登録が求められているところ、その登録抹消事由、欠格事由について、3(2)で述べた内容と同趣旨の改正を行うこととしている（新法二四条の一〇の一四第一項、三四条の一〇の一〇第一項八号の二）（法三二）。

また、平成一五年改正法による公認会計士法の改正により、従来、公認会計士試験第二次試験の合格者を対象としていた「会計士補」（注三三）の資格が廃止されているが、平成一五年改正法附則により、改正前の公認会計士法の規定のうち、欠格条項、登録事項、登録抹消等、会計士補の身分に関する規定については、制度変更による不利益が生じないよう、なお効力を有するものとされている。本法では、このなお効力を有するものとされる規定のうち、会計士補に係る登録抹消事由、欠格事由について、3(2)で述べた内容と同趣旨の改正を行うなどの対応をしている（注三四）。

5　施行期日

本法の施行期日は、一部規定を除き、公布日（令和四年五月一八日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としている。

四　おわりに

今般の公認会計士法の改正により、会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の能力発揮・能力向上に向け、一定の制度的な対応が行われたと見直し後の公認会計士制度が実効性のあるものとなることが重要であり、制度の趣旨・目的を踏まえた運用・取組みが着実に実施されることを期待したい（注三五）。

（注一）「会計監査の在り方に関する懇談会」提言の公表について（平成二八年三月八日〔https://www.fsa.go.jp/news/27/singi/20160308-1.html〕）。

（注二）「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の策定について（平成二九年三月三一日〔https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331_auditfirmgovernancecode.html〕）。

（注三）「会計監査の在り方に関する懇談会」（令和三事務年度）論点整理の公表について（令和三年一一月一二日〔https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211112.html〕）。

（注四）「中小監査事務所」とは、大手監査法人（有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人およびPwCあらた有限責任監査法人の四法人）および準大手監査法人（個星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人およびPwC京都監査法人の五法人）以外の監査事務所を指す。なお、「監査事務所」とは公認会計士および監査法人を指す。

（注五）　中小監査事務所に対する育成支援として、デジタル化支援、人的基盤の整備、経営相談体制の強化などの体制面・ノウハウ面での支援が挙げられている（論点整理四頁）。

（注六）「金融審議会「公認会計士制度部会」報告の公表について」（令和四年一月四日〔https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220104.html〕）。

（注七）　ただし、公認会計士が上場会社を含む大会社等（法二四条の二）の財務書類について監査証明業務を行う場合、原則として、また他の公認会計士も しくは監査法人と共同して、または他の公認会計士を補助者として使用して行なわなければならないとの規定がある（法二四条の四）。

（注八）　協会会則上、準登録事務所名簿（上場会社との監査契約締結を予定する監査事務所等が登録対象）に登録され、上場会社と監査契約を締結した監査事務所は、上場会社と監査事務所名簿への登録を申請しなければならないこととされている。登録の可否の判断および登録取消し等の措置の判断は、協会が行う品質管理レビューの結果等に基づき行われる。令和三年三月末時点の上場会社監査事務所名簿への登録件数は二二七件、準登録事務所名簿への登録件数は三件である。

また、金融商品取引所の規則により、上場内国会社は、上場会社監査事務所（準登録事務所名簿に登録されている監査事務所等を含む）の監査を受けるものとされている（東京証券取引所有価証券上場規程四四一条の三）。

（注九）　第一六回制度部会〈資料2〉八頁参照（https://www.fsa.go.jp/singi/kaikei_kinyu/kouninkisoku/20211129/02.pdf）。

（注一〇）　前提として、内部統制報告書が監査証明業務の対象である「財務書類」（法一条の三第一項）に含まれると解されることについて、「「公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について」（平成二九年一二月八日）の「提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方」No.4参照（https://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20171208-1.html）。

（注一一）　令和四年六月一日現在、上場会社監査事務所名簿に登録されている公認会計士事務所と共同事務所の数は、一二一事務所である。

（注一二）　報告書では、情報関示の内容として、「例えば、①品質管理、②ガバナンス、③IT・デジタル、④人材、⑤財務、⑥国際対応の六つの観点が考えられるとの意見があった」とされている（報告書六頁）。

（注一三）　報告書では、監査法人のガバナンス・コードが大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に置いていることを踏まえ、「準大手監査法人・中小監査法人における上場会社監査の品質確保にも資するコードとなるよう、また、監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるコードとなるよう、必要に応じて、その内容に改訂すべき点がないか検討されるべき」とされている（報告書七頁）。

（注一四）　「業務の運営の状況」とは、業務の執行の適正を確保するための措置、業務の品質の管理の方針の策定およびその実施等をいう（法三四条の一〇第一項）。

（注一五）　「公認会計士法等の一部を改正する法律」（平成一九年法律第九九号）による公認会計士法の改正により、監査法人等が品質管理レビューを受けていないこと等により協会が品質管理の報告を行っていない場合にも、業務の運営の状況に関する検査等を行えるよう、法四九条の四第二項の委任規定が改正されている。

（注一六）　「虚偽証明等」とは、①故意に虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類をこれらがないものとして証明すること、②相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類をこれらがないものとして証明することをいう（法三〇条一項・二項）。

（注一七）　虚偽証明等の検証に際し、審問、検査、報告徴収等の権限（法三一条三項、三三条一項、三四条の二一第四項）を用いることもできる。これらの権限は内閣総理大臣から金融庁長官に委任されている（法四九条の四第一項）。

（注一八）　検査・報告徴収の権限については、金融庁長官が行うことを妨げないとしている。

（注一九）　女性公認会計士の割合は一四・五％（令和二年二月末）、上場会社の女性役員の割合は六・二％（令和二年七月末）であり、いずれも増加傾向にある（第一六回制度部会〈資料2〉二三頁参照）。

（注二〇）　第一六回制度部会〈資料2〉二五頁参照。

（注二一）　協会による「組織内会計士ネットワーク」に加入している会員（組織内会計士である者）の数は、二、三九名（令和二年一二月末）とされている（第一六回制度部会〈資料2〉二八頁）。

（注二二）　同一回の公認会計士試験において、短答式試験・論文式試験の全部の免除を受けた者を含む（法三条）。

（注二三）　業務補助等の期間については、公認会計士試験合格の前後を問わず、監査証明業務について公認会計士または監査法人を補助した期間と、財務に関する監査・分析等の実務に従事した期間を通算した期間とされている（法一五条一項）。

（注二四）　令和三年公認会計士試験の合格者のうち「学生」の占める割合は、五九・四％である（令和三年公認会計士試験合格者調〈令和三年一一月一九日〉〔https://www.fsa.go.jp/common/kouninkaikeishi-shiken/conbungoukaku_r03003.pdf〕）。

（注二五）　第一六回制度部会〈資料2〉三四頁参照。

（注二六）　平成二七年八月三〇日に、平成二二年度・二三年度にCPEの必要単位数（年間四〇単位）を四倍修しておらず、その後も改善が認められなかった公認会計士二五名に対し、金融庁が懲戒処分（戒告）を実施。

（注二七）　令和三年三月九日に、eラーニング研修の二重受講（同時に複数の科目を受講）について、「つの監査法人と公認会計士四三名に対して、協会が懲戒処分（法人：会員機停止、個人：戒告）を実施。また、同年八月二一日に、eラーニング研修の早送り受講について「つの監査法人と公認会計士二九名、二重受講について公認会計士二一名に対し、協会が懲戒処分（法人：会員機停止、個人：戒告または会員権停止）を実施。

（注二八）　虚偽申請者、二年以上の所在不明者について、それぞれ登録取消し（法二五条一項一号、三号）。

（注二九）　公認会計士等の登録の拒否や抹消（心身の故障により業務を行わせることが不適正な欠くおそれがあるときに該当することによる抹消に限る）について必要な審査を行うために協会に設置されている機関（法四四条の一第一項・二項）。

（注三〇）　内閣府令で定める場合には、当該抹消事由に該当しないこととしている。

（注三一）　他の士業法において同様の整理をしている例がある（税理士法二三条一項一号、行政書士法七条一二項二号）。

（注三二）　もっとも、特定社員にはCPEの受講義務がないことから、公認会計士の抹消事由・欠格事由には差異がある。

（注三三）　令和四年三月九日時点の公認会計士補の数は、八九二名（協会会員五二七名、非会員三七五名）とされている。

（注三四）　会計士補についてもCPEの受講義務がないことから、公認会計士の抹消事由・欠格事由には差異がある。

（注三五）　協会からも、令和四年五月一一日に公表された会長声明において、本法に伴い整備された制度について、実効性を伴う制度として運用するために必要な検討を行っていくことが示されている（https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220511fdoc.html）。

（とやお・だいすけ）

来年の株主総会で機関投資家の賛同を得るために

井口譲二　ニッセイアセットマネジメント チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員

一　はじめに

二〇一四年のスチュワードシップ・コード導入以降、機関投資家（以下「投資家」という）の活発化する中、企業の株主総会運営における投資家対応の重要度が増している。本稿では、筆者の経験も踏まえ、投資家の賛同を得るための効果的な対応について考察する。結論は、「投資家の考え方を充分に理解することが重要」というありふれたものとなる。しかし、後記三のとおり、投資家の投票行動において、投資家の考え方を理解していると推察される企業群とそれ以外の企業群への賛否の判断には大きな格差があること、確認され、多くの企業において効果的に対応できていない実態があることを示唆している。

本稿では、企業側からは見落とされがちな、投資家にとっての議決権行使判断基準の位置づけや投資家の投票行動の確認を通じ、株主総会運営における投資家の考え方への理解の重要性を論じた後、そのひとつのカギとなる投資家の開示書類の読み解き方、そして、近年、話題となる株主提案がなされた際の投資家への対応について論じたい。本年の定時株主総会対応を終えた本誌読者の皆様におかれては、本稿を来年株主総会準備の一助としていただければ幸いである。なお、本稿における意見については筆者個人の見解となる。

二　投資家にとっての議決権行使判断基準の位置づけ

投資家は、議決権の行使を行うに当たり、議決権行使の判断基準を機関決定し、この判断基準に基づき、個別企業の各議案に対し賛否等の判断を行うプロセスをとる。したがって、投資家の基本的な行動様式を理解するためには、まずは、行使判断プロセスにおいて重要な役割を担う判断基準の位置づけを把握することが必要となる。判断基準には、一般的に、以下の三点の特徴があると考えている。

目　次
一　はじめに
二　投資家にとっての議決権行使判断基準の位置づけ
　1　議決権行使判断基準の趣旨
　2　投資家が求める最低限の水準での基準設定
　3　コーポレートガバナンス・コードの要求事項を補完する内容
三　投資家の投票行動
　1　企業群により大きく開く反対率
　2　投資家の投票行動の背景と企業としての方策
四　投資家の開示
　1　投資家の開示書類の体系
　2　投資家の開示書類の活用ポイント
五　株主提案に対する対応
　1　会社提案に対する株主提案
　2　サステナビリティ関連の株主提案
　3　求められる企業の前向きな開示姿勢
六　おわりに

本資料は、商事法務研究会 旬刊商事法務編集部に事前に許諾を得て、第100回日本取引所グループ金融商品取引法研究会にて配布をしております。

1　議決権行使判断基準の趣旨

議決権行使判断基準は、機関決定されたものであることに加え、年金運営等のアセットオーナーとの資金委託契約時に提

本資料は、商事法務研究会 旬刊商事法務編集部に事前に許諾を得て、第100回日本取引所グループ金融商品取引法研究会にて配布をしております。

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

金融商品取引法等改正（2023年11月20日）（１）
－顧客本位の業務運営の確保に関する改正部分について－

2023年12月22日（金）15:00～16:58
大阪取引所５階取締役会議室及びオンライン開催

出席者（五十音順）

石田　眞得　関西学院大学法学部教授
伊藤　靖史　同志社大学法学部教授
梅本　剛正　甲南大学共通教育センター教授
片木　晴彦　広島大学人間社会科学研究科実務法学専攻特任教授
川口　恭弘　同志社大学法学部教授
北村　雅史　関西大学大学院法務研究科教授
齊藤　真紀　京都大学大学院法学研究科教授
志谷　匡史　神戸大学大学院法学研究科教授
白井　正和　京都大学大学院法学研究科教授
髙橋　陽一　京都大学大学院法学研究科教授
舩津　浩司　同志社大学法学部教授
前田　雅弘　京都大学大学院法学研究科教授
松尾　健一　大阪大学大学院高等司法研究科教授
山下　徹哉　京都大学大学院法学研究科教授
行澤　一人　神戸大学大学院法学研究科教授
若林　泰伸　早稲田大学大学院法務研究科教授

【報　　告】

金融商品取引法等改正（2023 年 11 月 20 日）（１）

−顧客本位の業務運営の確保に関する改正部分について−

神戸大学大学院法学研究科教授
行 澤　一　人

目　　次

Ⅰ．　今般の法改正前の議論の状況
　１．顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保
　２．顧客等への情報提供
　３．デジタル技術の情報提供への活用
Ⅱ．　令和５年金商法等改正の概要
　１．顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保
　２．顧客等への情報提供
　３．デジタル技術の情報提供への活用
　（１）書面交付義務から情報提供義務へ
　（２）契約締結前情報提供に係る実質的説明義務の法律化
討論

○川口　　それでは、時間になりましたので、今月の金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

本日は、神戸大学の行澤先生から、「金融商品取引法等の改正－顧客本位の業務運営の確保に関する改正部分について－」と題してご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○行澤　　神戸大学の行澤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日取り扱う部分は、お手元の「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」と題したものの目次のⅡの「１．インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保」という部分と、「２．顧客への情報提供・アドバイス」のうち、（１）顧客等への情報提供というところを中心に、この提言によって今般金商法等改正につながったこの立法改正の部分を取り扱いたいと思います。

Ⅰ．今般の法改正前の議論の状況

2022 年 12 月９日に、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」（以下、「中間報告」と記す）が公表されました。その目的は、「経済成長の成果の家計への還元を促進し、安定的な資産形成の実現に向けて、利用者の利便向上とその保護のための、顧客本位の業務運営、金融経済教育等について検討を行」うことでありました（「中間報告」１頁）。

１．顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保

中間報告の「Ⅱ　家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮」の「１．インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保」では、「金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関（以下「金融事業者」という。） については、 2017 年３月に

「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」という。）が策定され、プリンシプルベースのアプローチのもとで、金融事業者による顧客本位の商品・サービスを提供する取組みが行われ、一定の進展が見られている」と記して（「中間報告」２頁）、「原則」（2021年１月改訂）の企図した金融事業者らの取組みが一定の成果を見せていると評価しています。

しかし、他方で、特に「リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品が推奨・販売されているのではないか」「顧客利益より販売促進を優先した金融商品の組成・管理が行われているのではないか」（「中間報告」２頁）といった「原則」の目指したプリンシプルに反するような実態がなお見られるとしており、「取組みは「道半ば」の状況にある」と評価していました。

しかも、「中間報告」は、「「原則」を採択していない、あるいは、方針等を公表していない金融事業者も多く存在して」いることを課題として捉えていますが、これはソフトローとしての「原則」の在り方そのものに起因する問題です。理想的には、「原則」を採択した金融事業者への市場の評価が高まり、そのような市場の力が金融事業者をして「原則」を採択せしめる圧力となるはずでありました。

そこで、「中間報告」は、「「原則」に定められている金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定めることなどにより、「原則」が対象とする金融事業者全体による、「原則」に沿った顧客・最終受益者の最善の利益を図る取組みを一歩踏み込んだものとすることを促すべきである」と提言しました（「中間報告」２頁）。

つまり、「原則」の定める７つのプリンシプル（原則）の中でも一般規定としての位置を占めるべき原則２【顧客の最善の利益の追求】「金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである」、これを法的義務として明記すべきであることを提言したのであります。

この点、従来からも「顧客の最善利益の追求」原則は、「誠実公正義務」（金商法 36 条１項〔金融商品取引業者等とその役員及び使用人〕、66 条の７〔金融商品仲介業者〕）の内容として法的義務であったという指摘がなされるかもしれません。というのも、この規定は、沿革的に IOSCO（証券監督者国際機構）の行為規範原則第１の「業者は、その業務に当たっては、顧客の最大の利益及び市場の健全性を図るべく、誠実かつ公正に行動しなければならない」を国内法化したものであることから、たとえ明文で規定されていなくても、金商法 36 条１項は顧客の最善利益義務を課していると解される余地があったからです。

しかし、金融庁は、「原則」の策定に当たって、「本来、金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましい」とし、かかる行動変容を導くために、「従来型のルールベースでの対応を重ねるのではなく、プリンシプルベースのアプローチを用いることが有効であると考えられる。具体的には、当局において、顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」という。）を策定し、金融事業者に受け入れを呼びかけ、金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことが適当である」（金融審議会市場ワーキング・グループ報告（平成 28 年 12 月 22 日））としていたように、市場原理を用いたソフトローによることを基本とする趣旨を明らかにしていました。

このことは、「金融事業者が遵守すべき最低基準を定める「法規制」と金融事業者のベスト・プラクティスの実現を目指す「原則」は、金融事業者の業務の適正化・高度化を図っていくための両

輪の関係にあり、両者を適切に組み合わせていくことが適当であると考えられる」と説明されていましたとおり（事務局説明資料（2020 年６月 29 日）３頁「論点①誠実公正義務・適合性原則の具体化について－誠実公正義務・適合性原則に基づく監督対応」）、業者のベストプラクティスの実現を目指す「原則」は、業者に対して最低基準を定める「法規制」とは別に定められたものであるという理解に立っていたように思われます。

また、金商法 36 条１項は、業者の個別的行為を規制するものではありますが、一般規定として他の具体的行為規制を補完するものであると解されるところ、「個々の行為規制の違反がない場合に、何を基準に誠実義務の違反を認定するかは難しい問題である」（黒沼悦郎「金融商品取引法（第２版）」（有斐閣、令和２年）552 頁）と従来指摘されていました。

この点、下級審判例の中には、過当取引につき、これを誠実公平義務違反単独で私法上の責任を認める事例が存在していた点が注目されます。注５（レジュメ３頁）に記していますように、過当取引等について、「証券会社が顧客の取引口座に対して支配を及ぼして、顧客の信頼を濫用し、顧客の利益を犠牲にして手数料稼ぎ等の自己の利益を図るために顧客の資産状況、投資目的、投資地域、経験に照らして過度な頻度、数量の証券取引の勧誘をすることは顧客に対する誠実義務に違反する詐欺的行為、背任的行為として私法上も違法と評価すべきである」とされました（大阪高裁平成 12 年９月 29 日判タ 1055 号 181 頁金融商品取引法百選 80 頁[石田信眞得]）。

また、その他にも、横浜地判平成 21 年３月 25 日金融商品取引法判例百選 36 頁[服部育生]では、乗換売買勧誘や過当取引が誠実公正義務に反し、これにより証券会社は不法行為責任を負うこととされました。

しかし、過当取引を違法と認める判例の中には、それ以外にも、契約上の善管注意義務違反、適合性原則違反、金商法 157 条（不正行為の禁止）違反、これらを組み合わせるもの、その他信義則違反に法的根拠を認めるものもあって、過当取引が誠実公正義務単独で捉えられるべきものであるかどうかにつき、そのあいまいさ又は一般的性格のゆえに司法判断は明らかではなかったと言えます。

なお、この点を指摘する黒沼教授の見解によれば、過当取引は適合性原則違反として、すなわち量的適合性違反として捉えることができるということを主張されています（黒沼・前掲 581 頁）。

更には、行政処分事例では、誠実公正義務違反を直接的な理由としたものは見当たらないとされています（松尾直彦「金融商品取引法（第 7 版）」（商事法務、令和 5 年）465 頁）。

それゆえ、かかる状況において顧客の最善利益の追求が誠実公正義務の要素として新たに法定されることは、およそ過当取引のように利益相反的あるいは詐欺的な取引類型を誠実公正義務単独で捕捉することをより強く支えるであろうし、それ以外にも、どの個別的行為規制に該当するかが必ずしもはっきりとしない利益相反的行為類型を誠実公正義務違反として捉える（キャッチ・オール規制）ことを支持することにつながるのではないでしょうか。

この点は、「中間報告」（2 頁（脚注２））でも、「同義務を定めることによって、誠実公正義務と同様に、具体的な行為規制が補足しづらい行為を規制する際の指針としての役割を果たすことが期待される」と指摘されていたところです。あるいは、少なくとも利益相反性を誠実公正義務がくみ取る形で、他の個別的行為規制をサポートすることは十分考えられるかもしれません。

ちなみに、金融庁の金融商品取引法業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－３－１の適合性原則・誠実公正義務の（１）主な着眼点のうち、④不適当又は不誠実な投資勧誘行為として、いわゆる過当取引、もしくは回転売買のようなものが適合性原則・誠実公正義務に反するものとして理解されています。

なお、アメリカの SEC 規則である Regulation Best Interest（規則 240.151-1。以下、「Reglation BI」と記す）は、「最善利益義務」

の意義として、まず（1）において、「ブローカー・ディーラー又は関係する自然人は、リテール顧客の利益を差し置いて当該推奨を行うブローカー・ディーラー又は関係する自然人の経済的その他の利益を優先することなく、当該推奨時のリテール顧客の最善利益において行動しなければならない」ことを一般的に定め（一般規定）、次に（2）において、それを４つの個別的義務（情報開示義務、注意義務、利益相反防止義務、コンプライアンス義務）として具体化しています。この（2）の個別的義務が全部満たされないと、（1）の一般規定の最善利益義務の違反となり、また（1）の一般的義務が満たされたかどうかの評価は、当該推奨がなされた時点で各々の具体的義務が満たされたかどうかについての事実と状況に係る客観的評価に帰着するとされています。

つまり、アメリカのRegulation BIでは、顧客の最善利益を追求すべきブローカー・ディーラーの義務を規定する一般規定はこれを具体化する４つの個別的義務と併せて評価されることが予定されており、一般規定単独で規則違反を認定するという構造にはなっていません。しかし、例えば適合性原則を規定する注意義務規定（(2)（ⅱ)(A)～(C)）の(B)(C)を見ると、「(B)リテール顧客の投資プロファイル及び当該推奨に伴う潜在的なリスク、利益（rewards）そしてコストに基づいて、当該推奨が特定のリテール顧客の最善利益に適うものであり、かつリテール顧客の利益を差し置いてブローカー・ディーラー又は関係する自然人の経済的その他の利益を優先するものではないと信じるにつき合理的な根拠を有すること。(C)一連の推奨取引について、個別に評価してリテール顧客の最善利益に適っているのみならず、リテール顧客の投資プロファイルの観点から全体として見ても超過的ではなく、リテール顧客の利益に適っており、かつリテール顧客の利益を差し置いて当該一連の推奨を行うブローカー・ディーラー又は関係する自然人の経済的その他の利益を優先するものではないと信じるにつき合理的な根拠を有すること」と規定され、（1）の一般規定における顧客の最善利益を図ることと利益の優越禁止という規範的判断要素が、(2)(ⅱ)の注意義務規定でも重ねて規定されています。つまり、この一般的義務(1)と個別的義務(2)が相まって、一体として規範的な判断を要する性質のものとなっています。

これに比して、我が国の個別規制が、規範的判断要素を必ずしも含まない具体的な規定であることが多いことを前提とすれば、そのような個別規制では捉え切れない行為を、規範的観点から、最善利益義務を法定された誠実公正義務単独で、あるいは他の規定との合わせ技で補足するということがより重要になってくるかもしれません。

２．顧客等への情報提供

「中間報告」の「２．顧客への情報提供・アドバイス」のうち、（１）顧客等への情報提供の①利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化（「中間報告」３頁）では、まず、「顧客が適切な金融商品を選択するためには、金融商品の販売者等による適切な情報提供が必要不可欠である」とし、情報提供が求められる事項として、特に１）販売者の利益相反の可能性に関する情報、２）手数料に関する情報が重要であるとされました。

１）販売者の利益相反の可能性に関する情報提供については、原則５に基づいて、重要情報シートに具体的な内容を記載することが求められているところ、現状では仕組債やファンドラップなど、特に利益相反に係る情報開示が重要であると思われる商品において重要情報シートが利用される割合が低く、また利用されていても投資家にとっては分かりにくくなっていること、そもそも重要情報シートの利用がソフトローである「原則」上の要請であり、義務的ではないことが問題視されました。

そこで、ここでもソフトローからルールベースへの転換が図られるべきとし、現行の重要情報シートの記載事項のうち、少なくとも次の３点についてはルール化することが提言されました。すなわち、

ア　顧客が支払う費用のうち販売会社が組成会社から受け取る手数料の割合及びその対価として顧客に提供するサービスの内容（第三者から受け取る報酬等も含む）

イ　組成会社や販売委託元との関係（資本関係、人的関係又は重大な業務上の関係を有する者の商品（グループ商品）を販売する場合）

ウ　他の商品と比較して当該商品を販売した場合の営業職員の業績評価上の取扱い

を対象とし、その内容も顧客が容易に理解できるよう、明確に分かりやすくする工夫が必要である、ということでありました（「中間報告」３－４頁）。

ちなみに、特に問題とされた仕組債の場合には、注13（レジュメ６頁）で、あるいは申し上げるまでもないかもしれませんが、実質的なコストを販売価格に上乗せして販売されるケースが多く、それは販売会社（販売コスト）と組成業者（組成コスト）とで分配されます。この点、山元高士氏の論文（「個人投資家の信頼を失わせる市場規律の欠如を憂う」週間金融財政事情（2005 年５月 30 日）14 頁）によりますと、2005 年の段階で次のように述べていました。「購入から償還・売却までの顧客が負担する取引コストの説明がなされているかどうか。リスク限定型の投信は、ほとんどがオプション絡みの商品となっているが、商品設計時のオプションプレミアムの取り分について事前に説明されるべきである…」「ある日経平均リンク型の元本確保型投信のケースでは、オプションプレミアム７％のうち、組成した業者が３％を取り、売る業者が１％を取った結果、投資家には３％しか残らず、しかも販売会社は外枠でなお1.5％手数料を取っていたという事実があった。なぜこの商品がこれだけの利率になるのか、また、その源泉がプレミアムであるならば、そのうちの組成販売業者の取り分を説明したうえで販売するべきである。…投資家に対し誠実、公平だといえる姿勢が必要である」と述べていたところです。

２）手数料情報の提供についても、とりわけ仕組債について問題が指摘されています。すなわち、そもそも重要情報シートの利用割合が低いうえに、内容面でも、「顧客にとって重要な情報である販売会社への提供価格と時価・公正価値との差額、いわゆる組成コストを情報提供している販売会社は一部に留まっている」というのが現状です。そこで、「販売会社が組成会社に対して組成コストを開示するよう働きかけるとともに、組成会社においては開示に対応できる体制を整備すべきであり、こうした取組みを担保するための制度面での対応が求められる」ところであると提言されていました（「中間報告」４頁）。

このように仕組債の場合に手数料構造が非常に複雑なのですが、注14（レジュメ６頁）に書きました桜井健夫先生の 2014 年の論文で分かりやすく説明されていますので、一言触れたいと思います。

先生は次のように仕組み商品のコスト構造を説明されています（桜井健夫「市場から見た仕組商品訴訟」現代法学 26 号（2014 年２月）176・180 頁）。

「仕組み商品では、リスクに見合う対価を得られず、リスクに見合う対価と実際に受け取れる対価の差額が「隠れたコスト」であり、（販売価格である）100 からその分を差引くと「組成時の時価」になる。たとえば、リスクに見合う対価（プレミアム）が 40 で、そこから組成販売側が半分を取得すると仮定すると、「隠れたコスト」は40÷２＝20、その金融商品の「組成時の時価」は100－20＝80 になる。このように、「隠れたコスト」と「組成時の時価」は一方が明らかになれば他方は容易に計算できる関係にある」

「このように、EB の購入は、プットオプションの売りによりプレミアムを利金名目で売る取引であり、コストを考えるには、オプションの市場価格（＝プレミアム①）が分母で、それと実際に利金名目で受け取るプレミアム②との差額（①－②）が分子に来ることになる。……プレミアム10.08％のうち６％を受け取れる EB の例では、隠れたコストは、（10.08－６）／10.08 ＝ 4.08／10［ママ］、すなわち、本来得られたはずのリス

ク負担対価の40%強がコストで差し引かれたことになる」

ちなみに、EB債とは、「債券であるにもかかわらず、償還日までの株価変動によっては、満期日に金銭（償還金）が支払われる代わりに、当該債券の発行者とは異なる会社の株式（他社株）が交付される場合があるものを指し、他社株転換可能債ともいう」という記載があります（令和４年６月 30 日「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」28頁）。

また、「資産運用業高度化プログレスレポート2022」（金融庁、2022 年５月）45 頁では、「EB債の実質コスト（元本と公正価値の差）は、当庁による業界ヒアリングや公開情報からの推計に基づくと、投資元本に対して平均して５～６%程度と推定されるが、実現満期が 0.6 年程度と短いため、実質コストを年率換算すると８～10%程度に達すると考えられる。こうした高い実質コストが」、EB債の「リスク・リターン比の悪さにつながっていると考えられる」と説明されていたところです。

３．デジタル技術の情報提供への活用

「中間報告」の「２．顧客への情報提供・アドバイス」の（１）顧客等への情報提供の②デジタル技術の情報提供への活用では（中間報告３－４頁）、顧客に対するこのような情報提供を充実させるために、「契約締結前や契約締結時などの情報提供については、金融事業者において書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにすることが考えられる」とし、「デジタル手段による提供に際しては、金融事業者のコスト削減を目的として単に現行の書面を電子化したものを交付するのではなく、閲覧する機器に最適化し、容易にアクセス可能な方法、かつ、顧客等による比較分析などの外部データを含む多様な活用・連携が可能な方法で行われるようにすべきである」とされました。

また、「デジタル・リテラシーは人によって様々であることから、実質的な説明が顧客に理解されるために必要な方法と程度により提供されることが重要であり、金融商品取引業等に関する内閣府令で規定されている、いわゆる実質的説明義務を法律上規定すべきである」とされたところです。

Ⅱ．令和５年金商法等改正の概要

2023 年 11 月 20 日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、2023 年 11 月 29 日に公布されました。施行日は 2024 年４月１日とされています。

１．顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保

金商法 36 条１項・66 条の７及び金サ法 24 条のいわゆる誠実義務規定が削除され、新たに金サ法「第２章　顧客等に対する誠実義務（第２条）」が追加されました。お手元に金サ法の改正部分についてのみ資料として添付させていただいています。

金サ法といいますのは、今般、「金融サービスの提供に関する法律」は、新たに「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」と改称され、「第四章　金融サービスの利用環境の整備等」が追加されたところです。

ところで、改正金サ法２条１項の条文ですけれども、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。」と新たに規定が設けられました。

なお、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」については同条２項で規定しています。

また、誠実公正・最善利益義務は、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」が、顧客等の「保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定められるものを行うとき」に課せられると規定しており、同義務が及ぶ対象業務について政令指定が予定されています。

この改正の趣旨は、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨を金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化」を実現するものとされ（「金融商品取引法等の一部を改正する法律案・説明資料」（2023 年３月）２頁）、さきに見た「中間報告」の提言を具体化するものです【なお、誠実公正・最善利益義務を定める改正金サ法が必ずしも私法上の義務を定めるものとはいえないと思われるが（体系的には、私法上のルールを定める「第 3 章 金融商品の販売等」とは区別して「第 2 章　顧客等に対する誠実義務」が定められていることなどから）、金商法の下で誠実公正義務違反が私法上も違法となり得ると判断した判例（大阪高裁平成 12 年 9 月 29 日判タ 1055 号 181 頁金融商品取引法百選 80 頁[石田信眞得]）に従い、改正金サ法の下でも誠実公正・最善利益義務違反は私法上も違法となり得ることを認めるべきと解される】。

このことにより、現行の「原則」はソフトローとしての使命を終えることになります【この点、金融庁の意図としては、7 つの「原則」のうち、第二番目の原則のみを法定化したのであり、残りの六つの原則についてはなおソフトローにとどまるという理解のようである】。そして、そこで記された７つの原則は、改めて顧客の最善利益を勘案することを要求する誠実公正・最善利益義務のプリンシプルとして、政省令に規定されるか、少なくとも金融庁の監督指針、あるいは日本証券業協会による自主規制として規定される規則やガイドラインに書き込まれることなどが期待されます。また、それは誠実公正・最善利益義務違反かどうかを判断するための司法判断の解釈準則としても機能し得ると解します。これは私の見解です。

改正金サ法２条２項は、「前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。」となっていまして、業者（業務主体）横断的な規制構造となっています。

第１号から 13 号までは、当該業務を行う者並びにその役員及び使用人ということで、対象業務のそれぞれを行う者、若しくは役員、使用人が対象となっています。

第 14 号から 18 号までは、もっぱら年金の業務を対象としていまして、それぞれの類型に応じた業務主体が規定されています。

第 19 号は、政令指定が可能なものとなっています。

特に顧客等についてですけれども、第 14 号から 18 号においては、前述の業務主体が当該年金の業務、又はこれに付随・関連する業務を行う場合の「顧客等」は年金加入者であるとされています（金サ法２条１項）。したがって、例えば、2 条 2 項 16 号に関して、企業年金基金が投資一任業者と投資一任契約を締結して年金資産を運用する場合には、当該投資一任業者は金サ法２条２項２号で当該企業年金基金を顧客として誠実公正・最善利益義務を負うとともに、同項 16 号の「契約金融商品取引業者」として当該年金加入者に対する関係でも誠実公正・最善利益義務を負うことになるというふうに考えられます。

これは、「中間報告」（２頁）の「個人の資産管理・運用等に重要な役割を果たしている企業年金についても、運用の専門家の活用不足や運用機関の選定プロセス、加入者への情報提供に課題があるとの指摘もされている」との問題意識から、「金融事業者のほか、企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者」――年金加入者――「の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図るべきである」

（「中間報告」２－３頁）と提言されていたことを受けて規定されたものと解されます。

ざっと第１号から 19 号までを、タイトル的なものですけれども、次に掲げておきます。

（１号）金融サービス仲介業
（２号）金融商品取引業
（３号）銀行業
（４号）無尽業
（５号）農業協同組合法・水産業協同組合法・中小企業等組合法・信用金庫法・長期信用銀行法・労働金庫法・農林中央金庫法・株式会社商工組合中央金庫法上の預貯金等の受入れ又は貸付業務など
（６号）銀行代理業その他金融機関の代理業
（７号）銀行法上の電子決済取扱業その他金融機関の電子決済等取扱業
（８号）銀行法上の電子決済等代行業その他金融機関の電子決済等代行業
（９号）信託業、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、財産管理業務
(10号）保険業法上の保険業又は保険募集業など
(11号）貸金業
(12号）不動産特定共同事業
(13号）資金決済法上の資金移動業、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業、前払式支払手段発行業務
(14号）国民年金法上の積立金管理・運用業
(15号）石炭鉱業年金基金法上の積立金の積立業
(16号）確定給付企業年金法上の積立金管理・運用業務
(17号）確定拠出年金法上の個人別管理資産の運用・積立金管理に関する業務
(18号）改正前厚生年金保険法による年金給付等積立金等の管理・運用業務
(19号）政令指定業務　政令で指定する者

２．顧客等への情報提供

2023 年４月 18 日、日本証券業協会が、「複雑な仕組債等については、当該改正から 10 年以上が経過する間に、複雑な仕組債等を取り扱う協会員の裾野の拡大、商品性の多様化や当時はあまり想定されなかった販売形態の出現など、その環境に大きな変化が見られており、それに伴い複雑な仕組債等の販売勧誘に関して投資者から寄せられる苦情件数の増加や問題点の指摘がなされているところである。今般、こうした状況を踏まえ、複雑な仕組債等について、顧客に対する適切な販売勧誘を実現するため、投資勧誘規則、関係ガイドライン及び広告指針について一部改正を行な」った（「複雑な仕組債等の販売勧誘に係る『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』等の一部改正について」のⅠ．改正の趣旨）。

すなわち、投資勧誘規則６条の２（注意喚起文書の交付等）の改正、これは規則改正で、説明は省略させていただきますが、注 16（レジュメ 10 頁）のように改正されています。

また、投資勧誘規則３条３項に係る「合理的根拠適合性ガイドライン」が改正されていますが、その親規定、つまり規則３条３項については注 17 に記載しています。

同規則３条４項に係る「重要事項ガイドライン」、「同規則第５条の２の考え方」（勧誘開始基準ガイドライン）についても改正されましたが、それぞれその親規定については注 18、注 19 に記載していますので、ご覧ください。

また、「広告等に関する指針」を改正しました。

詳細は、お手元に配付させていただきました日証協の「複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について」をご覧ください。

もっとも、日証協は、「中間報告」で提案されていた「重要情報シート」に係る利益相反の可能性に関する情報開示の提案に対しては、直接、勧誘規則改正等に盛り込まなかった。つまり、ルール化しませんでした。

また、仕組債における組成コストの開示に向けた体制の整備のための制度面での対応については、

確かに「合理的根拠適合性ガイドライン」における「２．合理的根拠適合性の検証」の改正として一定の対応がなされましたが、「重要事項説明ガイドライン」の改正を見ると、顧客に対する組成コストの情報提供を基本とするところまでは至らなかったようであり、むしろそれは「重要情報シート」の運用の改善、すなわち「原則」に基づくプリンシプルベースでの対応に委ねたようです。

つまり、日証協としては、「適合性の原則を踏まえ適切な販売勧誘を実現していくためには、ルールベース（規則・関係ガイドライン等）での更なる施策が必要となるが、他方、顧客本位の業務運営はプリンシプルベースであり、真の顧客本位を追求するためには、ルールベースの規則・関係ガイドライン等だけで対応するのは困難であり、顧客本位の業務運営（プリンシプルベース）での対応と法令・自主規制（ルールベース）での対応を整理・組み合わせながら検討する必要がある」という認識であったことがうかがえます（「複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について」スライド資料２頁「２．仕組債をめぐる現状・課題」参照）。

ちなみに、注 20（レジュメ 11 頁）では、「合理的根拠ガイドライン」の関係するところを記載しています。そして、下線を引いているところが改正されたところです。

見ていただきますと、特に「ロ　費用とパフォーマンス」のところですが、「複雑な仕組債等については、コスト構造が複雑であることを踏まえ、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、組成会社（自社において組成する場合には自社の組成部門等をいう。以下同じ。）から当該複雑な仕組債等の理論価格を入手し、販売価格との差額」――すなわち取引コスト――「の妥当性を検証するなど、定量的かつ合理的な方法で検証する必要があります」となっています。要するに、証券会社における合理的根拠適合性ということで、想定顧客の絞り込み段階でこのコストを明確にして、これが本当に当該想定顧客等との関係で妥当であるかどうか、合理的であるかどうかを慎重に検討しなさい、そのためにその仕組債等の理論価格を組成業者から入手して、それをよく検討できるようにしなさいという、そういう協会員・証券会社向けの指示となっています。

更に、「重要事項説明ガイドライン」の改正ですけれども、Q&A になっていまして、Q「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか」。A「顧客に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債を販売する場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他」云々ということで、ここに挙げられている事項が追加されたということです。

確かに、仕組債等に向けられた情報開示事項の強化ということではありますが、これについては、私法上の仕組債の販売について説明義務違反が問題とされた裁判例を分析して、説明義務の対象範囲を３つのカテゴリーに分類した黒沼教授の知見を参照すると（黒沼・前掲 563-564 頁）、結局、３つのうち下記②の水準を求めているように見えるのですが、黒沼先生が指摘するように、本来は、顧客が、デリバティブの時価（理論価格）、ここからさらに実質的なコストが分かるわけですけれども、それを知る手がかりとなる情報の下記③を説明義務の対象とすべきではなかったか。つまり、日証協の「重要事項説明ガイドライン」もこれに応答すべきであったのではないだろうかと思われます【日証協のガイドラインは、金融庁監督指針Ⅳ-3-3-2(6)に即して規定されたものであると思われる。たとえば、①イ.では、複雑な仕組債取引について、「対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪のシナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定最大損失額について、前提と異なる状況になればさらに損失が拡大する可能性があることも含め、顧客が理解できるように説明しているか。」としている】。

①ノックイン理由が発生する可能性があること、

その場合に償還価格が元本割れする可能性があること、及び原則として中途解約できないことのみが説明義務の内容であることとするもの

②ノックイン事由が発生する可能性があることだけを説明するのでは足りず、ノックインの場合に参照価格がどの程度下落するとどの程度損失が発生するのかという説明（シミュレーション）が必要であるとするもの

③リスクの定性的な説明やシミュレーション情報の提供では足りず、ノックイン確率の説明が必要だとするもの。

黒沼教授は、ここでカテゴリー③に属するものとして東京地裁の平成24年11月12日判決（金法1969号106頁）の判例を教科書では挙げられているところですけれども、この東京地裁判決を見ますと、仕組債の商品説明を詳細にして後に、「オプション取引のリスクの特性及び大きさを十分に説明し、かつそのようなリスクの金融工学上の評価手法を理解させた上で、オプション取引によって契約時に直ちにしかも確定的に引き受けなければならない将来にわたる重大なリスクを適正に評価する基礎となる事実であるボラティリティ（株価変動率）、ノックイン確率ないし確率的に予想させる元本毀損の程度などについて、顧客が理解するに足る具体的で分かりやすい説明をすべき信義則上の義務があるというべきである。」と述べておりまして、私としては非常に合理的な内容になっていると思いますし、日証協の説明義務について、重要事項説明ガイドラインを改正するならば、そこまでやはりやってほしかったところです【なお、同事件の控訴審判決（東京高判平成26年4月17日）は、次のように判示して、信義則上の説明義務を否定している。「金融工学上のリスク管理に関する分析には様々な手法があり、その設定する前提条件によっても結論が様々に異なり得ることが明らかである。しかも、被控訴人（購入者）が指摘する分析結果は、いずれも過去のデータを基にしたものであるが、顧客の投資判断の際に、これらの分析手法や結果を顧客に理解させることが必要不可欠なものとは解されない」。この点、実務では、仕組債についての金融工学上の評価につながるノックイン確立やボラティリティなどが説明義務の対象となることを否定する見解が多い（司法研修所編「デリバティブ（金融派生商品）の仕組み及び関係訴訟の諸問題」（法曹会、2016年）130頁、132頁】。

しかし、今や、「原則」がソフトロ―であることをやめた以上【私見による】、「重要情報シート」の位置づけも単にベストプラクティスとばかりは言っていられないのではないでしょうか。つまり、７つの原則は、法的義務としての顧客の最善利益義務を適用する際の解釈準則として位置付け直され、原則５【重要な情報の分かりやすい提供】の一環として取り組まれた「重要情報シート」を利用しないこと、または利用したとしても利益相反情報や組成コストについて不開示若しくは不適切にしか開示しないことは、原則として誠実公正・最善利益義務違反を構成することになり、行政処分、場合によっては私法上の責任を基礎付けることになると考えるべきではないでしょうか。

この点、更に言えば、「中間報告」4頁の脚注11の意見が述べているように、そもそも仕組債は一般の生活者に売ってはいけない投資商品なのであって、情報提供の問題ではなく、むしろ狭義の適合性原則が妥当するべき場面なのであり、だからこそ日証協の「合理的根拠適合性」がより厳格化されたとも言えるわけです。つまり、そもそも証券会社が仕組債の想定顧客として一般の生活者を入れてはいけないということが重要なのではないでしょうか。

仕組債、とりわけEB債、近年は特にEB債が大半を占めるというモニタリング結果が出ていますが（「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」28頁）、このEB債の商品特性については、「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」が次のように指摘しているところです。すなわち、「商品特性上、株式との相関が強い一方で、リスク・リターン比

は劣後するため、株式に代えて EB 債を購入する意義はほとんどないと考えられる」「「株式の値上がり益を放棄する代わり、クーポンは高い」との営業話法が用いられることが多いが、放棄した値上がり益の価値に見合うほどの高いクーポンが設定されているとは言えない」（44 頁）、「取扱金融機関（販売会社もしくは組成会社）側から見ると短期間で収益を上げやすいため、償還済み顧客に繰り返し販売する回転売買類似の行動に対する誘因が働きやすい商品性となっている」（45 頁）と評価されています。

そうだとすると、仕組債というのは、顧客の利益を顧みるよりも、専ら販売業者等の利益のために販売される商品であると言ってよいのではないでしょうか。そうすると、最善利益義務の意義として、顧客の利益よりも自己等の利益を優先してはならない――「利益の優越禁止」――という趣旨を含むものとして理解する限り、仕組債を販売する業者等は、まさに最善利益義務に反していると言えそうです【桜井建夫「説明義務と適合性原則の系譜」現代法学 45 号（2023 年）109 頁は、仕組債の販売は「本来は商品適合性がない」、すなわち合理的根拠適合性を欠くと言える場合もあることを指摘している】。

ゆえに、少なくとも一般の個人顧客に仕組債を勧誘・販売して顧客が損害を被った場合、販売業者は、当該顧客に対して仕組債を販売したことを正当化できる特段の事情を証明しない限り、誠実公正・最善利益義務違反（金サ法 2 条 1 項）に問われると考えてよいのではないでしょうか。

従来、仕組債の勧誘・販売については、適合性原則、説明義務または指導助言義務違反による不法行為に基づいて損害賠償責任の有無が判断されることが多いのですが、結果は具体的な事実認定に左右されています。そのような現状において、今般の金商法や金サ法等の改正による顧客の最善利益義務の法定化が、従来の判断枠組みにどのように影響を与えるのか、また影響を与えないのかが注目されるところです。

ちなみに、注 25（レジュメ 14 頁）では、簡単に、何件かあるうち最新の判例を挙げておきました。まず、年配の女性顧客が銀行系列の証券会社従業員の勧誘により、二種類の仕組債を買いました。一つはブラジル・レアルと円の為替連動債券【１】で、これは公募で入手し、一方、EB 債【２】は私募で入手したというものです。判断枠組みは、顧客の適合性を判断するに当たっては、単に当該金融商品の取引類型における一般的・抽象的なリスクのみを考慮するのではなく、当該金融商品の具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、金融商品取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要があるというものです。これは平成 17 年 7 月 14 日の最高裁判決（民集 59 巻 6 号 1323 頁）の枠組みですけれども、この枠組みに従って、比較的忠実にそれぞれの要素を判断し、しかし結果的には、【１】の公募債の為替連動債券については適合性原則違反がなかった（説明義務違反、指導助言義務違反も認めなかった）とし、他方、【２】の私募債の EB 債については適合性原則違反を認めた（よって説明義務違反等その他の責任原因の有無は判断するまでもないとされた）という、商品によって判断が分かれた事例でありました。

これはそれぞれの事実認定によるわけです。もちろん、この判断は現在の金サ法を前提にしていないものですから、適合性原則または説明義務等の枠組みに基づいて判断されたわけですけれども、もし現在改正された誠実公正・最善利益義務を併せて考えたときに、それがどのように適合性原則の判断枠組みに影響を与えるのか、あるいは与えないのかということは、今後の判断が待たれるということだと思います。

３．デジタル技術の情報提供への活用

（１）書面交付義務から情報提供義務へ

現行の契約締結前交付書面（金商 37 条の３第１項）、契約締結時等交付書面（金商 37 条の４第１項）、最良執行方針等を記載した書面（金商 40 条の２第４項）、最良執行方針等に従って執行された旨を説明した書面（金商 40 条の２第５

項）、運用報告書（金商 42 条の７）及び投資信託法 14 条１項の運用報告書の交付義務を情報提供義務とし、各金融商品取引業者等の判断により書面交付又は電子交付を選択できることとする改正がなされました。

現行法上は書面交付が原則であり、金商法 34 条の２第４項の準用により、事前の承諾を得て電磁的方法で提供（電子交付）することができるとされていたところです（金商施行令 15 条の 22、業等府令 56 条・57 条）。これを選択できるとする情報提供義務に変更したわけです。ただし、これに併せて、顧客がその必要に応じて書面を求めることができるとする内閣府令の改正が予定されているということです。

（２）契約締結前情報提供に係る実質的説明義務の法律化

金商法 37 条の３第２項が新設され、実質的説明義務が法定されました。「金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、同項各号に掲げる事項（同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。）について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（以下この項において「顧客属性」という。）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。」という条文です。

これは、禁止行為を定める金商 38 条９号による内閣府令への委任を受けて定められていた業等府令 117 条１項１号の内容を法律上の義務に格上げするものです。その趣旨は、法律上、取引に係る情報提供を業者の選択によって電子交付によってもできるとした関係上、デジタル・リテラシーの個人間の相違に鑑みて、いずれの方法によるのであっても、顧客属性に照らして当該顧客に理解され得る方法と程度において説明しなければならないとする実質的説明義務を法律上の義務とすることにあるとされています。

実質的説明義務の対象から取引リスク情報、すなわち新設された 37 条の３第１項５号・６号が除外されているのは、金サ法上の説明義務（同法４条１項・２項）、旧来の金販法と呼ばれていた時代からあります、いわゆる金融商品の販売者が負うべき説明義務との重複回避の観点からであると説明されています。

最後まで分からなかったのは、「中間報告」において、特に仕組債等において手数料情報の開示ということが非常に重視されているように思えたわけですが、これが日証協のルール等でも具体化されず、つまりルール化されず、今般のもちろん法律改正というところでも法律改正の俎上にも上がってこなかったということであります。

しかし、そもそも手数料については、今見ました金商法 37 条の３の契約締結前書面の交付、これは改正前の規定ですから「書面の交付」となっているわけですが、これについて、４号で「手数料、報酬、その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であって内閣府令に定めるもの」ということで、手数料情報は開示しなさいということになっている。

しかも、業等府令等 81 条で、「法三十七条の三第一項四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限又はこれの計算方法及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。」と規定しているわけでありまして、いかに複雑なコスト構造であるとしても、実質的な手数料であるというならば、それを開示すべきです（実質手数料は、業等府令等 81 条但書の「これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由」と規定する、その場合に当たると解する余地もありますが、そのように解することは適切ではないと考えます。この点、前掲・司法研

修所編 134 頁によれば、キャッシュフローに織り込まれている諸要素を正確に分離するのは技術的に難しいなどとして、「デリバティブ取引に関しては、ただし書きの適用による例がほとんどであるとされている。」との説明があります）。

当然、金融庁若しくは証券取引等監視委員会等におきましても、これについては何らかの行政的対応ができるはずですのに、あえて原則のようなソフトローに任せて、重要情報シートに書けということを言い続け、重要情報シートが使われていないから困ったものだというような対応をしているのは、いかにもおかしいのではないかという印象をぬぐえないというのが一点です。この点、ぜひ先生方に教えていただきたいと思います。

もう一点、最後の実質的説明義務というものが法律上格上げされたことの意味であります。内閣府令で書いているのと法律に格上げされるのとでどう違うのか。もちろん、内閣府令は法律の委任を受けてされるわけですから、一体のものとしてこれは法的義務であり、いわゆるルールベースの規定なのですから、別に内閣府令を改正するということでもよかったようにも思います。

したがって、法律上の義務がもたらすものは、何か心理的効果といいますか、事前の情報開示規定、特に手数料の分については、これから厳格化するぞ、するからなということを法律で言っているのではないか。これから実務対応とか運用が変わってくるのではないか。そういうプロクラメーショナルなインパクトをひょっとして持っているのかなというふうにも考えますが、この点についても教えていただければ幸いです。

以上です。雑駁な報告ですが、ご教授をよろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

【討　　論】

○川口　　詳細なご報告をどうもありがとうございます。

それでは、どこからでも結構ですので、ご意見、ご質問があればよろしくお願いいたします。

【最善利益義務の法定化で何が変わったのか】

○梅本　　この顧客本位の業務運営の原則というのが導入された当初から、分かるような、分からないようなところがありまして、抽象的には反対するようなものではないのですが、結局、これが法的義務になったとして、それによって何がどう変わるのかというところがよく分からず…先生は行政処分の補足的なものとして使えるとおっしゃったのでしたか。

○行澤　　もちろん、司法判断のためにも使えると思うのですけれど。

○梅本　　ただ、従来も誠実公正義務というものがありましたね。もちろん、今回の改正で広い範囲の業者に対して適用されるという違いはあるのですけれども、結局何がどう変わるのかというところをもう少し教えていただけると幸いです。

○行澤　　一番大きいのは、顧客本位の業務運営原則がいわゆるソフトローとして規定されたときにも、以前にもご報告させていただいたのですが、やろうと思えば、法的ルールとしてやれることもあえてソフトローによるプリンシプルベースということで、ベストプラクティスにしてしまったという印象が私にはあるのですね。

つまり、本気になってやれば法的に行政処分とかができたはずのものをベストプラクティスとして市場による原理にゆだねた部分がありました。しかし、最善利益義務を法定化すること、すなわち私見によれば利益の優越禁止を法律上の原則としたというところに特に意味があるのではないかと思うのです。つまり、かつてはベストプラクティスのような形で実現しようとしていたものの一部を、本格的に法律上の要請として業者横断的に利益優越禁止ということを宣言したということによる効果がこれからいろんなところで出てくるのではないかというのが、今報告させていただいた趣旨です。

○梅本　　先生のレジュメの２ページで、「ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金

融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましい」という趣旨で、こういった原則が作られたというご説明がありました。

ただ、顧客本位の業務運営の原則が実際に話題になるのは、こういったよりよい方向への競争というよりも、むしろ下の方の「業者本位の業務運営」をやっている証券会社に対してどう対応するのかということではないかと思うのです。こういう悪質な事例に対して顧客本位の業務運営の原則というものが一体どう関わり、役に立つのかというところが、恥ずかしながら私はいま一つよく分からなくて、悩んでおります。例えば最後に先生がおっしゃっていた仕組債の実質的な手数料の開示ということが、「中間報告」、それから日証協のルールもそういった方向を目指しているように思うのです。ただ、実質的な手数料であっても、それを開示することで本当に仕組債被害がなくなるかというと、先生はどうお考えでしょうか。

○行澤　　いや、なくならないと思います。手数料に関して言うと、最低限ということだと思います。最低でも隠れたコスト、実質的手数料を開示しないとどうにもならんだろうと。決してそれで顧客被害がなくなるとは思わないわけですけれど、現実に先生がおっしゃった上の方、すなわちメガバンク系の系列証券とか大手の証券会社は、もう既に仕組債は売らないということを去年あたりからどんどん決めていっています。

だから、やはり問題になるのは、ちょっと苦しいというか、仕組債を売ってやっと利益を出しているというような中小のちょっと危ないような証券会社等ですね。今般の法改正がそれらの証券会社等に対してどのように効果を発揮するかという評価になると思います。いわゆる業務運営原則が、つまり市場原理を利用したソフトローとしてのベストプラクティスがこれらの証券会社等に効いたかというと、それは効かなかったということだと思うのです。

その点は、どうふうに言ったらいいのですか、私がこのテーマについて２年前に報告させていただいたときは、金融庁はぎりぎりのところで抑止的に、自己抑制的に働いたと思うのですが、もう堪忍袋の緒が切れたというようなところでルールベース化に踏み切ったのではないかなと思います。しかし、それにしてはちょっと及び腰ではないかと。

結局、実質的な手数料開示という点についても、今回の改正では明確にはされていないわけですね。従来あるいはできたこと、今までもできたことをこれからやるのかどうかということも含めて、今後の当局の動きに注目すべきでないかというふうに思っています。

ですから、２年前に先生がおっしゃって、「業務運営原則、こんなものは役に立たないのではないか」というご見解だったかと思いますが、特に下の方はそのとおりだったと思います。

○梅本　　（笑）ありがとうございます。

【ベストプラクティスを目指すレベルと、最善利益義務で法規制をかけなければならないレベルとの区分けの必要性】

○伊藤　　梅本先生のおっしゃったことと重なるかとは思うのですが、レジュメ２ページあたりでご説明いただいたところによると、金融庁の基本的な立場は、法規制によって最低基準は確保して、それを上回る要求をベストプラクティスという形で定めるというものだ、そういうふうな話が出てくるのですね。ただ、実際には、梅本先生もおっしゃったように、むしろ最低基準さえ満たさないような業務遂行を行う業者がしばしば現れるという状況で、それはやはりベストプラクティス云々以前の話じゃないかと思います。

このあたり、顧客の最善利益の追求という話を考えるときには、積極的に顧客の最善利益を図らなければならないという話と、業者の利益を第一に図るような行動はとってはいけないという話を区別した方がいいと思います。

○行澤　　そうですね。

○伊藤　　積極的に顧客の最善利益を頑張って図

りましょうという話であれば、それはベストプラクティスを定めてプリンシプルベースで運用すればいいと思うのですが、そもそも業者の利益だけを考えるような行動をとらせないという話については、もうベストプラクティスがどうとかいう話ではないと思います。

したがって、例えば訴訟とか行政処分の場面について考えると、ある金融商品取引業者の具体的な行為が客観的に見ておおよそ顧客の利益を図る行為とは言えないのであれば、もうそれだけで誠実公正義務違反があったとしてよいのではないかと思うわけです。高頻度取引ですとかリスクの高い仕組債の販売なんて、もうそれ自体で業者の利益を図る行為だと言えますので、直ちに誠実公正義務違反評価してよいと考えます。

ただ、そこで私がちょっと気になりましたのが、改正法の文言です。「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」としか書いていませんで、「中間報告」で言われていたように、「顧客等の最善利益を図る」といった文言になっていないのですよね。

○行澤　　そうですね。

○伊藤　　もし「勘案しつつ」というのが単に考慮しつつという意味で、主観的に顧客等の最善の利益を考慮に入れてさえいれば義務違反にならないとか、そういう解釈がされるのはいかにも困りますので、そういう事態にならないように法解釈をしていくべきではないかなと思います。

【「最善利益を勘案しつつ」という法の文言の意味、「利益優越禁止」との関係】

○行澤　　おっしゃるとおりです。ちょっと報告ではごまかさせていただいたのですが、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」というのは、単に考えればいいというものではなくて、むしろ、この最善利益義務が法定化されるに至った経緯を考えると、アメリカのRegulation BIなどを受けての話だという沿革的な根拠から、私は利益優越を禁止する、つまり業者の利益を顧客の利益よりも勝って考えてはいけない、という趣旨を含むものだと理解するのですが、本当にそういう理解がこの「勘案しつつ」の言葉から導かれるかどうかはまだ私には分かりません【この点、立案担当者は、「「顧客の最善の利益を勘案しつつ」とありますけれども、単に考慮すればいいという１つの要素ではなくて、勘案することも必要であるし、その上で誠実公正に業務を遂行することも求めているということです。…。我々として、特に弱めるつもりで「顧客の最善の利益を勘案しつつ」という書き方をしているわけではございません。」と述べている「金商法の改正案を含む最近の市場行政の動きについて」証券経済研究所・金融商品取引法研究会研究記録第80号26頁［斎藤金融庁市場課長発言］。また、同26頁の行岡発言をも参照されたい】。

○伊藤　　私も先生の問題関心を共有しております。ありがとうございます。

○北村　　私も改正法の「勘案しつつ」が気になっていましたのでお伺いします。「顧客本位の業務運営に関する原則」の「原則２」では、「誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである」となっています。これが改正法の解釈指針になるべきだということは、目的と手段がひっくり返っているようにみえるけれども、誠実・公平に業務を行うのは顧客の最善の利益を図ることに目的があるということですね。

○行澤　　私もそう思います。

【適合性原則と最善利益義務との関係】

○北村　　そこで、13ページで具体的に述べられている仕組債についてですけれども、行澤先生の解釈は、原則２が改正法の解釈指針になるということで、「最善利益義務」が法律で定められたのと同視できるとすると、同ページの仕組債は、適合性原則云々ではなくて、そもそもこれは顧客の利益を図るものではないから販売すれば最善利益義務違反となり、不法行為になるということですね。

○行澤　　そうです、はい。

○北村　　適合性原則と最善利益義務の関係ですけれども、適合しないということと最善にならな

いということはどういう関係にあると考えればいいですか。

○行澤　　結局、最初に申し上げた誠実公正義務が単独で義務違反として、例えば過当取引なんかを規制できるかどうかという問題にも関わるのですけれども、利益優越の禁止ということで、適合性原則では必ずしも捉え切れない利益相反要素を、新しくできた誠実公正・最善利益義務で補完しつつ両者一体で禁止する、ということだと思うのです。

つまり、証券会社が想定顧客として設定する際に、この合理的根拠を持たなければならないというところで、そもそも誠実公正・最善利益義務に反するような顧客は想定してはいけないということになると思うのですね。だから、あえてそういう顧客に対して投資勧誘をした場合には、結局、両者を合わせて一本で誠実公正・最善利益義務違反プラス適合性原則違反ということになるのではないかと考えるわけです。

○北村　　だから、14ページでは、適合性原則・誠実公正義務違反と２つ合わせて書かれているという理解なのですね。

○行澤　　はい。

○北村　　そのページの注 25 にある東京地判令和５年５月２９日では、仕組債【１】の方は適合性原則違反にならなかったのですが、これは、改正金サ法だったらどうなるのでしょうか。

○行澤　　そこが問題なのです。つまり、私の意図としては、適合性原則一本で従来の判断基準でやる限りは、こういうふうに評価が分かれてしまうのもやむを得ないかなと思われる。だけども、誠実公正義務が最善利益義務を体現するものとして規定されたら、やはり仕組債の販売自体が違法になるんじゃないか、というふうな考え方です。

○北村　　分かりました。ありがとうございます。

【誠実公正義務と最善利益義務は別の義務か】

○川口　　私も先ほどの「勘案しつつ」というのが気になっています。これに関連してですが、そもそも、顧客の最善の利益を図る義務というのと誠実公正義務というのは、違うものなのでしょうか。

といいますのは、顧客に対する誠実公正義務は昔からあったわけですね。ただ、この規定で顧客の最善の利益を確保するというものがカバーできない可能性がある、だから、今回、明文化したという説明があったと思います。そうすると、これらは別物、あるいは、少なくとも一致しない、ということになるのでしょうか。「勘案しつつ」というと、何か、違うものを参照するというふうな理解もできそうなのですが、このあたりはどのように考えれば良いでしょうか。

○行澤　　私は、誠実公正義務の中身がより明確になったものだと理解しております。つまり、それは誠実公正義務なのだと思います。誠実公正義務の誠実公正ということを判断する際に、私の理解では、やはり利益の優越があってはならないという観点から誠実であるかどうか、公正であるかどうかが判断されるということを含むことが明確になったものだと思います。

○川口　　ということは、従来の規定でも、顧客の最善の利益の確保は義務付けられてきた、確保できたということでしょうか。

○行澤　　できたはずなんですけれども……

○川口　　改正法は、この点を明確にしたに過ぎないということでしょうか。

○行澤　　そうですね。学説上もなかなかそれは難しいとか、一般規定なので個別的規制で捉えられないようなものを誠実公正義務単独で捉えられるかどうかについては非常に慎重であったように思うのです。それを誠実公正・最善利益義務が個別規制の指針になりつつ、少なくとも当該規定との合わせ技で規制することがより容易になったと考えるのが私の理解です。

つまり、金融庁などは今までででもやれることをやってこなかったのではないかという疑いを私は持っています。今までだって IOSCO の原則があるし、例えば神崎先生なんかは、誠実公正義務における「誠実性および公正性は、・・・顧客の最大の利益を確保・・・する観点から判断されるべき

ものである」と言っていたんですよ（神崎克郎・志谷匡史・川口恭弘「金融商品取引法」（平成 24 年、青林書院）747 頁）。だけど、そこを金融庁があえて抑制的に働いていた面があるんじゃないかなという気がしていて。なぜ抑制的に働いたかというと、やはり一律にこの規制を課すことが、自由濶達で新しい商品のイノベーションといったものを阻害しかねないという懸念があったのでしょうし、先ほど言った仕組債の手数料の問題も、さはさりながら、実際問題、外国の組成業者がじゃあ常に教えてくれるかというと、理論価格なんて教えないよということもあり得るでしょうし、だからそれを入手できるような体制をとるようにと言っているのかもしれません。その辺を踏まえつつ個別のケースを見させていただきますよという、いかにも裁量行政的なものがあったのかなとも思います。しかし、これらからは最低限のところは執行するぞというふうになった。そういう意味で、今回の法改正の意図としては、そういうプロクラメーション的な意味が大きいのではないかなと思っています。

○川口　　それはやはり、近年、深刻になっている被害者の救済が急務であるというのが背景にあるということですかね。

○行澤　　そうだと思います。で、金融庁がちょっと本気を見せると、大手はもう一斉になびきましたからね、もう仕組債なんかは売らないと。

だから、問題はやはりそれでも売ろうとする中小のところを、言葉は悪いですけれども、クリーンアップするという意図が今回の法改正にはあるのではないかなと思います。

○川口　　来年から新 NISA が始まるじゃないですか。これを推進するために、顧客保護を強調するといったアピールという側面もあるでしょうか。

○行澤　　政策的にはそうだと思うのですね。安心して投資できますよということをやはりアピールしなきゃいけないので。

○川口　　ありがとうございます。

【従来の「原則」はソフトローとしての役目を終えたのか】

○山下　　詳細なご報告をいただきまして、ありがとうございます。

一点教えていただきたいのですが、顧客本位の業務運営に関する原則と改正金サ法２条１項との関係ですけれども、レジュメの８ページの後半に「現行の「原則」はソフトローとしての使命を終える」という記述がございます。そうすると、改正法の下では、この原則というのはなくなるということでしょうか。

○行澤　　形式的には。

○山下　　というご理解ですか。

○行澤　　そうです。というのは、今まではあくまで賛同する人は手を挙げてというソフトローの建付けだったのですが、今はもう「賛同する人は手を挙げて」じゃなくて、一律に業者横断的に規制するというものですから、もうこの段階では、少なくとも最善利益義務を含む誠実公正義務とそれを具体化する原則というのは、手を挙げてもらった人にはコンプライ・オア・エクスプレインでベストプラクティスを目指してもらいますね、という建前ではもはやなくなるというのが私の理解です。

○山下　　「中間報告」等でそこまで打ち出されているのかどうかが、ちょっと私は分からなかったので、お尋ねしたかったということです。

○行澤　　ハードローとしての誠実公正・最善利益義務の下で７つの原則というのがどういうふうに機能するかを考えるべきで、それはやっぱり金融庁とかタスクフォースが言っているように、プリンシプルベースであることは変わりがないと。だけど、ハードローを解釈するうえでのプリンシプルと、やってもやらなくてもいいんだけれども、やると手を挙げた人はぜひこのプリンシプルを尊重してベストプラクティスを目指してねというのでは、もはやプリンシプルの意味・機能が全然違うと思うのですけれどね。

○山下　　おっしゃることは分かる一方で、「中間報告」ではそこまでは書いていないように読めたので、確認させていただいた次第です。

○行澤　　書いてないですね。だから、ちょっと埋め合わせなければいけないところだったかもしれません。
○山下　　ありがとうございます。
○髙橋　　今の点に関して、質問させていただきます。行澤先生のご理解だと、原則を採択していない事業者にも、この原則が適用されるということなのでしょうか。
○行澤　　そうです。
○髙橋　　金サ法の新しい誠実公正義務が適用されることはそうだと思うのですけれども、原則までもが適用されるという理解なのでしょうか。
○行澤　　適用するという言い方がちょっと微妙なのですけれども、少なくとも最善利益義務を含む誠実公正義務というのは７つの原則の一般的規定であったわけですね。その一般的規定を金サ法に明文で取り込むことによって、一般原則を具体化する他の原則というのが、少なくとも行政処分とか司法判断の解釈指針になる、基準となるというふうに私は考えるわけです。
　もちろん、誠実公正・最善利益義務は法定化されたけれども、残りの原則は法定化されていないのだから、それらは相変わらずソフトローだという考え方はあり得るかもしれません。しかし、誠実公正・最善利益義務は法定義務、ハードローとして適用されるけれども、それは何であるかという具体的内容を指し示す残りの原則が依然としてソフトローだという理解だとちぐはぐになる（誠実公正・最善利益義務の意義が無内容になる）んじゃないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

【「原則」全体が法律上の最善利益義務に取り込まれたとするとベストプラクティスとされるような高度の行動指針まで厳格な法的義務となるのか】
○髙橋　　すみません、私もまだあまり深く考えていないので、更に質問させていただきたいのですけれども、逆に原則を採択をしている事業者に対して、司法審査の基準が厳しくなったりするのでしょうか。
○行澤　　それはないと思います。既に採択している業者ですよね。既に採択している業者にとっては、あなたは従来どおりの業務運営をやってくださいということでしかないのだろうと思いますけど。
○髙橋　　原則を採択したうえで、ベストプラクティスとして非常に水準の高い行動指針を策定している事業者についても特に厳しくなるわけではないということでしょうか。
○行澤　　そうだと思います。それは厳しくなるという趣旨ではないと思います。
○髙橋　　ありがとうございます。私も、厳しくなると、ベストプラクティスを定めようという動きが萎縮するおそれがあるため、厳しくない方がいいのかなと考えております。ありがとうございました。

【実質的説明義務が法律に規定された意味について】
○川口　　本日の報告では、行澤先生から、２つ問題提起をされました。手数料の問題と、実質的説明義務を法律に格上げした意義についてです。これらについて、何か、ご意見があるでしょうか。
　あの、実質的説明義務についてですが、これにはつぎのような経緯があったのですね。すなわち、法律で、契約締結前交付書面の交付義務がまず規定されました。この段階で、説明義務について明文の規定はなかったのです。その際、契約締結前交付書面の規定に説明義務が含まれているという解釈が示されたのです。しかし、その後、内閣府令が定められるときに、書面を交付するときに説明しなさいという規定が入ったのです。その規定は、金融商品取引業者等の禁止行為として定められました。すなわち、契約締結前交付書面などの交付の際に、説明することなく、契約を締結することが金融商品取引業者等の禁止行為と規定されたのです。そのため、実質的な説明義務などという言い方をしなければならなくなった・・・。
○行澤　　法律に書くべきものだったのですよね。
○川口　　最初から説明義務として規定しておけ

ばよかったのです。それが、ややこしいことになって、禁止行為を定める内閣府令でカバーしなければならなくなった・・・。そういう意味では、今回、情報提供の際に説明が必要という形ですが、本来あるべき姿に戻ったとは言えないでしょうかね。

○行澤　　そういう形式的な整理かもしれないとは思うのですが、やっぱり実質的説明義務として、実務のレベルを挙げようという意図はないのでしょうか。

○川口　　やはり、法律に格上げしたことが重要というご意見ですかね……。

○行澤　　はい、ということで。

○川口　　うーん、でも、格上げして、実際に何が違うのですか。内閣府令の規定も法律が委任したものですので、改正前からも、これに違反した場合は法令違反で、変わりはないように思いますが。

○行澤　　はい。

○川口　　見る人が見れば、別に強化されているとは思わないのではないでしょうかね。

○行澤　　強化じゃないとは思いますが。

○川口　　少し話がそれるかもしれませんが、「法律への格上げ」という点、会社法の世界でもありました。内部統制について法務省令で規定されていたものが会社法に規定された際、法律に格上げされたという言い方がなされていました。

○北村　　平成 26 年の改正ですね。あのときは、子会社も親会社の内部統制システムに含まれるという法務省令の定めを会社法本体に格上げしたのですが、実質的に内容は変わりませんでした。

なお、改正前の法務省令は、「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団」の内部統制システムとなっており、会社法本体に格上げされたのは、「株式会社及びその子会社から成る企業集団」の部分でした。そして改正後の法務省令は親会社も企業集団に含んでいます。このことから、親会社は子会社を適切に管理すべきことを意識した改正であるといわれていました。

ただ、今回はそういうことでもなく、単に整理しただけのような気がいたしました。

○行澤　　書面交付義務に説明義務がくっついているという理解だと、従来は、いわゆる承諾を得て電子交付する場合に、その説明があるかどうかという従来との関係で、今回それを整理したというのはよく分かるのですね。書面であろうが、電子であろうが、実質的説明義務があることには違いないと。それだったら、逆に内閣府令改正でよかったんじゃないかなと思うので、ちょっとお聞きしたようなことなのですが。

【利益相反情報の開示のルール化について】

○伊藤　　「中間報告」の「顧客への情報提供・アドバイス」のところで、利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化として扱われた問題ですけれども、行澤先生の評価では、ここら辺の、利益相反の可能性とか手数料に関する情報の顧客への提供について、今回の改正は十分ではなかったということになるかと思います。私もそういった評価には賛成でして、さっきご説明いただいたように、手数料に関する情報については難しい面もあるのかもしれないですけれども、少なくとも利益相反情報については、もっと立法で手当てをしてもよかったのではないかと思います。

立法論としては、金サ法が定めている説明義務ですとか、金商法が定めている契約締結前書面における説明義務について、もう一回考え直すべきなのではないかと思います。今の金サ法とか金商法の定めでは、説明義務の中心は、商品のリスクに関する情報の説明なのですよね。

○行澤　　そうです。

○伊藤　　金サ法であれば元本欠損のおそれ。また、金サ法では、取引の仕組みのうちの重要な部分というのが説明対象とされてはいるのですが、それも文言上、元本欠損が生ずるおそれを生じさせるものに限られているのですよね。でも、元本欠損のおそれに直接は結び付かなくても、説明義務の対象にすべきものはやはりあると思われまして、仕組債であれば、少なくとも利益相反情報は

それに当たるのではないかと思います。したがって、立法論としては、そこまで改正してもよかったのではないかと思うわけです。

その点で、「中間報告」の書き方が少し気になりました。「中間報告」では「ルール化」としか書かれていませんが、そこが私は疑問で、何かそこを踏み込まなかった理由があるのかを知りたいです。

もともと「中間報告」というのは、金サ法のこの点についての改正などはあきらめていて、日証協の規則でお願いしたいという、そういう意味でルール化と言っていたのか、そうではないのか、そのあたりが気になったということです。

○行澤　　ルール化と言っているのはそのとおりで、「原則」の第五がソフトロー上のプリンシプルとして定めていた利益相反情報開示のルール化という意味では、自主規制なんかも含めてのことだと思うのですが、今の法律の根本的な考え方が、重要情報とか情報説明義務の核心が商品性に限られているというのはそのとおりで、まさにアメリカのRegulation BIでは、商品を推奨するときに、利益相反情報、つまりこの商品を推奨するのには少なくともこういうバイアスが販売業者にかかっているんですよということを開示しなさい（場合によっては、利益相反要素を軽減・排除する体制を構築しなさい）ということが法定義務になっているのですね。

だから、ルール化するのだったら、法律に書けなくても、日証協のルールなんかで、手数料なんかもそうですけれども、これだけ取りますよと、そしてまたこういう利益相反がありますよということを開示したうえで販売・勧誘をするということを書けなかったのかなという気はします。しかし、少なくとも今後は自主規制ルールとか内閣府令レベルでそういう利益相反関係の情報を開示させるということはあるかもしれません。来年の内閣府令改正でそれが入ってくるかどうかはまだ分かりませんが。

【説明義務の範囲の見直し】

○伊藤　　説明義務って、最初に金販法で立法されたときから、狭いなという印象のルールではあったのですよね。

○行澤　　問題ですね。

○伊藤　　それがここまで維持されてきてしまっていて、そこは広がった方がいいのではないかと期待しますけれどね。

○行澤　　そうですね。金販法の制定の当時を考えてみますと、そもそも投資家の側に預金と違って投資商品というのは元本を割るんだという理解そのものもまだ不十分であるという認識があったんじゃないかと思うのです。少なくともそこを規制しようという意図はあったのだと思うのですけれど、結局、旧・金販法はほとんど使われませんでしたしね。

【プロダクトガバナンスの開示のルール化ないし法令化は今後果たされるのか】

○松尾　　先ほど伊藤先生のおっしゃったところで、「ルール化」という表現はどういう意図だったのかということですが、私は法令化されると期待しておりました。が、ワーキングの他の委員の中には、そもそも「顧客本位の業務運営の原則」自体のルール化にも反対の方がおられたところでして、多分そういったことがあって、どちらともとれるような表現にしたのではないかなという気はいたします。

そこで考えていた利益相反の開示というのは、主に重要情報シート等で書かせるということだったのですけれども、その意味は、伊藤先生がおっしゃったように、当初の説明義務とかとはかなり違ってきておりまして、具体的に販売する相手、投資家に対して情報提供するということではなくて、いわゆるプロダクトガバナンスに関係するもので、自社ではこういう顧客を想定して売ります、ついては、こういうリスク分析とか、この層の投資家には適合するということについてこういった根拠を持ちますというようなこと、さらには、この商品についてはこういう利益相反の可能性があります、それに対してはこういう対処をしますと

いうことを開示させようというものでした。先ほど来出ています仕組債のところで、手数料と言われてしまったのですごく狭いのですけど、実質的な意味は、行澤先生がご報告いただいたとおり、公正価値との差額等を出して、実質的なコストも全部開示しろということを求めたわけです。

そういったことも含めて開示させれば、自然と淘汰されるでしょうと。まずい商品をまずい体制で売っていたら、それは損害賠償請求などに至るまでもなく、売れなくなるでしょうというのを期待しているのですよね。

一方、金融商品の内容を見て、これを売ってはいけませんというふうに金融庁が言うという、内容規制というのはかなりハードルが高いと思うので、そうではなくて、あくまで業者の自主性は確保しつつ、ガバナンスは利かせてくださいねという、そのコアの部分が利益相反の開示だというふうに理解しているのですけれども、そこのところが今なお十分でないというのは、不満だなと思いますし、先生方もそう思っていらっしゃるということですごく安心したという感じです。ありがとうございました。

【「重要情報シート」による情報開示とプロダクトガバナンス開示との関係】

○行澤　　こちらから質問させていただいて恐縮ですが、よろしいでしょうか。

結局、「重要情報シート」というものの位置付け直しというか、どういうふうに位置付けられることをタスクフォースの委員の先生方は考えていらっしゃるのでしょうか。

○松尾　　そうですね、プログレスレポートの方には、以前から「プロダクトガバナンス」という言葉は出てきていると思います。これは必ずしも金融商品を購入する者だけに情報開示をする、あるいは情報を提供する、実際にその商品を買う人が適切に商品のリスクですとか対価として見合っているかとかいうことの判断を可能にするという意味だけではなくて、広く市場に情報を開示してもらうことによって、おかしな商品をおかしな売り方をしているのではだめですよねという圧力がかかる、そうして改善されていくことを期待している、そういう意味合いもかなり強いと思っています。そのような意味の情報開示だという位置付けが強くなっているというふうに理解しております。

○行澤　　そうすると、重要情報シートによる顧客への開示ということは、ちょっと意欲が薄れているというか、極端な話、ちょっと見捨てられたようなことなのでしょうか。

○松尾　　いや、というか、顧客への情報開示もあるし、それ以外のもあって、それを求めているのだけれども、業者はやってくれないということですね。規定するうえでの位置付けは、顧客への情報提供プラス、それに加えてやはりプロダクトガバナンス的な観点を期待した情報開示ということが付け加わっていると思います。そういう観点から開示すべき情報の拡充を求めているということだと思うのですけれども、なかなかそれに応じてくれないので、今回法令化しましょうと。

ついては、顧客本位の業務運営原則に加えて、利益相反の開示ぐらいは法令ベースになるというふうに期待していたのですけれども、そこは今のところどうも出てきていないというのは、おっしゃるとおりです。

○行澤　　内閣府令等で、これが出てくるという蓋然性はどんな感じでしょうか。

○松尾　　私は全く分かりません。（笑）出てきてほしいと期待はしています。

○行澤　　ありがとうございます。

【仕組債のネーミングや販売ルートの規制について】

○梅本　　レジュメ 13 ページの仕組債の話ですけれども、３段落目の「中間報告」の脚注 11 に仕組債は個人顧客に売るべきではないという指摘がありますが、私もそのとおりだと思います。

先生もその２段落下でしたか、仕組債について、販売すれば不法行為になる趣旨の解釈を示されたかと思います。しかし、それなら販売禁止にすれ

ばいいと思うのですけれども、先ほど松尾先生がおっしゃったように、金融庁の側は商品そのものを禁止するというのはハードルが高いということでした。

理由は分かるのですが、これだけ被害が広がってきているといわれながら、示される対応策が実質的手数料の開示というのも、何だろうなという気が強くします。先生がプログレスレポートで示された EB 債ですが、これは株式よりもずっとリスク・リターン的に悪いとされていますが、図表3-13「EB債のリターン実績の分布」（「プログレスレポート 2022」43 頁）を見ると、平均的には実はかなり利益を得ている人もいるのですね。

○行澤　　ということなのでしょうね。

○梅本　　テールリスクが大きいということなのでしょうね。平時のとき、相場があまり大きく動かないときに販売され、その平時が償還時まで続けばたしかに利回りも良くて恩恵を受ける投資者も少なくないのでしょう。ところが、突然大きな市場の変動があったりすると、償還が前倒しになったり元本割れの対価を受け取ったりして予想外の大きな損害が発生してしまうということなのでしょうね。リスク承知で買っていればともかく、顧客はそんなものは認識していないわけです。

フレーミングというのですか、仕組「債」ということで普通社債や国債など債券という分類で販売され、ここで素人顧客は商品のリスクを誤解をしてしまう、しかもそれが仲介とはいえ顧客の信頼性の高い銀行窓口で販売されるので安心感を得てしまう。こういうところには問題の根幹があるのではないかと私には思えまして、商品そのものを禁止しないにせよ、商品分類を債券とは別枠にするなり、販売ルートを規制するなりといったことの方が、手数料の開示よりはずっと意味があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○行澤　　ただ、「プログレスレポート2022」の44 ページの図 3-14 の表を見ますと、確かにそんなに悪くはないのですが、でも、ほかの運用だったら、もっといい成績が出ているのですね。だから、もっといい成績を出せるのに、なぜこれなのかという点で、そこが問題なのだろうと思うのです。

だから、顧客の目的とか意図に応じてほかのものを推奨することもできるし、普通に考えて株式なんかを推奨すればいいんですよね。なぜわざわざ EB 債などを推奨するのかというところで、売り圧力というか、売り込もうとするところに問題があるのだろうと思います。

先ほど紹介した令和５年の判例ですと、銀行主導で仕組債を個人に売っているようなものと言えるかもしれませんよね。だから販売ルートを変えるというのは、そのとおりだと思います。でも、やっぱりそもそも仕組債などは売っちゃいけないというのは、あっていいのではないですかね。

【実質的説明義務が金商法に規定されたことの意味について】

○川口　　再度、実質的説明義務を金商法で規定したというところですが、従前の内閣府令のものと違う点として、ただし書きが付いているところだと思うのです。

○行澤　　そうなのですね。

○川口　　金商法 37 条の３第２項本文では、適合性の原則に照らして、顧客に理解されるために必要な方法及び程度により説明をしなければならないとされています。この本文だけでも、十分理解できるような属性を持つ顧客に対しては説明しなくてよいということになりそうです。それにもかかわらず、ただし書きで、「顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合」は「この限りでない」と書いてあるのは、適合性の原則を満たした顧客であっても、提供した情報のみで内容を理解したことを確認して、はじめて説明義務を免れるという趣旨と考えてよいでしょうか。

改正法のもとでは、業者の説明義務というのは、金商法と金融サービス提供法の規制の二本立てになるのですね。金融サービス提供法の説明義務の規定では、重要事項について説明を要しない旨の

顧客の意思の表明があったときは説明しなくてよいとなっていて、これは確認まで要求していないのですね。

この場合、顧客がまったく理解していなくても、「説明は要らんわ」と言えば、業者はそれ以上の説明をしなくても良いことになります。これに対して、金商法では、そうはいかず、理解の確認ができた場合に説明不要としているのですね。この点で、より顧客の保護に踏み込んでいるとも言えそうなのですね。

他方で、確認書の徴求が原則であるとするならば、実務的に業者に負担にならないかということが気になるところです。

○行澤　　そうですね。

【「原則」全体が法律上の誠実公正・最善利益義務に取り込まれたとするとベストプラクティスとされるような高度の行動指針まで厳格な法的義務となるのか】

○齊藤　　内容が重複するかもしれないのですが、私の理解の確認もかねて、少し前の点に戻ってご質問してもよろしいでしょうか。顧客の最善の利益を図るべきであるという点が法律化されたことについてですが、そもそも原則の形を採用したのは、事業者側に自由度を認めることがその理由であったという説明もございました。コンプライ・オア・エクスプレインを採用した点で自由度があるということだったと思われるのですが、原則は、それに加えてベスト・プラクティスを記述しているという意味もあると思われますところ、文言が抽象的なので、解釈の余地に幅があります。ベスト・プラクティスであれば、遵守しているかどうかを事業者が自主的に判断する際の解釈の幅も広くてよいように思うのですが、司法判断の基準になるのであれば、それを遵守していたかどうかの判断基準は厳格であるべきであるようにも思われまして、例えば、従来の原則に照らして「ベスト・プラクティスかどうか」と問われれば、そうではないかもしれないが、法定の義務違反として民事責任を課すほどではない、という領域がありそうなのですが、そのような理解でよいのでしょうか。

○行澤　　原則時代は、例えばそれに違反しても直ちに責任には結び付かなかったものが、現行では、同じことをやると法的責任に結び付き得るという、威嚇のレベルが違うという意味で私は理解しているのですけれども。

○齊藤　　記述されている規範に準拠したとされる行為の範囲が変わるというよりも、求められている行為は同じで、昔は責任を問われなかった行為が、今後は責任を問われるものに変わったということなのですね。法的制裁が発動するという意味で、同じ規範であっても、強制力が違うという点に法定化の意味があったと。

○行澤　　私はそう理解しております。つまり、レッドカードが出たらもうだめだという感覚じゃないでしょうか。今までもレッドカードは出ていたと。だけど、責任は追及しない。それがもうこれからやるよという意味で。だから、最初に梅本先生が言われたように、上のレベルのベストプラクティス云々を問題にしているのではなくて、やっぱりこれは問題だというレベルのものに対して、今回の法規制が威嚇を実現したということじゃないかと思っていますけど。

【なぜ「原則」をソフトローとしたのか】

○齊藤　　そういたしますと、当初より、そのくらい望ましい行動であったのだとすると、つまり、その行動をしないのは望ましくないという評価が明らかであったのであるとすれば、なぜ、当初、行動の自由度の高い原則という形をとったのかなという点が一番の疑問です。（笑）

○行澤　　それについては、２年前に報告させていただいたように、やってもおかしくないんだけれども、やはり行政の介入、法律の介入ということが金融事業者を萎縮させないだろうかという懸念ですかね。本当は、従来から、最低限のレベルの要求を明確化・ハードロー化しつつ、それよりも上のレベルをソフトローとしてベストプラクティスを目指すとしていたら、すっきりとしていた

のかもしれません。しかし、同じ「原則」といっても、その両者の線引きがなかなか困難であり、ハードローとしての規制の側面を押し出すと、全体として自発的で自由な市場競争を硬直化させるかもしれないと考えたのかもしれません。

【日本と英国などとの法文化の違いなど】

○齊藤　　ありがとうございます。お伺いしますと、例えば、コーポレート・ガバナンスにかかるコードが策定された時期のイギリスの文化とは違うのだな、と感じます。当時のイギリスでは、背後に議会があって、企業不祥事につき、市場が自分たちで解決しないのであれば法律を作るぞ、と脅しをかけていて、市場のほうも、自分を守るために自分たちでやれるところを見せたというものであったと思いますが、今回の例の場合、立法者の側で、強制力を伴う形にすることにつきためらいがあり、コードという文化を採用し、市場原理に委ねてみるのだけれども、厳格には守らなくてもよいという点が際立って、それでは困るということで、結局法定化されるという経緯をたどったところが興味深いです。市場の自浄作用というのが、十分に働かなかったということなのでしょうか。

○行澤　　イギリスの場合は、背後に威嚇が控えていると。ソフトローというか、プリンシプルを出すのだけれども、背後に法的規制の威嚇が控えているということがはっきりしているというのはその通りだと思います。加えて、イギリスの場合は、シティという閉鎖的なコミュニティーの中にある非法的な制裁というのがビジネスにおいて非常に効いているとおもうのですね（ルール違反でコミュニティーを追い出されると 2 度とそこでビジネスができない）。それに対して日本の場合はすごく性善説的に、やれるよ、やりましょうよという、何かそこだけが強調されているように思うのですね。だけど、実態を見たら、日本だってやはり何らかのエンフォースメントの威嚇がなければソフトローも十分機能しないのですよね。それを、何かちょっとプリンシプルベースというのを美しく捉え過ぎたのではないか。そして、実態に即して、その軌道修正にかかっているんじゃないかと思われます。大体本場であるイギリスとかヨーロッパでも、もうコンプライ・オア・エクスプレインというのはあまり流行っていないような気がします。綿密に調査したわけではないのですけれども、私としてはそういう印象を持っています。

○齊藤　　ありがとうございます。大変勉強になりました。

○川口　　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の研究会はこれで終わりにしたいと思います。

行澤先生、どうもありがとうございました。

2023.12.22 JPX 金融商品取引法研究会

「金商法等改正（２０２３年１１月２０日）

～顧客本位の業務運営の確保に関する改正部分について～」

報告者　　行澤一人

Ⅰ　今般の法改正前の議論の状況

2022 年 12 月 9 日に、「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」（以下、「中間報告」と記す）が公表された。その目的は、「経済成長の成果の家計への還元を促進し、安定的な資産形成の実現に向けて、利用者の利便向上とその保護のための、顧客本位の業務運営、金融経済教育等について検討を行」（中間報告 1 頁）うことであった。

１．顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保

中間報告「Ⅱ　家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮

1.インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保」では、「・・・金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関（以下「金融事業者」という。）については、2017 年 3 月に『顧客本位の業務運営に関する原則』（以下『原則』という。）が策定され、プリンシプルベースのアプローチのもとで金融事業者による顧客本位の商品・サービスを提供する取組みが行われ、一定の進展が見られている。」（2 頁）と記して、「原則」（2021 年 1 月改訂）の企図した金融事業者らの取組みが一定の成果を見せていると評価している。

しかし、他方で、特に「リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品が推奨・販売されているのではないか」「顧客利益より販売促進を優先した金融商品の組成・管理が行われているのではないか」（中間報告 2 頁）といった「原則」の目指したプリンシプルに反するような実態がなお見られるとしており、「取組みは『道半ば』の状況にある」と評価する。しかも、「中間報告」は、「『原則』を採択していない、あるいは、方針等を公表していない金融事業者も多く存在して」いることを課題と捉えているが、これはソフトローとしての「原則」の在り方そのものに起因する問題である（理想的には、「原則」を採択した金融事業者への市場の評価が高まり、そのような市場の力が金融事業者をして「原則」を採択せしめる圧力となるはずであった）。

そこで、「中間報告」は、「『原則』に定められている金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定めることなどにより（下線筆者）、『原則』が対象とする金融事業者全体による、『原則』に沿った顧客・最終受益者の最善の利益を図る取組みを一歩踏み込んだものとすることを促すべきである。」（「中間報告」2 頁）と提言した。つまり、「原則」の定める 7 つのプリンシプル（原則）の中でも一般規定としての位置を占めるべき（**原則2.【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。**）を法的義務として明記すべきであることを提言したのである。

この点、従来からも「顧客の最善利益の追求」原則は、「誠実・公正義務」（金商法 36 条 1 項〔金融商品取引業者等とその役員及び使用人〕、66 条の 7〔金融仲介業者〕）の内容として法的義務であったという指摘がなされるかもしれない。というのも、この規定は、沿革的に IOSCO（**証券監督者国際機構）の行為規範原則第 1（「業者は、その業務に当たっては、顧客の最大の利益及び市場の健全性を図るべく、誠実かつ公正に行動しなければならない。」**）を国内法化したものであることから、たとえ明文で規定されなくても、金商法 36 条 1 項は顧客の最善利益義務を課していると解される余地があったからである[1]。

しかし、金融庁は、「原則」の策定にあたって「本来、金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましい」とし、かかる行動変容を導くために、「従来型のルールベースでの対応を重ねるのではなく、プリンシプルベースのアプローチを用いることが有効であると考えられる。具体的には、当局において、顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」という。）を策定し、金融事業者に受け入れを呼びかけ、金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことが適当である。」（金融審議会市場ワーキング・グループ報告（平成 28 年 12 月 22 日））としていたように、市場原理を用いたソフトローによることを基本とする趣旨を明らかにしていた。このことは、「金融事業者が遵守すべき最低基準を定める『法規制』と金融事業者のベスト・プラクティスの実現を目指す『原則』は、金融事業者の業務の適正化・高度化を図っていくための両輪の関係にあり、両者を適切に組み合わせていくことが適当であると考えられる。」（事務局説明資料（2020 年 6 月 29 日）3 頁「論点① 誠実公正義務・適合性原則の具体化について－誠実公正義務・適合性原則に基づく監督対応」）と説明されていたとおり、業者のベスト・プラクティスの実現を目指す「原則」は、業者に対して最低基準を定める「法規制」とは別に定められたものであるという理解に立っていたように思われる[2]。

また、金商法 36 条 1 項は、業者の個別的行為を規制するものではあるが、一般規定として他の具体的行為規制を補完するものであると解されるところ[3]、「個々の行為規制の違反が

[1] この点、「中間報告」2 頁（注 2）は、「解釈上、最善利益義務が含まれているかは明確でない。」と述べている。

[2] 行岡睦彦「投資商品の販売・助言と利益相反（上）」法律時報 95 巻 12 号 75 頁は、「原則」は「あくまで金融事業者のベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるソフトローであり、法的拘束力を有するものではない。」とする。

[3] 黒沼悦郎「金融商品取引法（第 2 版）」（有斐閣、令和 2 年）551－552 頁。松尾直彦「金

ない場合になにを基準に誠実義務の違反を認定するかは、難しい問題である。」[4]と考えられる。つまり顧客の最善利益追求に反するような業者の行為態様を誠実公正義務規定単独で違法とすることができるかどうかということである。

この点、下級審判例の中には、過当取引につき、これを誠実公平義務違反単独で私法上の責任を認める事例が存在していた点が注目される[5]。しかし、過当取引の違法を認める判例の中には、それ以外にも、契約上の善管注意義務違反、適合性原則違反、金商法157条（不正行為の禁止）違反、これらを組み合わせるもの、その他信義則違反に法的根拠を認めるものもあって[6]、過当取引が誠実公平義務単独で捉えられるべきものであるかどうかにつき、そのあいまいさ又は一般的性格のゆえに司法判断は明らかではなかったと言える。さらに行政処分事例では、誠実公正義務違反を直接的な理由としたものは見当たらないとされている[7]。

それゆえ、かかる状況において顧客の最善利益の追求が誠実公正義務の要素として新たに法定されることは、およそ過当取引のように利益相反的あるいは詐欺的な取引類型を誠実公正義務単独で捕捉することをより強く支えるであろうし、それ以外にも、どの個別的行為規制に該当するかが必ずしもはっきりとしない利益相反的行為類型を誠実公正義務違反として捉える（キャッチ・オール規制）ことを支持することにつながるのではないか[8]。あるいは少なくとも、利益相反性を誠実公正義務が汲み取る形で、他の個別的行為規制をサポ

融商品取引法（第7版）」（商事法務、令和5年）464－465頁。なお、誠実義務は行政的規制であるが、不法行為など民事責任をも基礎づけ得るとされる。

[4] 黒沼・前掲（3）552頁。

[5] 「証券会社が顧客の取引口座に対して、支配を及ぼして、顧客の信頼を濫用し、顧客の利益を犠牲にして手数料稼ぎ等の自己の利益を図るために、顧客の資産状況、投資目的、投資知識、経験に照らして過度な頻度、数量の証券取引の勧誘をすることは顧客に対する誠実義務に違反する詐欺的行為、背任的行為として私法上も違法と評価すべきである（下線筆者）。」大阪高裁平成12年9月29日判タ1055号181頁金融商品取引法判例百選80頁［石田眞得］（なお本件では、取引の大部分に顧客による投資一任合意が認められた）。また、横浜地判平成21年3月25日金融商品取引法判例百選36頁［服部育生］では、乗換売買勧誘や過当取引が誠実公正義務に反し、これにより証券会社は不法行為責任を負うこととされた。

[6] 黒沼・前掲（3）581頁。黒沼教授は、過当取引について、顧客の属性や契約目的に照らして多量・頻回の取引を行わせるものであるゆえに、かかる過当取引への誘致は適合性原則違反（量的適合性違反）として捉えることができるとされる。

[7] 松尾・前掲（3）465頁。

[8] この点、「中間報告」2頁（注2）は、「同義務を定めることによって、誠実公正義務と同様に、具体的な行為規制が捕捉しづらい行為を規制する際の指針としての役割を果たすことが期待される。」と述べている。

ートすることは十分考えられるかもしれない[9]。

なお、米国のRegulation Best Interestは、「最善利益義務」の意義として、まず（1）においてブローカー・ディーラーは取引等を推奨する顧客の利益よりも自己又は関係者の利益を優先してはならないことを一般的に定め（一般規定）、次に（2）において、それを四つの個別的義務（情報開示義務、注意義務、利益相反防止義務、コンプライアンス義務）として具体化している。この（2）の個別的義務が全部満たされないと（1）の最善利益義務の違反となり[10]、また（1）の一般的義務が満たされたかどうかの評価は、当該推奨がなされた時点で各々の具体的義務が満たされたかどうかについての事実と状況に係る客観的評価に帰着するとされている[11]。つまり、アメリカのRegulation BIでは、顧客の最善利益を追求すべきブローカー・ディーラーの義務を規定する一般規定はこれを具体化する四つの個別的義務と併せて評価されることが予定されており、一般規定単独で規則違反を認定するという構造にはなっていない。しかし、例えば、適合性原則を規定する注意義務規定（(2) (ii) (A)～(C)）の（B）（C）において、「（B）リテール顧客の投資プロファイル及び当該推奨に伴う潜在的なリスク、利益（rewards）そしてコストに基づいて、当該推奨が特定のリテール顧客の最善利益に適うものであり、かつ最終顧客の利益を差し置いてブローカー・ディーラー又は関係する自然人の経済的その他の利益を優先するものではないと信じるにつき合理的な根拠を有すること。（C）一連の推奨取引について、個別に評価してリテール顧客の最善

[9] 金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針III－2－3－1 適合性原則・誠実公正義務（1）主な着眼点 ④不適当又は不誠実な投資勧誘行為」では、「顧客に対する不適当又は不誠実な投資勧誘行為として、例えば、以下のような金融商品の勧誘行為が行われていないか。イ．金融商品取引業者の利益を追求する結果として、顧客との一連の取引の経過をみたときに、顧客属性や投資目的に適合しない高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為（合理的な理由を欠く高頻度か否かの判断にあたっては、顧客の年間の平均投資残高に対する支払手数料の累計額の割合、当該顧客の過去の取引頻度等について、通常の投資行動から著しく逸脱したものではないか留意するものとする。）」とされ、過当取引・回転売買が適合性原則・誠実公正義務に反するものとして理解されている。

[10] 'The specific component obligations of Regulation Best Interest are mandatory, and failure to comply with any of the components would violate the General Obligation.'（84 FR 33333）.

[11] 'Whether a broker-dealer has acted in the retail customer's best interest in compliance with Regulation Best Interest will turn on an objective assessment of the facts and circumstances of how the specific components of Regulation Best Interest—including its Disclosure, Care, Conflict of Interest, and Compliance Obligations—are satisfied at the time that the recommendation is made (and not in hindsight)'（84FR33325）

利益に適っているのみならず、リテール顧客の投資プロファイルの観点から全体として見ても超過的ではなく、リテール顧客の利益に適っており、かつリテール顧客の利益を差し置いて当該一連の推奨を行うブローカー・ディーラー又は関係する自然人の経済的その他の利益を優先するものではないと信じるにつき合理的な根拠を有すること（下線筆者）」と規定され、(1) の一般規定における顧客の最善利益を図ることと利益優越禁止の規範的要素が、(2)（ii）の注意義務規定でも重ねて規定されている。それゆえ、この一般的義務（1）と個別的義務 (2) が相まって、一体として規範的判断を要する性質のものとなっている[12]。これに比して、我が国の個別的行為規制が、規範的判断要素を必ずしも含まない具体的な規定であることが多いことを前提とすれば、そのような個別規制ではとらえきれない行為を、誠実公正義務単独で、あるいは他の規定との合わせ技で補足するということがより重要となってくるかもしれない。

2．顧客等への情報提供

「中間報告」の「2 顧客への情報提供・アドバイス （1）顧客等への情報提供 ①利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化」(中間報告 3 頁) では、まず「顧客が適切な金融商品を選択するためには、金融商品の販売者等による適切な情報提供が必要不可欠である。」とし、情報提供が求められる事項として、特に 1）販売者の利益相反の可能性に関する情報、2）手数料に関する情報が重要であるとする。

1）利益相反に係る情報提供については、「原則」にもとづいて、重要情報シートに具体的な内容を記載することが求められているところ、現状では仕組債やファンドラップなど、特に利益相反に係る情報開示が重要であると思われる商品において重要情報シートが利用される割合が低く、また利用されていても投資家にとって分かりにくくなっていること、そもそも重要情報シートの利用がソフトローである「原則」上の要請であり、義務的ではないことが問題視された。

そこで、ここでもソフトローからルールベースへの転換が図られるべきとし、現行の重要情報シートの記載事項のうち、少なくとも次の 3 点については、ルール化することが提言された。すなわち、「ア 顧客が支払う費用のうち販売会社が組成会社から受け取る手数料の割合[13]及びその対価として顧客に提供するサービスの内容（第三者から受け取る報酬等も含

[12] SEC はこれをプリンシプルベースのアプローチと呼んでいる。'Compliance with each of the specific component obligations of Regulation Best Interest, including the "best interest" requirement in the Care Obligation, will be applied in a principles-based manner.'（84FR33334）

[13] 特に仕組債の場合には、実質的なコストを販売価格に上乗せして販売されるケースが多く、それは販売会社（販売コスト）と組成業者（組成コスト）とで分配される。この点、山元高士「個人投資家の信頼を失わせる市場規律の欠如を憂う」週刊金融財政事情 2005 年 5

む)、イ 組成会社や販売委託元との関係（資本関係、人的関係又は重大な業務上の関係を有する者の商品（グループ商品）を販売する場合)、ウ 他の商品と比較して当該商品を販売した場合の営業職員の業績評価上の取扱いを対象とし、その内容も顧客が容易に理解できるよう、明確に分かりやすくする工夫が必要である。」ということである（「中間報告」3－4 頁)。

2）手数料情報の提供についても、とりわけ仕組債について問題が指摘されている。すなわち、そもそも重要情報シートの利用割合が低いうえに、内容面でも「顧客にとって重要な情報である販売会社への提供価格と時価・公正価値との差額、いわゆる組成コスト[14]を情報

月 30 日号 14 頁は、2005 年の時点で、次のように述べていた。「購入から償還・売却までの顧客が負担する取引コストの説明がなされているかどうか。リスク限定型の投信は、ほとんどがオプション絡みの商品となっているが、商品設計時のオプションプレミアムの取り分について、事前に説明されるべきである…」「ある日経平均リンク型の元本確保型投信のケースでは、オプションプレミアム 7％のうち、組成した業者が 3％を取り、売る業者が 1％とった結果、投資家には 3％しか残らず、しかも販売会社は外枠で 1・5％とっていたという事実があった。…なぜこの商品がこれだけの利率になるのか、また、その源泉がプレミアムであるならば、そのうちの組成・販売業者の取り分を説明した上で販売すべきある。…投資家に対し誠実、公平だといえる姿勢が必要である。」と述べている。

[14] この点、桜井建夫「市場から見た仕組商品訴訟」現代法学 26 号（2014 年 2 月）176・180 頁は、次のように仕組商品のコスト構造を説明している。「仕組商品では、リスクに見合う対価を得られず、リスクに見合う対価と実際に受け取れる対価の差額が「隠れたコスト」であり、(販売価格である）100 からその分を差引くと「組成時の時価」になる。たとえば、リスクに見合う対価（プレミアム）が 40 で、そこから組成販売側が半分を取得すると仮定すると、「隠れたコスト」は 40 ÷ 2 ＝ 20、その金融商品の「組成時の時価」は 100 － 20 ＝ 80 になる。このように、「隠れたコスト」と「組成時の時価」は一方が明らかになれば他方は容易に計算できる関係にある」「このように、EB の購入は、プットオプションの売りによりプレミアムを利金名目で得る取引であり、コストを考えるには、オプションの市場価値（＝プレミアム①）が分母で、それと実際に利金名目で受け取るプレミアム②との差額（①－②）が分子に来ることになる。・・・プレミアム 10.08％のうち 6％を受け取れる EB の例では、隠れたコストは、(10.08 －6）／ 10・08 ＝ 4.08／10、すなわち、本来得られたはずのリスク負担対価の 40％強がコストで差し引かれたことになる。」EB 債とは、「債券であるにもかかわらず、償還日までの株価変動によっては、満期日に金銭（償還金）が支払われる代わりに、当該債券の発行者とは異なる会社の株式（他社株）が交付される場合があるものを指し、他社株転換可能性ともいう。」（令和 4 年 6 月 30 日「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」28 頁)。「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」（金融庁、2022 年 5 月）45 頁では、「EB 債の実質コスト（元本と公正価値の差）は、当庁による業界ヒアリングや公

提供している販売会社は一部に留まっている。」というのが現状である。そこで、「販売会社が組成会社に対して組成コストを開示するよう働きかけるとともに、組成会社においては開示に対応できる体制を整備すべきであり、こうした取組みを担保するための制度面での対応が求められる。」（「中間報告」４頁）と提言された。

３．デジタル技術の情報提供への活用

さらに「中間報告」（3－4 頁）では、顧客に対するこのような情報提供を充実させるために、「契約締結前や契約締結時などの情報提供については、金融事業者において書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにすることが考えられる。」とし、「デジタル手段による提供に際しては、金融事業者のコスト削減を目的として単に現行の書面を電子化したものを交付するのではなく、閲覧する機器に最適化し、容易にアクセス可能な方法、かつ、顧客等による比較分析などの外部データを含む多様な活用・連携 が可能な方法で行われるようにすべきである。」とされた。

また「デジタル・リテラシーは人によって様々であることから、実質的な説明が顧客に理解されるために必要な方法と程度により提供されることが重要であり、金融商品取引業等に関する内閣府令で規定されている、いわゆる実質的説明義務を法律上規定すべきである。」とされた。

Ⅱ　令和５年金商法等改正*の概要

＊2023 年 11 月 20 日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、2023 年 11 月 29 日に公布された。施行日は 2024 年４月１日等とされる。

１．顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保

金商法 36 条１項・66 条の７及び金サ**法 24 条（誠実義務規定）が削除され、新たに金サ法「第２章　顧客等に対する誠実義務　２条」が追加された。

**今般、「金融サービスの提供に関する法律」は、新たに「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（略称：金サ法）と改称され、「第四章　金融サービスの利用環境の整備等」が追加された。

改正金サ法２条１項「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」*は、次項各号に掲**

開情報からの推計に基づくと、投資元本に対して平均して 5～6%程度と推定されるが、実現満期が 0.6 年程度と短いため、実質コストを年率換算すると 8～10%程度に達すると考えられる。こうした高い実質コストが、図表 3-14 のリスク・リターン比の悪さにつながっていると考えられる。」

げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うとき**は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。」**

***「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」については同条２項で規定している。

****誠実公正義務は、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」が、顧客等の「保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定められるものを行うとき」に課せられると規定しており、同義務が及ぶ対象業務について政令指定が予定されている。

この改正の趣旨は、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨を金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化」を実現するものされ（「金融商品取引法等の一部を改正する法律案・説明資料」（2023 年３月）２頁）、先に見た「中間報告」の提言を具体化するものである。

このことにより、現行の「原則」はソフトローとしての使命を終える。そして、そこで記された 7 つの原則は、改めて顧客の最善利益を勘案することを要求する誠実公正義務のプリンシプルとして、政省令に規定されるか、少なくとも金融庁の監督指針、あるいは日本証券業協会による自主規制として規定される規則やガイドラインに書き込まれることなどが期待される[15]。またそれは誠実公正・最善利益義務違反かどうかを判断するための私法判断の解釈準則としても機能し得ると解する。

改正金サ法２条２項　前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。」

・業者（業務主体）横断的規制

（1 号から 13 号まで）当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

（14 号から 18 号まで）年金基金とその理事、規約型年金の事業主、
年金積立金の管理運用業者、契約の相手方など

・顧客等

14 号から 18 号においては、上記の業務主体が当該年金の業務等またはこれに付随・関連する業務を行う場合の「顧客等」は年金加入者であるとされる（金サ法２条１項）。したがって、例えば、２条２項 16 号に関して、企業年金基金が投資一任業者と投資一任契約を締

[15] 梅澤拓「『顧客等の最善の利益』の義務化は金融商品の販売の在り方を根本的に変えるか」金融法務事情 2223 号４頁

結して年金資産を運用する場合には、当該投資一任業者は２条２項２号で当該企業年金基金を顧客として誠実公正・最善利益義務を負うとともに、同項16号の「契約金融商品取引業者」として当該年金加入者に対する関係でも誠実公正・最善利益義務を負うことになる。

これは、「中間報告」（2頁）の「個人の資産管理・運用等に重要な役割を果たしている企業年金についても、運用の専門家の活用不足や運用機関の選定プロセス、加入者への情報提供に課題があるとの指摘もされている。」との問題意識から、「金融事業者のほか、企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図るべきである。」（「中間報告」２－３頁）と提言されていたことを受けて規定されたものである。

（1号）金融サービス仲介業　（2号）金融商品取引業　（3号）銀行業
（4号）無尽業　（5号）農業協同組合法・水産業協同組合法・中小企業等組合法・信用金庫法・長期信用銀行法・労働金庫法・農林中央金庫法・株式会社商工組合中央金庫法上の預貯金等の受入れ又は貸付業務など　（6号）銀行代理業その他金融機関の代理業
（7号）銀行法上の電子決済取扱業その他金融機関の電子決済等取扱業
（8号）銀行法上の電子決済等代行業その他金融機関の電子決済等代行業
（9号）信託業、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、財産管理業務
（10号）保険業法上の保険業又は保険募集業など
（11号）貸金業　（12号）不動産特定共同事業　（13号）資金決済法上の資金移動業、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業、前払式支払手段発行業務
（14号）国民年金法上の積立金管理・運用業
（15号）石炭鉱業年金基金法上の積立金の積立業
（16号）確定給付企業年金法上の積立金管理・運用業務
（17号）確定拠出年金法上の個人別管理資産の運用・積立金管理に関する業務
（18号）改正前厚生年金保険法による年金給付等積立金等の管理・運用業務
（19号）政令指定業務　政令で指定する者

２．顧客等への情報提供

（１）日証協の対応

2023年4月18日、日本証券業協会が、「複雑な仕組債等については、当該改正から10年以上が経過する間に、複雑な仕組債等を取り扱う協会員の裾野の拡大、商品性の多様化や当時はあまり想定されなかった販売形態の出現など、その環境に大きな変化が見られており、それに伴い複雑な仕組債等の販売勧誘に関して投資者から寄せられる苦情件数の増加や問題点の指摘がなされているところである。今般、こうした状況を踏まえ、複雑な仕組債等について、顧客に対する適切な販売勧誘を実現するため、投資勧誘規則、関係ガイドライン及び広告指針について一部改正を行な」った（「複雑な仕組債等の販売勧誘に係る『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』等の一部改正について」Ⅰ．改正の趣旨）。

すなわち、投資勧誘規則６条の２（注意喚起文書の交付等）の改正[16]、投資勧誘規則３条３項[17]に係る「合理的根拠適合性ガイドライン」、同規則３条４項[18]に係る「重要事項ガイドライン」、「同規則第５条の２[19]の考え方」（勧誘開始基準ガイドライン）、「広告等に関する指

[16] 投資勧誘規則第６条の２「協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、第１号から第３号に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前１年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第15条第２項第２号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。
１　有価証券関連デリバティブ取引等（金商業等府令第116条第１項第３号イ又はロに規定する取引を除く。）
２　特定店頭デリバティブ取引等
３　商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等
４　店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債
５　店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託

[17] 投資勧誘規則３条３項「協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（定款第３条第10号に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の販売（新規の有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を含む。以下同じ。）を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。」

[18] 投資勧誘規則３条４項「４　協会員は、有価証券の売買その他の取引等に関し、重要事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならい。」

[19] 投資勧誘規則５条の２　「協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。
１　店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売
２　店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売
３　レバレッジ投資信託に係る販売
４　「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」第２条第２号に規定する審査規定等対象

針」を改正したのである（詳細は【日証協】「複雑な仕組債等の販売勧誘に係る『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』等の一部改正について」を参照）。

もっとも、日証協は、「中間報告」で提案されていた「重要情報シート」に係る利益相反の可能性に関する情報開示の提案に対しては、直接、勧誘規則改正等に盛り込まなかった（ルール化しなかった）。また、仕組債における組成コストの開示に向けた体制の整備のための制度面での対応については、「合理的根拠適合性ガイドライン」における「2．合理的根拠適合性の検証」の改正として一定の対応がなされた[20]が、「重要事項ガイドライン」の改正を見ると[21]、顧客に対する組成コストの情報提供を基本とするところまでは至らなかったよ

社債券に係る販売（同条第３号に規定する私募等の取扱い等に該当するものに限る。）

[20] 「〔２　合理的根拠適合性の検証…（１）「新たな有価証券等」の特性やリスクの十分な把握…　①「新たな有価証券等」の考え方…〕②「有価証券等の特性やリスク」の考え方協会員は、当該協会員にとって「新たな有価証券等」の販売を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握する必要があります。

イ　リスクの種類と大きさ（略）

ロ　費用とパフォーマンス　…また、複雑な仕組債等については、コスト構造が複雑であることを踏まえ、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、組成会社（自社において組成する場合には自社の組成部門等をいう。以下同じ。）から当該複雑な仕組債等の理論価格を入手し、販売価格との差額の妥当性を検証するなど、定量的かつ合理的な方法で検証する必要があります。･･･特に、上述の費用の多寡がパフォーマンスに影響している場合、検証において費用額の設定の適否をよく検討する必要があります。」

[21] 「３．店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について

Ｑ１：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

Ａ：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債を販売する場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。（①～③省略）･･･④ ノックイン条項が付されている場合、ノックイン条件（参照指標が複数の場合、それぞれの指標に対するノックイン条件）及びノックインが生じた場合と生じなかった場合の償還損益及び償還方法の違い、⑤ 早期償還条項が設定されている場合、その旨、早期償還となる条件（ノックアウト条件、発行体によるコール条項等）及び早期償還した場合にはその後の金利が受け取れなくなり、同等の条件での投資ができるとは限らない旨、⑥ 当該仕組債の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定損失額（試算額）、⑦ ⑥で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）、⑧ 中途売却する場合における売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途

うであり、むしろそれは「重要情報シート」の運用の改善、すなわち「原則」に基づくプリンシプルベースでの対応にゆだねられたようである[22]。つまり、日証協としては、「適合性の原則を踏まえ適切な販売勧誘を実現していくためには、ルールベース（規則・関係ガイドライン等）での更なる施策が必要となるが、他方、顧客本位の業務運営はプリンシプルベースであり、真の顧客本位を追求するためには、ルールベースの規則・関係ガイドライン等だけで対応するのは困難であり、顧客本位の業務運営（プリンシプルベース）での対応と法令・自主規制（ルールベース）での対応を整理・組み合わせながら検討する必要がある。」という認識であった（「複雑な仕組債等の販売勧誘に係る『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』等の一部改正について」スライド資料「２．仕組債をめぐる現状・課題」参照）。

しかし、今や、「原則」がソフトローであることを止めた以上、「重要情報シート」の位置づけも単にベストプラクティスとばかりは言っていられないのではないか。つまり、７つの原則は、顧客の誠実公正・最善利益義務（法的義務）を適用する際の解釈準則として位置づけなおされ、原則５【重要な情報の分かりやすい提供】の一環として取り組まれた「重要情報シート」を利用しないこと、または利用したとしても利益相反情報や組成コストについて

売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。）」。

このような対応は、仕組債の販売について説明義務違反が問題とされた裁判例を分析して、説明義務の対象・範囲を次の三つのカテゴリーに分類した黒沼教授の知見（黒沼・前掲（3）563-564 頁）を参照すると、下記②の水準を求めているように思える。しかし、黒沼教授が指摘するように（黒沼・前掲（3）564 頁）、本来は、顧客が、デリバティブの時価（理論価格）（ここからさらに実質的な取引コスト・行澤）を知る手がかりとなる情報である下記③を説明義務の対象とすべきであり、日証協の重要事項ガイドラインもこれに応答すべきであったのではないだろうか。「①ノックイン事由が発生する可能性があること、その場合に償還価格が元本割れする可能性があること、および原則として中途解約できないことのみが説明義務の内容であるとするもの、②ノックイン事由が発生する可能性があることだけを説明するのでは足りず、ノックインの場合に参照株価がどの程度下落するとどの程度損失が発生するかの説明（シミュレーション情報の提供）が必要であるとするもの、 ③リスクの定性的な説明やシミュレーション情報の提供では足りず、ノックイン確率の説明が必要だとするもの」

[22] 日証協は、「複雑な仕組債等の販売勧誘に係る『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』等の一部改正について」「２ 改正骨子 Ⅳ.その他」において、「投資信託などの多くの商品では、重要情報シートなどにリスク、リターンやコストの実績値などが掲載されている。仕組債も…取扱金融機関各社や業界団体が自主的にデータを集計して定期的に公表するとともに、重要情報シートで組成・販売それぞれの実質コストを開示するなど、顧客向けの情報提供が充実されることが望ましい。」という「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」（45 頁）を引用している。

不開示もしくは不適切にしか開示しないことは、原則として誠実公正・最善利益義務違反を構成することになり、行政処分、場合によっては私法上の責任を基礎づけることになると考えるべきではないのだろうか。

この点、さらに言えば、「中間報告」の（脚注 11）の意見が述べているように、そもそも仕組債は個人顧客に売ってはいけない投資商品なのであって、情報提供の問題ではなく、むしろ狭義の適合性原則が妥当するべき場面なのであり、だからこそ日証協の「合理的根拠適合性」がより厳格化されたとも言える。

仕組債、とりわけ EB 債（近年は、特に EB 債が大半を占める「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」28 頁）の商品特性については、「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」が次のように指摘しているところである。すなわち、「商品特性上、株式との相関が強い一方で、リスク・リターン比は劣後するため、株式に代えて EB 債を購入する意義はほとんどないと考えられる。」「『株式の値上がり益を放棄する代わり、クーポンは高い。』との営業話法が用いられることが多いが、放棄した値上がり益の価値に見合うほどの高いクーポンが設定されているとは言えない。」（44 頁）「取扱金融機関（販売会社もしくは組成会社）側から見ると短期間で収益を上げやすいため、償還済み顧客に繰り返し販売する回転売買類似の行動に対する誘因が働きやすい商品性となっている。」（45 頁）と評価されている。

そうだとすると、仕組債というのは、基本的には、主として販売業者等の利益のために販売される商品であると言ってよいのではないか[23]。そうすると、最善利益義務の意義として顧客の利益よりも自己等の利益を優先してはならない（利益の優越禁止）という趣旨を含むものにおいて理解する限り、仕組債を販売する業者等は、まさに最善利益義務に反していると言えそうである。ゆえに少なくとも個人顧客に仕組債を勧誘・販売して顧客が損害を被った場合、販売業者は、当該顧客に対して仕組債を販売したことを正当化できる特段の事情を証明しない限り、適合性原則及び誠実公正・最善利益義務違反（金サ法２条１項）に問われると考えてよいのではないか（不法行為訴訟においては、過失や因果関係の証明責任を事実上被告・業者に転換するということである）[24]。

従来、仕組債の勧誘・販売については、最高裁平成 17 年 7 月 14 日判決の判断枠組みに

[23] 例えば、次のようなメディア記事を参照されたい。「仕組み債」４兆円市場縮小へ、金融庁の厳格姿勢が販売見直し迫る - Bloomberg、地銀系証券が「仕組み債」の販売停止で陥った苦境 最新決算を独自集計、赤字に転落した会社が続出 | 金融業界 | 東洋経済オンライン（toyokeizai.net）、悪徳金融商品「仕組み債」の個人向け販売にトドメを刺せ | 山崎元のマルチスコープ | ダイヤモンド・オンライン（diamond.jp）

[24] 桜井建夫「説明義務と適合性原則の系譜」現代法学 45 号（2023 年）109 頁は、仕組債の販売は「本来は商品適合性がない」（合理的根拠適合性を欠く）と言える場合もあることを指摘している。

従って、適合性原則違反による不法行為等に基づく損害賠償責任を判断するということが定着しているが、結果は具体的な事実認定により左右されている[25]。そのような現状において、利益の優越を禁止すると解され得る金サ法の誠実公正・最善利益義務の法定化が、従来の適合性原則の判断枠組みにどのように影響を与えるのか（また与えないのか）が注目されるところである。

[25] 例えば最近の判例として、東京地判令和５年５月 29 日 LEXDB25572991 を見てみよう。本件は、高齢の個人顧客が銀行系列の証券会社従業員の勧誘により仕組債（ブラジル・レアルと円の為替連動債券【1】〔公募〕と他社株転換可能債券【2】〔私募〕）を購入したことにより生じた損害の賠償を、適合性原則違反等を理由とする不法行為に基づき請求した事案である。裁判所は「顧客の適合性を判断するに当たっては、単に当該金融商品の取引類型における一般的抽象的なリスクのみを考慮するのではなく、当該金融商品の具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、金融商品取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要がある（下線筆者）」とする最判平成 17 年７月 14 日民集 59 巻６号 1323 頁に依拠し、【2】については適合性原則違反を認めたが、【1】については、1）仕組み自体は複雑とは言えない、2）原告には米ドル建てMMＦの保有経験などがあり、当該商品の仕組み又はリスクについても理解していたこと、3）原告の財産状態に照らしても過大な危険を引き受けたものと言えないこと、4）原告の提出した取引申込書から見ても投資目的に適っていたこと、から、適合性原則違反による不法行為に基づく損害賠償請求を認めなかった。他方、【2】については、1）一般に株価が変動することの理解があったとしても、本件仕組債２の上記仕組みやリスクの程度を容易に理解し得るとはいえず、単に株式を保有している場合や参照指標が１つの公募債である本件仕組債１と比較して、リスクが相応に大きい、2）本件仕組債２の仕組みの概要をある程度は認識していたことを踏まえても、その実質的な意味及びリスクを的確に把握し得るだけの知識や能力を備えていたとまでは認められない、３）本件仕組債２の買付けによって、原告の老後の生活資金のすべて、あるいは原告及び原告の夫の老後の生活資金の大半が元本毀損のリスクにさらされる結果となっており、原告は、上記のとおり資金に余裕がある顧客を対象とする商品である本件仕組債２には適していなかった、4）本件仕組債２の買付注文時、被告従業員は、株式による現物償還の可能性、すなわち元本毀損の可能性が極めて小さいことを殊更に強調しており、元本毀損のリスクについて真実に反した過小な評価を説明して本件仕組債２の買付けを勧誘しているから、原告の投資目的・意向に合致しているとか、原告が本件仕組債２の有するリスクを許容しているとは認められない、として、不法行為による損害賠償を認めた（なお、過失相殺については、「適合性原則の趣旨に反して取引を行わされた顧客の過失については、当該顧客が積極的に虚偽の陳述をしたなどの特段の事情がない限り、これを斟酌することは許されないというべきである。」として認めなかったことは興味深い）。

（２）書面交付義務から情報提供義務へ

現行の契約締結前交付書面（金商 37 条の３第１項）、契約締結時等交付書面（金商 37 条の４第１項）、最良執行方針等を記載した書面（金商 40 条の２第４項）、最良執行方針等に従って執行された旨を説明した書面（金商 40 条の２第５項）、運用報告書（金商 42 条の７）（及び投資信託法 14 条１項の運用報告書）の交付義務を情報提供義務とし、各金融商品取引業者等の判断により書面交付または電子交付を選択できることとする[26]改正がなされた。現行法上は、書面交付が原則であり、金商 34 条の２第４項の準用により、事前の承諾を得て電磁的方法で提供（電子交付）することができるとされていた（金商施行令 15 条の 22、業等府令 56 条・57 条）。ただし、これに併せて顧客がその必要に応じて書面を求めることができるとする内閣府令の改正が予定されている[27]。

（３）契約締結前情報提供に係る実質的説明義務の法律化

下記金商 37 条の３第２項が新設され、実質的説明義務が法定された。

「金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、同項各号に掲げる事項（同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。）について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（以下この項において「顧客属性」という。）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。」

これは禁止行為を定める金商 38 条９号による内閣府令への委任を受けて定められていた業等府令 117 条１項１号の内容を法律上の義務に格上げするものであり、その趣旨は、法律上、取引に係る情報提供を業者の選択によって電子交付によってもできるとした関係上、デジタル・リテラシーの個人間の相違に鑑みて、いずれの方法によるのであっても顧客属性に照らして当該顧客に理解され得る方法と程度において説明しなければならないとする実質的説明義務を法律上の義務とすることにある[28]。実質的説明義務の対象から取引リスク情報（金商 37 条の３第１項５号・６号）が除外されていのは、金サ法上の説明義務（同法４条１項・２項）との重複回避の観点からであると説明される[29]。

---

[26] 松尾・前掲（３）485 頁

[27] 同上

[28] 「中間報告」５頁の提言を具体化するものである。

[29] 松尾・前掲（３）485 頁

顧客本位の業務運営に関する原則

2017 年３月 30 日

（2021 年１月 15 日改訂）

金融庁

経緯及び背景

2016 年４月 19 日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び国民の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー[1]）等について審議が行われた。

市場ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から審議が行われ、12 月 22 日に報告書が公表された。その中で、以下のような内容が示された。

− これまで、金融商品の分かりやすさの向上や、利益相反管理体制の整備といった目的で法令改正等が行われ、投資者保護のための取組みが進められてきたが、一方で、これらが最低基準（ミニマム･スタンダード）となり、金融事業者による形式的・画一的な対応を助長してきた面も指摘できる。

− 本来、金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましい。

− そのためには、従来型のルールベースでの対応のみを重ねるのではなく、プリンシプルベースのアプローチを用いることが有効であると考えられる。具体的には、当局において、顧客本位の業務運営に関する原則を策定し、金融事業者に受け入れを呼びかけ、金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことが適当である。

また、報告書では、顧客本位の業務運営に関する原則（以下「本原則」）に盛り込むべき事項についても提言がなされた。この提言を受け、2017 年３月 30 日、本原則が策定された。

[1] フィデューシャリー・デューティーの概念は、しばしば、信託契約等に基づく受託者が負うべき義務を指すものとして用いられてきたが、欧米等でも近時ではより広く、他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称として用いる動きが広がっている。

本原則策定後、金融事業者の取組状況や本原則を取り巻く環境の変化を踏まえ、2019 年 10 月から市場ワーキング・グループが再開され、顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた方策について検討が行われた。

同ワーキング・グループにおいては、本原則の具体的内容の充実や金融事業者の取組の「見える化」の促進などに関する議論があり、本原則の改訂案について提言が行われた。当該提言を受け、2021 年１月 15 日、本原則の改訂を行った。

本原則の目的

本原則は、上記市場ワーキング・グループの提言を踏まえ、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるものである。

本原則の対象

本原則では、「金融事業者」という用語を特に定義していない。顧客本位の業務運営を目指す金融事業者において幅広く採択されることを期待する。

本原則の採用するアプローチ

本原則は、金融事業者がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」ではなく、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用している。金融事業者は、本原則を外形的に遵守することに腐心するのではなく、その趣旨・精神を自ら咀嚼した上で、それを実践していくためにはどのような行動をとるべきかを適切に判断していくことが求められる。

金融事業者が本原則を採択する場合には、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいて業務運営を行うことが求められる。自らの状況等に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、一部の原則を実施しないことも想定しているが、その際には、それを「実施しない理由」等を十分に説明することが求められる。

具体的には、本原則を採択する場合、下記原則１に従って、

・ 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表した上で、

・ 当該方針に係る取組状況を定期的に公表するとともに、

・ 当該方針を定期的に見直す

ことが求められる。さらに、当該方針には、下記原則２～７（これらに付されている（注）を含む）に示されている内容毎に、

・ 実施する場合にはその対応方針を、

・ 実施しない場合にはその理由や代替策を、

分かりやすい表現で盛り込むとともに、これに対応した形で取組状況を明確に示すことが求められる。

本原則に関する留意事項

本原則については、金融事業者の取組状況や、本原則を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行うものとする。

【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】

原則１．金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

（注）金融事業者は、顧客本位の業務運営に関する方針を策定する際には、取引の直接の相手方としての顧客だけでなく、インベストメント・チェーンにおける最終受益者としての顧客をも念頭に置くべきである。

【顧客の最善の利益の追求】

原則２．金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

（注）金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。

【利益相反の適切な管理】

原則３．金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

（注）金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。

- 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合
- 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合
- 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合

【手数料等の明確化】

原則４．金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

【重要な情報の分かりやすい提供】

原則５．金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則４に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

（注１）重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。

- 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件
- 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性
- 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む）
- 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響

（注２）金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（（注２）～（注５）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。

（注３）金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。

（注４）金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。

（注５）金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。

【顧客にふさわしいサービスの提供】

原則６．金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

（注１）金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。

- 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと
- 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと
- 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと

（注２）金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。

（注３）金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。

（注４）金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。

（注５）金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。

【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】

原則７．金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

（注）　金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。

資産運用業高度化プログレスレポート 2022

2022 年 5 月

金融庁
Financial Services Agency

目次

はじめに 1

Ⅰ．顧客利益最優先の業務運営と運用力の強化に向けた資産運用会社との対話 2
１．経営体制 2
（１）独立性の確保と検証体制の整備 2
（２）長期視点での運用を実現する専門性を重視した経営体制 3
（３）独立社外取締役の機能発揮 4
２．商品組成・提供・管理（プロダクトガバナンス） 6
（１）アクティブファンドのシャープレシオ 6
（２）国内株アクティブファンドの「アルファ」 7
（３）国内株アクティブファンドの信託報酬設定 8
（４）顧客利益最優先の実効性あるプロダクトガバナンス体制の確立 9
（５）顧客利益最優先の商品組成と償還の検討 11
３．目指す姿・強み 12
（１）注力する運用戦略等の確立 12
（２）外部委託等における運用委託先の適切な調査 13
（３）目指す姿を実現するための評価報酬体系 15
（４）運用や業務の効率化に向けた取組み 15
【コラム】資産運用会社における顧客本位の業務運営の徹底 ～取組方針等の見える化～ 16

Ⅱ．ESG 関連公募投資信託を巡る状況 18
１．背景 18
２．調査の概要 18
３．ESG 投信の状況 19
４．各資産運用会社における取組状況 21
（１）ESG 投資に対する基本的な考え方 21
（２）組織体制 22
（３）ESG インテグレーション 24
（４）ESG 評価・データ提供機関 26
（５）スチュワードシップ活動 28
（６）開示 29
（７）外部委託 32
～ESG 投信を取り扱う資産運用会社への期待～ 34

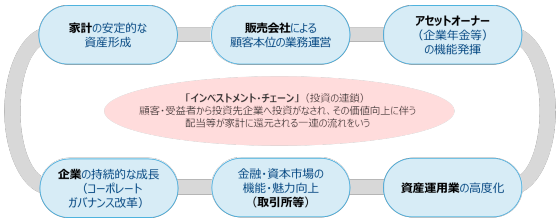
Ⅲ．その他の論点 36
１．公募投資信託 36
（１）シャープレシオ・エクスペンスレシオの国際比較 36
（２）一物多価の現況 37
（３）償還期限設定型投信の増加 37
（４）予想分配金提示型などの毎月分配型ファンドの「想定顧客層」 38
（５）新興国関連ファンド 39
（６）トータルリターンスワップについての開示 39
２．ファンドラップ 40
３．仕組債 42
４．私募投資信託 45
（１）私募投信市場の拡大 45
（２）私募投信市場における投資家構成 46
（３）投資家ごとの資産構成及び運用状況 46
（４）公募投信と私募投信のコスト・パフォーマンス比較 47
５．確定給付企業年金（DB）／企業型確定拠出年金（DC） 48
（１）企業型確定拠出年金（DC）：一物多価 49
（２）企業型確定拠出年金（DC）：アクティブファンドのアルファと、商品選定への示唆 49
【コラム】確定給付企業年金（DB）：海外の企業年金との比較分析における日本の企業年金への示唆 .. 51

はじめに

国際情勢の緊迫化や新型コロナウイルス感染症の広がりなど、経済社会の様々な変化に対応し、持続可能な経済成長を実現するためには、インベストメント・チェーンの各参加者が、それぞれに期待される役割を十分に果たすことにより、資金の好循環を実現することが重要である。当庁においては、このインベストメント・チェーン全体の機能向上を図るうえで、資産運用業の高度化を重要課題と位置づけ、議論を重ねてきた。

今回の「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」は、2020 年に初めて「資産運用業高度化プログレスレポート 2020」を公表して以来、３回目の執筆となる。本レポートでは、資産運用会社が顧客利益最優先の業務運営と運用力の強化を進めていくために必要な課題を、「経営体制」「商品組成・提供・管理（プロダクトガバナンス）」「目指す姿・強み」の３つの観点から掘り下げるとともに、近年増加している ESG 関連公募投資信託（以下、「ESG 投信」）に関するグリーンウォッシュ問題への対応として、当庁で行った調査・分析に基づき、「ESG 投信を取り扱う資産運用会社への期待」を整理した。また、その他の論点として、ファンドラップ、仕組債、アセットオーナー（企業年金）等についても取り上げた。

資産運用業の高度化を含むインベストメント・チェーンの機能強化に向けて、本レポートで示した論点や課題について、引き続き、各資産運用会社等との対話を続けていきたいと考えている。



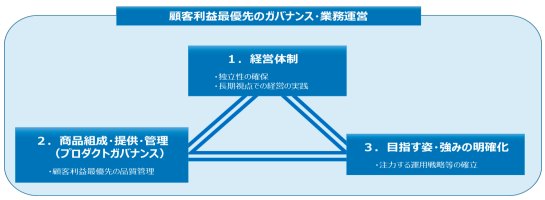
Ⅰ．顧客利益最優先の業務運営と運用力の強化に向けた資産運用会社との対話

資産運用会社が中長期的に良好な運用成果を上げることを通じて、顧客の信頼・支持を獲得したうえで収益基盤を確立していくためには、顧客利益を最優先に考えた組織的な態勢整備と取組みを進めていくべきである。こうした観点から、国内の資産運用会社及びその親会社との間で、取組みの進捗状況等について対話を進めた。

各資産運用会社において、資産運用業の高度化に向けた問題意識を持ち、社内の議論や各種の取組みを着実に進展させている動きも見られているが、顧客利益最優先の業務運営の実践と運用力の強化に向けて、自社のビジネスモデル等を踏まえながら、課題の改善に不断に取り組んでいくことが重要である。顧客利益最優先の業務運営と運用力の強化を確実に進めていくためには、適切にガバナンスを機能させ、「１．経営体制」、「２．商品組成・提供・管理（プロダクトガバナンス）」、「３．目指す姿・強みの明確化」の各課題について、改善や更なる高度化に向けて取り組んでいくことが求められている。

本レポートでは、各社の取組事例や改善が必要と考えられる事項を整理しているが、各社の取組みの進捗やその効果・成果について、引き続き注視し、対話を行うことで、競争環境の醸成と各社の実効性のある取組みに繋げていくこととしたい。

（図表 1-1）顧客利益最優先の業務運営と運用力の強化に向けた取組み



１．経営体制

資産運用会社においては、社外取締役も含めた経営陣が責任をもって、顧客利益最優先の考え方を社内に浸透させることにより、適切なガバナンスと業務運営を実践していくことが期待される。

（１）独立性の確保と検証体制の整備

独立性確保の観点からは、資産運用会社にとっての顧客は、販売を委託する先ではなく、投資家であることを改めて認識し、金融グループにおける独立性を確保することが重要である。この点に関して、各社で以下のような取組みが見られた。

- 資産運用会社の経営体制の検討に当たって、グループとは独立した資産運用会社の指名委員会において、独立社外取締役を中心に議論が行われ、内部人材を経営トップに昇格させるとともに独立社外取締役を増員することとし、グループ親会社においてもその結論を尊重。
- 取締役及び執行役員のうち、経営トップを含めてグループ外出身の運用実務経験者を多数登用（グループ出身者は半数）。
- 資産運用会社の社長が、グループ親会社との間で、運用子会社のグループにおける位置付けや専門性を意識した人事方針についてコミュニケーションを図ることで、運用子会社の独立性確保を志向。
- 新たな経営計画の考え方を社内に浸透させる中で、資産運用会社の顧客は販売会社ではなく投資家であることを改めて共有。

顧客利益最優先の業務運営や運用力強化に向けた取組みが実効性を伴うものとなっているかについて、独立社外取締役等の第三者が検証する体制を整備・機能させることが重要である。この点に関して、各社で以下のような取組みが見られた。

- 各社で独立社外取締役の選任が進められている。一部の社では、ガバナンス機能の強化を目指し、独立社外取締役を更に拡充。
- 多様なバックグラウンドを有する人材を独立社外取締役として選任しており、専門性拡充のために運用ビジネスに精通した人材の選任を検討。
- コーポレートガバナンス・コードにおいて、独立社外取締役の有効な活用が求められている中、投資先の独立社外取締役の比率について納得感のあるエンゲージメントを行うためにも、自社の独立社外取締役の比率を投資先に求める水準に合わせて経営体制を整備。
- 独立社外取締役の拡充にあわせて、議論の活発化を図るため、経営トップと独立社外取締役である取締役会議長が事前に協議を行い、取締役会での重点的討議事項を定めるなど、取締役会を単なる業務内容の報告・承認の場から課題等の議論の場へ変える取組みを実践。

各社においては、取締役会に加えて、責任投資や顧客本位の業務運営の状況を検証する会議体が社外取締役もメンバーに加えた上で設置されている。経営層は、顧客である投資家の利益を最大化するために、独立性と顧客利益最優先の立場での適切な検証機能を確保する、ガバナンスの強化を図っていくことが重要である。また、各会議体では、取組実績の報告にとどまらず、議論を深化させるプロセスの確立や改善を進めつつ、課題と考えられる事項を含めて上程し、顧客利益最優先の業務運営が行われているかについての検証を継続的に行うことが必要である。

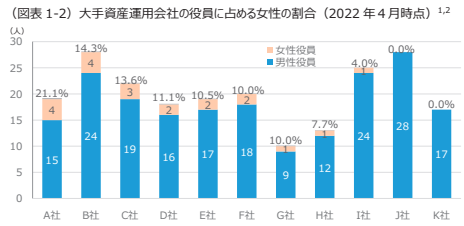
（２）長期視点での運用を実現する専門性を重視した経営体制

資産運用会社の経営陣には、顧客利益最優先の業務運営と運用力強化に向けた取組みを推進するための体制整備を進めることが期待されている。そのためには、専門性を重視した多様な人材の登用により、長期視点での運用を重視する経営の実践が重要である。この点に関して、各社で以下のような取組みが見られた。

- グループ内外の運用経験が豊富な人材や、資産運用会社での経営経験が豊富な外部人材を登用することで経営体制を強化。
- 大手資産運用会社の経営トップの平均在任年数は約３年であるが、グループの人事ローテーションにこだわらず、運用実務経験の豊富なトップの在任期間が延びている先もある。
- 新たな経営体制において、従来のグループ内の順送り人事を前提とせず、経験や実績を踏まえてトップや執行役員に内部人材を登用。
- 多様な人材の登用を目指し、女性の管理職比率やプロフェッショナル人材の登用比率等の数値上の目標を設定するだけでなく、育成の観点から、選抜研修への女性の参加を促す取組みを行うほか、女性活躍推進をテーマとしたシンポジウムを開催。

各社においては、経営層の人選を、専門性、経験や運用ビジネスへの意欲等を踏まえて行うなど、顧客利益最優先の業務運営と運用力強化の取組み推進に資する経営体制を構築することが必要である。また、コーポレートガバナンス・コードにおいて、女性活躍推進など、多様性の確保が掲げられていることも踏まえ、実効性のあるエンゲージメントに繋げるためにも、各社自身が、業務実績を踏まえつつダイバーシティの確保に向けた取組みを更に推進していくことが必要である。

（図表 1-2）大手資産運用会社の役員に占める女性の割合（2022 年４月時点）[1,2]



（３）独立社外取締役の機能発揮

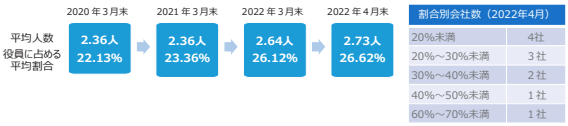
各社では独立社外取締役の拡充が進められているが、形式的な体制整備にとどまらず、顧客利益最優先の業務運営や運用力強化に、真に資する取組みとなることが重要である。本事務年度においては、独立社外取締役に求められる役割や専門性を踏まえた機能発揮のための課題等について、各社の独立社外取締役との間で意見交換を実施したところ、以下のような取組みや意見が見られた。

[1] 一般企業における女性管理職割合は平均 8.9%、金融業では平均 12.7%（出所：帝国データバンク「女性登用に対する企業の意識調査（2021）」）。
[2] 各社のウェブサイト等を基に金融庁作成。

- 資産運用会社の独立社外取締役が親会社の経営陣と定期的に意見交換を実施し、その中で資産運用会社の経営体制のあり方、とりわけ経営トップのグループ外からの招聘等についても議論している事例や、独立社外取締役が専門性を活かした個別ファンド評価の高度化に向けた調査・研究を踏まえた提言を行っている事例。
- 資産運用会社の独立社外取締役に求められる人材について、「資産運用会社の業務は専門的であり、運用実務のバックグラウンドは必要。あるいは複数いる独立社外取締役の中には運用ビジネスに知見のある人材は必要。」との意見がある一方で、「資産運用に関する専門性を有していなくとも、経営に対して、一般的なビジネスの知識、法務・財務の知識、経営実務等、それぞれの知見を踏まえた質問や指摘を行うことのできる能力が必要。」との意見もあった。
- 独立社外取締役に対する情報提供については、「取締役会等で議論するに当たっての情報提供等、取締役をサポートする専門部署・専担者を置いてサポートする体制は非常に有益。」や、「独立社外取締役の専門性はそれぞれであり、専門性、知見に応じた内容の情報提供が必要。」との意見があった。

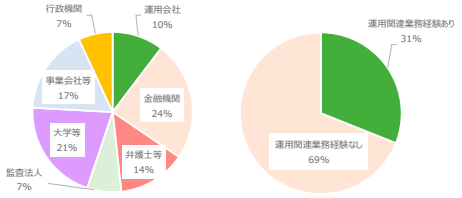
資産運用会社における独立社外取締役の属性については、各社が独立社外取締役に期待する目線にもよるが、運用力強化に向けた取組みを検証する観点からは、運用ビジネスに関する知識・経験のある人材の選任が必要である。また、資産運用とは異なる専門性により選任された独立社外取締役については、情報提供等のサポートを適切に行っていくことで、各知見に応じて運用力強化に貢献ができるような取組みが必要である。

（図表 1-3）大手資産運用会社における独立社外取締役の状況[3]



割合別会社数（2022年4月）	
20%未満	4社
20%～30%未満	3社
30%～40%未満	2社
40%～50%未満	1社
60%～70%未満	1社

（図表1-4）大手資産運用会社における独立社外取締役の主な経歴別の内訳（2022年３月末時点）[3]



[3] 各社の提出資料等を基に金融庁作成。

２．商品組成・提供・管理（プロダクトガバナンス）

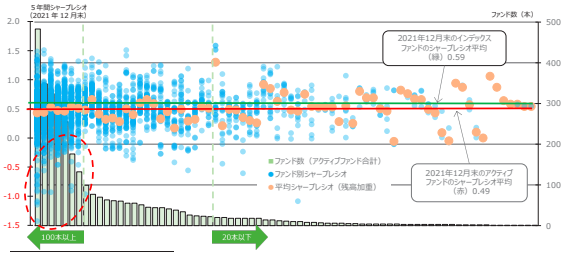
資産運用会社が、顧客利益最優先の業務運営を実践するためには、「真に投資家ニーズを踏まえた中長期に安定的なリターンを確保できる商品が組成、提供できているか」、「組成時に想定した運用が実践され、投資家へコストに見合うリターンを提供できているか」、「組成時に想定した運用を継続していくことが可能か」等の観点から、個別商品ごとに品質管理を行うプロダクトガバナンス体制を確立することが重要である。

（１）アクティブファンド[4]のシャープレシオ[5]

公募アクティブファンドのシャープレシオについて、資産運用会社毎にまとめたのが図表 1-5 である。縦軸左側はシャープレシオの水準であり、図中の青い丸は各社の各ファンドのシャープレシオ、橙の丸はそれらファンドの資産運用会社毎の平均シャープレシオを表す。また、棒グラフの高さはファンド数（縦軸右側）を表しており、左から順に、ファンド数が多い資産運用会社から並べている。

図の中ほどから右側の、ファンド数が相対的に少ない社に、比較的平均パフォーマンスの良い社が見られる。運用するファンドが 20 本以下の社ではアクティブファンドの平均シャープレシオ（0.49：赤い線）を上回る社が多くあり、独立系や一部の外資系等を中心にインデックスファンドの平均シャープレシオ（0.59：緑の線）も上回っている先が見られる。ファンド数が少ない社では、旗艦ファンドに注力しリソースを集中させることで良好なパフォーマンスを実現している傾向が見られる。一方、100 本以上のファンドを運用する社では良好なパフォーマンスを実現しているファンドもあるが、シャープレシオがマイナスとなっているファンドも多くみられ（赤点線枠囲み）、顧客利益を最優先したプロダクトガバナンスの徹底が期待される。

（図表 1-5）資産運用会社別ファンド数及びファンドパフォーマンス分布[6]

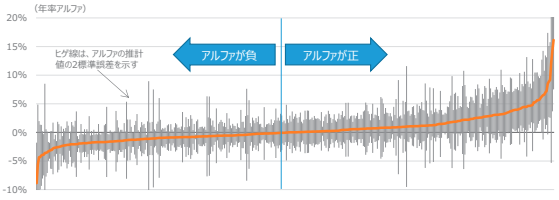


[4] 「アクティブファンド」は、独自に銘柄の選定を行い（アクティブ運用）、特定の株価指数（インデックス）を超えるリターンを目指すファンド。一方、特定の株価指数（インデックス）に追随する銘柄選定（パッシブ運用）を行うものを「インデックスファンド」という。
[5] ある特定期間における、リスク（標準偏差）１単位当たりのリターンを図る指標。
[6] QUICK のデータを基に金融庁作成。

（２）国内株アクティブファンドの「アルファ」

アクティブ投資に期待される付加価値は、マーケット全体に連動したパッシブ投資、もしくは、特定スタイル（「バリュー」「グロース」「小型」等）に連動したパッシブ投資を上回るリターンである。このアクティブ投資の付加価値である超過リターン（以下、「アルファ」）を定量的に把握するために、各ファンドの時系列データを用いて、重回帰分析による統計的な推計を行った。分析対象[7]の国内株アクティブファンド 444 本の推計結果[8]をまとめたのが図表 1-6 である。各ファンドのアルファの推計結果を、左からアルファの低い順に並べて、その結果を橙色の折れ線でつないで示した。

（図表 1-6）国内株アクティブファンドのアルファ（年率）[9]



図にある通り、約半数（444 本中 219 本）においてアルファの推計値がマイナスとなり、そのうち統計的に有意[10]にアルファがマイナスとなったのは 32 本となった。一方、アルファが統計的に有意にプラスになったのは 35 本であった。アルファがマイナスのアクティブファンドは、パッシブ投資よりもパフォーマンスが劣る運用結果であったと推定される。

アルファの推計値が高いファンドを個別に見ると、大手の資産運用会社のファンドだけでなく独立系等の資産運用会社が運用するファンドが多数見られた。これらのアルファの推計値が高いファンドは、運用スタイルとしては中小型株を中心としているものが多い。この背景には、中小型株の運用では、運用担当者による投資対象先の調査と銘柄選定による付加価値を出しやすいことが考えられる。

[7] 2022 年 3 月末に現存した国内株アクティブファンドのうち、2002 年 4 月から 2022 年 3 月までの 20 年間のうちに 4 年以上の運用実績があるファンド。
[8] 信託報酬等のコスト控除後の分配金込み基準価額のデータによるアルファを測定（販売時の手数料は未考慮）。分析手法の詳細については、別添 1 参照。
[9] QUICK、野村證券（Russell/Nomura 日本株インデックス）、日本銀行の資料を基に金融庁が推計。
[10] 推計値が 2 標準誤差以上ゼロと異なる場合を「統計的に有意」と記載。これは、例えば、アルファがマイナスと推計されたものについて、「マイナスではない」という逆の仮説が妥当する可能性が約 2.5%以下と推定されることを意味している。

一方、アルファの推計値が有意にマイナスとなったファンド 32 本を見ると、大手資産運用会社のファンドが多くを占め、独立系の資産運用会社のファンドは見られない。また、そのうち約７割（32 本中 23 本）が設定から 20 年以上経過しているファンドであり、約 4 割（32 本中 12 本）が、中長期の運用を前提にしていると考えられる DC（確定拠出年金）向けのファンドであった。

（図表 1-7）アルファがマイナスのファンド（下位 15 本[11]）の特徴

運用会社	経過年数	純資産額 '22 年 2 月末	アルファ推計値（年率）	t 値
大手	7.6 年	1.7 億円	-8.9%	-2.51
大手	10.3 年	6.2 億円	-3.9%	-2.17
大手	21.5 年	8.8 億円	-3.3%	-4.03
外資系	23.8 年	27.8 億円	-3.2%	-4.62
大手	20.3 年	5.7 億円	-2.7%	-3.59
外資系	26.4 年	21.7 億円	-2.7%	-2.37
大手	21.0 年	67.3 億円	-2.6%	-4.72
大手	22.7 年	5.0 億円	-2.5%	-3.94
大手	15.8 年	20.1 億円	-2.4%	-2.76
大手	17.3 年	14.3 億円	-2.2%	-4.18
大手	20.2 年	23.7 億円	-2.0%	-2.95
国内系	18.4 年	11.6 億円	-2.0%	-4.89
国内系	20.4 年	6.0 億円	-1.9%	-2.51
国内系	16.6 年	22.9 億円	-1.9%	-2.36
国内系	22.5 年	35.4 億円	-1.9%	-2.48

一般的に投資家は、インデックスファンドよりも高い信託報酬水準が設定されているアクティブファンドに対して、パッシブ投資を上回るリターンを期待して投資を行う。アルファがマイナスとなっているファンドは、そうした投資家の期待に応えられていないことを示している。大半の大手資産運用会社の商品ラインナップには、中長期にアルファがマイナスとなっていると考えられるファンドが存在しており、商品組成後の品質管理に課題が認められる。

（３）国内株アクティブファンドの信託報酬設定

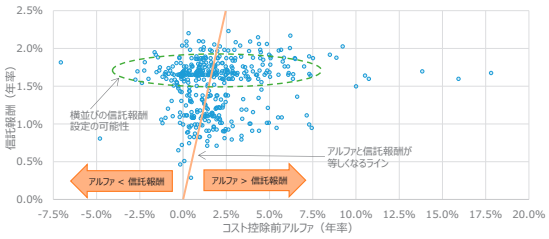
図表 1-6 にあるとおり、信託報酬等のコスト控除後では、分析対象の国内株アクティブファンドのうち約 8 割強のファンドのアルファの推計値が統計上は有意にプラスでもマイナスでもないという結果になった。これらのファンドでは、コスト控除前では一定程度パッシブ投資を上回る運用成果を実現しているものの、その成果がコストに相殺されてしまい、顧客に付加価値を届けられていない可能性が考えられる。

[11] 特に t 値が-4 を下回るもの（赤い点線囲み）は、真のアルファがプラスである確率はわずか 1 万分の 1 以下と推定される。いずれのファンドも運用期間が 20 年前後と長期にわたっており、改善に向けた対応がもはや困難とも考えられる不芳ファンドが、結果として長期に継続していることは、組織のプロダクトガバナンス体制に深刻な問題があることを示唆している。経営陣が主導し、組織における検証体制自体の早期改善が必要と考えられる。

そこで、図表 1-8 のとおり、アルファの推計値に信託報酬率を加算した値を「コスト控除前のアルファ」の推計値として、信託報酬水準との比較を行ったところ、信託報酬水準がアルファの推計値を上回ってしまっていると考えられるファンドが多数見受けられた（橙の斜め線より左側の点の分布）。なお、この分析では販売手数料が考慮されていないため、販売手数料も含めたコストがアルファを上回ってしまうファンドは、実際には更に多いと考えられる。

また、コスト控除前アルファと信託報酬水準の分布からは、信託報酬の設定が、同種のアクティブファンドで横並びに行われており、個別ファンドの商品性に応じた信託報酬水準の設定や、設定後のパフォーマンス結果に基づいた信託報酬水準の見直しは行われていない可能性が推測される。

（図表 1-8）コスト控除前アルファと信託報酬水準[12]



（４）顧客利益最優先の実効性あるプロダクトガバナンス体制の確立

各社は、運用部門やリスク管理部門等による個別ファンドのパフォーマンス検証により、運用手法等の改善に向けた検討や運用担当者の交代等の対応策を講じているとしていたが、国内株アクティブファンドのアルファ分析からは、特に大手資産運用会社において中長期にパフォーマンスが低迷するファンドが存在する。そのため、各社における顧客利益を最優先とするプロダクトガバナンス体制の実効性に課題があると考えられる。

各社との間で、結果的に中長期に投資家が得るリターンがマイナスとなっているファンドの対応状況について対話を行ったところ、運用するファンドの数が多い大手資産運用会社のほとんどにおいて、以下のように、顧客利益を最優先した品質管理が行われていないと考えられる多数の事例が見られた。

＜顧客利益最優先のプロダクトガバナンスに向けて課題と考えられる事項＞

① 運用状況のモニタリング

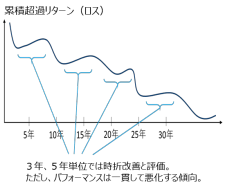
多くの社において、顧客利益の観点から信託報酬等のコスト控除後のパフォーマンス検証が適切に行われていない。

[12] QUICK、野村證券（Russell/Nomura 日本株インデックス）、日本銀行の資料を基に金融庁が推計（図表 1-6 と同じ）。

- 投資家向け資料にはコスト控除後のパフォーマンスを基準価額の推移として掲載しているが、社内の組織的な商品管理の目的では、コスト控除後のパフォーマンス指標が算出、共有されておらず、検証もされていない。そのため、例えば、ファンドがコスト控除前でわずかな超過リターンを出していれば「問題なし」と判断され、その超過リターンを上回る信託報酬を徴収することの問題点は組織内で検証されず、コスト控除後でのパフォーマンスの低迷が長期間にわたって問題視されていない事例。
- 長期に運用を継続するファンドの一つである日本株アクティブファンドの社内でのパフォーマンス評価にあたり、分配金再投資の基準価額を TOPIX の配当抜き指数と比較しており、その不合理に気づかないまま、10年以上の長期にわたり「超過リターンが出ている」と誤認していた事例。
- 線上償還の検討の際、コスト控除後の利回り水準を評価項目のひとつとしているが、ファンドパフォーマンスの検証会議体との間で同一目線での検証結果が共有できておらず、当該評価項目が実質的に機能していない事例。

不芳ファンドを抽出する基準において、参照期間を１年から３年（長くても５年）としている場合が多く、短期的なパフォーマンスの改善を受けて、抜本的な見直しの対象から外してしまうことで、結果としてパフォーマンスが長期に低迷しているケースなど、ファンド設定来等の長期視点での検証が行われていない。

（図表 1-9）長期低迷ファンドのイメージ図



- 運用部門（第１線）とリスク管理部門（第２線）がそれぞれパフォーマンス検証を行っているが、リスク管理部門で設定する一定の閾値（１年、３年のリスクリターンの状況等）の中に長期のパフォーマンス指標が含まれておらず、長期視点では複線管理が機能していない事例。

② 適正なコスト水準の設定と検証

商品組成時におけるコスト水準の設定に当たって、他社の同種商品のコスト水準を比較するのみで判断するなど、個別ファンドの運用方針の違いや自社の運用実績も踏まえた判断がなされていない。また、運用状況に見合ったコストの見直しや運用を継続していくことの可否についての検討が適切に行われていない。

- ポートフォリオの約 30%をバリュー株でアクティブ運用するファンドにおいて、残りの 70%はパッシブ運用にも関わらず、ポートフォリオの 100%をアクティブ運用する他社のファンドに準じた信託報酬水準を設定。商品組成時の信託報酬設定の考え方が不合理であり、結果的に設定来のコスト控除後の超過リターンは大きくマイナスとなっているが、信託報酬水準の見直しの検討が行われていない事例。
- ファンドのパフォーマンスを管理する部門において、一定以上のアクティブリスク（トラッキングエラー）を維持することが、アクティブファンドの信託報酬水準を正当化するためには重要であるという認識が欠けており、アクティブリスクの低下に対して機動的な改善対応が行われていない事例。
- 販売会社等の外部のファンド関係者との調整コストを理由に、長期に大幅なマイナスが継続するファンドであっても、社内での対応は運用手法の改善や運用担当者の交代等にとどまり、信託報酬水準の見直し

や線上償還の要否の検討など、商品性の課題についての抜本的な対応を行うプロセスや社内ルールが設けられておらず、外部のファンド関係者に対して組織的な対応を行うことができていない事例。

③ 経営によるガバナンスの実効性確保

社内の部門横断的な品質管理の権限と責任の所在が不明確なため、商品部門、営業部門、運用部門やリスク管理部門等の各部門の体系的なプロダクトガバナンスが機能しておらず、品質の検証プロセスに関する適切性の確認を行う社外取締役を含めた経営陣に対して十分な情報共有が行われていない。ある大手資産運用会社との対話の中で、運用担当役員に対してパフォーマンス不芳ファンドの認識を尋ねたところ、「結果的にパフォーマンスが悪化しているが、運用部門は、運用方針どおりの運用を行った結果。投資家はコストの安い他ファンドを購入することも可能であり、特段に問題視していない。」といった発言がなされることもあり、経営陣が実効的なプロダクトガバナンス体制の必要性を十分に認識できていないとも考えられる。

- パフォーマンス不芳ファンドについて、「部門間で議論している。」としているが、改善策を実行する権限や責任の所在が明確でないため具体的な対応がなされず、改善すべき問題が長期化するほど顧客の利益が損なわれることの認識が十分ではない事例。
- 主要ファンドのパフォーマンスについては、毎月の経営会議や取締役会に報告されるものの、対象となるファンドやパフォーマンス測定期間が限定的で、パフォーマンス不芳ファンドの見直しや改善に向けた具体的な議論ができていない。また、各種会議体においても、顧客目線であるコスト控除後での検証が不足しており、社内の部門横断的な検証が機能していない事例。

顧客利益を最優先に考え、投資家にリターンを提供できているかという観点から、運用する全てのファンドについて、実効性あるプロダクトガバナンスを機能させることが重要である。商品組成時に想定した運用が実践できているか、他社類似ファンドとの比較のみならず、それぞれ独立したファンドとして、投資家が負担するコスト水準に見合ったリターンが実現できているかについて、設定来等の長期視点での検証を行う体制を確保することが必要である。

また、市場環境の動向等により、やむを得ず商品組成時に想定した運用やパフォーマンスが実現できていない、あるいは改善に向けた対応が困難であると判断される場合には、顧客利益を最優先に考えて、コスト水準の見直しや線上償還等の対応が検討される必要がある。

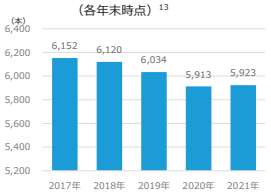
商品、運用、管理、営業等の各部署で改善に向けた対応の見解が異なることも考えられることから、何よりも経営陣が自社ファンドの実態を把握した上で、各部署を統率するプロダクトガバナンスの権限の明確化など、実効性ある検証プロセスの構築に責任を持って対応することが必要である。一部の社では、プロダクトガバナンスの実効性確保に向けた議論を進め、投資家が負担するコスト控除後のパフォーマンスの検証、長期目線での検証を行うための体制構築等、改善に向けた取組みを既に進めている先も見られているが、各社の経営陣が主導して同様の検討を積極的に行い、早期に実践されることが期待される。

（５）顧客利益最優先の商品組成と償還の検討

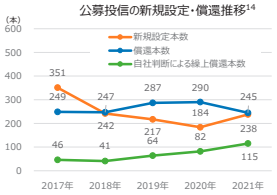
各社においては、新規に商品を組成するに当たって、商品委員会やファンドガバナンス会議での議論を通じて、類似商品の有無、長期運用に資する投資対象としての適切性、コスト水準の適切性を踏まえた検証が行われて

いることもあり、2017 年以降、公募投信全体の新規設定本数は減少傾向にある（2021 年は既存ファンドの決算期等のコース充実や ESG 投信の組成等により前年比増加）。一方、パフォーマンスの低迷しているファンドや単体で採算が取れていない小規模ファンドについては、顧客に不利益を生じさせている可能性があることを踏まえ、各社では、ファンドの償還等を検討する社内体制の整備により、年次で運用残高や採算性等の一定の基準により償還候補となるファンドを選定し、自社判断での線上償還の要否を検討するなどの取組みが進められている。（大手資産運用会社における 2021 年の平均線上償還本数：10.5 本）

（図表 1-10）公募投資信託の本数推移（各年末時点）[13]



（図表 1-11）大手資産運用会社における公募投信の新規設定・償還推移[14]



他方、各社における償還ファンドの検討において、以下のような課題も見られた。

- 規模の大きなファンドでコスト控除後のパフォーマンスの低迷が続くことは、顧客への影響が大きいと考えられるが、償還候補ファンドの抽出基準に運用パフォーマンス（コスト控除後のパフォーマンス）が考慮されていない。
- パフォーマンスを検証する会議体等とは異なるプロセスで償還の検討が行われ、例えば、長期にパフォーマンスが低迷するファンドについての対応策に償還等の検討といった選択肢が含まれていない。

各社においては、運用する全てのファンドに対してプロダクトガバナンスを機能させるため、自社の運用するファンド等の数やリソースに応じた体制整備を進めることが必要である。

３．目指す姿・強み

（１）注力する運用戦略等の確立

各資産運用会社において、目指す姿や強みの明確化やその実現に向けた具体的な進捗として、以下のような取組みや成果が見られた。

[13] 投資信託協会のデータを基に金融庁作成。
[14] 各社からの提出資料、QUICK のデータ等を基に金融庁作成。

- 強みとするインデックス運用の強化に向けたデータ管理や事務作業のシステム化に加えて、マザーファンドを集約するなど効率化を推進。その結果、月次の資金流入額の安定もあり、公募投信残高が大幅に増加。
- 自己運用部門の運用ノウハウを活用し、機関投資家向けに CLO や MBS を投資対象とする特徴ある商品の運用力を強化。
- 運用の長期コミットメントを実現するために、全てのプロダクトのインハウス運用を目指し、グローバル運用の内製化を推進。その結果、過去 10 年で、ほぼ全ての主要ファンドにおいてプラスのアルファを実現。
- グループ内のオルタナティブ運用機能の集約や商品開発の協業を推進。強みとするオルタナティブ運用等で機関投資家等から新たに数千億円を受託したほか、既存の機関投資家向け優良商品の公募商品化を推進。
- グローバルに活動する資産運用会社を目指し、海外における営業・販売機能の強化等により、海外機関投資家からの新規・追加投資を受託。

特に、独立系資産運用会社については、以下の取組みが見られた。

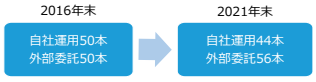
- ファンド・オブ・ファンズ（FOFs）形式による運用で、長期にわたって積立投資を推進するビジネスモデルで実績を積み上げてきた中で、資産運用会社の社会的使命でもある投資先企業との対話を重視する自家運用ファンドを新規に組成。
- 創業者兼運用者として、良好な運用パフォーマンスを実現し、運用規模を拡大してきた中で、ファンドの長期運用（運用者の承継）を目的にチームメンバーを運用主担当とするなど、運用体制を変更。
- 海外プライベートバンクとの関係構築による情報取得や海外ファンドに精通した人材を獲得することで、自社独自の投資先ファンドを開拓し、安定的なパフォーマンスに寄与。

各社が選択と集中により、注力する分野において創意工夫を凝らすことで、目指す姿を実現し、競争力の強化に繋げていくことにより、他社との差別化を図っていくことが必要である。その際、顧客利益最優先の観点から、必要な専門人材の確保やガバナンスを整備した上で取組みを推進していくことが必要である。

（２）外部委託等における運用委託先の適切な調査

運用資産残高上位のアクティブ公募株式投信の約半数が外部委託運用である状況は足元５年間で変化はないが、インハウス運用の強化、あるいは外部委託の目利き力強化について、各社が目指す中長期の具体的な戦略を明確化し、適切にリソースを配分していくことが重要である。

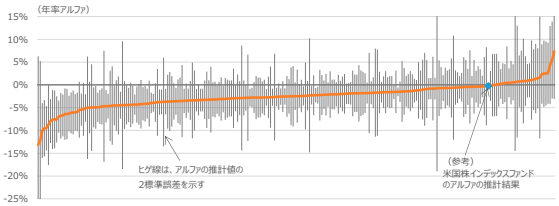
（図表 1-12）アクティブファンドにおける自社運用・外部委託本数の推移（運用資産残高上位 100 本）[15]



[15]「国内運用会社の運用パフォーマンスを示す代表的な指標（KPI）の測定と国内公募投信についての議論点に関する分析」（QUICK：令和４年４月 22 日公表）を基に金融庁作成。
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20220421_2.html>

しかし、外部委託運用が用いられることの多い米国株アクティブファンドについて、図表 1-6 の国内株ファンドと同様にアルファの推計を実施したところ、図表 1-13 のとおり、アルファが統計上有意にプラスとなったファンドは１本もなかった。また、参考として、米国株インデックスファンドのうち長期の実績があるファンドのアルファを推計したところ、ほとんどの米国株アクティブファンドのアルファがこのインデックスファンドの結果を下回った。これは、統計的な観点からは、米国株についてはパッシブファンドに替えてアクティブファンドに投資する意義がほとんど無いことを示している。米国株について外部委託運用のファンドの設定を検討する際は、こうした観点を踏まえて、委託先の選定やコストの設定に慎重な判断が求められる。

（図表 1-13）米国株アクティブファンドのアルファ（年率）[16]



本事務年度においては、国内の資産運用会社が海外ファンドに投資するに当たって、投資対象先の運用体制や運用実績について十分な検証が行われておらず、投資家に約束している運用が実際に行われているかについて確認ができない等、投資先選定時のデューデリジェンスやその後のモニタリングが不適切であった事例も認められている。いずれの事例も、他社比で特徴のある投資先を選定したいとの意図が先行する一方で、投資対象資産の特徴を踏まえた運用実態や財産管理の状況を十分に確認できるだけの知見をもった人員の確保を含めた検証体制が整備されないまま、投資が実行されたと考えられる。

各社が、海外資産の運用力強化を課題としているが、インハウス運用で対応する場合には、コストを上回るリターンを生み出す運用力、運用体制の整備が求められるのと同様に、外部委託や FOFs による運用を行う場合にも、外部委託先等の選定や管理を十分に行うための人員や体制の整備が必要である。投資家のニーズに応えるため、外部委託運用を自社の強みとすることはビジネスモデルの一つであると考えられるが、投資対象先の選定、管理を行う資産運用会社の責任は重大であることを踏まえ、投資家が安心して長期に投資できる商品の組成・運用を行うことが必要である。

[16] QUICK、Kenneth R. French（ダートマス大学）、日本銀行の資料を基に金融庁推計。

（３）目指す姿を実現するための評価報酬体系

各社においては、運用力の強化を目指す中で、運用専門人材の確保・育成に向けて、グループとは異なる資産運用会社独自の運用実績を重視した評価・報酬制度の導入や変更が進められるなど、以下の取組みが見られた。

- グループの理解のもと、実績のある運用担当者向けにインセンティブ報酬制度を導入。長期的な運用成果と連動させるため、インセンティブ部分は繰延べの支払いとしている。
- 運用担当者の賞与算定のベースとなる業績評価に当たり、ファンド規模や委託者報酬は考慮していない。
- 運用専門人材の報酬全体の３割程度（賞与分）を変動報酬としている先が多いが、役職や評価結果によって約 65%が変動報酬となった事例も見られた。また、変動報酬部分のうち、アクティブファンドの担当者の定量評価割合については、役職等の階層も踏まえた差を設定する社が多いが、30%から、割合の高い先では、80%を設定。
- パフォーマンス評価の対象期間を 3 年程度としている社が多い中、一部の社は新たに５年の期間を設定。
- グループ内で運用部門独自の評価報酬体系を導入しているが、運用者のパフォーマンス評価を外部に委託。ファンド評価の専門機関による、他社ファンドを含めた類似戦略との比較等により評価を実施。

各社には、運用担当者のみならず、商品、営業、リスク管理やシステム管理等、多様な専門人材が在籍しているが、各部門の役職員が顧客利益最優先の業務運営を貫徹するための評価報酬体系の構築と浸透に向けた創意工夫が必要である。

（４）運用や業務の効率化に向けた取組み

各社においては、競争力強化のため、テクノロジー等の活用により運用や業務の効率化に向けた以下の取組みが見られた。

- 運用者自身が行っていた定型の発注業務を集約して行う組織を整備し、運用者が運用業務（投資判断）に専念できる体制を整備。
- クオンツリサーチチームにおいて、人工知能（AI）による金融市場の異常値を早期に検出するモデルを開発し、活用を開始。
- AI を活用した社内問い合わせ・回答ツールやチャットボットサービスの導入開始により、人を介さずに定型的な照会を完結。
- 基準価額の計算について、受託者又は委託者による一者計算モデルを採用したパイロットファンドを設定し、試験運用を実施。

AI や大量データの効率的な活用やデジタライゼーション等の活用が、運用パフォーマンスの向上に繋がるまでには至っていないとの意見も聞かれたが、運用力の強化とコスト削減に向けた研究や取組みの一層の進展が期待される。

【コラム】資産運用会社における顧客本位の業務運営の徹底　～取組方針等の見える化～

金融庁は、2017 年に「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）を制定し、2021 年に原則を改訂した。金融機関系列の日系、外資系、独立系の資産運用会社 25 社の取組方針にかかる各資産運用会社の開示状況等について調査を実施したところ、取組方針の改訂対応先は 22 社、非対応先は３社（うち１社はコンプライせずエクスプレイン）であった。一部の社では会社全体で「顧客本位の業務運営」の推進とその取組方針等の開示を進めているが、各社の取組みは道半ばであり、取組方針に沿った具体的な取組みの実践とともに、顧客向けの開示について一層の創意工夫が必要である。

また、25 社のうち、特に創意工夫が見られる先に対して、①顧客に対して、分かりやすく有用な情報が示されているか、②「原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、「原則」を実践するための従業員のとるべき行動が具体的に示されているか、といった観点から対話を実施した。各社の取組事例や課題と考えられる事項を７つの原則に沿って、以下のとおり整理した。

① 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
- 「原則」等に基づく取組方針を公表した投資運用業者数：113 社／登録投資運用業者数：418 社（2022 年２月時点）

② 顧客の最善の利益の追求
- 資産運用会社としてのフィデューシャリー・デューティー（FD）の実現に向け、独立社外取締役の選任や、有識者から助言を受ける「アドバイザリー・コミッティ」を設置するなど外部の意見等を取り入れる体制を整備。顧客視点の見方・声を業務の運営や改善に反映。
- ホームページ上で、運用する全てのファンドのリターンの状況を開示したり、インベスターリターンを開示したりしている先もあれば、良好なパフォーマンスを実現しているファンドのみの開示に留まっているケースも見られる。パフォーマンスの良し悪しにかかわらず、運用するファンドについて、顧客利益を生み出しているかどうかの情報開示には改善が必要。

③ 利益相反の適切な管理
- 金融機関系列の親会社である持株会社・販売会社との利益相反を避けるため、資産運用会社社長と持株会社の役員の兼務体制を解消した先もあるが、利益相反が疑われる兼務体制を依然続けているケースも見られる。

④ 手数料等の明確化
- 同一チャネル向け同一ベンチマークのインデックス投信における信託報酬を統一し、一物多価を解消。
- 顧客の長期的な資産形成に貢献するため、商品ごとに純資産総額が一定額を超えると段階的に信託報酬が下がる仕組みを商品組成時から導入。
- 資産運用会社のホームページでは、目論見書の PDF を開かないと信託報酬が確認できない社が少なからずあり、手数料等の明確化を本気で行う意思があるのかが問われかねない状況。

⑤ 重要な情報の分かりやすい提供
- 今般のウクライナ情勢を受けて、多数の公募投信で追加設定や解約申込受付の一時停止措置がとられている。各社はファンドに重大な影響を与える事象が発生した際には、顧客の不安を解消するためにも運用状況や今後の見通し等について、迅速、丁寧な説明を行うことが重要。
- 顧客との情報の非対称性があることを踏まえれば、信託報酬や具体的な指標等を用いたリスクのわかりやすい説明には課題が認められる。ホームページ等での情報提供は真に顧客や未来の顧客に発信することを目的として、内容の充実とわかりやすさの追求が望まれる。

⑥ 顧客にふさわしいサービスの提供
- 資産運用会社は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品の組成、サービスの提供を行うべきであるが、多くの資産運用会社がリテール向けの直販チャネルを持たないこともあってか、販売会社の都合を優先したと受け取られかねない商品開発の例が依然見られる。

⑦ 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
- 顧客への対応について「全ての業務が顧客に通じ、全役職員の笑顔がその源泉になることは自明で、共通の価値観を大切に、その価値向上こそが顧客本位の業務運営であり、価値創造を行う仲間をリスペクトすることで価値向上につなげる。」というユニークな動機付けをする社が見られた一方で、「研修などを通じて、役職員に対し、本方針・・・について適宜適切に周知。」といったように、原則に記載されている従業員研修に形式的に触れているように見受けられるケースも見られる。

上記のような課題が確認された一方、各社へのヒアリングでは、以下のような、顧客本位の業務運営をトップダウンではなく社内の各部署が自発的に徹底しようとする取組みも見受けられた。
- 当社は、投信法 第１条「・・・投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする」の原点に立ち返り、経営ビジョンの改定を行った。今後、社内外に浸透を図り、顧客本位の業務運営の徹底を図る。
- 当社にとっての顧客が誰であるのか不明確であった（営業部門では販売会社を顧客と捉える向きがあった）ので、個人・法人を含めた全てのアセットオーナーを「顧客」、販売会社や運用外部委託先を「パートナー」と定義付け、お客さまのために何ができるのかという議論を行っている。
- 当社は、原則導入初期から、原則の対応をコンプライアンス部門に限定した業務とせず、営業を含めたフロント部門も巻き込み、各部門が自己責任でアクションプランを作成し、実践してきたことで、当社の企業文化として顧客本位の業務運営の徹底に繋がっている。
- 当社では、互いが対峙する関係ではなく、同じ方向を向いて共に価値を創る同志という考えから、顧客を「お仲間」と表現している。同時に、社員には職場を労働の場としてではなく、自己実現の場としてもらいたいと考えている。そのため、当社は、社員一人一人に各人の価値観が当社の企業理念と合っているかを常々意識してもらい、日々の行動が真に社会に提供したい価値につながっているか日常的に考える機会を設けている。そうした結果がお仲間からの「信託」につながり、収益として社員に還元される、という循環が最適であると考えている。

Ⅱ．ESG 関連公募投資信託を巡る状況

1．背景

ESG や SDGs に対する関心の高まりを背景に、ESG 投信の設定が相次いでおり、注目を集めている。一方、これらの投資信託については、「環境配慮をうたいながら、実際の運用プロセスは異なっており、投資家の誤解を招いているのではないか」との懸念も指摘されている。いわゆるグリーンウォッシュ問題である。

一般的に、我が国の投資信託は信託財産の成長を目的としており、いわゆるインパクト投資のように環境や社会的効果の創出を目的としていない場合が多い。また、資産運用会社の採用する ESG 投資手法は様々であり、必ずしも ESG 要素を超過収益の源泉と位置付けて投資銘柄を選定しているとは限らず、企業分析の一要素として考慮しているにとどまる場合もある。さらに、資産運用会社によって、投資銘柄選定時における ESG 要素の考慮や、その後のエンゲージメント活動の深度には差が見られる。

こうしたことを背景として、様々な種類の ESG 投信の実態と、一般投資家が有する ESG 投信への期待との間にギャップが生じていることが、グリーンウォッシュと言われる問題の要因の一つとなっていると考えられる。そのため、ESG 投資に取り組む資産運用会社においては、適切な ESG 投資を実行するために必要な組織体制の構築を進めつつ、自社としての明確な ESG ポリシーを策定の上、運用プロセスの高度化に向けて継続的に取り組むことが期待される。さらに、投資家が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、その他の商品と比較するなどして適切な投資判断を行えるよう、運用プロセスの実態に即した一貫性のある形で、適切な情報提供や開示を積極的に進めることも期待される。

2021 年 11 月には、IOSCO（証券監督者国際機構）が、「資産運用におけるサステナビリティに関連した実務、方針、手続及び開示に関する提言」を公表したほか、欧州における開示規則（通称 SFDR）の制定・施行（2021 年 3 月）、英 FCA（金融行為規制機構）による ESG 投信に関する指針原則の策定（2021 年 7 月）、米 SEC によるファンド名称規制に関する提案（2022 年 5 月）など、国際的にも監督当局間で同様の観点からの議論や政策実行が進められている。

当庁においては、2021 年 11 月以降、ESG 投信を取り扱う国内の資産運用会社 37 社・ESG 投信 225 本を対象に、組織体制、ESG 投資の位置づけ、投資戦略・プロセス、エンゲージメントの実施状況、開示の状況等について、調査を実施した。そのうえで、投資家保護を図るとともに、健全な市場の発展を実現する観点から、ESG 投信を取り扱う資産運用会社に対する期待をとりまとめた。

2．調査の概要

今回の調査は、以下の条件に当てはまる ESG 投信（2021 年 10 月末時点）225 本を対象に実施した。

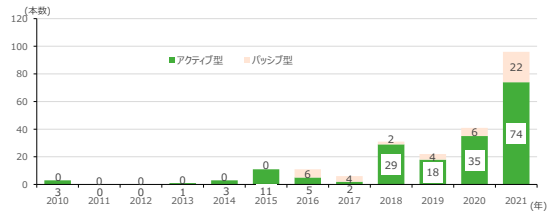
これらの ESG 投信を組成している資産運用会社は、計 37 社[17]である。調査対象 225 本の内訳は、日系 22 社によるものが 172 本、外資系 15 社によるものが 53 本であった。

【調査対象】
- 以下の条件に基づき、（株）QUICK がラベリングしたファンド
  - ① 投資信託の名称もしくは愛称、有価証券届出書の「ファンドの特色」に原則として「ESG」、「SRI」、「環境」、「企業統治」、「CSR」、「SDGs」、「社会課題の解決」、「インパクト投資」、「女性活躍」、「人材」のいずれかの語、またはそれに類する語が含まれること
  - ② 資産運用会社のウェブサイト上の分類、または資産運用会社による直接の依頼
- 各社より ESG 投信であるとの申告があったものを追加
- 当庁で交付目論見書を個別確認の上、「ESG を考慮する」等の記載が一切無いなど、ESG と誤認される恐れが低いと判断したものを除外
- 2021 年 11 月末に償還された１本を除外

3．ESG 投信の状況[18]

ESG 投信の新規設定本数は増加傾向にあり、2021 年は 96 本（アクティブファンド 74 本、パッシブファンド 22 本）であった。これは、前年（41 本）から２倍強の伸びであり、特にパッシブファンドの伸びが著しい。

（図表 2-1）新規設定本数の推移[19]



純資産総額が 1,000 億円を超えている ESG 投信（2021 年 10 月末時点）は 225 本中 7 本（約 3%）で、いずれもアクティブファンドである。この上位 7 本で全体の純資産総額の 50%を占めており、一部の ESG 投信に投資資金が集中している傾向が見られた。また、パッシブ運用の ESG 投信は、大きいものでも純資産総額 500 億円程度にとどまっている。

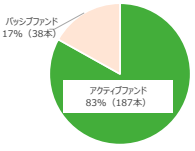
[17] 37 社の一覧は、別添 2 を参照。
[18] 以後、特に断りのないグラフについては、金融庁作成。また、 2021 年 10 月末時点のデータに基づく。
[19] 集計対象は、QUICK データベースからの抽出結果に基づく。なお、2021 年 10 月以前については、各社からの申告も含む。

（図表 2-2）純資産総額の分布



調査対象の ESG 投信では、全体の８割以上（本数ベース）がアクティブファンドであり、アクティブファンドが多い傾向は、日系・外資系いずれにおいても同様であった。

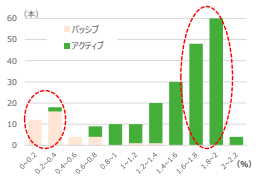
（図表 2-3）アクティブ・パッシブ比率



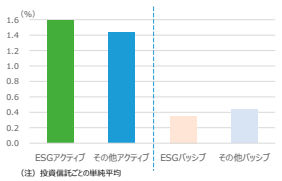
		本数	割合
日系		172	
	アクティブファンド	141	82.0%
	パッシブファンド	31	18.0%
外資系		53	
	アクティブファンド	46	86.8%
	パッシブファンド	7	13.2%

多くの社が、信託報酬率として、パッシブファンドは 0.4%以下、アクティブファンドは 1.6～2.0%に設定している。平均信託報酬率を見ると、アクティブファンドにおいては ESG 投信の方がその他投信よりも高い。これは、より運用プロセスにおいてコストがかかることを反映したものであると考えられる。一方、パッシブファンドにおいては、ESG 投信の方が低い結果となった。全体としてパッシブファンドの低コスト化が進む中で、ESG 投信の多くが最近設定されたものであることが要因であると考えられる。

（図表 2-4）信託報酬の分布

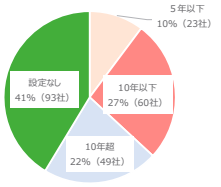


（図表 2-5）ESG 投信とその他投信の信託報酬の比較



償還期限として 10 年以下の期間を設定している ESG 投信は全体の 37%を占めている。ESG 投信であれば中長期的な視点が求められることに照らして、償還期限の設定が短いものについては、顧客に対して合理的な理由を説明する必要がある。

（図表 2-6）償還期限までの期間別割合



４．各資産運用会社における取組状況

（１）ESG 投資に対する基本的な考え方

多くの資産運用会社が、長期的なリターンを追求していくとともに、持続可能な社会の発展に貢献していくことを重要な経営課題と位置づけ、ESG 投資に積極的に取り組んでいる。ESG 投資に対する基本的な考え方として、今回の調査では、具体的には、以下のような回答を得た。

- ESG 要素は、市場で適切に評価されてこなかった投資機会や投資リスクを評価・特定し、リターンを改善するための追加的なツール／新たなレンズである
- ESG 要素は、適切に取り扱われれば、企業の将来の成長の源泉となり、長期的なパフォーマンスの優位性をもたらす可能性がある
- 「非財務的要因」を従来の財務基準と組み合わせることは、長期的に高い投資成果を挙げる安定的なポートフォリオの構築に資する
- 企業の経営陣が ESG 課題を不適切に取り扱っている場合、財務上のリスクや投資の長期的価値の低下につながる可能性がある
- ESG の考慮は、すべてのポートフォリオを「グリーン化」したり、特定の資産を除外したりすることを意味するものではない

グリーンウォッシュと揶揄されるなど、ESG 投信のあり方に注目が集まっている現状において、顧客が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、適切な投資判断を行えるようにするためには、各資産運用会社において、運用プロセス・アプローチの一層の強化を継続的に図るとともに、運用プロセスの実態に即して一貫性のある形で明

確な説明や開示を行うなど、必要な体制整備を進めることが期待される。

具体的には、一般的に、我が国の投資信託が信託財産の成長を目的としている中、ESG 投信の特徴や運用プロセスの説明として「ESG 要素を考慮している」等の記載を行っている場合は、専門性を有する人材の確保を含めた必要な組織体制を構築しつつ、自社の提供する ESG 投信で企業価値に影響を与える ESG 要素をどのように特定・評価しているのか、ポートフォリオの決定にどのように活用しているのか、ESG 関連の事業機会の向上と事業リスクの低減に向けたエンゲージメント・議決権行使をどのように行っているのか等について明確に説明できるよう、運用プロセスの高度化や開示の充実に取り組むことが重要である。

一方で、企業分析の一要素として ESG 要素を考慮するにとどまる場合は、目論見書等において、殊更 ESG やサステナビリティ等を強調することにより、 ESG を主たる特徴とする投資信託（例えば、ESG 要素を超過収益の源泉と位置付けて ESG 評価の高い銘柄を選定する投資信託や、環境や社会的効果の創出を目的とする投資信託等）であるかのような誤解を投資家に与えないようにすべきである。

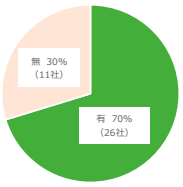
（２）組織体制

各社における ESG／サステナブル投資に関連する組織体制は、名称も含め多種多様であるが、主に、サステナビリティ推進体制の強化のための統括的機能を担う部署や、各運用部門における運用プロセスやエンゲージメント状況を横断的に確認する役割を負う部署等を設置している。

（図表 2-7）ESG 投資に関する組織の主な機能・役割

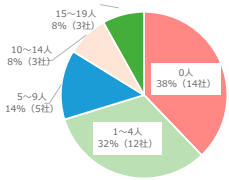
機能・役割	概要
① 統括	● サステナビリティ推進体制の強化やESG投資手法の高度化など、全プロセスを統括。
② 調査	● ESG情報の取得・分析
③ 企画・開発	● 運用ソリューションや戦略の開発 ● ESG投資・責任投資を実施するための体制整備
④ 支援	● 運用部門や営業部門への助言
⑤ スチュワードシップ活動	● エンゲージメントや議決権行使等の実施
⑥ モニタリング	● ESGインテグレーションやエンゲージメントの実施状況について検討・協議 ● 各運用部門横断的に、運用プロセスの一貫性を確保
⑦ 第三者評価	● 独立した社外有識者が過半数を構成する委員会において、ESG関連活動を報告、審議

（図表 2-8）ESG 専門部署・チームの有無



しかしながら、一部の資産運用会社においては、ESG の取組みを推進するため「責任投資推進室」を設置したものの、全員が他部署との兼務であるケースや、そもそも専門部署・チームが無い、あるいは ESG 専門人材はいないなど、ESG 投資を実施するための実効的な体制整備が必要な例が見られた。また、「社内のポートフォリオマネージャー間のスキルや意識にばらつきがあり、適切な人材確保を含む組織体制の構築が課題である。」と回答した社もあった。サステナビリティ推進体制の強化や ESG 投資手法の高度化等を所掌する部署の設置や ESG 専門人材の確保など、ESG 投資を実施するための実効的な体制整備を進めるべきである。

（図表 2-9）ESG 専門人材[20]の有無

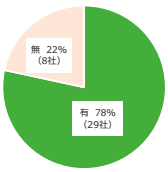


各社は、独自の社内共通のプラットフォームやデータベースを設け、各チーム間の情報共有、投資判断の高度化、運用プロセスの一貫性確保等に役立てている。プラットフォームに掲載されている情報は、例えば、社内アナリストによる分析結果（ESG 評価、ESG スコア）や、ESG 評価・データ提供機関からの ESG レーティングや定量的なデータ、エンゲージメントにおける対話活動（経営陣との ESG 関連の議論内容、企業の反応）、議決権行使結果の記録などが挙げられる。

また、組織横断的な情報共有が有益であるとの認識に至る背景として、「個別の投資判断に関する意思決定のための重要な情報源として活用」、「社内外のリソースから得た結果を比較することができるため、運用チーム自身の検証に活用」、「特定した課題に対するフォローアップや報告など、組織的な対応に有用」、「設定目標に対する継続的な進捗を確認可能」、「投資判断と、その後の議決権行使内容を関連付けるなど、運用プロセスの一貫性を確保可能」、といった観点が挙げられた。

一方、共通プラットフォーム／データベースの改善に向けた課題としては、データ活用力の向上（情報の適切性の見極めやデータサイエンティストの拡充）、利便性の向上（データベースへのアクセス向上、進捗管理機能の実装、財務及び ESG データ類との連携）、会社間での開示データの差や ESG データプロバイダーの乱立等に起因するデータの信頼性確保、といった点などが挙げられた。

（図表 2-10）ESG 情報に関する共通プラットフォームの有無



[20] ESG 専門人材は、90%以上の時間を ESG 関連業務に費やす専任スタッフと定義。

（３）ESG インテグレーション

一般に、ESG 要素は広範な分野を包含しており、これらが企業価値に与える影響は業種ごとに大きく異なっている。この点、SASB（米・サステナビリティ会計基準審議会）は情報開示に関するスタンダードを作成し、業種毎に企業の財務パフォーマンスに影響を与える可能性が高いサステナビリティ課題を設定している。

こうした中で、ESG 投資においても、約７割の資産運用会社が、将来の企業価値を左右する重要な ESG 要素の特定に努めている。また、広範囲に及ぶ ESG 要素を包括的に分析することは困難であるため、あらかじめ候補をリスト化（マテリアリティマップの策定）し、分析を進めている例も見られた。

（図表 2-11）マテリアリティマップの項目（例）

環境	気候変動、自然資本、水資源、汚染・廃棄物、生物多様性、サーキュラーエコノミー
社会	人権とコミュニティ、ダイバーシティ、人的資本、健康と安全、教育格差、サプライチェーン
ガバナンス	企業行動、取締役会構成・評価、腐敗防止、公正

具体的な手法としては、SASB のマテリアリティマップを ESG 分析の出発点として独自調査により ESG 評価を補完している例のほか、独自のマテリアリティマップを作成している例も見られた。なお、マテリアリティマップに関しては、「投資先に対するエンゲージメントのツールとして使用可能である。」「自社に複数存在している運用チームの分析を補完することを目的として、責任投資チームが横串を通すために活用している。」といったメリットや有用性を指摘する意見もあった。

一方で、必ずしもマテリアリティマップのような体系的な枠組みは構築していないものの、自社で設定している ESG 評価項目の優先順位付け（ウェイト付け）を行うことにより対応している社や、そもそも個別企業にとっての重要な ESG 要素は、ビジネスモデルや成長ステージ等によっても異なるものであり、形式的な評価を回避する意味でも、画一的なマテリアリティマップのようなものは策定しておらず、アナリストの判断に任せている社も存在した。

約 8 割の資産運用会社が、企業分析において ESG 評価を行う際に社内でスコアリング（自社 ESG スコア）を活用しているが、その設計は、ESG 評価・データ提供機関の活用方法、評価項目数、配点、業種別のウェイト付け、アナリストによる修正方法等において、多種多様である。

自社 ESG スコアを活用する社からは、「スクリーニングやポートフォリオの最適化に有用である。」、「企業に ESG 課題についての理解を深めてもらう客観的なエビデンスとして機能し、エンゲージメントの深度を高めることができる。」、「アナリスト、ESG 専門家、運用者が議論する際の共通言語として機能させることで、より効果的な ESG インテグレーションを行うことが可能となる。」などといった意見が聞かれた。また、評価段階数の見直し、評価項目の更新、運用担当者による評価のばらつきの軽減など、自社 ESG スコアを随時見直す動きも確認された。

（参考 1）各資産運用会社における自社 ESG スコア（例）

（A 社）全業種共通と業種固有からなる 36 の評価項目を設定し、各セクターの特徴を踏まえたウェイト付けを行い、複数の ESG 評価機関のスコアを当てはめ。アナリストが定性チェックを行い、必要に応じてスコアを修正。
（B 社）ESG 評価・データ提供機関のデータを組み合わせてレーティングを算出。その際、各セクターの特徴を踏まえてウェイト付け。ESG レーティングは、約 10,000 社の企業に対して 0（最低）から 10（最高）の範囲で付与。
（C 社）E/S/G/R（リスクマネジメント）各領域別に 143 の評価項目を定め、2～5 段階評価を実施して定量点を付与。E/S/G/R 領域別の平均値に不祥事発生等による減点を加算。
（D 社）アンケートの質問毎に ESG の各項目を各 100 ポイントで評価。次に業種と企業規模に応じて ESG の配分を変更し、最終的に合計 300 ポイントで評価。企業の不祥事情報について、その重大性を鑑み-25/-50 ポイントのスコアダウン、投資候補銘柄からの即時除外の判断を実施。
（E 社）評価はセクター内での相対比較とし、ESG 項目は 5 段階評価。評価軸は、企業の取組みが企業価値向上に資するか、あるいは、企業価値を毀損するか。E・S については機会とリスクを区分して評価。開示していることを評価するため、非開示に対して減点処理。

（参考 2）自社 ESG スコアにおけるウェイト付けについて

- 投資先企業の事業内容は千差万別であること、一企業であっても複数の業種にまたがるケースもあることから、自社 ESG スコアにおいて各セクター別のウェイト付けは行わないとする資産運用会社がいる一方、パフォーマンスを左右する投資先企業の注目すべきマテリアリティはセクターごとに異なっていることや、ESG 要素に対するセクター毎の感度を反映する観点から、ウェイト付けを行っている例も見られた。
- ウェイト付けの手法は、各社それぞれの考え方を反映したものとなっているが、例えば、以下の通り。
  - ✓ 自動車産業等の製造セクター、エネルギー産業、電力ガス産業においては、エネルギー生産・管理に関連する環境課題をより重視。（例）E:S:G=50:30:20
  - ✓ 食品・飲料会社においては、水の消費量をどのように管理し、廃水をどのように処理するかが重要。（例）E:S:G=50:30:20
  - ✓ 高度なスキルや先進的テクノロジーを必要とする情報通信業界においては、従業員の満足度や定着率等の社会課題が重要。（例）E:S:G=10:50:40
  - ✓ 銀行等の金融セクターの場合、取締役会の構造、汚職、贈収賄、不安定性などのガバナンスの問題が、主な関心事。（例）E:S:G=10:40:50
  - ✓ 小売業のように人を相手にする企業では、多様性などの人的資本に関する重要度が高い。（例）E:S:G=20:50:30

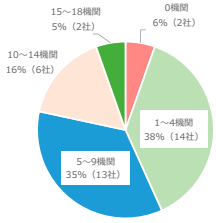
ESG アナリストや運用チームが、個別企業に関する ESG 評価の内容や理由を正確に共有し、適切な企業価値の推計や企業に対するエンゲージメントを行えるよう、ファンドマネージャーの属人的な判断のみに委ねず、組織としての一貫性や継続性が確保された体系的な対応も進めていくべきである。この点、ESG の考慮に当たっては、投資先企業における重要な ESG 要素の特定を目指しつつ、自社 ESG スコアを活用した評価枠組みの構築・高度化を進めるなど、企業価値に影響を与える潜在的な事業機会・リスクを効果的に分析・把握するための枠組みを整備するべきである。

（4）ESG 評価・データ提供機関

ESG 要素が多岐にわたることや、必要なデータに関する企業開示が不十分であるため推計値に依らざるを得ないこと等の事情から、ESG 評価・データ提供機関が提供するサービスへのニーズが高まっており、約 6 割の資産運用会社が、企業調査・分析のために 5 機関以上の ESG 評価・データ提供機関を活用していた。具体的には、MSCI、Sustainalytics が最も多く、次いで ISS、Bloomberg、CDP の順に多く利用されていた。

ESG 評価・データ提供機関からは、「最近の傾向として、資産運用会社からは、単なる情報収集等のためではなく、自社の運用プロセスへの活用方法を検討する観点から、個別データに関する問い合わせが増えている。また、関心を持つデータの種類も、炭素排出量にとどまらず多様化している。」との声も聞かれるところであり、各資産運用会社の意識が高まってきていると推察される。

（図表 2-12）ESG 評価・データ提供機関利用数



（図表 2-13）資産運用会社が利用する ESG 評価・データ提供機関上位 5 社

機関	資産運用会社数
MSCI	23
Sustainalytics	23
ISS	20
Bloomberg	18
CDP	12

（参考 3）各社が利用している主な個別データ（例）

- 炭素排出量、カーボンフットプリント、カーボンインテンシティ
- 冷却用水・処理用水関連データ、廃棄物量・焼却される廃棄物量、土壌に放出する汚染物質の外部費用、大気汚染関連データ
- ダイバーシティ領域における女性社員比率、女性管理職比率、女性役員比率
- 取締役会における社外取締役比率や独立取締役比率

しかしながら、各 ESG 評価・データ提供機関が提供する ESG 評価については、評価手法の違いから、相関が低く、同一企業に対する評価が大きく異なるとの指摘がある。この点、評価結果の主なばらつき要因として評価項目・計測指標・各項目のウェイト付けに着目し、課題解決を試みる研究[21]も進められている。また、ESG 評価・データ提供機関が提供する個別データについては、最も多く利用されているデータの一つである GHG（温室効果ガス）排出量を例にとっても、企業開示が不十分、グローバルな計測手法が未整備等の課題が残されていることから、推計値に依らざるを得ない部分も多く残されている。

こうした中、各資産運用会社においては、こうした ESG 評価やデータの正確性・質を確認する観点から、ESG 評価・データ提供機関の組織体制（スタッフ数、経験、顧客ニーズに応じた情報提供能力、法令遵守体制）、調査対象企業の範囲、評価手法の透明性や質などを、同業他社とも比較しながら検証している例が見られた。さらに、一部の資産運用会社は、検証プロセスの一環として、ESG 評価・データ提供機関に対して質問や改善点の指摘を行うなど、議論を通じて積極的に品質管理を行っている例も見られた。

（参考 4）ESG 評価・データ提供機関に対する検証事例

- エンゲージメントを通じて得た情報を基に、ESG 評価・データ提供機関 A 社による企業 X 社のガバナンスに関する評価が不完全であるとの認識を持ったため、A 社に対して、評価の再検討が必要である旨の意見表明を行った。
- ESG 評価・データ提供機関 B 社の企業 Y 社に対するレポートの記載に、Y 社が責められるべきでない事案が含まれているなど、事実認定の有無が企業の認識と全く異なっていた。B 社に確認したところ、企業側とのやり取りは基本的に E メールで行っており、かつ、B 社に対する企業からの返信も 2～3 割程度にとどまっていたことが判明したことから、コミュニケーションを含む問題点の改善を促している。

一方、一部の資産運用会社からは、「ESG 評価・データ提供機関に対する質問の提示・回収は行っているが、内容の精査は行っていない。」「ESG 評価・データ提供機関の ESG 評価は参考にしているだけなので、その適切性等については検証してない。」「個別企業の評価について、ESG 評価・データ提供機関と議論することはない。」など、ESG 評価・データ提供機関に対するデューデリジェンスを行っていない旨の回答も得た。

ESG 評価・データ提供機関については、評価手法の透明性やデータの質などの課題が指摘されていることを踏まえ、利用する資産運用会社としても ESG 評価・データ提供機関に対する適切な検証を行うべきであり、より深度ある企業調査・分析に役立てることが重要である。また、自社の ESG に関する取組みを情報発信（サステナビリティレポート等の活用）する中で、投資先企業との建設的な対話に資するよう、ESG 評価・データ提供機関の利用状況や検証状況について説明・開示すべきである。

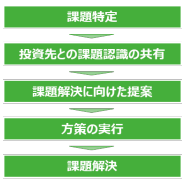
[21] MIT Management Sloan School: Aggregate Confusion Project Scope
<https://mitsloan.mit.edu/sustainability-initiative/aggregate-confusion-project>

（5）スチュワードシップ活動

エンゲージメントや議決権行使は、ESG インテグレーション等と併用される ESG 投資手法の一つとして重要な役割を果たす[22]。資産運用会社の中には、アクティブ投資に関して以下のようにエンゲージメントの重要性を認識し、マイルストーン管理（進捗管理）を行いながら、企業価値向上の実現に取り組む例が多く見られた。

- 投資先企業の事業や経営戦略、ESG に関する事業機会や事業リスクへの対応状況などを議論しながら、投資先企業への理解を深める。
- ESG 要素に関して、投資先企業に自社の見解やガイダンスを提供することにより、長期的な価値を構築する機会となる。
- ESG 関連項目の管理に重大な欠陥が見られる企業が、ESG に係る方針、実践及び開示を、確立された業界のベストプラクティスに整合させるよう働きかける。
- 議決権行使結果に関するフィードバックを行い、次年度以降への期待を伝えることで、投資先企業と長期的な企業価値創造に向けた目線を共有できる。

（図表 2-14）マイルストーン管理（例）



また、積極的なエンゲージメントに向けて、より精緻なマイルストーン管理に基づくエンゲージメントの実施を検討する社や、中長期的な観点から企業分析をしているパッシブ投資チームとの連携により、財務情報分析に基づく議題が中心となっているアクティブ運用先との対話の深化を検討しているとする社も存在した。

運用プロセスにおいて ESG 要素を考慮することにより中長期的な企業価値向上を目指す場合、スチュワードシップ活動は、投資先企業の持続可能なビジネスモデルを議論し、自社としての考えを伝達する貴重な機会となる。投資戦略には様々な考え方が存在し、ESG 評価の高い企業を投資銘柄として選定する場合がある一方、例えば、足元の ESG 評価が低い GHG 多排出企業であっても、クリーンエネルギー化・脱炭素化に向けた計画や実行

[22]「日本版スチュワードシップ・コード」（令和 2 年 3 月 24 日再改訂）（抜粋）
指針 1－1．機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

可能性が高い場合には、その事業見直しに伴う設備投資等のコストを考慮しても、期待される株価が割安であると評価して、投資対象とする場合もある。とりわけ、このような投資戦略においては、企業価値の向上に向けたスチュワードシップ活動の役割が一層重視される。

スチュワードシップ活動を重視する投資戦略に沿った運用を行う場合には、積極的なスチュワードシップ活動を行い、企業分析・調査を通じて銘柄選定時に特定した ESG 関連の事業機会の向上・事業リスクの低減により、企業価値の向上を図るべきである。

特に、気候変動対応の分野においては、GHG 多排出産業を中心に脱炭素化への移行（トランジション）が課題となっている。資産運用会社としても、気候変動を自社の取り組む ESG 課題として位置付けている場合においては、こうした企業のトランジションを促す観点から、より積極的かつ継続的なスチュワードシップ活動を行うことが期待される。

（６）開示

各社の中には、サステナビリティレポートや責任投資レポートを策定し、ESG に対する基本的な考え方、ESG インテグレーション、エンゲージメント方針と具体的な事例等について詳細に説明している社もいる一方、そうした取組みが全く見られず、自社としての方針や考え方の整理が今後の課題とするにとどまっている社も存在する。

個別の ESG 投信については、目論見書の「ファンドの特色」や「運用プロセス」の欄において、ESG の観点を加味して銘柄を選定する旨、環境や医療・健康等をテーマとして SDGs に貢献する企業に投資する旨を記載している例などが見られるが、一部欧州系の ESG 投信が目論見書において、投資ユニバースを絞り込むための段階・具体的基準・スコアリング等の手法についても言及している点と比べると、記載内容の充実・改善の余地が大いにあると言える。

また、運用状況や投資銘柄に対する評価については、月次運用報告書（マンスリーレポート、以下「月報」）や運用報告書において継続的に開示することが期待される。しかしながら、多くの月報では、投信への組入上位 10 銘柄の名称のみ記載するか、せいぜい投信への組入上位 10 銘柄の ESG に関連する取組みを簡潔に記載する程度にとどまっており、目論見書に記載された ESG を考慮した運用プロセスに基づく投資を行った結果、投資信託の目的である信託財産の成長、すなわち投資先の企業価値向上にどのようにつながるのかを理解することは困難な記載内容となっている。

目論見書において記載している運用プロセスに基づき ESG を考慮した投資銘柄選定を行った結果、「投資先の企業価値を、ESG 要素を踏まえて、現状どのように評価しているか」、「投資銘柄の ESG 要素を踏まえた企業価値向上に向けて、どのようなエンゲージメントや議決権行使を行っているか、及び、今後の方針」等について、顧客（投資家）に対して丁寧に説明できるよう、運用報告書や月報はもとより、それ以外の媒体の活用も含めて、開示の充実に向けた取組みを進めるべきである。とりわけ、投資信託に「ESG」「SDGs」「インパクト」等の名称をつける場合には、顧客がその名称の趣旨を誤認することのないよう、その商品が当該名称の示唆する特性をどのよう

に満たしているかを、一層明確に説明・開示するべきである。

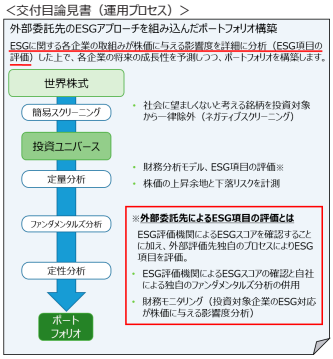
資産運用会社の中には、こうした開示の重要性を認識し、「月報の内容を、年次報告書と紐づけて読めるよう関連付けた記載とする。」「特定の投資戦略に紐づいたエンゲージメントの状況や成果の開示を含め、投資家向けレポートの内容を充実する。」「実際のエンゲージメント事例の記載内容を充実する。」等の改善に向けた取組みを検討している社も存在した。

しかし、今回の調査において、上述の点に照らして十分と評価できる開示を行っている資産運用会社や ESG 投信は皆無であった。資産運用会社においては、顧客が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、その他の商品と比較するなどして適切な投資判断を行えるよう、運用プロセスの実態に即した一貫性のある形で、適切な情報提供や開示を積極的に進めるべきである。

（図表 2-15）開示書類の事例①【XXX ファンド（A 社）】[23]

A 社が組成する「XXX ファンド」は、交付目論見書において、外部委託先の ESG アプローチを大きく紹介しているが、A 社は本ファンドを ESG 投信ではないと主張。そのため、販売時の事前説明、継続開示の各項目における開示の強化は予定していない。

＜交付目論見書（運用プロセス）＞



また、月報においては、組入上位 10 銘柄の名称と、今後の運用方針に関する簡素な記載のみであり、かつ、どの業界にも当てはまり得る内容。投資家にとって、なぜ中長期的に成長が見込める企業であるかについての説明や

[23] 実例を元に、金融庁作成。

情報が不足している。

＜月報＞

●組入上位10銘柄

	銘柄	国	業種	比率
1	AAA LTD	アメリカ	卸売業	5.1%
2	BBB CORP	オランダ	機械類	4.9%
3	CCCC CORP	アメリカ	素材	4.6%
4	DDD LTD	カナダ	肥料	4.5%
5	EEE PLC	イギリス	小売・流通業	4.3%
6	FFF PLC	イギリス	水産加工業	4.0%
7	GGG PLC	アイルランド	食品小売業	3.8%
8	HHH SA	フランス	素材	3.6%
9	IIII INC	アメリカ	機械類	3.4%
10	JJJ LTD	アメリカ	農業	3.4%

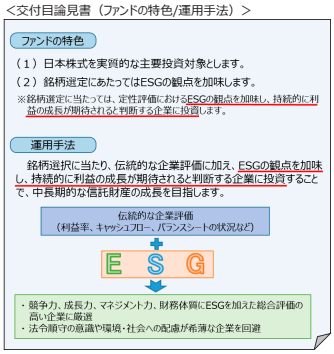
【今後の運用方針】

XX業界の利便性を高めるテクノロジーの進展等を背景に、様々な投資機会があります。XXに関する変化から恩恵を受ける企業を投資対象とし、ESG評価を行い、中長期的に成長の見込める企業に投資を行う方針です。

（図表 2-16）開示書類の事例②【YYY ファンド（B 社）】[24]

B 社は、YYY ファンドのファンド名に「ESG」を付し、交付目論見書においても、「ESG の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資」と記載しているものの、投資家にとって、企業価値向上のための道筋を理解できるだけの情報が不足しており、説明が抽象的である。

＜交付目論見書（ファンドの特色/運用手法）＞



月報においては、組入上位 10 銘柄について、事業概要とコメントを簡潔に記載するのみであり、かつ他社にも

[24] 実例を元に、金融庁作成。

当てはまり得る内容となっている。投資家にとって、ESG を考慮した運用プロセスに基づく投資を行った結果、信託財産の成長（＝投資信託の目的）にどのようにつながるのかを理解することは困難である。

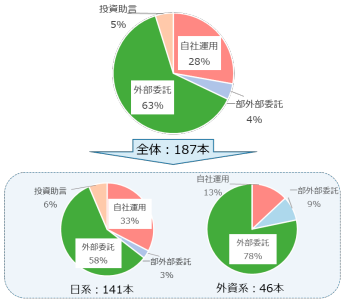
＜月報＞

	銘柄	業種	比率	コメント
1	ああグループ	電気機器	4.9%	金融やエレクトロニクスなどの様々な事業領域で、長期視点での持続的な社会価値創出に取り組む。
2	いいHD	金融業	4.6%	M&Aによる海外事業を成長させたマネジメント能力を評価する大手企業。今後の更なる株主還元にも期待。
3	ううう運送	輸送業	4.5%	世界各地の鉄道会社に製品を提供するメーカー。機関車や旅客車両用の様々な製品を提供。
4	ええエナジー	公益事業	4.3%	米国で電力サービスを提供する公益事業持株会社。天然ガスの販売も手掛ける。
5	おおグループ	金融業	4.0%	国際業務で成長が期待できる金融グループ。社外アドバイザー招聘などステークホルダー・エンゲージメント機能を強化。
6	かかサービス	公益事業	3.8%	英国で送電網等を保有・運営する公益事業会社。米国にも送電網を保有・運営する。

（７）外部委託

調査対象の ESG 投信のうち、本数ベースで約７割が運用の全部又は一部を外部へ委託している。

（図表 2-17）アクティブファンドにおける外部委託等の割合



外部委託を活用する場合（FOFs 形式、投資助言の場合も含む）であっても、資産運用会社は、投資家（顧客）に対する受託者責任を果たす観点から、自社運用と同様に、外部委託先の運用体制、運用財産の運用戦略（運用方法や管理方法）、運用実績等について、適切な頻度と深度で確認・把握するべきである。また、外部委託先の運用体制等を確認・把握するための体制整備を進め、顧客に対し、商品特性に応じた正確な

情報提供を行うべきである。

今回の調査においては、多くの資産運用会社が、外部委託先が作成する資料の確認、定期的なミーティングの開催、質問状の送付、受託先（信託銀行）における口座状況の確認、などを通じて外部委託先の運用実態を確認していた。このうち、自社独自の質問状を活用している場合は、運用体制の詳細（人数、業務経験年数、報酬体系、PRI（責任投資原則）署名の有無）や、個別ファンドごとの投資戦略、投資事例等を確認する例も見られた。但し、運用体制は質問項目に含めていない、質問内容が採用している投資戦略に関する一般的な質問にとどまる例も見られるなど、各社において深度には差が見られた。

（図表 2-18）外部委託に対する質問・確認項目（例）

運用体制	ESG専門家の人数、業務経験年数、専門チームの設置有無、ESGと報酬との連動
運用戦略	ESGの定義、使用データ、ESG要素の統合プロセス（ESG評価の判断基準、マテリアリティ評価、ESGリスクの計測手法、ESG要素の業績予想への組み込み手法）、リサーチ力向上に向けた外部機関との連携状況
運用実績	日次売買データ、ポートフォリオ状況の日次確認
エンゲージメント	投資先企業との対話状況、ESG要素に問題が確認された企業に対する投資方針

外部委託先の運用状況をタイムリーにモニタリングする観点から、通常の投信の外部委託契約に比べてレポーティングの内容を充実させ、FOFs 形式の場合であっても、日次での銘柄情報や詳細な ESG 関連分析データが提供されるよう委託先と契約を締結している例も見られた。

しかしながら、一部の資産運用会社では、把握事項が外部委託先からの資料内容にとどまっていたほか、外部委託先の ESG 投資戦略やエンゲージメントの実施状況等の把握状況について当庁より質問した際に、「具体的には把握しておりません。」「エンゲージメントは、外部委託先において適宜実行されております。」との回答も得るなど、外部委託先の運用実態を十分に把握していないと思われる例も見られた。

なお、自社としてのESG投資の考え方等を持たず、運用プロセス全体を通じて改善の余地が大きい社が、受託者責任の観点から、外部委託先を適切に管理することは困難であると考えられることから、外部委託の活用については慎重に検討することが必要である。

～ESG 投信を取り扱う資産運用会社への期待～

資産運用会社において、提供する ESG 投信の特徴や運用プロセスの説明として「ESG 要素を考慮している」等の記載を行っている場合は、以下の各項目において述べる事項に留意し、取組みの改善・向上を図ることが期待される。

（1）総論

運用プロセス・アプローチの一層の強化を継続的に図るとともに、顧客が投資判断を適切に行えるよう、運用プロセスの実態に即して一貫性のある形で、明確な説明や開示を行うべきである。

- ✓ 専門性を有する人材の確保を含めた必要な組織体制を構築しつつ、自社の提供する ESG 投信で企業価値に影響を与える ESG 要素をどのように特定・評価しているのか、ポートフォリオの決定にどのように活用しているのか、ESG 関連の事業機会の向上と事業リスクの低減に向けたエンゲージメント・議決権行使をどのように行っているのか等について、明確に説明できるよう、運用プロセスの高度化や開示の充実に取り組むべきである。
- ✓ 企業分析の一要素として ESG 要素を考慮するにとどまる場合は、目論見書等において、殊更 ESG やサステナビリティ等を強調することにより、 ESG を主たる特徴とする投資信託（例えば、ESG 要素を超過収益の源泉と位置付けて ESG 評価の高い銘柄を選定する投資信託や、環境や社会的効果の創出を目的とする投資信託等）であるかのような誤解を投資家に与えないようにすべきである。

（2）組織体制

サステナビリティ推進体制の強化や ESG 投資手法の高度化などを所掌する部署の設置や ESG 専門人材の確保等、ESG 投資を実施するための実効的な体制整備を進めるべきである。

（3）ESG インテグレーション

ESG アナリストや運用チームが、個別企業に関する ESG 評価の内容や理由を正確に共有し、適切な企業価値の推計や企業に対するエンゲージメントを行えるよう、ファンドマネージャーの属人的な判断のみに委ねず、組織としての一貫性や継続性が確保された体系的な対応も進めていくべきである。

- ✓ ESG の考慮に当たっては、投資先企業における重要な ESG 要素の特定を目指しつつ、自社 ESG スコアを活用した評価枠組みの構築・高度化を進めるなど、企業価値に影響を与える潜在的な事業機会・リスクを効果的に分析・把握するための枠組みを整備するべきである。

（4）ESG 評価・データ提供機関

より深度ある企業調査・分析を行うため、ESG 評価や個別データの正確性や質を確保する観点から、ESG 評価・データ提供機関に対する適切な検証を行うべきである。

- ✓ ESG 評価・データ提供機関の組織体制（スタッフ数、経験、顧客ニーズに応じた情報提供能力、法令遵守体制）、調査対象企業の範囲、評価手法の透明性や質などを、同業他社とも比較しながら検証するべきである。また、検証に当たっては、ESG 評価・データ提供機関に対して質問や改善点の指摘を行

うなど、議論を通じて積極的に品質管理を行うべきである。

- ✓ 自社の ESG に関する取組みを情報発信（サステナビリティレポート等の活用）する中で、投資先企業との建設的な対話に資するよう、ESG 評価・データ提供機関の利用状況や検証状況について説明・開示すべきである。

（5）スチュワードシップ活動

投資戦略に応じて、積極的なスチュワードシップ活動を行い、銘柄選定時に特定した ESG 関連の事業機会の向上・事業リスクの低減により、企業価値の向上を図るべきである。

- ✓ 気候変動を自社の取り組む ESG 課題として位置付けている場合においては、温室効果ガス多排出産業を中心に脱炭素化への移行（トランジション）を促す観点から、より積極的かつ継続的なエンゲージメント・議決権行使に取り組むことが期待される。

（6）開示

顧客が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、他の商品と比較するなどして適切な投資判断を行えるよう、運用プロセスの実態に即して一貫性のある形で、適切な情報提供や開示を積極的に進めるべきである。

- ✓ サステナビリティレポートや責任投資レポート等の策定により、ESG に対する基本的な考え方、ESG インテグレーション、エンゲージメント方針・具体的な事例等について説明するなど、自社としての方針・取組事例に関する開示の充実を図るべきである。
- ✓ ESG 投信の特徴や運用プロセスについて、目論見書における開示の充実を図るべきである。
- ✓ 目論見書において記載している運用プロセスに基づき ESG を考慮した投資銘柄選定を行った結果、「投資先の企業価値を、ESG 要素を踏まえて、現状どのように評価しているか」、「投資銘柄の ESG 要素を踏まえた企業価値向上に向けて、どのようなエンゲージメントや議決権行使を行っているか、及び、今後の方針」等について、顧客に対して丁寧に説明できるよう、運用報告書や月報はもとより、それ以外の媒体の活用も含めて、開示の充実に向けた取組みを進めるべきである。
- ✓ とりわけ、投資信託に「ESG」「SDGs」「インパクト」等の名称をつける場合には、顧客がその名称の趣旨を誤認することのないよう、その商品が当該名称の示唆する特性をどのように満たしているかを、一層明確に説明・開示するべきである。

（7）外部委託

受託者責任を果たす観点から、外部委託先に対する適切な管理を行い、顧客に対して、商品特性に応じた正確な情報提供を行うべきである。

- ✓ 外部委託等（ファンド・オブ・ファンズ形式、投資助言の場合も含む）を活用する場合であっても、自社運用と同様に外部委託先の運用体制、運用財産の運用戦略（運用方法や管理方法）、運用実績等について、適切な頻度と深度で確認・把握するべきである。
- ✓ 適切な外部委託先管理を行うための体制を整備するべきである。

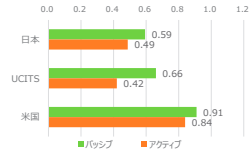
Ⅲ．その他の論点

1．公募投資信託

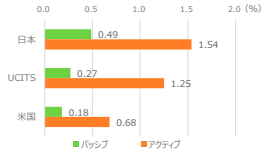
（1）シャープレシオ・エクスペンスレシオの国際比較

ファンドの国際比較[25]においては、シャープレシオ、エクスペンスレシオ[26]の両レシオとも米国籍ミューチュアルファンドが優位にある。パッシブファンドとアクティブファンドの比較をみると、シャープレシオは、日本、UCITS、米国のいずれにおいてもパッシブファンドがアクティブファンドを上回っている。また、エクスペンスレシオは、日本、UCITS、米国のいずれにおいてもパッシブファンドがアクティブファンドより低くなっている。

（図表3-1）シャープレシオの国際比較[27]

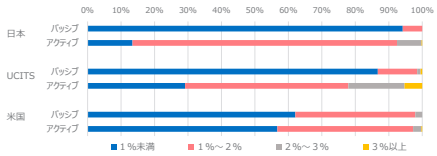


（図表3-2）エクスペンスレシオの国際比較27



アクティブファンドのエクスペンスレシオの比較においては、米国では１％未満のファンドが過半数を占めているのに対して、日本においては、１％以上２％未満に設定されているものが大半を占める。一方、UCITS においては、エクスペンスレシオのばらつきが大きい。これは、欧州の様々な国・地域向けに、異なるフィー体系でファンドを組成・提供していることが背景として考えられる。

（図表3-3）エクスペンスレシオの分布の比較[27]



[25] 日本は国内公募投信、海外は米国籍ミューチュアルファンド、UCITS（ETF 等を除く）のうち 21 年末時点で 5 年間の運用実績のあるファンドを対象。UCITS とは EU の法律に従って設立・運用されているファンド。図表 3-1 及び 3-2 は、各ファンドの期初（16 年 12 月末）残高を用いた加重平均とした値。図表 3-3 は、本数ベースの分布。

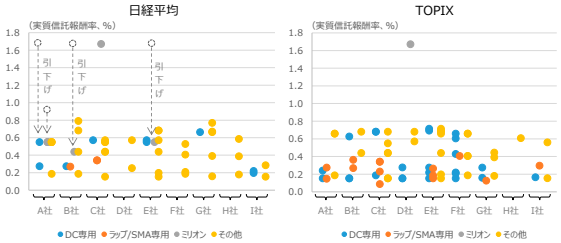
[26] 投資信託の平均資産残高に対する運用報酬やその他の経費の比率を測る指標。

[27] QUICK、イボットソン・アソシエイツ・ジャパンのデータを基に金融庁作成。

（２）一物多価の現況

同一ベンチマークに連動するインデックスファンドのうち、同一の資産運用会社・販売チャネルの中でも、信託報酬にばらつき（一物多価）が引き続き見られる。一方で、一部の資産運用会社の中には、信託報酬の引下げをすでに実施している事例や、販売会社等との間で適切な報酬水準への変更に向けた協議を進めている事例が見られる。信託報酬水準の適切な設定や見直しについては、顧客本位の観点から、商品の組成者である資産運用会社とともに販売会社や受託銀行を含めた業界全体で取り組んでいくことが期待される。

（図表 3-4）インデックスファンドにおける資産運用会社ごとの信託報酬の水準[28]



（３）償還期限設定型投信の増加

個人の長期的な資産形成に資することが期待される株式を投資対象とする公募投信で、商品組成時に５年以下などの比較的短期で償還期限が設定されるケースが多く見られる。その理由について、一部の資産運用会社からは、「繰上償還の判断は、投資家の利害関係の判断や、追加コスト負担がかかる販売会社との調整が困難なため、その代わりに、あらかじめ比較的短期の償還期限を設定して、場合によっては定時償還にて対応できるようにしている。ただし、本来は長期での運用を望んでおり、償還期限到来時には期限を延長して対応するようにしている。」との意見が聞かれた。

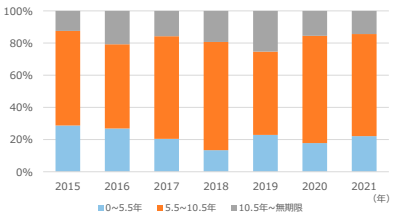
当庁としては、長期的な資産形成を目的とした公募投信であれば、例えば 20 年超など、目的に見合った運用を目標とすることが期待されるところであり、繰上償還規定の代替手段として短期の償還期限を設定することは望ましい慣行ではないと考えている。結果的に組成時に想定していた運用成果が得られなかった場合等の繰上償還に備えた規定を約款に明示することは必要であるが、必要な償還対応は、繰上償還プロセスの整備等によって行われるのがあるべき対応と思われる。

[28] QUICK のデータを基に金融庁作成。国内の公募追加型株式投信のうち、インデックス型投信を対象（2022 年 3 月時点）。「引下げ」は、前回レポート（2020 年 10 月時点の分析）から変更された事例。

また、短期的な償還期限の設定については、プロダクトガバナンスの観点から次のような問題が生じる。一般的に、窓口販売の公募投信については、約 3.3%の販売手数料が顧客から徴収されることが多い。すると、例えば償還期限が５年と設定されたファンドについては、当然にその５年間で、年率の信託報酬等だけでなく、販売手数料をも上回る付加価値を顧客に提供することを見越した商品設計が求められる。また、償還期限が当初 5 年だった公募投信は、例えば設定から３年が経過し、償還までの残り期間が２年となった時点で販売された場合、僅か２年の残り期間で 3.3%もの手数料を上回るだけのパフォーマンスを実現できるのかという疑問が生じる。こうした点について、資産運用会社（商品設計）と販売会社（販売姿勢）の双方が、投資家に対して十分に合理的な説明を行う必要がある。

なお、特に販売会社である証券会社や銀行においては、長期的な運用が可能な商品を見極める販売戦略の策定と、販売した商品が少額投信となった場合には、投信の併合や償還について、顧客利益を最優先に考えて速やかに資産運用会社に協力するためのシステム面も含めた体制整備が求められる。

（図表 3-5）株式型公募投資信託の償還期限の設定状況[29]



（４）予想分配金提示型などの毎月分配型ファンドの「想定顧客層」

ここ数年、毎月決算の予想分配金提示型の公募投信の人気が高まっているなど、毎月分配型にも根強い需要がある。運用資産取り崩しニーズのある高齢層向けに、予想分配金提示型の毎月分配型が販売されること自体は否定されるものではない。ただし、税金や複利効果の面でデメリットがあるため、若年層などの資産形成層に向く商品ではない。分配方式の違いにより、自ずと想定顧客層は異なることになる。また、ここ数年資金流入が多い米国株投信について予想分配金提示型が設定される例が多く見られる。運用資産の取り崩しニーズがある顧客（例えば高齢層）が、どこまで米国株等の海外資産に投資するリスクを理解し、許容できるか、十分な確認の上で提供される必要がある。

しかし、毎月分配型ファンドの販売会社が作成する重要情報シートを見ると、マザーファンドを同一にするベビーファンドに分配方式が異なるコースが複数あるにも関わらず、それらが一つの重要情報シートに一括りにされているケースが多く、分配方式の違いによる想定顧客層の区別を販売会社が行っていないと考えられるケースが見られる。重要情報シートの想定顧客層の欄には、毎月分配型であっても、再投資型であっても、「中長期の資産形成を目的とする方」向けと同じ内容が単純に記載されている例が多く見られるが、長期の資産形成には比較的不向きの毎月分配型についてなぜこのような記載が他と区別なく安易になされるのか、重要情報シート導入の意義に照らして再考を求めたい。

[29] QUICK のデータを基に金融庁作成。DC 専用、ラップ向け、ETF、インデックス型を除く。

（５）新興国関連ファンド

2021 年度の国内公募投信の下落率ランキング[30]を見ると、ロシア・中東欧関連ファンドがワースト 10 位の全てを占めた。2020 年度の下落率ランキングも、トルコ関連・ブラジル関連がワースト 10 位の多くを占めており、２年度続いて、新興国関連のリスクの大きさを改めて認識する結果となった。

新興国関連ファンドや通貨選択型ファンドは、一見すると期待リターンが高く見えるが、それは高いリスクの裏返しである。また、期待リターンの高さからコストの高さを見落としがちになる点にも注意したい。このため、個人が長期の資産運用を行う中で新興国関連ファンドに投資する際は、コストに留意した上で、分散投資の一部の配分にとどめるなど、リスクを踏まえた対応を図ることが望ましい。

（図表 3-6）2020 年度公募投信下落率ランキング

ファンド名	販売手数料	実質信託報酬	年度累積リターン	投資地域
A ボンドオープン	3.30%	1.47%	-23.0%	トルコ
B 債券ファンド	3.30%	1.36%	-22.3%	トルコ
C 債券オープン	3.30%	1.31%	-20.9%	トルコ
D 国債ラダー	0.55%	0.47%	-11.8%	北米
E 債券ファンド	3.85%	1.81%	-10.6%	ブラジル
F ソブリンファンド	3.30%	1.47%	-8.7%	ブラジル
G ボンドオープン	3.30%	1.47%	-8.7%	ブラジル
F 債券オープン	3.30%	1.47%	-8.7%	ブラジル
G 債券オープン	3.30%	1.71%	-8.5%	ブラジル
H 債券ファンド	3.30%	1.65%	-7.8%	ブラジル

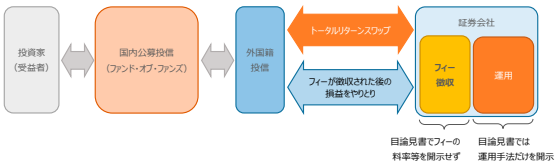
（図表 3-7）2021 年度公募投信下落率ランキング

ファンド名	販売手数料	実質信託報酬	年度累積リターン	投資地域
I 債券オープン	3.30%	1.36%	-90.5%	ロシア
J 株式ファンド	3.85%	2.07%	-89.2%	ロシア
K オープン	3.85%	2.15%	-88.5%	ロシア
L ボンドオープン	3.30%	1.46%	-72.0%	ロシア
M 株式ファンド	3.30%	1.66%	-69.1%	ロシア
N 株式ファンド	3.85%	2.07%	-56.2%	ロシア、中東欧
O 株式ファンド	3.30%	2.07%	-56.0%	ロシア、中東欧
P 株投信	3.30%	2.07%	-55.5%	ロシア、中東欧
Q 株ファンド	3.85%	1.72%	-54.6%	ロシア、中東欧
R 株ファンド	3.30%	1.85%	-45.4%	ロシア

（６）トータルリターンスワップについての開示

公募投資信託の中で、近年、トータルリターンスワップと呼ばれる金融商品を利用したファンドが散見される。トータルリターンスワップとはデリバティブ契約の一種で、ファンドがトータルリターンスワップの相手方から特定の運用手法に連動した成果を受領する金融商品である。当該成果がマイナスの場合は、ファンドから相手方に支払いがなされる。トータルリターンスワップの利用の際は、当該運用手法の成果に連動したインデックスが設定され、当該インデックス値の動きを損益として受払の際に参照することが一般的に行われる。

（図表 3-8）トータルリターンスワップの利用の仕組み



トータルリターンスワップは、ファンドが当該運用を自身で行ったのと同様の投資成果をもたらすことを目的としているが、デリバティブ契約の締結先は運用手法の成果から一定のフィーを常に徴収しており、ファンド側の受け取りからは当該フィーが差し引かれている。ところが、国内公募投信の投資先の外国籍投信などがトータルリターンスワップを利用した場合、目論見書にそのフィーが開示されていない例が見られる。

こうした公募投信の目論見書では、採用された運用手法については比較的詳細に説明されるものの、投資家が受け取る成果は説明された運用手法の成果とはフィーの分だけ乖離することなり、またそれがどれくらい異なるのかという数値については開示されていない場合がある。トータルリターンスワップに内在するフィーによって、開示内容と実際の運用成績の乖離が生じることとなるため、投資家に伝えるべき重要な情報として開示されることが望ましい。

２．ファンドラップ

近年、契約件数と金額ともに大きく増加しているファンドラップは、投資顧問業協会によると、2021 年 12 月末時点でも 2021 年 3 月末対比で契約件数は 4.0%増加、契約金額は 7.2%増加し、依然として増加傾向にある。

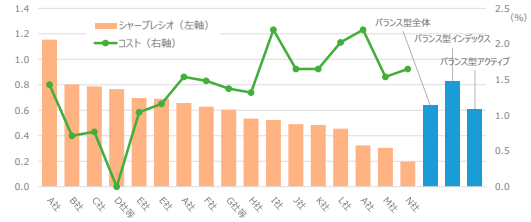
好調なマーケット環境の恩恵を受け、2021 年のパフォーマンスはプラスとなったファンドラップが多いが、その質には差が見られる。コスト[31]控除後の 5 年間のシャープレシオを見ると、バランス型ファンドに劣るファンドラップが依然として多い。コストが高いファンドラップほど、パフォーマンスが劣る傾向がある。なお、「安定型」を謳ったファンドラップにおいて、ファンドの最適な配分の予測に計量モデルを導入したところパフォーマンスが劣後し、その後、モデルの修正を行ったとする先があった。モデルにはそれぞれ固有のモデルリスクがあるが、実際のパフォーマンスについての十分な検

[30] QUICK のデータを基に金融庁作成。ブル型、ベア型、ロング・ショート型、その他のレバレッジ型、VIX 連動型や、投資先（マザーファンド等）が実質重複するファンドを除く。

[31] ファンドラップで顧客が負担する費用には、①組入れ対象ファンドの信託報酬等、②ファンドラップの手数料、③ファンドラップの投資一任受任料、の大きく３種類がある。本レポートでは、②と③の合計を、「ファンドラップのコスト」、「ラップのコスト」または「コスト」と記載。販売会社（図表 3-9 の「D 社等」）によっては、②と③をゼロとし、その代わりに、①の組入れ対象ファンドの信託報酬等から間接的に報酬を得るものもある。なお、本レポート中のファンドラップのシャープレシオは全て、①～③の費用全てを控除した後の数値。

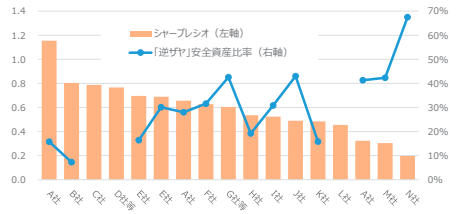
証を経ないまま顧客に提供し、結果的にそのモデルリスクを顧客に転嫁したことは「安定型」の運用に相応しい対応であったのか、改善の余地がある。

（図表 3-9）ファンドラップのコスト控除後のシャープレシオ[32]



各社が提供するほとんどのファンドラップでは一定の安全資産の組入れが行われ、国内債券ファンドやヘッジ付き先進国債券ファンドが安全資産として用いられる。顧客が保守的な運用を希望した場合、こうした安全資産の組入れ比率が高くなる。しかし、ファンドラップのコストは全体で年率 1.5%以上のものが多い一方で、現状の低金利環境下で安全資産が 1.5%を上回るリターンを上げることは難しいと考えられる。そのため、当該安全資産部分については「逆ザヤ」となっているファンドラップが多く、特にパフォーマンスの悪いファンドラップでは、安全資産の組入れ比率が高い傾向にある。

（図表3-10）「逆ザヤ」安全資産比率とシャープレシオ[32]



[32] QUICK のデータを基に金融庁作成。同一社名が複数現れるのは、一つの販売会社が複数のファンドラップ商品を扱うこともあるため。

（図表 3-11）ファンドラップに占める比率が 10%を超える「逆ザヤ」安全資産ファンド[33]

ラップ販売会社	組み入れファンド名	QUICK 大分類	インベスターリターン	ファンドラップのコスト	コスト控除後インベスターリターン	ファンドラップ内残高比率（2021 年末）
A 社	外国債券…	先進国債券	1.14%	1.43%	-0.29%	12.0%
E 社	…債券プレミア	国内債券	0.51%	1.16%	-0.65%	17.8%
	…日本債券インデックス	国内債券	0.21%		-0.95%	12.3%
A 社	…債券セレクト	先進国債券	0.64%	1.54%	-0.90%	22.6%
F 社	…日本債	国内債券	0.15%	1.49%	-1.33%	31.6%
G 社等	…債券・安定型	先進国債券	-0.08%	1.38%	-1.46%	40.4%
H 社	…日本債券ファンド	国内債券	0.55%	1.32%	-0.77%	19.2%
I 社	…国内債券パッシブ・ファンド	国内債券	-0.01%	2.20%	-2.21%	30.9%
J 社	日本債券インデックス…	国内債券	0.29%	1.65%	-1.36%	41.3%
K 社	国内債券…	先進国債券	0.38%	1.65%	-1.27%	15.8%
A 社	…日本債券インデ	国内債券	-0.48%	2.20%	-2.68%	14.0%
	…外国債券インデ(H 有)	先進国債券	1.16%		-1.04%	18.2%
M 社	日本超長期国債インデックス…	国内債券	-0.71%	1.54%	-2.25%	34.3%
N 社	…ヘッジ付外国債券オープン	先進国債券	1.55%	1.65%	-0.10%	67.5%

安定的な資産運用を望む顧客が安全資産の組入れ比率を高めるのは当然であるが、安全資産についてはファンドラップ以外の選択肢も複数あり、あえて高コストのファンドラップを利用する必然性はないとも考えられる。「逆ザヤ」により負のリターンとなれば、顧客の資産はむしろ毀損する。一方、販売会社からすると、ファンドラップが残高ベースのフィー体系となっているため、安全資産を含め多くの顧客資産をファンドラップに含めたいという利益相反の誘因が働きやすい。高コストで安全資産の組入れ比率の高いファンドラップについては、真に顧客利益に資するものか、商品性についての再考が求められる。

3．仕組債

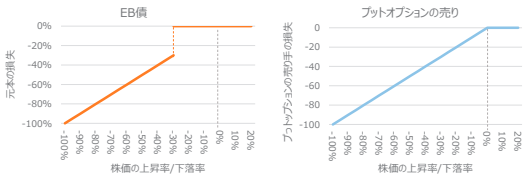
仕組債のうち一定の販売規模を占める EB 債（他社株転換可能債）について、複数の販売会社の協力を得て、過去に個人向けに販売された EB 債のデータを入手して分析を行った。具体的には、2019 年 4 月に個人向けに販売された EB 債 856 本（日本円換算の発行額合計は約 674 億円。海外株式参照も含み、全て私募もしくは私売出し。）をサンプルとし、商品条件や、2021 年 12 月末までの償還実績、当該時点での時価情報などを調査した。

EB 債では、一定率以上（-20%～-30%等）の株価の下落が発生すると「ノックイン」と呼ばれる仕組みにより償還金額が株価に連動することとなる。そのため、株価の大幅下落時には大きな損失が発生しやすい。一方、株価の上昇時には「ノックアウト」という仕組みによって額面で償還されてしまうため、アップサイドのリターンは限定される。

[33] QUICK のデータを基に金融庁作成。

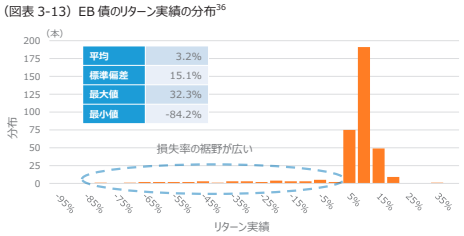
このような EB 債のノックインとノックアウトの仕組みは、株式のプットオプション[34]の売りポジションに類似しており、しばしば、「EB 債には、実質的にプットオプションの売りが組み込まれている。」と指摘される。株式のプットオプションを売ると、そのオプションが参照する株価の下落に伴って損失が非常に大きくなる。下記の図表 3-12 にあるように、EB 債でも同様に、株価の下落に伴って損失が拡大する一方で、上記の通り株価上昇時には額面で償還されてしまうためリターンは限定されている。プロの機関投資家の間でも、株式のプットオプションの売りを引き受ける投資家は少なく、リスクの高い取引として認識されている。EB 債の購入者はこのように、個人投資家が一般的な債券のリスクとして抱くイメージとは大きく異なるリスクを引き受けることとなる。

（図表 3-12）EB 債の償還割合と株価の関係、プットオプションとの比較の概念図[35]



実際に、今回調査したサンプルの中には、僅か 3 か月で元本の 8 割を毀損した例もあり、リターンの分布を見ると、図表 3-13 のように、頻度は少ないものの損失率の裾野が広いことがわかる。リスク（分布の標準偏差）は相応に高く、いわゆるテールリスクと呼ばれる性質を有している。

（図表 3-13）EB 債のリターン実績の分布[36]



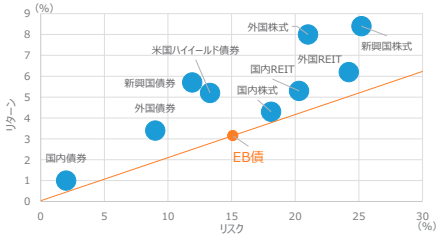
[34] 「プットオプション」とは、ある株式をあらかじめ決めた価格で売ることの「権利」であり、プットオプションを購入した者は、実際の株価が下がっていたとしても、あらかじめ決めた価格で売ることで利益を手にすることができる。逆に、「プットオプションの売り」を行った者は、「権利」を持つ相手方に対して、あらかじめ決めた価格で買うという「義務」を履行する必要があり、株価が下落した場合に損失が発生する。

[35] 株価については EB 債の満期まで一貫して上昇・下落したと仮定。また、クーポンやプレミアム収入は除いて簡略化。

[36] 販売会社の提出資料を基に金融庁作成。リターンは年率。サンプルのうち、クーポン以外のリターンが算出可能な固定利付債（364 本）のみを抽出して算出。2021 年 12 月末時点で未償還のものは当該時点の時価から算出。

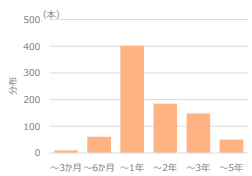
こうした EB 債のリターン実績を他の資産クラスの長期的なリスク・リターン比と比べると、図表 3-14 のように、EB 債のリターンはリスクに見合うほど高いとは言えない。商品特性上、株式との相関が強い一方で、リスク・リターン比は劣後するため、株式に代えて EB 債を購入する意義はほとんどないと考えられる。EB 債については、「株式の値上がり益を放棄する代わり、クーポンは高い。」との営業話法が用いられることが多いが、放棄した値上がり益の価値に見合うほどの高いクーポンが設定されているとは言えない。

（図表 3-14）リスク・リターン比の比較[37,38]



また、EB 債については、元々設定された予定満期が 1 年以内の短期の商品が半数以上を占めるだけでなく、早期償還が頻繁に発生する仕組みとなっていることが一般的である。今回のサンプルのうち、既に満期を迎えた予定満期 2.5 年以下の EB 債についてみると、満期まで継続したのは 2 割以下。予定満期が 2.5 年以下の EB 債の実現満期は平均で 0.62 年であった。

（図表3-15）予定満期の分布[39]



（図表3-16）実現満期の分布[39]



[37] 販売会社提出資料を基に金融庁作成。EB 債以外の資産クラスのリスク・リターンについては、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン提供のデータを基に金融庁が推計。

[38] EB 債のリスク・リターンは図表 3-13 の分布から求めたのに対して、その他資産クラスのリスク・リターンは 2002 年～2021 年（但し内外 REIT は 2006 年～2021 年）の時系列データからの推計である点に留意。

[39] 販売会社の提出資料を基に金融庁作成。

EB 債の実質コスト（元本と公正価値の差）は、当庁による業界ヒアリングや公開情報からの推計に基づくと、投資元本に対して平均して 5～6%程度と推定されるが、実現満期が 0.6 年程度と短いため、実質コストを年率換算すると 8～10%程度に達すると考えられる。こうした高い実質コストが、図表 3-14 のリスク・リターン比の悪さにつながっていると考えられる。取扱金融機関（販売会社もしくは組成会社）側から見ると短期間で収益を上げやすいため、償還済み顧客に繰り返し販売する回転売買類似の行動に対する誘因が働きやすい商品性となっている。

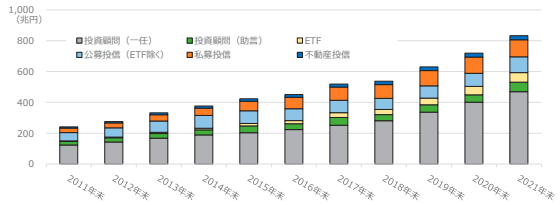
EB 債に代表される仕組債の上記のような商品性については、仕組債を取り扱う金融機関であれば当然に認識しているはずである。しかし、本レポートと同様の分析を金融機関側が自発的に行って一般の投資家に伝えるような取組みはこれまでなされてなかったのではないか。投資信託などの多くの商品では、重要情報シートなどにリスク、リターンやコストの実績値などが掲載されている。仕組債も、年間販売額が少なくとも 4 兆円以上[40]に達する規模になっていることを踏まえれば、取扱金融機関各社や業界団体が自主的にデータを集計して定期的に公表するとともに、重要情報シートで組成・販売それぞれの実質コストを開示するなど、顧客向けの情報提供が充実されることが望ましい。

４．私募投資信託

（１）私募投信市場の拡大

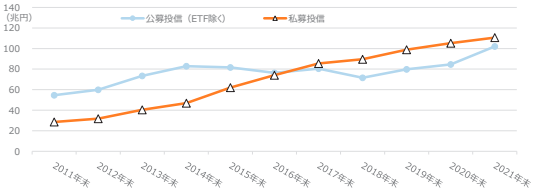
日本の資産運用会社の運用受託額は、全体で 800 兆円を超える規模になっており、特に機関投資家向けの私募投信、投資一任を中心に拡大傾向にある。その中で、私募投信の残高は、2011 年末には 30 兆円程度であったが、足元（2021 年 12 月時点）では約 110 兆円、投資一任契約残高は、2011 年末には 120 兆円程度であったが、足元では約 470 兆円と、いずれも増加している。また、純資産総額で私募投信は、ETF を除く公募投信を上回っている。

（図表 3-17）資産運用会社の運用受託額[41]



[40]「投資信託等の販売会社に関する定量データ分析結果」（令和 3 年 6 月、金融庁）の 2020 年度計数より。当該調査はサンプル調査のため、真の総額はより多いと考えられる。
[41] 投資信託協会、投資顧問業協会のデータを基に金融庁作成。

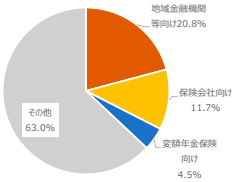
（図表3-18）私募投信・公募投信の純資産総額の推移[41]



（２）私募投信市場における投資家構成

日本の私募投信市場において、投資家ごとの純資産残高の割合は、「その他」に含まれる一部の大手金融機関の購入を除くと、地域金融機関等向け、保険会社向け、変額年金保険向けの順となっている。

（図表 3-19）私募投信市場における投資家構成（純資産残高ベース）[42]

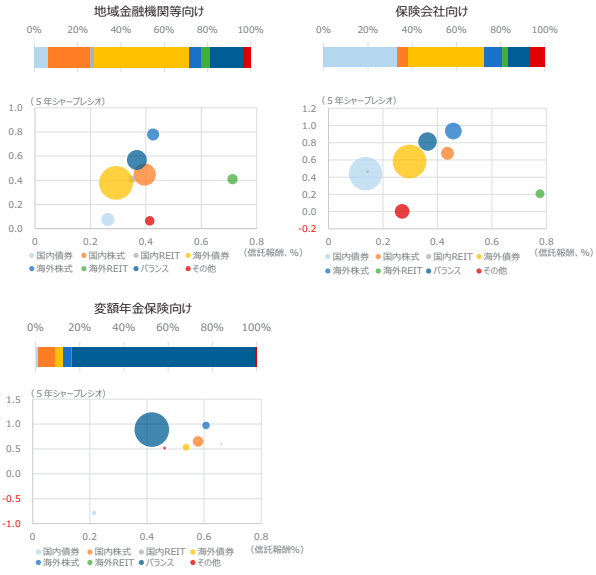


（３）投資家ごとの資産構成及び運用状況[43]

投資家ごとによって構成するアセットクラスの割合に大きなばらつきがある。地域金融機関等向け私募投信においては、海外債券の占める割合が多く、保険会社向け私募投信においては、国内債券・海外債券の占める割合が多い。また、変額年金保険向け私募投信においては、バランスの占める割合が 8 割を超える。

[42] 各社の提出資料を基に金融庁作成（私募投信の純資産残高の多い資産運用会社が対象）。
[43] 2021 年末まで 5 年の運用実績のある私募投信が対象。残高比率は 2021 年末時点。シャープレシオは 5 年シャープレシオを期初（2016 年末）の純資産残高で加重平均。円の大きさは純資産の規模を表す。

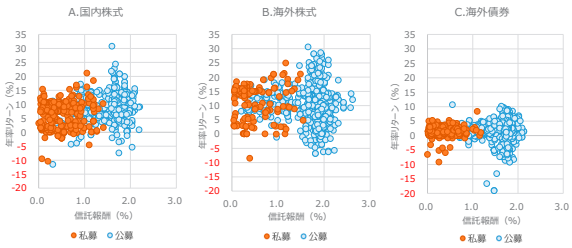
（図表 3-20）投資家ごとの資産構成[44]



（４）公募投信と私募投信のコスト・パフォーマンス比較[45]

機関投資家向けの私募投信においては、公募投信よりも低コストの商品が提供されている。これは、顧客が大口の機関投資家であることが、背景として考えられる。国内株式、海外株式、海外債券のいずれのアセットクラスでも、信託報酬水準に大きな乖離が存在する。

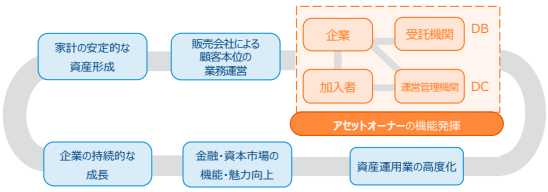
（図表 3-21）公募投信と私募投信の比較[46]



５．確定給付企業年金（DB）／企業型確定拠出年金（DC）

インベストメント・チェーンにおける「アセットオーナー」は、DB では企業（または企業年金基金）であり、受託機関（信託銀行、生保、投資顧問業者等）を通じて内外の株式・債券等で運用を行っている。また、DC では「アセットオーナー」は DC 加入者等であり、DC を実施する企業や運営管理機関（銀行、信託銀行、生損保、証券会社等）は、DC 加入者が選択する運用商品ラインナップ（投資信託、預金、保険商品等）を選定・提示する重要な役割を担っている。

（図表 3-22）インベストメント・チェーンにおける「アセットオーナー」

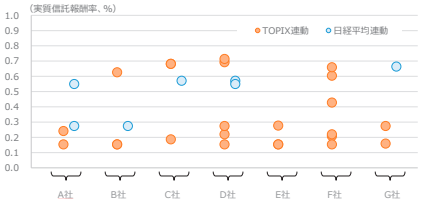


[44] 各資産運用会社の提出資料を基に金融庁作成（私募投信の純資産残高の多い資産運用会社が対象）。
[45] 個別の投資信託を、2021 年末までに過去 5 年間の年率リターンと信託報酬水準に応じて、アセットクラス毎にプロット。5 年分のデータが取得できない投資信託は除外。
[46] QUICK、各資産運用会社の提出資料を基に金融庁作成（私募投信の純資産残高の多い資産運用会社が対象）。

（1）企業型確定拠出年金（DC）：一物多価

図表 3-4 にある通り、一部のインデックスファンドでは信託報酬率の引下げの動きも見られたが、DC 専用のインデックスファンドについて見ると、依然として一物多価が続き、目立った改善の動きがない状況となっている。最終受益者である加入者の資産形成を阻害しかねないこうした状況を改善するためには、資産運用会社による自発的な信託報酬の見直しの他に、DC を実施する企業や、運営管理機関を務める、銀行、信託銀行、生損保、証券会社等が、DC の組入れファンドの選別を強化することが望まれる。

（図表 3-23）DC 専用インデックスファンドにおける資産運用会社ごとの信託報酬の水準[47]



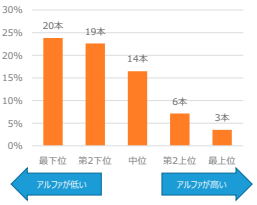
インデックスファンドの信託報酬率は容易に比較ができるため、DC を実施する企業自らが、能動的に商品選別を行い、加入者に不利益が生じないよう努める必要がある。適切な運用商品のラインナップ選択及び見直しに留意し、DC 加入者に投資教育を行うことも重要である。また、運営管理機関においては、企業や加入者に対して、現状の DC の商品ラインナップとその他のよりコスト効率のすぐれた商品との差異について積極的な情報提供や投資教育の支援を自発的に行うことが求められる。

（2）企業型確定拠出年金（DC）：アクティブファンドのアルファと、商品選定への示唆

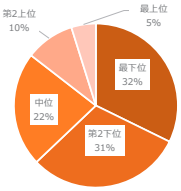
国内アクティブファンドのアルファの分析によると、アルファが芳しくないグループほど、DC 専用のファンドが多く見られる。DC 専用ファンドのうち 32%がアルファの最も低いグループに属し、31%は 2 番目に低いグループに属する一方、アルファの上位 2 グループに属するファンドは僅か 14.5%しかない。

[47] QUICK の資料を基に金融庁作成。国内の公募追加型株式投信のうち、DC 専用の日経平均連動インデックス型投信および TOPIX 連動インデックス型投信を対象（2022 年 3 月時点）。

（図表 3-24）アルファ 5 分位別の DC 専用商品の本数と割合[48]

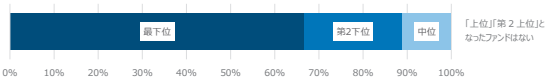


（図表3-25）DC 専用ファンドの アルファ5分位別の割合[48]



過去の一定期間パフォーマンスの実績が明確に悪かったファンドは、その後も悪いパフォーマンスが継続する傾向が見てとれる。そのような観点も踏まえてファンドを選別することは比較的容易と考えられ、DC を実施する企業側と、運営管理機関側の双方から、加入者の利益を考えたファンドの選別を進めることで、資産運用会社側の運用力強化や商品の品質改善に向けた対応を促すことが望ましい。

（図表3-26）2002年4月～2012年3月の低アルファファンドの、その後の10年の成績の分布[48,49]



なお、先ほど見た通り、私募投信については、顧客がリテラシーの高い機関投資家であることから、相対的に良好な成績を上げている。DC 向け商品分野についても、年金を運営する企業側が商品選定能力を向上させることによって、DC 向け商品市場を改善し、加入者に良好な運用成果をもたらすことが期待される。また、運営管理機関においては、前述の一物多価同様に、アクティブファンドのパフォーマンスの相対評価の情報を企業側に積極的に提供して、企業側による商品選別を支援する姿勢が求められる。

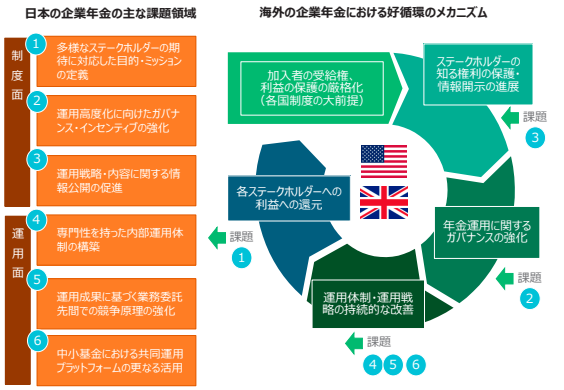
[48] QUICK、野村證券（Russell/Nomura 日本株インデックス）、日本銀行の資料を基に金融庁が推計。

[49] まず、2002 年 4 月～2012 年 3 月の 10 年間について国内株アクティブファンドのアルファを測定し、このうちアルファが有意にマイナス（t 値が-2 以下）のファンドを抽出。次に、その後 10 年間（2012 年 4 月～2022 年 3 月）についてアルファを測定し、前半の 10 年間でアルファが有意にマイナスとして抽出されたファンドが、後半の 10 年間のアルファ 5 分位のうちのどこに位置していたかの分布をグラフに表示。

【コラム】確定給付企業年金（DB）：海外の企業年金との比較分析における日本の企業年金への示唆

ボストン・コンサルティング・グループによる委託調査[50]によると、諸外国においては、加入者の権利保護を大前提に、情報公開の進展や運用戦略・運用体制の高度化が進み、それが各ステークホルダーへの利益還元につながる好循環を形成している。

（図表 3-27）企業年金：日本における主な課題領域と海外における好循環のメカニズム



委託調査の中では、日本の企業年金の課題を解決し、諸外国で見られるような好循環を創出するため、より多様なステークホルダーに配慮した情報公開ルール整備や、運用実態に関する外部モニタリング・外部監査の強化、運用体制・運用戦略の高度化に向けた内外の体制強化を図るという提案がなされた。より具体的には、日本の企業年金に関する検討の方向性として、[1]運用戦略・運用体制に対する開示を拡充し、各基金の運用実態に関する透明性の向上、[2]高度な運用を行って高い運用成果を上げることに向けての外部からの監視、及び、それらを通じた内部的なインセンティブの強化、[3]運用担当者に対する人材要件の導入や、業務委託先に対する利益相反・不適正取引等の監視強化、という３つの提案がなされた。

[50]「企業年金を取り巻く状況に関する調査」（ボストン・コンサルティング・グループ合同会社：令和 4 年 5 月 20 日公表）<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20220520.html>

（図表 3-28）具体的な検討の方向性（案）

提案	具体的な検討の方向性（案）
【1】より多様なステークホルダーに配慮した情報公開ルール整備	財務情報のみならず、運用戦略・運用体制に対する開示を拡充し、各基金の運用実態に関する透明性を向上 • 母体企業の IR に加えて、監督官庁に提出する年次報告書の公開や、アニュアルレポートの発行等、企業年金自身による開示を拡充することを検討 • 但し、開示に係る負荷・コストについては留意
【2】運用実態に関する外部モニタリング・外部監査の強化	高度な運用を行い、高い運用成果を上げることに対する外部からの監視、及び、それらを通じた内部的なインセンティブの強化 • 米国における PBGC（Pension Benefit Guarantee Corporation）に代表されるような、加入者利益の保護を目的とした外部モニタリング・外部監査の強化 • リスク調整後リターンに対するモニタリング・監査を通じた、拠出・給付に基づく適正なリスクテイクとよりよい運用成果の追求
【3】運用体制・運用戦略の高度化に向けた内外の体制整備	運用担当者に対する人材要件の導入 • 長期運用の実務経験を有する人材の登用、外部のプロ人材（OCIO（Outsourced Chief Investment Officer）等）の活用の促進 業務委託先に対する利益相反・不適正取引等の監視強化 • スイッチングコストの高さや、互恵関係を盾にした委託先選定・商品選定の歪み 適格機関投資家となるための体制整備 • 特に大規模な企業年金等については、資産運用管理体制の強化に向けた運用規模、ガバナンス、運用体制等の検討・具体化（確定給付企業年金ガイドライン等）

（別添１）

アルファの分析の詳細

図表 1-6 等のアルファの分析は、Fama, French (1993)[51]に従い、下記の３ファクターモデルの時系列回帰分析により行った。

$$R_{i,t} - RF_t = \alpha_i + \beta_{iM}(RM_t - RF_t) + \beta_{iSMB}SMB_t + \beta_{iHML}HML_t + \varepsilon_{i,t}$$

国内株アクティブファンドについては、モデル内の各項と、使用した元データは、それぞれ下記の通り。

$R_{i,t}$	あるファンド i のリターン。投資信託の分配金再投資基準価額の月次リターン。基準価額に反映される信託報酬等のコストは控除後になるが、基準価額に反映されない販売手数料などのコストは控除されていない
RF_t	無リスク金利。日本銀行公表の無担保コールレート（オーバーナイト物）の月中平均値。月次換算のため公表値を 12 分の１した
RM_t	市場リターン。Russell/Nomura 日本株インデックス（以下、「ラッセル野村インデックス」。全て配当含む）の「Total Market」の月次リターン
SMB_t	サイズファクター（Small minus Big）。ラッセル野村インデックスの「Small」と「Large」の月次リターンの差
HML_t	バリューファクター（High-Book-to-Market minus Low-Book-to-Market）。ラッセル野村インデックスの「Total Market: Value」と「Total Market: Growth」の月次リターンの差

回帰分析による推計対象は以下の通り。

α_i	アルファ。月次超過リターン
β_{iM}	（市場）ベータ
β_{iSMB}	サイズファクターへの感応度。値が高いほどファンドが小型株傾向、低いほど大型株傾向であることを示す
β_{iSMB}	バリューファクターへの感応度。値が高いほどファンドがバリュー株傾向、低いほどグロース株傾向であることを示す
$\varepsilon_{i,t}$	誤差項

国内株式市場については、日本取引所も含めた複数のデータベンダーがファクター指数を作成しているが、本稿でラッセル野村インデックスを利用した理由は、1979 年末からの長期時系列の指数値が無料で公表されており、誰でも本稿の分析を再現できるよう客観性を担保するためである。

推計対象期間は 2002 年 4 月から 2022 年 3 月の 20 年間とし、推計対象ファンドはその間に 4 年以上の

[51] Fama, Eugene F.; French, Kenneth R. (1993), "Common risk factors in the returns on stocks and bonds", *Journal of Financial Economics*

運用実績データがあり、かつ、2022 年 3 月末時点で残高のあったファンド（つまり、ファンドにより推計に使用されたデータ期間が異なる）。

なお、説明変数の統計値（年率）は下記の通りである。

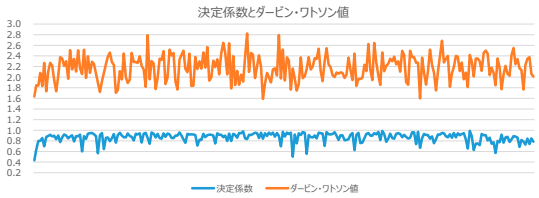
	平均	標準偏差
$RM_t - RF_t$	6.49%	17.09%
SMB_t	1.95%	8.04%
HML_t	1.59%	7.34%

説明変数間の相関は下記の通り。回帰分析に問題のある値は見られない。

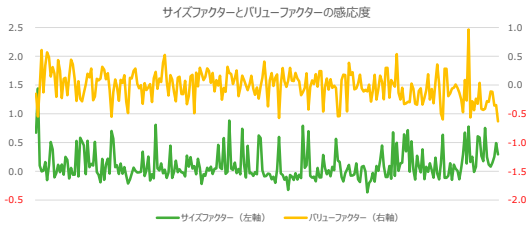
	$RM_t - RF_t$	SMB_t	HML_t
$RM_t - RF_t$	1.00	0.10	-0.21
SMB_t	0.10	1.00	0.02
HML_t	-0.21	0.02	1.00

図表 1-6 に示したアルファ以外の推計結果については以下の通り。以下のグラフでは、図表 1-6 同様に、ファンド毎の推計結果を、アルファの低いファンドから高いファンドの順で左から右に並べている。

まず、決定係数（自由度調整済み）は平均で 0.9 以上あり、モデルの当てはまりはおおむね良好である。ダービン・ワトソン値は 2.0 近傍に分布しており、深刻な系列相関はみとめられない。



サイズファクターに対する感応度を見ると、全体的に小型株傾向がある中、アルファの高い右側のファンドほど、特に小型株傾向（サイズファクターは正の値）が強いことがうかがえる。また、バリューファクターに対する感応度は、アルファの高いファンドでグロース株傾向（バリューファクターは負の値）が強いことが見える。



図表 1-13 の米国株アクティブファンドの分析も、同様に３ファクターモデルの時系列回帰分析による。説明変数は Kenneth R. French Data Library[52]に掲載されている Fama, French (1993)と同じ手法で作成されたデータを用いた。なお、被説明変数が円建ての基準価額の前月比であることから、説明変数にドル円為替レートの前月比も追加している。

[52] <https://mba.tuck.dartmouth.edu/pages/faculty/ken.french/data_library.html>

（別添２）

調査対象の資産運用会社一覧

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
ラッセル・インベストメント株式会社
朝日ライフアセットマネジメント株式会社
アライアンス・バーンスタイン株式会社
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
バインブリッジ・インベストメンツ株式会社
ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社
ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
アセットマネジメントＯｎｅ株式会社
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
しんきんアセットマネジメント投信株式会社
新生インベストメント・マネジメント株式会社
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
アムンディ・ジャパン株式会社
ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
大和アセットマネジメント株式会社
東京海上アセットマネジメント株式会社
日興アセットマネジメント株式会社
ニッセイアセットマネジメント株式会社
岡三アセットマネジメント株式会社
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
野村アセットマネジメント株式会社
ブラックロック・ジャパン株式会社
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
ピクテ投信投資顧問株式会社
キャピタルアセットマネジメント株式会社
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
明治安田アセットマネジメント株式会社
ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
いちよしアセットマネジメント株式会社
ちばぎんアセットマネジメント株式会社
楽天投信投資顧問株式会社
りそなアセットマネジメント株式会社
Global X Japan 株式会社

（別添３）

ディスクレーマー

図表 1-6、1-7、1-8、3-24、3-25 及び 3-26 に使用した Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権及びその他一切の権利は野村證券株式会社及び Frank Russell Company に帰属します。なお、野村證券株式会社及び Frank Russell Company は、対象指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性及び適合性を保証するものではなく、対象指数を用いて行われる金融庁の活動に関し一切責任を負いません。

令和4年6月 30 日
金　融　庁

投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について

1．はじめに

金融庁は、国民の安定的な資産形成の実現に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」[1]（以下、「原則」という。）を提示し、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を期待している。

「原則」は、金融事業者に対して、「顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保に繋げていくことを目指す」ことを求めている[2]。これを受け、金融庁は、販売会社が、顧客本位の実現に向けて、自ら主体的に創意工夫を発揮しているか否か、顧客本位と整合的ではない業務運営を行っていないかといった観点から、対話やモニタリングを行っている。

令和2事務年度までのモニタリング等を通じて、積立投資信託の保有顧客数の増加や、販売時収益中心の業績評価体系の見直しなど、顧客本位の実現に向けた様々な創意工夫が見受けられた。一方、顧客が金融事業者の創意工夫を必ずしも認識していないことや、販売会社における預り資産残高が全体として横ばいとなっているなど、「貯蓄から資産形成」が具体的な成果として十分に表れていない面も見受けられた。

こうした認識を踏まえ、令和3事務年度は、昨年のレポートで掲げた以下の4つのテーマを中心に、販売会社の本部と対話を行うとともに、営業現場での取組内容の把握にも努めた。[3]

１点目は、顧客本位の業務運営と業務の持続性を両立させるためのビジネスモデルや経営戦略の検討と実施の状況である。一定の金融リテラシー等を有する顧客層をターゲットした金融事業者が相応の顧客を獲得し[4]、顧客による選択のメカニズムは実現し始めている。こうした中、対面の販売会社、特に預金取扱機関は、自らの強みを活かす経営戦略の実現が求められる。そのためには、以下の2～4点目を含め経営戦略を具体的な提案・販売手法に落とし込んで実践し、定期的に実践結果を検証し、改善を行うサイクル（いわゆる PDCA サイクル）の実現が望まれるが、引き続き、経営課題として取り組む点に改善余地のある金融事業者が多いと見受けられる（以下、2. 参照）。

[1] 原則は次の URL 参照：https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/02.pdf
[2] 「原則」２注記参照。
[3] 令和３事務年度は、主要行等 10 行、地域銀行 26 行、証券会社 12 社（大手・準大手証券会社４社と銀行系証券会社３社、及びネット系証券会社５社）に対し、アンケート等を行った。本部・支店ヒアリングに関しては、上記の先に加えて、協同組織金融機関やその中央機関等に対しても実施した。
[4] 昨年の本レポートに記載の通り、一定のインターネットリテラシーや投資リテラシーを有する層や資産承継層などにターゲットを明確化の上、顧客ニーズに即して商品・サービスの絞り込みや顧客へのアドバイス機能の強化にて差別化を図り、顧客獲得に奏功している金融事業者も見受けられる。

２点目は、金融事業者が、自らのビジネスモデルや経営戦略を「原則」に沿った取組方針として、顧客にとって有用な形で具体化しているか[5]である。この点は1点目と関連するため、多くの金融事業者で目立った進展はみられていない（以下、4. 参照）。

３点目は、顧客への販売プロセスが実際に取組方針に基づき提供されているかである。この点、販売会社の本部は様々な創意工夫に取り組んでいる事例も少なくなかった。一方で、営業現場への落とし込みに課題があるためか、現場での実践は十分ではない例が多く見受けられた（以下、3. 参照）。加えて、苦情等も踏まえてモニタリングを行ったところ、自らの経営戦略等と必ずしも整合的ではない商品・サービスを多く提供する金融事業者が見受けられた。また、仕組債のように、複雑な商品性を踏まえると、その説明や限定的な顧客ニーズの確認と検証等に改善余地がある先も多く、経営レベルでの検討が必要と考えられる（以下、5. 参照）。

最後の４点目は、顧客本位の業務運営を営業現場で実践する際の動機付けに繋がる業績評価の確立である。販売会社においては、ビジネスモデル等と整合的な業績評価の枠組みについて、引き続き、様々な検討が行われていることを確認した（以下、3. 参照）。

本報告書は、以上のような金融庁の活動の中で把握された実態や、それを踏まえた課題などを分析したものである。こうした分析を通じて、上記の課題を解消するためには、金融庁の情報発信のあり方についても、更なる工夫が求められていると改めて認識している。本報告書が、顧客である国民自身及びサービス提供者である金融事業者など関係者にとって、今後の行動の参考になり、国民の安定した資産形成の一助となることを願う。

２．リスク性金融商品販売等にかかるビジネス概要

多くの金融事業者は、リスク性金融商品販売等にかかる経営戦略やビジネスモデルについて、顧客の「最善の利益」を実現しつつ、自らの安定した収益の確保に繋げるため、顧客セグメントを意識した検討や対応を進めている。しかし、その実践には課題も見受けられる。他方、積立投資信託の活用などが進んでいるものの、「貯蓄から資産形成」に関して、マクロ統計からは大きな変化は生じていない。このため、ミクロ・マクロの両面から、経営戦略の一層の進展が期待される。

[5] 令和２年８月「金融審議会　市場ワーキング・グループ」報告書も、取組方針等の改善余地を指摘している。（URL：https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20200805/houkoku.pdf）

（１）経営戦略・ビジネスモデルの転換等に向けた取組みと実績

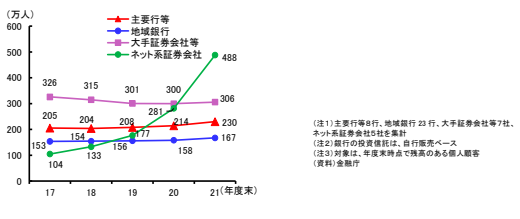
販売会社におけるリスク性金融商品販売に係る経営戦略等の実現に向けた工夫として以下のような試みがみられる。こうした中、一定の金融リテラシーを有する顧客層をターゲットにした販売会社が顧客基盤を拡大する一方、顧客アプローチの明確化が遅れている対面の販売会社が投資信託の保有顧客獲得などの面で劣後するなどバラツキが広がっている。これは、顧客による金融機関の選択のメカニズムが働いた結果とも認められる。

① 顧客セグメントに基づくアプローチの差別化

大手銀行グループや大手証券会社の多くは、富裕層取引に人員などの経営資源を配分する動きを強化しつつ、資産承継に関するコンサルティングなどアドバイス内容の拡充を模索している。その際、店舗戦略の見直しに加え、オンライン面談の活用や電話によるアプローチを通じてアドバイス対象先の拡大を試みているほか、顧客セグメントごとの専門営業員の配置によりアドバイス機能の強化を図るなど、対面取引のメリットの深化に取り組む先も増えている。

他方、資産形成層への対応は、大手銀行グループを中心にアプリや電話によるアプローチに重点を置き、より効率的な顧客開拓や、取引コスト低減を企図する動きがみられる。また、ネット系証券会社は、（後述する通り）低コストのインデックス投信の積立に関する若年層のニーズなども取り込んで、投資信託の保有顧客数を顕著に増加させている（図表1）。

図表1　投資信託の保有顧客数の推移

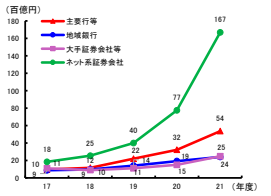


（注1）主要行等8行、地域銀行 23 行、大手証券会社等7社、ネット系証券会社5社を集計
（注2）銀行の投資信託は、自行販売ベース
（注3）対象は、年度末時点で残高のある個人顧客
（資料）金融庁

さらに、ネット系証券会社は、積立投資信託販売額の推移をみても、他の業態を上回る急激な増加傾向にある（図表2）。また、投資信託の販売額に占める積立投資信託販売額の割合の推移をみても、他業態比高くなっている（図表3）。（後述する）利用者の年齢層をみても、積立投資信託の主な販売先となる資産形成層が、ネット系証券会社を広く選好していることがうか

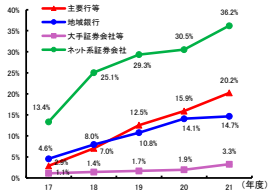
がえる。こうした中、各種手数料の引き下げや、一部無料化等にみられる低コスト化を通じた顧客獲得競争は厳しさを増している。

図表2 積立投資信託販売額の推移



（注1）有効回答が得られた主要行等7行、地域銀行 22 行、大手証券会社等7社、ネット系証券会社5社を集計
（注2）年間の積立金額は「（当年度9月の積立金額＋同3月の積立金額）×6」で算出
（資料）金融庁

図表3 投資信託の販売額に占める積立投資信託販売額の割合の推移



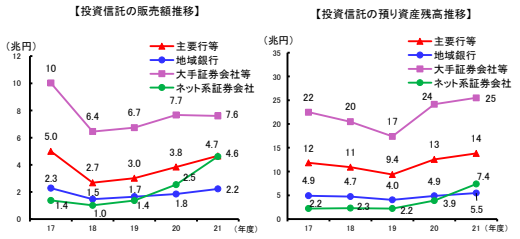
（注1）有効回答が得られた主要行等7行、地域銀行 22 行、大手証券会社等7社、ネット系証券会社5社を集計
（注2）年間の積立金額は「（当年度9月の積立金額＋同3月の積立金額）×6」で算出
（注3）銀行は自行販売ベース
（資料）金融庁

上記のとおり、販売会社は、顧客セグメントに基づきアプローチを変化させており、今後、情報提供面の工夫など顧客利便性の向上を通じた一段の差別化が競争戦略上、必要と考えられる（図表4）[6]。この点、一部の地域金融機関はアドバイス強化の観点から、（富裕層のみならず、）資産形成層も含めて、①土日営業や商業施設内の相談窓口の設置や、住宅ローンや非金融を含む幅広い課題への対応を通じて顧客との接点を拡大するとともに、②ネット系証券会

[6] 例えば、ネット系証券会社では、（後述3(2)で指摘している）インデックスファンドにおける一物多価に関して、顧客の利便性を高める仕組みの充実が一層求められる。

社や大手証券会社と連携し、顧客に提供する商品ラインアップの充実、販売ノウハウの吸収などを試みており、その成果が期待される。

図表4 投資信託の販売額及び預り資産残高推移



（注1）有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行 24 行、大手証券会社等7社、ネット系証券会社5社を集計
（注2）銀行は、自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
（資料）金融庁

（注1）有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行 21 行、大手証券会社等7社、ネット系証券会社5社を集計
（注2）銀行は、自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
（資料）金融庁

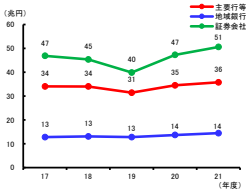
② 販売（フロー）から残高（ストック）重視への転換の動き

金融事業者の経営計画等をみると、長期分散投資の推進を通じた顧客の資産形成に対する貢献を基本的な方針として掲げる先が増えている。また、この方針に従って、販売からの収益（フロー収益）ではなく、残高からの収益（ストック収益）を重視する方向性がみられる。

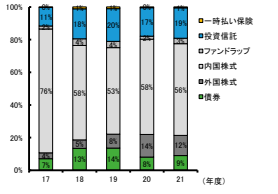
特に、証券会社において、ストック収益の獲得を目指す動きが顕著であり、ファンドラップや投資信託の預り資産残高確保の方針を掲げ、ビジネスモデルの転換を進めており、主要な証券会社におけるリスク性金融商品の預り資産残高も増加傾向にある（図表5）。また、購入時手数料を徴収せず、預り資産残高に応じて手数料を徴収する新しい体系を導入する動きがみられる。

ただし、株式、特に外国株式の販売割合は、引き続き、相応の規模にあり（図表6）、その中には短期売買に基づくものもあると推察されるなど、ストック収益を主とする持続可能なビジネスモデルと整合的な販売態勢の構築にあたっては、検証すべき課題もあると見受けられる。

図表5 リスク性金融商品の預り資産残高の推移



図表6 株式及びリスク性金融商品の販売額の推移

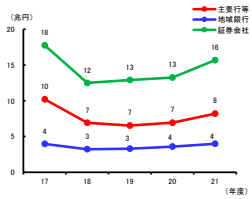


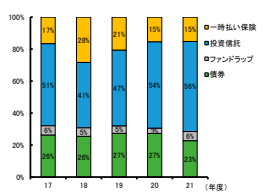
（注1）有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行 19 行、証券会社6社を集計
（注2）銀行は自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
（注3）リスク性金融商品とは、一時払い保険、投資信託、ファンドラップ、債券を対象としている
（資料）金融庁

（注）有効回答が得られた証券会社6社を集計
（資料）金融庁

銀行でも、ストック重視を掲げる先は多いが、必ずしも預り資産残高は増えていない。また、ストック収益の中心となると考えられる投資信託は、リスク性金融商品販売額に占める割合は増加しつつも、販売額全体は横ばい圏内である（図表7）。この点、経営計画等を見ても、①長期的にストック収益に貢献しない商品販売が中心となっているもの、②相当な解約の発生を想定しているもの、など長期投資の実践と相反するものも多い。ストック重視の方向性と整合的な計画を立て、当該計画の実現に向けた取組みの充実と営業現場への浸透が一段と求められる。

図表7 リスク性金融商品全体の販売額推移及び銀行における販売額内訳



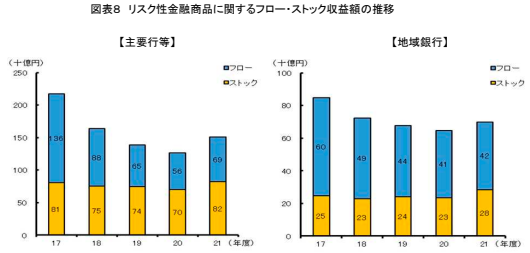


（注1）有効回答が得られた主要行等 8 行、地域銀行 24 行、証券会社6社を集計
（注2）銀行は自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
（注3）リスク性金融商品とは、一時払い保険、投資信託、ファンドラップ、債券を対象としている。
（資料）金融庁

（注1）有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行 24 行を集計
（注2）自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
（資料）金融庁

実際、リスク性金融商品残高の増加を通じたストック収益の確保は十分に実現していない。例えば、主要行等におけるリスク性金融商品に関するストックとフローの収益状況[7]を直近5年間で見ると、直近は増加しているものの趨勢的か否かは現段階では判断しがたい。一方、地域銀行ではフロー収益が過半数を占めるなど、フローからストック重視への転換に課題があることを示唆している（図表8）。

図表8 リスク性金融商品に関するフロー・ストック収益額の推移



（注1）有効回答が得られた主要行等7行、地域銀行 14 行を集計
（注2）自行販売及び仲介販売の合算ベース
（注3）ストックは投資信託及びファンドラップの信託報酬等、フローは投資信託等の販売手数料
（資料）金融庁

③ 同一グループ内における銀行と証券会社との連携の進展について

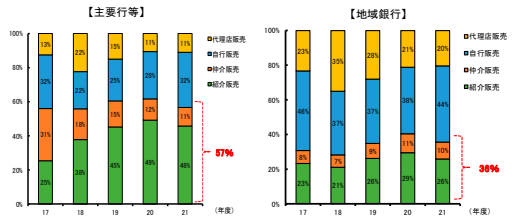
大手銀行グループや地域金融機関は、顧客の総資産等を踏まえたセグメントに沿ってグループ内の銀行と証券会社との連携を強化している。さらに、地域金融機関において、大手証券会社やネット系証券会社と抜本的な業務提携を結ぶ動きも広がっている。こうした提携の中には、両者でシステムや事務処理を統合し、銀行顧客の証券口座を証券会社へ移管した上で、銀行が仲介販売を行うことによって、自前主義からの脱却を目指すものもある。こうした取組みが、販売会社のコスト削減にとどまらず、顧客の最善の利益の確保に繋げるためには、（3.（5）で示す通り）管理検証態勢の強化などが望まれる。

この間、グループ内に証券会社を保有する銀行のチャネル別の販売動向を見ると、証券会社と提携した仲介・紹介販売[8]が、主要行等で 57%、地域銀行で 36%となっている（図表9）。

[7] ここでは、主要な金融機関からモニタリングで徴求した計数を用いて、一時払い保険の販売手数料以外の手数料、投資信託及びファンドラップの信託報酬、ファンドラップの一任報酬を集計し、これらをストック収益として分類している。

[8] 仲介販売とは、自行（社）の顧客が他行（社）に証券口座を作成し、自行（社）の担当者が他行

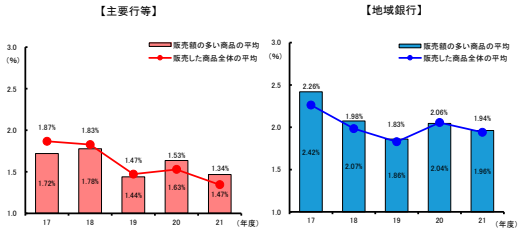
図表9　販売チャネル別のリスク性金融商品販売額の推移



(注1)有効回答が得られたグループ証券を有する(2022.3 現在)主要行等6行、地域銀行 15 行を集計
(注2)代理店販売は一時払い保険、自行販売は投資信託及びファンドラップ、仲介販売・紹介販売は投資信託及び債券を集計
(資料)金融庁

一方、投資信託の販売手数料率については、業態別に相違がある(図表 10)。こうした相違については、顧客基盤や営業戦略の相違を反映しており、一概に評価はできない。一方で、銀証連携に伴って販売手数料率に変化が生じる可能性があり、その原因の検証を踏まえた対策が求められる。

図表 10　販売チャネル別の販売手数料率推移

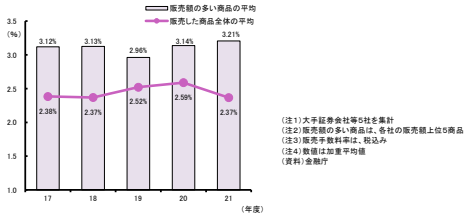


(注1)主要行等9行を集計
(注2)販売した商品全体は、自行販売、仲介販売の合算ベース
(注3)販売額の多い商品は、各行の自行販売額上位5商品
(注4)販売手数料率は、税込み
(注5)数値は加重平均値
(資料)金融庁

(注1)地域銀行 14 行を集計
(注2)販売した商品全体は、自行販売、仲介販売の合算ベース
(注3)販売額の多い商品は、各行の販売額上位5商品
(注4)販売手数料率は、税込み
(注5)数値は加重平均値
(資料)金融庁

(社)の商品を仲介して販売した取引をいい、紹介販売とは、自行(社)の顧客を他行(社)に紹介し、顧客が他行(社)に証券口座を作成し、他行(社)の担当者が販売した取引と分類している。

【大手証券会社等】



(注1)大手証券会社等5社を集計
(注2)販売額の多い商品は、各社の販売額上位5商品
(注3)販売手数料率は、税込み
(注4)数値は加重平均値
(資料)金融庁

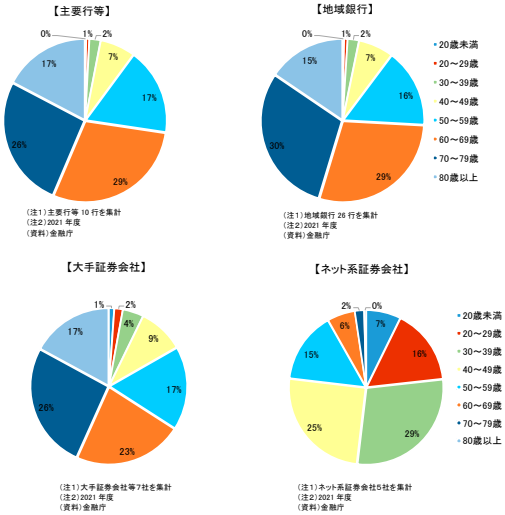
(2)経営戦略等の転換の背景

上記(1)のような経営戦略等の転換に関しては、定量分析から次のような背景がうかがえる。

① 異なる戦略に伴う顧客獲得の相違

業態別に顧客年代別の投資信託保有顧客数の割合をみると、ネット系証券会社は若年層の割合が圧倒的に高いのに対し、他業態では中高齢者層の割合が高い(図表 11)。モニタリングにおいても、ネット系証券会社が若年層を中心に新規顧客を獲得する一方で、それ以外の販売会社は既存の預金顧客を通じて、投資信託の顧客の拡大を企図していることが確認されている。

図表 11　年代別投資信託保有顧客数の割合



(注1)主要行等 10 行を集計
(注2)2021 年度
(資料)金融庁

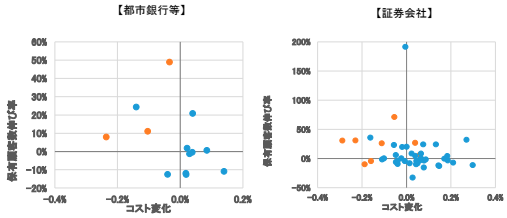
(注1)地域銀行 26 行を集計
(注2)2021 年度
(資料)金融庁

(注1)大手証券会社等7社を集計
(注2)2021 年度
(資料)金融庁

(注1)ネット系証券会社5社を集計
(注2)2021 年度
(資料)金融庁

また、投資信託にかかる共通 KPI と保有顧客数の関係をみると、低コストを実現している先ほど顧客数を増加させている傾向が見られる(図表 12)。ネット系証券会社などが、低コストで高パフォーマンスを提供することを通じて、一段と顧客を獲得してコスト切り下げを実現していることが示唆され、若年層の利用が増えているネット系証券会社以外の業態は、顧客基盤が徐々に縮小しているとも解釈できる。

図表 12　保有顧客の伸び率と投資信託のコストの関係



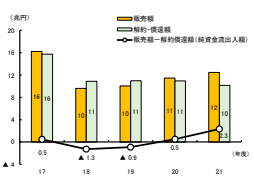
(注1)計数は共通 KPI に関する有効な報告(2021 年 9 月返報告)をもとに金融庁にて作成。
(注2)都市銀行等は 13 行、証券会社は 46 社を集計。
(注3)投資信託は共通 KPI の定義による各社残高 20 銘柄が対象。
(注4)2019 年 3 月期末から 2021 年 3 月期末までの 2 年間の各社の投資信託保有顧客数の伸びと投資信託のコストの変化をプロット。
(注5)2019 年 3 月期に①コストの絶対値が業態内の平均以下、②上位 20 銘柄のリスク・リターン比率(リターン÷リスクの単純平均)が業態内の平均以上、と①及び②両方の条件を満たしていた先をオレンジ、それ以外をブルーで表している。
(資料)金融庁

② 投資信託の解約・償還の高止まり

ストック重視が実現できていない背景の1つに、解約・償還額が販売額とほぼ同水準なことがある(図表 13)。直近5年間の主要な販売会社の資金流出入の推移を総じて見ると、投資信託では一部の年度で資金流出が発生している。個別行のモニタリングでも、投資信託の解約が販売と同じ水準で発生している先は多く、提案やフォローアップが長期の資産形成と整合的に行われているかを検証する必要性を示唆している。一方、ファンドラップについては、相対的に資金流入が継続しているが、コストに見合ったリターンを上げていないものも多くみられるなど、(5.(2)で)後述する課題を解消することが求められる。

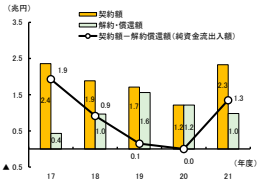
図表 13 投資信託の販売（契約）額と解約・償還の動向

【投資信託】



（注１）有効回答が得られた主要行等９行、地域銀行 24 行、大手証券会社等７社を集計
（注２）銀行は自行・仲介販売ベース
（資料）金融庁

【ファンドラップ】



（注）ファンドラップを取り扱っている主要行等５行、地域銀行 11 行、大手証券会社等７社を集計
（資料）金融庁

3．販売会社の販売戦略・態勢整備及び課題について

多くの販売会社は（上記2．で整理した）経営戦略等を踏まえて、長期投資や資産全体に対する分散の最適化を目指すとしている。そのために、以下のプロセスごとに各種のツールを導入して創意工夫を凝らしている。一方で、顧客の総資産の把握が困難であることや営業現場への落とし込みが不十分であるためか、導入した提案ツール等が十分に活用されていないなどの課題もみられる。

（1）顧客の意向確認と提案プロセス

主要な販売会社の本部は、提案当初から特定商品を推奨する営業スタイルを見直す観点から、顧客の保有資産や顧客属性に沿った資産運用ニーズを可視化するツールやリスク許容度を把握するためのツールの導入を推進している。一方で、営業現場における具体的な提案段階になると、保有資産を目的別に区分した上で[9]、区分ごとに商品を提案するといった例が多く、全体として最適なポートフォリオを提案する行動には必ずしも繋がっていない。

具体的には、多くの販売会社においては、長期分散投資に向けた提案を実践するためのツールの導入を進めている。典型的には、分散投資の標準となるモデルポートフォリオや、顧客の将来的なゴールを実現するための運用シミュレーションを含むライフプランシミュレーション

[9] こうした用途区分（つかう、そなえる、のこす、ふやすといった「お金の色分け」）に基づく提案が資産全体の最適化に結び付いていない例も多く見受けられた。

機能などを備えたツールである。こうしたツールを活用して独自のモデルポートフォリオ提案を行うなど、営業員の営業スタイルが変化しつつあると見受けられる販売会社もあった[10]。また、顧客属性のうちリスク許容度については、顧客カードを通じて商品単体で合致しているか判断するのではなく、ツールを用いてポートフォリオ全体に対して判断する先もある。

しかしながら、現場では、導入したツールが十分に活用されておらず、資産全体を最適化する意識が十分に定着していない例も多く見受けられる。特に、本部が安定的な長期投資と市場環境を踏まえた利殖を狙う投資と区分した運用（いわゆるコア・サテライト戦略）を標榜する先の中には、短期間の利殖を狙い、一定の利益が生じたら売却することを前提とした取引が大宗を占める状況も見受けられた[11]。また、ポートフォリオ全体のリスク許容度の把握ツールについても、参考程度にとどまる扱いとなっていることなどもあって、ポートフォリオ全体ではなく、商品単体のリスクとの関係を判断するのに用いられる場合がほとんどである。

（2）商品選定プロセス

顧客に対して、最適な商品を提供するためには、①営業現場が、顧客ごとにふさわしい商品を選定するためのプロセスや仕組みを定め、当該プロセスに沿って最適な商品を提案することが求められる。さらに、その前提として、②本部が、顧客基盤に照らして商品を選択する仕組みを整備した上で、当該仕組みに沿った商品ラインアップを整備する必要がある。その際、③同じチャネルで販売される同一インデックス投信で異なる手数料のものが併存しているケース(いわゆる一物多価の状況)への対応も重要である。

まず、①営業現場での商品選定のプロセスについては、取扱銘柄の中から厳選したものをリスト化するなどの工夫に加えて、重要情報シートの活用を通じた商品比較の取組みが広がっている。加えて、一部の販売会社では、多数の商品から個別顧客の資産分散に適した商品選定を容易にすることを目指すとして、店頭の提案銘柄を絞り込む動きがある。しかしながら、実際の絞り込み結果をみると、アセットクラスごとの運用実績などの検証以上に、過去の販売上位銘柄を優先する動きや系列資産運用会社の銘柄を優先するような動きが散見される。営業現場の知識やノウハウが不十分なことが影響していないかといった観点も含めて、改善を図ることも検討する必要があると考えられる。

一方、②本部による商品ラインアップの整備については、具体的な対応に引き続きバラツキが見られた。営業現場からの要望や他社における売れ筋を意識する動きが一般的であったが、商品のトラックレコードや資産運用会社の運用方針の確認に加えて、同一資産クラスの類似商

[10] この販売会社においては、店頭販売の７割以上が当該ツールを活用した提案となっている中、投資信託の解約率が大きく低下するなど、顧客の行動にも変化が生じている可能性がある。
[11] こうしたコア・サテライト提案が顧客の資産全体の最適化に資するものか検討の余地があるとみられる販売会社が多く見受けられた。

品間の比較検討や将来のパフォーマンス見込みの検証等の取組みが確認された。その際、可能な限り多くの投資信託について分析を行い、資産クラスごとにランク付けを行う先も見受けられた。一方、販売会社においては、取扱商品のネガティブチェックにとどまらず、自らの顧客基盤に照らした最善な商品群を整備することが期待される。反面で、過去のパフォーマンスが類似銘柄の平均を下回っていないことを条件に選定するケースやトラックレコードが短いまたは全くない銘柄について、資産運用会社によるシミュレーションや類似商品の運用実績をもとに、短期間で不特定多数に大量に販売しているケースも見受けられた（図表 14）。加えて、一部の販売会社では、他社での売れ筋商品であることを選定理由に挙げるといった、顧客にふさわしい商品を選定するという観点で取り組まれているか疑わしい動きも、同時に確認された。

図表 14 投資信託の販売上位銘柄におけるトラックレコード期間

	順位	投資信託種類	トラックレコード期間（年）
2021年度	1	米国株式①	7.5年
	2	世界株式①	0.9年
	3	米国株式②	15.9年
	4	世界株式②	2.5年
	5	米国株式③	22.4年
	6	米国株式④	7.5年
	7	バランス①	9.4年
	8	世界債券	2.4年
	9	世界株式③	0.3年
	10	世界株式④	1.0年

	順位	投資信託種類	トラックレコード期間（年）※
2020年度	1	世界株式⑤	0.7年
	2	世界株式⑥	0.7年
	3	米国株式①	6.5年
	4	米国株式③	21.4年
	5	世界株式⑦	1.8年
	6	バランス①	8.4年
	7	米国株式④	6.5年
	8	世界株式⑧	3.3年
	9	世界株式⑨	3.7年
	10	米国株式⑤	1.4年

（注１）各年度（４月～３月）のアクティブ投信の販売額上位。
（注２）トラックレコード５年未満銘柄をハイライト。
（注３）トラックレコード期間は各年度末時点。
（注４）投資信託種類で同じ番号のものは、同一銘柄を示す。
（資料）QUICK の資料を用いて金融庁作成

なお、ESG や SDGsへの社会的関心の高まりもあって、売れ筋上位に ESG 関連公募投資信託（以下、「ESG 投信」）がランクインしている（図表 15）。ESG 投信は、（上記で指摘した）トラックレコードが短いことを踏まえた検証に加えて、本当に、その銘柄が ESG 投資かを販売会社で確認の上、イメージ先行の提案とならないよう留意する必要がある。

図表 15 販売額の多い投資信託における ESG 投信の割合

	主要行等（10行）	地域銀行（26行）	証券会社
販売上位運用残高数（A）	50	130	35
ESG,SDGs関連銘柄数（B）	5	20	5
販売上に占めるESG,SDGs銘柄比率（B）/（A）	10%	15%	14%

（注１）主要行等 10 行、地域銀行 26 行、大手証券会社等７社を集計
（注２）自行・自社販売ベース
（注３）販売額の多い公募投資信託は、各金融機関の販売額上位５商品
（注４）図表中の数字は、各金融機関の販売額上位５商品における ESG 投信の本数割合
（資料）金融庁

こうした中、③同じ販売チャネルで販売される同一インデックス投信で異なる手数料のものを併売しているケース（いわゆる一物多価）[12]について対応の動きが見受けられる。同一の指標に連動するインデックス投信を比較すると、その運用パフォーマンスの優劣については、基本的に投資信託のコスト（手数料＋信託報酬）の差に依存する。こうした中、系列資産運用会社と共同で一物多価を解消する動きもみられる。仮に同一インデックス投信が併存する場合には、顧客の選択に資するよう、自らのホームページ上の検索機能を充実させることなど、対面・ネットなどのチャネル別に手数料が異なる状況を示すことも重要と考えられる。販売会社単独でも、顧客が最善の選択ができるように、情報提供のあり方についての検討が望まれる。

（3） フォローアップ

長期分散投資を実現するためには、定期的に顧客の属性の変化を確認するとともに、保有資産の状況を踏まえながら、ポートフォリオの最適化のための提案を行うこと(フォローアップ)が有効と考えられる[13]。フォローアップの有効性に言及する販売会社は多く、中には現場での実践を定式化した上で、社内に徹底するところも増えているが、フォローアップを実施する趣旨を再確認することが必要なケースも見受けられる。

フォローアップでは、その後の資産状況の変化に加えて、顧客の意向等に特段の事情変更がないかを確認する必要がある。しかしながら、多くの販売会社の対応は、預り資産の状況等の定期的な報告のほか、相場急変時の市況等の情報提供に止まっている。また、営業現場へのヒアリングでは、営業職員の中には、顧客へのフォローアップが（いわゆる）利益確定売りとして解約につながることを懸念する者がいることも確認された。属性の変更がないにも関わらず、解約される要因の一つとして、最初の提案が長期投資ではなく、（比較的短期の）値上がり益の獲得が主眼だった可能性がある。仮に、そうした提案であったとすると、フォローアップは、

[12] 一物多価の問題は次の資料 37 頁参照。令和４年５月 27 日金融庁『資産運用業高度化プログレスレポート 2022』<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220527/20220527_1.pdf>
（以下、「プログレスレポート」という。）
[13] 令和２年の原則改訂でアフターフォローについて追記されている（原則６（注１）参照）。

保有資産のその時点での損益報告(儲かっているか否か)のみに焦点が当たるため、結果として、利益確定売りにつながっている可能性がある。フォローアップを通じて、提案内容の適切性を振り返ることも必要と考えられる。

また、顧客資産全体に対しての提案を目指す場合には、フォローアップの対象範囲や方法に関して改善の余地があるケースも見受けられる。他社・他行資産を含めた総資産に対する提案を志向するならば、本来、投資信託、ファンドラップ、貯蓄性保険、グループ証券会社での取引など資産全体へのフォローアップが必要である。しかしながら、顧客の運用ポートフォリオに貯蓄性保険を組み入れていない事例、グループ証券会社への(法令に沿った)紹介後の取引を十分に把握せず、顧客資産全体のフォローアップには関心が薄い事例もみられた。

(4) 業績評価について

業績評価は、営業現場に対する動機付けに大きく影響を与え得るものであり、顧客本位の業務運営を実践する上で重要なポイントの1つと考えられる。[14]一方で、最適な業績評価は各社の置かれている状況によって異なるとも考えられ、ここ数年、より良い評価体系の構築に向けて試行錯誤が続いている。こうした中、以下のような取組みが見受けられた。

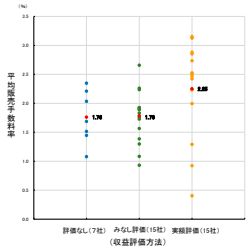
ストック重視を志向する販売会社の中には、預り資産残高(ストック)や顧客基盤の拡大に高い配点を与えて、営業現場に動機付けをしているところがある。特に、一部の主要行等では、収益を全く評価しない体系としている。一方で、ストックや顧客基盤に関する評価のウェイトが収益に関する評価と比べて低いなど、自社の志向する経営戦略・ビジネスモデルと不整合な評価体系となっている事例についても、引き続き、多く見受けられた。

なお、収益評価方法は、投資信託の販売動向に影響を及ぼし得ることを検証するため分析を行ったところ、収益評価方法が平均販売手数料率に少なからず影響している可能性がうかがえる(図表 16)。具体的には、収益評価方法を「評価なし」、「実額評価」及び「みなし収益率による評価(以下、「みなし評価」という。)」に区分した上で、収益評価方法別に投資信託の平均販売手数料率を整理すると、(販売会社ごとにバラツキがあるものの、)各収益評価方法における平均値を見ると、実額評価を採用している先が最も高い平均販売手数料率となっている[15]。

[14] 原則7でも、報酬・業績評価体系の重要性を指摘している。

[15] 「評価なし」はフロー収益を業績評価上プラスに評価しない、「実額評価」はフロー収益の実額を用いる、「みなし評価」は実際のフロー収益率に代えて、管理会計上、設定した収益率に基づき業績評価を行うものである。モニタリングでは、販売会社において、投資信託や一時払い保険等の商品カテゴリー別に「みなし収益率」を設定する取組みのほか、プロダクトニュートラルな業績評価の実現を企図して、全てのリスク性金融商品に一律の「みなし収益率」を設定する取組みも確認された。

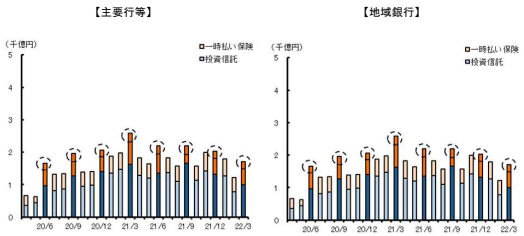
図表 16　収益評価方法別の投資信託の平均販売手数料率



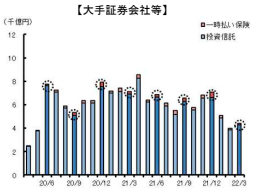
(注1)有効回答が得られた主要行等 10 行、地域銀行 20 行、大手証券会社等7社を集計
(注2)2021 年度の計数及び収益評価方法を基に集計
(注3)銀行は、自行販売及び仲介販売の合算ベース
(注4)図表中の数字は、各収益評価方法の平均販売手数料率の平均値
(資料)金融庁

また、主要な販売会社における月別のリスク性金融商品の販売額を見ると、(評価期間の期末である)四半期末の販売額が同じ四半期の他の月と比べて高い傾向にある(図表 17)。販売額は様々な要因から影響を受けるものの、販売会社には、営業現場において業績評価を意識した行動が生じている可能性を認識し、これに留意することが必要と考えられる。

図表 17　月別のリスク性金融商品販売額



(注1)主要行等9行、地域銀行 15 行を集計
(注2)20 年4月から 22 年3月までの 24 か月間の、一時払い保険及び投資信託の合計販売額の推移
(資料)金融庁



(注1)大手証券会社等5社を集計
(注2)20 年4月から 22 年3月までの 24 か月間の、一時払い保険及び投資信託の合計販売額の推移
(資料)金融庁

(5) 管理検証態勢について

顧客本位の業務運営を実践する上では、自社の取組みが顧客の最善の利益に繋がっているかを、事後的に検証し改善する態勢(いわゆるPDCAサイクル)の構築が重要と考えられる。しかしながら、自社の取組み全体を顧客本位の業務運営の観点から包括的に事後検証し、それを取組みの改善に繋げている具体的な事例はほとんど確認されなかった。

まず、様々な指標を用いて、どの段階で経営戦略等が実現できていないかを把握し、必要に応じて改善策を講じる必要があると考えられる。例えば、長期分散投資による資産形成を目指す場合、①営業員による提案ツール活用や顧客の全資産把握の実践状況は、ツール等の活用率、②顧客の長期投資の実践状況は、投資信託の平均保有期間と解約率、③顧客の資産形成状況は、顧客別の運用損益を通じて検証することが考えられる。しかしながら、モニタリングにおいて、こうした検証を通じたサイクルを意識的に実現している事例は確認されなかった。

次に、特定の商品カテゴリーあるいは特定銘柄への販売偏重の検証についても改善余地がある。具体的には、個別取引に関するコンプライアンス面を中心とした事後検証は行われているものの、営業現場における提案が事実上のプロダクトプッシュになっていないか、現状の販売動向が販売前に想定した対象顧客層や販売額と乖離していないかといった観点からの多角的な検証は(十分に)行われていない。

また、銀証連携についても、顧客本位の実現に資するかという観点から検証することは重要と考えられる。上述のとおり(2(2)参照)、総資産等に応じた顧客セグメント分けを踏まえて、銀証グループ一体で顧客に商品提案する販売会社は多い。しかしながら、一部の金融機関グループでは、銀行からの紹介顧客に対し、仕組債など長期投資に適さない商品を大量に販売している事例も見受けられた。銀証連携における顧客本位の業務運営の実現のためには、顧客セグメントに基づく役割分担にとどまらず、リスク性金融商品販売に関する様々なプロセスや業績評価の考え方を共有し、顧客に対し一貫性のある対応を行うことが重要と考えられ、更なる工夫の余地があると考えられる。

4. 取組みの「見える化」や情報発信等の現状と課題

金融庁は、(冒頭でも触れたとおり、)より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を期待している。その前提の1つとして、金融事業者(販売会社)が採用している(上記2. で整理した)経営戦略等と(上記3. で示した)経営戦略等に沿った様々な創意工夫が顧客に伝わる必要がある。このため、販売会社は、そうした創意工夫を取組方針等において「見える化」することが求められるが、主な販売会社の取組方針等を金融庁が分析したところ、具体性に欠けるものが多く、課題が多いと言わざるを得ない。

(1) 「金融審議会 市場ワーキング・グループ」報告書を踏まえた金融庁の対応

金融庁は、これまで「原則」を採択した金融事業者に対して、取組方針や取組成果(自主的な KPI や共通 KPI[16])の公表を求めてきた。さらに、「原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者について、事業者名や公表状況を、金融庁ウェブサイト上で公表するなど、「見える化」を促進してきた。

こうした中、令和2年8月、「金融審議会 市場ワーキング・グループ」報告書では、取組方針として「原則」の文言を若干変えた程度の内容を策定・公表している事業者が散見されるほか、各原則の中で実施しない項目があるにも関わらず、その理由や代替策の説明はほとんどなされていないといった課題が指摘されている。そのうえで、「原則」の具体的内容の充実(「重要情報シート」[17]の導入等)や、「原則」の一層の浸透・定着に向けた顧客本位の業務運営の取組みの「見える化」について提言がなされている。

同報告書では、取組みの「見える化」に関しては、金融事業者と金融庁に対し、それぞれ次のような具体的提言がされている。まず、金融事業者に対しては、「原則」を採択する場合には、原則2～7(これらに付された(注)を含む。以下同じ)に示されている内容ごとに、実施する場合には、その対応方針を、実施しない場合には、その理由や代替策を、自らの取組方針に分かりやすい表現で盛り込むことを求めている。そのうえで、取組方針及びこれに係る取組状況を公表する際には、原則2～7に示された項目ごとに実施の有無を検証し、その内容が分かるように明示することが望ましいとしている。一方、金融庁に対しては、「原則」の採択事業者のリスト(以下、「金融事業者リスト」という。)を公表する際には、各金融事業者の「原則」の取組方針やこれに係る取組状況を項目ごとに比較できるようにすることが適当であるとしているほか、

[16] 自主的な KPI とは、金融事業者独自の定量的な指標を指す。また、共通 KPI とは、「投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI」(https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180629-3/01.pdf)を指す。さらに、令和4年1月、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI」(https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220118/01.pdf)も公表した。

[17] 「各業法の枠を超えて多様な商品を比較することが容易となるように配意した「重要情報シート」が積極的に用いられることが望ましい」とされた。

金融事業者による好事例と不芳事例を比較分析し、ホームページなどを積極的に活用して、顧客にとって分かりやすい情報発信を行うことを求めている。

これを受け、金融庁は、令和3年4月 12 日、以下の取組みを公表した。

① 金融庁への報告

「原則」の公表以降、金融庁は、「原則」を採択し、「金融事業者リスト」へ掲載を希望する金融事業者に対し、取組方針等の公表状況について報告を求めてきたが、報告様式を拡充のうえ、取組方針と原則2～7の対応関係等に関して新たに報告を求めることとした。

② 「金融事業者リスト」公表の考え方

「金融事業者リスト」において、①に基づく金融事業者からの報告内容を確認し、原則2～7に示されている内容ごとに対応した形で取組方針等を明確に示していることが確認できた金融事業者のみ掲載していくことを明らかにした。

こうした方針に基づき、令和3事務年度は、計4回にわたり「金融事業者リスト」を公表した。現時点における「金融事業者リスト」の掲載者数については、以下のとおりとなっている（図表 18）。

図表 18 「金融事業者リスト」の掲載者数（業態別）

都市銀行	地域銀行	協同組織金融機関	保険会社等	金融商品取引業者	合計
35者	108者	284者	487者	250者	1,164者

（注）2022 年 3 月末現在
（資料）金融庁

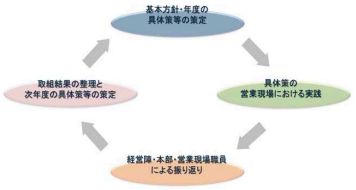
（2） 金融庁による金融事業者の「取組方針」等の好事例の考え方

今般の「見える化」の取組みの目的は、金融事業者が、顧客本位の業務運営を実現していくために、各原則に対して、営業現場の実際の状況を踏まえて、どのような取組みを行っていくかを改めて検討するとともに、その内容を顧客に対して、具体的かつわかりやすく情報発信するよう促すことにある。このため、各金融事業者においては、上記3. で整理したような様々な創意工夫を踏まえ、①顧客が金融事業者を選択するにあたり、わかりやすく有用な情報が示されているか、②「原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、営業員をはじめとする従業員が「原則」を実践するために、どのような行動をとるべきかが具体的に示されているかといった観点から記述内容を検討する必要がある。さらに、この検証を通じて、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を考える契機にすることを求めている。

また、取組方針やその具体策について、①策定、②実践、③振り返り、④次年度の取組みの検討といったサイクル（図表 19）を繰り返す中で、定期的に取組方針の見直しといった対応

も期待される。また、こうしたサイクルを実践するためには、取組方針や取組状況の具体的な記述が必要とも考えられる。

図表 19



こうした考えを踏まえ、金融庁は、好事例の比較分析等のポイントと考えられる事項を整理したものとして、「顧客本位の業務運営の取組方針等に係る金融庁における好事例分析に当たってのポイント」（以下、「ポイント」という。）を公表（令和3年4月 12 日）した。

（3） 金融庁による取組方針等の比較分析と課題

上記のとおり「見える化」では、金融事業者は、自らの顧客本位の業務運営を実現するための取組みを顧客に分かりやすく情報発信できるよう取組方針等について必要な見直しを行うことが期待される。しかしながら、新たな考え方に基づく報告の初年度で時間的制約があったこと、金融庁の問題意識が十分に伝わらなかったこともあったことなどから、期待する見直しを行った金融事業者は必ずしも多くはなかった。このため、「金融事業者リスト」に掲載されている金融事業者の中にも、取組方針の記載内容にオリジナリティがなく、記載上の工夫も認められないなどといった事例も多く見受けられている。これらの先については、取組方針の記述内容等の一層の充実が求められることから、取組状況の検証を通じて、自らの規模や業務特性を踏まえた見直しが行われているか、金融庁としても必要に応じて対話をしていく。

一方、金融庁は、上記ポイントを踏まえ、銀行を中心に取組方針等の記載に係る比較分析を行った。その結果、「原則」の項目によってバラツキがあるものの実態を踏まえて工夫した記述も見受けられた。原則の項目ごとに、分析結果、工夫事例、期待されるレベル感を示すと以下のとおりである。[18]

■ 原則2 「顧客の最善の利益の追求」

[18] この分析対象は、あくまでも、金融事業者における取組方針等の記載振りが中心であって、その取組みの実施状況や成果や業績まで十分に検証したものではない。

原則2を受けて、自らが考える「顧客の最善の利益」について、具体的に記載したうえで、その実現に向けて、取るべき行動や、そぐわない行動を明記するなど工夫した事例が見受けられた。

【事例❶】

A銀行においては、「顧客の最善の利益」について、「目的の実現、時期の到来、いわゆるゴールに向けて資産を守ること。」と明記したうえで、そのための行動として、「顧客のニーズに的確に対応するため資産分散や時間分散の提案など、長期・分散・積立投資を推奨する。」といった行動に整理している。あわせて、短期的投資や乗換投資などといった「顧客の最善の利益」にそぐわないと考える行動を明記している。

一方、自らが考える「顧客の最善の利益」を咀嚼して明記することなく、その他の個別原則に係る対応を策定しているなどといった改善が望まれる事例が多く見受けられた。

「ポイント」では、「「顧客の最善の利益」の実現状況を確認するための指標や、「顧客の最善の利益」を図る企業文化を定着させるための取組みが具体的に示されている。」としている。そのため、自らが考える「顧客の最善の利益」を整理のうえで、その実現に向けた取組みや関連指標を一貫した考え方で示すほか、顧客に対して取るべき行動や、そぐわない行動を明記することなどが望まれる。

■ 原則3 「利益相反の適切な管理」

原則3については、「顧客の利益を不当に害されることがないよう『利益相反管理方針』を定め、適切な管理に努める。」などといったコンプライアンス的かつ抽象的な記載にとどまるなど改善が望まれる事例が多く見受けられた。

「ポイント」における「金融商品の顧客への販売・推奨等の局面を含め、当該利益相反を管理するための対応方針が具体的に示されている。」、「対応方針に基づく利益相反管理の状況を検証し、評価する仕組みが示されている。」等を踏まえて、利益相反に係る管理方針や、利益相反を正確に把握・管理する仕組みを示した上で、その結果を、顧客にわかりやすく示すことが望まれる。

■ 原則4 「手数料等の明確化」

原則4を受けて、一部の金融事業者においては、販売チャネル別の手数料率の違いなど、手数料やその他の費用の体系・設定の考え方を示しているなど工夫した事例が見受けられた。

【事例❷】

B銀行においては、商品やサービスの販売・提供に際して、顧客が負担する手数料やその他費用について、顧客が手数料等を負担するタイミングや体系（直接／間接など）の説明に加えて、手数料やその他の費用が、どのような役務等に対するものであるかなどに関して、顧客にとって、わかりやすいように明記している。

【事例❸】

C銀行においては、金融商品（投資信託や生命保険）に係る手数料等が生じるタイミングや手数料等の対価性に関して、わかりやすく記載しているほか、投資信託については、店頭扱い（対面）とインターネット（非対面）による手数料の差異について、実際の利率を明示するなど具体的に記載している。

一方、多くの金融事業者においては、単に「手数料等については、顧客が理解できるよう丁寧な説明に努める。」などといった抽象的な記載にとどまるなど改善が望まれるものが見受けられた。

「ポイント」は、「取扱いのある金融商品・サービスのうち、顧客に対し、手数料その他の費用の詳細を示しているものが、具体的に示されている。」としており、投資信託や特定保険契約同様に、他の金融商品（仕組債を含む）に係る手数料その他の費用の詳細の開示が望まれる[19]。

■ 原則5 「重要な情報の分かりやすい提供」

原則5を受けて、一部の金融事業者は、「重要な情報」の範囲を記載したうえで、顧客への情報提供の方法や、説明に用いる資料を具体的に示しているなど記述を工夫している。

【事例❹】

D銀行においては、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合において、具体的な金融商品（外貨建一時払保険等）を明記したうえで、これらの金融商品の勧誘販売に際しては、運用対象として比較可能な他の金融商品の諸条件（商品性・リスクとリターン・手数料等）を含めて提案することで、顧客が最も有効な運用方法を判断できるよう情報提供すると明記している。

[19] 仕組債などの複雑な商品では、原則に沿って一層の情報開示が望ましいほか、後述5．が示すとおり、コンプライアンス（コンダクト）・リスクの観点からも自らのリスク評価に基づき開示内容を検討する必要がある。

「ポイント」では、「「重要な情報」として、顧客に提供する内容が具体的に示されている。」、「「重要な情報」の顧客への提供に際し、用いる資料（重要情報シートを含む）や、説明方法（情報の重要性に応じた対応を含む）が具体的に示されている。」としている。このため、「重要な情報」を具体化した上で、顧客の取引経験や金融知識等の程度に応じて、顧客が「重要な情報」を理解できるよう、説明の方法や説明に用いる資料を具体的に記載することが望まれる。

■ 原則6 「顧客にふさわしいサービスの提供」

原則6を受けて、金融商品の販売・推奨に際して、営業現場において顧客に関する把握すべき情報や当該情報を踏まえた提案方法等に関して、具体的な提案ツールの画面を記載する事例などは多く見受けられた。また、改訂された「原則」にフォローアップに係る規定が盛り込まれたことを受けて、フォローアップの実施状況について工夫して示す事例も見受けられた[20]。

【事例❺】

Ｅ銀行においては、金融商品・サービスの販売後におけるフォローアップについて、フォローアップの実施基準を示したうえで、定期的なフォローアップや相場変動時におけるフォローアップの実施状況などを具体的に示している。
また、高齢顧客との金融商品取引に係る対応状況などについて、取組方針に基づく取組みを記載している。

【事例❻】

Ｆ銀行においては、金融商品・サービスの販売後におけるフォローアップについて、「金融商品をご購入いただいた後も、アフターフォローを充実し、市場動向や運用状況等の情報提供に努めております」として、実施基準や対象とする顧客属性を記載したうえで、実施状況（実施人数や実施率など）を記載している。

一方、「顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ」といった顧客属性を把握する具体的な方法に関して明確に記載している事例は見受けられなかったほか[21]、金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うためのプロセスに関して、抽象的かつ網羅的な記載にとどまるなど改善が望まれる事例が多く見受けられた。

[20] 改訂原則参照。なお、フォローアップの定式化の動きと定式化した対応により明らかとなった課題については３．(4) 参照。
[21] 原則が求めているのは「ニーズ」にとどまらない様々な顧客属性である。後述５．で指摘する通り、いわゆる「ニーズ」に対応した販売ではコンプライアンス（コンダクト）・リスク管理態勢として十分ではない可能性が高い。

「ポイント」では、「顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等、顧客にふさわしい金融商品・サービスの提供のために把握する情報」、「顧客に販売・推奨等を行った商品や、当該商品の販売・推奨等の方法が、顧客にふさわしいものであることを確認・検証するための方法や基準等」を具体的に示すほか、それらについて、「成果や進捗を検証し、評価する仕組みが示されている。」こととしている。こうした観点から、自らが定めた「取組方針」が十分か否かを検討することが必要と考えられる。

■ 原則7 「従業員に対する適切な動機づけの枠組み等」

原則7を受けて、多くの金融事業者は、従業員向けの研修・教育等について、具体的な取組み（研修の実施状況や資格の取得状況等）を記載している。一方、報酬・業績評価については、一部で工夫された事例は見受けられたものの、引き続き、抽象的な記載に留まっているなど改善が望まれる事例が多く見受けられた。

【事例❼】

Ｇ銀行においては、業績評価体系について、「業績評価体系において、特定の商品・サービスに販売が偏らないような仕組みを取り入れるほか、顧客基盤の拡大や預り資産残高の継続的な積み上げを重視する枠組みを取り入れ、長期的な視点でお客さまの最善の利益を追求する姿勢を徹底する。」と明記している。

【事例❽】

Ｈ銀行においては、業績評価体系について、「近視眼的な視点にとらわれない適切な資産運用コンサルティングを実践するため、「積立投信」「平準払保険」「相続関連」等の営業活動を促す業績評価体系を整備する。」といった方針等を明記している。

【事例❾】

Ｉ銀行においては、業績評価について、「「“すべてをお客さま起点”とし、本来やるべきことに向き合い、“自ら考え・行動し、実現”する」ことをコンセプトに設計しており、お客さま評価を取り入れる等、ＦＤの観点を重視した制度としています。」として、業績評価体系（重視する項目）に係るコンセプトを明記している。

業績評価体系や人事評価体系については、「ポイント」に沿って「顧客本位の業務運営を実現する観点から、具体的な取組み」を行う必要があると考えられるほか、研修や資格については、金融事業者における各種研修や資格取得が、どのような形で顧客の最善の利益に結び付き得るのか示すことが必要と考えられる。

■ 取組方針、取組状況、成果指標に関する記載上の工夫事例について

上記のほか、取組方針等の公表にあたっては、取組方針に掲げる個々の事項と、当方針に基づいて取り組んだ結果（＝「取組状況」）との対応関係を体系的に整理して示した上で、それらに関連する成果指標を付すなど、顧客にとって、それぞれの対応関係が、わかりやすいように工夫している事例も見受けられた。

■ 自主的な KPI の掲載例について

自主的な KPI については、共通 KPI にとどまらず、例えば、「投資信託の累積損益額」や「投資信託口座開設年別の投資信託運用損益別顧客比率」などといった長期保有と収益の相関のある指標（自主KPI）を示すことで、長期分散投資の有効性を通じた顧客本位の業務運営を掲げている事例が見受けられた。

(4)金融庁による一般向けの情報発信

前掲の市場ワーキング・グループの報告書においては、金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを機能させるためには、「見える化」した金融事業者の取組みを顧客が適切に理解・評価することが重要であるとし、顧客の金融リテラシーの向上に向けたさらなる取組みについても提言している。実際、顧客が金融事業者の取組方針等について確認した事例は少ないことも判明している[22]。

こうした提言を踏まえて、金融庁は、金融事業者を主たる読者層とする媒体や受講層とする講演に加えて、より広い読者層を想定した媒体にも、「見える化」の趣旨等の説明などを行った。今後も、様々な媒体を通じて、金融庁の施策を説明し、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を後押ししていく。

5. 個別商品の販売動向と課題

上記のとおり、販売会社の多くは、自らの経営戦略・ビジネスモデルの実現に向けて模索している。他方、各社の売れ筋商品を分析すると、

- 残高重視といったビジネスモデルや顧客の長期投資の支援と必ずしも整合的ではない商品・サービスに偏重するケース
- 販売の主力が投資信託から外貨建て一時払い保険、仕組債へと短期間に変遷し、真の顧客ニーズに対応した結果か不自然と受け止められるケース

[22] 昨年度実施した顧客意識調査によると、必ずしも顧客が用いていない面も明らかとなっている。

などもあった。さらに、これらの商品を購入した高齢者やその親族からの苦情も金融庁に寄せられている。こうした商品の中には、顧客本位の観点から課題があるのみならず、コンプライアンス（コンダクト）・リスクが高い[23]ものもある。そうしたリスクに応じた態勢を取った上で提案・販売されているか、改善余地がある先も少なくない。

以下、いくつかの商品について整理する。

(1) 仕組債

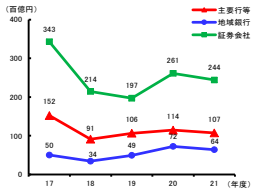
仕組債の販売は、「高金利を求める一定の顧客層」のニーズに対応したものと言われているが、こうしたニーズ対応とは矛盾する苦情も多く聞かれている[24]。背景には、

- 株価指数や内外個別株価、外国為替に連動する商品は、十分な金融知識がないと、そのリスクやコスト見合いのリターンの理解が困難である中、リスクに見合ったリターンが確保されていないという商品性の問題
- 想定顧客層を具体的に明確にせず、比較的広い範囲の顧客に対して、コスト等の開示や比較説明が必ずしも十分ではない形で提案・販売されているという販売体制の問題

があると考えられ、顧客本位の業務運営の観点に適さない商品が販売されている可能性は否めない。

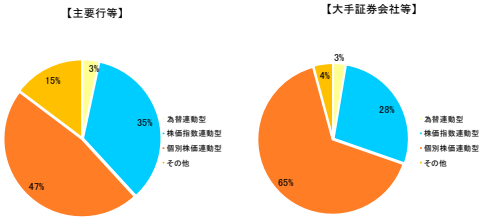
[23] コンプライアンス（コンダクト）・リスクが高い商品は本文で触れた商品に限らないほか、各々の顧客基盤によっても異なり得る。この点、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」では、「経営陣において、ビジネスモデル・経営戦略から、どのようなリスクが生じ得るか、十分な想像力を巡らせて考えることが重要となる。…その際、抽象的な事実だけではなく、具体的な事実（数字・金額等）を踏まえることが重要となる」と指摘している。したがって、金融機関は業界慣行に沿った対応にとどまらず、自らのビジネスに即したリスク評価に基づいて対応を考える必要がある。
[24] 金融庁に寄せられた苦情は、「単なる債券を購入したつもりだった」や「定期預金と同様の元本保証との説明を受けたが、評価損になっており納得できない」といったニーズに適した商品提供がなされていないことに起因すると思われるものや「銀行に勧められたので仕組債を購入したがノックインして含み損が発生している」とか「低リスク商品を希望したのに仕組債を購入させられ損失が発生した」といった商品性に関するものまで様々である。

図表 20　仕組債の販売額推移



（注１）有効回答が得られた主要行等７行、地域銀行 23 行、証券会社6社を集計
（注２）銀行は仲介・紹介販売ベース。証券会社は、他社からの仲介・紹介含む。
（資料）金融庁

図表 21　仕組債の種類別内訳



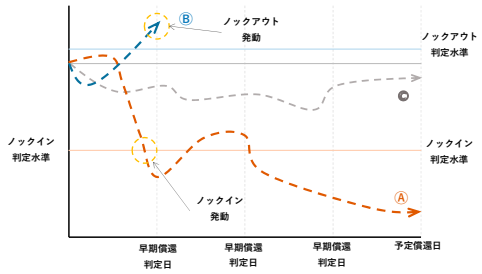
（注１）主要行等９行を集計
（注２）仲介販売、紹介販売の合計
（注３）2021 年度
（資料）金融庁

（注１）大手証券会社等７社を集計
（注２）他社による仲介販売、他社からの紹介販売を含む
（注３）2021 年度
（資料）金融庁

① 商品性に関する問題点

典型例である個別株価連動型の仕組債(他社株転換可能債、以下、「EB 債」という。[25])は、相対的に高金利が設定される一方、通常の債券と異なり、当初予定の満期時に元本で償還される可能性は必ずしも高くない。具体的には、多くの EB 債においては、Ⓐ参照する株価が一定期間内のどこかで1回でも大きく（例えば、30%以上など）下落した場合（ノックインした場合）、満期時までに元本を上回らない限りは成約時の株価で計算された株式等により償還される[26]。反対に、Ⓑ参照する株価が、判定時点(例えば四半期毎)で一定程度（例えば、5%など）上昇した場合（ノックアウトした場合）、その時点で早期償還され、高い金利が得られる期間は早期に終わってしまう。通常の債券同様にⒸ満期時に元本で償還されるのは、上記ⒶとⒷ以外の場合のみとなる（図表 22）。

図表 22　仕組債の償還パターン



こうした EB 債の商品性は、（ノックイン、ノックアウトの利用により）オプションの売りポジション類似の仕組みを埋め込むことで可能となる。取引全体をみると、通常より高い金利の主な源泉は、株価が一定程度下落した場合（ノックイン）に顧客が大きな損失のリスク[27]を負うことの対価(オプション・プレミアムに相当)である。

また、相対的な高金利は、株式等であれば得られる値上がり益放棄の対価の側面もある。具体的には、株価(株価指数)が上がった際にノックアウトが生じ、その利益を得ることができず早期に償還されてしまう。この点は機会損失であり、認識されにくい面があるが、ダウンサイドがある一方でアップサイドもある株や株式投信と異なる不利な点である。このため、EB 債に対して、株価の変動に伴う「利益限定で損失無限大」との指摘もなされる。

さらに、ノックアウトに伴い早期償還した後に、買い替えが行われると、参照指標の株価が継続的に上昇し、いわゆる高値掴みになりかねないほか、ノックイン価格も上昇しがちである。この結果、最終的には（周期的に発生する）大幅な株価の下落局面で顧客が（それまでに高金利で得た利益以上の）大きな損失を被る可能性に繋がる。これまでの事例でもノックインは一定数発生しており、大きな損失が発生するリスクは決して無視できるものではない。

また、オプションを組み込む際、得られるはずのオプション・プレミアムから一定の手数料が引かれるため(仕組段階の手数料。仕組債を組成する金融機関の収益)、販売会社が顧客に売る際の手数料(販売段階の手数料)と合わせて、顧客は相応のコスト負担をしている。加えて、早期償還による買い替えのたびに販売段階の手数料が発生することから、リスク対比のリターンが株や債券などと比べて悪く、リスクに見合ったリターンが得られていないと考えられる[28]。

こうした商品性と苦情事例を踏まえると、一般的な債券と大きく異なるリスクを引き受けていることの認識が必ずしも十分ではない中で、相対的な高金利が魅力的に見えている可能性がある。実際にはリスクに見合ったリターンが得られていないことも踏まえれば、株価（株価指数）が一定水準を下回ることはないというリスクの過小評価の問題[29]や実質的に負担しているコストが分からないためにリターンを適切に評価できないという問題があるとも考えられる。

以上のように、EB 債は、商品性が極めて複雑で、理解することが困難である上に、実際にはリスクに見合うリターンが得られないことが多い商品と考えられる。リスク選好が強い一部の限定的なニーズ[30]があることまでは否定できないにしても、中長期的な資産形成を目指す一般的な顧客ニーズに即した商品としてはふさわしいものとは考えにくい。

② 販売態勢に関する問題点

仕組債の販売態勢に関しても、説明や顧客ニーズの２点で課題があり得る。

第一に、仕組債は商品性が極めて複雑であることから、他の金融商品と比べても特に充実した丁寧な説明が求められる。しかしながら、顧客からの苦情・相談から判断すると、商品性を十分理解しないままに仕組債を購入している例が少なくないと考えられ、金融機関側の説明が不十分であることがうかがわれる。

具体的には、まず、顧客が実質的に負担するコストが開示されていない点である。原則4は「名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細」の明確化を求めている。仕組債の場合、販売会社が仕組債の販売時に把握している公正価値（販売時の時価）と顧客に販売した価格との差が、顧客の負担する実質的な費用(販売段階と組成段階を合わせた全体のコスト)として顧客に情報提供されることが望ましい。仕組債のコストについては、重要情報シートによる開示が始まっているが、現段階では、販売段階でのコスト開示にとどまっている先がほとんどで、組成段階を含めた全体コストについて開示を行っている金融機関は限られている。

次に、（コストの不開示を含め、）他の運用商品との比較が可能となるような分かりやすく丁寧な情報提供がなされていない点である。仕組債で長期的に運用した場合の期待リターンについて説明がされている例は(ほとんど)ない[31]。このため、顧客が、仕組債のリスク・リターンを把握し、他の運用商品と運用効率の比較等を行うことが困難となっている。

さらに、販売会社自身による公正価値の把握にも問題がある先が複数見受けられた。そもそも顧客への開示を行うかどうか以前に、販売会社自身が公正価値を知っていなければ、リスク・リターンの評価は出来ない。仕組債の商品性を踏まえると、組成した金融機関から情報提供を受け、本部においてデータ整備・分析を行った上で、営業現場において顧客の理解を促すための資料を整備する必要性が他の商品に比しても高い。それにもかかわらず、前提となる公正価値データが把握されていないとすると、顧客による商品理解を確保することは困難と考えられる。

第二に、顧客の真のニーズに応じた販売が行われていない可能性が高い点である[32]。

各販売会社は、仕組債の商品性も踏まえて、「顧客の長期分散投資には適さず、提案すべき顧客層は極めて限られる」としつつも、限られた顧客に絞って販売する態勢を十分に整備し

[25] EB 債とは、債券であるにもかかわらず、償還日までの株価変動によっては、満期日に金銭（償還金）が支払われる代わりに、当該債券の発行者とは異なる会社の株式（他社株）が交付される場合があるものを指し、他社株転換可能性ともいう。本資料では、満期時に会社の株式のみならず、株式相当額の金銭を含むものも広く含む個別株価連動型を EB 債として取り上げている。

[26] 例えば、当初の価格が 100 で、期間内に一旦 70 を切り、その後、値を戻して 75 になった場合(ノックイン)、本来 75 で購入できるにもかかわらず、当初価格 100 で計算された株式数で償還される。

[27] プットオプションの場合は、例えば、株価が 70 以下になった場合には 100 で買うこととなり、-30 の損失が発生する。EB 債では、株価が 70 以下になった場合には、100 の元本に対して 70 しか支払われないことで、プットオプション同様に-30 の損失が発生する。

[28] 仕組債のうち EB 債は、プログレスレポート 44-45 頁で、実質コスト（元本と公正価値の差）は、投資元本に対して平均５～６％程度と推察されると指摘したうえで、実現満期が 0.6 年程度と短いことを踏まえて、実質コストは年率換算で８～10%程度になると分析している。

[29] この点については、イギリス FCA が「顧客の心理的バイアスを逆手に取った金融商品販売を制限」する旨のコンサルテーションペーパー(https://www.fca.org.uk/publication/consultation/cp21-13.pdf)を発出していることが参考になる。

[30] いわゆる「Risk Lover」等、リターンの期待値が同一であれば、リスクの高い商品を選好する投資家が一定層、存在することは想定できる。こうした層が一定の相場観に基づき、仕組債に投資している可能性はある。

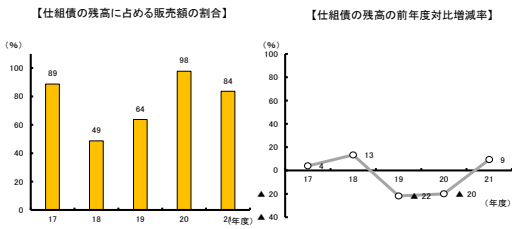
[31] 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（Ⅳ−３−３−２勧誘・説明態勢）に基づき、相場が見通しと逆方向に動いたときの損失のリスクやその際に想定される損失額等については説明をしているか疑わしい苦情も見受けられる。

[32] 私募中心の仕組債では多様な要望への対応が可能であるにも関わらず、同一スキームの商品が継続的に大量に販売されている点も、金融機関の収益確保のため、プロダクトプッシュ型の提案になっている可能性を示唆していると考えられる。

ていない先も見受けられた。例えば、原則6(注3)は「販売対象として想定する顧客属性」の特定と公表を求めているが、現状では、「投資経験や知識が十分でない顧客」、「長期の安定的な資産形成を目的とする顧客」には不向きな旨が記述されているに過ぎない。また、リスク許容度については、単に運用資産規模が十分である顧客やリスクを理解・許容できる顧客などといった抽象的記述が多いように見受けられる。仕組債がどういった資産運用を望む層に適したものか、具体的にどんな金融リテラシーがある顧客ならリスク判断できるかを明示する例はなく、そうした中で、営業現場において、真に顧客ニーズを確認できるかは課題があるように見受けられる。また、真に商品を望むリスク選好が強い顧客にのみ販売されているかの事後モニタリング体制についても十分整備されているケースはほとんどない。このため、顧客ニーズに即した販売がなされているかを確認することが困難となっており、苦情発生の背景となっているものと考えられる。

また、マクロデータからは、仕組債の販売の実態が回転取引類似の状況にあることが見受けられる。販売額全体は増加傾向にあるが、早期償還されるものも少なくないため、残高が対前年度比で増えていない(図表 23)。換言すれば、顧客が1年間に1回程度、売買を繰り返していることになるが、真に顧客主導で取引が行われているかの検証は必要と考えられる。

図表 23　仕組債の残高に占める販売額の割合及び仕組債の残高の前年度対比増減率



(注1)有効回答が得られた主要行等7行、地域銀行21行、証券会社6社を集計
(注2)仲介・紹介販売ベース
(資料)金融庁

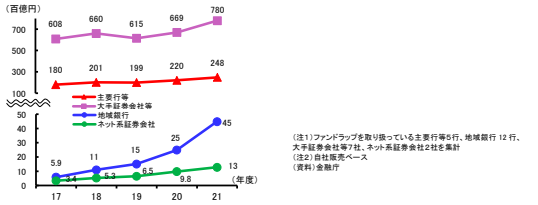
以上のように、仕組債、特にEB債は、商品性そのものと販売態勢双方において課題が見受けられる。こうした点を踏まえ、顧客本位の業務運営の観点から仕組債の販売を見直す金融機関も現れているが、多くの金融機関はコンプライアンス(コンダクト)・リスクに対して、十分な対応をとっていない状況と見受けられる。

金融機関は、仕組債、特にEB債は複雑な商品性を有しているため、顧客によっては理解が困難な上、実際にはリスクに見合うリターンが得られない場合がある点を踏まえる必要がある。その上で、コンプライアンス(コンダクト)・リスクも踏まえて、取扱いを継続すべきか否かを検討し、継続する場合は、どのような顧客を対象にどのような説明をすれば真のニーズを踏まえた販売となるのか、経営レベルにおいて議論すべきであると考えられる。

(2) ファンドラップ・バランス型投資信託

金融機関は、幅広い対象への投資分散を希望する顧客に対してファンドラップ[33](以下、FWという。)やバランス型投資信託の販売に力を入れている。特に、FWは、もともと投資一任契約として大口顧客を対象としたサービスであったが、近年では、契約最低金額の引き下げが進むとともに、契約件数と金額が大きく増加している。特に地域銀行では、取扱いを開始するところが増えたこともあり、伸び率は大きい(図表 24)。これらの商品についても、顧客説明等のリスク管理上、課題がある可能性がある。

図表 24　ファンドラップの預り資産残高推移



(注1)ファンドラップを取り扱っている主要行等5行、地域銀行12行、大手証券会社等7社、ネット系証券会社2社を集計
(注2)自社販売ベース
(資料)金融庁

① ファンドラップ・バランス型投資信託の商品概要

FWとバランス型投資信託は、本来、提供されるサービスの内容について大きなコンセプトの違いがある。しかしながら、近年、両者の区別がつきにくい状況となっている。

[33] 投資対象が投資信託に限定されている「ラップ口座」のこと。多くの場合、「リスク許容度など投資方針の明確化、同方針に基づく投資信託への投資、投資状況のモニタリング、投資方針その他の変化を踏まえた投資内容の修正」といった投資一任業者による一連のサービス・プロセスを通じて提供される。なお、FWのパフォーマンス等については、プログレスレポート 40 頁が分析を行っている。

FWは、投資家が投資一任業者と投資一任契約を締結し、金融商品への投資を一任するサービスである。また、サービスの対価は、投資一任報酬[34]として、運用資産残高に応じて徴収されることが一般的である。このように、FWでは、顧客とゴールを共有したうえで、資産全体を対象に最適な投資アドバイスを継続して提供することが想定されている。しかしながら、近年の小口化の進展に伴って定型化が進み、顧客がリスク許容度別に1つから数種類の分散投資モデルの中から適するものを選択し、選択されたモデルに従って投資一任業者が運用する方式が主流となっている。この結果、FWの特徴である顧客意向に応じたカスタマイズの余地が限定的なものになっている。

これに対し、バランス型投資信託は、一般的には、投資家が自ら選択して購入する。その購入時には「商品、投資環境の説明および情報提供等、並びに購入に関する事務手続き等」の対価として販売手数料がかかり、保有期間中には「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等」等の対価としての費用がかかる。しかしながら、バランス型投資信託の中には、リスク水準の異なる複数の分散投資のコースを用意し、顧客のリスク許容度等に合わせて選択できるよう設計されたものも存在する。さらに、当初購入時に選択したコースから他のコースに変更することを可能とするものもある。このように、顧客意向が一定程度反映され得る商品は、FWとの区別が曖昧となる。

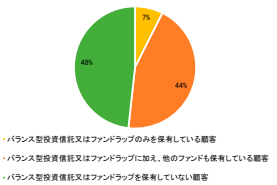
② ファンドラップの課題

FWの第一の課題は、本来、FWがポートフォリオ全体の運用を想定したサービスであるにもかかわらず、実際には、投資信託と同様に、ポートフォリオの一部を運用する商品として販売されることが多い点である。主要行等の営業店モニタリングにおいて、預り資産残高上位顧客の保有資産の内訳を見たところ、FW のみを保有している例はほとんどなく、バランス型投資信託や、他の投資信託、保険、債券、株式などを併せて保有している例がほとんどであった[35](図表 25)。この場合、FWへの投資部分について最適なポートフォリオを構築していても、その他の金融商品との組み合わせによって、保有資産全体の構成が変化し、最適性が維持されていない可能性がある。

[34] FWの費用は、投資一任報酬のほかに、投資対象である投資信託の信託報酬やその他の費用・手数料がある。

[35] バランス型投資信託を保有している場合も、(投資一任報酬に関する課題は生じないものの)全体として最適なポートフォリオ構築となっているかという課題は生じ得る。

図表 25　主要行等の営業店における預り資産残高上位顧客の投資信託・ファンドラップの保有資産の内訳



(注1)主要行等10行における一部営業店の計数を集計
(注2)営業員が担当する預り資産残高上位顧客の保有資産を集計
(注3)2021年度上期
(注4)自行・仲介・紹介販売ベース
(資料)金融庁

第二の課題は、近年の小口化と定型化により、提供されるサービスが投資一任報酬に見合っているかである。FWの特徴の1つは、購入後の情報提供とされているが、実際に提供されるのは、定期報告書程度でしかないことが多い。このため、運用報告書等のレポートが定期的に提供されるバランス型投資信託と対比して、顧客が受けるサービスの違いが分かりにくくなっている。その一方で、顧客が支払う費用は、トータルでFWの方が大きくなる傾向が強い。さらに、投資一任報酬がポートフォリオ運用の対価であるにもかかわらず、FWがポートフォリオ全体の運用となっていないことが多い点も踏まえると、投資一任報酬の妥当性についてより厳しく検証する必要があると考えられる。

③ バランス型投資信託の課題

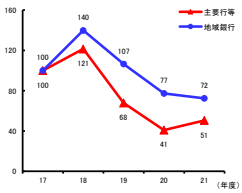
バランス型投資信託の課題は、様々なタイプがあるにもかかわらず、利用者が名称に惑わされて、その特性を十分に理解できない可能性がある点である。実際に、デリバティブ等を用いて絶対的な収益の獲得を目指す銘柄が、バランス型投資信託として販売されているケースも散見された。また、販売上位にあるのは、相場変動に応じてファンドマネージャーの裁量により大きく資産配分を変動させるためにリスクの度合いが変化するタイプであって、オーソドックスな分散投資を実施するタイプは少数派である。(図表 26)。

図表 26　バランス型投資信託の残高上位銘柄の運用特性

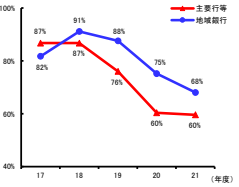
順位	投信種類	配分比率	デリバティブ
1	グローバル分散	変動	−
2	国内分散	変動	−
3	グローバル分散	変動	−
4	グローバル分散	固定	−
5	グローバル分散	固定	−
6	グローバル分散	変動	○
7	絶対収益追求型	変動	○
8	国内分散	変動	−
9	グローバル分散	変動	−
10	グローバル分散	変動	○

（注１）ラップ専用、DC 専用を除外
（注２）「配分比率」は、投資対象資産の組入比率を機動的に変更するものを「変動」、固定的とするものを「固定」と記載
（資料）QUICK の資料を用いて金融庁作成

図表 27　外貨建一時払い保険の販売額の推移



図表 28　一時払い保険の販売額に占める外貨建比率推移



（注１）有効回答が得られた主要行等９行、地域銀行 26 行を集計
（注２）自行販売ベース
（注３）17 年度末を 100 として指数化
（資料）金融庁

（３）外貨建一時払い保険

外貨建て一時払い保険は、引き続き、相応の販売が行われている。一方で、長期の資金固定化リスクや為替リスクを内包しているといった複雑性を背景に、預金との誤認や商品・リスク説明不足などを理由とした苦情も聞かれている[36]。

まず、主要行等及び地域銀行における外貨建一時払い保険の販売額は、2019 年度以降減少傾向にあったが、主要行等は直近下げ止まり傾向がみられる（図表 27）。一時払い保険販売額に占める外貨建一時払い保険の比率も低下傾向にあるとはいえ、引き続き、高い水準である（図表 28）。

外貨建一時払い保険は、保険特有の機能と同時に資産運用商品としての機能を併せ持つ。販売会社の多くは、運用面での魅力が背景となって、一時払い保険販売額に占める外貨建比率が円建を上回っていると説明しているが、運用商品として提案するに際して、次の２つの課題が引き続き確認された。

第一は、比較を伴った提案が十分になされていない点である。現在の販売の中心は、外貨ベースでの元本確保型の商品[37]であり、運用面だけからみると、外貨建債券の運用効果と類似している[38]。原則４は、同様の運用効果がある商品間ではカテゴリーを越えて比較説明することを求めている中、モニタリングにおいては十分に実践している例はほとんど見受けられない。例えば、米ドル建の場合、同じ運用期間の米ドル建債券と利回り等を比較し、運用効果に差[39]が生じるとすれば、その差額や手数料の存在や、その差額に相当する理由は何かという点を丁寧に説明し、顧客が比較選択できるような提案を実践することが望ましい。

[36] 金融庁に寄せられた苦情の中には、「為替リスクが理解できていない母に販売された」、「定期預金が満期になったと高齢の母を呼び出して販売された」といったものがある。

[37] 成約時に、５年や 10 年など一定の運用期間における予定利率が確定しており、満期まで保有すれば、外貨ベースでの元本が確保されるもの。

[38] 予定利率は、募集時手数料や維持管理等手数料などのコストを差し引いた後の積立金額に対して適用されるため、実質的な利回りとは異なる。

[39] 一般的に、外貨建保険は外貨建債券に比べて低い予定利率が適用される。

第二に、原則６が求める顧客の資産全体における位置付けを踏まえた提案がなされていない点である。顧客は販売会社による運用面に着目した説明を踏まえて外貨建一時払い保険を選択していると考えられるにも関わらず、提案に際して分散投資の一部として位置付けられてはいないことが多い。外貨建保険の選択理由が運用上の相対的な優位性であるならば、相応の資産クラスとして認識し、分散投資の一部として顧客に提案することが望まれる。

６．今後のモニタリング等において重要な点について

金融事業者は、安定した顧客基盤と収益の確保に向けて、自らの掲げる経営戦略と整合的な具体的施策を営業現場に浸透させることが求められる。しかしながら、上記で示したとおり、今事務年度のモニタリングや対話を通じて様々な課題が確認されている。こうした状況を踏まえて、金融庁は、来事務年度においては、検査・監督部門が連携しつつ、次の観点を中心に、金融事業者との間でモニタリング・対話などを行っていく。

１点目は、経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において明確化・具体化しているかである。金融庁は、経営陣に対して、「顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図る」ためのビジネスモデルを確立したうえで、取組方針として明確にすることを期待している。来事務年度は、特に地域金融機関との間で、経営戦略においてリテールビジネスをどう位置づけているかといった点について、対話することを想定している。その際には、本文で示した銀証連携を中心に顧客資産の把握状況を踏まえた適切な商品提案の態勢が構築できているか、短期的な収益を追求するあまり販売手数料の高い商品を過度に推奨する業績評価体系となっていないか、といった論点への対応状況も引き続き確認していく。

２点目は、経営戦略に沿った取組みが営業現場に定着し、成果が出ているかの検証である。リテール営業にかかる本部（第１線）は、自らのビジネスモデルを踏まえて、その実現に向けた具体的な取組みに落とし込み、定着に向けた対応を図る必要がある。これを踏まえ、金融庁としては、顧客の属性やライフプランなど顧客の状況を十分に理解したうえでニーズに則した販売を行う方策を実施し、営業現場で実際に定着しているかを検証していく。さらに、その結果、どういった形で「顧客の最善の利益」が実現しているかも確認する。

３点目は、「３線管理」の中で、自らのビジネスモデルの有効性や適切性を検証する態勢が取られているかである。ビジネスモデルに即した顧客の最善の利益の実現には時間がかかる場合には、どのような内部的指標でもって取組みの定着度合いや有効性を判断しているのかを確認する。加えて、第２線（サービス品質に関する管理部門等[40]）・第３線が取組みの有効性や（あらかじめ想定していたことと異なる）弊害の有無を検証する態勢整備がなされているかが、コンプライアンス（コンダクト）・リスク管理の観点からも重要である。うち、第２線の検証についてはコンプライアンス的なものに留まらず、商品・サービスの偏りといった観点からも行われているかを対話していく。また、企業文化（カルチャー）が変化し予期せぬ弊害が発生する可能性を踏まえ、第３線（内部監査部門）が顧客本位に関するテーマ別監査やカルチャー監査といった形で検証を行っているかも確認していく[41]。

４点目は、金融庁による苦情やデータの分析を踏まえたモニタリングである。こうした分析にを通じて、顧客本位にそぐわない業務運営を行っている可能性があると考えられる金融事業者に対しては、適宜、問題提起を行っていく。この点、本文で触れた商品以外にも、コンプライアンス（コンダクト）・リスクが高い商品は既に存在するであろうし、今後も提供され得ると考えられる。金融庁としては、各販売会社の売れ筋商品の動向や苦情の分析を踏まえつつ、各社が行うリスク評価に基づき高リスク商品の販売態勢が十分か否か議論を続けていく。さらに、共通 KPI を中心にデータ整備と分析を進め、分析から考えられる仮説を基にした対話も行っていく。

[40] 顧客本位に関する第２線としては、コンプライアンス部門以外に設置する先も増えている。コンプライアンス・リスク管理基本方針が示す通り「「三つの防衛線」の考え方は、リスク管理を行う上での一つの手段であって、明確に区分して態勢整備を行うこと自体が目的ではない。そのため、各防衛線の役割を定型的・形式的に考える必要はなく、各金融機関が組織の実情を十分に踏まえ、総合的にみて適切なリスク管理を行うことのできる態勢を自ら考えることが重要」であり、コンプライアンスに止まらない対応の意識を高める観点からは１つの有効な取組みと考えられる。

[41] 企業文化（カルチャー）に対する監査の重要性の高まりは「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」（令和元年６月）においても示している。

金融審議会　市場制度ワーキング・グループ
顧客本位タスクフォース
中間報告

2022年12月９日

「顧客本位タスクフォース」　メンバー名簿

2022年12月９日現在

座　　長	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委　　員	有吉　尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	岩城みずほ	NPO法人みんなのお金のアドバイザー協会副理事長
	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	島田　知保	「投資信託事情」編集長
	竹川美奈子	LIFE MAP 合同会社 代表
	佃　　秀昭	㈱ボードアドバイザーズ代表取締役社長
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	沼田　優子	帝京平成大学人文社会学部教授
	野尻　哲史	合同会社フィンウェル研究所代表
	松尾　健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松元　暢子	慶應義塾大学法学部教授
	渡辺　安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

（敬称略・五十音順）

オブザーバー	全国銀行協会　国際銀行協会　日本証券業協会
	投資信託協会　日本投資顧問業協会　第二種金融商品取引業協会
	日本STO協会　証券・金融商品あっせん相談センター　信託協会
	生命保険協会　電子決済等代行事業者協会　日本金融サービス仲介業協会
	日本FP協会　ファイナンシャル・アドバイザー協会
	日本経済団体連合会　日本取引所グループ　消費者庁　財務省　文部科学省
	厚生労働省　経済産業省　日本銀行（金融広報中央委員会）

目　次

Ⅰ　はじめに……1
Ⅱ　家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮……1
１．インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保……1
２．顧客への情報提供・アドバイス……3
（１）　顧客等への情報提供……3
①　利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化……3
②　デジタル技術の情報提供への活用……4
（２）　顧客の立場に立ったアドバイザー……5
３．資産運用業……7
Ⅲ　金融リテラシーの向上……8
Ⅳ　総合的な資産形成支援……10
Ⅴ　おわりに……10

Ⅰ　はじめに

日本の家計の金融資産を見ると、足元ではつみたてNISAの口座数の増加、若年層等における家計金融資産に占める有価証券保有割合の増加など、家計における資産形成への取組みには一定の進捗が見られる。一方、2,000兆円を超える日本の家計金融資産のほぼ半分を引き続き現金・預金が占めるなど、家計の資産構成の変化は小幅に留まっており、家計金融資産の伸びは、欧米諸国に比べて相対的に低いことが指摘されている。家計の安定的な資産形成を実現していくため、経済や企業の成長の果実が家計に還元される「資金の好循環」の実現に向けた利用者の利便向上とその保護のための施策の検討や取組みを進める必要がある。

このような問題意識の下、2022年９月12日の市場制度ワーキング・グループ第20回会合において、「経済成長の成果の家計への還元促進」[1]について、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等も踏まえて、その具体策を専門的に検討するため、同ワーキング・グループの下に顧客本位タスクフォース（以下「当タスクフォース」という。）が設置された。また、同年９月30日の第50回金融審議会総会において、金融担当大臣より、「我が国の家計の安定的な資産形成を実現するため、顧客本位の業務運営、金融経済教育等について、幅広く検討を行うこと。」との諮問が行われた。この諮問についても、同年10月14日の市場制度ワーキング・グループ第21回会合において、当タスクフォースにて検討することとされた。

当タスクフォースでは計５回にわたり、経済成長の成果の家計への還元を促進し、安定的な資産形成の実現に向けて、利用者の利便向上とその保護のための、顧客本位の業務運営、金融経済教育等について検討を行った。本報告書は、その検討結果をとりまとめたものである。

Ⅱ　家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮

１．インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保

家計から成長資金が企業に提供されることで、中長期的な企業価値の向上、ひいては経済の持続的成長を実現し、家計が経済成長の果実を享受することによって安定的な資産形成を実現することが重要である。そのためには、金融機関や企業年金等のアセットオーナー等、資産形成を支えるインベストメント・チェーン（投資の連鎖）に参加する全ての主体が、顧客・最終受益者の利益を最大化するため、十分に機能を発揮することが重要である。

[1] 金融審議会 市場制度ワーキング・グループでは、「経済成長の成果の家計への還元促進」、「成長資金の円滑な供給」、「市場インフラの機能向上」の３つのテーマについて議論が行われ、2022年６月に「中間整理」がとりまとめられた。

このうち、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下「金融事業者」という。）については、2017 年３月に「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」という。）が策定され、プリンシプルベースのアプローチのもとで、金融事業者による顧客本位の商品・サービスを提供する取組みが行われ、一定の進展が見られている。例えば、金融商品の販売会社において、長期分散投資に向けた提案を実践するためのツールを導入して独自のモデルポートフォリオ提案を行う、グループ資産運用会社と共同でインデックス投信の一物多価を解消する、といった動きが見られる。また、2021 年１月に「原則」を改訂した際に、分かりやすく簡潔に重要な情報を提供し、多様な商品の比較を行いやすくするという趣旨の下で導入された「重要情報シート」の活用も始まっている。一方で、

・顧客の運用資産全体を最適化する意識の定着に課題があり、資産全体のポートフォリオの提案には必ずしもつながっていないのではないか
・リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品が推奨・販売されているのではないか
・顧客利益より販売促進を優先した金融商品の組成・管理が行われているのではないか

といった、商品組成・選定や説明のあり方、提案方法等に関する課題が引き続き指摘されているほか、「原則」を採択していない、あるいは、方針等を公表していない金融事業者も多く存在しており、取組みは「道半ば」の状況にある。また、個人の資産管理・運用等に重要な役割を果たしている企業年金についても、運用の専門家の活用不足や運用機関の選定プロセス、加入者への情報提供に課題があるとの指摘もされている。

欧米においては、金融商品の販売に伴って個別の推奨を行う場合等において、自らの利益を顧客の利益に優先させることなく、顧客の最善の利益に従って行動するよう求めている。家計の安定的な資産形成に向けて、全ての金融サービスの提供について顧客本位の業務運営が求められる中、金融事業者全体による顧客本位の業務運営の取組みの定着・底上げを図る必要がある。このため、「原則」に定められている金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定める[2]ことなどにより、「原則」が対象とする金融事業者全体による、「原則」に沿った顧客・最終受益者の最善の利益を図る取組みを一歩踏み込んだものとすることを促すべきである[3]。また、金融事業者のほか、企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図るべきである[4]。

[2] 金融商品取引法において規定されている誠実公正義務は、1990 年に証券監督者国際機構が定めた証券業者に関する行為規範原則を取り込んだものであるが、行為規範原則にあった「顧客の最善の利益…を図るべく」との文言が取り込まれておらず、解釈上、最善利益義務が含まれているかは明確でない。このため、「顧客の最善の利益を図るべき」ことを法律上定めることにより、誠実公正義務に内包されるべき「最善利益義務」が明確化されるとも考えられる。
同義務を定めることによって、誠実公正義務と同様に、具体的な行為規制が捕捉しづらい行為を規制する際の指針としての役割を果たすことが期待される。また、金融事業者一般に共通する義務とされる場合であっても、その内容は全ての金融事業者に一律というものではなく、金融事業者の業態、ビジネスモデルなどの具体的な事情に応じて個別に判断されるべきであるとともに、金融事業者に求める具体的な対応が不明確となる懸念があることから、監督当局においても硬直的に対応せず、金融事業者の創意工夫が発揮されるよう対話に臨むことが期待されるとの意見もあった。後者の点については、「原則」を踏まえて既に事業者が実践していることなのでデメリットは生じないはずであるといった意見もあった。

[3] プリンシプルベースの規定を法定化するに当たっては、ルールベースの取組みとの適切な役割分担を踏まえ、今後も両者のベストミックスを図っていくべきであるとの意見があった。この点、例えば、金融商品取引法上の適合性の原則が求めるものと共通し、金融事業者がプリンシプルベースで実践している「原則６」の本文を、プリンシプルベースを重視した規定として法定化することによりイノベーティブな取組みが期待されるとの意見もあった。

[4] 年金加入者の意思決定に資するよう、例えば、確定給付企業年金の予定利率や運用実績、確定拠出年金（DC）の商品ラインアップや手数料、運用実績の開示について、より分かりやすい形での適時の情報提供等が望まれるとの意見があった。

２．顧客への情報提供・アドバイス

（１）顧客等への情報提供

① 利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化

顧客が適切な金融商品を選択するためには、金融商品の販売者等による適切な情報提供が必要不可欠である。特に、商品選択において、顧客との利益相反に関する情報は重要である。このため、「原則」においては、金融事業者に、利益相反の可能性についての把握とその適切な管理、可能性がある場合の情報提供が、重要情報シートにおいては、情報提供に当たって具体的な内容[5]を記載することが求められている。また、重要情報シートにおける利益相反事項の開示は、顧客への情報提供に加え、販売会社・現場の営業職員への規律付けとして機能することが期待される。一方、重要情報シートの導入状況を見ると、各販売会社による差異が見られ、中でも仕組債・ファンドラップにおける導入割合が低い傾向が確認された。その内容についても定型的な表現が多く、分かりにくいとの指摘がある。加えて、上述のとおり、重要情報シートによる情報提供以前に、「原則」を採択していない、あるいは、方針等を公表していない金融事業者も見られるところである。

欧米においては[6]、販売会社は、投資商品の推奨にあたり、利益相反の状況等、顧客との関係において重要な情報を提供することが義務付けられている。

こうした点を踏まえ、利益相反の可能性の顧客への情報提供についてはルール化を行うべきである[7]。その際、少なくとも[8]、重要情報シートの記載事項とされている

ア　顧客が支払う費用のうち販売会社が組成会社から受け取る手数料の割合及びその対価として顧客に提供するサービスの内容（第三者から受け取る報酬等も含む）[9]

イ　組成会社や販売委託元との関係（資本関係、人的関係又は重大な業務上の関係を有する者の商品（グループ商品）を販売する場合）

ウ　他の商品と比較して当該商品を販売した場合の営業職員の業績評価上の取扱い

を対象とし、その内容も顧客が容易に理解できるよう、明確に分かりやすくする工夫が必要である[10]。

[5] 「重要情報シート（個別商品編）」では、顧客に提供する費用に関する情報として、購入時に支払う費用（販売手数料など）、継続的に支払う費用（信託報酬など）、運用成果に応じた費用（成功報酬など）が挙げられている。また、顧客に提供する利益相反の可能性に関する情報として、顧客が支払う費用のうち販売会社が組成会社から受け取る手数料の割合及びその対価として顧客に提供するサービスの内容、販売会社と組成会社との関係（資本関係等）、特定の商品を販売した営業職員に対する業績評価上の評価に及ぼす影響、等が挙げられている。

[6] 米国のベストインタレスト規則は、2018 年に導入されたもので、ブローカーディーラー又は関係する自然人は、証券取引等の推奨に際し、自らの経済的利益等をリテール顧客の利益に優先させることなく、推奨時点でリテール顧客の最善の利益となるよう行動しなければならないとされている。具体的な義務としては、開示義務、注意義務、利益相反への対応、法令遵守義務があり、４つの義務を履行した場合には、顧客の最善の利益義務を履行したこととされる。

[7] 手数料の高い金融商品を優先して販売するという手数料バイアスの課題に対応するため、手数料の上限を設定する又は一律化することも考えられる、との意見があった。

[8] 金融事業者がルール化されたミニマムスタンダードの遵守に留まることがないよう、独自の創意工夫を続けていくことが重要であるとの意見や、監督当局においてもこうした観点から対話とモニタリングを継続すべきとの意見があった。

また、「原則」に定められているとおり、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を顧客が容易に理解できるよう、明確に分かりやすく情報提供することも重要である。例えば、仕組債の重要情報シートは導入割合が低いことが指摘されているが、内容についても、顧客にとって重要な情報である販売会社への提供価格と時価・公正価値との差額、いわゆる組成コストを情報提供している販売会社は一部に留まっている。仕組債の組成コストが顧客の購入判断に与える影響の重要性に鑑みれば、販売会社が組成会社に対して組成コストを開示するよう働きかけるとともに、組成会社においては開示に対応できる体制を整備すべきであり、こうした取組みを担保するための制度面での対応が求められる[11]。投資信託についても、かねて「信託報酬」に分類される費用がファンドによって異なり、費用の比較を行いにくいとの指摘があり、投資信託協会による対応の途上にあるが[12]、各事業者においては、可能な限り早期に、交付目論見書における総経費率の記載について対応を進めることが必要である[13]。

[9] 顧客への分かりやすさ、他の商品との比較可能性を担保する観点から、単に手数料の透明性を図るだけでなく、費用とサービスとの対価関係を明確化することが重要であるとの意見もあった。

[10] 個別の商品ごとに加えて、金融事業者の業務全般から見た顧客との間の利益相反の可能性を示す必要があるとの意見があった。同様に、利益相反事項について、重要情報シートの個別商品編だけではなく、当該事業者の収益構造を含めて金融事業者編にも記載することが望ましいとの意見があった。また、利益相反の具体的な内容とあわせて、利益相反の可能性が取引又は業務に及ぼす影響や利益相反管理の状況についても情報提供を義務付けるべきであるとの意見があった。

[11] 仕組債についてはそもそも一般の生活者に勧めるべきではなく、情報提供の問題ではないとの意見もあった。また、現在の証券会社の実務では、会社ごとに異なる仕組債の時価・公正価値の計算方法が採用されているとの指摘もあった。

[12] 投資信託協会において、投資信託の交付目論見書に、原則として、直近に作成された運用報告書に記載されているファンドの総経費率に係るデータを記載するものとする規則改正を行っており、2024 年４月施行予定。

[13] 仕組債や投資信託のほか、外国籍投資信託や上場投資信託、保険商品の一部についてもコストの内容が不明確なものがあるため、検証すべきであるとの意見があった。

② デジタル技術の情報提供への活用

適切なポートフォリオの構築を通じて、家計の安定的な資産形成を促進していくためには、金融商品取引において、顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供される必要がある。特に、①において述べた利益相反事項や手数料等の重要な情報について、デジタルツールを効果的に活用し、充実した情報が分かりやすく顧客に対して提供されるように工夫していくことが顧客本位の業務運営の実現の観点からも重要である。

顧客属性に応じ、それぞれの顧客により適した媒体で、充実した情報の分かりやすい提供を実現するため、契約締結前や契約締結時などの情報提供については、金融事業者において書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにすることが考えられる。また、デジタル・リテラシーは人によって様々であることから、実質的な説明が顧客に理解されるために必要な方法と程度により提供されることが重要であり、金融商品取引業等に関する内閣府令で規定されている、いわゆる実質的説明義務を法律上規定すべきである。加えて、デジタル手段による提供に際しては、金融事業者のコスト削減を目的として単に現行の書面を電子化したものを交付するのではなく、閲覧する機器に最適化し、容易にアクセス可能な方法、かつ、顧客等による比較分析などの外部データを含む多様な活用・連携が可能な方法で行われるようにすべきである[14]。

以上の措置を講じるに際しては、顧客のデジタル・リテラシーの差異等を踏まえ、書面により情報提供を受ける選択肢を確保した上で[15]、顧客属性に応じた方法で書面交付が可能であることを告知することを義務付けるべきである。

また、顧客の認識なく書面交付が電子交付に変更されるといった事態が起こらないようにするため、必要な期間を確保した上で、既存契約を有する顧客に対して確実に伝達を行うといった顧客保護のための配慮が、個々の金融事業者に加え、行政や業界全体としても必要である。

これらの書面交付に係る費用について、法定の書面の交付に係る費用を顧客に求めることは、顧客による情報収集のハードルとなりかねないとの意見もあり、当面、書面交付に関して、当該顧客に追加的な手数料は求めず、これまでどおりの金融事業者の負担とすることが求められる[16]。

[14] このほか、データを過去に遡って提供すべきであるとの意見、受け取った情報が顧客に閲覧されているかを金融事業者が確認し、内容を理解しているかモニタリングするなど、デジタル化を活用した対応を行っていくべきであるとの意見、デジタルデータの特性を活かし、タグ付けなどにより外部データとの連携を確保し、関連情報の参照等を可能とする工夫を行うべきとの意見があった。

[15] 一方、顧客が書面による情報提供を受ける選択肢を用意するかどうかは、顧客本位の業務運営の観点から金融事業者がそれぞれ判断すべきであるとの意見もあった。

[16] これに対し、本来は情報提供が義務であり、提供方法は顧客との関係で決めるものであるという考えに立った場合、書面交付希望者にコスト負担を求めることも考えられるといった意見もあった。

（２）顧客の立場に立ったアドバイザー

家計の安定的な資産形成を実現していくためには、家計ごとのライフプラン、資産状況、収入等を考慮した上で、家計管理、資金計画、つみたて NISA 等の税制優遇制度や年金制度、多様化する金融商品・サービスなどについて、気軽に相談し、継続的に良質なアドバイスを受けられる環境を整備することが重要である。

そのため、インベストメント・チェーンにおいて顧客と販売会社の間に入り、顧客の判断をサポートするアドバイザーの役割は大きい。また、そのアドバイスについては、顧客の立場に立って、全体最適を考えて行われること、その上で、投資を行う場合は、ポートフォリオ[17]としての提案ができることが必要である。しかしながら、顧客の立場に立っていると謳いながら、特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われているケースが見られる[18]、顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかが分からない、等の課題

[17] 保険や不動産も含めた総合的な資産形成支援の視点が必要であるとの意見があった。

[18] こうした「アドバイス」を行う者がアドバイザーと認識されていることの妥当性について検討すべきとの意見もあった。

も指摘されている。

このため、様々な形で良質なアドバイスがより広く提供されるよう、環境整備を検討していく必要があるが、その方策の一つとして[19]、一定の中立性を有するアドバイザーの見える化に取り組むことが考えられる。具体的には、諸外国では、アドバイザーが提供できる商品・サービスの範囲や、顧客からのみ報酬を得ているかどうか等に着目している点を踏まえ、我が国においても、(i)アドバイザーが金融商品の販売を行う金融事業を兼業しておらず、家計の全体最適とポートフォリオの最適化の観点から、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能かどうか、(ii)金融商品の組成・販売会社からの手数料等を受け取らず、報酬は顧客からのみ得ているかどうか、等の基準を、例えばⅢにおいて述べる金融経済教育を推進する中立的な常設組織が設定し、基準に該当するアドバイザー（以下、「認定アドバイザー」という。）をリスト化・公表する[20]ことが考えられる。

一方、これまでの我が国における金融ビジネスの慣行や家計のアドバイス・サービスの利用状況を踏まえれば、認定アドバイザーが行うアドバイスが持続可能なビジネスとして成立させていくことには困難が伴うとの指摘もある[21]。そのため、こうしたサービスの立ち上がりを支援する観点から、Ⅲにおいて述べる金融経済教育の実施にあたり、認定アドバイザーの積極的な参加を促していくほか、認定アドバイザーからアドバイスを受ける個人に対する支援の可能性を検討すべきである。

認定アドバイザーが行う活動のうち、一定の金融商品への投資判断についてアドバイスをする場合には、投資助言業の登録が求められる。一方、特に個人のアドバイザーについては、投資助言業の登録が難しく、例えばつみたてNISAでどのような商品を購入すべきかといったアドバイスの提供が行われにくくなっているとの声も聞かれる。顧客が個別商品に関するアドバイスを受けられる機会を拡大する観点から、助言対象を例えばつみたてNISAやiDeCo[22]に絞った投資助言業について、投資家保護の観点に十分配意するとともに、

[19] アドバイザーとなり得る主体や、提供されるアドバイスには様々なものが考えられるところ、「Ⅱ２.（１）顧客等への情報提供」に述べた施策を含め、一定の中立性を有するアドバイザーの見える化以外の取組みについても、諸外国の事例も参考としながら、顧客の立場に立った良質なアドバイスの普及へ向けて議論を行っていく必要がある。

[20] アドバイザーをリスト化するに当たっては、投資助言業の登録の有無は問わないこととするのが適当であると考えられる。なお、不適切な事業者が排除されるようにすることが重要であるとの意見があったほか、アドバイザーはCFPや１級ファイナンシャル・プランニング技能士など相応の資格保有者や実務経験のある者が望ましいといった意見や、アドバイザーの行動が真に顧客の立場に立ったものであるかどうかをモニタリングする観点からは、将来的に、デジタル技術を活用し、個別の販売状況に関する詳細なミクロデータを収集し分析することが有益だとの意見があった。このほか、こうしたアドバイザーを規制対象として金融庁が監督し、法令違反に対応することも検討すべきとの意見や、アドバイスの対象となる金融商品には有価証券以外も含まれるため、将来的には金融サービス助言業という方向性を指向していくことが考えられるのではないかとの意見もあった。

[21] 顧客以外から報酬を得ることを禁止したイギリスにおいては、アドバイザーが富裕層へのサービス提供に注力し、顧客（資産形成層）が、自らが支払いたいと思える金額で必要なアドバイスを受けられないという問題も発生している点には、留意が必要。

[22] 登録要件の緩和を検討する業務の範囲については、企業型DCを含めるべきであるとの意見や、つみたてNISA等の制度内の商品についての助言に限定するのではなく、制度外でも金融機関等に推奨された金融商品について意見を求められた際に、その商品がつみたてNISAの対象商品である場合の助言は含めるべきではないか等の意見もあった。

監督のあり方や体制も検討しつつ、登録要件の緩和を検討していくべきである[23]。

以上の取組みを着実に実施するとともに、顧客が良質なアドバイスを気軽に受けられる環境を整備する観点から、今後とも、幅広い観点から家計に対するアドバイス・アドバイザーのあり方についての検討を継続していくべきである。

３．資産運用業

インベストメント・チェーン全体を高度化し、家計の安定的な資産形成を促進していく上で、資産運用業の高度化や、金融商品の組成・管理を行う金融機関における顧客本位の業務運営の確保は重要な課題である。このため、「中間整理」においては、プロダクトガバナンス[24]の確保とそのための運用会社のガバナンスの強化を図るため、「原則」の見直しや必要な制度化について検討を進めていくこととされた。

資産運用会社を含む金融商品の組成・管理者には、顧客利益最優先のガバナンス・業務運営が営業現場も含めて行われているかについての検証を、経営陣の責任の下で継続的に行うための態勢整備が求められる。

このうち、資産運用会社の独立性の確保については、日系の大手資産運用会社において社外取締役等のグループ外部からの人材登用の割合が増加するなど、ガバナンスに一定の進展が見られる。また、金融機関グループの親会社である持株会社・販売会社との利益相反を避けるため、資産運用会社社長と持株会社の役員の兼務体制を解消する例も出てきている。一方、取締役会で依然としてグループ販売会社出身の人材が多数を占める傾向が見られるほか、社外取締役についても、運用関連業務の経験者が少ないという課題が指摘されている。また、日本の資産運用会社は、金融機関グループにおける位置づけが明確でなく、グループ会社の枠を超えた発展をしていない、資産運用会社の経営をモニタリングできる社外取締役の機能強化が必要との指摘もある。

資産運用会社においては、想定顧客を明確にし、顧客利益を最優先して個別商品ごとに品質管理を行うプロダクトガバナンス体制を確立することが重要である。

商品組成の課題としては、組成する商品が想定している顧客層[25]の設定、そして実際に販売した顧客が当該商品について適合性を有していたかの検証が重要である。諸外国では、投資家の最善の利益を確保するため、資産運用会社と販売会社の相互連携による金融商品の適合性を検証する仕組みとして、両者に対してそれぞれの機能及び役割に応じた販売前及び販売後の商品の検証を求めるとともに、当該検証に必要な情報を相互に提供することを求めている。また、例えば商品組成時におけるコスト水準の設定に当たって、他社の同種商品のコスト水準を比較するのみで判断するなど、個別ファンドの運用方針の違いや自

[23] 個人向けの投資助言業であることを念頭に、個人のニーズに合った一定水準以上の知識・経験を有していることが必要であるとの意見があった。

[24] 想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者へ必要な情報を提供することや、商品組成・情報提供のあり方について継続的に評価・検証等を行うこと。

[25] 想定顧客属性については、運用のポリシーを示すなど資産運用会社等が投資してほしい顧客について記載することで、より明瞭なメッセージになるとの意見があった。

社の運用実績も踏まえた判断がなされていないといった点が指摘されている。

さらに、商品の管理・検証の課題としては、資産運用会社が自ら組成した商品について、コスト控除後のパフォーマンス検証が十分に行われていないケースや、長期にわたって運用成績が低迷するファンドについて、短期的なパフォーマンスの改善を受けて抜本的見直しの対象から外してしまうなど、長期視点での検証が行われていないケースも見られる。加えて、こうした検証結果に基づいた信託報酬水準の見直しが行われていない可能性も指摘されている。

以上のような、これまでの取組みの進展や指摘される課題も踏まえ、引き続き、資産運用会社等の金融商品の組成者・管理者について、金融グループ内における位置づけを明確化した上でのガバナンスや独立性の確保、顧客の最善の利益に適った商品組成・提供・管理を確保する枠組みであるプロダクトガバナンスの実践、組成会社・販売会社それぞれについて求められるべき機能及び役割の明確化を実現していくために必要な、「原則」の見直しやルール化に向けて、検討を深めていくべきである[26]。

Ⅲ　金融リテラシーの向上

個々人がそれぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行っていく上では、金融リテラシー[27]を向上させていくことが重要である。また、金融リテラシーの向上は、公正で持続可能な社会の実現に寄与するという意味においても、大きな意義がある[28]。2000年以降、金融審議会[29]等において、継続的に金融経済教育の重要性について指摘がなされ、「金融リテラシー・マップ」[30]に基づき、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体等において、ライフプランに応じた資産形成の啓発や投資体験に着目した教材の作成等、金融経済教育に関する取組みが実施されてきた。

しかしながら、金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査」等の調査結果によれば、

・学校、大学、勤務先で金融経済教育を受けたとの認識がある者はアンケート回答者の全体の約７%に留まり、経年で見ても横ばいで推移している

[26] このほか、例えば「原則６」に関して、組成会社に対して目論見書等に想定顧客属性を明記すること、取締役に対して目論見書から逸脱した商品組成となっていないかを求め、販売業者に属性に沿った販売を求めることを法令上整備すべきである、あるいは、組成会社等に顧客のリスク許容度を範囲付けるプリンシプルベースの基準を示すべきであるとの意見や、こうした意見を踏まえ、組成会社等においてまずもって自発的な取組みが求められるとの意見もあった。

[27] 金融広報中央委員会（2012）「OECD/INFE金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」（仮訳）は、金融リテラシーを「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の幸福を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度および行動の総体」と記載。

[28] 「金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に資献していくことにある。」（平成25年６月28日閣議決定（平成30年３月変更）「消費者教育の推進に関する基本的な方針」）

[29] 平成15年12月24日金融審議会金融分科会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」

[30] 金融経済教育研究会が2013年４月にとりまとめた報告書を踏まえ、同年６月に設置された金融経済教育推進会議が策定（2014年６月策定。2015年６月改訂）。

・長期投資や分散投資等のリスク抑制効果を認知している者は４割程度に留まる

・企業型DCの事業主による継続投資教育を受けたと回答する加入者も１割に過ぎない[31]

などの結果が示されており、金融経済教育が広く国民に行き届いているとは言えない状況にある。また、金融経済教育を実施する主体が民間の金融関係団体や個別の金融機関では、社会人を中心とする受け手に敬遠されるのではないかとの指摘もある。

このような取組みの全体的な量の少なさや提供される側の受け止めといった課題のほか、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体等による金融経済教育に関する取組みが十分調整されておらず、非効率的な面もあるため、諸外国の事例[32]も踏まえ、関係者間での取組みの調整、業界横断的な取組みや金融経済教育の推進主体の常設化が必要との意見があった。こうした指摘を踏まえ、国民の資産形成への自助努力を支援し、家計の資産所得を増やすため、誰一人取り残さず、広く、定期的に金融経済教育を受ける機会が提供されるよう、国全体として、中立的な立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための常設組織を早急に構築すべきである[33]。その際、最低限身に付けるべき金融リテラシーを体系的に整理した金融リテラシー・マップの内容を踏まえつつ、家計管理や生活設計等のほか、消費生活の基礎や社会保障・税制度、金融トラブルに関する内容も含めて、広範な観点から金融リテラシーの向上に取り組むべきである。

金融経済教育の機会提供に当たっては、企業等における職域での取組みが鍵となる。中堅・中小企業が置き去りにされないよう留意しながら、企業等において広くセミナーや個別相談等を行うなど、Ⅱ２.（２）においてリスト化に取り組むべきとされた認定アドバイザーの参加を得ながら積極的な活動に官民一体となって取り組むべきである。

実際に金融経済教育を推進するに当たっては、施策ごとのKPI設定や効果検証を進めるほか、ゲームやエンターテインメントの要素を盛り込むなど無関心層にも興味を持たせるための工夫も検討すべきである[34]。また、個人の行動変容を促すためには、金融経済教育とともに、個人の立場に寄り添ったアドバイザーの役割が重要である。金融経済教育と顧客の立場に立ったアドバイスは地続きであるとの認識の下、両者を一体として捉え、統合的に取組みを進めていくべきである。

[31] 継続投資教育のほか、DCの指定運用方法（デフォルト商品）を見直すことも期待されるとの意見があった。

[32] 英国では、2018年に成立した「金融ガイダンス法」に基づき、2019年４月に金融取引・年金に関する情報提供等を行う複数の政府機関を統合して“The Money and Pensions Service”（MaPS）を設立。MaPSは、政府外の公的機関として、英国民に対して、債務アドバイスや金融取引・年金に関する情報提供等を実施。一方、米国では、2003年に制定された「金融リテラシー教育改善法」に基づき、「金融教育リテラシー委員会」（FLEC: Financial Literacy and Education Commission）が設立。FLECは、各省庁等における金融教育に関する取組みを一体的に進めるための調整・情報収集の役割を担う。

[33] 資産形成に関するアドバイスを受けたいが、その費用を払うことができない層も一定数いることが考えられるので、公的機関によるアドバイザーの収入確保等も含めた支援を考える必要があるとの意見があった。

[34] 特定の事業者や地方自治体に限ることなく誰もが参加・アクセスできるようにする仕組みが重要であり、デジタル技術を活用したコンテンツやデジタルイベントなどの開催があり得るといった意見があった。

Ⅳ　総合的な資産形成支援

家計の安定的な資産形成の実現に向けた利用者の利便向上とその保護のための施策は、つみたてNISAやiDeCo等の税制優遇制度の普及、金融リテラシーの向上、金融・資本市場に関係する事業者・年金等の監督等、広範に及ぶため、国全体として総合的に進めていくことが重要であると考えられる。

あわせて、国だけではなく、地方自治体や民間企業による主体的な取組みと国との連携も不可欠であると考えられる。地方自治体が行っている健康診断のように、金融経済教育や資産形成支援についても、例えば、地方自治体や民間企業がつみたてNISA等の普及や利用促進を図るため職員・社員向けセミナーを開催するなど、身近な場所で、定期的に、資産形成を開始したり、見直したりする機会が得られるような取組み[35]を広く進めることが重要である。

多様な国民が存在することを想定し、国民本位で、資産形成支援に関連するきめ細かい施策を、関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、政府は「基本的な方針」を策定すべきである。そうした方針も踏まえ、国・地方自治体・企業等による取組みと併せて、広く国民に訴求する広報戦略を展開するなど、効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施することが考えられる。

Ⅴ　おわりに

今後、関係者において、本報告書に示された考え方を踏まえて制度の見直し等の必要な対応が進められることが期待される。また、当タスクフォースにおいては、継続して検討すべきとされた課題等について引き続き検討を行っていく。

[35] 健康診断において「診断」が有益であるように、こうした取組みにおいても診断（個別相談）が重要であるとの意見があった。

複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について

2023年4月18日
日本証券業協会

Ⅰ．改正の趣旨

本協会においては、2010年9月に金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の内容等を踏まえ、投資家保護のより一層の充実を図るため、デリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直しに伴い、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」という。）等本協会規則の一部改正を行った。また、当該改正において、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（以下「複雑な仕組債等」という。）については、合理的根拠適合性の検証、勧誘開始基準の設定、重要事項の説明に関して、それぞれの考え方（ガイドライン）を示すことにより、協会員に対し適切な販売勧誘態勢の整備を求めている。

複雑な仕組債等については、当該改正から10年以上が経過する間に、複雑な仕組債等を取り扱う協会員の裾野の拡大、商品性の多様化や当時はあまり想定されなかった販売形態の出現など、その環境に大きな変化が見られており、それに伴い複雑な仕組債等の販売勧誘に関して投資者から寄せられる苦情件数の増加や問題点の指摘がなされているところである。

今般、こうした状況を踏まえ、複雑な仕組債等について、顧客に対する適切な販売勧誘を実現するため、投資勧誘規則、関係ガイドライン及び広告指針について一部改正を行うこととする。

Ⅱ．改正の骨子

1．「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正（別紙１）

複雑な仕組債等について、１年以内に同種の有価証券を販売する場合であっても、契約を締結しようとする都度、注意喚起文書を交付することとする。

（第６条の２）

2．「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第３条第３項の考え方」（合理的根拠適合性ガイドライン）（別紙２）

(1) 合理的根拠適合性の導入の背景・趣旨に鑑み、「考え方」に示された例示等を実践すれば十分であると安易に考えるのではなく、自社の顧客層や販売形態等を踏まえ、適切に検証を行う必要がある旨を示す。また、顧客本位の業務運営の徹底が強く求められていることから、「考え方」で示された内容にとどまらず、顧客本位の良質なサービスを提供するためのベスト・プラクティスを目指して、各協会員において主体的に創意工夫を発揮していく必要がある旨を示す。

（１．投資勧誘規則における合理的根拠適合性の考え方）

(2) 複雑な仕組債等を始めとする複雑でリスクの高い商品については、経営陣（代表取締役又は代表執行役）が適切に関与することが必要な旨を示す。例えば、複雑でリスクが高い商品の自社の収益に占める割合が一定以上の場合や経営戦略（方針）の変更により複雑でリスクが高い商品の取扱いを開始・拡大する場合には、経営陣が検証結果を確認する等、検証プロセスに直接関与する必要がある旨を示す。また、経営陣は、「販売対象顧客」と購入顧客との乖離、当該商品に係る取引や苦情の状況等について定期的に把握し、必要に応じて合理的根拠適合性の検証結果の確認や検証態勢の見直し、販売勧誘態勢の見直しを行う必要がある旨を示す。

（２．合理的根拠適合性の検証　柱書）

(3) 既に検証済みの商品とはスキーム（仕組債のタイプ、参照指標等）が異なる場合や、スキームが同様でも参照指標に係る市況、ノックインレベル等の各種条件が異なることによりリスク特性に重大な変化が生じるときには、「新たな有価証券等」として検証

を行う必要がある旨を示す。

（２．(１)①「新たな有価証券等」の考え方）

(4) 複雑な仕組債等については、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、自社がこれまで取り扱った仕組債のリスクとリターンを分析した上で、新たに販売しようとする仕組債のリスクとリターンの妥当性を検証するなど、定量的かつ一貫した方法で検証する必要がある旨を示す。

（２．(１)②「有価証券等の特性やリスク」の考え方イ）

(5) 複雑な仕組債等については、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、組成会社（自社において組成する場合には自社の組成部門等をいう。）から当該複雑な仕組債等の理論価格を入手し、販売価格との差額の妥当性を検証するなど、定量的かつ合理的な方法で検証する必要がある旨を示す。

（２．(１)②「有価証券等の特性やリスク」の考え方ロ）

(6) 複雑な仕組債等については、少なくとも、例えば、想定顧客属性と整合的か、最大想定損失額を踏まえた損失を許容できるか、店頭デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できるか、参照指標の動向について見通しをもつことができるか等の観点から、顧客属性や金融資産の状況、投資目的、投資経験、リスク許容度等を勘案して、販売対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証する必要がある旨、また、「勧誘開始基準」は一定のリスクグレード群ごとに基準を設定することが認められているのに対し、「販売対象顧客」は個々の有価証券等ごとに検証するものであるため、一般的には「販売対象顧客」は「勧誘開始基準」に比べ、より具体的・より限定的な基準により検証する必要がある旨を示す。

（２．(２)①「一定の顧客」の考え方）

(7) 複雑な仕組債等については、自社における販売対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証する基準として少なくとも以下のような基準により検証する必要がある旨を示す。

- 想定顧客属性と整合的な顧客
- 複雑な仕組債等のリスクとリターンに即した投資目的・投資意向を有している顧客

- 保有金融資産の額が一定金額以上の顧客
- 保有金融資産のうち、複雑な仕組債等の高リスク商品の割合が●割未満の顧客
- デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できる投資経験や知見・知識を有する顧客
- 参照指標の動向について見通しをもつことができる投資経験や知見・知識を有する顧客

（２．(２)①「一定の顧客」の考え方）

(8) 「販売対象顧客」に適合しないことが明らかな顧客に対しては勧誘を行わないなど、「販売対象顧客」以外への販売が広がらないよう十分に留意する必要がある旨を示す。

（２．(３) 販売方法の検討）

(9) インターネットでの販売形態に対応した留意点として、インターネット販売においても、「販売対象顧客」の範囲に沿った販売がされるよう、画面上での顧客の意思表示の仕組みや表示等を工夫する必要がある旨を示す。

（２．(３) 販売方法の検討）

(10) 複雑な仕組債等の「販売対象顧客」の確認には、少なくともコンプライアンス部門が関与する必要がある旨を示す。

（２．(４) 検証に関与する部署）

(11) 仲介（いわゆる銀行仲介を含む）を利用する販売形態に対応した留意点として、以下の内容を示す。

- 自社の「販売対象顧客」を始め合理的根拠適合性の検証結果を仲介の委託先に共有し、自社の想定する「販売対象顧客」以外への販売が広がらないよう、十分に留意する必要がある旨
- 自社の「販売対象顧客」を始め合理的根拠適合性の検証結果については、必要に応じて、仲介の委託先の社員等にも研修等を行うことが考えられる旨
- 仲介の委託先に共有した「販売対象顧客」と、金融商品仲介を通じて購入した顧客に乖離が生じていないかを定期的に把握し、必要に応じて金融商品仲介業者等との連携体制の見直しを行う必要がある旨
- 仲介の委託先に共有した「販売対象顧客」と金融商品仲介を通じて購入した顧客との乖離が数多くみられる場合には、当

該乖離を解消するよう、委託先との間で販売勧誘態勢に係る見直しについて検討を行う必要がある旨

（２．(６) 金融商品仲介業者等との連携）

(12) 関係会社等から顧客紹介を受けて金融商品の提供を行うビジネスモデルを採用する協会員においては、当該関係会社等の役職員が個別商品の示唆や説明など顧客紹介行為の範囲を超えて顧客紹介がなされることないよう当該関係会社等と連携し、自社における複雑な仕組債等の「販売対象顧客」の考え方を顧客紹介元となる関係会社等に共有すること等により、「販売対象顧客」に合った顧客紹介が行われるよう配慮する旨を示す。

（２．(７) 顧客紹介元業者等との連携）

(13) 合理的根拠適合性の検証結果の社内周知・営業員等への社内研修の内容や方法を例示するとともに、特にリスク過小評価（リターン過大評価）の可能性など顧客の行動特性等を踏まえた研修となるようにする旨を示す。

（３．社内教育等の検討）

(14) Q＆A形式を改めるほか、その他所要の改定を行う。

3．「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第５条第２項の考え方」（勧誘開始基準ガイドライン）（別紙３）

(1) 勧誘開始基準の背景・趣旨に鑑み、「考え方」に示された例示等を実践すれば十分であると安易に考えるのではなく、自社の顧客層や販売形態等を踏まえ、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準のもと、適切な勧誘が行われるよう努める必要がある旨を示す。

（問１）

(2) 複雑な仕組債等の勧誘開始基準の設定にあたり、デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解することができない顧客や参照指標の動向についての見通しをもち得る知見・知識を有しない顧客が勧誘対象に含まれないよう、一定の投資経験がない顧客は、たとえ他の基準を満たしていたとしても勧誘対象に含まれることのないように基準を設定する必要がある旨を示す。また、勧誘対象とすべきでない顧客類型の例として、安定運用を目的としているなど大きな損失が発生した際には想定していた生活の維持又はライフプランの実現が困難となるような顧客を示す。

（問３）

(3) 顧客が勧誘開始基準に適合していることをもって、直ちに複雑な仕組債等の勧誘を行うことが適当であると判断するのではなく、「販売対象顧客」に適合しないことが明らかな顧客は勧誘対象として適切な顧客とは言えない旨を示す。また、販売に当たっては、当該複雑な仕組債等の購入が顧客に適していると考えられる理由があるかを慎重に検討し、当該顧客への説明と確認を行ったうえで、当該複雑な仕組債等の参照指標の動向についての当該顧客の見通しを確認することも考えられる旨、一定の投資ニーズがあることだけをもって販売を行うことのないよう留意する必要がある旨を示す。

（問６）

(4) 仲介（いわゆる銀行仲介を含む）を利用する販売形態に対応した留意点として、自社の「勧誘開始基準」を仲介の委託先に共有し、自社で勧誘可能な顧客以外への勧誘が広がらないよう、十分に留意する必要がある旨を示す。

（問８）

(5) その他所要の改定を行う。

4．「広告等に関する指針」の一部改正（別紙４）

(1) 複雑な仕組債等に係る表示上の考え方等として、以下の内容を追加する。

- 銘柄名の前に「複雑な仕組債」、付近にリスク特性を表示する旨及びこれらの表示方法
- 「仕組債への投資が向かない顧客の属性」等を表示する旨
- ノックイン条件及びノックアウト条件の表示に関する留意事項
- 金利の表示方法、発行体の格付、保証者の表示に関する留意事項

（第２部Ⅲ．４．(10)及びⅣ．１．(３)⑪）

(2) その他所要の改正を行う。

5.「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第３条第４項の考え方」（重要事項説明ガイドライン）（別紙５）

(1) 複雑な仕組債等を販売する際の説明に係る「重要な事項」として、「販売対象顧客の属性、商品性、資金の性質や顧客が保有する金融資産に占める割合に照らして、当該仕組債の購入が顧客に適していると考えられる旨とその理由」等を追加する。

（３．Ｑ１及び５．Ｑ１）

(2) 早期償還後に再度勧誘する場合も説明を簡略化すべきではない旨、重要事項の理解を妨げるような説明（高金利、高格付、保証付、確定利付であることの過度な強調、ノックイン水準が低いこと等を理由にノックインが発生する可能性が低いことを強調し、安心感を与えるような説明を行うこと）をすべきではない旨及び説明の際に顧客が正しくリスクを理解していることに不安が残る場合には、勧誘を継続すべきか慎重に検討すべき旨を示す。

（３．Ｑ２及び５．Ｑ２）

(3) インターネットでの販売形態に対応した留意点として、インターネット取引において個別の顧客への勧誘を伴わない場合には、「販売対象顧客の属性、商品性、資金の性質や顧客が保有する金融資産に占める割合に照らして、当該仕組債の購入が顧客に適していると考えられる旨とその理由」の説明は、当該仕組債の購入が自らに適していることを顧客自身が確認する方法とすることも考えられる旨を示す。

（３．Ｑ２及び５．Ｑ２）

(4) その他所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、2023 年７月１日から施行する。

Ⅳ. その他

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（2022 年 12 月９日）[1]及び金融庁「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」（2022 年５月）[2]等を踏まえ、複雑な仕組債等の組成コストの開示やリスク・リターンの分析・開示等のあり方について検討を行い、本協会の「『重要情報シート』に関するＱ＆Ａ」等により６月末までに協会員に周知する。

○　本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会　自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

[1] 金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（2022 年 12 月９日）において、「仕組債の組成コストが顧客の購入判断に与える影響の重要性に鑑みれば、販売会社が組成会社に対して組成コストを開示するよう働きかけるとともに、組成会社においては開示に対応できる体制を整備すべきであり、こうした取組みを担保するための制度面での対応が求められる。」とされている。
[2] 金融庁「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」（2022 年５月）において、「投資信託などの多くの商品では、重要情報シートなどにリスク、リターンやコストの実績値などが掲載されている。仕組債も…[中略]…顧客向けの情報提供が充実されることが望ましい。」とされている。

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令 和 ５ 年 ４ 月 18 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（注意喚起文書の交付等） **第 ６ 条の２**　協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、第１号から第３号に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前１年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第 15 条第２項第２号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。 １　有価証券関連デリバティブ取引等（金商業等府令第 116 条第１項第３号イ又はロに規定する取引を除く。） ２　特定店頭デリバティブ取引等 ３　商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等 ４　店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債 ５　店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託 **付　　則** この改正は、令和５年７月１日から施行する。	**（注意喚起文書の交付等）** **第 ６ 条の２**　協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前１年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第 15 条第２項第２号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。 １～５　　（ 同　　左 ）

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第3項の考え方」
（合理的根拠適合性ガイドライン）改定について

令和５年４月 18 日
（下線部分変更）

新	旧
協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 **第3条第3項の考え方** 平成 23 年２月１日 令和２年６月２日改訂 令和５年４月 18 日改訂	**協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則** **第3条第3項の考え方** 平成 23 年２月１日 令和２年６月２日改訂
○「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」という。）第３条第３項（平成 23 年４月１日施行）の考え方は、以下のとおりです。	○「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第３条第３項（平成 23 年４月１日施行）の考え方は、以下のとおりです。
1．投資勧誘規則における合理的根拠適合性の考え方 （１）導入の背景・趣旨 「投資勧誘規則」第３条第３項 “協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）の販売を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。”	問１　「協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）の販売を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。」と規定されているが、当該条文が規定されることとなった経緯は、何か。

新	旧
本条文は、平成 22 年９月 13 日付で金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の中で、金融庁から自主規制による販売勧誘ルールの強化として、求められているものの一つです。 この中では、「適合性の原則等の具体化」として、「個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託については、適合性の原則等を具体化する自主規制ルールの策定を求める。」とされ、具体的には、「商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）、投資者へ販売する商品としての適否を事前検証（合理的根拠適合性）など」が求められています。 これは、一部のデリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品が、多額の資産を有さず、高度な理解力も有していないと思われる高齢者に販売され、想定外の大きな損失を被った等の苦情が、消費者団体等に多数寄せられていたことが背景にあります。 本条文は、上記「合理的根拠適合性」を具現化するものとして規定したもので、協会員が当該協会員にとって新たな有価証券等を顧客に販売する場合にあっては、当該有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを事前に検証し、合理的な根拠に基づき当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならないことを規定しています。	本条文は、平成 22 年９月 13 日付で金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の中で、金融庁から自主規制による販売勧誘ルールの強化として、求められているものの一つです。 この中では、「適合性の原則等の具体化」として、「個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託については、適合性の原則等を具体化する自主規制ルールの策定を求める。」とされており、具体的には、「商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）、投資者へ販売する商品としての適否を事前検証（合理的根拠適合性）など」が求められております。 この背景としては、一部のデリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品が、多額の資産を有さず、高度な理解力も有していないと思われる高齢者に販売され、想定外の大きな損失を被った等の苦情が、消費者団体等に多数寄せられていることがあります。 本条文は、上記「合理的根拠適合性」を具現化するものとして、規定したものであり、協会員が当該協会員にとって新たな有価証券等を顧客に販売する場合にあっては、当該有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを事前に検証し、合理的な根拠に基づき当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならないことを規定しています。

新	旧
（２）「合理的根拠適合性」とは 金融商品取引法第 40 条では、適合性の原則として、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。」がないようにしなければならないと規定しています。つまり、適合性とは個々の顧客に対する勧誘の適正性を問うものとなっています。 それに対して合理的根拠適合性は、販売しようとする有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを求める考え方です。また、その前提として、販売を行う者（協会員とその営業員）が当該有価証券等について十分に理解していなければならないということにもなります。 ここで注意が必要なのは、自社において取り扱うことに合理性がある有価証券等であること（当該有価証券等に適合する顧客が一定数いること）を確認することのみが合理的根拠適合性の検証ではなく、その対象顧客を想定するために必要と考えられる一連の対応（以下の２．及び３．において実施が求められる各種検討・検証と顧客への適切な販売勧誘を確保するための態勢整備）を適切に履行して、初めて“当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客”を想定した（合理的根拠適合性を検証した）と言えることです。	問２　「合理的根拠適合性」とは、どのようなことを指すのか。 金融商品取引法第 40 条では、適合性の原則として、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。」がないようにしなければならないと規定しています。つまり、適合性とは個々の顧客に対する勧誘の適正性を問うものとなっています。 それに対して合理的根拠適合性は、勧誘しようとする有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを求める考え方です。なお、ここで言う「一定の顧客」とは、顧客属性や金融資産の状況、投資経験、リスク許容度等を勘案して、合理的な根拠に基づき投資を行う対象顧客の範囲が想定できることを指していることに留意が必要です。 一定の顧客にとって投資対象としての合理性がある有価証券等であることを確認することは、言い換えれば販売を行う者（協会員）が当該有価証券等について十分に理解していなければならないと言うことになります。例えば、事前検証の結果、ある一定の顧客のみへの販売が想定された有価証券等については、その検証結果が一定の社内ルールに基づいて関連部署間で共有され、対象顧客の範囲の周知や必要に応じて勧誘開始基準を設ける、十分な社員教育を実施する等、適切な投資勧誘が行われるよう留意する必要があります。

新	旧
以下の2．及び3．においては、合理的根拠適合性の検証や社内教育等のあり方について各協会員に共通すると考えられる「考え方」を示していますが、協会員においては、前述の合理的根拠適合性の導入の背景・趣旨を鑑み、「考え方」に示された例示等を実践すれば十分であると安易に考えるのではなく、自社の顧客層や販売形態等を踏まえ、適切に“当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客”を検証するよう努める必要があります。 また、顧客本位の業務運営の徹底においては、特に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（以下「複雑な仕組債等」といいます。）について、「考え方」で示された内容にとどまらず、顧客本位の良質なサービスを提供するためのベスト・プラクティスを目指して、各協会員において主体的に創意工夫を発揮していく必要があります。	
2．合理的根拠適合性の検証 合理的根拠適合性の検証に関し、特に複雑な仕組債等を始めとする複雑でリスクが高い商品については、経営陣（代表取締役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が適切に関与することが必要です。例えば、複雑でリスクが高い商品の自社の収益に占める割合が一定以上の場合や経営戦略（方針）の変更により複雑でリスクが高い商品の取扱いを開始・拡大する場合	（　新　　設　）

新	旧
には、経営陣が検証結果を確認する等、検証プロセスに直接関与する必要があります。 また、複雑な仕組債等を始めとする複雑でリスクの高い商品を取り扱う協会員においては、経営陣は、(2)①で定める「販売対象顧客」と購入顧客との乖離、当該商品に係る取引や苦情の状況等について定期的に把握し、必要に応じて合理的根拠適合性の検証結果の確認や、検証態勢の見直しを行う必要があります。特に、当該「販売対象顧客」と購入顧客との乖離が数多くみられる場合には、当該乖離を解消するよう、合理的根拠適合性に係る見直しのみならず、販売勧誘態勢に係る見直しについても販売方法（対面・ネット等）に応じた検討を行う必要があります。 以下はどのような観点で検証を行うべきかを示しているものであり、(1)(2)(3)の順で行うことを求めているものではありません。これらの検証は一体として行うことも考えられますし、それぞれを別の部門で行うこともあり得ると考えられます。また、例えば、適格機関投資家限定での販売を想定する場合（(2)の検証に相当）に、(1)の検証は簡便に行う、又は省略するなど、対象有価証券等や対象顧客に応じて検証を行うことも考えられます。合理的根拠適合性の検証は、全ての有価証券等について同じレベルでの検証が必要なものではなく、上場商品や国債等のプレーンなものについては柔軟な対応が可能と考えます。商品性が複雑でないものや、社会的認知度の高いものについては簡便な検証をもって「一定の顧客」の有無や範囲を特定することも可能と考えられます。	

新	旧
(1)「新たな有価証券等」の特性やリスクの十分な把握 協会員は、当該協会員にとって「新たな有価証券等」の販売を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握する必要があります。 ① 「新たな有価証券等」の考え方 「新たな有価証券等」とは、本条文の施行日（平成23年4月1日）以後において、当該協会員にとって新たに顧客へ販売する商品や取引（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等）など、全ての有価証券の取引又はデリバティブ取引が対象になります。自社において組成する商品だけではなく、新たに販売しようとする投資信託や顧客に販売することを前提に他社から買い付ける債券等も含まれます。 ただし、一度検証を行った有価証券等について、必ずしも販売の都度、新たな検証を求めるものではありません。また、検証済みの有価証券等と同種の商品性やリスク特性であるものについては、同種であることの確認をもって検証を行ったと考えることができます。もちろん、これらの有価証券等の販売に際しては、投資者の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして、投資者の意向と状況に適合した投資勧誘を行うこととなると考えます。 なお、複雑な仕組債等の場合には、新たに販売しようとする複雑な仕組債等が既に検証済みの複雑な仕組債等とはスキーム（仕組債等のタイプ、参照する金融指標の別など）が異なるときや、スキームが同様であって	（　新　　設　） 問3　「新たな有価証券等」とは、どのような商品又は取引を指すのか。 「新たな有価証券等」とは、この改正の施行日以後において、当該協会員にとって新たに顧客へ販売する商品や取引（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等）など、全ての有価証券の取引又はデリバティブ取引が対象になります。自社において組成する商品だけではなく、新たに販売しようとする投資信託や顧客に販売することを前提に他社から買い付ける債券等も含まれます。 ただし、一度検証を行った有価証券等について、販売の都度、新たな検証を求めるものではありません。また、検証済みの有価証券等と同種の商品性やリスク特性であるものについては、同種であることの確認をもって検証を行ったと考えることができます。もちろん、これらの有価証券等の販売に際しては、投資者の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして、投資者の意向と状況に適合した投資勧誘を行うこととなると考えます。 また、この改正の施行日前から販売している有価証券等のうち、例えば、今回議論となった店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について、従来の社内体制に

新	旧
も、参照指標に係る市況やノックインレベル等の各種条件が異なることによりリスク特性に重大な変化が生じるときには、「新たな有価証券等」として検証を行う必要があります。 本規則では、「新たな有価証券等」を対象としていますが、環境等（市況の変動、制度変更、相談・苦情の状況など）が急変し、検証済み（本条文の施行日前から販売しているものを含む。）の既存の有価証券等のリスク等（価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなど）に重大な変化があったと考えられる場合には、必要に応じて、当該有価証券等の再検証を行い、例えば、販売対象先の変更や販売の停止等について検討することも考えられます。 検証する内容や深度、検証を行う部門、検証の手順等は、各社の実態に即して実質的に判断し、有価証券等の種類やリスク特性に応じて適切に行う必要があると考えます。 （　削　　る　）	おいて、一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有する有価証券等であることが確認されていないと認められる場合（販売対象先の検討が行われていない場合等）は、改めて検証を行うことが考えられます。 なお、本規則では、「新たな有価証券等」を対象としておりますが、環境等（市況の変動、制度変更、相談・苦情の状況など）が急変し、検証済み（この改正の施行日前からの販売しているものを含む）の既存の有価証券等のリスク等（価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなど）に重大な変化があったと考えられる場合には、必要に応じて、当該有価証券等の再検証を行い、例えば、販売対象先の変更や販売の停止等について検討することも考えられます。 検証する内容や深度、検証を行う部門、検証の手順等は、各社の実態に即して実質的に判断し、有価証券等の種類やリスク特性に応じて適切に行う必要があると考えます。 問4　「当該有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを事前検証する」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。 全ての有価証券等について同じレベルでの検証が必要なものではなく、上場商品や国債等のプレーンなものについては柔軟な対応が可能と考えます。合理的根拠適合性の検証目的は「少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであること」を確認することにあります

新	旧
②「有価証券等の特性やリスク」の考え方 「有価証券等の特性やリスク」については、以下の観点から検証を行う必要があります。 イ　リスクの種類と大きさ 顧客の被るリスクとして、どのようなものがあり、そのリスクがどのような際に生じるのか、また、その大きさは、顧客にとって合理的なものであるか等を検証することが考えられます。検証に当たっては、まず同種の商品性やリスク特性を有する有価証券等の検証	から、商品性が複雑でないものや、社会的認知度の高いものなどについては簡便な検証をもって、「一定の顧客」の有無や範囲を特定することが可能と考えられます。 一方、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託等については、より詳細な検証を行うことが考えられます。なお、以下はどのような観点で検証を行うべきかを示しているものであり、(1)(2)(3)の順で行うことを求めているものではありません。これらの検証は一体として行うことも考えられますし、それぞれを別の部門で行うこともあり得ると考えられます。また、例えば、適格機関投資家限定での販売を想定する場合（(2)の検証に相当）に、(1)の検証は簡便に行う、又は省略するなど、対象有価証券等や対象顧客に応じて検証を行うことも考えられます。 (1)　販売する有価証券等の確認 ①　リスクの種類と大きさ 顧客の被るリスクとして、どのようなものがあり、そのリスクがどのような際に生じるのか、また、その大きさは、顧客にとって合理的なものであるか等を検証することが考えられます。検証に当たっては、まず同種の商品性やリスク特性を有する有価証券等の検証

新	旧
を既に行っているかの確認を行い、該当するものがない場合は当該有価証券等の検証を行うことが考えられます。 検証は商品特性に応じて行うものとし、特に複雑な仕組みを有するものについては、下記項目等について各種のシミュレーションや比較・分析を行う等して慎重に検証することが考えられます。なお、下記は例示であってリスクの種類はこれに限られるものではありません。また、複雑な仕組債等については、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、リスクとリターンの構造が複雑であることを踏まえ、自社がこれまで取り扱った仕組債のリスクとリターンを分析した上で、新たに販売しようとする仕組債のリスクとリターンの妥当性を検証するなど、定量的かつ一貫した方法で検証する必要があります。 ・価格変動リスク：金利、株価、為替レート、商品価格等の変動による影響とその大きさ ・信用リスク：当該商品のデフォルト発生の可能性、及び発行体、保証体、カウンターパーティ、原資産等の信用悪化がもたらす当該商品への影響 ・流動性リスク：当該商品の換金性及び原資産の流動性不足がもたらす当該商品への影響 ロ　費用とパフォーマンス	を既に行っているかの確認を行い、該当するものがない場合は当該有価証券等の検証を行うことが考えられます。 検証は商品特性に応じて行うものとし、特に複雑な仕組債等を有するものについては、下記項目等について各種のシミュレーションや比較・分析を行う等して慎重に検証することが考えられます。なお、下記は例示であってリスクの種類はこれに限られるものではありません。 ・価格変動リスク：金利、株価、為替レート、商品価格等の変動による影響とその大きさ ・信用リスク：当該商品のデフォルト発生の可能性、及び発行体、保証体、カウンターパーティ、原資産等の信用悪化がもたらす当該商品への影響 ・流動性リスク：当該商品の換金性及び原資産の流動性不足がもたらす当該商品への影響 ②　費用とパフォーマンス

新	旧
顧客が支払うこととなる費用について検証します。ここで、費用とは手数料、信託報酬、金利等が考えられますが、その額（料率）の大小自体が問題となるのではなく、その額（料率）が合理的なものであるか、顧客にとって納得性のあるものかについて、商品特性や取引慣行等に照らして検証することになります。例えば、現在販売している投資信託に比して販売手数料率や信託報酬率が高い投資信託の販売を予定する場合は、当該料率の合理性に関して検証することが考えられます。また、複雑な仕組債等については、コスト構造が複雑であることを踏まえ、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、組成会社（自社において組成する場合には自社の組成部門等をいう。以下同じ。）から当該複雑な仕組債等の理論価格を入手し、販売価格との差額の妥当性を検証するなど、定量的かつ合理的な方法で検証する必要があります。 顧客が得られるであろうパフォーマンスについては、商品特性等に比して合理的なものであるかを検証します。例えば、複雑な仕組みを有するものについては、投資対象となる有価証券等に比して合理的であるかを検証することが考えられます。また、同じ投資対象でより簡単な仕組みのものやよりリスクの小さなもので同等のパフォーマンスを得ることができないか等について検証することが考えられます。この検証においても、利率や想定される投資利回り等の数値が合理的なものであるかが重要なポイントとなると考えられます。特に、上述の費用の多寡がパフォーマンスに影響している場	顧客が支払うこととなる費用について検証します。ここで、費用とは手数料、信託報酬、金利等が考えられますが、その額（料率）の大小自体が問題となるのではなく、その額（料率）が合理的なものであるか、顧客にとって納得性のあるものかについて、商品特性や取引慣行等に照らして検証することになります。例えば、現在販売している投資信託に比して販売手数料率や信託報酬率が高い投資信託の販売を予定する場合は、当該料率の合理性に関して検証することが考えられます。 また、顧客が得られるであろうパフォーマンスについて、商品特性等に比して合理的なものであるかを検証します。例えば、複雑な仕組を有するものについては、同種のスキームの既存商品や投資対象となる有価証券等に比して合理的であるかを検証することが考えられます。また、同じ投資対象でより簡単な仕組のものやよりリスクの小さなもので同等のパフォーマンスを得ることができないか等について検証することが考えられます。この検証においても、利率や想定される投資利回り等の数値が合理的なものであるかが重要なポイントとなると考えられます。

新	旧
合、検証において費用額の設定の適否をよく検討する必要があります。	
（２）一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることの事前検証 協会員は、上記（１）において「新たな有価証券等」の特性やリスクを十分に把握した上で、当該有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを事前検証する必要があります。 ①「一定の顧客」の考え方 「一定の顧客」とは、顧客属性や金融資産の状況、投資経験、リスク許容度等を勘案して、合理的な根拠に基づき投資を行う対象顧客の範囲が想定できることを指していることに留意が必要です。 特に複雑な仕組債等については、組成会社においてどのような顧客を想定して組成された商品であるか（以下「想定顧客属性」といいます。）、商品供給元業者等（組成会社やそれ以前である金融商品取引業者等）に確認したうえで、自社の顧客に照らし、当該複雑な仕組債等に適合する顧客が想定されるかを自社の責任において十分に検証する必要があります。 対象顧客については、少なくとも以下の観点から検証する必要があります。 イ　販売対象顧客 上記(1)の検証結果を踏まえ、販売対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証します。	(2)　販売する投資者の確認 ① 対象となる顧客 上記(1)の検証結果を踏まえ、販売対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証します。

新	旧
その結果、当該有価証券等に適合する顧客が自社において想定できない場合には販売を行わないものとします。 なお、複雑な仕組債等に関しては、少なくとも、例えば、想定顧客属性と整合的か、最大想定損失額を踏まえた損失を許容できるか、店頭デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できるか、参照指標の動向について見通しをもつことができるか等の観点から、顧客属性や金融資産の状況、投資目的、投資経験、リスク許容度等を勘案して、販売対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証する必要があります。また、「組織開始基準」は、一定のリスクグレード群ごとに基準を設定することが認められているのに対し、「販売対象顧客」は個々の有価証券等ごとに検証するものです。したがって、一般的には、「販売対象顧客」は、「組織開始基準」に比べ、より具体的・より限定的な基準により検証する必要があります。 複雑な仕組債等に関しては、少なくとも以下のような基準により、自社における販売対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証する必要があります。 ・想定顧客属性と整合的な顧客 ・複雑な仕組債等のリスク（価格変動リスクの大きさ、流動性リスクなど）とリターン（表面上の利率のほか、参照指標等（参照指標に連動する有価証券等を含む。）に直接投資した場合に得	その結果、当該有価証券等に適合する顧客が自社において想定できない場合には販売を行わないものとします。

新	旧
られる値上がり益を享受できないというリターンの性質を含む。）に即した投資目的・投資意向を有している顧客 ※一定の投資ニーズ（例：「キャピタルゲインではなくクーポンを求めるニーズ」、「高い利回りを求めるニーズ」、「債券に投資したいというニーズ」）を有することのみをもって、リスクとリターンに即した投資目的・投資意向を有している顧客とはならないことに留意が必要です。 ・保有金融資産の額が一定金額以上の顧客 ※複雑な仕組債等のリスクが顕在化した場合でも、顧客の保有金融資産に大きな影響が及ぼないような基準を設定するよう留意が必要です。 ・保有金融資産のうち、複雑な仕組債等の高リスク商品の割合が●割未満の顧客 ※複雑な仕組債等の高リスク商品の割合を保有金融資産の一定程度に抑える観点からの基準 ・デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できる投資経験や知見・知識を有する顧客 ・参照指標の動向について見通しをもつことができる投資経験や知見・知識を有する顧客 また、規則に基づき行うものとは別に、販売する有価証券等について、顧客に何らかの制限（例えば、「販売対象顧客」の条件設定や販売	また、規則に基づき行うものとは別に、販売する有価証券等について、顧客に何らかの制限（例えば、販売対象顧客の条件設定や販売禁止顧客の

新	旧
禁止顧客の選定）を付す必要があると判断した場合は、その内容を明確にすることが考えられます。 ロ　制限を付す場合の方法 （　現行どおり　） （３）　販売方法の検討 上記(1)、(2)の検証結果、及び、販売は公募とするのか、私募又は私売出しとするのか等を踏まえ、販売チャネル（インターネット販売を行うか等を含む。）や必要となる販売用資料（目論見書、契約締結前交付書面、広告等）の適切性について確認することが考えられます。 また、「販売対象顧客」に適合しないことが明らかな顧客に対しては勧誘を行わないなど、「販売対象顧客」以外への販売が広がらないよう十分に留意する必要があります。 インターネットによる販売においても、特に複雑な仕組債等については、上記(2)で検証した「販売対象顧客」の範囲に沿った販売がなされるよう、画面上での顧客の意思表示の仕組みや表示等を工夫する必要があると考えられます。例えば、顧客から確認書を徴求する際に、インターネット取引の画面を通じて当該複雑な仕組債等の「販売対象顧客」の範囲をわかりやすく示したうえで、顧客自身が当該範囲に合致しているか否かについて意思表示を行う仕組みが考えられます。	選定）を付す必要があると判断した場合は、その内容を明確にすることが考えられます。 ②　制限を付す場合、どのような方法で行うか （　省　略　） (3)　販売方法 上記(1)、(2)の検証結果、及び、販売は公募とするのか、私募又は私売出しとするのか等を踏まえ、販売チャネルや必要となる販売用資料（目論見書、契約締結前交付書面、広告等）の適切性について確認することが考えられます。 合理的根拠適合性においては、販売する者が当該有価証券等について十分に理解していることが重要ですから、販売チャネルの決定や必要となる販売用資料の作成に留まらず、営業社員に対する周知が大切です。特に複雑な仕組を有する有価証券等の場合は、社内研修等の教育を行うことも考えられます。

新	旧
（４）検証に関与する部署 販売する有価証券等の確認は、当該有価証券等を開発組成する商品部門や当該有価証券等を仕入れるトレーディング部門がリスク等の確認を行うべきものと考えます。その確認結果を踏まえて、当該有価証券等の「販売対象顧客」の確認は、セールスマネージメント部門及びリーガル部門やコンプライアンス部門が加わって行うことが望ましいと考えられます。ただし、複雑な仕組債等の「販売対象顧客」の確認に関しては、少なくともコンプライアンス部門が関与する必要があります。 なお、リーガルチェックやコンプライアンスチェックは、必ずしも独立した専門部署ではなく、例えば当該有価証券等の商品性が単純なものである場合やリスク度が小さいものである場合、また適格機関投資家のみを販売対象とする場合等は、商品部門等の内部管理者等が行う方法でも良いと考えられます。 また、関係各部署が参加する委員会等の組織において検証を行うことも考えられます。このような場合を含め、予め事前検証に関する社内態勢を定めておく必要があると考えられます。 （５）商品供給元業者等との連携	問５　事前検証は誰が行えば良いか。必ずリーガル部門やコンプライアンス部門が行わなければならないのか。 販売する有価証券等の確認は、当該有価証券等を開発組成する商品部門や当該有価証券等を仕入れるトレーディング部門がリスク等の確認を行うべきものと考えます。その確認結果を踏まえて、当該有価証券等に適合する顧客の確認は、セールスマネージメント部門及びリーガル部門やコンプライアンス部門が加わって行うことが望ましいと考えられます。 なお、リーガルチェックやコンプライアンスチェックは、必ずしも独立した専門部署ではなく、例えば当該有価証券等の商品性が単純なものである場合やリスク度が小さいものである場合、また適格機関投資家のみを販売対象とする場合等は、商品部門等の内部管理者等が行う方法でも良いと考えられます。 また、関係各部署が参加する委員会等の組織において検証を行うことも考えられます。このような場合を含め、予め事前検証に関する社内態勢を定めておく必要があると考えられます。 問６　事前検証は販売会社が行うこととされているが、自社ですべて行うことは困難と考えられる。当該有価証券等の供給先である他の金融商品取引業者等に委託することはできないか。

新	旧
合理的根拠適合性の趣旨は、販売者となる協会員が、販売する有価証券等を知り、自社の顧客に照らして当該有価証券等の適合性を確認することにありますから、事前検証は販売会社自身が行うべきものと考えられます。ただし、当該有価証券等のリスク等や想定顧客属性について、当該有価証券等の商品供給元業者等に確認することが必要です。ただし、この場合においても、最終的には当該有価証券等のリスクを十分に理解したうえで、自社の顧客がその想定される範囲に含まれるか等の確認を自社の責任において行う必要があると考えます。	制度の趣旨は、販売者となる協会員が、販売する有価証券等を知り、自社の顧客に照らして当該有価証券等の適合性を確認することにありますから、事前確認は販売会社自身が行うべきものと考えられます。ただし、当該有価証券等のリスク等の正確な確認や当該有価証券等に適合する顧客として想定される対象顧客の範囲について、当該有価証券等の組成者やいわゆる銘元である金融商品取引業者等の協力を得ることを妨げるものではありません。ただし、この場合においても、最終的には当該有価証券等のリスクを十分に理解したうえで、自社の顧客がその想定される範囲に含まれるか等の確認を行う必要があると考えます。
（6）金融商品仲介業者等との連携 金融商品仲介（いわゆる銀行仲介を含む。）や金融サービス仲介による販売の委託元となる協会員は、「販売対象顧客」を始め、合理的根拠適合性の検証結果について、仲介の委託先に共有し、自社の想定する「販売対象顧客」以外への販売が広がらないよう、十分に留意する必要があります。そのため、必要に応じて、仲介の委託先の社員等にも研修等を行うことが考えられます。また、仲介の委託先に共有した「販売対象顧客」と金融商品仲介を通じて購入した顧客に乖離が生じていないかを定期的に把握し、必要に応じて金融商品仲介業者等との連携体制の見直しを行う必要があります。特に、仲介の委託先に共有した「販売対象顧客」と金融商品仲介を通じて購入した顧客との乖離が数多く見られる場合には、当該乖離を解消す	（新　設）

新	旧
るよう、委託先との間で販売勧誘態勢に係る見直しについて検討を行う必要があります。 （7）顧客紹介元業者等との連携 関係会社等から顧客紹介を受けて金融商品の提供を行うビジネスモデルを採用する協会員においては、当該関係会社等の役職員が個別商品の示唆や説明など顧客紹介行為の範囲を超えて顧客紹介がなされることないよう当該関係会社等と連携する必要があります。 また、紹介先協会員において複雑な仕組債等が顧客に案内されることが想定される場合には、自社における当該商品の「販売対象顧客」の考え方について顧客紹介元となる当該関係会社等に共有するなど、「販売対象顧客」に合った顧客紹介が行われるよう配慮することが考えられます。	（新　設）
9．社内教育等の検討 （1）社内への周知 合理的根拠適合性の検証を行った部署は、当該有価証券等の商品性やリスク特性を含む当該検証の結果、「販売対象顧客」の範囲や妥当と考える販売方法について、社内に明確に伝達することが必要です。 （2）営業員への研修 合理的根拠適合性においては、販売する者が当該有価証券等について十分に理解していることが重要ですから、必要に応じて、社内等への	（新　設）

新	旧
周知に留まらず、営業員（仲介の委託先の社員等を含む。）への研修等を行うことが考えられます。 特に複雑な仕組債等については、商品自体のリスクや商品性だけでなく、当該複雑な仕組債等の勧誘を受ける顧客の行動特性（リスクを過小評価／リターンを過大評価する傾向等）や自社に寄せられた仕組債等に関する苦情の状況等を踏まえた研修プログラムも有効と考えられます。さらに、必要に応じて研修内容に関するテストを行い、営業員の理解度を確認することも考えられます。 （削　る）	問7　総合取引所において、協会員が商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を取り扱う場合に、合理的根拠適合性はどのように審査すればよいか。 本規則でいう「新たな有価証券等」には、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等が含まれるため、基本的に問1から問6までに記載の内容に沿った検証を行うことが考えられます。 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等は、対象商品によってリスク特性が異なるため、当該デリバティブの対象商品の種類ごとに検証を行う必要があると考えられます。また、同じ対象商品であっても、先物取引、オプション取引のように取引形態が異なれば、個別に検証を行う必要があると考えられます。 なお、商品先物取引法に基づき商品取引所内での取引を取り扱っていた場合でも、対象商品が総合取引所へ移管された際には、本規則第3条第3

新	旧
以　上	項に基づき、問1から問6までに記載の内容に沿った検証を行う必要があることに留意が必要です。 以　上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第５条の２の考え方」（勧誘開始基準ガイドライン）の一部改定について

令和５年４月18日
（下線部分変更）

新	旧
協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第５条の２の考え方 平成23年２月１日 令和５年４月18日改訂	**協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第５条の２の考え方** 平成23年２月１日
○「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第５条の２（平成23年４月１日施行）の考え方は、以下のとおりです。	○「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第５条の２（平成23年４月１日施行）の考え方は、以下のとおりです。
問１　「勧誘開始基準」が規定されることとなった経緯は、何か。	問１　「勧誘開始基準」が規定されることとなった経緯は、何か。
「勧誘開始基準」は、平成22年９月13日付で金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の中で、金融庁から自主規制による販売勧誘ルールの強化として、求められているものの一つであります。 この中では、「適合性の原則等の具体化」として、「個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託については、適合性の原則等を具体化する自主規制	「勧誘開始基準」は、平成22年９月13日付で金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の中で、金融庁から自主規制による販売勧誘ルールの強化として、求められているものの一つであります。 この中では、「適合性の原則等の具体化」として、「個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託については、適合性の原則等を具体化する自主規制

新	旧
ルールの策定を求める。」とされ、具体的には、「商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）、投資者へ販売する商品としての適否を事前検証（合理的根拠適合性）など」が求められていま す。 これは、一部のデリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品が、多額の資産を有さず、高度な理解力も有していないと思われる高齢者に販売され、想定外の大きな損失を被った等の苦情が、消費者団体等に多数寄せられていたことが背景にあります。 当該苦情の内容はそれぞれに様々なものがあると言えますが、こうした苦情が多数発生していたことについては、投資者と協会員との信頼関係の醸成、維持及び向上において好ましい状況とはいえません。 本協会の規則において定める「勧誘開始基準」は、前出の金融庁による公表が求める「商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）」することを具現化するとともに、協会員自らが勧誘する顧客を限定することによりこうした苦情が発生する蓋然性が高い投資勧誘を行わないようにする目的があります。 以降に勧誘開始基準の説明や、基準の設定・運用のあり方等について各協会員に共通すると考えられる「考え方」を示していま	ルールの策定を求める。」とされてお り、具体的には、「商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）、投資者へ販売する商品としての適否を事前検証（合理的根拠適合性）など」が求められております。 「勧誘開始基準」が求められる背景としては、一部のデリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品が、多額の資産を有さず、高度な理解力も有していないと思われる高齢者に販売され、想定外の大きな損失を被った、等の苦情が、消費者団体等に多数寄せられていることがあります。 当該苦情の内容はそれぞれに様々なものがあると言えますが、こうした苦情が多数発生していることについては、投資者と協会員との信頼関係の醸成、維持及び向上において好ましい状況とはいえません。 今回、本協会の規則において定める「勧誘開始基準」は、前出の金融庁による公表が求める「商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）」することを具現化するとともに、協会員自らが勧誘する顧客を限定することによりこうした苦情が発生する蓋然性が高い投資勧誘を行わないようにする目的があります。

新	旧
すが、協会員においては、前述の勧誘開始基準の背景・趣旨を鑑み、「考え方」に示された例示等を実践すれば十分であると安易に考えるのではなく、自社の顧客層や販売形態等を踏まえ、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準のもと、適切な勧誘が行われるよう努める必要があります。 また、顧客本位の業務運営の徹底においては、特に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（以下「複雑な仕組債等」といいます。）について、「考え方」で示された内容にとどまらず、顧客本位の良質なサービスを提供するためのベスト・プラクティスを目指して、各協会員において主体的に創意工夫を発揮していく必要があります。	
問３　「勧誘開始基準」とは、どのような基準を定めることを想定しているのか。具体的な数値基準を設けなければならないのか。	問３　「勧誘開始基準」とは、どのような基準を定めることを想定しているのか。具体的な数値基準を設けなければならないのか。
「勧誘開始基準」は、商品のリスク特性や顧客の性質に応じたものが求められます。適合性の原則や昨今のトラブル事例などを考慮した場合、以下の要件を踏まえた、勧誘基準を作成することが考えられます。	「勧誘開始基準」は、商品のリスク特性や顧客の性質に応じたものが求められます。適合性の原則や昨今のトラブル事例などを考慮した場合、以下の要件を踏まえた、勧誘基準を作成することが考えられます。
１．投資者の年齢・取引経験	１．投資者の年齢・取引経験

3

新	旧
「勧誘開始基準」の設定対象となる取引は、デリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品であることから、一定の理解力や判断力を有する顧客が対象となると考えられます。そこで、年齢や取引経験による基準を設けることが考えられます。 一般的には加齢とともに理解力や判断力は低下していくと考えられますし、過去の報道等では、独居高齢者や認知症高齢者に対する財産被害が相次いでいることなども挙げられていたことなどに鑑み、高齢者については、入念な確認を行うことを義務付けるなど、年齢を意識した基準の策定が有効であると考えられます。 もちろん、一定の年齢であるからといって、理解力がない、又は低いというものではなく、個人差もあります。したがって、年齢基準を設定する際は、一定の年齢基準だけをもって判断するのではなく、取引経験や財産の状況等も考慮した基準を設けることや、一定の年齢以上の顧客については顧客本人やご家族と面談して理解力等を確認することを条件とすることをもって「勧誘開始基準」とするなどの方法も考えられます。 また、取引経験については、例えば、過去に同様の取引を行っていることやデリバティブ取引の経験があるといった基準を設けることなどが考えられます。ただし、過去に同様の取引の経験が無ければ勧誘禁止としなければならないということ	「勧誘開始基準」の設定対象となる取引は、デリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品であることから、一定の理解力や判断力を有する顧客が対象となると考えられます。そこで、年齢や取引経験による基準を設けることが考えられます。 一般的には加齢とともに理解力や判断力は低下していくと考えられますし、昨今の報道等では、独居高齢者や認知症高齢者に対する財産被害が相次いでいることなども挙げられていることなどに鑑み、高齢者については、入念な確認を行うことを義務付けるなど、年齢を意識した基準の策定が有効であると考えられます。 もちろん、一定の年齢であるからといって、理解力がない、又は低いというものではなく、個人差もあります。したがって、年齢基準を設定する際は、一定の年齢基準だけをもって判断するのではなく、取引経験や財産の状況等も考慮した基準を設けることや、一定の年齢以上の顧客については顧客本人やご家族と面談して理解力等を確認することを条件とすることをもって「勧誘開始基準」とするなどの方法も考えられます。 また、取引経験については、例えば、過去に同様な取引を行っていることやデリバティブ取引の経験があるといった基準を設けることなどが考えられます。ただし、過去に同様の取引の経験が無ければ勧誘禁止としなければならないということ

4

新	旧
ではないと考えます。取引経験も理解力や判断力を測る基準と考えられますので、他の取引経験も含め、顧客との面談などにより理解力等の確認を行うことを条件とすることも考えられます。 特に、複雑な仕組債等については、少なくとも、デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解することができない顧客や参照指標の動向についての見通しをもち得る知見・知識を有しない顧客が勧誘対象に含まれないよう、一定の投資経験がない顧客は、たとえ他の基準を満たしていたとしても勧誘対象に含まれることのないように基準を設定する必要があります。 なお、取引経験については、時間とともに変化していくものであることから、例えば、何年も前の口座開設時等に作成した顧客カードの登録情報等により、機械的に判断するだけではなく、各社において、合理的と考える期間内に取得した情報に基づき判断することが必要であると考えられます。	ではないと考えます。取引経験も理解力や判断力を測る基準と考えられますので、他の取引経験も含め、顧客との面談などにより理解力等の確認を行うことを条件とすることも考えられます。 なお、取引経験については、時間とともに変化していくものであることから、例えば、何年も前の口座開設時等に作成した顧客カードの登録情報等により、機械的に判断するだけではなく、各社において、合理的と考える期間内に取得した情報に基づき判断することが必要であると考えられます。
２．投資者の財産の状況（主な収入形態や金融資産の状況） （　現行どおり　）	２． （　同　　左　） （　省　　略　）
３．投資者の投資目的・投資方針 「勧誘開始基準」の設定対象となる取引については、多くの	３．投資者の投資目的・投資方針 「勧誘開始基準」の設定対象となる取引については、多くの

5

新	旧
場合「投資元本の安全性確保」を投資目的や投資方針としている顧客や、「今後の生活資金による投資」である場合などには不適合であると考えられます。特に、複雑な仕組債等については、例えば退職金等により財産の状況の基準を満たしていたとしても、安定運用を目的としているなど、大きな損失が発生した際には想定していた生活の維持又はライフプランの実現が困難となるような顧客が勧誘対象に含まれることのないように基準を設定する必要があります。 また、投機目的であったとしても、投資者にはそれぞれリスクに対する許容度があると思われますので、投資目的のみを基準として勧誘開始基準を設定することは適切ではなく、顧客の理解力やリスクの許容度等も考慮した基準作成が考えられます。特に複雑な仕組債等については、「１．投資者の年齢・取引経験」、「２．投資者の財産の状況（主な収入形態や金融資産の状況）」及びその他事項を総合的に勘案し、勧誘開始基準を設定するよう留意する必要があります。 なお、投資目的・投資方針についても時間とともに変化していくものであることから、既存の顧客についても、その変化には十分な注意が必要であると考えられます。また、投資資金の性格によっても異なる場合があることにも留意する必要があります。	場合「投資元本の安全性確保」を投資目的や投資方針としている顧客や、「今後の生活資金による投資」である場合などには不適合であると考えられます。 また、投機目的であったとしても、投資者にはそれぞれリスクに対する許容度があると思われますので、リスクの許容度も考慮した基準作成が考えられます。 なお、投資目的・投資方針についても時間とともに変化していくものであることから、既存の顧客についても、その変化には十分な注意が必要であると考えられます。また、投資資金の性格によっても異なる場合があることにも留意する必要があります。

6

新	旧
４．　（　現行どおり　） なお、あまりに具体性を欠く基準やどのような顧客でも満たすこととなる基準では「勧誘開始基準」設定の趣旨に反することになりますので、実効性のある基準とするよう、留意する必要があります。	４．　（　省　　略　） （　同　　左　）
問４　「勧誘開始基準」は取引や商品ごとに定めなければならないのか。包括的に設定しても良いか。	問４　「勧誘開始基準」は取引や商品ごとに定めなければならないのか。包括的に設定しても良いか。
「勧誘開始基準」の設定対象となる複雑な仕組債等にも多くの種類があり、その商品性やリスクの内容も同じではありません。しかし、一つ一つの商品ごとに詳細な開始基準を定めると、運用が困難となり実効性を失うことにもつながりかねないことから、同様のリスク特性を有すると考えられる取引等を同じリスクグレード群として、そのグレード群ごとに基準を設け、社内で定めた手続きに基づいて、勧誘可能な顧客として管理することを妨げるものではありません。このような場合、予めリスク特性等ごとに「勧誘開始基準」の分類を設けておき、新しい商品を取り扱う際にはどの分類に属するかを定めるという方法も考えられます。 複雑な仕組債等については、スキームの差異によりリスクの内容等も変わるため、当該差異より生じるリスクの差異を勘案して	「勧誘開始基準」の設定対象となる店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託にも多くの種類があり、その商品性やリスクの内容も同じではありません。しかし、一つ一つの商品ごとに詳細な開始基準を定めると、運用が困難となり実効性を失うことにもつながりかねないことから、同様のリスク特性を有すると考えられる取引等を同じリスクグレード群として、そのグレード群ごとに基準を設け、社内で定めた手続きに基づいて、勧誘可能な顧客として管理することを妨げるものではありません。このような場合、予めリスク特性等ごとに「勧誘開始基準」の分類を設けておき、新しい商品を取り扱う際にはどの分類に属するかを定めるという方法も考えられます。

7

新	旧
複数の勧誘開始基準を設けること等が考えられます。 協会員において、販売する商品の商品性やリスクの内容に応じて、投資者保護の観点から、有効な基準を設定することが望ましいと考えます。	協会員において、販売する商品の商品性やリスクの内容に応じて、投資者保護の観点から、有効な基準を設定することが望ましいと考えます。
問５　「勧誘開始基準」を満たしているかの確認は、どのような体制で行うべきか。	問５　「勧誘開始基準」を満たしているかの確認は、どのような体制で行うべきか。
「勧誘開始基準」として想定される事項には、問３にもあるように数値のみでは測れないものや、時々刻々変化していくものも含まれます。これらの点を考えると、数値のみでは測れない複雑な仕組みの理解に関する項目については、営業担当者の主観のみで判断するのではなく、管理職者等（実質的に営業社員を管理している者であり、営業部門・内部管理部門のいずれに属していても可。以下同じ。）が営業担当者に対し、顧客の近況についてヒヤリングを行ったり、場合によっては管理職者等が直接顧客と面談を行ったりする等して、「勧誘開始基準」を満たしているかの確認や承認を行うことが考えられます。 また、数値基準が設定されておらず、確認することが容易ではない項目を設け、管理職者等による確認を義務付ける場合は、当該確認が行われたことが後日検証できるよう、協会員の業務方法やシステム環境に応じた管理態勢を併せて整備することが適当で	「勧誘開始基準」として想定される事項には、問３にもあるように数値のみでは測れないものや、時々刻々変化していくものも含まれます。これらの点を考えると、数値のみでは測れない複雑な仕組の理解に関する項目については、営業担当者の主観のみで判断するのではなく、管理職者等（実質的に営業社員を管理している者であり、営業部門・内部管理部門のいずれに属していても可）が営業担当者に対し、顧客の近況についてヒヤリングを行ったり、場合によっては管理職者等が直接顧客と面談を行ったりする等して、「勧誘開始基準」を満たしているかの確認や承認を行うことが考えられます。 また、数値基準が設定されておらず、確認することが容易ではない項目を設け、管理職者等による確認を義務付ける場合は、当該確認が行われたことが後日検証できるよう、協会員の業務方法やシステム環境に応じた管理態勢を併せて整備することが適当で

8

新	旧
あると考えられます。	あると考えられます。
問６　「勧誘開始基準」を適たしている顧客への販売にあたり留意すべき事項はありますか。 「勧誘開始基準」は、その基準に適合した顧客でなければ勧誘を行ってはならないとするものであり、また、一定のリスクグレード群ごとに基準を設定することが認められていることから、勧誘開始基準に適合していても、当該顧客に当該商品の販売を行うことが適当であるか慎重な検討が必要なケースがあると考えられます。 なお、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第３条第３項の考え方（合理的根拠適合性ガイドライン）」に基づく「販売対象顧客」は、勧誘開始基準とは別に、個々の有価証券等ごとに検証するものですので、一般的には、「販売対象顧客」は、「勧誘開始基準」に比べ、より具体的・より限定的な基準により設定されるものです。特に、複雑な仕組債等については、個々の有価証券等ごとに「販売対象顧客」を慎重に設定することが求められています。したがって、勧誘開始基準に適合していることをもって、直ちに複雑な仕組債等の勧誘を行うことが適当であると判断するのではなく、「販売対象顧客」に適合しないことが明らかな顧客は勧誘対象として適切な顧客とは言えないことに留意してください。また、販売に当たっては、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第３条第４項の考え方（重要事項説明ガイドライン）」において「重要な事項」として示されている「当該仕組債等の購入が顧客に適していると考えられる理由があるか」を慎重に検討し、当該顧客への説明と確認を行ったうえで、当該顧客の投資判断の基礎となる、当該複雑な仕組債等の参照指標の動向について当該顧客の見通しを確認する必要があると考えられます。その際、参考指標の動向の見通しが分からない顧客又は見通しを持ち合わせていない顧客は、販売対象として適切な顧客とは言えないことに留意してください。したがって、勧誘開始基準に適合した顧客について、一定の投資ニーズ（例：「キャピタルゲインではなくクーポンを求めるニーズ」、「高い利回りを求めるニーズ」、「債券に投資したいというニーズ」）があることだけをもって販売を行うことのないよう留意する必要があります。	（　新　　設　）

新	旧
問７　「勧誘開始基準」は、どのような頻度で確認するべきか。 （　現行どおり　）	問６　「勧誘開始基準」は、どのような頻度で確認するべきか。 （　省　　略　）
問８　金融商品仲介業者等を利用している場合の「勧誘開始基準」は、どのように考えるべきか。	（　新　　設　）

新	旧
金融商品仲介（いわゆる銀行仲介を含む。）や金融サービス仲介による販売の委託元となる協会員は、自社の「勧誘開始基準」を仲介の委託先に共有し、自社で勧誘可能な顧客以外への勧誘が広がらないよう、十分に留意する必要があります。 以　上	以　上

「広告等に関する指針」の一部改正について

2023 年 4 月 18 日
（下線部分変更）

新	旧
広告等に関する指針 **（平成２８年９月版）** **平成２９年１０月一部改正** **令和３年７月一部改正** **令和３年１１月一部改正** **令和５年４月一部改正**	**広告等に関する指針** **（平成２８年９月版）** **平成２９年１０月一部改正** **令和３年７月一部改正** **令和３年１１月一部改正**
はしがき （　現行どおり　） 令和５年４月 日本証券業協会 （令和５年４月　一部改正） ※第２部「Ⅲ．債券」の「１．新発債等における広告等」及び「４．個別銘柄の広告等」の内容を一部見直し。 ※第２部「Ⅳ．投資信託及び外国投資信託」の「１．販売用資料の作成に当たっての留意事項」の内容を一部見直し。 ※付録Ⅳ「インターネット取引に係る広告表示の留意点」の内容を令和４年６月改定版に差替え。	はしがき （　省　　略　） 令和３年 11 月 日本証券業協会 （　新　　設　）
目次 （　現行どおり　）	目次 （　省　　略　）
第２部　広告等の作成に係る留意事項 **Ⅰ．金融** **１５．インターネットにおける広告等について** (7)「ロコミ」サイト（企業、商品・サービス等に関する評判や噂といった、いわゆる「ロコミ」情報を掲載するインターネット上のサイトを指し、「ロコミ」情報の交換を目的とするサイトだけではなく、特定の業者	**第２部　広告等の作成に係る留意事項** **Ⅰ．金融** **１５．インターネットにおける広告等について** (7)「ロコミ」サイト（企業、商品・サービス等に関する評判や噂といった、いわゆる「ロコミ」情報を掲載するインターネット上のサイトを指し、「ロコミ」情報の交換を目的とするサイトだけではなく、特定の業者

新	旧
が自らの商品・サービスに関する「ロコミ」情報を掲載するサイト又は個人が行うブログ等の情報提供サイトも含む。）に協会員自らが「ロコミ」情報を掲載し、または第三者（協会員の従業員やその家族等を含む。）に依頼して掲載させる場合（広告費用の負担や謝礼の有無にかかわらない。）には、当該「ロコミ」情報の表示が協会員の広告等とみなされるおそれがあることに留意する必要がある。広告等であるとみなされる場合は、当該「ロコミ」情報について、必要表示事項を記載するとともに、「第２部 広告等の作成に係る留意事項、Ⅰ全般」を遵守する必要がある。 ※協会員の従業員やその家族等が当該協会員からの指示や依頼に基づかず、私的に行う行為は含まれないが、「協会員の従業員に関する規則」第７条第 17 号により、広告審査担当者（「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第５条に規定する「広告審査担当者」をいう。）による審査を受けずに、協会員が行う金融商品取引業の内容について従業員個人が広告等を行うことは禁止されていることを踏まえ、従業員教育等を適切に行うとともに、不適正な表示が認められた場合は、削除又は修正を行わせるなどの対応を行うことが必要である。 （　現行どおり　）	が自らの商品・サービスに関する「ロコミ」情報を掲載するサイト又は個人が行うブログ等の情報提供サイトも含む。）に協会員自らが「ロコミ」情報を掲載し、または第三者（協会員の従業員やその家族等を含む。）に依頼して掲載させる場合（広告費用の負担や謝礼の有無にかかわらない。）には、当該「ロコミ」情報の表示が協会員の広告等とみなされるおそれがあることに留意する必要がある。広告等であるとみなされる場合は、当該「ロコミ」情報について、必要表示事項を記載するとともに、「第２部 広告等の作成に係る留意事項、Ⅰ全般」を遵守する必要がある。 ※協会員の従業員やその家族等が当該協会員からの指示や依頼に基づかず、私的に行う行為は含まれないが、「協会員の従業員に関する規則」第７条第３項第 19 号により、広告審査担当者（「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第５条に規定する「広告審査担当者」をいう。）による審査を受けずに、協会員が行う金融商品取引業の内容について従業員個人が広告等を行うことは禁止されていることを踏まえ、従業員教育等を適切に行うとともに、不適正な表示が認められた場合は、削除又は修正を行わせるなどの対応を行うことが必要である。 （　省　　略　）
Ⅲ．債券 **１．新発債等における広告等** **(3) 具体的な留意事項** ④　債券の名称等に関する表示 当該債券の名称（銘柄名）を表示する。なお、当該債券の受称（ニックネーム）を記載する場合には、有価証券届出書（有価証券届出書がない場合には発行体が提示する発行に関する案内書）に記載されている範囲にとどめること。	**Ⅲ．債券** **１．新発債等における広告等** **(3) 具体的な留意事項** ④　債券の名称等に関する表示 当該債券の名称を表示する。なお、当該債券の受称（ニックネーム）を記載する場合には、有価証券届出書（有価証券届出書がない場合には発行体が提示する発行に関する案内書）に記載されている範囲にとどめること。
２．既発債における広告等 **(1) 既発債の広告等を作成できる場合** ②　外国証券売出しの場合 金商法第４条第１項第４号に規定する外国証券売出しを行う場合には、「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」に規定する外国証	**２．既発債における広告等** **(1) 既発債の広告等を作成できる場合** ②　外国証券売出しの場合 金商法第４条第４号に規定する外国証券売出しを行う場合には、「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」に規定する外国証券情報

新	旧
券情報の提供又は公表が義務付けられている。外国証券情報は広告等には該当しないと考えられるが、外国証券情報以外の広告等を作成する場合には、表示内容が外国証券情報に比して虚偽のものや投資者に誤解を与えるものとならないように留意する。 なお、自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨を表示する。また参考価格（時価）を表示する場合には、○月○日現在の自社における価格である旨、及び当該価格での約定を約束するものではない旨を表示する。【パブコメ No.53】	の提供又は公表が義務付けられている。外国証券情報は広告等には該当しないと考えられるが、外国証券情報以外の広告等を作成する場合には、表示内容が外国証券情報に比して虚偽のものや投資者に誤解を与えるものとならないように留意する。 なお、自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨を表示する。また参考価格（時価）を表示する場合には、○月○日現在の自社における価格である旨、及び当該価格での約定を約束するものではない旨を表示する。【パブコメ No.53】
４．個別銘柄の広告等 (10) 仕組債 ①　投資勧誘規則第２条第７号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債（以下「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」という。）に該当する場合、原則として名称（銘柄名）の前方に「複雑な仕組債」と表示したうえで、名称（銘柄名）の近くの顧客の目につきやすい箇所にわかりやすくリスク特性について表示を行う。 ※「複雑な仕組債」の表示にあたっては、文字のサイズ、色やフォントを変えるなど、顧客の目につきやすい工夫を施すことが考えられる。 ※リスク特性の表示にあたっては、「デリバティブ取引を内包していること」及び「元本を大きく毀損する可能性があること」について表示を行う。例えば「本商品はデリバティブを組み込んでおり、元本を大きく毀損する可能性があります」と表示することが考えられる。 ②　店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に該当する場合、当該仕組債への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質について、資料の最上部（ヘッダー部）に枠囲いで記載するなど、目に付きやすい場所に目立つように表示する。 ※投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、端的にわかりやすい文言となるよう留意する。例えば、資料のヘッダー部に枠囲いで、投資初心者向けの商品ではありません」及び「短期の安定的な資産形成に適した商品ではありません」と表示することが考えられる。	４．個別銘柄の広告等 (10) 仕組債 （　新　　設　） （　新　　設　）

新	旧
（表示イメージ） （別紙『複雑な仕組債』等の表示イメージ」参照）	
㋐ 商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する。 ※商品例（条件例）を具体的に示し、計算例を記載するなど、できる限り具体的な表示に努める。 ※特にノックイン条項が付されている場合は、ノックインが生じた場合と生じなかった場合の**償還損益及び償還方法の違い**について明確に表示する。**参照指標が複数の場合は、それぞれの指標に対するノックイン条件を明確に表示する。** ※**早期償還条項が設定されている場合は、その旨及び早期償還となる条件（ノックアウト条件、発行体によるコール条項等）を明確に記載するとともに、早期償還した場合にはその後の金利が受け取れなくなることを表示する。** ※**ノックイン条項や早期償還条項が付されている場合には、広告のスペースに応じて、例えば以下のような対応を行うことも考えられる。** **・専門用語に必要に応じて解説をつける等、顧客に対してわかりやすく表示する** **・ノックイン条項や早期償還条項の内容について図表を用いて説明する** **・早期償還後には、同等の条件での投資ができると は限らない旨を表示する**	① 商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する。 ※商品例（条件例）を具体的に示し、計算例を記載するなど、できる限り具体的な表示に努める。 ※特にノックイン条項が付されている場合は、ノックインが生じた場合と生じなかった場合の**条件の変化**について明確に表示する。
㋑ 初回利率を過度に強調した表示を行わない。 ※ステップダウン債や初回のみ固定利率、２回目以降変動利率となるような債券に関し、初回利率のみを過度に強調し、投資者に**初回利金が得られ続ける商品であるといった**誤解を生じさせる可能性のある表示は行わない。 ※**デジタルクーポン型である場合は、商金利の数値（利率等）を強調した表示は行わない。例えば、商金利と低金利の数値（利率等）は同レベル（フォントサイズ、色、文字装飾等）で表示する。**	② 初回利率を過度に強調した表示を行わない。 ※ステップダウン債や初回のみ固定利率、２回目以降変動利率となるような債券に関し、初回利率のみを過度に強調し、投資者に誤解を生じさせる可能性のある表示は行わない。
㋒ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の**名称（銘柄名）**に「元	③ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の**名称**に「元本確保型」

新	旧
本確保型」の表示は行わない。 ㋓ 仕組債の元本の安全性等について誤解を与える表示は行わない。 ※店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、償還が建て通貨ベースで100%であることのみをもって、「元本確保型」や「元本安全」などの表示は行わない。また、一定の条件の下で元本確保となる場合は、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。 **※発行体の高格付や政府保証を過度に強調する表示を行わない。** **※名称（銘柄名）に政府や政府機関による保証が含まれている場合は、仕組債の元本の満期償還や満期までの高金利の支払いについて当該政府や政府機関が保証するものではないことを名称（銘柄名）の近くにわかりやすく表示する。** ㋔ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、投資勧誘規則第８条第３項各号に掲げる事項の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料が関連付けた表示となるよう留意する。 ※平成 22 年５月 14 日付 日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。 ㋕ 中途換金ができない場合や、流動性が著しく乏しい場合は、その旨及び解約料等の内容を明確に表示する。 ※中途換金に際して、別途解約料等が必要な場合は、その旨を併せて表示すること。	の表示は行わない。 ㋓ 仕組債の元本の安全性等について誤解を与える表示は行わない。 ※**投資勧誘規則第２条第７号に規定する**店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、償還が建て通貨ベースで100%であることのみをもって、「元本確保型」や「元本安全」などの表示は行わない。また、一定の条件の下で元本確保となる場合は、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。 ㋔ **投資勧誘規則第２条第７号に規定する**店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、投資勧誘規則第８条第３項各号に掲げる事項の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料が関連付けた表示となるよう留意する。 ※平成 22 年５月 14 日付 日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。 ㋕ （ 同 左 ）
Ⅳ．投資信託及び外国投資信託 **１．販売用資料の作成に当たっての留意事項** **（３）具体的な留意事項** 投資信託の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。	**Ⅳ．投資信託及び外国投資信託** **１．販売用資料の作成に当たっての留意事項** **（３）具体的な留意事項** 投資信託の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。

新	旧
⑪ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示 投資勧誘規則第２条第８号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（以下「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」という。）に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性や商品の有するリスク特性等について誤認されることのないよう次の点に留意した表示を行う。 イ．店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に該当する場合、原則として名称の前方に「複雑な投資信託」と表示したうえで、名称の近くの顧客の目につきやすい箇所にわかりやすくリスク特性について表示を行う。 ※「複雑な投資信託」の表示にあたっては、文字のサイズ、色やフォントを変えるなど、顧客の目につきやすい工夫を施すことが考えられる。 ※リスク特性の表示にあたっては、特に「デリバティブ取引を内包していること」「元本を大きく毀損する可能性があること」について表示を行う。例えば「本商品はデリバティブを組み込んでおり、元本を大きく毀損する可能性があります」と明示することが考えられる。 ロ．店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に該当する場合、当該投資信託への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質について、資料の最上部（ヘッダー部）に枠囲いで記載するなど、目につきやすい場所に目立つように表示する。 ※投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、端的にわかりやすい文言となるよう留意する。例えば、**投資初心者向けの商品ではありません**及び**長期の安定的な資産形成に適した商品ではありません**と表示することが考えられる。 ハ．店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する。特に、参照指標に応じて**分配金や償還金が変動する条項が付されている場合や早期償還条項が付されている場合には、必要に応じて**Ⅲ．４．(10)㋄及び㋅に準じた表示を行うことが考えられる。 ニ．店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の名称に「元本確	⑪ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示 投資勧誘規則第２条第８号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性について誤認されることのないよう次の点に留意した表示を行う。 （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） イ．投資信託等の名称に「元本確保型」の表示は用いない。

新	旧
保型」の表示は用いない。 ホ．元本欠損のおそれや、基準価額の変動リスクが小さいかの如き誤解を与えるおそれのある名称は用いない。 ヘ．商品性の説明表示において、「元本確保」のみを強調する表示は行わない。例えば、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。 ト．店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、投資勧誘規則第８条第３項各号に掲げる事項の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料が関連付けられた表示となるよう留意する。 ※平成 22 年５月 14 日付 日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。	ロ．（ 同 左 ） ハ．（ 同 左 ） ニ．（ 同 左 ）
付 録 Ⅳ インターネット取引に係る広告表示の留意点 インターネット消費者取引に係る広告表示に関する 景品表示法上の問題点及び留意事項 制定 平成 23 年 10 月 28 日消費者庁 一部改定 平成 24 年５月９日消費者庁 一部改定 令和４年６月 29 日消費者庁 第２ サービス類型ごとの検討 １～３ （ 現行どおり ） ４ アフィリエイトプログラム ⑴ 定義及び概要 ○ アフィリエイトプログラムとは、インターネットを用いた広告手法の一つである（以下、広告される商品・サービスを供給する事業者を「広告主」と、広告を掲載するウェブサイトを「アフィリエイトサイト」と、アフィリエイトサイトを運営する者を「アフィリエイター」という。）。アフィリエイトプログラムのビジネスモデルは、**比較サイト、**	**付 録 Ⅳ インターネット取引に係る広告表示の留意点** インターネット消費者取引に係る広告表示に関する 景品表示法上の問題点及び留意事項 制定 平成 23 年 10 月 28 日消費者庁 一部改定 平成 24 年５月９日消費者庁 第２ サービス類型ごとの検討 １～３ （ 省 略 ） ４ アフィリエイトプログラム ⑴ 定義及び概要 ○ アフィリエイトプログラムとは、インターネットを用いた広告手法の一つである（以下、広告される商品・サービスを供給する事業者を「広告主」と、広告を掲載するウェブサイトを「アフィリエイトサイト」と、アフィリエイトサイトを運営する者を「アフィリエイター」という。）。アフィリエイトプログラムのビジネスモデルは、ブログその他

新	旧
ポイントサイト、ブログその他のウェブサイトの運営者**等**が当該サイト**等**に当該運営者**等**以外の者が供給する商品・サービスのバナー広告**※**、商品画像リンク及びテキストリンク**等**を掲載し、当該サイトを閲覧した者がバナー広告、商品画像リンク及びテキストリンク**等**をクリックしたり、バナー広告、商品画像リンク及びテキストリンク**等**を通じて広告主のサイトにアクセスして広告主の商品・サービスを購入したり、購入の申し込みを行ったりした場合など、あらかじめ定められた条件に従って、アフィリエイターに対して、広告主から成功報酬が支払われるものである。アフィリエイトプログラムで用いられる広告は「成功報酬型広告」と呼ばれる。 脚注６ （ 現行どおり ） ○ このアフィリエイトプログラムを利用した広告については、近年のインターネットにおける広告手法の多様化・高度化等に伴い、従来のようなウェブサイトに掲載されてきたバナー広告だけでなく、様々な形が見られるようになってきている。例えば、一見すると中立的な第三者が商品・サービスの紹介を行っているかのように装っている記事風の広告や体験談を掲載するウェブサイト自体がアフィリエイトサイトとなっているものがある。このようなアフィリエイトサイトへの集客・掲載の方法としては、検索エンジンを活用した際に、検索結果と一緒にアフィリエイトサイトに誘導する広告を表示するもの、ポータルサイト等の広告枠にアフィリエイトサイトに誘導する広告を表示するもの、動画配信サービスの映像に付随してアフィリエイトサイトに誘導する広告を表示するもの、ソーシャルネットワーキングサービスの広告枠やユーザーの投稿自体を用いてアフィリエイトサイトに誘導する広告やアフィリエイトリンクを表示するものなどがある。 ○ アフィリエイトプログラムは、広告主が自らシステムを構築してアフィリエイターとの間で直接実行する場合もあるが、広告主とアフィリエイターとの間を仲介してアフィリエイトプログラムを実現するシステムをサービスとして提供する事業者（アフィリエイトサービスプロバイダー、以下「ASP」という。）が存在する。 ○ 広告主が ASP を利用して成功報酬型広告を配信する場合を例示すると、次のとおり。	のウェブサイトの運営者が当該サイトに当該運営者以外の者が供給する商品・サービスのバナー広告**※**等を掲載し、当該サイトを閲覧した者がバナー広告等をクリックしたり、バナー広告等を通じて広告主のサイトにアクセスして広告主の商品・サービスを購入したり、購入の申し込みを行ったりした場合など、あらかじめ定められた条件に従って、アフィリエイターに対して、広告主から成功報酬が支払われるものである。アフィリエイトプログラムで用いられる広告は「成功報酬型広告」と呼ばれる。 6 （ 省 略 ） （ 新 設 ） ○ （ 同 左 ） ○ 広告主が ASP を利用して成功報酬型広告を配信する場合を例示すると、次のとおり。

新	旧
・広告主は、ASP との間でアフィリエイトサービスに関する契約を締結し、ASP は、アフィリエイターに向けて広告主の成功報酬型広告をアフィリエイトサイトに掲載するためのシステムを提供する。 ・アフィリエイターは、ASP との間でパートナー契約を締結した上、ASP のシステム上で用意される各種広告主の成功報酬型広告を自ら選択し、自らのアフィリエイトサイト上に当該広告が**様々な広告**の形で表示されるように設定する。 ・例えば、消費者がアフィリエイトサイトに掲載された**広告等**を通じて広告主のサイトにアクセスして広告主の商品・サービスを購入することが報酬条件となっている場合において、消費者がこの報酬条件に合致する形で**広告等**を通じて広告主のサイトにアクセスして広告主の商品・サービスを購入したときには、広告主は、ASP を通じて、アフィリエイターに対して報酬を支払う。 ・ASP は、広告主から、ASP と広告主との間の契約で定められた手数料の支払いを受ける。 図４ （ 現行どおり ） ⑵ 景品表示法上の問題点 アフィリエイトプログラムを利用した広告についても、**広告主がその表示内容の決定に関与**「している場合（アフィリエイターに表示内容の決定を委ねている場合を含む。）には、景品表示法上は、広告主が行った表示とされる。そして、アフィリエイターがアフィリエイトサイト**内**に掲載する**広告における表示、**ソーシャルネットワーキングサービスへの投稿における表示、アフィリエイターが自らのアフィリエイトサイトに誘導するために行う**広告等**における表示に関しては、**広告**に記載された商品・サービスの内容又は取引条件について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される場合には、景品表示法上の不当表示として問題となる**※**。 アフィリエイターはアフィリエイトプログラムの対象となる商品・サービスを自ら供給する者ではないので、景品表示法で定義される「表示」**※**を行う者には該当せず、したがって、景品表示法上の問題が生じることは**ない※**。	・広告主は、ASP との間でアフィリエイトサービスに関する契約を締結し、ASP は、アフィリエイターに向けて広告主の成功報酬型広告をアフィリエイトサイトに掲載するためのシステムを提供する。 ・アフィリエイターは、ASP との間でパートナー契約を締結した上、ASP のシステム上で用意される各種広告主の成功報酬型広告を自ら選択し、自らのアフィリエイトサイト上に当該広告が**バナー広告等**の形で表示されるように設定する。 ・例えば、消費者がアフィリエイトサイトに掲載された**バナー広告等**を通じて広告主のサイトにアクセスして広告主の商品・サービスを購入することが報酬条件となっている場合において、消費者がこの報酬条件に合致する形で**バナー広告等**を通じて広告主のサイトにアクセスして広告主の商品・サービスを購入したときには、広告主は、ASP を通じて、アフィリエイターに対して報酬を支払う。 ・ASP は、広告主から、ASP と広告主との間の契約で定められた手数料の支払いを受ける。 図４ （ 省 略 ） ⑵ 景品表示法上の問題点 アフィリエイターがアフィリエイトサイトに掲載する、**広告主のバナー広告**における表示に関しては、**バナー広告**に記載された商品・サービスの内容又は取引条件について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される場合には、景品表示法上の不当表示として問題となる。 **広告主のサイトへのリンク（バナー広告等）をクリックさせるために行われる、アフィリエイターによるアフィリエイトサイト上の表示に関しては、**アフィリエイターはアフィリエイトプログラムの対象となる商品・サービスを自ら供給する者ではないので、景品表示法で定義される「表示」には該当せず、したがって、景品表示法上の問題が生じることはない。

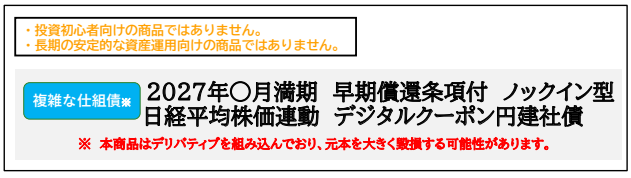
新	旧
脚注7　景品表示法上の表示主体（表示をしたとされる者）については、裁判例（東京高判平成20年5月23日（平成19年（行ケ）第5号））において、以下のように示されている。 「表示内容の決定に関与した事業者」が法4条1項の「事業者」（「不当表示を行った者」に当たるものと解すべきであり、そして、「表示内容の決定に関与した事業者」とは、「自ら若しくは他の者と共同して積極的に表示の内容を決定した事業者」のみならず、「他の者の表示内容に関する説明に基づきその内容を定めた事業者」や「他の事業者にその決定を委ねた事業者」も含まれるものと解するのが相当である。 そして、上記の「他の者の表示内容に関する説明に基づきその内容を定めた事業者」とは、他の事業者が決定しあるいは決定する表示内容についてその事業者から説明を受けてこれを了承しその表示を自己の表示とすることを了承した事業者をいい、また、上記の「他の事業者にその決定を委ねた事業者」とは、自己が表示内容を決定することができるにもかかわらず他の事業者に表示内容の決定を任せた事業者をいうものと解せられる。 ※上記の裁判例の「法4条1項」は、現行の景品表示法の第5条に該当する。	（新　　設）
脚注8　アフィリエイターが自らのアフィリエイトサイトに単にアフィリエイトプログラムを利用した広告を行う事業者のウェブサイトのURLを掲げるだけなど、当該事業者の商品・サービスの内容や取引条件についての詳細な表示を行わないようなアフィリエイトプログラムを利用した広告については、通常、不当表示等が発生することはないと考えられる。また、アフィリエイターの表示であっても、広告主とアフィリエイターとの間で当該表示に係る情報のやり取りが一切行われていないなど、アフィリエイトプログラムを利用した広告主による広告とは認められない実態にあるものについては、通常、広告主が表示内容の決定に関与したとされることはないと考えられる。	（新　　設）
脚注9　ここでいう「表示」とは、景品表示法第2条第4項で定義されたものである。 （定義） 第2条　（略）	（新　　設）

新	旧
2・3　（略） 4　この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、内閣総理大臣が指定するものをいう。	（新　　設）
脚注10　なお、アフィリエイト広告について、広告主が表示内容の決定に関与しているか否かは、個別の取引実態に応じて判断される。また、広告主との契約等においてアフィリエイターと位置付けられている事業者が、広告主と共同して商品又は役務を一般消費者に供給していると認められる実態にある場合は、当該事業者についても景品表示法上の問題が生じる場合がある。	（新　　設）
(3)　問題となる事例 ○　バナー広告において、実際には当該バナー広告の対象となる商品は普段から1,980円で販売されていたものであるにもかかわらず、「今だけ！通常価格10,000円がなんと！1,980円！！早い者勝ち！今すぐクリック！！」と表示すること。 ○　バナー広告において、十分な根拠がないにもかかわらず、「食事制限なし！気になる部分に貼るだけで簡単ダイエット！！詳しくはこちら」と表示すること。 ○　アフィリエイトサイトにおいて、十分な根拠がないにもかかわらず、「医療関係者も絶める『フサフサになった育毛剤』がヤバイ！」等と表示すること。 ○　ソーシャルネットワーキングサービスへの投稿において、十分な根拠がないにもかかわらず、「バストアップが目標！！目に見える効果が出る！」、「#バストアップサプリ」等と表示すること。	(3)　問題となる事例 ○　アフィリエイトプログラムで使用されるバナー広告において、実際には当該バナー広告の対象となる商品は普段から1,980円で販売されていたものであるにもかかわらず、「今だけ！通常価格10,000円がなんと！1,980円！！早い者勝ち！今すぐクリック！！」と表示すること。 ○　アフィリエイトプログラムで使用されるバナー広告において、十分な根拠がないにもかかわらず、「食事制限なし！気になる部分に貼るだけで簡単ダイエット！！詳しくはこちら」と表示すること。 （新　　設） （新　　設）
(4)　景品表示法上の留意事項 ○　アフィリエイトプログラムを利用した広告において、二重価格表示を行う場合には、広告主は、最近相当期間に販売された実績のある同一商品・サービスの価格を比較対照価格に用いるか、比較対照価格が	(4)　景品表示法上の留意事項 ○　アフィリエイトプログラムで使用されるバナー広告において、二重価格表示を行う場合には、広告主は、最近相当期間に販売された実績のある同一商品・サービスの価格を比較対照価格に用いるか、比較対

新	旧
どのような価格であるかを具体的に表示する必要がある。 ○　アフィリエイトプログラムを利用した広告において、商品・サービスの効能・効果を標ぼうする場合には、広告主は、十分な根拠なく効能・効果があるかのように一般消費者に誤認される表示を行わないようにする必要がある。	照価格がどのような価格であるかを具体的に表示する必要がある。 ○　アフィリエイトプログラムで使用されるバナー広告において、商品・サービスの効能・効果を標ぼうする場合には、広告主は、十分な根拠なく効能・効果があるかのように一般消費者に誤認される表示を行わないようにする必要がある。
5　（現行どおり）	5　（省　　略）

以　上

＜「複雑な仕組債」等の表示イメージ＞



「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第３条第４項の考え方」（重要事項説明ガイドライン）の一部改定について

令和５年４月18日
（下線部分変更）

新	旧
協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第３条第４項の考え方 平成23年２月１日 令和２年６月17日改訂 令和５年４月18日改訂	**協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第３条第４項の考え方** 平成23年２月１日 令和２年６月17日改訂
○「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第３条第４項に規定する「重要な事項」の説明に係る考え方は、以下のとおりです。 １～２　（現行どおり）	○　（同　　左） （省　　略）
３．店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について Q１：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。	３．店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について Q：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。
A：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債を販売する場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。 ①　販売する商品が「複雑な仕組債」であること ②　当該仕組債への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質 ※　投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、端的にわかりやすい内容となるよう留意してください。例	A：（同　　左） （新　　設） （新　　設）

新	旧
えば、「投資初心者向けの商品ではありません」及び「長期の安定的な資産形成に適した商品ではありません」と説明することが考えられます。	
②　以下の点に照らして、当該仕組債の購入が顧客に適していると考えられる旨とその理由 ・「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第３条第３項の考え方（合理的根拠適合性ガイドライン）」に基づき検証した当該仕組債の「販売対象顧客」の属性 ・リスクとリターンや流動性などの商品性 ・顧客の資金の性質 ・顧客が保有する金融資産に占める割合（例えば、顧客が保有する金融資産（又は顧客の自社での預り資産）に占める当該仕組債の割合、及び顧客が保有する金融資産（又は顧客の自社での預り資産）に占める複雑な仕組債等の高リスク商品の割合）	（新　　設）
④　ノックイン条項が付されている場合、ノックイン条件（参照指標が複数の場合、それぞれの指標に対するノックイン条件）及びノックインが生じた場合と生じなかった場合の償還損益及び償還方法の違い	（新　　設）
⑤　早期償還条項が設定されている場合、その旨、早期償還となる条件（ノックアウト条件、発行体によるコール条項等）及び早期償還した場合にはその後の金利が受け取れなくなり、同等の条件での投資ができるとは限らない旨	（新　　設）
⑥　当該仕組債の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想	①　仕組債の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定損失

新	旧
定損失額（試算額） ⑦　⑥で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。） ⑧　中途売却する場合における売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。） ⑨　勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）	額（試算額） ②　①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。） ③　中途売却する場合における売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。） ④　勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。） なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額及び③の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「８．最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。
Ｑ２：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての説明上の留意点としては、どのようなものがありますか。 Ａ：「重要な事項」の説明は、説明書面（電子媒体を含む。）を用いて行われることを想定していますが、Ｑ１における③は顧客ごとに個別性が高い内容であるため、必ずしも当該事項を記載した書面を交付する方法により説明する必要はありません。インターネット取引において個別の顧客への勧誘を伴わない場合には、③の説明は当該仕組債の購入が自らに適していることを顧客自身が確認する方法とすることも考えられます。 また、⑥の最悪シナリオを想定した想定損失額及び⑦の最悪シナリオを	（　新　　設　）

新	旧
想定した中途売却額に関する説明方法については、「８．最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。 特に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債を販売する場合には、単に顧客に対して重要事項を説明するのではなく、説明の際に顧客が正しくリスク等の説明内容を理解しているか確認し、顧客の理解に不安が残る場合には勧誘を継続すべき慎重に検討してください。 また、重要事項の理解を妨げるものとして、当該仕組債が高金利、高格付、政府保証付、確定利付であることを過度に強調すること、ノックイン水準が低いことを理由にノックインが発生する可能性が低いことを過度に強調し、安心感を与えるような説明を行うこと及び早期償還後に再度勧誘する場合に説明を簡略化することのないよう留意してください。	
４．ＥＢについて Ｑ１：ＥＢの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。 Ａ：ＥＢの販売に当たって、顧客に対し説明すべきＥＢの商品性に係る重要な事項としては、上記３の他、次の事項が挙げられます。 （注）日経平均リンク債など株式市場の相場により償還条件が決まるものについても、同様の事項が顧客に対し説明すべき商品性に係る重要な事項と考えられます。 １．ＥＢの商品内容 （　現行どおり　） ２．ＥＢのリスク等 ・金融サービスの提供に関する法律に基づく重要事項の説明はもちろんですが、株式で償還する場合、そのときの株価によっては実質的	４．ＥＢについて Ｑ１：ＥＢの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。 Ａ：　　（　同　　左　） １．ＥＢの商品内容 （　省　　略　） **２．ＥＢのリスク等** **・金融商品販売法に基づく重要事項の説明はもちろんですが、株式で償還する場合、そのときの株価によっては実質的な償還金額が投資元本**

新	旧
な償還金額が投資元本を下回るリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。 ・　（　現行どおり　） ３．その他 （　現行どおり　） (注1)　（　現行どおり　） (注2)　（　現行どおり　）	**を下回るリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。** ・　（　省　　略　） **３．その他** （　省　　略　） **(注1)**　（　省　　略　） **(注2)**　（　省　　略　）
Ｑ２：Ｑ１のほか、募集・売出期間経過後のＥＢの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。 （　現行どおり　）	**Ｑ２：Ｑ１のほか、募集・売出期間経過後のＥＢの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。** （　省　　略　）
【その他の関連Ｑ＆Ａ】 Ｑ：上記のほか、今後のＥＢの取扱いに関して注意すべき事項はありますか。 （　現行どおり　）	【その他の関連Ｑ＆Ａ】 Ｑ：上記のほか、今後のＥＢの取扱いに関して注意すべき事項はありますか。 （　省　　略　）
５．店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について Ｑ１：店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。 Ａ：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を販売する場合には、目論見書に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。	５．店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について Ｑ：店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。 Ａ：　　（　同　　左　）

新	旧
①　販売する商品が「複雑な投資信託」であること	（　新　　設　）
②　当該投資信託への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質 ※　投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、曖昧にわかりやすい内容となるよう留意してください。例えば、「投資初心者向けの商品ではありません」及び「長期の安定的な資産形成に適した商品ではありません」と説明することが考えられます。	（　新　　設　）
③　以下の点に照らして、当該投資信託の購入が顧客に適していると考えられる旨とその理由 ・「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第３条第３項の考え方（合理的根拠適合性ガイドライン）」に基づき検証した当該投資信託の「販売対象顧客」の属性 ・リスクとリターンや流動性などの商品性 ・顧客の資金の性質 ・顧客が保有する金融資産に占める割合（例えば、顧客が保有する金融資産（又は顧客の自社での預り資産）に占める当該投資信託の割合及び顧客が保有する金融資産（又は顧客の自社での預り資産）に占める複雑な投資信託等の高リスク商品の割合）	（　新　　設　）
④　運用対象である店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に連動し、参照指標に応じて分配金や償還金が変動する条項が付されている場合や早期償還条項が付されている場合、「３．店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」における④及び⑤に準じた内容。	（　新　　設　）
⑤　当該投資信託の対象となる金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）	①　店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の対象となる金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）

新	旧
⑥　⑤で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。） ⑦　中途売却する場合における中途売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。） ⑧　勧誘した当該投資信託の取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）	②　①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。） ③　中途売却する場合における中途売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。） ④　勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。） なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額の説明方法及び③の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「８．最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。
Ｑ２：店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての説明上の留意点としては、どのようなものがありますか。 Ａ：「重要な事項」の説明は、説明書面（電子媒体を含む。）を用いて行われることを想定していますが、Ｑ１における③は顧客ごとに個別性が高い内容であるため、必ずしも当該事項を記載した書面を交付する方法により説明する必要はありません。インターネット取引において個別の顧客への勧誘を伴わない場合には、③の説明は当該投資信託の購入が自らに適していることを顧客自身が確認する方法とすることも考えられます。 また、⑤の最悪シナリオを想定した想定損失額の説明方法及び⑦の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「８．最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。	（　新　　設　）

新	旧
特に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を販売する場合には、単に顧客に対して重要事項を説明するのではなく、説明の際に顧客が正しくリスク等の説明内容を理解しているか確認し、顧客の理解に不安が残る場合には勧誘を継続すべき慎重に検討してください。 また、重要事項の理解を妨げるものとして、当該投資信託の投資対象となる仕組債が高金利、高格付、政府保証付、確定利付であることを過度に強調すること、ノックイン水準が低いことを理由にノックインが発生する可能性が低いことを過度に強調し、安心感を与えるような説明を行うこと及び早期償還後に再度勧誘する場合に説明を簡略化することのないよう留意してください。	
６～９　（　現行どおり　） 以　上	６～９　（　省　　略　） 以　上

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について

2023年４月18日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

1．複雑な仕組債等に係る規則・関係ガイドライン等の改正対応

1．規則・関係ガイドライン等の改正に係るパブリックコメントの実施

◆ 以下の規則・関係ガイドライン等の一部改正について、令和５年２月15日から同年３月16日までの間、パブリック・コメントを募集
- 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（投資勧誘規則）
- 合理的根拠適合性ガイドライン
- 勧誘開始基準ガイドライン
- 重要事項説明ガイドライン
- 広告等に関する指針（広告指針）

◆ その結果、寄せられたコメントは209件（法人・団体19社、個人３名）

2．パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえた関係ガイドラインの改定案を修正

◆ パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて、合理的根拠適合性ガイドライン、勧誘開始基準ガイドライン、重要事項説明ガイドラインについては、原案から一部修正（その他、所要の修正も行う）
◆ 投資勧誘規則、広告指針については、原案どおり

3．規則・関係ガイドライン等の改定を踏まえた留意事項の作成

◆ 複雑な仕組債等の販売の継続・再開の検討及び販売勧誘態勢の整備に当たっての留意事項（※）、並びに顧客へのアフター・フォロー及び社内検査・監査のあり方について取りまとめた「関係ガイドライン等の改定を踏まえた複雑な仕組債等の取扱いに関する留意事項」を、関係ガイドラインの改正と同タイミングで協会員通知の予定
※顧客本位の業務運営の徹底のため、ルールベースの視点による検討・態勢整備に加え、プリンシプルベースの視点による主体的な検討・態勢整備が求められることなど

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

2．仕組債をめぐる現状・課題

状況

①販売状況の変化
- 地域金融機関での販売が増加するなど仕組債を取り扱う協会員のすそ野の広がり
- 公募・売出し形態の販売の増加、仲介業者を通じた販売・ネット取引による販売など販売形態の多様化
- 外国株や複数銘柄を参照するなど、より複雑な商品性を有するものの増加

②FINMACに寄せられる苦情相談の状況
- 顧客の投資経験・投資目的に照らして販売が適切ではなかったとする顧客からの申し出
- 早期償還により繰り返し仕組債を購入することとなった顧客からの申し出
- 複雑さ等から仕組債のリスクを過小評価していたと考えられる顧客からの申し出

③ 金融庁の動向
- 多くの公表物において問題提起等
  - 証券モニタリング基本方針公表（2022/8/2）
  - 金融行政方針公表（2022/8/31）
  - 顧客本位タスクフォース中間報告（2022/12/9）

④ マスコミの報道
- 販売対象となる顧客の適切性に着目した指摘
- 早期償還という商品性に着目した指摘
- 顧客の認識や理解に関する指摘　等

課題

顧客本位の業務運営の推進	適切な顧客選別の必要性	商品性・リスクに対する顧客の理解度向上	社内教育等の拡充	販売形態等の多様化への対応

- 適合性の原則を踏まえ適切な販売勧誘を実現していくためには、ルールベース（規則・関係ガイドライン等）での更なる施策が必要となる
- 他方、顧客本位の業務運営はプリンシプルベースであり、真の顧客本位を追求するためには、ルールベースの規則・関係ガイドライン等だけで対応するのは困難

- 顧客本位の業務運営（プリンシプルベース）での対応と法令・自主規制（ルールベース）での対応を整理・組み合わせながら検討する必要がある

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

3．規則・関係ガイドライン等改正のポイント

課題	GL改正対応	
顧客本位の業務運営の推進	トップマネジメントの関与（合理的根拠適合性GL）	• 複雑でリスクが高い商品については、トップマネジメントが合理的根拠適合性の検証に適切に関与 • 販売対象顧客と購入顧客との乖離や苦情の状況等をトップマネジメントが把握し、必要に応じて検証態勢や販売勧誘態勢を見直し
	仕組債が顧客に適している旨の説明（重要事項説明GL）	• 販売対象顧客の属性、顧客の資金の性質、商品性等に照らして、当該仕組債の購入が顧客に適している旨とその理由の説明
	各社におけるベストプラクティスの追求（合理的根拠適合性GL、勧誘開始基準GL）	• GLに記載の内容にとどまらず、顧客本位の業務運営の観点から、各社においてベストプラクティスを目指して創意工夫を行う必要がある旨を記載
適切な顧客選別の必要性	勧誘開始基準の具体化（勧誘開始基準GL）	• 勧誘対象に含まれない顧客（一定の投資経験のない顧客、安定運用を目的としている顧客等）を具体的に例示 • 投資目的のみではなく、投資経験、顧客の理解力、リスク許容度等その他の事項を総合的に勘案して基準を設定する旨を記載
	販売商品の検証（合理的根拠適合性GL）	• 自社で取り扱った仕組債のリスクリターンを分析した上で販売しようとする仕組債のリスクリターンの妥当性を検証するなど定量的かつ一貫した方法で検証することを記載 • 仕組債の理論価格を入手し、販売価格との妥当性を検証するなど定量的かつ合理的な方法で検証することを記載 • 適合する顧客の確認について、コンプライアンス部門の関与を必須とすることを記載
	販売対象顧客の選定（合理的根拠適合性GL）	• 販売対象顧客の選定の基準（想定顧客属性との整合性、リスク許容度、参照指標の見通しをもつことができる投資経験や知見等）を具体的に例示 • 販売対象顧客に適合しないことが明らかな顧客に対しては勧誘を行わないことを記載

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

3．規則・関係ガイドライン等改正のポイント

課題	GL改正対応	
商品性・リスクに対する顧客の理解度向上	顧客の正しい理解のための説明事項（重要事項説明GL）	• 顧客に説明すべき重要事項（「複雑な仕組債」であること、ノックイン条件、早期償還条件等）の追加 • 重要事項の理解を妨げるものとして、当該仕組債が高金利、高格付、政府保証付、確定利付であることを過度に強調することのないよう留意することを追加
	顧客の理解に資する広告表示（広告指針）	• 仕組債の商品説明書などの広告表示の具体的留意点（「複雑な仕組債」である旨明示、ノックイン条件やノックアウト条件の分かりやすい表記等）の追加
	注意喚起文書の交付頻度の変更（投資勧誘規則）	• 注意喚起文書の交付省略規定の見直し
	注意喚起文書・確認書を顧客の理解しやすい表示に見直し（注意喚起文書・確認書参考様式）	• 注意喚起文書・確認書の参考様式について、行動経済学の知見等も取り入れ、顧客の理解しやすい表示や形式的な確認を防ぐチェック方法になるよう見直し
社内教育等の拡充	役職員への周知・教育（合理的根拠適合性GL）	• 仕組債の商品性や販売方法等について社内周知にとどまらず、必要に応じて営業員への研修を実施することを記載 • 営業員への研修内容について顧客による行動特性（リスクを過小評価／リターンを過大評価する傾向等）や自社に寄せられた仕組債に関する苦情の状況等を踏まえたプログラムとすることを記載
販売形態等の多様化への対応	インターネット販売・仲介・顧客紹介を利用する場合の留意点（合理的根拠適合性GL）	• インターネット販売・仲介・顧客紹介を利用する場合にも販売対象顧客以外への販売が広がらないようにするための留意点を記載

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

4．パブリックコメントの概要

◆ 寄せられたコメントは209件（法人・団体19社、個人３名）。
◆ 意見と質問の別では、質問が約８割を占めている。
◆ 意見としては、ガイドラインの内容修正を求めるものよりも、ガイドラインの内容について具体例の例示等を求めるものが多い。
◆ 質問としては、ガイドラインの解釈や具体的事例における違反の該当性に関するものが多い。
◆ コメントの対象としては、合理的根拠適合性ガイドラインが139件と圧倒的に多く、これと勧誘開始基準ガイドライン（27件）及び重要事項説明ガイドライン（24件）をあわせると約９割となる。
◆ 合理的根拠適合性ガイドラインに対する特徴的なコメントとしては、経営陣の関与に関するもの、リスク・リターンの分析に関するもの、想定顧客属性や理論価格を踏まえた検証に関するものなどがある。
◆ 勧誘開始基準ガイドラインに対する特徴的なコメントとしては、顧客の投資経験に関するものなどがある。
◆ 重要事項説明ガイドライン対する特徴的なコメントとしては、重要事項説明の内容や方法に関するものなどがある。

※主なパブリックコメントの内容については、９ページ以降を参照

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

5. 規則・関係ガイドライン等別のパブリックコメント件数

対象	項 目	意見・質問の件数		
		意 見	質 問	
投資勧誘規則（4件）	第６条の２	1	2	3
	その他	0	1	1
合理的根拠適合性GL（139件）	１．投資勧誘規則における合理的根拠適合性の考え方 （１）導入の背景・趣旨	2	0	2
	（２）「合理的根拠適合性」とは	1	5	6
	２．合理的根拠適合性の検証　（柱書）	8	17	25
	（１）「新たな有価証券等」の特性やリスクの十分な把握 ①「新たな有価証券等」の考え方	1	11	12
	②「有価証券等の特性やリスク」の考え方	13	28	41
	（２）一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることの事前検証 ①「一定の顧客」の考え方	3	33	36
	（３）販売方法の検討	0	6	6
	（４）検証に関与する部署	1	3	4
	（５）商品供給元業者等との連携	0	4	4

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

5. 規則・関係ガイドライン等別のパブリックコメント件数

対 象	項 目	意見・質問の件数		
		意 見	質 問	
合理的根拠適合性GL（139件）	（６）金融商品仲介業者等との連携	1	3	4
	（７）顧客紹介元業者等との連携	0	3	3
	３．社内教育等の検討 （１）社内への周知	1	3	4
	（２）営業員への研修	0	1	1
	その他	0	1	1
勧誘開始基準GL（27件）	問１　勧誘開始基準が規定されることとなった経緯は、何か。	0	3	3
	問３「勧誘開始基準」とは、どのような基準を定めることを想定しているのか。具体的な数値基準を設けなければならないのか。	1	11	12
	問４「勧誘開始基準」は取引や商品ごとに定めなければならないのか。包括的に設定しても良いか。	1	3	4
	問６「勧誘開始基準」を満たしている顧客への販売にあたり留意すべき事項はありますか。	1	4	5
	問８　金融商品仲介業者等を利用している場合の「勧誘開始基準」は、どのように考えるべきか。	0	2	2
	その他	0	1	1

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

5. 規則・関係ガイドライン等別のパブリックコメント件数

対 象	項 目	意見・質問の件数		
		意 見	質 問	
広告等に関する指針（11件）	Ⅲ．債券 ４．個別銘柄の広告等 （10）仕組債	1	0	1
	①「複雑な仕組債」の表示	0	1	1
	②　表示イメージ	0	1	1
	④　初回利率の過度な強調の禁止	0	1	1
	⑥　元本の安全性等について誤解を与える表示の禁止	1	4	5
	その他	1	2	3
重要事項説明GL（24件）	３．店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について Ｑ１：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。	3	12	15
	Ｑ２：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての説明上の留意点としては、どのようなものがありますか。	0	7	7
	４．EBについて Ｑ１：ＥＢの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。	0	3	3
	５．店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について Ｑ２：店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての説明上の留意点としては、どのようなものがありますか。	0	1	1
その他（4件）		2	2	4
合計（209件）		43	179	222

（注）質問と意見の両方が記載された提出コメントは、質問と意見の両方に件数をカウントしている。そのため、提出件数は質問と意見の合計に一致しない。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容

合理的根拠適合性ガイドライン（2. 柱書）

項番	対象	意見・質問等	考え方
16～18	2.柱書	経営陣が関与する「複雑でリスクが高い商品の自社の収益に占める割合が一定以上の場合」における一定とは、どの程度か。	自社の収益に占める割合が一定以上か否かについては、複雑な仕組債等を始めとする複雑でリスクが高い商品が自社の経営戦略（方針）や自社の収益において重要な位置づけになっているか等の観点から各社において実態に応じて判断すべきものと考えられる。なお、複雑な仕組債の販売を一時的に停止している会社が、販売を再開することは、複雑な仕組債の取扱いを開始・拡大する場合に該当し、経営陣が、その開始・拡大に際して検証結果を確認する等、検証プロセスに直接関与する必要がある。
28	2.柱書	顧客紹介を行う場合、紹介元において、経営陣の関与は求められていないという理解で良いか。	単に顧客紹介を行う紹介元については、必ずしもガイドラインにおいて経営陣の関与は明示的に求められていないが、紹介先において複雑な仕組債等が紹介顧客に案内されることが想定される場合には、金融グループにおけるガバナンスとして紹介元の経営陣が関知することについて、検討することになる。
29～31	2.柱書	「販売対象顧客」と実際の「購入顧客」との乖離として、具体的にどのような理由による乖離が想定されているのか。	「販売対象顧客」については、定量的な基準だけでなく定性的な基準を設けていること、また、複雑な仕組債はその複雑さ等から顧客はリスクを過小評価する傾向があり、事後的に販売対象顧客と実際の購入顧客の乖離が判明することは考えられる。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

合理的根拠適合性ガイドライン（2.（1））

項番	対象	意見・質問等	考え方
41	2.(1)①	新たな有価証券等の検証に係る「スキームが同様であっても、参照指標に係る市況やノックインレベル等の各種条件が異なることによりリスク特性に重大な変化が生じるとき」を例示してほしい。	例えば、参照指標に係る市況の推移の状況やボラティリティの変化、ノックインレベルの変更等によるノックイン可能性や想定最大損失額の変化等によりリスク特性に重大な変化が生じることが考えられる。
42, 43	2.(1)①	「新たな有価証券等」について、「一度検証を行った有価証券等について、必ずしも販売の都度、新たな検証を求めるものではありません。」とあるが、今回の改正において検証項目が増えることが想定されるところ、従前の基準で検証した商品についても再検証が求められるのか。	複雑な仕組債等について、今回のガイドラインの改正前に行われた検証は、新ガイドラインにおいては検証済みとはみなされないため、販売に当たっては新たに検証が必要になると考える。
46～48	2.(1)②	（リスク・リターン分析、理論価格の検証について、）「検証責任者」は、どのような部門・立場の者が就くことが想定されているのか。	複雑な仕組債等のリスクとリターン、費用とパフォーマンスについて一定の知識や経験を有する者が想定されるが、各社において実態に応じて判断すべきものと考えられる。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

合理的根拠適合性ガイドライン（2.（1）続き）

項番	対象	意見・質問等	考え方
49～61	2.(1)②イ	「自社がこれまで取り扱った仕組債のリスクとリターンを分析した上で、新たに販売しようとする仕組債のリスクとリターンの妥当性を検証するなど、定量的かつ一貫した方法で検証」とは、具体的にどのように行うのか。	リスク・リターンの分析については、本年6月末までに協会員に周知予定だが、定量的かつ一貫した方法で検証を行うべきと考えられる。
64～70	2.(1)②ロ	「理論価格」とは具体的にどのようなものを指すのか。また、販売価格との差額の妥当性の検証とはどのようなものか。	理論価格は、組成会社が自ら評価又は算定する公正妥当な現在価値が考えられる。具体的な算出にあたっては、適用のある会計規則等に準じ、組成会社のリスク管理等の他の目的で用いる指標又は当該指標と平仄が取れたものが想定される。理論価格と販売価格との差額の妥当性の検証については、例えば、これまでに販売した商品に比して当該差額が大きい同種の商品の販売を予定する場合に、パフォーマンスに見合うものとなっているかという観点を含めて検証することが考えられる。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

JSDA

合理的根拠適合性ガイドライン（2.（1）続き）

項番	対象	意見・質問等	考え方
71～73	2.(1)②ロ	「組成会社又は自社組成部門等から当該複雑な仕組債等の理論価格を入手し、販売価格との差額の妥当性を検証」とあるが、販売会社が自社で独自に計算した理論価格をもとに妥当性を検証することも問題ないか。	金融庁の金融審議会市場制度ワーキング・グループの中間整理（2022年6月22日公表）では、資産運用会社等に対して、プロダクトガバナンスの観点から、「適切な商品選択に資する想定顧客属性や費用といった商品性の情報提供」が求められており、また、同ワーキング・グループ顧客本位タスクフォースの中間報告（2022 年12月9日公表）では、仕組債の組成コストについて、「組成会社においては開示に対応できる体制を整備すべき」とされている。これらを踏まえれば、組成会社の責任として理論価格を提供することが求められており、販売会社においては、かかる責任の下に組成会社から提供される理論価格を入手し、販売価格との差額の妥当性等の検証を行うことが重要であると考えられる。 なお、組成会社当から入手した理論価格と販売価格との差額の妥当性等の検証に加え、販売会社が自社モデルで計算した理論価格を用いて検証を行うことは差し支えない。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

JSDA

合理的根拠適合性ガイドライン（2.（2））

項番	対象	意見・質問等	考え方
89	2.(2)①	自社の販売対象顧客の検証において、組成者の想定顧客属性を反映させる理由は何か。	組成会社が、商品性やリスクを最も理解していると考えられるため、組成会社の想定顧客属性を反映させることが有効であると考えられる。なお、近年、我が国においても、プロダクトガバナンスに関する取組みが進められており、そうした流れにも即した対応。
90,91	2.(2)	「想定顧客属性」や「理論価格」について、商品供給元業者等から明確な回答が得られなかった場合、販売会社では十分な検証ができないため、当該商品を取扱うことはできないという認識で良いか。	「想定顧客属性」や「理論価格」が把握できなかった場合には、合理的根拠適合性の検証を十分に行えているとは考えられないため、これらを入手できる複雑な仕組債を取扱うこととなると考えられる。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

JSDA

合理的根拠適合性ガイドライン（2.（2）続き）

項番	対象	意見・質問	考え方
93	2.(2)①	販売対象顧客の検証の基準として、「複雑な仕組債等のリスクとリターンに即した投資目的・投資意向を有している顧客」が挙げられているが、例えばEB（他社株転換債）ではどのようなリスク・リターンとなるのか。 また、「保有金融資産のうち、リスク性金融資産の割合が●割未満の顧客」という基準において、リスク性金融資産の定義は何か。また、機械的に●割未満とは決めにくいのではないか。 「販売対象顧客に明らかに該当しない場合は勧誘対象に含めない」について、裏を返せば、該当するか微妙な場合は顧客意向を踏まえて勧誘対象に含めてよいと読めるがその理解で良いか。	「リスク・リターンに即した投資目的・投資意向」について、リスクについては価格変動リスクの大きさ、流動性リスク等が、リターンについては表面上の利率のほか、参照指標等（参照指標に連動する有価証券等を含む。）に直接投資した場合に得られる値上がり益を享受できないというリターンの性質等が考えられるが、個別商品ごとに各社で検討する。 また、リスク性金融資産とは、複雑な仕組債等の高リスク商品であることが考えられ、趣旨を明確にするため、「リスク性金融資産」は、「複雑な仕組債等の高リスク商品」に修正。 販売対象顧客に明らかに該当しない場合でなければ勧誘対象とすることは考えられるが、勧誘時の顧客の状況により販売対象顧客でないことが判明した場合には、勧誘を中止することが考えられる。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

JSDA

合理的根拠適合性ガイドライン（2.（2）続き）

項番	対象	意見・質問	考え方
96,97	2.(2)①イ	当社では段階的に勧誘開始基準を設けているが、有価証券毎に列挙されている基準で「販売対象顧客」を設定しなければならないか。	勧誘開始基準は一定の商品群ごとに設定することも認められ、基準を満たさない場合には勧誘を行ってはならないとするものであり、勧誘開始基準を満たしていても当該商品の販売を行うことが適当であるか慎重な検討が必要なケースがある。 一方、販売対象顧客は、個別の商品ごとに販売対象にふさわしい顧客を検証するもので、勧誘開始基準に比べて、より具体的・より限定的な基準により設定されるものであり、勧誘開始基準の水準にかかわらず販売対象顧客を設定する必要がある。
102～107	2.(2)①イ	販売対象顧客の有無及び範囲を検証する基準として「保有金融資産のうち、リスク性金融資産の割合が●割未満の顧客」というものがあるが、「リスク性金融資産」の定義は何か。	「リスク性金融資産」とは、複雑な仕組債等の高リスク商品であることが考えられる。趣旨を明確にするため、「リスク性金融資産」は、「複雑な仕組債等の高リスク商品」に修正。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

JSDA

合理的根拠適合性ガイドライン（2.（4）～（6））

項番	対象	意見・質問等	考え方
123	2.(4)	「販売対象顧客」以外に、「当該有価証券に適合する顧客」、「複雑な仕組債等に適合する顧客」という用語が使われているが、理由があるのか。	「販売対象顧客」に統一。
128,129	2.(5)	商品供給元業者等による「当該有価証券等のリスク等の正確な確認や当該有価証券等に適合する顧客として想定される対象顧客の範囲」と、販売会社である自社によるそれらに相違がある場合には、自社の判断を優先してよいか。	最終的には販売会社となる協会員において当該有価証券等のリスクを十分に理解したうえで、自社の顧客がその想定される範囲に含まれるか等の確認を自社の責任において行う必要がある。 なお、「適合する顧客として想定される対象顧客の範囲」は「想定顧客属性」に修正。
132	2.(6)	（金融商品仲介業者等との連携について、）現状の文面では、販売対象顧客と実際の購入顧客に乖離が生じている場合でも、解消不要なケースも想定されるようにも読めるため、乖離解消のための見直し検討が必須となる文面とすべきではないか。	金融商品仲介業者等との連携について、顧客の乖離解消の見直しに係る規定等を修正。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

JSDA

勧誘開始基準ガイドライン

項番	対象	意見・質問等	考え方
149,150	問3	「一定の投資経験がない顧客は、たとえ他の基準を満たしていたとしても勧誘対象に含まれることのないように基準を設定する」とあるが、投資経験の基準は単に株式等の取引経験の有無のみに終わらず、その経験値（期間又は取引量等）の数値基準を伴った絶対的基準を設定すべきか。	「一定の投資経験」については、仕組債を販売する顧客としてどのような投資経験を有しているべきかという観点から、各社において合理的と考える基準を検討すべきものと考えられる。
159～161	問4	「複雑な仕組債等については、銘柄ごとのスキームや設定されている各種条件（参照指標、ノックインレベル、早期償還水準等）の差異によりリスクの内容等も変わるため、これらを勘案して複数の勧誘開始基準を設けること等が考えられます」について、ノックインレベルや早期償還水準の差異により損失発生確率は異なるものの、いずれの場合でも最悪の事態を想定した高いリスク許容度があるお客様に販売すべきものであることは同じであり、複数の勧誘開始基準を設けることに違和感がある。	勧誘開始基準は一般的に一定の商品群ごとに基準を設定することも認められているため、指摘を踏まえ、「銘柄ごとに設定されている各種条件の差異を勘案して複数の勧誘開始基準を設けることが考えられる」旨の記載は削除。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

勧誘開始基準ガイドライン（続き）

項番	対象	意見・質問等	考え方
167	問3, 問6	顧客の「参照指標の動向についての見通し」の確認とは、例えば、EBを勧誘する顧客から「参照銘柄については、投資期間中、大幅な上昇は見込めないものの、下落も一定の範囲にとどまる、よって、早期償還もノックインも発生せず高金利が享受できる」というようなコメントを求めることか。	顧客が自己責任に基づく投資判断を行うためには参照指標の動向について見通しを持つことができる必要があるが、必ずしも「早期償還もノックインも発生せず高金利が享受できる」見通し以外が許容されないものではない。また、必ずしも顧客からコメントを求めているわけではなく、各社において合理的と考える対応を検討すべきものと考えられる。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

広告指針

項番	対象	意見・質問等	考え方
173	Ⅲ.4 (10)②	「投資初心者向けの商品ではありません」「長期の安定的な資産形成に適した商品ではありません」は、同義の表記として「プロ又は商品性・リスク等を理解している投資家向けの商品です」としても良いか。 また、例示ではヘッダー部分に表示することとされているが、目立つ場所であれば良いか。	「当該仕組債への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質」を表示することとしているため、左記の表記は同義の表示ではない。 なお、表示は資料の最上部（ヘッダー部）など、目につきやすい場所に目立つように表示することとしている。
174,177	Ⅲ.4 (10)	（初回利率、発行体の高格付や政府保証に関する）「過度に強調する表示」について確認。	個別事例ごとに判断されるべきものと考えるが、一般論として、他と同じフォント（大きさ、下線有無、色など）を使用しているのであれば、「過度に強調した表示」には該当しないものと考えられる。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 主なパブリックコメントの内容（続き）

重要事項説明ガイドライン

項番	対象	意見・質問等	考え方
182,183	3.Q1, 2	「重要な事項」は、何に記載するのか。注意喚起文書や補足説明文書、重要情報シートか。	3.Q1③を除く「重要な事項」の説明は、Q2にあるとおり基本的に説明書面（電子媒体を含む。）を用いて行われることを想定しているが、具体的にどの書面に記載するかは各社で判断する。 なお、注意喚起文書の目的は、顧客に対して注意を喚起すべき事項をわかりやすく伝えることにあると考えられることから、一般的に、注意喚起文書に併せて記載することは望ましくないと考えられる。
189	3.Q1, 5.Q1	「当該仕組債等の購入が顧客に適している理由」は、「勧誘開始基準」及び「販売対象顧客」への合致で良いか。	単に勧誘開始基準及び販売対象顧客に合致しているということを理由とするのではなく、「販売対象顧客」の属性以外にも、3.Q1③に挙げている点に照らして、当該仕組債の購入が顧客に適している理由を具体的に説明する必要がある。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

7. パブリックコメント案からの関係ガイドラインの修正箇所

合理的根拠適合性ガイドライン

パブリックコメント時の改正案	パブリックコメント後の改正案	修正の理由
２．合理的根拠適合性の検証 （１）「新たな有価証券等」の特性やリスクの十分な把握 ②「有価証券等の特性やリスク」の考え方 「有価証券等の特性やリスク」については、以下の観点から検証を行う必要があります。 ロ 費用とパフォーマンス 顧客が支払うこととなる費用について検証します。ここで、費用とは手数料、信託報酬、金利等が考えられますが、その額（料率）の大小自体が問題となるのではなく、その額（料率）が合理的なものであるか、顧客にとって納得性のあるものかについて、商品特性や取引慣行等に照らして検証することになります。例えば、現在販売している投資信託に比して販売手数料率や信託報酬率が高い投資信託の販売を予定する場合は、当該料率の合理性に関して検証することが考えられます。また、複雑な仕組債等については、コスト構造が複雑であることを踏まえ、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、**組成会社又は自社組成部門等**から当該複雑な仕組債等の理論価格を入手し、販売価格との差額の妥当性を検証するなど、定量的かつ合理的な方法で検証する必要があります。 （以下略）	**２．合理的根拠適合性の検証** （１）「新たな有価証券等」の特性やリスクの十分な把握 ②「有価証券等の特性やリスク」の考え方 「有価証券等の特性やリスク」については、以下の観点から検証を行う必要があります。 顧客が支払うこととなる費用について検証します。ここで、費用とは手数料、信託報酬、金利等が考えられますが、その額（料率）の大小自体が問題となるのではなく、その額（料率）が合理的なものであるか、顧客にとって納得性のあるものかについて、商品特性や取引慣行等に照らして検証することになります。例えば、現在販売している投資信託に比して販売手数料率や信託報酬率が高い投資信託の販売を予定する場合は、当該料率の合理性に関して検証することが考えられます。また、複雑な仕組債等については、コスト構造が複雑であることを踏まえ、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、**組成会社（自社において組成する場合には自社の組成部門等をいう。以下同じ。）**から当該複雑な仕組債等の理論価格を入手し、販売価格との差額の妥当性を検証するなど、定量的かつ合理的な方法で検証する必要があります。 （以下略）	趣旨を明確にするため、自社組成部門等については、「組成会社」に含むよう定義

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

7. パブリックコメント案からの関係ガイドラインの修正箇所

合理的根拠適合性ガイドライン

パブリックコメント時の改正案	パブリックコメント後の改正案	修正の理由
（２）一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることの事前検証 ①「一定の顧客」の考え方 「一定の顧客」とは、顧客属性や金融資産の状況、投資経験、リスク許容度等を勘案して、合理的な根拠に基づき投資を行う対象顧客の範囲が想定できることを指していることに留意が必要です。 特に複雑な仕組債等については、**組成者**においてどのような顧客を想定して組成された商品であるか（以下「想定顧客属性」といいます。）、商品供給元業者等（**組成者**やいわゆる卸元である金融商品取引業者等）に確認したうえで、自社の顧客に照らし、当該複雑な仕組債等に適合する顧客が想定されるかを自社の責任において十分に検証する必要があります。 対象顧客については、少なくとも以下の観点から検証する必要があります。 イ 販売対象顧客 上記(1)の検証結果を踏まえ、販売対象となるべき顧客の有無及び 範囲を検証します。 （中略） 複雑な仕組債等に関しては、少なくとも以下のような基準により、自社における販売対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証する必要があります。	（２）一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることの事前検証 ①「一定の顧客」の考え方 「一定の顧客」とは、顧客属性や金融資産の状況、投資経験、リスク許容度等を勘案して、合理的な根拠に基づき投資を行う対象顧客の範囲が想定できることを指していることに留意が必要です。 特に複雑な仕組債等については、**組成会社**においてどのような顧客を想定して組成された商品であるか（以下「想定顧客属性」といいます。）、商品供給元業者等（**組成会社**やいわゆる卸元である金融商品取引業者等）に確認したうえで、自社の顧客に照らし、当該複雑な仕組債等に適合する顧客が想定されるかを自社の責任において十分に検証する必要があります。 対象顧客については、少なくとも以下の観点から検証する必要があります。 イ 販売対象顧客 上記(1)の検証結果を踏まえ、販売対象となるべき顧客の有無及び 範囲を検証します。 （中略） 複雑な仕組債等に関しては、少なくとも以下のような基準により、自社における販売対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証する必要があります。	表記を統一するため「組成者」を「組成会社」に修正

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

7. パブリックコメント案からの関係ガイドラインの修正箇所

合理的根拠適合性ガイドライン

パブリックコメント時の改正案	パブリックコメント後の改正案	修正の理由
・想定顧客属性と整合的な顧客 ・複雑な仕組債等のリスク（価格変動リスクの大きさ、流動性リスクなど）とリターン（表面上の利率のほか、参照指標等（参照指標に連動する有価証券等を含む。）に直接投資した場合に得られる値上がり益を享受できないというリターンの性質を含む。）に即した投資目的・投資意向を有している顧客 ※一定の投資ニーズ（例：「キャピタルゲインではなくクーポンを求めるニーズ」、「高い利回りを求めるニーズ」、「債券に投資したいというニーズ」）を有することのみをもって、リスクとリターンに即した投資目的・投資意向を有している顧客とはならないことに留意が必要です。 ・保有金融資産の額が一定金額以上の顧客 ※複雑な仕組債等のリスクが顕在化した場合でも、顧客の保有金融資産に大きな影響が及ばないような基準を設定するよう留意が必要です。 ・保有金融資産のうち、**リスク性金融資産**の割合が●割未満の顧客 ※**複雑な仕組債等のリスク性金融資産**の割合を保有金融資産の一定程度に抑える観点からの基準 ・デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できる投資経験や知見・知識を有する顧客 ・参照指標の動向について見通しをもつことができる投資経験や知見・知識を有する顧客	・想定顧客属性と整合的な顧客 ・複雑な仕組債等のリスク（価格変動リスクの大きさ、流動性リスクなど）とリターン（表面上の利率のほか、参照指標等（参照指標に連動する有価証券等を含む。）に直接投資した場合に得られる値上がり益を享受できないというリターンの性質を含む。）に即した投資目的・投資意向を有している顧客 ※一定の投資ニーズ（例：「キャピタルゲインではなくクーポンを求めるニーズ」、「高い利回りを求めるニーズ」、「債券に投資したいというニーズ」）を有することのみをもって、リスクとリターンに即した投資目的・投資意向を有している顧客とはならないことに留意が必要です。 ・保有金融資産の額が一定金額以上の顧客 ※複雑な仕組債等のリスクが顕在化した場合でも、顧客の保有金融資産に大きな影響が及ばないような基準を設定するよう留意が必要です。 ・保有金融資産のうち、**複雑な仕組債等の高リスク商品**の割合が●割未満の顧客 ※**複雑な仕組債等の高リスク商品**の割合を保有金融資産の一定程度に抑える観点からの基準 ・デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できる投資経験や知見・知識を有する顧客 ・参照指標の動向について見通しをもつことができる投資経験や知見・知識を有する顧客	趣旨をわかりやすくし、表記を統一するため「リスク性金融資産」を「複雑な仕組債等の高リスク商品」に修正

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

7. パブリックコメント案からの関係ガイドラインの修正箇所

JSDA

合理的根拠適合性ガイドライン

パブリックコメント時の改正案	パブリックコメント後の改正案	修正の理由
（4）検証に関与する部署 販売する有価証券等の確認は、当該有価証券等を開発組成する商品部門や当該有価証券等を仕入れるトレーディング部門がリスク等の確認を行うべきものと考えます。その確認結果を踏まえて、当該有価証券等**に適合する顧客**の確認は、セールスマネージメント部門及びリーガル部門やコンプライアンス部門が加わって行うことが望ましいと考えられます。ただし、複雑な仕組債等**に適合する顧客**の確認に関しては、少なくともコンプライアンス部門が関与する必要があります。	（4）検証に関与する部署 販売する有価証券等の確認は、当該有価証券等を開発組成する商品部門や当該有価証券等を仕入れるトレーディング部門がリスク等の確認を行うべきものと考えます。その確認結果を踏まえて、当該有価証券等**「販売対象顧客」**の確認は、セールスマネージメント部門及びリーガル部門やコンプライアンス部門が加わって行うことが望ましいと考えられます。ただし、複雑な仕組債等**の「販売対象顧客」**の確認に関しては、少なくともコンプライアンス部門が関与する必要があります。	表記を統一するため「適合する顧客」を「販売対象顧客」に修正
（5）商品供給元業者等との連携 合理的根拠適合性の趣旨は、販売者となる協会員が、販売する有価証券等を知り、自社の顧客に照らして当該有価証券等の適合性を確認することにありますから、事前検証は販売会社自身が行うべきものと考えられます。ただし、当該有価証券等のリスク等**の正確な確認や当該有価証券等に適合する顧客として想定される対象顧客の範囲**について、当該有価証券等の商品供給元業者等に確認することが必要です。ただし、この場合においても、最終的には当該有価証券等のリスクを十分に理解したうえで、自社の顧客がその想定される範囲に含まれるか等の確認を自社の責任において行う必要があると考えます。	（5）商品供給元業者等との連携 合理的根拠適合性の趣旨は、販売者となる協会員が、販売する有価証券等を知り、自社の顧客に照らして当該有価証券等の適合性を確認することにありますから、事前検証は販売会社自身が行うべきものと考えられます。ただし、当該有価証券等のリスク等**や想定顧客属性**について、当該有価証券等の商品供給元業者等に確認することが必要です。ただし、この場合においても、最終的には当該有価証券等のリスクを十分に理解したうえで、自社の顧客がその想定される範囲に含まれるか等の確認を自社の責任において行う必要があると考えます。	表記を統一するため「当該有価証券等に適合する顧客として想定される対象顧客の範囲」を「想定顧客属性」に修正

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

7. パブリックコメント案からの関係ガイドラインの修正箇所

JSDA

合理的根拠適合性ガイドライン

パブリックコメント時の改正案	パブリックコメント後の改正案	修正の理由
（6）金融商品仲介業者等との連携 金融商品仲介（いわゆる銀行仲介を含む。）や金融サービス仲介による販売の委託元となる協会員は、「販売対象顧客」を始め、合理的根拠適合性の検証結果について、仲介の委託先に共有し、自社の想定する「販売対象顧客」以外への販売が広がらないよう、十分に留意する必要があります。そのため、必要に応じて、仲介の委託先の社員等にも研修等を行うことが考えられます。また、**仲介の委託先に共有した「販売対象顧客」と実際に購入した顧客の属性に乖離が生じていないかを定期的に検証し、乖離が生じている場合には、必要に応じて委託先との間で勧誘態勢等の見直しについて協議することが考えられます。**	（6）金融商品仲介業者等との連携 金融商品仲介（いわゆる銀行仲介を含む。）や金融サービス仲介による販売の委託元となる協会員は、「販売対象顧客」を始め、合理的根拠適合性の検証結果について、仲介の委託先に共有し、自社の想定する「販売対象顧客」以外への販売が広がらないよう、十分に留意する必要があります。そのため、必要に応じて、仲介の委託先の社員等にも研修等を行うことが考えられます。また、**仲介の委託先に共有した「販売対象顧客」と金融商品仲介を通じて購入した顧客に乖離が生じていないかを定期的に把握し、必要に応じて金融商品仲介業者等との連携体制の見直しを行う必要があります。特に、仲介の委託先に共有した「販売対象顧客」と金融商品仲介を通じて購入した顧客との乖離が数多くみられる場合には、当該乖離を解消するよう、委託先との間で販売勧誘態勢に係る見直しについて検討を行う必要があります。**	金融商品仲介業者等が勧誘を行う場合の販売対象顧客と実際に購入した顧客の属性の乖離解消のための措置について、自ら勧誘を行う場合（金融商品仲介業者等を利用しない場合）と同様の対応を求めることとする。 ［参考］2. 合理的根拠適合性の検証（柱書）「特に、当該販売対象顧客と購入顧客との乖離が数多くみられる場合には、当該乖離を解消するよう、合理的根拠適合性に係る見直しのみならず、販売勧誘態勢に係る見直しについても販売方法（対面・ネット等）に応じた検討を行う必要があります。」
3．社内教育等の検討 （1）社内への周知 合理的根拠適合性の検証を行った部署は、当該有価証券等の商品性やリスク特性を含む当該検証の結果、**販売対象として想定した顧客の範囲**や妥当と考える販売方法について、社内に明確に伝達することが必要です。	3．社内教育等の検討 （1）社内への周知 合理的根拠適合性の検証を行った部署は、当該有価証券等の商品性やリスク特性を含む当該検証の結果、**「販売対象顧客」**や妥当と考える販売方法について、社内に明確に伝達することが必要です。	表記を統一するため「販売対象として想定した顧客の範囲」を「販売対象顧客」に修正

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

7. パブリックコメント案からの関係ガイドラインの修正箇所

JSDA

勧誘開始基準ガイドライン

パブリックコメント時の改正案	パブリックコメント後の改正案	修正の理由
問４　「勧誘開始基準」は取引や商品ごとに定めなければならないか。包括的に設定しても良いか。 「勧誘開始基準」の設定対象となる複雑な仕組債等にも多くの種類があり、その商品性やリスクの内容も同じではありません。しかし、一つ一つの商品ごとに詳細な開始基準を定めると、運用が困難となり実効性を失うことにもつながりかねないことから、同様のリスク特性を有すると考えられる取引等を同じリスクグレード群として、そのグレード群ごとに基準を設け、社内で定めた手続きに基づいて、勧誘可能な顧客として管理することを妨げるものではありません。このような場合、予めリスク特性等ごとに「勧誘開始基準」の分類を設けておき、新しい商品を取り扱う際にはどの分類に属するかを定めるという方法も考えられます。**ただし、**複雑な仕組債等については、**銘柄ごとのスキームや設定されている各種条件（参照指標、ノックインレベル、早期償還水準等）の差異によりリスクの内容等も変わるため、これら**を勘案して複数の勧誘開始基準を設けること等が考えられます。 協会員において、販売する商品の商品性やリスクの内容に応じて、投資者保護の観点から、有効な基準を設定することが望ましいと考えます。	問４　「勧誘開始基準」は取引や商品ごとに定めなければならないか。包括的に設定しても良いか。 「勧誘開始基準」の設定対象となる複雑な仕組債等にも多くの種類があり、その商品性やリスクの内容も同じではありません。しかし、一つ一つの商品ごとに詳細な開始基準を定めると、運用が困難となり実効性を失うことにもつながりかねないことから、同様のリスク特性を有すると考えられる取引等を同じリスクグレード群として、そのグレード群ごとに基準を設け、社内で定めた手続きに基づいて、勧誘可能な顧客として管理することを妨げるものではありません。このような場合、予めリスク特性等ごとに「勧誘開始基準」の分類を設けておき、新しい商品を取り扱う際にはどの分類に属するかを定めるという方法も考えられます。 複雑な仕組債等については、**スキームの差異によりリスクの内容等も変わるため、当該差異より生じるリスクの差異**を勘案して複数の勧誘開始基準を設けること等が考えられます。 協会員において、販売する商品の商品性やリスクの内容に応じて、投資者保護の観点から、有効な基準を設定することが望ましいと考えます。	設定されている各種条件の差異を勘案して勧誘開始基準を設定することは現実的でないことから、当該内容を削除

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

7. パブリックコメント案からの関係ガイドラインの修正箇所

JSDA

重要事項説明ガイドライン

パブリックコメント時の改正案	パブリックコメント後の改正案	修正の理由
５．店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について Ｑ１：店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。 Ａ：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を販売する場合には、目論見書に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。 ①　～　⑧　　（　省　　略　） **なお、⑤の最悪シナリオを想定した想定損失額の説明方法及び⑦の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「８．最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。**	５．店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について Ｑ１：店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。 Ａ：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を販売する場合には、目論見書に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。 ①　～　⑧　　（　省　　略　）	Ｑ２において同内容の記載があり、原案では削除が漏れていたため修正

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

8.「関係ガイドライン等の改定を踏まえた複雑な仕組債等の取扱いに関する留意事項」の作成

JSDA

○ 複雑な仕組債等の販売の継続・再開の検討及び販売勧誘態勢の整備に当たっての留意事項、並びに顧客へのアフター・フォロー及び社内検査・監査のあり方について取りまとめた「関係ガイドライン等の改定を踏まえた複雑な仕組債等の取扱いに関する留意事項」を作成

１．複雑な仕組債等の販売の継続又は再開の検討について

- 顧客本位の業務運営の徹底においては、関係ガイドライン等で示された内容にとどまらず、顧客本位の良質なサービスを提供するための**ベスト・プラクティスを目指して、各協会員において創意工夫を発揮していく必要**がある。
- 仕組債の販売再開を検討するにあたっては、自社の顧客層や販売形態等を踏まえて適切な販売勧誘態勢を整備することができるか、さらには、複雑な仕組債等を販売することが、**真に自社の顧客の利益に資するものとなるかについて、経営陣のリーダーシップのもと判断**いただきたい。

２．複雑な仕組債等の販売勧誘態勢の整備について

- 今般の**関係ガイドライン等の改正内容及び趣旨に基づき、自社の顧客層や販売形態等を踏まえた適切な販売勧誘態勢を整備**する必要がある。
- 顧客本位の業務運営の徹底のため、**自社の経営理念や顧客本位の業務運営に関する基本方針を踏まえ、プリンシプルベースの視点から主体的に創意工夫を発揮**いただきたい。

３．顧客へのアフターフォロー及び社内検査について

- 顧客へのアフターフォロー
  - ✓ **複雑な仕組債等の販売後、定期的又は市況等の大きな変動があった場合等に顧客に対して適切にアフターフォローを実施する**必要がある。
  - ✓ 慣遷時に初めて顧客に連絡をするのではなく、状況を捉えて適宜、当該商品の状況について伝達することが重要である。
  - ✓ 顧客へのアフターフォローは、当該商品販売後の顧客の認識や状況等を把握し、販売対象顧客と実際の購入顧客の乖離状況を確認するためのプロセスの一つにもなり得る。
- 社内検査
  - ✓ 規則・関係ガイドライン等遵守の実効性を高めていくためには、**適切な社内検査規則を整備し、社内検査を実施**する必要がある。
  - ✓ 内部監査部門においては、複雑な仕組債等に係る販売勧誘の状況、社内検査・監査の結果並びに顧客へのアフターフォロー及び苦情の状況等を踏まえ、**必要に応じた販売勧誘態勢の見直しが行われているか（PDCAサイクルが適切に回っているか）を確認し、確認結果について適宜取締役会に報告**することが考えられる。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

9. 今後の予定

JSDA

規則・関係ガイドライン等の改正の施行日（適用日）

2023年４月18日改正　▶　2023年７月１日施行（適用）

組成コストの開示	リスク・リターンの分析・開示
◆「『重要情報シート』に関するQ&A」等により６月末までに協会員に周知するよう検討中	

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

金融商品取引法等の一部を改正する法律案　説明資料

2023年3月

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「**顧客本位の業務運営・金融リテラシー**」、「**企業開示**」等に関する制度を整備

顧客本位の業務運営・金融リテラシー

■ 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

顧客本位の業務運営の確保

■ 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く**規定

■ **顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

金融リテラシーの向上

■ 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」**を策定**

■ 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構**」**を創設**
〔業務〕金融経済教育の教材・コンテンツの作成、学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等
〔形態〕認可法人
〔役員〕理事長（1人）、理事（3人以内）等
〔ガバナンス〕運営委員会（委員、理事長、理事）を設置、金融庁が認可・監督
（参考）上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

企業開示

■ 非財務情報の開示の充実に向けた取組（注1）と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の**四半期報告書を廃止**（注2）
（注1）府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る
（注2）第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化

■ **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間**（注）**を5年間**（課徴金の除斥期間と同様）**に延長**
（注）現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

■ ソーシャルレンディング（注）等を行う**第二種金融商品取引業者**について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、**運用報告**に関する規定を整備
（注）インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み

■ **不動産特定共同事業契約**（注）**をトークン（デジタル）化**する動きが見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**
（注）出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み

■ 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の情報**公表を義務付け**

■ 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

顧客本位の業務運営の確保

課題

■ 2017年3月、金融事業者が主体的に創意工夫を発揮し、良質な金融商品・サービスを提供することを促すため、プリンシプルベースの「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定（金融事業者の判断で採択）

■ この「原則」に基づき、顧客の最善の利益の追求等の取組が進められてきたが、以下の課題が指摘されているほか、「原則」を採択していない、方針等を公表していない金融事業者も多く存在

家計

② **金融商品の販売会社**
- リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品を十分な説明なく推奨・販売（例：仕組債）

金融商品の運用会社
- 顧客利益より販売促進を優先した金融商品の組成・管理

アセットオーナー（企業年金等）
- 運用の専門家の活用不足、不十分な運用機関の選定プロセス

①

対応

① 最善の利益を考えた業務運営の確保

■ 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を**金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定**することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化

対象

金融商品取引業者	銀行	信託銀行	保険会社
資金移動業者	貸金業者	企業年金	・・・

② 顧客への情報提供の充実

■ 金融商品取引業者等が、契約締結前に顧客の知識や経験等に応じて、契約内容の**説明を行う義務を法定**

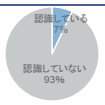
■ 金融商品取引業者等が、デジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、**書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能**とするよう見直し
（注）見直しに際しては、顧客がその必要に応じて書面を求めることができる規定も整備［内閣府令改正事項］

金融リテラシーの向上

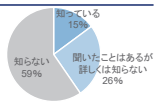
課題

■ これまで、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体、学校、職場等において、資産形成の啓発や教材の作成等、金融経済教育に関する取組が実施されてきたが、以下のような課題が存在
- 金融経済教育を受けたと認識している人は約7%
- 職域でも、確定拠出年金加入者への継続投資教育が不十分との指摘
- 長期投資や分散投資等のリスク抑制効果を認知している人は約4割
- 投資詐欺などの被害事案も引き続き散見、近時はSNSを通じた投資勧誘のトラブルも発生
- 政府、金融広報中央委員会、金融関係団体等による取組や連携を強化すべきとの指摘

金融経済教育を受けたと認識

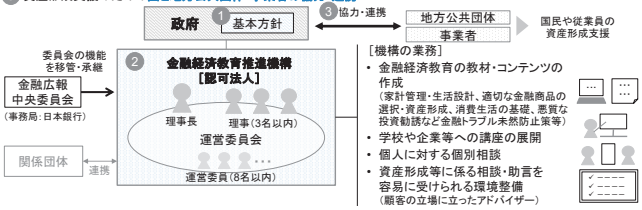


長期・分散投資等のリスク抑制効果の認知



対応

① 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するための「**基本方針**」**を策定**
② 「**金融経済教育推進機構**」**を創設**
③ 資産形成支援のための**国と地方公共団体・事業者の協力・連携**



（注）上記の規定を設ける「金融サービスの提供に関する法律」は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称

企業開示制度の見直し

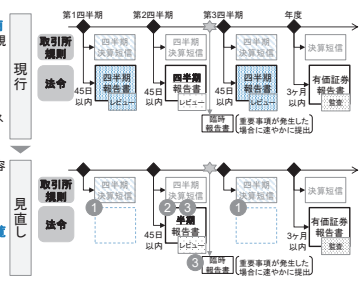
課題

■ 企業経営や投資家の投資判断においてサステナビリティを重視する動きが見られる中、企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大

■ 金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられ、コスト削減や効率化の観点から見直すべきとの指摘

対応

■ 中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けた企業開示制度の見直しを実施
- 人的資本を含むサステナビリティ情報等の開示の充実［府令改正事項］と併せ、
- **企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**



① **上場企業の第1・第3四半期**については、**金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
（注1）当面は、四半期決算短信を一律義務付け。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、任意化について継続的に検討
（注2）虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより適切に実施

② 見直し後の**半期報告書**については、
- **現行の第2四半期報告書と同程度**の記載内容
- 監査人によるレビュー
- 提出期限は決算後45日以内

③ **半期報告書及び臨時報告書**は、法令上の開示情報としての重要性が高まることから、**公衆縦覧期間**（各3年間・1年間）を**5年間**（課徴金の除斥期間と同様）**へ延長**

その他の顧客等の利便向上・保護に係る施策①

ソーシャルレンディング等に関する規定の整備

ソーシャルレンディング
インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、投資家からの出資を企業等に貸し付ける仕組



現在は、運用報告書を交付する法令上のルールなし
（注）ファンド業者が有価証券に投資する場合は、法令上のルールが存在

課題

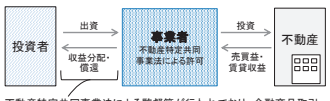
■ ソーシャルレンディング等の運用行為を行う第二種金融商品取引業者が運営するファンドを巡って、投資家への情報提供等に関する問題が認められる事案が発生

対応

■ **ソーシャルレンディング**等の運用を行うファンドを販売する**第二種金融商品取引業者**に対して、**運用報告書の交付**が担保されていないファンドの募集等を禁止

トークン化される不動産特定共同事業契約への対応

不動産特定共同事業
出資を募って不動産を売買・賃貸等し、収益を分配する仕組



不動産特定共同事業法による監督等が行われており、金融商品取引法の規制は不適用

課題

■ 不動産特定共同事業契約に基づく権利を分散台帳技術（ブロックチェーン）を活用してトークン化し、流通させようとする動き

■ 他の有価証券の性質を有するトークンは、金融商品取引法の対象とする規定が整備されているが、不動産特定共同事業契約に基づくトークンは規定が未整備

対応

■ **不動産特定共同事業契約に基づく権利のトークン**について、**金融商品取引法の販売勧誘規制等を適用**

その他の顧客等の利便向上・保護に係る施策②

掲示情報等のインターネット公表

課題

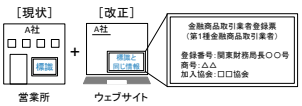
■ インターネットの活用が進む中、
- 金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、営業所に掲示する標識と同内容の情報の公表を求めるべき
- 上場会社の役員等が短期売買利益を得た場合の利益額等の情報（利益関係書類）をインターネットでも公表すべき

との指摘

対応

■ 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識と同内容の情報公表を義務付ける**など、インターネットを利用する者の利便向上や保護のための規定を整備

（注）利益関係書類の氏名の閲覧は株主に限定



審判手続のデジタル化

課題

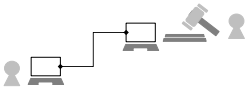
■ 民事訴訟手続については、国民がより利用しやすいものとするため、2022年、手続のデジタル化を含む改正民事訴訟法が成立

■ 一方、虚偽の財務書類の開示を行った企業やインサイダー取引を行った者等に対する課徴金納付命令に係る審判手続については、書面での課徴金納付命令等の送達や被審人による申立て、審判廷への出頭等が必要

対応

■ **審判手続のデジタル化**のため、
- オンラインによる送達や申立て
- オンライン会議を利用した審問や意見陳述などの審判手続
- 事件記録の電子化

に関する規定を整備



上記のほか、登録金融機関がトークンの預託を受けることができる範囲を拡大するとともに、投資法人の財務状況を投資家にわかりやすく情報提供するため、投資法人の計算書類に関する規定の見直しを実施

- 6 -

金融商品取引法等の一部を改正する法律案　新旧対照条文

目　次

本則

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）……1
二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）……127
三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）……176
四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）……203
五　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）……208
六　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）……222
七　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）……237
八　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）……254
九　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）……262
十　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）……280
十一　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）……288
十二　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）……298
十三　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）……318
十四　保険業法（平成七年法律第百五号）……331
十五　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）……350
十六　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）……354
十七　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）……356
十八　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）……370

附則

○　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（附則第三十三条関係）……386
○　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（附則第二十四条関係）……388
○　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（附則第三十五条関係）……389
○　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（附則第三十六条関係）……390
○　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第三十七条関係）……391
○　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第三十八条関係）……392
○　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（附則第三十九条関係）……393
○　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第四十条関係）……395
○　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（附則第四十一条関係）……397
○　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第四十二条関係）……400
○　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第四十三条関係）……401
○　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第四十四条関係）……402
○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四十五条関係）……403
○　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（附則第四十六条関係）……407
○　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第四十七条関係）……408
○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第四十八条関係）……412
○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第四十九条関係）……413
○　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）（附則第五十条関係）……414
○　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）……415
○　特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（附則第五十一条関係）……416
○　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第五十二条関係）……417
○　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（附則第五十三条関係）……418
○　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（附則第五十四条関係）……419
○　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（附則第五十五条関係）……420
○　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（附則第五十六条関係）……421
○　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（附則第五十七条関係）……422
○　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第五十八条関係）……423
○　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（附則第五十九条関係）……424
○　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第六十条関係）……425
○　孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第　号）（附則第六十一条関係）……426
○　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）（附則第六十二条関係）……428
○　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第六十三条関係）……429
○　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第六十四条関係）……432
○　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第六十五条関係）……433
○　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第六十六条関係）……436

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第二章の六　（略） 第三章　金融商品取引業者等 第一節　（略） 第二節　業務 第一款～第四款　（略） 第五款　電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則（第四十三条の五） 第六款～第八款　（略） 第三節～第八節　（略） 第三章の二～第九章　（略） 附則 （定義） 第二条　（略） ２　前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有	目次 第一章～第二章の六　（略） 第三章　金融商品取引業者等 第一節　（略） 第二節　業務 第一款～第四款　（略） 第五款　電子募集取扱業務に関する特則（第四十三条の五） 第六款～第八款　（略） 第三節～第八節　（略） 第三章の二～第九章　（略） 附則 （定義） 第二条　（略） ２　前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有

価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示されるべき権利にあつては、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に掲げる有価証券とみなされるものに該当するもので有価証券とみなされるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一～四　（略）

五　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したもの及び当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ　（略）

六・七　（略）

3～42　（略）

（有価証券届出書の提出）

第五条　（略）

2　前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一・二　（略）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第七条において同じ。）のうち同本文に規定する事項を記載したもの又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書（以下この条において「四半期報告書」という。）のうち第二十四条の四の七第一項に規定する事項を記載したものの若しくは半期報告書（第二十四条の五第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第七条第四項及び第二十四条第二号において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

3　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

4　次に掲げる全ての要件を満たす者が前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、

二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したもの及び当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ　（略）

六・七　（略）

3～42　（略）

（有価証券届出書の提出）

第五条　（略）

2　前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一・二　（略）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第七条において同じ。）のうち同本文に規定する事項を記載したもの又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書（以下この条において「四半期報告書」という。）のうち第二十四条の四の七第一項に規定する事項を記載したものの若しくは半期報告書（第二十四条の五第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第七条第四項及び第二十四条第二号において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

3　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

4　次に掲げる全ての要件を満たす者が前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、

三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第

三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第

に代えることができる。

一・二　（略）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第七条において同じ。）のうち同本文に規定する事項を記載したもの又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書（以下この条において「四半期報告書」という。）のうち第二十四条の四の七第一項に規定する事項を記載したものの若しくは半期報告書（第二十四条の五第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第七条第四項及び第二十四条第二号において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

3　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

4　次に掲げる全ての要件を満たす者が前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、

内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書又は臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一・二　（略）

5　第一項から前項までの規定は、当該有価証券が特定有価証券である場合について準用する。この場合において、第一項中「有価証券の募集及び売出し」とあるのは「有価証券の募集又は売出しに限る」と、「当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とあるのは「当該特定有価証券」と、同項第二号中「当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、第二項中「有価証券の募集又は売出しのうち」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出しのうち」と、同項第一号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、同項第二号中「有価証券の募集又は売出し」と、同項第三号中「同項本文」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項本文」と、「第二十四条の五第一項の表の各号の中欄」とあるのは「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の表の第二号の中欄」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第一項の規定により届出書を提出しなければならない外国会社（以下「届出書提出外国会社」という。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一　（略）

二　外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条第八項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている参照書類又は第一項の届出書に類する書類であって英語で記載されているもの

7〜13　（略）

内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一・二　（略）

5　第一項から前項までの規定は、当該有価証券が特定有価証券である場合について準用する。この場合において、第一項中「有価証券の募集及び売出し」とあるのは「有価証券の募集又は売出しに限る」と、「当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とあるのは「当該特定有価証券」と、同項第二号中「当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、第二項中「有価証券の募集又は売出しのうち」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出しのうち」と、同項第一号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、同項第二号中「有価証券の募集又は売出し」と、同項第三号中「同項本文」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項本文」と、「第二十四条の四の七第一項において準用する同条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条の四の七第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と、「第二十四条の五第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第一項の規定により届出書を提出しなければならない外国会社（以下「届出書提出外国会社」という。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一　（略）

二　外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条第八項、第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている参照書類又は第一項の届出書に類する書類であって英語で記載されているもの

7〜13　（略）

（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成二十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第四条第一項本文、第三項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

2〜6　（略）

（虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任）

第二十一条の二　第二十五条第一項各号（第四号及び第七号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同号に掲げる書類を除く。）の提出者又は当該書類（同号に掲げる書類に限る。）の提出者を親会社等（第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者又は処分した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者又は処分した者がその取得又は処分の際虚偽記載等を知つていたときは、この限りでない。

2〜6　（略）

（虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任）

第二十一条の二　第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠

（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第四条第一項本文、第三項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

2〜6　（略）

（虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任）

第二十一条の二　第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同号に掲げる書類を除く。）の提出者又は当該書類（同号に掲げる書類に限る。）の提出者を親会社等（第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者又は処分した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者又は処分した者がその取得又は処分の際虚偽記載等を知つていたときは、この限りでない。

2〜6　（略）

（虚偽記載等のある書類の提出者に対する賠償請求権の時効）

第二十一条の三　第二十条の規定は、前条の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十一条の二」と、同条第一号中「有価証券届出書又は目論見書」とあるのは「第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、同条第二号中「当該有価証券の募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令が

あつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）」とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

（有価証券報告書の提出）

第二十四条　（略）

2　前項第三号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第五条第二項に規定する事項を記載した同条第一項に規定する届出書を提出した会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。

一　既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第二十四条の五第一項の表の各号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出している者

二　（略）

3～15　（略）

（削る）

あつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）」とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

（有価証券報告書の提出）

第二十四条　（略）

2　前項第三号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第五条第二項に規定する事項を記載した同条第一項に規定する届出書を提出した会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。

一　既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書のうち同条第一項に規定する事項を記載したもの若しくは第二十四条の五第一項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者

二　（略）

3～15　（略）

（四半期報告書の提出）

第二十四条の七　第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であつて、上場会社等以外の会社（政令で定めるものを除く。）は、四半期報告書を任意に提出することができる。

2　前項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の二第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。）のうち政令で定めるものについて準用する。この場合において、第一項中「政令で定めるもの（」とあるのは「政令で定めるもの（特定有価証券（第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項において同じ。）の発行者に限る。）と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る特定期間（第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該事業年度の期間」とあるのは「当該特定期間」と、「当該会社の属する企業集団」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産」と、「当該会社の経理」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は四半期報告書について、第二十二条の規定は四半期報告書及びその訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「四半期報告書（第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「訂正届出書」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「第十条第一項中「届出者」とあるのは「訂正報告書」と、「訂正届出書の提出者」と、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者」とあるのは「四半期報告書又はその訂正報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、「同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四条の四の七第四項において準用する前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　第六条の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。次項から第十一項までにおいて同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当

を提出しなければならない会社（第二十三条の二第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの（以下この項及び次項において「上場会社等」という。）は、その事業年度が三月を超える場合は、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（政令で定める期間を除く。以下同じ。）ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（以下この項において「四半期報告書記載事項」という。）を記載した報告書（以下「四半期報告書」という。）を、当該各期間経過後四十五日以内の政令で定める期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社は、四半期報告書記載事項のほか、当該会社の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した四半期報告書を、当該各期間経過後六十日以内の政令で定める期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社（第一項の規定により四半期報告書を提出する報告書提出外国会社を含む。以下この条において同じ。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による四半期報告書に代えて、外国において開示が行われている四半期報告書に類する書類であつて英語で記載されているもの（以下この条において「外国会社四半期報告書」という。）を提出することができる。

7　外国会社四半期報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものの要約の日本語による翻訳文、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの（以下この条において「補足書類」という。）を添付しなければならない。

8　前二項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社四半期報告書及びその補足書類を四半期報告書とみなし、これらの提出を四半期報告書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

9　内閣総理大臣は、外国会社四半期報告書を提出した報告書提出外国会社が第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行なわなければならない。

10　前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による四半期報告書を、当該通知があつた日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。

11　第六項から第八項までの規定は、第四項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

12　第一項（第三項において準用する場合に限る。以下この条において同じ。）の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社（第二項（第三項において準用する場合に限る。）の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）が、内閣府令で定めるところにより、第一項に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「四半期代替書面」という。）を四

半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第一項の適用については、同項中「内閣府令で定める事項」とあるのは、「内閣府令で定める事項（第十二項に規定する四半期代替書面に記載された事項を除く。）」とする。

13　前項の規定により読み替えて適用する第一項の四半期報告書と併せて四半期代替書面を提出した場合には、当該四半期代替書面を当該四半期報告書の一部とみなし、当該四半期代替書面を提出したことを当該四半期報告書の一部として提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

（確認書に関する規定の四半期報告書への準用）

第二十四条の四の八　第二十四条の四の二の規定は、前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「四半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社四半期報告書」とあるのは「四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書」と、「当該外国会社報告

（削る）

（半期報告書及び臨時報告書の提出）

第二十四条の五　第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。第四項において同じ。）は、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日から六月が経過したときは、内閣府令で定めるところにより、次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（この項の規定により提出すべき報告書をいう。以下同じ。）を、同表の下欄に掲げる期間内（やむを得ない理由により当該期

会社四半期報告書」と、同条第二項中「有価証券報告書と併せて」とあるのは「四半期報告書と併せて」と、同条第六項中「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」とあるのは「第二十四条の四の八において読み替えて準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　第二十四条の四の三の規定は、前項の規定により提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（半期報告書及び臨時報告書の提出）

第二十四条の五　第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。第四項において同じ。）のうち、第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社（同条第二項の規定により四半期報告書を提出した会社を含む。第三項において同じ。）以外の会社は、その事業年度が六月を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社

間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、同表の第三号の上欄に掲げる会社（以下この項において「非上場会社」という。）のうち同表の第二号の上欄に規定する内閣府令で定める事業を行うものについては、同号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもつて、非上場会社のうち当該事業を行う会社以外の会社については、同表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもつて、これに代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの（以下この表において「半期報告書共通記載事項」という。）	当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団の経理の状況その他内閣府令で定める事項	当該期間が経過した日から起算して四十五日以内の政令で定める期間内
二　上場会社等のうち金融商品取引所の定める上場の基準に準ずるものとして内閣府令で定める会社	当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項	当該期間が経過した日から起算して六十日以内の政令で定める期間内
三　上場会社等以外の会社	当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項として内閣府令で定める事項	当該期間が経過した日から起算して三月以内

（新設）

- 18 -

の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「半期報告書」という。）を、当該期間経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 19 -

2　第二十四条第二項に規定する事項を記載した同条第一項の規定による有価証券報告書を提出した、又は提出しようとする会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、半期報告書に、前項の表の第三号の中欄に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同欄に掲げる事項の記載に代えることができる。

一　既に、第二十四条第一項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は前項の表の各号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出している者

二　（略）

3　第一項（ただし書並びに同項の表の第一号及び第二号を除く。以下この項において同じ。）及び前項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項及び第二十項において同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「第四項において同じ。）は、事業年度ごとに、当該事業年度」とあるのは「）のうち、特定有価証券（第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の発行者は、特定期間（第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該特定有価証券に係る特定期間」と、「次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄」とあるのは「次の表の第三号の中欄」と、「同表の下欄」とあるのは「同号の下欄」と、同項の表の第三号の中欄中「当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項」とあるのは「当該特定期間が開始した日以後六月間の当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」と、前項第一号中「前項の表の各号の中欄」とあるのは「前項の表の第三号の中欄」と、同項第二号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と読み替えるものとする。

4～12　（略）

13　第一項（第三項において準用する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、内閣府令で定めるところにより、第一項の表の第三号の中欄に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「半期代替書面」という。）を半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総

- 20 -

2　第二十四条第二項に規定する事項を記載した同条第一項の規定による有価証券報告書を提出した、又は提出しようとする会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項の規定により提出しなければならない半期報告書に、同項に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項に規定する事項の記載に代えることができる。

一　既に、第二十四条第一項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は前項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者

二　（略）

3　前二項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項及び第二十項において同じ。）のうち、第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社について準用する。この場合において、第一項中「以外の会社」とあるのは「以外の会社（特定有価証券（第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の発行者に限る。）」と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る特定期間（第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該特定有価証券に係る特定期間」と、「次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄」とあるのは「次の表の第三号の中欄」と、「同表の下欄」とあるのは「同号の下欄」と、同項の表の第三号の中欄中「当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項」とあるのは「当該特定期間が開始した日以後六月間の当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」と、前項第一号中「前項の表の各号の中欄」とあるのは「前項の表の第三号の中欄」と、同項第二号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と読み替えるものとする。

4～12　（略）

13　第一項（第三項において準用する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、内閣府令で定めるところにより、第一項に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「半期代替書面」という。）を半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受け

- 21 -

理大臣の承認を受けた場合における第一項及び第二項の規定の適用については、同欄中「内閣府令で定める事項」とあるのは「内閣府令で定める事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）」と、同項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）」とする。

14～21　（略）

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

第二十五条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条第一項において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第二号に掲げる発行登録追補書類及びその添付書類にあつては、当該発行登録追補書類に係る発行登録についての発行登録書及びその添付書類に係る当該経過する日、第四号及び第七号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券届出書、発行登録書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書　五年

（削る）

二　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書　五年

三～五　（略）

（削る）

六　半期報告書及びその訂正報告書　五年

七　第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書　五年

八　臨時報告書及びその訂正報告書　五年

九・十　（略）

２　有価証券の発行者で前項第一号から第九号までに掲げる書類を提出したもの及び有価証券の親会社等が同項第十号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3　金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、第六条（第十二条、第十三条の十一第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の二第五項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の六第一項及び第二十四条の六第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された縦覧書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から第一項各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4　有価証券の発行者で第一項第一号から第八号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第十号に掲げる書類を提出したもののその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

5　（略）

6　内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一・二　（略）

三　第二十四条の二第一項、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項又は前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四　（略）

7・8　（略）

（会社以外の発行者に関する準用規定）

第二十七条　第二条の三、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五の二まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者（第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項（第二十四条の四の三第三項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の五の二第二項及び第二十四条の六第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六の二第一項、第二十四条の七第一項及び第二項並びに第二十四条の八第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）並びに

について準用する。この場合において、第五条第六項及び第二十四条第八項中「外国会社（」とあるのは「会社以外の外国の者（」と、第五条第六項、第八項及び第九項、第七条第二項、第八項及び第九項、第十条第一項中「届出書提出外国会社」とあるのは「届出書提出外国者」と、第五条第十項から第十二項まで及び第十三条第三項から第五項までの規定中「特定有価証券届出書提出会社」とあるのは「特定有価証券届出書提出者」と、第二十四条第八項及び第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四第六項、第二十四条の五第五項、第九項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（開示用電子情報処理組織の定義）

第二十七条の三十の二　この章において「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と、第五条第一項（同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の五第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第一項、第二十四条の五第一項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の三第一項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の七第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の十第一項（同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の五第一項、第二十四条の五第五項及び

第二十七条の三十の六　電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行つた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行つた場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の九第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十三第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により金融商品取引所又は政令で定める認可金融商品取引業協会に提出し、又は送付しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条の三十の六　電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行つた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行つた場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の九第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十三第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により金融商品取引所又は政令で定める認可金融商品取引業協会に提出し、又は送付しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第九号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者若しくは同項第十号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者の提出子会社又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行つた者は、内閣府令で定める場合には、第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第十一号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者若しくは同項第十二号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者の提出子会社又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行つた者は、内閣府令で定める場合には、第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第十一号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者若しくは同項第十二号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者の提出子会社又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行つた者は、内閣府令で定める場合には、第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第九号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者若しくは同項第十号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者の提出子会社又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行つた者は、内閣府令で定める場合には、第二十五条第

二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者情報の提供又は公表）

第二十七条の三十二　次の各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、当該発行者に関する情報として内閣府令で定める情報（以下「発行者情報」という。）を、事業年度（発行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第四項、第百七十二条の十一第一項及び第百八十五条の七第三十一項第四号において同じ。）ごとに一回以上、当該各号に定める有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一・二　（略）

２～４　（略）

（虚偽の特定情報に係る賠償責任）

第二十七条の三十四　第二十一条の二から第二十二条までの規定は、特定情報（特定証券等情報又は発行者等情報又は訂正発行者情報をいう。以下同じ。）をいう。第二十七条の三十五第一項において同じ。）について準用する。この場合において、第二十一条の二第一項中「第二十五条第一項各号（第四号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは「特定情報（第二十七条の三十四に規定する特定情報をいう。以下同じ。）であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若しくは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの（以下「公表情報」という。）」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同号に掲げる書類に限る。）の提出者を親会社等（第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である」とあるのは「公表情報を公表した発行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第四項、第百七十二条の十一第一項及び第百八十五条の七第三十一項第四号において同じ。）ごとに一回以上、当該各号に定める有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一・二　（略）

２～４　（略）

（虚偽の特定情報に係る賠償責任）

第二十七条の三十四　第二十一条の二から第二十二条までの規定は、特定情報（特定証券等情報又は発行者等情報又は訂正発行者情報をいう。以下同じ。）をいう。第二十七条の三十五第一項において同じ。）について準用する。この場合において、第二十一条の二第一項中「第二十五条第一項各号（第四号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは「特定情報（第二十七条の三十四に規定する特定情報をいう。以下同じ。）であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若しくは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの（以下「公表情報」という。）」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同号に掲げる書類に限る。）の提出者を親会社等（第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である」とあるの

は「公表情報がこれらの規定により公表されている間に当該発行者の」と、「若しくは売出し」とあるのは「若しくは売出し若しくは特定勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。）」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、同条第二項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、同条第三項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「当該虚偽記載等」とあるのは「当該虚偽情報等」と、同条第四項中「虚偽記載等の」とあるのは「虚偽情報等の」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「当該提出者」とあるのは「当該発行者」と、「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により」とあるのは「内閣府令で定めるところにより」と、同条第五項及び第六項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、第二十一条の三中「第二十一条の二」とあるのは「第二十七条の二十四において読み替えて準用する第二十一条の二」と、「第二十五条第一項各号（第四号及び第七号を除く。）に掲げる書類」とあるのは「公表情報（第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十一条の二第一項に規定する公表情報をいう。以下同じ。）」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、

するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の申請）

第二十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（政令で定めるものを除く。）について、電子募集取扱業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為（政令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）又は電子募集取扱業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより同項第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）を行う場合にあつては、その旨

七～九　（略）

十　貸付事業等権利（第二条第一項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利をする者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第四十条の三の三において同じ。）が主として金銭の貸付を行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）について第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

十一～十三　（略）

2～4　（略）

（登録の拒否）

第二十九条の四　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十三条の二第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この

するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の申請）

第二十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（政令で定めるものを除く。）について、電子募集取扱業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為（政令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）又は電子募集取扱業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二条第八項第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）を行う場合にあつては、その旨

七～九　（略）

（新設）

十～十二　（略）

2～4　（略）

（登録の拒否）

第二十九条の四　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この

号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録若しくは許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

ロ　次のいずれかに該当する者

(1)～(10)　（略）

(11)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ～ヘ　（略）

二　法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十七条の二第一項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号ハ、第六十六条の五十二第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ～ハ　（略）

ニ　金融商品取引業者であつた法人が第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた法人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であつた法人が第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた法人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であつた法人が第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた法人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の十の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた法人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録若しくは許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

ロ　次のいずれかに該当する者

(1)～(10)　（略）

(11)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前に金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。(11)及び次号へ(11)において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該決定をした者（当該通知があつた日前に金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。(11)及び次号へ(11)において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該決定をした者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ　この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ～ヘ　（略）

二　法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十七条の二第一項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号ハ、第六十六条の五十二第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ～ハ　（略）

ニ　金融商品取引業者であつた法人が第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた法人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であつた法人が第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた法人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であつた法人が第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた法人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の十の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた法人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録若しくは許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

ロ　次のいずれかに該当する者

(1)～(10)　（略）

(11)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前に金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。(11)及び次号へ(11)において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該決定をした者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ　この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。ニにおいて同じ。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消された日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消された日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消された日以内にこれらの法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消された日以内にこれらの法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ヘ　次のいずれかに該当する者

(1)～(10)　(略)

(11)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第二号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　(略)

チ　第五十二条第二項、第六十条の八第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任され

り当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消された日以内にこれらの法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消された日前三十日以内にこれらの法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ヘ　次のいずれかに該当する者

(1)～(10)　(略)

(11)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第二号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に金融サービス仲介業に係る事業の全部を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　(略)

チ　第五十二条第二項、第六十条の八第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任

り消されたことがある場合若しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた個人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消された日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消された日以内にこれらの法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消された日前三十日以内にこれらの法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ヘ　次のいずれかに該当する者

(1)～(10)　(略)

(11)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第二号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に金融サービス仲介業に係る事業の全部を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　(略)

チ　第五十二条第二項、第六十条の八第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任

若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

リ　(略)

三～七　(略)

2～6　(略)

（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の二　第二十九条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第六号中「その旨」とあるのは「その旨（第一種金融商品取引業のうち第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。）」と、同条第二項第一号中「第五号ハ」とあるのは「第五号ハ、第六号イ」とする。

2～6　(略)

7　第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合における第二条第十一項、第二十七条の二第四項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十六第二項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第二十九条の四の二　第二十九条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の二　第二十九条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業者についての第二十九条の二第一項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第六号中「その旨」とあるのは「その旨（第一種金融商品取引業のうち第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。）」と、同条第二項第一号中「第五号ハ」とあるのは「第五号ハ、第六号イ」とする。

2～6　(略)

7　第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合における第二条第十一項、第二十七条の二第四項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十六第二項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用に

れた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

リ　(略)

三～七　(略)

2～6　(略)

ついては、これらの規定中「第一種金融商品取引業」とあるのは「第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）」と、「第二条第十一項及び第二十七条の二十六第一項中「同条第四項」とあるのは「第二十八条第四項」とする。

（削る）

8 （略）

9 第一項、第二項、第五項及び前二項の「第一種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務（次に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。）又は電子募集取扱業務に関して顧客から金銭の預託を受けることをいう。

（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の三　第二十九条の登録を受けようとする者が第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第二種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」とあるのは、「その旨（第二種金融商品取引業のうち第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。）」とする。

2 第三十六条の二第一項の規定は、第二種少額電子募集取扱業者（登録申請書に第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。）が第二種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

（削る）

3 前二項の「第二種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものを除く。）であつて、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものをいう。

4 第一項及び第二項の「第二種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものを除く。）であつて、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものをいう。

（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の三　第二十九条の登録を受けようとする者が第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第二種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」とあるのは、「その旨（第二種金融商品取引業のうち第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。）」とする。

2 第三十六条の二第一項の規定は、第二種少額電子募集取扱業者（登録申請書に第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を記載して第二十九条の登録を受けようとする者が第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第二種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」とあるのは、「その旨（第二種金融商品取引業のうち第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。）」とする。

3 第二種少額電子募集取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより公表しなければならない。

4 第一項及び第二項の「第二種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものを除く。）であつて、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものをいう。

（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の三　第二十九条の登録を受けようとする者が第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第二種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」とあるのは、「その旨（第二種金融商品取引業のうち第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。）」とする。

2 第三十六条の二第一項の規定は、第二種少額電子募集取扱業者（登録申請書に第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。）が第二種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

（削る）

3 前二項の「第二種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものを除く。）であつて、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものをいう。

4 第一項及び第二項の「第二種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものを除く。）であつて、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものをいう。

（金融機関の有価証券関連業の禁止等）

第三十三条　（略）

2 （略）

3 第二十九条の規定は、金融機関が、次に掲げる行為（以下「デリバティブ取引等」という。）のうち第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引等」という。）以外のものを業として行う場合、第二条第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八条第八項第七号に掲げるもの以外のものを業として行う場合、第二条第八項第七号に掲げる行為を業として行う場合又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で定める行為を業として行う場合には、適用しない。

一〜三　（略）

（金融機関の登録）

第三十三条の二　金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

一〜四　（略）

五　前条第三項に規定する政令で定める行為

（金融機関の登録申請）

第三十三条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一〜四　（略）

五　第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。）について、電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨

六　（略）

（新設）

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三条の五　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

七〜九　（略）

2・3　（略）

（金融機関の有価証券関連業の禁止等）

第三十三条　（略）

2 （略）

3 第二十九条の規定は、金融機関が、次に掲げる行為（以下「デリバティブ取引等」という。）のうち第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引等」という。）以外のものを業として行う場合、第二条第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八条第八項第七号に掲げるもの以外のものを業として行う場合、第二条第八項第七号に掲げる行為を業として行う場合又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行う場合には、適用しない。

一〜三　（略）

（金融機関の登録）

第三十三条の二　金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

一〜四　（略）

（新設）

（金融機関の登録申請）

第三十三条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一〜四　（略）

五　第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。）について、電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨

六　（略）

（新設）

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三条の五　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

七〜九　（略）

2・3　（略）

録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二　この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、預託等取引に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三～五　（略）

2　（略）

（顧客の利益の保護のための体制整備）

第三十六条　（削る）

2　（略）

3　第一項の「親金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

4　第一項の「子金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

（標識の掲示等）

第三十六条の二　（略）

2　金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆による求めに応じ自動的に送信を行うことを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信されることを目的としていい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十六条の八第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合（その者が第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者又は第二十九条の四の二第二項に規定する第二種少額電子募集取扱業者である場合を除く。）は、この限りでない。

3　金融商品取引業者等以外の者（金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。）は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（契約締結前の情報の提供等）

第三十七条の三　金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一～七　（略）

2　金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、同項各号に掲げる事項（同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。）について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（以下この項において「顧客属性」という。）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3　金融商品取引業者等は、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱いであって、政令で定めるものに限る。）を行う場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の規定により提供する情報の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（契約締結時等の情報の提供）

第三十七条の四　金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、顧客に対し、当該金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該情報を顧客に提供しなくても公益又は投資者保護のため支障を

は、この限りでない。

２　第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（書面等による解除）

第三十七条の六　金融商品取引業者等と金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、当該金融商品取引契約の成立に係る第三十七条の四の規定による情報の提供を受けた日として政令で定める日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。

２〜５　（略）

（最良執行方針等）

第四十条の二　（略）

２・３　（略）

４　金融商品取引業者等は、金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券の売買その他の取引で政令で定めるものに関する顧客の注文を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面（当該最良執行方針等を変更した場合にあつては、変更後のものを記載した書面）を交付しているときは、この限りでない。

５　金融商品取引業者等は、有価証券等取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。

６　第三十四条の二第四項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

（新設）

当該最良執行方針等を変更した場合にあつては、変更後のものに係る情報）を提供しているときは、この限りでない。

５　金融商品取引業者等は、有価証券等取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨の説明その他の内閣府令で定める事項に係る情報を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に提供しなければならない。

（削る）

（出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止）

第四十条の三の三　金融商品取引業者等は、貸付事業等権利について、当該貸付事業等権利を有する者に提供されることが当該貸付事業等権利に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二条第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

（出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止）

第四十条の三の四　金融商品取引業者等は、貸付事業等権利について、当該貸付事業等権利を有する者に前条に規定する契約その他の

（新設）

法律行為に基づき提供されるべき情報が提供されていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

（運用状況に係る情報の提供）

第四十二条の七　金融商品取引業者等は、運用財産について、内閣府令で定めるところにより、定期に、当該運用財産に係る知れている権利者に対し、当該運用財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、当該情報を権利者に提供しなくても権利者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（削る）

２　金融商品取引業者等は、その行う投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、前項の規定により情報を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、当該情報を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、一の運用財産の権利者の数が政令で定める数以下である場合その他投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第五款　電子募集集団投資スキーム持分等の募集の取扱業務に関する特則

第四十三条の五　金融商品取引業者等は、第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。）について電子募集集団投資スキーム持分又は電子募集集団投資スキーム持分の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして内閣府令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより、これらの有価証券について電子募集集団投資スキーム持分を行う期間中、当該相手方が閲覧することができる状態に置かなければならない。

（廃業等の届出等）

第五十条の二　金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一〜七　（略）

八　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。第十一項及び第十二項において同じ。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。第十一項及び第十二項において

第四十三条の五　金融商品取引業者等は、第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。）について電子募集集団投資スキーム持分又は電子募集集団投資スキーム持分の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして内閣府令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより、これらの有価証券について電子募集集団投資スキーム持分を行う期間中、当該相手方が閲覧することができる状態に置かなければならない。

（廃業等の届出等）

第五十条の二　金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一〜七　（略）

八　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。第十一項及び第十二項において同じ。）が金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）を受けたとき

当該登録又は変更登録を受けた者

2～10　（略）

11　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録は、その効力を失う。

12　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録を受けたものとみなす。

（報告の徴取及び検査）

第五十六条の二　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十六条第一項の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融商品取引業者等（同条第二項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の親金融機関等（同条第三項に規定する親金融機関等をいう。以下この項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第四項に規定する子金融機関等をいう。以下この項において同じ。）に対し当該特定金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融商品取引業者等の親金融機関等若しくは子金融機関等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

4　（略）

（特別金融商品取引業者に係る届出等）

第五十七条の二　（略）

2　特別金融商品取引業者（前項の規定による届出をした金融商品取引業者をいい、当該届出をした後第六項第二号に該当することとなつた者を除く。以下この節において同じ。）につき、前項の規定による届出をした日（以下この款において「届出日」という。）において当該特別金融商品取引業者に親会社がある場合には、当該特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　（略）

二　当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類

三・四　（略）

3・4　（略）

5　第二項又は第三項の規定により第二項各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者（親会社がある者に限る。）は、四半期ごとに、当該特別金融商品取引業者の親会社がないこととなつた場合その他の当該特別金融商品取引業者の親会社の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類（第五十七条の二第三項に規定する最終指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。）を、当該四半期経過後政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6～9　（略）

（引受業務の一部の許可の拒否要件）

第五十九条の四　内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一　第五十三条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、次条第一項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　この法律、投資信託及び投資法人に関する法律、商品先物取引法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　（略）

2・3　（略）

（引受業務の規制）

第五十九条の六　第三十六条の三、第三十六条の四第一項、第三十八条（第一号から第三号まで及び第九号に係る部分に限る。）及び第

をいう。以下この項において同じ。）に対し当該特定金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融商品取引業者等の親金融機関等若しくは子金融機関等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

4　（略）

（特別金融商品取引業者に係る届出等）

第五十七条の二　（略）

2　特別金融商品取引業者（前項の規定による届出をした金融商品取引業者をいい、当該届出をした後第六項第二号に該当することとなつた者を除く。以下この節において同じ。）につき、前項の規定による届出をした日（以下この款において「届出日」という。）において当該特別金融商品取引業者に親会社がある場合には、当該特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　（略）

二　当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社に係る直近の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類

三・四　（略）

3・4　（略）

一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　この法律、投資信託及び投資法人に関する法律、商品先物取引法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　（略）

2・3　（略）

（引受業務の規制）

第五十九条の六　第三十六条の三、第三十六条の四第一項、第三十八条（第一号から第三号まで及び第九号に係る部分に限る。）及び第

同じ。）を受けたとき　当該登録又は変更登録を受けた者

2～10　（略）

11　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録は、その効力を失う。

12　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録を受けたものとみなす。

（報告の徴取及び検査）

第五十六条の二　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十六条第一項の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融商品取引業者等（同条第二項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の親金融機関等（同条第三項に規定する親金融機関等をいう。以下この項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第四項に規定する子金融機関等をいう。以下この項において同じ。）に対し当該特定金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融商品取引業者等の親金融機関等若しくは子金融機関等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

4　（略）

（特別金融商品取引業者に係る届出等）

第五十七条の二　（略）

2　特別金融商品取引業者（前項の規定による届出をした金融商品取引業者をいい、当該届出をした後第六項第二号に該当することとなつた者を除く。以下この節において同じ。）につき、前項の規定による届出をした日（以下この款において「届出日」という。）において当該特別金融商品取引業者に親会社がある場合には、当該特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　（略）

二　当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社に係る直近の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類

三・四　（略）

3・4　（略）

四十四条の四の規定は、第五十九条第一項の許可を受けた外国証券業者の引受業務について準用する。

（取引所取引業務の許可の拒否要件）

第六十条の三　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一　許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ～ヘ　（略）

ト　第五十二条第一項若しくは第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第一項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。ト において同じ。）を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

チ～ル　（略）

二～四　（略）

２・３　（略）

（取引所取引業務の規制）

第六十条の十三　第三十五条の三の規定は取引所取引許可業者の行う高速取引行為に係る取引所取引業務について、第三十六条の三、第三十八条（第八号及び第九号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分に限る。）の規定は取引所取引許可業者の取引所取引業務について、それぞれ準用する。

（適格機関投資家等特例業務）

第六十三条　（略）

２～10　（略）

11　特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、当該特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十三条の六及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

12・13　（略）

（金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の三　（略）

２　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

二　第六十三条第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

（金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の三　（略）

２　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

二　第六十三条第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

（金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の三　（略）

２　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

二　第六十三条第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

（金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の三　（略）

２　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

二　第六十三条第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

12・13　（略）

（金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の三　（略）

２　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

二　第六十三条第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

（金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の三　（略）

２　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

二　第六十三条第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二及び第四十条の三を除く。）の規定

（海外投資家等特例業務の届出等）

第六十三条の九　（略）

２～７　（略）

８　海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務を行う場合においては、当該海外投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款、第三十五条の二、第三十六条の二、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二、第四十二条の四、第四十三条の六及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

９～11　（略）

（金融商品取引業者等が海外投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の十一　（略）

２　（略）

３　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節

（海外投資家等特例業務の届出等）

第六十三条の九　（略）

２～７　（略）

８　海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務を行う場合においては、当該海外投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款、第三十五条の二、第三十六条の二、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の二、第四十二条の四、第四十三条の六及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

９～11　（略）

（金融商品取引業者等が海外投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の十一　（略）

２　（略）

３　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節

第一款（第二十五条の三、第二十六条の二、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）及び第四十条を除く。）及び第三款（第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四及び第四十二条の七を除く。）の規定

二　第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節　第一款（第三十五条の三、第三十六条の二、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三及び第四十条の三の二を除く。）の規定

（外務員の登録）

第六十四条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定により登録を受けようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　外務員の職務（第六十六条の二十五において準用する前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十五条第二項に規定する外務員の職務を含む。ハにおいて同じ。）を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

ニ　（略）

四　（略）

4～6　（略）

（登録の拒否）

第六十四条の二　内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　（略）

二　第六十四条の五第一項（第六十六条の二十五及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十七条において準用する場合を含む。）の規定により外務員（第六十六条の二十五において準用する前条第一項に規定する外務員及び同法第七十五条第一項に規定する外務員を含む。次号において同じ。）の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三　（略）

第一款（第二十五条の三、第二十六条第一項、第二十六条の二、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）及び第四十条を除く。）及び第三款（第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四及び第四十二条の七を除く。）の規定

二　第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節　第一款（第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十六条の二、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三及び第四十条の三の二を除く。）の規定

（外務員の登録）

第六十四条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定により登録を受けようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　外務員の職務（第六十六条の二十五において準用する前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律第七十五条第二項に規定する外務員の職務を含む。ハにおいて同じ。）を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

ニ　（略）

四　（略）

4～6　（略）

（登録の拒否）

第六十四条の二　内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　（略）

二　第六十四条の五第一項（第六十六条の二十五及び金融サービスの提供に関する法律第七十七条において準用する場合を含む。）の規定により外務員（第六十六条の二十五において準用する前条第一項に規定する外務員及び同法第七十五条第一項に規定する外務員を含む。次号において同じ。）の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三　（略）

四　第六十六条の登録を受けている者又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

2・3　（略）

（登録事務の委任）

第六十四条の七　（略）

2～5　（略）

6　第一項又は第二項の規定による登録事務を行う協会（次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合（当該協会が次に掲げるもののみである場合を除く。）には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

一　（略）

二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十八条第一項又は第二項の規定による同条第一項に規定する登録事務を行う同項に規定する認定金融サービス仲介業協会等

7～9　（略）

（適用除外）

第六十五条の五　（略）

2　信託会社、外国信託会社又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者が前項の規定により信託受益権の売買等を業として行う場合においては、これらの者を金融商品取引業者とみなして、第三十四条から第三十四条の五まで、第三十六条の二第一項及び第三十六条の二第一項（同法第五十条の二第一項の登録を受けた者が信託受益権の売買等を業として行う場合に限る。）、第三十六条の三、第三十七条の二、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六、第三十八条（第七号を除く。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の四、第四十五条第一号及び第二号、第四十七条から第四十七条の三まで、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第五十六条の二第一項、第百九十条並びに第百九十四条の五第二項の規定並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場合において、第五十二条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第七号又は第十号」と、「当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」と、同条第二項中「第二十九条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第七号若しくは第九号から第十一号までのいずれか」とあるのは「又は前項第七号若しくは第十号」とする。

3　（略）

4　機構が信託受益権の販売を行う場合においては、機構を金融商品

四　第六十六条の登録を受けている者又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

2・3　（略）

（登録事務の委任）

第六十四条の七　（略）

2～5　（略）

6　第一項又は第二項の規定による登録事務を行う協会（次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合（当該協会が次に掲げるもののみである場合を除く。）には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

一　（略）

二　金融サービスの提供に関する法律第七十八条第一項又は第二項の規定による同条第一項に規定する登録事務を行う同項に規定する認定金融サービス仲介業協会等

7～9　（略）

（適用除外）

第六十五条の五　（略）

2　信託会社、外国信託会社又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者が前項の規定により信託受益権の売買等を業として行う場合においては、これらの者を金融商品取引業者とみなして、第三十四条から第三十四条の五まで、第三十六条の二第一項及び第三十六条の二第一項（同法第五十条の二第一項の登録を受けた者が信託受益権の売買等を業として行う場合に限る。）、第三十六条の三、第三十七条の二、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六、第三十八条（第七号を除く。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の四、第四十五条第一号及び第二号、第四十七条から第四十七条の三まで、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第五十六条の二第一項、第百九十条並びに第百九十四条の五第二項の規定並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場合において、第五十二条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第七号又は第十号」と、「当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」と、同条第二項中「第二十九条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第七号若しくは第九号から第十一号までのいずれか」とあるのは「又は前項第七号若しくは第十号」とする。

3　（略）

4　機構が信託受益権の販売を行う場合においては、機構を金融商品

取引業者とみなして、第三十四条から第三十四条の五まで、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六、第三十八条（第七号を除く。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の四、第四十条の五並びに第四十五条第一号及び第二号の規定並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

5　（略）

第六十六条の二　削除

（標識の掲示等）

第六十六条の八　（略）

2　金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3　金融商品仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（廃業等の届出等）

第六十六条の十九　金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～五　（略）

六　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき　当該登録又は変更登録を受けた者

2　（略）

（免許）

第八十条　（略）

2　前項の規定は、金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が、この法律又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（取引所金融商品市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

（免許審査基準）

第八十二条　（略）

取引業者とみなして、第三十四条から第三十四条の五まで、第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六、第三十八条（第七号を除く。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の四、第四十条の五並びに第四十五条第一号及び第二号の規定並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

5　（略）

顧客に対する誠実義務

第六十六条の七　金融商品仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

（標識の掲示）

第六十六条の八　（略）

（新設）

2　金融商品仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（廃業等の届出等）

第六十六条の十九　金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～五　（略）

六　金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき　当該登録又は変更登録を受けた者

2　（略）

（免許）

第八十条　（略）

2　前項の規定は、金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が、この法律又は金融サービスの提供に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（取引所金融商品市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

（免許審査基準）

第八十二条　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三・四　（略）

（認可審査基準）

第百六条の十二　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一　（略）

二　認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　認可申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により認可を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三・四　（略）

（認可審査基準）

第百六条の十二　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一　（略）

二　認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　認可申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により認可を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三・四　（略）

（認可審査基準）

第百六条の十二　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一　（略）

二　認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　認可申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により認可を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定によ

り登録を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

（認可審査基準）

第百五十五条の三　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一　（略）

二　認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　認可申請者が第百五十五条の六若しくは第百五十五条の八の二第一項の規定により第百五十五条の二第一項若しくは第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二十の二の免許を取り消され、第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十二条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは第八十条第一項、第百五十六条の二若しくは第百五十六条の二十四第一項の免許若しくは同法第十二条の登録若しくは第百五十六条の二十四第一項の登録同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四・五　（略）

（認可審査基準）

第百五十五条の三　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一　（略）

二　認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　認可申請者が第百五十五条の六若しくは第百五十五条の八の二第一項の規定により第百五十五条の二第一項若しくは第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二十の二の免許を取り消され、第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは第八十条第一項、第百五十六条の二若しくは第百五十六条の二十四第一項の免許若しくは同法第十二条の登録若しくは第百五十六条の二十四第一項の登録同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四～六　（略）

（免許審査基準）

第百五十六条の四

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　（略）

二　免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第百五十六条の二十一第一項、第百五十六条の二十八第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四・五　（略）

（認可審査基準）

第百五十五条の三　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一　（略）

二　認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　認可申請者が第百五十五条の六若しくは第百五十五条の八の二第一項の規定により第百五十五条の二第一項若しくは第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二十の二の免許を取り消され、第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは第八十条第一項、第百五十六条の二若しくは第百五十六条の二十四第一項の免許若しくは同法第十二条の登録若しくは第百五十六条の二十四第一項の登録同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四・五　（略）

（認可審査基準）

第百五十五条の三　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一　（略）

二　認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　認可申請者が第百五十五条の六若しくは第百五十五条の八の二第一項の規定により第百五十五条の二第一項若しくは第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二十の二の免許を取り消され、第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは第八十条第一項、第百五十六条の二若しくは第百五十六条の二十四第一項の免許若しくは同法第十二条の登録若しくは第百五十六条の二十四第一項の登録同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四～六　（略）

（免許審査基準）

第百五十六条の四　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　（略）

二　免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第百五十六条の二十一第一項、第百五十六条の二十八第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四・五　（略）

（認可審査基準）

第百五十五条の三　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一　（略）

二　認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　認可申請者が第百五十五条の六若しくは第百五十五条の八の二第一項の規定により第百五十五条の二第一項若しくは第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二十の二の免許を取り消され、第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の四十二第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは第八十条第一項、第百五十六条の二若しくは第百五十六条の二十四第一項の免許若しくは同法第十二条の登録若しくは第百五十六条の二十四第一項の登録同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四・五　（略）

（免許審査基準）

第百五十六条の二十の四　（略）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　（略）

二　免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法

境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　免許申請者が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項、第百五十五条の六、第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　免許申請者が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項、第百五十五条の六、第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四～六　（略）

（免許審査基準）

第百五十六条の二十五　（略）

２　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一～三　（略）

四　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項の規定により第八十条第一項の免許を取り消され、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二の免許を取り消され、若しくは次条において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により前条第一項の免許を取り消され、又は第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十四条若し

四～六　（略）

（認可審査基準）

第百五十六条の二十の十八　（略）

２　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一　（略）

二　連携清算機関等がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　連携清算機関等が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により登録を取り消され、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項、第百五十五条の六、第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

くは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

五・六　（略）

（上場会社等の役員等の短期売買利益の返還）

第百六十四条　（略）

２　当該上場会社等の株主（保険契約者である社員、出資者又は投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。）を含む。以下この項及び第八項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十

くは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の六十四の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

五・六　（略）

（上場会社等の役員等の短期売買利益の返還）

第百六十四条　（略）

２　当該上場会社等の株主（保険契約者である社員、出資者又は投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。）を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上

日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

3　（略）

4　内閣総理大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写し及び当該役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知った場合は、この限りでない。

5～7　（略）

8　前項の規定により利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、第一項の利益を得ていると認められる役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

9・10　（略）

（上場会社等の役員等の禁止行為）

第百六十五条　上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該上場会社等の特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるもの（以下この条及び次条第十六項において「特定取引」という。）であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額（特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については内閣府令で定める額をいう。）が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額を超えるもの

二　（略）

（特定組合等の財産に属する特定有価証券等の取扱い）

第百六十五条の二　（略）

2～6　（略）

7　当該上場会社等の株主（保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項及び第十三項において同じ。）が上場会社等に対し第三項から第五項までの規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等がこれらの規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

8　（略）

9　内閣総理大臣は、第一項の報告書の記載に基づき、当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合において

場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

3　（略）

4　内閣総理大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

5～7　（略）

（新設）

8・9　（略）

（上場会社等の役員等の禁止行為）

第百六十五条　上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該上場会社等の特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるもの（以下この条及び次条第十五項において「特定取引」という。）であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額（特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については内閣府令で定める額をいう。）が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額を超えるもの

二　（略）

（特定組合等の財産に属する特定有価証券等の取扱い）

第百六十五条の二　（略）

2～6　（略）

7　当該上場会社等の株主（保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し第三項から第五項までの規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等がこれらの規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

8　（略）

9　内閣総理大臣は、第一項の報告書の記載に基づき、当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合において

、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「組合利益関係書類」という。）の写しを、報告書提出組合員（第一項の規定により報告書（直近の買付等に係るものに限る。）を提出した組合員をいう。）に送付し、当該組合利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該組合利益関係書類の写し及び当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付する前において、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

10～12　（略）

13　前項の規定により組合利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、その財産について第三項の利益が生じていると認められる特定組合等の報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

14～17　（略）

（会社関係者の禁止行為）

第百六十六条　（略）

2・3　（略）

4　第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類（同項第九号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

一～四　（略）

5　第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表された発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一・二　（略）

6　（略）

一号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

一～四　（略）

5　第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書若しくは第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表された特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一・二　（略）

6　（略）

（有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の三　第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであった有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第百八十五条の七第三十一項（第四号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第百九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

２　第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、半期報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであった半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の四　（略）

２　発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている半期・臨時報告書等（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。）を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第一号に掲げる額（同項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の四　（略）

２　発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている四半期・半期・臨時報告書等（第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書若しくは半期報告書又は第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。）を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第一号に掲げる額（同項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

３・４　（略）

（虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十二　次の各号に掲げる者（次項において「開示書類提出者等」という。）が当該各号に定める書類又は情報（同項において「虚偽開示書類等」という。）を提出し、提供し又は公表した場合において、特定関与行為を行った者（以下この項において「特定関与者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定関与者に対し、当該特定関与行為に関し手数料、報酬その他対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額として内閣府令で定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　発行者　重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類（第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類をいう。）、有価証券報告書等若しくは半期・臨時報告書等、虚偽等のある特定証券等情報又は虚偽等のある発行者等情報

二　（略）

２　（略）

（審判手続開始の決定）

第百七十八条　（略）

２～９　（略）

10　有価証券報告書又は半期報告書のそれぞれの提出期限（第二十四条第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日）から五年を経過したときは、当該有価証券報告書又は半期報告書に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

11　重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等又は半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該有価証券報告書等又は半期・臨時報告書等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

12～29　（略）

（審判手続開始決定録）

第百七十九条　内閣総理大臣は、前条第一項の決定をした場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録（次項及び第三項並びに第百八十三条において「審判手続開始決定記録」という。）を内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この節において同じ。）に備えられたファイル（第百八十五条の十二第一項第二号及び第三号を除き、以下この節において単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

2　審判手続開始決定記録には、最初の審判手続の期日及び場所、課徴金に係る前条第一項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記録しなければならない。

3　審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この節において「被審人」という。）に審判手続開始決定記録を送達することにより、開始する。

4　被審人には、最初の審判手続の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

（映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続）

第百八十条の二　審判官は、相当と認めるときは、被審人の意見を聴いて、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審判手続を行うことができる。

2　前項の場合には、当該被審人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

（被審人の代理人等）

第百八十一条　（略）

2　（略）

3　指定職員は、審判手続に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

4　（略）

（審判手続の期日の公開）

第百八十二条　審判手続の期日は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（答弁書）

第百八十三条　被審人は、審判手続開始決定記録の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2　被審人が、審判手続開始決定記録に記載された最初の審判手続の期日（当該期日が変更された場合にあつては、変更後の期日）前に、課徴金に係る第百七十八条第一項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判手続の期日を開くことを要しない。

（意見の陳述）

第百八十四条　被審人は、審判手続の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2　（略）

（参考人に対する審問）

第百八十五条　（略）

2　審判官は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、審判官、被審人及び参考人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定による審問をすることができる。この場合においては、被審人も、当該方法によつて、その参考人に質問することができる。

一　参考人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、参考人が審判手続の期日に出頭することが困難であると認める場合

二　事案の性質、参考人の年齢又は心身の状態、参考人と被審人との関係その他の事情により、参考人が審判官及び被審人が参考人を審問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合

三　被審人に異議がない場合

3　前項の場合には、当該参考人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

4　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九十条、第百九十一条

（意見の陳述）

第百八十四条　被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2　（略）

（参考人に対する審問）

第百八十五条　（略）

（新設）

2　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九十条、第百九十一条、第百九十六条、第百九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

（被審人に対する審問）

第百八十五条の二　（略）

（新設）

（証拠書類等の提出）

第百八十五条の三　被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

（被審人の代理人等）

第百八十一条　（略）

2　（略）

3　指定職員は、審判手続に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

4　（略）

（審判の公開）

第百八十二条　審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（答弁書）

第百八十三条　被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2　被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第百七十八条第一項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

２　（略）

３　前項の規定により提出された物件（民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する書面等に限る。）については、第百八十五条の十三において準用する同法第百三十二条の十二（各号を除く。）の規定は、適用しない。

（学識経験者に対する鑑定命令）

第百八十五条の四　（略）

２　（略）

３　審判官は、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、審判官、被審人及び鑑定人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定による審問をすることができる。この場合においては、被審人も、当該方法によつて、その鑑定人に質問することができる。

４　（略）

（課徴金の納付命令の決定等）

第百八十五条の七　（略）

２・３　（略）

４　内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類（有価証券報告書又は半期報告書をいう。次項において同じ。）の提出について第百七十二条の三第一項に該当する事実及び同条第一項に該当する事実のそれぞれについて第一項の決定（第百七十八条第一項第三号に係るものに限る。）をしなければならないときは、第百七十二条の三第一項又は第二項の規定による額に代えて、同条第一項の規定により算出した額を個別決定ごとの算出額（それぞれの決定に係る事実について同条第一項又は第二項の規定により算出した額をいう。）に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

５　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第三号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において「既決定」という。）の規定によりなされた第一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の三第一項又は第二項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は第二項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一　（略）

２　当該既決定に係る第百七十二条の三第一項若しくは第二項又は前項、この項若しくは第十五項の規定による課徴金の額

６　内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類等（有価証券報告書等又は半期・臨時報告書等をいい、これらの書類に係る虚偽の記載を訂正し、又は記載すべき重要な事項の不備を補正する第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（第百七十八条第一項第四号に係るものに限る。）をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第百七十二条の四第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額（以下この項、次項及び第十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において「個別決定ごとの算出額」という。）を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、第百七十二条の四第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一　（略）

二　それぞれの半期・臨時報告書等についての当該決定に係る事実について第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

７　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る継続開示書類等と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類等について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の四第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

一項第三号に係るものに限る。）をしなければならないときは、第百七十二条の三第一項又は第二項の規定による額に代えて、同条第一項の規定により算出した額を個別決定ごとの算出額（それぞれの決定に係る事実について同条第一項又は第二項の規定により算出した額をいう。）に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

５　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第三号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた決定（以下この項において「既決定」という。）に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の三第一項又は第二項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は第二項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一　（略）

二　それぞれの半期・臨時報告書等についての当該決定に係る事実について第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

７　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る継続開示書類等と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類等について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の四第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一　それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額（その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、当該高い額）

イ　（略）

ロ　それぞれの四半期・半期・臨時報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

二　（略）

8～13　（略）

14　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当する事実、第百七十八条第一項第四号に掲げる事実のうち第百七十二条の四第一項若しくは第二項に該当する事実、第百七十八条第一項第七号に掲げる事実、同項第十号に掲げる事実のうち第百七十二条の十第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号に掲げる事実、同項第十一号の二に掲げる事実又は同項第十六号に掲げる事実のうち第百七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第六項、第七項、第十項又は第十一項の決定をしなければならない場合（同号に掲げる事実のうち同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る第百六十六条第一項に規定する売買等が、第百七十五条第九項に規定する上場会社等による会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合に限る。）において、次表の第一欄に掲げる者が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
（略）	（略）	（略）	（略）
第百七十二条の四第一項若しくは第二項又は本条第六項若しくは第七項の規定による額（二以上の有価証券報告書等又は半期・臨時報告書等の提出について第一項、第六項又は第十一項の決定をしなければならない場合には、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出のうち最も遅いものに係る額に限る。）			

15　内閣総理大臣は、第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から前項までの規定により決定をしなければならない場合において、当該決定を受けるべき次の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日から遡り五年以内に、第百八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令（当該課徴金納付命令に係る第百八十五条の十八第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。）又は第十八項に規定する決定（第二項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、次項ただし書又は第十七項ただし書に該当する旨の決定に限る。）を受けたことがあるときは、同表の下欄に掲げる規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一　それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額（その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、当該高い額）

イ　（略）

ロ　それぞれの四半期・半期・臨時報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

二　（略）

8～13　（略）

14　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当する事実、第百七十八条第一項第四号に掲げる事実のうち第百七十二条の四第一項若しくは第二項に該当する事実、第百七十八条第一項第七号に掲げる事実、同項第十号に掲げる事実のうち第百七十二条の十第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号に掲げる事実、同項第十一号の二に掲げる事実又は同項第十六号に掲げる事実のうち第百七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第六項、第七項、第十項又は第十一項の決定をしなければならない場合（同号に掲げる事実のうち同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る第百六十六条第一項に規定する売買等が、第百七十五条第九項に規定する上場会社等による会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合に限る。）において、次表の第一欄に掲げる者が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
（略）	（略）	（略）	（略）
第百七十二条の四第一項若しくは第二項又は本条第六項若しくは第七項の規定による額（二以上の有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出について第一項、第六項又は第十一項の決定をしなければならない場合には、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出のうち最も遅いものに係る額に限る。）			

15　内閣総理大臣は、第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から前項までの規定により決定をしなければならない場合において、当該決定を受けるべき次の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日から遡り五年以内に、第百八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令（当該課徴金納付命令に係る第百八十五条の十八第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。）又は第十八項に規定する決定（第二項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、次項ただし書又は第十七項ただし書に該当する旨の決定に限る。）を受けたことがあるときは、同表の下欄に掲げる規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一　それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額（その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、当該高い額）

イ　（略）

ロ　それぞれの半期・臨時報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

二　（略）

8～13　（略）

14　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当する事実、第百七十八条第一項第四号に掲げる事実のうち第百七十二条の四第一項若しくは第二項に該当する事実、第百七十八条第一項第七号に掲げる事実、同項第十号に掲げる事実のうち第百七十二条の十第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号に掲げる事実、同項第十一号の二に掲げる事実又は同項第十六号に掲げる事実のうち第百七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第六項、第七項、第十項又は第十一項の決定をしなければならない場合（同号に掲げる事実のうち同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る第百六十六条第一項に規定する売買等が、第百七十五条第九項に規定する上場会社等による会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合に限る。）において、次表の第一欄に掲げる者が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
（略）	（略）	（略）	（略）
第百七十二条の四第一項若しくは第二項又は本条第六項若しくは第七項の規定による額（二以上の有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出について第一項、第六項又は第十一項の決定をしなければならない場合には、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出のうち最も遅いものに係る額に限る。）			

15　内閣総理大臣は、第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から前項までの規定により決定をしなければならない場合において、当該決定を受けるべき次の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日から遡り五年以内に、第百八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令（当該課徴金納付命令に係る第百八十五条の十八第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。）又は第十八項に規定する決定（第二項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、次項ただし書又は第十七項ただし書に該当する旨の決定に限る。）を受けたことがあるときは、同表の下欄に掲げる規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

第百七十二条の三各項に規定する発行者

有価証券報告書又は半期報告書のそれぞれの提出期限（第二十四条第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書については当該有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日）

重要な事項につき虚偽の記載の四第一項又は第二項に規定する発行者

有価証券報告書等又は半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日

（略）

（略）

（略）

16～18　（略）

19　第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から前項までの決定は、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録をファイルに

第百七十二条の三各項に規定する発行者

有価証券報告書又は四半期・半期報告書のそれぞれの提出期限（第二十四条第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書については当該有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日）

重要な事項につき虚偽の記載の四第一項又は第二項に規定する発行者

有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日

（略）

（略）

（略）

16～18　（略）

19　第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から前項までの決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

記録しなければならない。

20　前項に規定する決定に係る電磁的記録には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定にあっては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記録しなければならない。

21　前項の納付期限は、同項に規定する電磁的記録（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定に係るものに限る。）について第百八十五条の十の二の規定による書面を発し、又は第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第九条の二第一項本文の規定による通知を発した日から二月を経過した日とする。

22　第十九項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る電磁的記録を送達することによって、その効力を生ずる。

23　第一項の決定（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）並びに第六項、第七項、第十一項、第十四項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）及び第十五項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定は、これらの決定の時において、同一事件について公訴が提起されている場合であって、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件について裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があったときは、次条第六項の規定による変更の処分に係る電磁的記録が送達された時から、その効力を生ずる。

24　第一項の決定（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）及び第十五項（同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）の決定は、当該決定の時において、同一事件について公訴が提起されている場合であって、当該事件が裁判所に係属するときは、第二十二項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の追徴の確定裁判があったときは、次条第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録が送達された時から、その効力を生ずる。

25　第二十三項本文及び前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時において、第一項、第六項、第七項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定に係る電磁的記録が送達されていない場合には、適用しない。

26　第二十三項ただし書の規定は、次条第六項の規定による変更の処分に係る電磁的記録が送達された時において、第一項の決定（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）又は第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若し

20　前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定にあっては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

21　前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

22　第十九項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

23　第一項の決定（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）並びに第六項、第七項、第十一項、第十四項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）及び第十五項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定は、これらの決定の時において、同一事件について公訴が提起されている場合であって、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件について裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があったときは、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

24　第一項の決定（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）及び第十五項（同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）の決定は、当該決定の時において、同一事件について公訴が提起されている場合であって、当該事件が裁判所に係属するときは、第二十二項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の追徴の確定裁判があったときは、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

25　第二十三項本文及び前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時において、第一項、第六項、第七項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

26　第二十三項ただし書の規定は、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）又は第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若し

くは第十五項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

27　第二十四項ただし書の規定は、次条第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録が送達された時において、第一項の決定（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）又は第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十五項（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）の決定に係る電磁的記録が送達されていない場合には、適用しない。

28　（略）

29　第二十三項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第二十一項の規定にかかわらず、次条第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録について第百八十五条の十の二の規定による書面を発し、又は第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第九条の二第一項本文の規定による通知を発した日から二月を経過した日とする。

30　（略）

31　第四項から第七項まで、第十項及び第十一項の「記載対象事業年度」とは、次の各号に掲げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。

一　（略）

（削る）

くは第十五項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

27　第二十四項ただし書の規定は、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）又は第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十五項（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）の決定に係る謄本が送達されていない場合には、適用しない。

28　（略）

29　第二十三項ただし書又は第二十四項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第二十一項の規定にかかわらず、次条第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

30　（略）

31　第四項から第七項まで、第十項及び第十一項の「記載対象事業年度」とは、次の各号に掲げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。

一　（略）

二　第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第

三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による四半期報告書及びその訂正報告書　当該四半期報告書に係る期間の属する事業年度

三～五　（略）

（決定の効力の停止）

第百八十五条の八　（略）

2　前項本文の規定により前条第一項の決定（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。第六項において同じ。）又は前条第六項、第七項、第十一項、第十四項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。第六項において同じ。）若しくは第十五項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があったときは、内閣総理大臣は、第六項の規定による変更の処分に係る電磁的記録が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

3　第一項本文の規定により前条第一項の決定（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。第七項において同じ

（決定の効力の停止）

第百八十五条の八　（略）

2　前項本文の規定により前条第一項の決定（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。第六項において同じ。）又は前条第六項、第七項、第十一項、第十四項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。第六項において同じ。）若しくは第十五項（第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があったときは、内閣総理大臣は、第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

3　第一項本文の規定により前条第一項の決定（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。第七項において同じ

。）又は前条第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。第七項において同じ。）若しくは第十五項（第百七十八条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。第七項において同じ。）の決定の効力が停止された場合において、当該決定を受けた者に対し、第百十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があったときは、内閣総理大臣は、第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

4　（略）

5　第二項又は第三項の規定により前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第二十一項及び前項の規定にかかわらず、次項又は第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録について第百八十五条の十の二の規定による書面を発し、又は第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項本文の規定による通知を発した日から二月を経過した日とする。

6～8　（略）

9　内閣総理大臣は、第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該処分に係る電磁的記録をファイルに記録しなければならない。

10　第六項又は第七項の規定による変更の処分は、当該処分に係る電磁的記録を送達することによつて、その効力を生ずる。

11・12　（略）

（送達書類等）

第百八十五条の九　送達すべき書類又は電磁的記録は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の送達に係る規定の準用）

第百八十五条の十　書類又は電磁的記録の送達については、民事訴訟法第九十九条から第百二条まで及び第百二条の二から第百九条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同条第二項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「ファイル」とあるのは「ファイル（金融商品取引法第百七十九条第一項に規定するファイルをいう。第百九条において同じ。）」と、同項の書面」とあるのは「前項の書面」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、同法第百三条中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官（金融商品取引法第百八十条第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第百九条の二第一項及び第二項並びに第百九条の三第一項第一号中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第百九条の四第一項中「第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士（弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であるときは、外国法事務弁護士）に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第七項の規定による変更の処分に係る又書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

4　（略）

5　第二項又は第三項の規定により前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第二十一項及び前項の規定にかかわらず、次項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から三月を経過した日とする。

6～8　（略）

9　第六項又は第七項の規定による変更の処分は、文書をもつて行わなければならない。

10　第六項又は第七項の規定による変更の処分は、当該処分に係る文書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

11・12　（略）

（送達書類）

第百八十五条の九　送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の準用）

第百八十五条の十　書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第百条第一項、第百一条及び第百二条の二から第百八条までの規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第百四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、「訴訟記録」とあるのは「事件記録」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官（金融商品取引法第百八十条第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第百九条の二第一項及び第二項並びに第百九条の三第一項第一号中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第百九条の四第一項中「第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士（弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であるときは、外国法事務弁護士）に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

4　（略）

5　第二項又は第三項の規定により前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第二十一項及び前項の規定にかかわらず、次項又は第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録について第百八十五条の十の二の規定による書面を発し、又は第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項本文の規定による通知を発した日から二月を経過した日とする。

6～8　（略）

9　内閣総理大臣は、第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該処分に係る電磁的記録をファイルに記録しなければならない。

10　第六項又は第七項の規定による変更の処分は、当該処分に係る電磁的記録を送達することによつて、その効力を生ずる。

11・12　（略）

（送達書類等）

第百八十五条の九　送達すべき書類又は電磁的記録は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の送達に係る規定の準用）

第百八十五条の十　書類又は電磁的記録の送達については、民事訴訟法第九十九条から第百二条まで及び第百二条の二から第百九条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同条第二項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「ファイル」とあるのは「ファイル（金融商品取引法第百七十九条第一項に規定するファイルをいう。第百九条において同じ。）」と、同項の書面」とあるのは「前項の書面」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、同法第百三条中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官（金融商品取引法第百八十条第一項

ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第百九条の二第一項及び第二項並びに第百九条の三第一項第一号中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第百九条の四第一項中「第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士（弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であるときは、外国法事務弁護士）に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第七項の規定による変更の処分に係る又書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録の送達の特則）

第百八十五条の十の二　第百八十五条の七第二十二項及び第百八十五条の八第十項の規定による送達は、前条において準用する民事訴訟法第百九条の規定にかかわらず、第百八十五条の七第十九項に規定する決定に係る電磁的記録若しくは第百八十五条の八第六項若しくは第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書面であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容がこれらの電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの又は前条において準用する同法第百九条の二第一項本文の規定による方法（同項の規定により送達をすることができる場合に限る。）により行う。

（公示送達）

第百八十五条の十一　内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

（新設）

（公示送達）

第百八十五条の十一　内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定により送達をすることができない場合

三　外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四　前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2　公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合（第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定により送達をすることができる場合を除く。）

二　第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定により送達をすることができない場合

三　外国においてすべき書類の送達について、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四　第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2　公示送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載され、又は当該事項を金融庁の掲示場に掲示し、又は当該事項を金融庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

一　書類の公示送達　審判手続の事務を行う職員が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。

二　電磁的記録の公示送達　審判手続の事務を行う職員が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けるべき者に第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条

の規定による書面若しくは前条の規定による書面を交付し、又は第百八十五条の十において準用する同法第百九条の二第一項本文に規定する措置をとるとともに、同項本文の規定による通知を発すべきこと。

3　公示送達は、前項に規定する措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4　（略）

（事件記録の閲覧等）

第百八十五条の十二　利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条第一項及び第三項の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、事件記録（事件記録中次項第一号に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。）の閲覧又は謄写を求めることができる。

2　利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる行為を求めることができる。

一　電磁的事件記録（事件記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。次号において同じ。）の内容を内閣府令で定める方法により表示したものを閲覧すること。

二　電磁的事件記録に記録されている事項を内閣府令で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の内閣府令で定める方法により複写すること。

三　第百八十五条の七第十九項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容が当該事項と同一であることを証明したものを交付し、又は同項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明したものを内閣府令で定める電磁的事件記録を除いた部分をいう。）の閲覧又は謄写を求めることができる。

（削る）

（処分通知等の電子情報処理組織の使用）

第百八十五条の十一　金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

（事件記録の閲覧等）

第百八十五条の十三　利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第百八十五条の七第十九項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

（新設）

3　公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4　（略）

（民事訴訟法の申立て等に係る規定の準用）

第百八十五条の十三　審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第百三十二条の十一（第一項各号を除く。）、第百三十二条の十二（第一項各号を除く。）及び第百三十三条（各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「民事訴訟に関する手続」とあるのは「審判手続」と、「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、「事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）」とあるのは「事項」と、同法第百三十二条の十第一項中「裁判所に」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官に」と、「当該裁判所の裁判長、受命裁判官又は裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、「ファイル」とあるのは「ファイル（金融商品取引法第百七十九条第一項に規定するファイルをいう。以下この章において同じ。）」と、同条第三項中「当該裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百三十二条

（新設）

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による求めがあつたときは、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

の十一第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。次項及び第三項において同じ。）」と、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等」とあるのは「申立て等」と、同条第二項中「前項各号に掲げる者」とあるのは「代理人」と、同項中「裁判所」とあるのは「内閣府」と、同法第百三十二条の十三中「裁判所に」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官に」と読み替えるものとする。

第百九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第六条（第十二条、第二十三条の十一第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十

第百九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第六条（第十二条、第二十三条の十一第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二第二項及び第三項において準用する

七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者

三～五　（略）

六　第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項、第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項、第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の五第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第三項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二の四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三～八　（略）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三第四項（同条第八項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二～四　（略）

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第一項、同条第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二の四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第二十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

三～八　（略）

第二百九十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二の三　（略）

二の四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報

状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

七～二十一　（略）

第二百条の三　第百八十五条第四項又は第百八十五条の四第四項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

２　（略）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十一　（略）

十二　第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項若しくは第二十四条の七第三項、同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、四半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

七～二十一　（略）

第二百条の三　第百八十五条第一項又は第百八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

２　（略）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十一　（略）

十二　第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項若しくは第三

これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

十三　第三十七条の三第三項、第四十二条の七第二項、第百三条の二第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）、第百六条の十四第三項又は第百五十六条の五第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三の二　第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を久しい提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十四～十九　（略）

二十　第百六十五条、第百六十五条の二第十六項又は第百六十九条の規定に違反した者

第二百五条の二の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第三十七条の二第二項、第三十七条の四第二項若しくは第三十七条の五第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十三　第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第百三条の二第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）、第百六条の十四第三項又は第百五十六条の五第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（新設）

十四～十九　（略）

二十　第百六十五条、第百六十五条の二第十六項又は第百六十九条の規定に違反した者

第二百五条の二の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第三十六条の二第一項若しくは第二項又は第六十六条の八第一項若しくは第二項の規定に違反した者

四　第三十六条の二第三項又は第六十六条の八第三項の規定に違反して、第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五～十四　（略）

第二百五条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第百八十五条第四項又は第百八十五条の四第四項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

五・六　（略）

第二百八条　有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届

出者、外国法人である海外投資家等特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であった者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であった者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であった者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一～五　（略）

六　第四十条の二第四項又は第五項の規定に違反して、これらの規

出者、外国法人である海外投資家等特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であった者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であった者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であった者、金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一～五　（略）

六　第四十条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付

定に規定する情報を提供しなかつたとき。

六の二～二十七　（略）

第二百九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一・二　（略）

三　第二十四条の四の二第五項（第二十四条の五の一第一項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第六条の規定による確認書の写し又は第二十四条の四の三第二項（第二十四条の五の二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第六条の規定による訂正確認書の写しを提出しなかつた者

四　第二十四条の五の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書又は第二十四条の五の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の四の三第一項（第二十七条において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつた者

五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類に限る。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

六～十　（略）

附　則

第三条の二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものを除く。）については、当分の間、第三十四条の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二、農業協同組合法第十一条の五及び第十一条の二十七、水産業協同組合法第十一条の十二（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十四条の二、銀行法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二の五及び第五十二条の六十の十七、保険業法第三百条の二、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項、農林中央金庫法第五十九条の七、信託業法第二十四条の三及び第五十九条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条並びに資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（移行期間特例業務に関する特例）

第二条の三　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律（第二十九条の四第一号ロ(7)及び第二号ヘ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く。）並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）、農林中央金庫法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十四条の二、銀行法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二の五及び第五十二条の六十の十七、保険業法第三百条の二、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項、農林中央金庫法第五十九条の七、信託業法第二十四条の三及び第五十九条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条並びに資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（移行期間特例業務に関する特例）

第三条の三　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律（第二十九条の四第一号ロ(7)及び第二号ヘ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く。）並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、金融サービスの提供に関する法

替えて準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつた者

五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類に限る。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

六～十　（略）

附　則

第三条の二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものを除く。）については、当分の間、第三十四条の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二、農業協同組合法第十一条の五及び第十一条の二十七、水産業協同組合法第十一条の十一（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十四条の二、銀行法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二の五及び第五十二条の六十の十七、保険業法第三百条の二、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項、農林中央金庫法第五十九条の七、信託業法第二十四条の三及び第五十九条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条並びに資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（移行期間特例業務に関する特例）

第二条の三　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律（第二十九条の四第一号ロ(7)及び第二号ヘ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く。）並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十四条の二、銀行法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二の五及び第五十二条の六十の十七、保険業法第三百条の二、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項、農林中央金庫法第五十九条の七、信託業法第二十四条の三及び第五十九条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条並びに資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（移行期間特例業務に関する特例）

第三条の三　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律（第二十九条の四第一号ロ(7)及び第二号ヘ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く。）並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十四条の二、銀行法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二の五及び第五十二条の六十の十七、保険業法第三百条の二、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項、農林中央金庫法第五十九条の七、信託業法第二十四条の三及び第五十九条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条並びに資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（移行期間特例業務に関する特例）

第三条の三　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律（第二十九条の四第一号ロ(7)及び第二号ヘ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く。）並びに住民基本台帳法

境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、第六十三条の九第二項中「第六項第一号」とあるのは「附則第三条の三第二項第一号」と、同条第八項中「第三十九条」とあるのは「第四十二条の七」とあるのは「第四十二条の八」と、同条第九項中「海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第二号に掲げる行為に係る第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号」とあるのは「移行期間特例業務として開始した附則第三条の二第五項第一号イに掲げる行為に係る投資一任契約に規定する投資一任契約に該当しなくなつたとき、同号ロに掲げる行為に係る外国投資信託の受益証券に表示される権利に該当しなくなつたとき、又は同号ハに掲げる行為に係る第二条第二項第六号に掲げる権利が附則第三条の三第五項第一号ハ」と、「とき、又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいう。）から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたときは」とあるのは「ときは」と、第六十三条の十三第二項第一号中「又は」とあるのは「（外国の法令を含む。）又は当該」と、第百九十四条の七第二項第二号の三中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「附則第三条の三第五項各号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

令で定める。

５～７　（略）

現行	改正案
金融サービスの提供に関する法律	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　金融サービス仲介業	第三章　金融サービス仲介業
第一節～第六節　（略）	第一節～第六節　（略）
第七節　雑則（第七十四条―第八十三条）	第七節　雑則（第七十四条―第八十二条）
第四章　金融サービスの利用環境の整備等	第四章　金融サービスの利用環境の整備等
第一節　安定的な資産形成の支援等（第八十二条―第八十五条）	第一節　安定的な資産形成の支援等（第八十二条―第八十五条）
第二節　金融経済教育推進機構	第二節　金融経済教育推進機構
第一款　総則（第八十六条―第九十二条）	第一款　総則（第八十六条―第九十二条）
第二款　設立（第九十三条―第九十七条）	第二款　設立（第九十三条―第九十七条）
第三款　運営委員会（第九十八条―第百六条）	第三款　運営委員会（第九十八条―第百六条）
第四款　役員等（第百七条―第百十八条）	第四款　役員等（第百七条―第百十八条）
第五款　業務（第百十九条―第百二十二条）	第五款　業務（第百十九条―第百二十二条）
第六款　財務及び会計（第百二十三条―第百二十九条）	第六款　財務及び会計（第百二十三条―第百二十九条）
第七款　監督（第百三十条・第百三十一条）	第七款　監督（第百三十条・第百三十一条）
第八款　雑則（第百三十二条―第百三十五条）	第八款　雑則（第百三十二条―第百三十六条）
第五章　雑則（第百三十六条―第百三十九条）	第五章　雑則（第百三十七条―第百三十九条）

（傍線部分は改正部分）

第六章　罰則（第百四十条―第百六十一条）

第七章　没収に関する手続等の特例（第百六十二条―第百六十四条）

附則

（目的）

第一条　この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めること等により、金融サービスの提供を受ける顧客の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　（略）

２～５　（略）

６　この法律において「資産形成」とは、金銭、有価証券その他の金融資産の運用により、資産を形成することをいう。

（定義）

第五章　没収に関する手続等の特例（第百三条―第百五条）

附則

（目的）

第一条　この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項、金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかつたこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任その他の金融商品の販売等に関する事項を定めるとともに、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、金融サービスの提供を受ける顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　（略）

２～５　（略）

（新設）

（定義）

第三条　（略）

２　（略）

３　この章及び第四章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

（勧誘方針の策定等）

第十条　金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下この条及び第百五十四条において「勧誘方針」という。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

２・３　（略）

（定義）

第十一条　この章、第五章及び第六章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

２・３　（略）

４　この章及び第百三十七条第二項第三号において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であつて第一種金融商品取引業（同

第三条　（略）

２　（略）

３　この章及び第四章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

（勧誘方針の策定等）

第十条　金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下この条及び第九十七条において「勧誘方針」という。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

２・３　（略）

（定義）

第十一条　この章及び次章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

２・３　（略）

４　この章において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であつて第一種金融商品取引業（同

って第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行うもの及び金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号及び第二号ニ⑴並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。

一～四　（略）

5　（略）

6　この章及び第六章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

7　この章、第五章及び第六章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

8　（略）

9　この章及び第六章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

10・11　（略）

12　この章及び第六章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

13・14　（略）

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十八条　（略）

2　金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項（第一号及び第二号を除く。）、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第百十六条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項（電子金融サービス仲介業務に関する特例）に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3～5　（略）

（保証金）

第二十二条　（略）

2～4　（略）

5　金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託（第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第百四十七条第一号において同じ。）を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業を行つてはならない。

6～12　（略）

（銀行法の準用）

第二十九条　銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条の四　（略）	金融サービスの提供及び

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十八条　（略）

2　金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項（第一号及び第二号を除く。）、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第百十六条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項（電子金融サービス仲介業務に関する特例）に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3～5　（略）

（保証金）

第二十二条　（略）

2～4　（略）

5　金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託（第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第百四十七条第一号において同じ。）を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業を行つてはならない。

6～12　（略）

（銀行法の準用）

第二十九条　銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条の四　（略）	金融サービスの提供及び

十四第二項		
（略）	（略）	（略）
利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項第一号（定義）	金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項（定義）に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。）として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約（次条において「特定預金等契約」という。）	（略）

十四第二項		
（略）	（略）	（略）
する法律第十一条第二項第一号（定義）	金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等（金融サービスの提供に関する法律第二条第一項（定義）に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。）として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約（次条において「特定預金等契約」という。）	（略）

（略）	（略）	（略）
第五十二条の四十五第四号	（略）	（略）
	が相手方金融機関（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（保険業法の準用）

第三十条　保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百九十三条	（略）	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第二項（定義）に規定する保険契約をいう。以下同じ。）
第二百九十四条第一項	（略）	（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十四条（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）の規定による届出が行われているものに限る。次条及び第三百条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介

（略）	（略）	（略）
第五十二条の四十五第四号	（略）	（略）
	が相手方金融機関（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（保険業法の準用）

第三十条　保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百九十三条	（略）	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第二項（定義）に規定する保険契約をいう。以下同じ。）
第二百九十四条第一項	（略）	（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十四条（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）の規定による届出が行われているものに限る。次条及び第三百条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介

（略）	（略）	（略）
第五十二条の四十五第四号	（略）	（略）
	が相手方金融機関（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（保険業法の準用）

第三十条　保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百九十三条	（略）	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第二項（定義）に規定する保険契約をいう。以下同じ。）
第二百九十四条第一項	（略）	（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十四条（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）の規定による届出が行われているものに限る。次条及び第三百条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介

（略）	（略）	（略）
第五十二条の四十五第四号	（略）	（略）
	が相手方金融機関（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（金融商品取引法の準用）

第三十一条　金融商品取引法第三十八条の二、第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二の規定は、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条の二	（略）	有価証券等仲介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。第六十六条の十四において同じ。）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　金融商品取引法第三章第一節第五款（第二十四条の二第六項から第八項まで並びに第二十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで、第二十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二並びに第四十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定は、特定金融サービス契約（第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約、第十一条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条	（略）	特定金融サービス契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ

（略）	（略）	（略）
第五十二条の四十五第四号	（略）	（略）
	が相手方金融機関（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（金融商品取引法の準用）

第三十一条　金融商品取引法第三十八条の二、第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二の規定は、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条の二	（略）	有価証券等仲介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。第六十六条の十四において同じ。）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　金融商品取引法第二章第一節第五款（第二十四条の二第六項から第八項まで並びに第二十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで、第二十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二並びに第四十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定は、特定金融サービス契約（第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約、第十一条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条	（略）	特定金融サービス契約（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ

じ	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	第三十七条の三第一項	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約をいう。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四	（略）	（略）

	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	第三十七条の三第一項	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約をいう。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する預金者等をいう。以下この項	（略）	（略）

	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	第三十九条第四項	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

（貸金業法の準用）

第三十二条　貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（第四号を除く。）、第十五条から第十八条まで、第十九条の二か

	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	第三十九条第四項	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

（貸金業法の準用）

第三十二条　貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（第四号を除く。）、第十五条から第十八条まで、第十九条の二か

第十五条第二項	（略）	顧客が締結する貸付けに係る契約の相手方をいう。以下同じ。）の商号
		電磁的記録（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。第二十一条第二項において同じ。）
	（略）	（略）
（略）		
第十九条の二	（略）	（略）
	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十三条に規定する帳簿書類	

（認定金融サービス仲介業協会の認定）

第四十条　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

第十五条第二項	（略）	顧客が締結する貸付けに係る契約の相手方をいう。以下同じ。）の商号
		電磁的記録（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。第二十一条第二項において同じ。）
	（略）	（略）
（略）		
第十九条の二	（略）	（略）
	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十三条に規定する帳簿書類	

（認定金融サービス仲介業協会の認定）

第四十条　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　（略）

二　金融サービス仲介業者を社員（以下この節及び第百四十八条第六号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三・四　（略）

（紛争解決手続）

第六十二条　（略）

2～7　（略）

8　指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。第百二十五条第四項及び第五項において同じ。）を提供して説明をしなければならない。

一～三　（略）

9　（略）

（外務員の登録）

第七十五条　（略）

2　有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、前項の規定により当該金融サービス仲介業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。第百四十三条第七号において同じ。）を行わせてはならない。

（金融商品取引法の準用）

第七十七条　金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四条第三項	（略）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項に
	（略）	（略）
第六十四条第三項第三号ハ	前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第二項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項に
	（略）	（略）

第六十四条第五項	（略）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項に
	（略）	（略）
第六十四条第六項	（略）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項
第六十四条の二第一項第一号	（略）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第二号イからへまで
	（略）	（略）
第六十四条の四	（略）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項
第二号	（略）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第二号イ
第六十四条の四第三号	（略）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第二号ロからへまで

	第六十四条の五第一項第一号	（略）	からへまで 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十五条第二号イからへまで
	第六十四条の五第一項第二号	（略）	金融サービス仲介業（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。次条第二号において同じ。）のうち同法第七十五条第一項各号
	（略）	（略）	（略）
	第六十四条の六第二号	（略）	金融サービス仲介業のうち金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項各号

（届出受理事務等の委任）

第七十八条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第百五十六条において同じ。）に、第七十四条に規定する届出の受理に係る事務（以下この条において「届出受理事務」という。）であって認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係るもの並びに第七十五条並びに前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替えて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務（以下この条（第六項各号を除く。）及び第八十条において「登録事務」という。）であって認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2～8　（略）

	第六十四条の五第一項第一号	（略）	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イからへまで
	第六十四条の五第一項第二号	（略）	金融サービス仲介業（金融サービスの提供に関する法律第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。次条第二号において同じ。）のうち同法第七十五条第一項各号
	（略）	（略）	（略）
	第六十四条の六第二号	（略）	金融サービス仲介業のうち金融サービスの提供に関する法律第十五条第一項各号

（届出受理事務等の委任）

第七十八条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第九十九条において同じ。）に、第七十四条に規定する届出の受理に係る事務（以下この条において「届出受理事務」という。）であって認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係るもの並びに第七十五条並びに前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替えて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務（以下この条（第六項各号を除く。）及び第八十条において「登録事務」という。）であって認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2～8　（略）

一　第三十五条第一項又は第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二　第三十六条第一項又は第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三　第四十八条第一項又は第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。）

四　第四十九条第一項又は第二項の規定による権限

3　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6　委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

（委員会に対する審査請求）

第八十三条　委員会が前条第一項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

（経過措置）

第八十四条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（新設）

（新設）

（削る）

（削る）

第四章　金融サービスの利用環境の整備等

第一節　安定的な資産形成の支援等

（基本方針）

第八十二条　政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

二　国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項

イ　国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項

ロ　国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項

ハ　国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項

ニ　国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項

三　国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。

5　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7　政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8　第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

（地方公共団体及び民間事業者に対する支援）

第八十三条　国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の施策）

第八十四条　地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状況に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

（事業主の責務）

第八十五条　事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構に

（新設）

よる安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。

（新設）

第二節　金融経済教育推進機構

（新設）

第一款　総則

（新設）

（機構の目的）

第八十六条　金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）は、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（第百十九条及び第百三十四条において「金融経済教育」という。）を推進することを目的とする。

（新設）

（法人格）

第八十七条　機構は、法人とする。

（新設）

（数）

第八十八条　機構は、一を限り、設立されるものとする。

（新設）

（資本金）

第八十九条　機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の

者が出資する額の合計額とする。

2　機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

（名称）

第九十条　機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いなければならない。

（新設）

2　機構でない者は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いてはならない。

（登記）

第九十一条　機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

（新設）

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第九十二条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

（新設）

第二款　設立

（発起人）

第九十三条　機構を設立するには、金融又は経済に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。（新設）

（定款の作成等）

第九十四条　発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。（新設）

2　前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金及び出資に関する事項

五　運営委員会に関する事項

六　役員に関する事項

七　業務及びその執行に関する事項

八　財務及び会計に関する事項

九　定款の変更に関する事項

十　公告の方法

（設立の認可等）

第九十五条　発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。（新設）

2　内閣総理大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、第百九条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

（事務の引継ぎ）

第九十六条　発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。（新設）

2　前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

（設立の登記）

第九十七条　第九十五条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。（新設）

2　機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三款　運営委員会

（設置）

第九十八条　機構に、運営委員会を置く。（新設）

（権限）

第九十九条　次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。（新設）

一　定款の変更

二　業務方法書の作成又は変更

三　予算及び事業計画の作成又は変更

四　決算

五　その他運営委員会が特に必要と認める事項

（組織）

第百条　運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。（新設）

2　運営委員会に委員長を一人置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3　委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4　運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第百一条　委員は、金融、経済、教育活動又は年金制度に関して専門的知識を有する者のうちから、機構の理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。（新設）

（委員の任期）

第百二条　委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（新設）

2　委員は、再任されることができる。

（委員の解任）

第百三条　機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。（新設）

一　破産手続開始の決定を受けたとき。

二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

三　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四　職務上の義務違反があるとき。

（議決の方法）

第百四条　運営委員会は、委員長又は第百条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。（新設）

２　運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

（委員の秘密保持義務）

第百五条　委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。（新設）

（委員の地位）

第百六条　委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（新設）

第四款　役員等（新設）

（役員）

第百七条　機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。（新設）

（役員の職務及び権限）

第百八条　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。（新設）

２　理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

３　監事は、機構の業務を監査する。

４　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第百九条　理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。（新設）

２　理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第百十条　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。（新設）

２　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第百十一条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。（新設）

（役員の解任）

第百十二条　内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。（新設）

２　内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第百三条各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第百九条の規定の例により、その役員を解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第百十三条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。（新設）

（監事の兼職禁止）

第百十四条　監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。（新設）

（代表権の制限）

第百十五条　機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。（新設）

（代理人の選任）

第百十六条　理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。（新設）

（職員の任命）

第百十七条　機構の職員は、理事長が任命する。（新設）

（役員及び職員の秘密保持義務等）

第百十八条　第百五条及び第百六条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。（新設）

第五款　業務（新設）

（業務の範囲）

第百十九条　機構は、第八十六条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。（新設）

一　金融経済教育を行うこと。

二　国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行うこと。

三　金融経済教育の推進に関する調査研究を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務

（業務の委託）

第百二十条　機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条の業務の一部を委託することができる。（新設）

２　第百五条の規定は、前項の規定による委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員で、当該委託を受けた業務に従事するものについて準用する。

（業務方法書）

第百二十一条　機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

（資料の交付の要請等）

第百二十二条　国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2　機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（新設）

第六款　財務及び会計

（事業年度）

第百二十三条　機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（新設）

（予算等の認可）

第百二十四条　機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（新設）

（財務諸表等）

第百二十五条　機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書（以下この条において「財務諸表等」という。）を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4　財務諸表等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

5　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用

する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

（利益及び損失の処理）

第百二十六条　機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第百十九条の業務に要する費用に充てることができる。

（新設）

（借入金）

第百二十七条　機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認

可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5　機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（新設）

（余裕金の運用）

第百二十八条　機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二　内閣総理大臣の指定する金融機関への預金

三　その他内閣府令で定める方法

（内閣府令への委任）

第百二十九条　この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（新設）

第七款　監督

（監督）

第百三十条　機構は、内閣総理大臣が監督する。

2　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めると

きは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第百三十一条　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（新設）

第八款　雑則

（定款の変更）

第百三十二条　定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（新設）

（解散）

第百三十三条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

（新設）

２　前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

（資金の確保）

第百三十四条　国は、金融経済教育の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

（新設）

（内閣府令への委任）

第百三十五条　この法律に定めるもののほか、この節の規定の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（新設）

第五章　雑則

（新設）

（関係者相互の連携及び協力）

第百三十六条　国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（新設）

２　国、地方公共団体、機構その他の関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（権限の委任）

第百三十七条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（新設）

２　金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　第三十五条第一項及び第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二　第三十六条第一項及び第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三　第四十八条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。）

四　第四十九条第一項及び第二項の規定による権限

３　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。

４　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、

速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

５　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

６　委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

７　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

（委員会に対する審査請求）

第百三十八条　委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

（新設）

（経過措置）

第百三十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（前則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（新設）

第六章　罰則

第百四十条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約（同法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第百四十二条第三号において同じ。）に係るものに限る。）をしたとき。

四～七　（略）

第百四十一条～第百四十三条　（略）

第百四十四条　（略）

2　金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第一項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第一項」と読み替えるものとする。

第百四十五条　（略）

第百四十六条　第百五条（第百十八条及び第百一十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四十七条～第百四十九条　（略）

第百五十条　第百三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第百五十一条　（略）

第百五十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百四十条（第七号を除く。）又は第百四十一条（第一号を除く。）　三億円以下の罰金刑

二　第百四十二条（第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。）　二億円以下の罰金刑

三　第百四十三条第二号、第四号又は第五号　一億円以下の罰金刑

四　第百四十条第七号、第百四十一条第一号、第百四十二条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第百四十三条（第二号、第四号及び第五号を除く。）、第百四十七条から第百四十九条まで又は前条　各本条の罰金刑

2　（略）

第百五十三条～第百五十五条　（略）

第百五十六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者を含む。以下この条及び第百六十条において同じ。）、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）は、三十万円以下の過料に処する。

一～三　（略）

第百五十七条　第九十条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第百五十八条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第四章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第九十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第百十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第百二十五条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかつたとき。

五　第百二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六　第百三十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第百五十九条～第百六十一条　（略）

第四章　罰則

第八十五条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約（同法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第八十七条第三号において同じ。）に係るものに限る。）をしたとき。

四～七　（略）

第八十六条～第八十八条　（略）

第八十九条　（略）

2　金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と読み替えるものとする。

第九十条　（略）

第九十一条～第九十三条　（略）

第九十四条　（略）

第九十五条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第八十五条（第七号を除く。）又は第八十六条（第一号を除く。）　三億円以下の罰金刑

二　第八十七条（第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。）　二億円以下の罰金刑

三　第八十八条第二号、第四号又は第五号　一億円以下の罰金刑

四　第八十五条第七号、第八十七条第一号、第八十七条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第八十八条（第二号、第四号及び第五号を除く。）又は第九十一条から前条まで　各本条の罰金刑

2　（略）

第九十六条～第九十八条　（略）

第九十九条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者を含む。以下この条及び第百一条において同じ。）、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）は、三十万円以下の過料に処する。

一～三　（略）

第百条～第百一条　（略）

第七章　没収に関する手続等の特例

（第三者の財産の没収手続等）

第百六十二条　第百四十四条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百六十四条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2　第百四十四条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3　金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第百四十四条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4　（略）

（没収された債権等の処分等）

第百六十三条　金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第百四十三条第四号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）

第百六十四条　第百四十三条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第八章　没収に関する手続等の特例

（第三者の財産の没収手続等）

第百三条　第八十九条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百五条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2　第八十九条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3　金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第八十九条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4　（略）

（没収された債権等の処分等）

第百四条　金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第八十八条第四号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）

第百五条　第八十八条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章　総則〔第一条・第一条の二〕	第一章　総則〔第一条・第二条〕
第二章　顧客等に対する誠実義務〔第二条〕	第二章　金融商品の販売等〔第三条―第十条〕
第三章　金融商品の販売等〔第三条―第十条〕	第三章　金融サービス仲介業
第四章　金融サービス仲介業	第一節～第七節　（略）
第一節～第七節　（略）	第四章　金融サービスの利用環境の整備等
第五章　金融サービスの利用環境の整備等	第一節・第二節　（略）
第一節・第二節　（略）	第五章　雑則〔第百三十六条―第百三十九条〕
第六章　雑則〔第百三十六条―第百三十九条〕	第六章　罰則〔第百四十条―第百六十一条〕
第七章　罰則〔第百四十条―第百六十一条〕	第七章　没収に関する手続等の特例〔第百六十二条―第百六十四条〕
第八章　没収に関する手続等の特例〔第百六十二条―第百六十四条〕	附則
附則	
第一章　総則	第一章　総則
（目的）	（目的）
第一条　この法律は、金融サービスの提供等に係る業務を行う者の職責を明らかにするとともに、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めること等により、金融サービスの提供等を受ける顧客等の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	第一条　この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めること等により、金融サービスの提供を受ける顧客の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
（定義）	（定義）
第二条　（略）	第二条　（略）
第二章　顧客等に対する誠実義務	（新設）
第二条　金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつて顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあつては加入者、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。	（新設）
2　前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の	

各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

二　金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に係る業務（第九号に掲げる行為に該当する業務を除く。）　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

三　銀行法第二条第二項に規定する銀行業に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

四　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

五　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第二号若しくは同条第六項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第十項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第三号若しくは同条第三項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第十項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、同法第八十七条第一項第四号に掲げる資金の貸付けに係る業務、同法第八十三条第一項第四号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第三号若しくは同条第二項に規定する事業若しくは同条第一項第二号若しくは同条第一項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、同法第九十三条第一項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第一項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務若しくは同法第九十七条第一項第二号に規定する事業若しくは同条第三項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第一項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同法第九十七条第一項第二号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第一号若しくは同条第二項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第一項第一号から第五号までに規定する事業に係る業務若しくは同法第九条の九第一項第一号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第二号に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同条第六項第一号に規定する事業（同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号又は第五号に係るものに限る。）に係る業務、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第一項各号に掲げる業務若しくは同条第二項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第五十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第一項第一号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、同項第三号若しくは第四号に掲げる貸付けに係る業務若しくは同条第二項第一号に掲げる貸付けに係る業務、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第一項各号若しくは第二項第一号から第六号までに掲げる業務若しくは同条第四項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第五十八条の二第一項第一号から第四号までに掲げる業務、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務又は株式会社商工組合中央

項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務若しくは同法第九十七条第一項第二号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第一号若しくは同条第三項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第一項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同法第九十七条第一項第二号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第一号若しくは同条第二項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第一項第一号から第五号までに規定する事業に係る業務若しくは同法第九条の九第一項第一号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第二号に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同条第六項第一号に規定する事業（同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号又は第五号に係るものに限る。）に係る業務、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第一項各号に掲げる業務若しくは同条第二項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第五十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第一項第一号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、同項第三号若しくは第四号に掲げる貸付けに係る業務若しくは同条第二項第一号に掲げる貸付けに係る業務、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第一項各号若しくは第二項第一号から第六号までに掲げる業務若しくは同条第四項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第五十八条の二第一項第一号から第四号までに掲げる業務、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務又は株式会社商工組合中央

金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第一項各号に掲げる業務若しくは同条第三項に規定する資金の貸付け若しくは手形の割引に係る業務、当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

六　銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の二第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十六条の三第二項に規定する労働金庫代理業又は農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

七　銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等取扱業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業又は信用金庫法第八十五条の三第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

八　電子決済等代行業（銀行法第二条第十一項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代

行業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業、信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業、労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業、農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業又は株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

九　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業に係る業務、同条第八項に規定する信託契約代理業に係る業務、同条第十一項第三号に規定する信託受益権売買等業務又は同法第二十一条第一項に規定する財産の管理業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十　保険業法第二条第一項に規定する保険業、保険募集（同条第十六項に規定する保険募集をいう。第十五条第五号ハ(2)及び第十七条第三項において同じ。）又は船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二条第二項若しくは第三項に規定する損害保険事業に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十一　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第

四項に規定する不動産特定共同事業（同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約又は同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するものであって、金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割又は出資の返還が金銭により行われることを内容とするものに係るものに限る。）に係る業務、当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業、同条第十項に規定する電子決済手段等取引業若しくは同条第五項に規定する暗号資産交換業に係る業務又は同法第三条第一項に規定する前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務、当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十四　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十五条第三項に規定する積立金の管理及び運用に関する業務、国民年金基金及びその理事、同法第百二十八条第三項に規定する契約の相手方、国民年金基金連合会及びその理事並びに同法第百三十七条の十五第四項に規定する契約の相手方

十五　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第二十七条に規定する積立金（以下この号において「積立金」という。）の積立てに関する業務、石炭鉱業年金基金（以下この号において「基金」という。）及びその理事並びに基金が締結する積立金の運用に係る契約の相手方

十六　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十九条に規定する積立金の管理及び運用に関する業務、企業年金基金及びその理事、同法第四条第一号に規定する事業主、同条第三号に規定する資産管理運用機関及び契約金融商品取引業者、同法第七十条第二項第一号に規定する基金資産運用契約の相手方、同法第九十一条の二第一項に規定する連合会（以下この号において「連合会」という。）及びその理事並びに連合会が締結する同法第九十一条の二十五において準用する同法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の相手方

十七　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十二項に規定する個人別管理資産の運用及び同法第八条第一項に規定する積立金の管理に関する業務、同法第二条第五項に規定する連合会、同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関、同法第三条第三項第一号に規定する事業主、同項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関及び同法第六十一条第一項の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事務の委託を受けた者

十八　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百二十条の二第二項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第一項第八号に規定する積立金又は平成二十五年改正法附則第四十条第一項第二号に規定する積立金の管理及び運用に関する業務、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この号において「存続厚生年金基金」という。）及びその理事、同条第十三号に規定する存続連合会（以下この号において「存続連合会」という。）及びその理事並びに存続厚生年金基金及び存続連合会が締結した平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条の五各号（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる契約の相手方

十九　前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務

（定義）

第三条　この章において「金融商品の販売等」とは、次に掲げる行為をいう。

一　（略）

二　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛金（以下この号において「無尽掛金」という。）の受入れを内容とする契約の無尽掛金の掛金者との締結

三～五　（略）

六　次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するものの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産

七　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものに限る。）の締結

八～十一　（略）

2　（略）

3　この章及び第七章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

第二章　金融商品の販売等

（定義）

第三条　この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

一　（略）

二　無尽業法第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛金（以下この号において「無尽掛金」という。）の受入れを内容とする契約の無尽掛金の掛金者との締結

三～五　（略）

六　次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するものの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産

七　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものに限る。）の締結

八～十一　（略）

2　（略）

3　この章及び第七章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

第三章　金融サービス仲介業

（定義）

第十一条　この章、第五章及び第六章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

2　この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ(2)並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいう。

一　次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

イ　（略）

ロ　長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ(7)において同じ。）

ハ～ト　（略）

チ　協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(5)において同じ。）

リ　農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(3)において同じ。）

ヌ　（略）

ル　漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。）

ヲ～ヨ　（略）

二　前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（貸金業者（貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）が顧客のために行うものを除く。）

三　（略）

3　（略）

4　この章及び第百三十七条第二項第三号において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であって第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行うもの及び金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号ニ(1)並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。

一　次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買（当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第二条第八項第十号に該当するものを除く。）

イ　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う金融商品取引業者

ロ　（略）

二～四　（略）

5　（略）

6　この章及び第七章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

7　この章、第六章及び第七章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

8　（略）

9　この章及び第七章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

10・11　（略）

12　この章及び第七章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

13・14　（略）

（登録の拒否）

第十五条　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ～ニ　（略）

ホ　信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号ニ(5)において同じ。）であった者が同法第六条の四の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ(5)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

第四章　金融サービス仲介業

（定義）

第十一条　この章、第六章及び第七章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

2　この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ(2)並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいう。

一　次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

イ　（略）

ロ　長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ(7)において同じ。）

ハ～ト　（略）

チ　協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(5)において同じ。）

リ　農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(3)において同じ。）

ヌ　（略）

ル　漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。）

ヲ～ヨ　（略）

二　前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）が顧客のために行うものを除く。）

三　（略）

3　（略）

4　この章及び第百三十七条第二項第三号において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であって第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行うもの及び金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号ニ(1)並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。

一　次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買（当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第二条第八項第十号に該当するものを除く。）

イ　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う金融商品取引業者

ロ　（略）

二～四　（略）

5　（略）

6　この章及び第七章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

7　この章、第六章及び第七章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

8　（略）

9　この章及び第七章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

10・11　（略）

12　この章及び第七章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

13・14　（略）

（登録の拒否）

第十五条　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ～ニ　（略）

ホ　信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号ニ(5)において同じ。）であった者が同法第六条の四の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ(5)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

10・11　（略）

12　この章及び第七章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

13・14　（略）

（登録の拒否）

第十五条　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ～ニ　（略）

ホ　信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号ニ(5)において同じ。）であった者が同法第六条の四の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ(5)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ　信用金庫代理業者（信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号ニ(6)において同じ。）であった者が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ト　（略）

チ　労働金庫代理業者（労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号ニ(8)において同じ。）であった者が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

リ　農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次号ニ(9)において同じ。）であった者が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヌ〜ヲ　（略）

ワ　この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法、預託等取引に関する法律（昭和三十六年法律第百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第二十二条の十一第一項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法（平成十六年法律第百五十四号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

カ〜ソ　（略）

二〜四　（略）

五　保険媒介業務を行う場合にあっては、次のいずれかに該当する者

イ・ロ　（略）

ハ　保険契約の締結の媒介を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1)　（略）

(2)　登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集に関し著しく不適当な行為をした者

(3)　（略）

ニ・ホ　（略）

六・七　（略）

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十八条　電子金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、電子決済等代行業を行うことができる。

一　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　（略）

ロ　次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1)〜(7)　（略）

(8)　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

(9)　（略）

ハ・ニ　（略）

保険業法第二百七条第二十六項に規定する保険募集をいう。）第十七条第三項において同じ。）に関し著しく不適当な行為をした者

(3)　（略）

ニ・ホ　（略）

六・七　（略）

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十八条　電子金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、電子決済等代行業（同法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

一　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　（略）

ロ　次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1)〜(7)　（略）

(8)　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

(9)　（略）

ハ・ニ　（略）

二・三　（略）
2～5　（略）

（標識の掲示等）

第二十条　（略）

2　金融サービス仲介業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合を除く。）を除き、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

3　（略）

第二十四条　削除

（銀行法の準用）

第二十九条　銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条の四十四第二項	（略）	（略）
	（略）	金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条第二項（定義）に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。）として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約（次条において「特定預金等契約」という。）
	（略）	（略）

二・三　（略）
2～5　（略）

（標識の掲示等）

第二十条　（略）

2　金融サービス仲介業者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3　（略）

（金融サービス仲介業者の誠実義務）

第二十四条　金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

（銀行法の準用）

第二十九条　銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条の四十四第二項	（略）	（略）
	（略）	金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条第二項（定義）に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。）として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約（次条において「特定預金等契約」という。）
	（略）	（略）

（保険業法の準用）

第三十条　保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）	（略）	（略）
第二百九十三条　（略）	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第二項（定義）に規定する保険契約をいう。以下同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）

（保険業法の準用）

第三十条　保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）	（略）	（略）
第二百九十三条　（略）	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第二項（定義）に規定する保険契約をいう。以下同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）

（金融商品取引法の準用）

第三十一条　（略）

2　金融商品取引法第三章第一節第五款（第二十四条の二第六項から第八項まで並びに第二十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二並びに第四十条の二から第四十条の七まで（第三号及び第四号を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定金融サービス契約（第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約、第十一条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）	（略）	（略）
第二百九十三条　（略）	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第二項（定義）に規定する保険契約をいう。以下同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）

（金融商品取引法の準用）

第三十一条　（略）

2　金融商品取引法第三章第一節第五款（第二十四条の二第六項から第八項まで並びに第二十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二並びに第四十条の二から第四十条の七まで（第三号及び第四号を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定金融サービス契約（第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約、第十一条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）	（略）	（略）
第三十七条の三第一項	（略）	掲げる事項
（略）	（略）	掲げる事項及び特定預金等契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約をいう。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する預金者等をいう。以下この項にお

（略）	（略）	（略）
第三十七条の三第一項	（略）	交付しなければ
（略）	（略）	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する預金等契約をいう。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する預金者等をいう。以下この項にお

（略）	（略）	（略）
第三十七条の三第一項第五号	（略）	（略）
第三十七条の三第二項	除く。）及び参考事項等	当該事項
（略）	（略）	これらの事項

（略）	（略）	（略）
第五章～第七章	（略）	（略）
第百四十三条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二　（略） 三　第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。 四・五　（略） 五の二　第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条において準用する同		

（略）	（略）	（略）
第四章～第六章	（略）	（略）
第百四十三条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二　（略） 三　第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。 四・五　（略） （新設）		

（略）	（略）	（略）
第百四十三条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～三　（略） 四　第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をし、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。 五　（略） （新設）		

（略）	（略）	（略）
第三十七条の三第一項第五号	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
第三十七条の三第二項	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

六・七　（略）

第百四十七条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

五　（略）

五の二　第三十二条において準用する貸金業法第十七条（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の

記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条において準用する同法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法によりこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付し、若しくは当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

六　（略）

第百五十八条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第五章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二～六　（略）

第八章　没収に関する手続等の特例

六　（略）

第百五十八条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第四章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二～六　（略）

第七章　没収に関する手続等の特例

四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（信託業法の準用等） 第二条　（略） ２・３　（略） ４　信託業務を営む金融機関が前項の規定により信託受益権売買等業務を営む場合においては、当該金融機関を登録金融機関（金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）とみなして、同法第二十四条から第二十四条の五まで、第二十六条の三、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の二、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六（第四項及び第六項を除く。）、第三十八条（第七号を除く。）、第四十条、第四十条の四、第四十条の五、第四十五条（第一号及び第二号、第四十八条、第四十九条の二、第五十一条の二、第五十二条の二第一項及び第二項、第五十六条の二第一項、第百九十条並びに第百九十四条の五第二項の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号又は第五号」と、「当該登録金融機関の第三十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」と、同条第二項中「前項第三号から第五号までのいずれか」とあるのは「前項第三号又は第五号」とする。	（信託業法の準用等） 第二条　（略） ２・３　（略） ４　信託業務を営む金融機関が前項の規定により信託受益権売買等業務を営む場合においては、当該金融機関を登録金融機関（金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）とみなして、同法第三十四条から第三十四条の五まで、第三十六条の三、第三十七条の二、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六（第四項及び第六項を除く。）、第三十八条（第七号を除く。）、第四十条、第四十条の四、第四十条の五、第四十五条の二、第五十一条の二、第五十二条の二第一項及び第二項、第五十六条の二第一項、第百九十条並びに第百九十四条の五第二項の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号又は第五号」と、「当該登録金融機関の第三十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」と、同条第二項中「前項第三号から第五号までのいずれか」とあるのは「前項第三号又は第五号」とする。

（金融商品取引法の準用）

第二条の二　金融商品取引法第二章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項、第三十七条の四、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項、第四項、第六項及び第七項、第四十条の二から第四十条の七まで（第四十五条（第三号及び第四号を除く。）及び第四十五条の二の規定は、金融機関が行う特定信託契約（信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定（金融商品取引法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する信託契約を除く。第三号において同じ。）の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等（同法第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等（同法第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同条第五項中「事故」とあるのは「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は

（金融商品取引法の準用）

第二条の二　金融商品取引法第二章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項、第三十七条の四、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項、第四項、第六項及び第七項、第四十条の二から第四十条の七まで（第四十五条（第三号及び第四号を除く。）及び第四十五条の二の規定は、金融機関が行う特定信託契約（信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定（金融商品取引法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する信託契約を除く。第三号において同じ。）の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等（同法第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同条第五項中「事故」とあるのは「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は

提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三〜十二　（略）

第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三　第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

四・五　（略）

六　第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

虚偽の記載をした報告書を交付した者

第十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

三〜十二　（略）

第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

三　第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

四・五　（略）

六　第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第一項において準用する同法第二十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

五　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第十一条の五　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十八条第二号ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び同法第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十条第一項第三号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（特定貯金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の受入れを内容とする契約をいう。第九十二条の五において準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定貯金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定貯金等契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十七条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「	第十一条の五　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十八条第二号ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び同法第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十条第一項第三号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（特定貯金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の受入れを内容とする契約をいう。第九十二条の五において準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定貯金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定貯金等契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十七条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「

るため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」とあるのは「追加するため」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第二項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十八条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条の二十七　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十八条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号、第七号及び第八号、第三十八条の二第六項から第八項まで並びに第三十九条第一項第一号、第二号及び第四号を除く。）及び同法第四十五条第二号（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十八条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号、第七号及び第八号、第三十八条の二第六項から第八項まで並びに第三十九条第一項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、第十条第一項第十号の事業を行う組合が行う特定共済契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる共済金の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある共済契約として農林水産省令で定めるものをいう。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び共済契約者等（農業協同組合法第十一条の二十第一項に規定する共済契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、農林水産省令で定めるところにより、当該特定共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同法第三十七条第一項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券又はデリバティブ取引」という。）」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該利用者の取得する共済金等（農業協同組合法第十一条の十八に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第二項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十八条の六」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第四

において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

四～十　（略）

②～⑨　（略）

第九十二条の三　前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

②・③　（略）

第九十二条の五　金融商品取引法第三章第二節第一款（第二十五条から第三十六条の四まで、第二十七条第一項第二号、第三十七条の二第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の三、第三十七条の六第一項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）の規定は、特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業」と、「金融商品取引行為」とあるのは「農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「掲げる事項」とあるのは「並びに貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項」という。）」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があった場合には」とあるのは「特定貯金等契約（農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い組合（同法第四条に規定する組合をいう。）に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「その他の金銭の支払を」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を」と、「又は違約金の支払を」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（有価証券の売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、

二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで（これらの規定並びにこれらの規定に係る部分に限る。）の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の六の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは一部」とあるのは「又は一部」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の五の九　（略）

② 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農業協同組合等特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで（これらの規定並びにこれらの規定に係る部分に限る。）の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の六の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは一部」とあるのは「又は一部」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の五の九　（略）

② 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農業協同組合等特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次に」とあるのは「又は(9)に」と、同号ハ中「次に」とあるのは「(2)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(3)又は(10)に」と、同号ニ(10)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(3)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「(3)の」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(10)まで」とあるのは「前号ニ(3)又は(10)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第二十一項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八第一項中「第五十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農業協同組合法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第六項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の三第一項」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同条第二十三号及び第二十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条の九　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　第十一条の二十七において準用する金融商品取引法第二十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第二十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

五　（略）

六　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用） 第十一条の十一　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四節第一款（第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（特定貯金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の受入れを内容とする契約をいう。次条第一項において同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定貯金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定貯金等契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四節第一款（第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の受入れを内容とする契約をいう。次条第一項において同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定貯金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定貯金等契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四節第一款（第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものを

一～三　（略）

三の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

四～十　（略）

2～9　（略）

（適用除外）

第百七条　前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

2・3　（略）

（特定信用事業代理業に関する金融商品取引法の準用）

第百九条　金融商品取引法第三章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七まで（第六号を除く。）の規定は、特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業」と、「金融商品取引行為」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結をしようとするとき」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（同法第四十五条第一号中「特定共済契約の締結」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため」と、同条第二項中「有価証券等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（同法第四十五条第一号中「特定共済契約の締結」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため」と、同条第四項及び第四十三条の六まで、第四十四条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（子会社の範囲等）

第八十七条の二　前条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第十号、第七項及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の八第二項に規定する子会社をいう。以下この条から第八十七条の三までにおいて同じ。）としてはならない。

一～三　（略）

三の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

四～十　（略）

2～9　（略）

（適用除外）

第百七条　前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

2・3　（略）

（特定信用事業代理業に関する金融商品取引法の準用）

第百九条　金融商品取引法第三章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七まで（第六号を除く。）の規定は、特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業」と、「金融商品取引行為」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結をしようとするとき」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（同法第四十五条第一号中「特定共済契約の締結」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため」と、同条第二項中「有価証券等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（同法第四十五条第一号中「特定共済契約の締結」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため」と、同条第四項及び第四十三条の六まで、第四十四条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（子会社の範囲等）

第八十七条の二　前条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第十号、第七項及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の八第二項に規定する子会社をいう。以下この条から第八十七条の三までにおいて同じ。）としてはならない。

結の代理又は媒介を行うとき」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項並びに貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第二項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定貯金等契約（水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除があつた場合には」と、同法第三十九条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」と、「とあるのは「原因となるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業）

第百十六条　（略）

結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定貯金等契約（水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除があつた場合には」と、同法第三十九条第一項中「有価証券の売買その他の取引（有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「又は逢約金の支払をした者に対し、」とあるのは「又は逢約金の支払をした者に対し、その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「その他の金銭の支払をした場合において、次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又は

2～5　（略）

6　電子決済等代行業者が第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第百十一条から前条までの規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六第一項及び第三項、第五十二条の六の二、第五十二条の六の三、第五十二条の六の四から第五十二条の六の八、第五十二条の六の十から第五十二条の六の十二まで、第五十二条の六の十四から第五十二条の六の十六まで、第五十二条の六の十八から第五十二条の六の二十まで、第五十二条の六の二十二から第五十二条の六の二十四まで、第五十二条の六の二十六から第五十二条の六の二十八まで、第五十二条の六の三十から第五十二条の六の三十二まで、第五十二条の六の三十四から第五十二条の六の三十六まで、第五十二条の六の三十八から第五十二条の六の四十まで、第五十二条の六の四十二から第五十二条の六の四十四まで、第五十二条の六の四十六から第五十二条の六の四十八まで、第五十二条の六の五十から第五十二条の六の五十二まで、第五十二条の六の五十四から第五十二条の六の五十六まで、第五十二条の六の五十八から第五十二条の六の六十まで、第五十二条の六の六十二から第五十二条の六の六十四まで、第五十二条の六の六十六から第五十二条の六の六十八まで、第五十二条の六の七十から第五十二条の六の七十二まで、第五十二条の六の七十四から第五十二条の六の七十六まで、第五十二条の六の七十八から第五十二条の六の八十まで、第五十二条の六の八十二から第五十二条の六の八十四まで、第五十二条の六の八十六から第五十二条の六の八十八まで、第五十二条の六の九十から第五十二条の六の九十二まで、第五十二条の六の九十四から第五十二条の六の九十六まで、第五十二条の六の九十八から第五十二条の六の百まで、第五十二条の六の百二から第五十二条の六の百四まで、第五十二条の六の百六から第五十二条の六の百八まで、第五十二条の六の百十から第五十二条の六の百十二まで、第五十二条の六の百十四から第五十二条の六の百十六まで、第五十二条の六の百十八から第五十二条の六の百二十まで、第五十二条の六の百二十二から第五十二条の六の百二十四まで、第五十二条の六の百二十六から第五十二条の六の百二十八まで、第五十二条の六の百三十から第五十二条の六の百三十二まで、第五十二条の六の百三十四から第五十二条の六の百三十六まで、第五十二条の六の百三十八から第五十二条の六の百四十まで、第五十二条の六の百四十二から第五十二条の六の百四十四まで、第五十二条の六の百四十六から第五十二条の六の百四十八まで、第五十二条の六の百五十から第五十二条の六の百五十二まで、第五十二条の六の百五十四から第五十二条の六の百五十六まで、第五十二条の六の百五十八から第五十二条の六の百六十まで、第五十二条の六の百六十二から第五十二条の六の百六十四まで、第五十二条の六の百六十六から第五十二条の六の百六十八まで、第五十二条の六の百七十から第五十二条の六の百七十二まで、第五十二条の六の百七十四から第五十二条の六の百七十六まで、第五十二条の六の百七十八から第五十二条の六の百八十まで、第五十二条の六の百八十二から第五十二条の六の百八十四まで、第五十二条の六の百八十六から第五十二条の六の百八十八まで、第五十二条の六の百九十から第五十二条の六の百九十二まで、第五十二条の六の百九十四から第五十二条の六の百九十六まで、第五十二条の六の百九十八から第五十二条の六の二百まで、第五十二条の六の二百二から第五十二条の六の二百四まで、第五十二条の六の二百六から第五十二条の六の二百八まで、第五十二条の六の二百十から第五十二条の六の二百十二まで、第五十二条の六の二百十四から第五十二条の六の二百十六まで、第五十二条の六の二百十八から第五十二条の六の二百二十まで、第五十二条の六の二百二十二から第五十二条の六の二百二十四まで、第五十二条の六の二百二十六から第五十二条の六の二百二十八まで、第五十二条の六の二百三十から第五十二条の六の二百三十二まで、第五十二条の六の二百三十四から第五十二条の六の二百三十六まで、第五十二条の六の二百三十八から第五十二条の六の二百四十まで、第五十二条の六の二百四十二から第五十二条の六の二百四十四まで、第五十二条の六の二百四十六から第五十二条の六の二百四十八まで、第五十二条の六の二百五十から第五十二条の六の二百五十二まで、第五十二条の六の二百五十四から第五十二条の六の二百五十六まで、第五十二条の六の二百五十八から第五十二条の六の二百六十まで、第五十二条の六の二百六十二から第五十二条の六の二百六十四まで、第五十二条の六の二百六十六から第五十二条の六の二百六十八まで、第五十二条の六の二百七十から第五十二条の六の二百七十二まで、第五十二条の六の二百七十四から第五十二条の六の二百七十六まで、第五十二条の六の二百七十八から第五十二条の六の二百八十まで、第五十二条の六の二百八十二から第五十二条の六の二百八十四まで、第五十二条の六の二百八十六から第五十二条の六の二百八十八まで、第五十二条の六の二百九十から第五十二条の六の二百九十二まで、第五十二条の六の二百九十四から第五十二条の六の二百九十六まで、第五十二条の六の二百九十八から第五十二条の六の三百まで、第五十二条の六の三百二から第五十二条の六の三百四まで、第五十二条の六の三百六から第五十二条の六の三百八まで、第五十二条の六の三百十から第五十二条の六の三百十二まで、第五十二条の六の三百十四から第五十二条の六の三百十六まで、第五十二条の六の三百十八から第五十二条の六の三百二十まで、第五十二条の六の三百二十二から第五十二条の六の三百二十四まで、第五十二条の六の三百二十六から第五十二条の六の三百二十八まで、第五十二条の六の三百三十から第五十二条の六の三百三十二まで、第五十二条の六の三百三十四から第五十二条の六の三百三十六まで、第五十二条の六の三百三十八から第五十二条の六の三百四十まで、第五十二条の六の三百四十二から第五十二条の六の三百四十四まで、第五十二条の六の三百四十六から第五十二条の六の三百四十八まで、第五十二条の六の三百五十から第五十二条の六の三百五十二まで、第五十二条の六の三百五十四から第五十二条の六の三百五十六まで、第五十二条の六の三百五十八から第五十二条の六の三百六十まで、第五十二条の六の三百六十二から第五十二条の六の三百六十四まで、第五十二条の六の三百六十六から第五十二条の六の三百六十八まで、第五十二条の六の三百七十から第五十二条の六の三百七十二まで、第五十二条の六の三百七十四から第五十二条の六の三百七十六まで、第五十二条の六の三百七十八から第五十二条の六の四百まで、第五十二条の六の四百二から第五十二条の六の四百四まで、第五十二条の六の四百六から第五十二条の六の四百八まで、第五十二条の六の四百十から第五十二条の六の四百十二まで、第五十二条の六の四百十四から第五十二条の六の四百十六まで、第五十二条の六の四百十八から第五十二条の六の四百二十まで、第五十二条の六の四百二十二から第五十二条の六の四百二十四まで、第五十二条の六の四百二十六から第五十二条の六の四百二十八まで、第五十二条の六の四百三十から第五十二条の六の四百三十二まで、第五十二条の六の四百三十四から第五十二条の六の四百三十六まで、第五十二条の六の四百三十八から第五十二条の六の四百四十まで、第五十二条の六の四百四十二から第五十二条の六の四百四十四まで、第五十二条の六の四百四十六から第五十二条の六の四百四十八まで、第五十二条の六の四百五十から第五十二条の六の四百五十二まで、第五十二条の六の四百五十四から第五十二条の六の四百五十六まで、第五十二条の六の四百五十八から第五十二条の六の四百六十まで、第五十二条の六の四百六十二から第五十二条の六の四百六十四まで、第五十二条の六の四百六十六から第五十二条の六の四百六十八まで、第五十二条の六の四百七十から第五十二条の六の四百七十二まで、第五十二条の六の四百七十四から第五十二条の六の四百七十六まで、第五十二条の六の四百七十八から第五十二条の六の四百八十まで、第五十二条の六の四百八十二から第五十二条の六の四百八十四まで、第五十二条の六の四百八十六から第五十二条の六の四百八十八まで、第五十二条の六の四百九十から第五十二条の六の四百九十二まで、第五十二条の六の四百九十四から第五十二条の六の四百九十六まで、第五十二条の六の四百九十八から第五十二条の六の五百まで、第五十二条の六の五百二から第五十二条の六の五百四まで、第五十二条の六の五百六から第五十二条の六の五百八まで、第五十二条の六の五百十から第五十二条の六の五百十二まで、第五十二条の六の五百十四から第五十二条の六の五百十六まで、第五十二条の六の五百十八から第五十二条の六の五百二十まで、第五十二条の六の五百二十二から第五十二条の六の五百二十四まで、第五十二条の六の五百二十六から第五十二条の六の五百二十八まで、第五十二条の六の五百三十から第五十二条の六の五百三十二まで、第五十二条の六の五百三十四から第五十二条の六の五百三十六まで、第五十二条の六の五百三十八から第五十二条の六の五百四十まで、第五十二条の六の五百四十二から第五十二条の六の五百四十四まで、第五十二条の六の五百四十六から第五十二条の六の五百四十八まで、第五十二条の六の五百五十から第五十二条の六の五百五十二まで、第五十二条の六の五百五十四から第五十二条の六の五百五十六まで、第五十二条の六の五百五十八から第五十二条の六の五百六十まで、第五十二条の六の五百六十二から第五十二条の六の五百六十四まで、第五十二条の六の五百六十六から第五十二条の六の五百六十八まで、第五十二条の六の五百七十から第五十二条の六の五百七十二まで、第五十二条の六の五百七十四から第五十二条の六の五百七十六まで、第五十二条の六の五百七十八から第五十二条の六の五百八十まで、第五十二条の六の五百八十二から第五十二条の六の五百八十四まで、第五十二条の六の五百八十六から第五十二条の六の五百八十八まで、第五十二条の六の五百九十から第五十二条の六の五百九十二まで、第五十二条の六の五百九十四から第五十二条の六の五百九十六まで、第五十二条の六の五百九十八から第五十二条の六の六百まで、第五十二条の六の六百二から第五十二条の六の六百四まで、第五十二条の六の六百六から第五十二条の六の六百八まで、第五十二条の六の六百十から第五十二条の六の六百十二まで、第五十二条の六の六百十四から第五十二条の六の六百十六まで、第五十二条の六の六百十八から第五十二条の六の六百二十まで、第五十二条の六の六百二十二から第五十二条の六の六百二十四まで、第五十二条の六の六百二十六から第五十二条の六の六百二十八まで、第五十二条の六の六百三十から第五十二条の六の六百三十二まで、第五十二条の六の六百三十四から第五十二条の六の六百三十六まで、第五十二条の六の六百三十八から第五十二条の六の六百四十まで、第五十二条の六の六百四十二から第五十二条の六の六百四十四まで、第五十二条の六の六百四十六から第五十二条の六の六百四十八まで、第五十二条の六の六百五十から第五十二条の六の六百五十二まで、第五十二条の六の六百五十四から第五十二条の六の六百五十六まで、第五十二条の六の六百五十八から第五十二条の六の六百六十まで、第五十二条の六の六百六十二から第五十二条の六の六百六十四まで、第五十二条の六の六百六十六から第五十二条の六の六百六十八まで、第五十二条の六の六百七十から第五十二条の六の六百七十二まで、第五十二条の六の六百七十四から第五十二条の六の六百七十六まで、第五十二条の六の六百七十八から第五十二条の六の六百八十まで、第五十二条の六の六百八十二から第五十二条の六の六百八十四まで、第五十二条の六の六百八十六から第五十二条の六の六百八十八まで、第五十二条の六の六百九十から第五十二条の六の六百九十二まで、第五十二条の六の六百九十四から第五十二条の六の六百九十六まで、第五十二条の六の六百九十八から第五十二条の六の七百まで、第五十二条の六の七百二から第五十二条の六の七百四まで、第五十二条の六の七百六から第五十二条の六の七百八まで、第五十二条の六の七百十から第五十二条の六の七百十二まで、第五十二条の六の七百十四から第五十二条の六の七百十六まで、第五十二条の六の七百十八から第五十二条の六の七百二十まで、第五十二条の六の七百二十二から第五十二条の六の七百二十四まで、第五十二条の六の七百二十六から第五十二条の六の七百二十八まで、第五十二条の六の七百三十から第五十二条の六の七百三十二まで、第五十二条の六の七百三十四から第五十二条の六の七百三十六まで、第五十二条の六の七百三十八から第五十二条の六の七百四十まで、第五十二条の六の七百四十二から第五十二条の六の七百四十四まで、第五十二条の六の七百四十六から第五十二条の六の七百四十八まで、第五十二条の六の七百五十から第五十二条の六の七百五十二まで、第五十二条の六の七百五十四から第五十二条の六の七百五十六まで、第五十二条の六の七百五十八から第五十二条の六の七百六十まで、第五十二条の六の七百六十二から第五十二条の六の七百六十四まで、第五十二条の六の七百六十六から第五十二条の六の七百六十八まで、第五十二条の六の七百七十から第五十二条の六の七百七十二まで、第五十二条の六の七百七十四から第五十二条の六の七百七十六まで、第五十二条の六の七百七十八から第五十二条の六の七百八十まで、第五十二条の六の七百八十二から第五十二条の六の七百八十四まで、第五十二条の六の七百八十六から第五十二条の六の七百八十八まで、第五十二条の六の七百九十から第五十二条の六の七百九十二まで、第五十二条の六の七百九十四から第五十二条の六の七百九十六まで、第五十二条の六の七百九十八から第五十二条の六の八百まで、第五十二条の六の八百二から第五十二条の六の八百四まで、第五十二条の六の八百六から第五十二条の六の八百八まで、第五十二条の六の八百十から第五十二条の六の八百十二まで、第五十二条の六の八百十四から第五十二条の六の八百十六まで、第五十二条の六の八百十八から第五十二条の六の八百二十まで、第五十二条の六の八百二十二から第五十二条の六の八百二十四まで、第五十二条の六の八百二十六から第五十二条の六の八百二十八まで、第五十二条の六の八百三十から第五十二条の六の八百三十二まで、第五十二条の六の八百三十四から第五十二条の六の八百三十六まで、第五十二条の六の八百三十八から第五十二条の六の八百四十まで、第五十二条の六の八百四十二から第五十二条の六の八百四十四まで、第五十二条の六の八百四十六から第五十二条の六の八百四十八まで、第五十二条の六の八百五十から第五十二条の六の八百五十二まで、第五十二条の六の八百五十四から第五十二条の六の八百五十六まで、第五十二条の六の八百五十八から第五十二条の六の八百六十まで、第五十二条の六の八百六十二から第五十二条の六の八百六十四まで、第五十二条の六の八百六十六から第五十二条の六の八百六十八まで、第五十二条の六の八百七十から第五十二条の六の八百七十二まで、第五十二条の六の八百七十四から第五十二条の六の八百七十六まで、第五十二条の六の八百七十八から第五十二条の六の八百八十まで、第五十二条の六の八百八十二から第五十二条の六の八百八十四まで、第五十二条の六の八百八十六から第五十二条の六の八百八十八まで、第五十二条の六の八百九十から第五十二条の六の八百九十二まで、第五十二条の六の八百九十四から第五十二条の六の八百九十六まで、第五十二条の六の八百九十八から第五十二条の六の九百まで、第五十二条の六の九百二から第五十二条の六の九百四まで、第五十二条の六の九百六から第五十二条の六の九百八まで、第五十二条の六の九百十から第五十二条の六の九百十二まで、第五十二条の六の九百十四から第五十二条の六の九百十六まで、第五十二条の六の九百十八から第五十二条の六の九百二十まで、第五十二条の六の九百二十二から第五十二条の六の九百二十四まで、第五十二条の六の九百二十六から第五十二条の六の九百二十八まで、第五十二条の六の九百三十から第五十二条の六の九百三十二まで、第五十二条の六の九百三十四から第五十二条の六の九百三十六まで、第五十二条の六の九百三十八から第五十二条の六の九百四十まで、第五十二条の六の九百四十二から第五十二条の六の九百四十四まで、第五十二条の六の九百四十六から第五十二条の六の九百四十八まで、第五十二条の六の九百五十から第五十二条の六の九百五十二まで、第五十二条の六の九百五十四から第五十二条の六の九百五十六まで、第五十二条の六の九百五十八から第五十二条の六の九百六十まで、第五十二条の六の九百六十二から第五十二条の六の九百六十四まで、第五十二条の六の九百六十六から第五十二条の六の九百六十八まで、第五十二条の六の九百七十から第五十二条の六の九百七十二まで、第五十二条の六の九百七十四から第五十二条の六の九百七十六まで、第五十二条の六の九百七十八から第五十二条の六の九百八十まで、第五十二条の六の九百八十二から第五十二条の六の九百八十四まで、第五十二条の六の九百八十六から第五十二条の六の九百八十八まで、第五十二条の六の九百九十から第五十二条の六の九百九十二まで、第五十二条の六の九百九十四から第五十二条の六の九百九十六まで、第五十二条の六の九百九十八から第五十二条の六の千まで、第五十二条の六の千二から第五十二条の六の千四まで、第五十二条の六の千六から第五十二条の六の千八まで、第五十二条の六の千十から第五十二条の六の千十二まで、第五十二条の六の千十四から第五十二条の六の千十六まで、第五十二条の六の千十八から第五十二条の六の千二十まで、第五十二条の六の千二十二から第五十二条の六の千二十四まで、第五十二条の六の千二十六から第五十二条の六の千二十八まで、第五十二条の六の千三十から第五十二条の六の千三十二まで、第五十二条の六の千三十四から第五十二条の六の千三十六まで、第五十二条の六の千三十八から第五十二条の六の千四十まで、第五十二条の六の千四十二から第五十二条の六の千四十四まで、第五十二条の六の千四十六から第五十二条の六の千四十八まで、第五十二条の六の千五十から第五十二条の六の千五十二まで、第五十二条の六の千五十四から第五十二条の六の千五十六まで、第五十二条の六の千五十八から第五十二条の六の千六十まで、第五十二条の六の千六十二から第五十二条の六の千六十四まで、第五十二条の六の千六十六から第五十二条の六の千六十八まで、第五十二条の六の千七十から第五十二条の六の千七十二まで、第五十二条の六の千七十四から第五十二条の六の千七十六まで、第五十二条の六の千七十八から第五十二条の六の千八十まで、第五十二条の六の千八十二から第五十二条の六の千八十四まで、第五十二条の六の千八十六から第五十二条の六の千八十八まで、第五十二条の六の千八十九から第五十二条の六の千九十まで、第五十二条の六の千九十一から第五十二条の六の千九十二まで、第五十二条の六の千九十三から第五十二条の六の千九十四まで、第五十二条の六の千九十五から第五十二条の六の千九十六まで、第五十二条の六の千九十七から第五十二条の六の千九十八まで、第五十二条の六の千九十九から第五十二条の六の二千まで、第五十二条の六の二千一から第五十二条の六の二千二まで、第五十二条の六の二千三から第五十二条の六の二千四まで、第五十二条の六の二千五から第五十二条の六の二千六まで、第五十二条の六の二千七から第五十二条の六の二千八まで、第五十二条の六の二千九から第五十二条の六の二千十まで、第五十二条の六の二千十一から第五十二条の六の二千十二まで、第五十二条の六の二千十三から第五十二条の六の二千十四まで、第五十二条の六の二千十五から第五十二条の六の二千十六まで、第五十二条の六の二千十七から第五十二条の六の二千十八まで、第五十二条の六の二千十九から第五十二条の六の二千二十まで、第五十二条の六の二千二十一から第五十二条の六の二千二十二まで、第五十二条の六の二千二十三から第五十二条の六の二千二十四まで、第五十二条の六の二千二十五から第五十二条の六の二千二十六まで、第五十二条の六の二千二十七から第五十二条の六の二千二十八まで、第五十二条の六の二千二十九から第五十二条の六の二千三十まで、第五十二条の六の二千三十一から第五十二条の六の二千三十二まで、第五十二条の六の二千三十三から第五十二条の六の二千三十四まで、第五十二条の六の二千三十五から第五十二条の六の二千三十六まで、第五十二条の六の二千三十七から第五十二条の六の二千三十八まで、第五十二条の六の二千三十九から第五十二条の六の二千四十まで、第五十二条の六の二千四十一から第五十二条の六の二千四十二まで、第五十二条の六の二千四十三から第五十二条の六の二千四十四まで、第五十二条の六の二千四十五から第五十二条の六の二千四十六まで、第五十二条の六の二千四十七から第五十二条の六の二千四十八まで、第五十二条の六の二千四十九から第五十二条の六の二千五十まで、第五十二条の六の二千五十一から第五十二条の六の二千五十二まで、第五十二条の六の二千五十三から第五十二条の六の二千五十四まで、第五十二条の六の二千五十五から第五十二条の六の二千五十六まで、第五十二条の六の二千五十七から第五十二条の六の二千五十八まで、第五十二条の六の二千五十九から第五十二条の六の二千六十まで、第五十二条の六の二千六十一から第五十二条の六の二千六十二まで、第五十二条の六の二千六十三から第五十二条の六の二千六十四まで、第五十二条の六の二千六十五から第五十二条の六の二千六十六まで、第五十二条の六の二千六十七から第五十二条の六の二千六十八まで、第五十二条の六の二千六十九から第五十二条の六の二千七十まで、第五十二条の六の二千七十一から第五十二条の六の二千七十二まで、第五十二条の六の二千七十三から第五十二条の六の二千七十四まで、第五十二条の六の二千七十五から第五十二条の六の二千七十六まで、第五十二条の六の二千七十七から第五十二条の六の二千七十八まで、第五十二条の六の二千七十九から第五十二条の六の二千八十まで、第五十二条の六の二千八十一から第五十二条の六の二千八十二まで、第五十二条の六の二千八十三から第五十二条の六の二千八十四まで、第五十二条の六の二千八十五から第五十二条の六の二千八十六まで、第五十二条の六の二千八十七から第五十二条の六の二千八十八まで、第五十二条の六の二千八十九から第五十二条の六の二千九十まで、第五十二条の六の二千九十一から第五十二条の六の二千九十二まで、第五十二条の六の二千九十三から第五十二条の六の二千九十四まで、第五十二条の六の二千九十五から第五十二条の六の二千九十六まで、第五十二条の六の二千九十七から第五十二条の六の二千九十八まで、第五十二条の六の三千まで、第五十二条の六の三千一から第五十二条の六の三千二まで、第五十二条の六の三千三から第五十二条の六の三千四まで、第五十二条の六の三千五から第五十二条の六の三千六まで、第五十二条の六の三千七から第五十二条の六の三千八まで、第五十二条の六の三千九から第五十二条の六の三千十まで、第五十二条の六の三千十一から第五十二条の六の三千十二まで、第五十二条の六の三千十三から第五十二条の六の三千十四まで、第五十二条の六の三千十五から第五十二条の六の三千十六まで、第五十二条の六の三千十七から第五十二条の六の三千十八まで、第五十二条の六の三千十九から第五十二条の六の三千二十まで、第五十二条の六の三千二十一から第五十二条の六の三千二十二まで、第五十二条の六の三千二十三から第五十二条の六の三千二十四まで、第五十二条の六の三千二十五から第五十二条の六の三千二十六まで、第五十二条の六の三千二十七から第五十二条の六の三千二十八まで、第五十二条の六の三千二十九から第五十二条の六の三千三十まで、第五十二条の六の三千三十一から第五十二条の六の三千三十二まで、第五十二条の六の三千三十三から第五十二条の六の三千三十四まで、第五十二条の六の三千三十五から第五十二条の六の三千三十六まで、第五十二条の六の三千三十七から第五十二条の六の三千三十八まで、第五十二条の六の三千三十九から第五十二条の六の三千四十まで、第五十二条の六の三千四十一から第五十二条の六の三千四十二まで、第五十二条の六の三千四十三から第五十二条の六の三千四十四まで、第五十二条の六の三千四十五から第五十二条の六の三千四十六まで、第五十二条の六の三千四十七から第五十二条の六の三千四十八まで、第五十二条の六の三千四十九から第五十二条の六の三千五十まで、第五十二条の六の三千五十一から第五十二条の六の三千五十二まで、第五十二条の六の三千五十三から第五十二条の六の三千五十四まで、第五十二条の六の三千五十五から第五十二条の六の三千五十六まで、第五十二条の六の三千五十七から第五十二条の六の三千五十八まで、第五十二条の六の三千五十九から第五十二条の六の三千六十まで、第五十二条の六の三千六十一から第五十二条の六の三千六十二まで、第五十二条の六の三千六十三から第五十二条の六の三千六十四まで、第五十二条の六の三千六十五から第五十二条の六の三千六十六まで、第五十二条の六の三千六十七から第五十二条の六の三千六十八まで、第五十二条の六の三千六十九から第五十二条の六の三千七十まで、第五十二条の六の三千七十一から第五十二条の六の三千七十二まで、第五十二条の六の三千七十三から第五十二条の六の三千七十四まで、第五十二条の六の三千七十五から第五十二条の六の三千七十六まで、第五十二条の六の三千七十七から第五十二条の六の三千七十八まで、第五十二条の六の三千七十九から第五十二条の六の三千八十まで、第五十二条の六の三千八十一から第五十二条の六の三千八十二まで、第五十二条の六の三千八十三から第五十二条の六の三千八十四まで、第五十二条の六の三千八十五から第五十二条の六の三千八十六まで、第五十二条の六の三千八十七から第五十二条の六の三千八十八まで、第五十二条の六の三千八十九から第五十二条の六の三千九十まで、第五十二条の六の三千九十一から第五十二条の六の三千九十二まで、第五十二条の六の三千九十三から第五十二条の六の三千九十四まで、第五十二条の六の三千九十五から第五十二条の六の三千九十六まで、第五十二条の六の三千九十七から第五十二条の六の三千九十八まで、第五十二条の六の四千まで、第五十二条の六の四千一から第五十二条の六の四千二まで、第五十二条の六の四千三から第五十二条の六の四千四まで、第五十二条の六の四千五から第五十二条の六の四千六まで、第五十二条の六の四千七から第五十二条の六の四千八まで、第五十二条の六の四千九から第五十二条の六の四千十まで、第五十二条の六の四千十一から第五十二条の六の四千十二まで、第五十二条の六の四千十三から第五十二条の六の四千十四まで、第五十二条の六の四千十五から第五十二条の六の四千十六まで、第五十二条の六の四千十七から第五十二条の六の四千十八まで、第五十二条の六の四千十九から第五十二条の六の四千二十まで、第五十二条の六の四千二十一から第五十二条の六の四千二十二まで、第五十二条の六の四千二十三から第五十二条の六の四千二十四まで、第五十二条の六の四千二十五から第五十二条の六の四千二十六まで、第五十二条の六の四千二十七から第五十二条の六の四千二十八まで、第五十二条の六の四千二十九から第五十二条の六の四千三十まで、第五十二条の六の四千三十一から第五十二条の六の四千三十二まで、第五十二条の六の四千三十三から第五十二条の六の四千三十四まで、第五十二条の六の四千三十五から第五十二条の六の四千三十六まで、第五十二条の六の四千三十七から第五十二条の六の四千三十八まで、第五十二条の六の四千三十九から第五十二条の六の四千四十まで、第五十二条の六の四千四十一から第五十二条の六の四千四十二まで、第五十二条の六の四千四十三から第五十二条の六の四千四十四まで、第五十二条の六の四千四十五から第五十二条の六の四千四十六まで、第五十二条の六の四千四十七から第五十二条の六の四千四十八まで、第五十二条の六の四千四十九から第五十二条の六の四千五十まで、第五十二条の六の四千五十一から第五十二条の六の四千五十二まで、第五十二条の六の四千五十三から第五十二条の六の四千五十四まで、第五十二条の六の四千五十五から第五十二条の六の四千五十六まで、第五十二条の六の四千五十七から第五十二条の六の四千五十八まで、第五十二条の六の四千五十九から第五十二条の六の四千六十まで、第五十二条の六の四千六十一から第五十二条の六の四千六十二まで、第五十二条の六の四千六十三から第五十二条の六の四千六十四まで、第五十二条の六の四千六十五から第五十二条の六の四千六十六まで、第五十二条の六の四千六十七から第五十二条の六の四千六十八まで、第五十二条の六の四千六十九から第五十二条の六の四千七十まで、第五十二条の六の四千七十一から第五十二条の六の四千七十二まで、第五十二条の六の四千七十三から第五十二条の六の四千七十四まで、第五十二条の六の四千七十五から第五十二条の六の四千七十六まで、第五十二条の六の四千七十七から第五十二条の六の四千七十八まで、第五十二条の六の四千七十九から第五十二条の六の四千八十まで、第五十二条の六の四千八十一から第五十二条の六の四千八十二まで、第五十二条の六の四千八十三から第五十二条の六の四千八十四まで、第五十二条の六の四千八十五から第五十二条の六の四千八十六まで、第五十二条の六の四千八十七から第五十二条の六の四千八十八まで、第五十二条の六の四千八十九から第五十二条の六の四千九十まで、第五十二条の六の四千九十一から第五十二条の六の四千九十二まで、第五十二条の六の四千九十三から第五十二条の六の四千九十四まで、第五十二条の六の四千九十五から第五十二条の六の四千九十六まで、第五十二条の六の四千九十七から第五十二条の六の四千九十八まで、第五十二条の六の五千まで、第五十二条の六の五千一から第五十二条の六の五千二まで、第五十二条の六の五千三から第五十二条の六の五千四まで、第五十二条の六の五千五から第五十二条の六の五千六まで、第五十二条の六の五千七から第五十二条の六の五千八まで、第五十二条の六の五千九から第五十二条の六の五千十まで、第五十二条の六の五千十一から第五十二条の六の五千十二まで、第五十二条の六の五千十三から第五十二条の六の五千十四まで、第五十二条の六の五千十五から第五十二条の六の五千十六まで、第五十二条の六の五千十七から第五十二条の六の五千十八まで、第五十二条の六の五千十九から第五十二条の六の五千二十まで、第五十二条の六の五千二十一から第五十二条の六の五千二十二まで、第五十二条の六の五千二十三から第五十二条の六の五千二十四まで、第五十二条の六の五千二十五から第五十二条の六の五千二十六まで、第五十二条の六の五千二十七から第五十二条の六の五千二十八まで、第五十二条の六の五千二十九から第五十二条の六の五千三十まで、第五十二条の六の五千三十一から第五十二条の六の五千三十二まで、第五十二条の六の五千三十三から第五十二条の六の五千三十四まで、第五十二条の六の五千三十五から第五十二条の六の五千三十六まで、第五十二条の六の五千三十七から第五十二条の六の五千三十八まで、第五十二条の六の五千三十九から第五十二条の六の五千四十まで、第五十二条の六の五千四十一から第五十二条の六の五千四十二まで、第五十二条の六の五千四十三から第五十二条の六の五千四十四まで、第五十二条の六の五千四十五から第五十二条の六の五千四十六まで、第五十二条の六の五千四十七から第五十二条の六の五千四十八まで、第五十二条の六の五千四十九から第五十二条の六の五千五十まで、第五十二条の六の五千五十一から第五十二条の六の五千五十二まで、第五十二条の六の五千五十三から第五十二条の六の五千五十四まで、第五十二条の六の五千五十五から第五十二条の六の五千五十六まで、第五十二条の六の五千五十七から第五十二条の六の五千五十八まで、第五十二条の六の五千五十九から第五十二条の六の五千六十まで、第五十二条の六の五千六十一から第五十二条の六の五千六十二まで、第五十二条の六の五千六十三から第五十二条の六の五千六十四まで、第五十二条の六の五千六十五から第五十二条の六の五千六十六まで、第五十二条の六の五千六十七から第五十二条の六の五千六十八まで、第五十二条の六の五千六十九から第五十二条の六の五千七十まで、第五十二条の六の五千七十一から第五十二条の六の五千七十二まで、第五十二条の六の五千七十三から第五十二条の六の五千七十四まで、第五十二条の六の五千七十五から第五十二条の六の五千七十六まで、第五十二条の六の五千七十七から第五十二条の六の五千七十八まで、第五十二条の六の五千七十九から第五十二条の六の五千八十まで、第五十二条の六の五千八十一から第五十二条の六の五千八十二まで、第五十二条の六の五千八十三から第五十二条の六の五千八十四まで、第五十二条の六の五千八十五から第五十二条の六の五千八十六まで、第五十二条の六の五千八十七から第五十二条の六の五千八十八まで、第五十二条の六の五千八十九から第五十二条の六の五千九十まで、第五十二条の六の五千九十一から第五十二条の六の五千九十二まで、第五十二条の六の五千九十三から第五十二条の六の五千九十四まで、第五十二条の六の五千九十五から第五十二条の六の五千九十六まで、第五十二条の六の五千九十七から第五十二条の六の五千九十八まで、第五十二条の六の六千まで、第五十二条の六の六千一から第五十二条の六の六千二まで、第五十二条の六の六千三から第五十二条の六の六千四まで、第五十二条の六の六千五から第五十二条の六の六千六まで、第五十二条の六の六千七から第五十二条の六の六千八まで、第五十二条の六の六千九から第五十二条の六の六千十まで、第五十二条の六の六千十一から第五十二条の六の六千十二まで、第五十二条の六の六千十三から第五十二条の六の六千十四まで、第五十二条の六の六千十五から第五十二条の六の六千十六まで、第五十二条の六の六千十七から第五十二条の六の六千十八まで、第五十二条の六の六千十九から第五十二条の六の六千二十まで、第五十二条の六の六千二十一から第五十二条の六の六千二十二まで、第五十二条の六の六千二十三から第五十二条の六の六千二十四まで、第五十二条の六の六千二十五から第五十二条の六の六千二十六まで、第五十二条の六の六千二十七から第五十二条の六の六千二十八まで、第五十二条の六の六千二十九から第五十二条の六の六千三十まで、第五十二条の六の六千三十一から第五十二条の六の六千三十二まで、第五十二条の六の六千三十三から第五十二条の六の六千三十四まで、第五十二条の六の六千三十五から第五十二条の六の六千三十六まで、第五十二条の六の六千三十七から第五十二条の六の六千三十八まで、第五十二条の六の六千三十九から第五十二条の六の六千四十まで、第五十二条の六の六千四十一から第五十二条の六の六千四十二まで、第五十二条の六の六千四十三から第五十二条の六の六千四十四まで、第五十二条の六の六千四十五から第五十二条の六の六千四十六まで、第五十二条の六の六千四十七から第五十二条

同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十条第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十条第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（水産業協同組合法第百十四条第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百十四条第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「水産業協同組合法第百十五条第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第六項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百十一条第一項」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十条第一項」と、同条第二十三号及び第二十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「水産業協同組合法第百十四条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　第十五条の十二（第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第百二十九条の七　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　第十一条の十一（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第百九条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

四　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十条第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十条第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（水産業協同組合法第百十四条第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百十四条第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「水産業協同組合法第百十五条第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第六項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百十一条第一項」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百十条第一項」と、同条第二十三号及び第二十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「水産業協同組合法第百十四条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　第十五条の十二（第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第百二十九条の七　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　第十一条の十一（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第百九条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

五　（略）

七　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（信用協同組合連合会の子会社の範囲等） 第四条の四　信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第十一号及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～三　（略） 三の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為	（信用協同組合連合会の子会社の範囲等） 第四条の四　信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第十一号及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～三　（略） 三の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

四～十一　（略）
２～６　（略）

（適用除外）

第六条の四　前条第一項の規定にかかわらず、信用組合等（信用協同組合等その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、信用協同組合代理業を行うことができる。

（信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例）

第六条の四の四　（略）

２　信用協同組合電子決済等取扱業者が前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該信用協同組合電子決済等取扱業者を第六条の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者と、信用協同組合を信用協同組合等とそれぞれみなして、同条、第六条の五の四、第六条の五の七、第六条の五の八及び第七条の二第四項（第三号を除く。）の規定並びに第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四（登録の実施）、第五十二条の六十一の六（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（第二号を除く。）（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第八条の二から第十四条までの規定を適用する。この場合において、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の四第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第六条の四の四第三項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」と、「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登録し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ。）の氏名、信用協同組合電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは「登録申請者」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十一条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登録し」と、同条第三項中「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において準用する第五十二条の六十一の三第二項第三号」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて信用協同組合電子決済等代行業の全部若しくは」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の三十中「外国法人又は外国に住所を有する個人」とあり、及び「外国法人又は個人」とあるのは「外国法人」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

四～十一　（略）
２～６　（略）

（適用除外）

第六条の四　前条第一項の規定にかかわらず、信用組合等（信用協同組合等その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、信用協同組合代理業を行うことができる。

（信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例）

第六条の四の四　（略）

２　信用協同組合電子決済等取扱業者が前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該信用協同組合電子決済等取扱業者を第六条の五の二第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者と、信用協同組合を信用協同組合等とそれぞれみなして、同条、第六条の五の四、第六条の五の七、第六条の五の八及び第七条の二第四項（第三号を除く。）の規定並びに第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四（登録の実施）、第五十二条の六十一の六（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（第二号を除く。）（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第八条の二から第十四条までの規定を適用する。この場合において、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の四第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第六条の四の四第三項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」と、「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登録し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ。）の氏名、信用協同組合電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは「登録申請者」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十一条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登録し」と、同条第三項中「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において準用する第五十二条の六十一の三第二項第三号」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて信用協同組合電子決済等代行業の全部又は」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の三十中「外国法人又は外国に住所を有する個人」とあり、及び「外国法人又は個人」とあるのは「外国法人」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第八条の二から第十四条までの規定を適用する。この場合において、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の四第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第六条の四の二第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」と、「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登録し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ。）の氏名、信用協同組合電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他

3　（略）

（電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業）

第六条の五の九　（略）

2～5　（略）

6　電子決済等代行業者が第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を信用協同組合電子決済等代行業者とみなして、第六条の五の三から前条まで及び第七条の二第四項の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第二項（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）

3　（略）

（電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業）

第六条の五の九　（略）

2～5　（略）

6　電子決済等代行業者が第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を信用協同組合電子決済等代行業者とみなして、第六条の五の三から前条まで及び第七条の二第四項の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第二項（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）

（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第八条の二から第十四条までの規定を適用する。この場合において、次条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用）

第六条の五の十　（略）

2　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項（登録の実施）中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（登録の拒否）中「次に」とあるのは「又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(4)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(1)、(5)又は(10)に」と、同号ニ(1)中「第五十二条の六十一の二十三第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する第五十二条の六十の二十三第二項」と、同号ニ(10)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「から(9)まで」とあるのは「又は(5)」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(4)又は(9)まで」とあるのは「前号ハ(4)又は(9)」と、同号ロ(5)中「から(10)まで」とあるのは「(5)又は(10)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項（利用者に対する説明等）中「（第二条第二十一項各号）」とあるのは「（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項各号）」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項（登録の取消し等）並びに第五十二条の六十一の十八（登録の抹消）中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六（定款の必要的記載事項）中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「同法第六条の五の八第三号」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同条第二十三号及び第二十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金融商品取引法の準用）

第六条の五の十一　金融商品取引法第三章第一節第五款（第二十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第二十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は信用協同組合等が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の業務の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は信用協同組合等では信用協同組合代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又は

その代理若しくは媒介の事業」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客」又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第二項に規定する信用協同組合等をいう。以下同じ。）又は当該信用協同組合代理業者（同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者（同項に規定する所属信用協同組合をいう。）の所属信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）」と、同条第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下同じ。）又は当該信用協同組合代理業者（同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）の所属信用協同組合（同項に規定する所属信用協同組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「信用協同組合等」と、「金融商品取引契約の解除があった場合には、当該特定預金等契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があった場合には、当該特定預金等契約の解除に伴い信用協同組合代理業者にあっては、当該特定預金等契約の解除に伴い信用協同組合等に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。ただし、信用協同組合等にあっては、当該特定預金等契約」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴い損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同法第四項ただし書中「前項の」とあるのは「信用協同組合等にあっては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引又は有価証券の売買その他の取引に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「信用協同組合等にあっては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引又は有価証券の売買その他の取引に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払をした場合」とあるのは「特定預金等契約の解除があった場合」と、同法第四十条の六第一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第二十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第三十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第四十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第五十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第六十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第七十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第八十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第九十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百二十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百三十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百四十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百五十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百六十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百七十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百八十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十二項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十四項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十五項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十六項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十七項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十八項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十条の七第百九十九項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四

する」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び顧客の保護に資するため特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「名称又は氏名」とあるのは「及び住所並びに当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の名称」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同条第二項中「除く。）」とあるのは「、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があった場合には」とあるのは「特定預金等契約の解除に伴い委託信用協同組合には損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「掲げる事項及び顧客の保護に資するため特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「、名称又は氏名」とあるのは「及び住所並びに当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の名称」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があった場合には」とあるのは「特定預金等契約の解除に伴い委託信用協同組合には損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「その他の金銭の支払を」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「掲げる事項及び顧客の保護に資するため特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」とあるのは「交付し

八　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運用状況に係る情報の提供等） 第十四条　投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日（内閣府令で定める投資信託財産にあっては、内閣府令で定める期日。第二号において「期日」という。）ごとに、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対し、当該投資信託財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において当該情報を提供しない旨を定めている場合 二　受益者の同居者が確実に当該情報の提供を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該情報の提供を受けないことについてその期日までに同意している場合（当該期日までに当該受益者から当該情報の提供の求めがあつた場合を除く。） 三　前二号に掲げる場合のほか、当該情報を受益者に提供しなくても受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合 （削る） （削る） 2　投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定により提供すべき情報のうち重要なものとして内閣府令で定める事項に係る情報を、同項の規定による情報の提供とは別に、同項の投資信託財産に係る知れている受益者に提供しなければならない。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。 （削る） 3　投資信託委託会社は、前二項の規定により情報を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、当該情報を内閣総理大臣に届け出なければならない。	（運用報告書の交付等） 第十四条　投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日（内閣府令で定める投資信託財産にあっては、内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。）ごとに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合 二　受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合（当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。） 三　前二号に掲げる場合のほか、運用報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合 2　投資信託委託会社は、前項の運用報告書の交付に代えて、投資信託約款において同項の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により提供する旨を定めている場合には、当該事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資信託委託会社は、前項の運用報告書を交付したものとみなす。 3　前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。 4　投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、同項の投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。 5　第五条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知れている受益者」と読み替えるものとする。 6　投資信託委託会社は、第一項の運用報告書及び第四項の書面を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　（略）

（執行役員の資格） 第九十八条　次に掲げる者は、執行役員となることができない。 一～四　（略） 五　この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第六十五	4　（略） （執行役員の資格） 第九十八条　次に掲げる者は、執行役員となることができない。 一～四　（略） 五　この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第六十五

7　（略）

（執行役員の資格） 第九十八条　次に掲げる者は、執行役員となることができない。 一～四　（略） 五　この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百十二条若しくは第二百十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 （監督役員の資格） 第百条　次に掲げる者は、監督役員となることができない。 一～四　（略） 五　投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等（金融商品取引法第二十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）、金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介	7　（略） （執行役員の資格） 第九十八条　次に掲げる者は、執行役員となることができない。 一～四　（略） 五　この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百十二条若しくは第二百十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 （監督役員の資格） 第百条　次に掲げる者は、監督役員となることができない。 一～四　（略） 五　投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等（金融商品取引法第二十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）、金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。

業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

六　（略）

（利益及び損失の処理）

第百三十六条　投資法人は、第百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額が出資総額等その他の内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下この条において「出資総額等の合計額」という。）を上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

2　（略）

（投資証券の募集等に当たつての金融商品取引法の準用等）

第百九十七条　次の各号に掲げる規定は設立企画人が設立中の投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人（法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。）について、金融商品取引法第二十九条第二項及び第五項の規定は特定設立企画人等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

以下この号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

六　（略）

（利益及び損失の処理）

第百三十六条　投資法人は、第百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額が出資総額等の合計額を上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

2　（略）

（投資証券の募集等に当たつての金融商品取引法の準用等）

第百九十七条　金融商品取引法第二十六条第一項、第二十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項、第三十七条の四、第三十八条、第七号及び第八号を除く。）、第三十九条第一項、第三項及び第七項、第四十条、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）並びに第四十五条（第三号及び第四号を除く。）

二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項

第二百三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第十四条第一項又は第二項（これらの規定を第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

読替えは、政令で定める。

の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人（法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。）について、同法第三十九条第二項及び第五項の規定は特定設立企画人等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

第二百三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第十四条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による運用報告書若しくは第十四条第四項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面を作成せず、又は虚偽の記載をした者

三～五　（略）

第二百四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項、第十四条第三項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）、第十六条（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）、第十九条（第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第五十八条第一項、第百九十一条第一項、第二百一十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二～十　（略）

第二百四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）又は第三十七条の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三～五　（略）

第二百四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項、第十四条第六項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）、第十六条（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）、第十九条（第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第五十八条第一項、第百九十一条第一項、第二百一十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二～十　（略）

第二百四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）若しくは第三十七条の四第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第百九十七条において準用する同法第三十七条の三第二項若しくは第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

九　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（信用金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十四条の二十三　信用金庫連合会は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～三　（略） 三の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為	（信用金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十四条の二十三　信用金庫連合会は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～三　（略） 三の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

- 262 -

で（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る部分に限る。）の規定並びに第五十二条の六十一の十三から第五十二条の六十一の十六まで

（電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業）

第八十五条の十一　（略）

2～5　（略）

6　電子決済等代行業者が第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を信用金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十五条の五から前条まで及び第八十七条第四項の規定並びに第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六の一の六第一項及び第二項（変更の届出）、第五十二条の六の二の七第一項（廃業等の届出）、第五十二条の六の二の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六の二の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六の二の十から第五十二条の六の二の十一まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令、第五十二条の六の二の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六の二の十八（登録の抹消）並びに第五十二条の六の二の二十一（信用金庫法第八十五条の四第一項及び第二項各号）とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項各号」と、同条第二項中「営む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六の二の十七第一項及び第二項（登録の取消し等）並びに第五十二条の六の二の十八（登録の抹消）中「第五十二条の六の二の二十一第一項中「会員名簿」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項中「会員名簿」と、同条第二項中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六の二の二十一第一

）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結又は外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで）（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲）、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備）、標識の掲示等）、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前情報の提供等）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介については、同法第三十七条の六の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」と、これらの規定（同法第三十四条（特定投資家への告知義務）の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条第一項各号に掲げる行為を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同法第三十七条の六の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」と、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条（特定投資家への告知義務）の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条第一項各号に掲げる行為を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告

）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結又は外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで）（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲）、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備）、標識の掲示等）、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前情報の提供等）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同法第三十七条の六の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」と、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条（特定投資家への告知義務）の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条第一項各号に掲げる行為を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告

投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同法第三十二条第四項第二号イ中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同法第三十四条の三第二項第四号イ中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。）又は対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理業者（同法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理業者をいう。以下同じ。）又は対象契約を締結し、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介をしようとするとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の預金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫、当該外国銀行代理業者（信用金庫法第五十四条の二第一項に規定する外国銀行代理業者をいう。以下同じ。）の所属信用金庫（同項に規定する所属信用金庫をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。ただし、金庫にあっては、当該特定預金等契約に関して」と、「金額についてはこの限りでない」とあるのは「金額についてはこの限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあっては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、

引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があった場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があった場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（信用金庫代理業者については、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償又は違約金の支払）をした場合に限る。）」と、同項ただし書中「当該特定預金等契約」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。ただし、金庫にあっては、当該特定預金等契約に関して」と、「金額についてはこの限りでない」とあるのは「金額についてはこの限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあっては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、

と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第七号まで及び第二十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　金融商品取引法第三章第一節第五款（第二十四条の二第六項から第八項まで並びに第二十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで、第二十七条の二、第三十七条の三第一項第六号及び第二項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定預金等契約に係る信用金庫電子決済等関連預金媒介業務（第八十五条の三第二項第二号に掲げる行為をいう。）を行う信用金庫電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第二十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）とあるのは「特定預金等契約（信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは「行った」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の二第二項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同条第三項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第五項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「の媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同法第三十四条の四第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「の媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同法第四十四条第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び顧客の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他の顧客に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「、名称又は氏名」とあるのは「及び住所並びに当該特定預金等契約に係る委託信用金庫」と、同法第三十五条の三第一項第二号に規定する委託信用金庫をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の名称」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、「同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除に伴い委託信用金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し、」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引」を「買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引（次項において「デリバティブ取引」という。）」とあるのは「デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等」と、「顧客（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）」が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、当該信託をする場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他の顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「、名称又は氏名」とあるのは「及び住所並びに当該特定預金等契約に係る委託信用金庫法第八十五条の三第二項第二号に規定する委託信用金庫をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の名称」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約

第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行った」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条の四の五　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

五　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。）、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行った」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条の四の五　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

五　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

十　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二　長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び第十七条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～四　（略） 四の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為	（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二　長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び第十七条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～四　（略） 四の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

五～十七　（略）

2～18　（略）

（適用除外）

第十六条の七　第十六条の五第一項の規定にかかわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、長期信用銀行代理業を営むことができる。

（金融商品取引法の準用）

第十七条の二　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結又は外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀

五～十七　（略）

2～18　（略）

（適用除外）

第十六条の七　第十六条の五第一項の規定にかかわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、長期信用銀行代理業を営むことができる。

（金融商品取引法の準用）

第十七条の二　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結又は外国銀行代理長期信用銀行が行う外国銀

行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第二項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は長期信用銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」と、これらの規定（同法第三十四条第一項第二号ロ及びハ並びに第二項第二号ロ及びハ並びに第三項第二号ロ及びハ並びに第四項第二号ロ及びハ並びに第五項第二号ロ及びハ並びに第六項第二号ロ及びハ並びに第七項第二号ロ及びハ並びに第八項第二号ロ及びハ並びに第九項第二号ロ及びハ並びに第十項第二号ロ及びハ並びに第十一項第二号ロ及びハ並びに第十二項第二号ロ及びハ並びに第十三項第二号ロ及びハ並びに第十四項第二号ロ及びハ並びに第十五項第二号ロ及びハ並びに第十六項第二号ロ及びハ並びに第十七項第二号ロ及びハ並びに第十八項第二号ロ及びハ並びに第十九項第二号ロ及びハ並びに第二十項第二号ロ及びハ並びに第二十一項第二号ロ及びハ並びに第二十二項第二号ロ及びハ並びに第二十三項第二号ロ及びハ並びに第二十四項第二号ロ及びハ並びに第二十五項第二号ロ及びハ並びに第二十六項第二号ロ及びハ並びに第二十七項第二号ロ及びハ並びに第二十八項第二号ロ及びハ並びに第二十九項第二号ロ及びハ並びに第三十項第二号ロ及びハ並びに第三十一項第二号ロ及びハ並びに第三十二項第二号ロ及びハ並びに第三十三項第二号ロ及びハ並びに第三十四項第二号ロ及びハ並びに第三十五項第二号ロ及びハ並びに第三十六項第二号ロ及びハ並びに第三十七項第二号ロ及びハ並びに第三十八項第二号ロ及びハ並びに第三十九項第二号ロ及びハ並びに第四十項第二号ロ及びハ並びに第四十一項第二号ロ及びハ並びに第四十二項第二号ロ及びハ並びに第四十三項第二号ロ及びハ並びに第四十四項第二号ロ及びハ並びに第四十五項第二号ロ及びハ並びに第四十六項第二号ロ及びハ並びに第四十七項第二号ロ及びハ並びに第四十八項第二号ロ及びハ並びに第四十九項第二号ロ及びハ並びに第五十項第二号ロ及びハ並びに第五十一項第二号ロ及びハ並びに第五十二項第二号ロ及びハ並びに第五十三項第二号ロ及びハ並びに第五十四項第二号ロ及びハ並びに第五十五項第二号ロ及びハ並びに第五十六項第二号ロ及びハ並びに第五十七項第二号ロ及びハ並びに第五十八項第二号ロ及びハ並びに第五十九項第二号ロ及びハ並びに第六十項第二号ロ及びハ並びに第六十一項第二号ロ及びハ並びに第六十二項第二号ロ及びハ並びに第六十三項第二号ロ及びハ並びに第六十四項第二号ロ及びハ並びに第六十五項第二号ロ及びハ並びに第六十六項第二号ロ及びハ並びに第六十七項第二号ロ及びハ並びに第六十八項第二号ロ及びハ並びに第六十九項第二号ロ及びハ並びに第七十項第二号ロ及びハ並びに第七十一項第二号ロ及びハ並びに第七十二項第二号ロ及びハ並びに第七十三項第二号ロ及びハ並びに第七十四項第二号ロ及びハ並びに第七十五項第二号ロ及びハ並びに第七十六項第二号ロ及びハ並びに第七十七項第二号ロ及びハ並びに第七十八項第二号ロ及びハ並びに第七十九項第二号ロ及びハ並びに第八十項第二号ロ及びハ並びに第八十一項第二号ロ及びハ並びに第八十二項第二号ロ及びハ並びに第八十三項第二号ロ及びハ並びに第八十四項第二号ロ及びハ並びに第八十五項第二号ロ及びハ並びに第八十六項第二号ロ及びハ並びに第八十七項第二号ロ及びハ並びに第八十八項第二号ロ及びハ並びに第八十九項第二号ロ及びハ並びに第九十項第二号ロ及びハ並びに第九十一項第二号ロ及びハ並びに第九十二項第二号ロ及びハ並びに第九十三項第二号ロ及びハ並びに第九十四項第二号ロ及びハ並びに第九十五項第二号ロ及びハ並びに第九十六項第二号ロ及びハ並びに第九十七項第二号ロ及びハ並びに第九十八項第二号ロ及びハ並びに第九十九項第二号ロ及びハ並びに第百項第二号ロ及びハ並びに第百一項第二号ロ及びハ並びに第百二項第二号ロ及びハ並びに第百三項第二号ロ及びハ並びに第百四項第二号ロ及びハ並びに第百五項第二号ロ及びハ並びに第百六項第二号ロ及びハ並びに第百七項第二号ロ及びハ並びに第百八項第二号ロ及びハ並びに第百九項第二号ロ及びハ並びに第百十項第二号ロ及びハ並びに第百十一項第二号ロ及びハ並びに第百十二項第二号ロ及びハ並びに第百十三項第二号ロ及びハ並びに第百十四項第二号ロ及びハ並びに第百十五項第二号ロ及びハ並びに第百十六項第二号ロ及びハ並びに第百十七項第二号ロ及びハ並びに第百十八項第二号ロ及びハ並びに第百十九項第二号ロ及びハ並びに第百二十項第二号ロ及びハ並びに第百二十一項第二号ロ及びハ並びに第百二十二項第二号ロ及びハ並びに第百二十三項第二号ロ及びハ並びに第百二十四項第二号ロ及びハ並びに第百二十五項第二号ロ及びハ並びに第百二十六項第二号ロ及びハ並びに第百二十七項第二号ロ及びハ並びに第百二十八項第二号ロ及びハ並びに第百二十九項第二号ロ及びハ並びに第百三十項第二号ロ及びハ並びに第百三十一項第二号ロ及びハ並びに第百三十二項第二号ロ及びハ並びに第百三十三項第二号ロ及びハ並びに第百三十四項第二号ロ及びハ並びに第百三十五項第二号ロ及びハ並びに第百三十六項第二号ロ及びハ並びに第百三十七項第二号ロ及びハ並びに第百三十八項第二号ロ及びハ並びに第百三十九項第二号ロ及びハ並びに第百四十項第二号ロ及びハ並びに第百四十一項第二号ロ及びハ並びに第百四十二項第二号ロ及びハ並びに第百四十三項第二号ロ及びハ並びに第百四十四項第二号ロ及びハ並びに第百四十五項第二号ロ及びハ並びに第百四十六項第二号ロ及びハ並びに第百四十七項第二号ロ及びハ並びに第百四十八項第二号ロ及びハ並びに第百四十九項第二号ロ及びハ並びに第百五十項第二号ロ及びハ並びに第百五十一項第二号ロ及びハ並びに第百五十二項第二号ロ及びハ並びに第百五十三項第二号ロ及びハ並びに第百五十四項第二号ロ及びハ並びに第百五十五項第二号ロ及びハ並びに第百五十六項第二号ロ及びハ並びに第百五十七項第二号ロ及びハ並びに第百五十八項第二号ロ及びハ並びに第百五十九項第二号ロ及びハ並びに第百六十項第二号ロ及びハ並びに第百六十一項第二号ロ及びハ並びに第百六十二項第二号ロ及びハ並びに第百六十三項第二号ロ及びハ並びに第百六十四項第二号ロ及びハ並びに第百六十五項第二号ロ及びハ並びに第百六十六項第二号ロ及びハ並びに第百六十七項第二号ロ及びハ並びに第百六十八項第二号ロ及びハ並びに第百六十九項第二号ロ及びハ並びに第百七十項第二号ロ及びハ並びに第百七十一項第二号ロ及びハ並びに第百七十二項第二号ロ及びハ並びに第百七十三項第二号ロ及びハ並びに第百七十四項第二号ロ及びハ並びに第百七十五項第二号ロ及びハ並びに第百七十六項第二号ロ及びハ並びに第百七十七項第二号ロ及びハ並びに第百七十八項第二号ロ及びハ並びに第百七十九項第二号ロ及びハ並びに第百八十項第二号ロ及びハ並びに第百八十一項第二号ロ及びハ並びに第百八十二項第二号ロ及びハ並びに第百八十三項第二号ロ及びハ並びに第百八十四項第二号ロ及びハ並びに第百八十五項第二号ロ及びハ並びに第百八十六項第二号ロ及びハ並びに第百八十七項第二号ロ及びハ並びに第百八十八項第二号ロ及びハ並びに第百八十九項第二号ロ及びハ並びに第百九十項第二号ロ及びハ並びに第百九十一項第二号ロ及びハ並びに第百九十二項第二号ロ及びハ並びに第百九十三項第二号ロ及びハ並びに第百九十四項第二号ロ及びハ並びに第百九十五項第二号ロ及びハ並びに第百九十六項第二号ロ及びハ並びに第百九十七項第二号ロ及びハ並びに第百九十八項第二号ロ及びハ並びに第百九十九項第二号ロ及びハ並びに第二百項第二号ロ及びハ並びに第二百一項第二号ロ及びハ並びに第二百二項第二号ロ及びハ並びに第二百三項第二号ロ及びハ並びに第二百四項第二号ロ及びハ並びに第二百五項第二号ロ及びハ並びに第二百六項第二号ロ及びハ並びに第二百七項第二号ロ及びハ並びに第二百八項第二号ロ及びハ並びに第二百九項第二号ロ及びハ並びに第二百十項第二号ロ及びハ並びに第二百十一項第二号ロ及びハ並びに第二百十二項第二号ロ及びハ並びに第二百十三項第二号ロ及びハ並びに第二百十四項第二号ロ及びハ並びに第二百十五項第二号ロ及びハ並びに第二百十六項第二号ロ及びハ並びに第二百十七項第二号ロ及びハ並びに第二百十八項第二号ロ及びハ並びに第二百十九項第二号ロ及びハ並びに第二百二十項第二号ロ及びハ並びに第二百二十一項第二号ロ及びハ並びに第二百二十二項第二号ロ及びハ並びに第二百二十三項第二号ロ及びハ並びに第二百二十四項第二号ロ及びハ並びに第二百二十五項第二号ロ及びハ並びに第二百二十六項第二号ロ及びハ並びに第二百二十七項第二号ロ及びハ並びに第二百二十八項第二号ロ及びハ並びに第二百二十九項第二号ロ及びハ並びに第二百三十項第二号ロ及びハ並びに第二百三十一項第二号ロ及びハ並びに第二百三十二項第二号ロ及びハ並びに第二百三十三項第二号ロ及びハ並びに第二百三十四項第二号ロ及びハ並びに第二百三十五項第二号ロ及びハ並びに第二百三十六項第二号ロ及びハ並びに第二百三十七項第二号ロ及びハ並びに第二百三十八項第二号ロ及びハ並びに第二百三十九項第二号ロ及びハ並びに第二百四十項第二号ロ及びハ並びに第二百四十一項第二号ロ及びハ並びに第二百四十二項第二号ロ及びハ並びに第二百四十三項第二号ロ及びハ並びに第二百四十四項第二号ロ及びハ並びに第二百四十五項第二号ロ及びハ並びに第二百四十六項第二号ロ及びハ並びに第二百四十七項第二号ロ及びハ並びに第二百四十八項第二号ロ及びハ並びに第二百四十九項第二号ロ及びハ並びに第二百五十項第二号ロ及びハ並びに第二百五十一項第二号ロ及びハ並びに第二百五十二項第二号ロ及びハ並びに第二百五十三項第二号ロ及びハ並びに第二百五十四項第二号ロ及びハ並びに第二百五十五項第二号ロ及びハ並びに第二百五十六項第二号ロ及びハ並びに第二百五十七項第二号ロ及びハ並びに第二百五十八項第二号ロ及びハ並びに第二百五十九項第二号ロ及びハ並びに第二百六十項第二号ロ及びハ並びに第二百六十一項第二号ロ及びハ並びに第二百六十二項第二号ロ及びハ並びに第二百六十三項第二号ロ及びハ並びに第二百六十四項第二号ロ及びハ並びに第二百六十五項第二号ロ及びハ並びに第二百六十六項第二号ロ及びハ並びに第二百六十七項第二号ロ及びハ並びに第二百六十八項第二号ロ及びハ並びに第二百六十九項第二号ロ及びハ並びに第二百七十項第二号ロ及びハ並びに第二百七十一項第二号ロ及びハ並びに第二百七十二項第二号ロ及びハ並びに第二百七十三項第二号ロ及びハ並びに第二百七十四項第二号ロ及びハ並びに第二百七十五項第二号ロ及びハ並びに第二百七十六項第二号ロ及びハ並びに第二百七十七項第二号ロ及びハ並びに第二百七十八項第二号ロ及びハ並びに第二百七十九項第二号ロ及びハ並びに第二百八十項第二号ロ及びハ並びに第二百八十一項第二号ロ及びハ並びに第二百八十二項第二号ロ及びハ並びに第二百八十三項第二号ロ及びハ並びに第二百八十四項第二号ロ及びハ並びに第二百八十五項第二号ロ及びハ並びに第二百八十六項第二号ロ及びハ並びに第二百八十七項第二号ロ及びハ並びに第二百八十八項第二号ロ及びハ並びに第二百八十九項第二号ロ及びハ並びに第二百九十項第二号ロ及びハ並びに第二百九十一項第二号ロ及びハ並びに第二百九十二項第二号ロ及びハ並びに第二百九十三項第二号ロ及びハ並びに第二百九十四項第二号ロ及びハ並びに第二百九十五項第二号ロ及びハ並びに第二百九十六項第二号ロ及びハ並びに第二百九十七項第二号ロ及びハ並びに第二百九十八項第二号ロ及びハ並びに第二百九十九項第二号ロ及びハ並びに第三百項第二号ロ及びハ並びに第三百一項第二号ロ及びハ並びに第三百二項第二号ロ及びハ並びに第三百三項第二号ロ及びハ並びに第三百四項第二号ロ及びハ並びに第三百五項第二号ロ及びハ並びに第三百六項第二号ロ及びハ並びに第三百七項第二号ロ及びハ並びに第三百八項第二号ロ及びハ並びに第三百九項第二号ロ及びハ並びに第三百十項第二号ロ及びハ並びに第三百十一項第二号ロ及びハ並びに第三百十二項第二号ロ及びハ並びに第三百十三項第二号ロ及びハ並びに第三百十四項第二号ロ及びハ並びに第三百十五項第二号ロ及びハ並びに第三百十六項第二号ロ及びハ並びに第三百十七項第二号ロ及びハ並びに第三百十八項第二号ロ及びハ並びに第三百十九項第二号ロ及びハ並びに第三百二十項第二号ロ及びハ並びに第三百二十一項第二号ロ及びハ並びに第三百二十二項第二号ロ及びハ並びに第三百二十三項第二号ロ及びハ並びに第三百二十四項第二号ロ及びハ並びに第三百二十五項第二号ロ及びハ並びに第三百二十六項第二号ロ及びハ並びに第三百二十七項第二号ロ及びハ並びに第三百二十八項第二号ロ及びハ並びに第三百二十九項第二号ロ及びハ並びに第三百三十項第二号ロ及びハ並びに第三百三十一項第二号ロ及びハ並びに第三百三十二項第二号ロ及びハ並びに第三百三十三項第二号ロ及びハ並びに第三百三十四項第二号ロ及びハ並びに第三百三十五項第二号ロ及びハ並びに第三百三十六項第二号ロ及びハ並びに第三百三十七項第二号ロ及びハ並びに第三百三十八項第二号ロ及びハ並びに第三百三十九項第二号ロ及びハ並びに第三百四十項第二号ロ及びハ並びに第三百四十一項第二号ロ及びハ並びに第三百四十二項第二号ロ及びハ並びに第三百四十三項第二号ロ及びハ並びに第三百四十四項第二号ロ及びハ並びに第三百四十五項第二号ロ及びハ並びに第三百四十六項第二号ロ及びハ並びに第三百四十七項第二号ロ及びハ並びに第三百四十八項第二号ロ及びハ並びに第三百四十九項第二号ロ及びハ並びに第三百五十項第二号ロ及びハ並びに第三百五十一項第二号ロ及びハ並びに第三百五十二項第二号ロ及びハ並びに第三百五十三項第二号ロ及びハ並びに第三百五十四項第二号ロ及びハ並びに第三百五十五項第二号ロ及びハ並びに第三百五十六項第二号ロ及びハ並びに第三百五十七項第二号ロ及びハ並びに第三百五十八項第二号ロ及びハ並びに第三百五十九項第二号ロ及びハ並びに第三百六十項第二号ロ及びハ並びに第三百六十一項第二号ロ及びハ並びに第三百六十二項第二号ロ及びハ並びに第三百六十三項第二号ロ及びハ並びに第三百六十四項第二号ロ及びハ並びに第三百六十五項第二号ロ及びハ並びに第三百六十六項第二号ロ及びハ並びに第三百六十七項第二号ロ及びハ並びに第三百六十八項第二号ロ及びハ並びに第三百六十九項第二号ロ及びハ並びに第三百七十項第二号ロ及びハ並びに第三百七十一項第二号ロ及びハ並びに第三百七十二項第二号ロ及びハ並びに第三百七十三項第二号ロ及びハ並びに第三百七十四項第二号ロ及びハ並びに第三百七十五項第二号ロ及びハ並びに第三百七十六項第二号ロ及びハ並びに第三百七十七項第二号ロ及びハ並びに第三百七十八項第二号ロ及びハ並びに第三百七十九項第二号ロ及びハ並びに第三百八十項第二号ロ及びハ並びに第三百八十一項第二号ロ及びハ並びに第三百八十二項第二号ロ及びハ並びに第三百八十三項第二号ロ及びハ並びに第三百八十四項第二号ロ及びハ並びに第三百八十五項第二号ロ及びハ並びに第三百八十六項第二号ロ及びハ並びに第三百八十七項第二号ロ及びハ並びに第三百八十八項第二号ロ及びハ並びに第三百八十九項第二号ロ及びハ並びに第三百九十項第二号ロ及びハ並びに第三百九十一項第二号ロ及びハ並びに第三百九十二項第二号ロ及びハ並びに第三百九十三項第二号ロ及びハ並びに第三百九十四項第二号ロ及びハ並びに第三百九十五項第二号ロ及びハ並びに第三百九十六項第二号ロ及びハ並びに第三百九十七項第二号ロ及びハ並びに第三百九十八項第二号ロ及びハ並びに第三百九十九項第二号ロ及びハ並びに第四百項第二号ロ及びハ並びに第四百一項第二号ロ及びハ並びに第四百二項第二号ロ及びハ並びに第四百三項第二号ロ及びハ並びに第四百四項第二号ロ及びハ並びに第四百五項第二号ロ及びハ並びに第四百六項第二号ロ及びハ並びに第四百七項第二号ロ及びハ並びに第四百八項第二号ロ及びハ並びに第四百九項第二号ロ及びハ並びに第四百十項第二号ロ及びハ並びに第四百十一項第二号ロ及びハ並びに第四百十二項第二号ロ及びハ並びに第四百十三項第二号ロ及びハ並びに第四百十四項第二号ロ及びハ並びに第四百十五項第二号ロ及びハ並びに第四百十六項第二号ロ及びハ並びに第四百十七項第二号ロ及びハ並びに第四百十八項第二号ロ及びハ並びに第四百十九項第二号ロ及びハ並びに第四百二十項第二号ロ及びハ並びに第四百二十一項第二号ロ及びハ並びに第四百二十二項第二号ロ及びハ並びに第四百二十三項第二号ロ及びハ並びに第四百二十四項第二号ロ及びハ並びに第四百二十五項第二号ロ及びハ並びに第四百二十六項第二号ロ及びハ並びに第四百二十七項第二号ロ及びハ並びに第四百二十八項第二号ロ及びハ並びに第四百二十九項第二号ロ及びハ並びに第四百三十項第二号ロ及びハ並びに第四百三十一項第二号ロ及びハ並びに第四百三十二項第二号ロ及びハ並びに第四百三十三項第二号ロ及びハ並びに第四百三十四項第二号ロ及びハ並びに第四百三十五項第二号ロ及びハ並びに第四百三十六項第二号ロ及びハ並びに第四百三十七項第二号ロ及びハ並びに第四百三十八項第二号ロ及びハ並びに第四百三十九項第二号ロ及びハ並びに第四百四十項第二号ロ及びハ並びに第四百四十一項第二号ロ及びハ並びに第四百四十二項第二号ロ及びハ並びに第四百四十三項第二号ロ及びハ並びに第四百四十四項第二号ロ及びハ並びに第四百四十五項第二号ロ及びハ並びに第四百四十六項第二号ロ及びハ並びに第四百四十七項第二号ロ及びハ並びに第四百四十八項第二号ロ及びハ並びに第四百四十九項第二号ロ及びハ並びに第四百五十項第二号ロ及びハ並びに第四百五十一項第二号ロ及びハ並びに第四百五十二項第二号ロ及びハ並びに第四百五十三項第二号ロ及びハ並びに第四百五十四項第二号ロ及びハ並びに第四百五十五項第二号ロ及びハ並びに第四百五十六項第二号ロ及びハ並びに第四百五十七項第二号ロ及びハ並びに第四百五十八項第二号ロ及びハ並びに第四百五十九項第二号ロ及びハ並びに第四百六十項第二号ロ及びハ並びに第四百六十一項第二号ロ及びハ並びに第四百六十二項第二号ロ及びハ並びに第四百六十三項第二号ロ及びハ並びに第四百六十四項第二号ロ及びハ並びに第四百六十五項第二号ロ及びハ並びに第四百六十六項第二号ロ及びハ並びに第四百六十七項第二号ロ及びハ並びに第四百六十八項第二号ロ及びハ並びに第四百六十九項第二号ロ及びハ並びに第四百七十項第二号ロ及びハ並びに第四百七十一項第二号ロ及びハ並びに第四百七十二項第二号ロ及びハ並びに第四百七十三項第二号ロ及びハ並びに第四百七十四項第二号ロ及びハ並びに第四百七十五項第二号ロ及びハ並びに第四百七十六項第二号ロ及びハ並びに第四百七十七項第二号ロ及びハ並びに第四百七十八項第二号ロ及びハ並びに第四百七十九項第二号ロ及びハ並びに第四百八十項第二号ロ及びハ並びに第四百八十一項第二号ロ及びハ並びに第四百八十二項第二号ロ及びハ並びに第四百八十三項第二号ロ及びハ並びに第四百八十四項第二号ロ及びハ並びに第四百八十五項第二号ロ及びハ並びに第四百八十六項第二号ロ及びハ並びに第四百八十七項第二号ロ及びハ並びに第四百八十八項第二号ロ及びハ並びに第四百八十九項第二号ロ及びハ並びに第四百九十項第二号ロ及びハ並びに第四百九十一項第二号ロ及びハ並びに第四百九十二項第二号ロ及びハ並びに第四百九十三項第二号ロ及びハ並びに第四百九十四項第二号ロ及びハ並びに第四百九十五項第二号ロ及びハ並びに第四百九十六項第二号ロ及びハ並びに第四百九十七項第二号ロ及びハ並びに第四百九十八項第二号ロ及びハ並びに第四百九十九項第二号ロ及びハ並びに第五百項第二号ロ及びハ並びに第五百一項第二号ロ及びハ並びに第五百二項第二号ロ及びハ並びに第五百三項第二号ロ及びハ並びに第五百四項第二号ロ及びハ並びに第五百五項第二号ロ及びハ並びに第五百六項第二号ロ及びハ並びに第五百七項第二号ロ及びハ並びに第五百八項第二号ロ及びハ並びに第五百九項第二号ロ及びハ並びに第五百十項第二号ロ及びハ並びに第五百十一項第二号ロ及びハ並びに第五百十二項第二号ロ及びハ並びに第五百十三項第二号ロ及びハ並びに第五百十四項第二号ロ及びハ並びに第五百十五項第二号ロ及びハ並びに第五百十六項第二号ロ及びハ並びに第五百十七項第二号ロ及びハ並びに第五百十八項第二号ロ及びハ並びに第五百十九項第二号ロ及びハ並びに第五百二十項第二号ロ及びハ並びに第五百二十一項第二号ロ及びハ並びに第五百二十二項第二号ロ及びハ並びに第五百二十三項第二号ロ及びハ並びに第五百二十四項第二号ロ及びハ並びに第五百二十五項第二号ロ及びハ並びに第五百二十六項第二号ロ及びハ並びに第五百二十七項第二号ロ及びハ並びに第五百二十八項第二号ロ及びハ並びに第五百二十九項第二号ロ及びハ並びに第五百三十項第二号ロ及びハ並びに第五百三十一項第二号ロ及びハ並びに第五百三十二項第二号ロ及びハ並びに第五百三十三項第二号ロ及びハ並びに第五百三十四項第二号ロ及びハ並びに第五百三十五項第二号ロ及びハ並びに第五百三十六項第二号ロ及びハ並びに第五百三十七項第二号ロ及びハ並びに第五百三十八項第二号ロ及びハ並びに第五百三十九項第二号ロ及びハ並びに第五百四十項第二号ロ及びハ並びに第五百四十一項第二号ロ及びハ並びに第五百四十二項第二号ロ及びハ並びに第五百四十三項第二号ロ及びハ並びに第五百四十四項第二号ロ及びハ並びに第五百四十五項第二号ロ及びハ並びに第五百四十六項第二号ロ及びハ並びに第五百四十七項第二号ロ及びハ並びに第五百四十八項第二号ロ及びハ並びに第五百四十九項第二号ロ及びハ並びに第五百五十項第二号ロ及びハ並びに第五百五十一項第二号ロ及びハ並びに第五百五十二項第二号ロ及びハ並びに第五百五十三項第二号ロ及びハ並びに第五百五十四項第二号ロ及びハ並びに第五百五十五項第二号ロ及びハ並びに第五百五十六項第二号ロ及びハ並びに第五百五十七項第二号ロ及びハ並びに第五百五十八項第二号ロ及びハ並びに第五百五十九項第二号ロ及びハ並びに第五百六十項第二号ロ及びハ並びに第五百六十一項第二号ロ及びハ並びに第五百六十二項第二号ロ及びハ並びに第五百六十三項第二号ロ及びハ並びに第五百六十四項第二号ロ及びハ並びに第五百六十五項第二号ロ及びハ並びに第五百六十六項第二号ロ及びハ並びに第五百六十七項第二号ロ及びハ並びに第五百六十八項第二号ロ及びハ並びに第五百六十九項第二号ロ及びハ並びに第五百七十項第二号ロ及びハ並びに第五百七十一項第二号ロ及びハ並びに第五百七十二項第二号ロ及びハ並びに第五百七十三項第二号ロ及びハ並びに第五百七十四項第二号ロ及びハ並びに第五百七十五項第二号ロ及びハ並びに第五百七十六項第二号ロ及びハ並びに第五百七十七項第二号ロ及びハ並びに第五百七十八項第二号ロ及びハ並びに第五百七十九項第二号ロ及びハ並びに第五百八十項第二号ロ及びハ並びに第五百八十一項第二号ロ及びハ並びに第五百八十二項第二号ロ及びハ並びに第五百八十三項第二号ロ及びハ並びに第五百八十四項第二号ロ及びハ並びに第五百八十五項第二号ロ及びハ並びに第五百八十六項第二号ロ及びハ並びに第五百八十七項第二号ロ及びハ並びに第五百八十八項第二号ロ及びハ並びに第五百八十九項第二号ロ及びハ並びに第五百九十項第二号ロ及びハ並びに第五百九十一項第二号ロ及びハ並びに第五百九十二項第二号ロ及びハ並びに第五百九十三項第二号ロ及びハ並びに第五百九十四項第二号ロ及びハ並びに第五百九十五項第二号ロ及びハ並びに第五百九十六項第二号ロ及びハ並びに第五百九十七項第二号ロ及びハ並びに第五百九十八項第二号ロ及びハ並びに第五百九十九項第二号ロ及びハ並びに第六百項第二号ロ及びハ並びに第六百一項第二号ロ及びハ並びに第六百二項第二号ロ及びハ並びに第六百三項第二号ロ及びハ並びに第六百四項第二号ロ及びハ並びに第六百五項第二号ロ及びハ並びに第六百六項第二号ロ及びハ並びに第六百七項第二号ロ及びハ並びに第六百八項第二号ロ及びハ並びに第六百九項第二号ロ及びハ並びに第六百十項第二号ロ及びハ並びに第六百十一項第二号ロ及びハ並びに第六百十二項第二号ロ及びハ並びに第六百十三項第二号ロ及びハ並びに第六百十四項第二号ロ及びハ並びに第六百十五項第二号ロ及びハ並びに第六百十六項第二号ロ及びハ並びに第六百十七項第二号ロ及びハ並びに第六百十八項第二号ロ及びハ並びに第六百十九項第二号ロ及びハ並びに第六百二十項第二号ロ及びハ並びに第六百二十一項第二号ロ及びハ並びに第六百二十二項第二号ロ及びハ並びに第六百二十三項第二号ロ及びハ並びに第六百二十四項第二号ロ及びハ並びに第六百二十五項第二号ロ及びハ並びに第六百二十六項第二号ロ及びハ並びに第六百二十七項第二号ロ及びハ並びに第六百二十八項第二号ロ及びハ並びに第六百二十九項第二号ロ及びハ並びに第六百三十項第二号ロ及びハ並びに第六百三十一項第二号ロ及びハ並びに第六百三十二項第二号ロ及びハ並びに第六百三十三項第二号ロ及びハ並びに第六百三十四項第二号ロ及びハ並びに第六百三十五項第二号ロ及びハ並びに第六百三十六項第二号ロ及びハ並びに第六百三十七項第二号ロ及びハ並びに第六百三十八項第二号ロ及びハ並びに第六百三十九項第二号ロ及びハ並びに第六百四十項第二号ロ及びハ並びに第六百四十一項第二号ロ及びハ並びに第六百四十二項第二号ロ及びハ並びに第六百四十三項第二号ロ及びハ並びに第六百四十四項第二号ロ及びハ並びに第六百四十五項第二号ロ及びハ並びに第六百四十六項第二号ロ及びハ並びに第六百四十七項第二号ロ及びハ並びに第六百四十八項第二号ロ及びハ並びに第六百四十九項第二号ロ及びハ並びに第六百五十項第二号ロ及びハ並びに第六百五十一項第二号ロ及びハ並びに第六百五十二項第二号ロ及びハ並びに第六百五十三項第二号ロ及びハ並びに第六百五十四項第二号ロ及びハ並びに第六百五十五項第二号ロ及びハ並びに第六百五十六項第二号ロ及びハ並びに第六百五十七項第二号ロ及びハ並びに第六百五十八項第二号ロ及びハ並びに第六百五十九項第二号ロ及びハ並びに第六百六十項第二号ロ及びハ並びに第六百六十一項第二号ロ及びハ並びに第六百六十二項第二号ロ及びハ並びに第六百六十三項第二号ロ及びハ並びに第六百六十四項第二号ロ及びハ並びに第六百六十五項第二号ロ及びハ並びに第六百六十六項第二号ロ及びハ並びに第六百六十七項第二号ロ及びハ並びに第六百六十八項第二号ロ及びハ並びに第六百六十九項第二号ロ及びハ並びに第六百七十項第二号ロ及びハ並びに第六百七十一項第二号ロ及びハ並びに第六百七十二項第二号ロ及びハ並びに第六百七十三項第二号ロ及びハ並びに第六百七十四項第二号ロ及びハ並びに第六百七十五項第二号ロ及びハ並びに第六百七十六項第二号ロ及びハ並びに第六百七十七項第二号ロ及びハ並びに第六百七十八項第二号ロ及びハ並びに第六百七十九項第二号ロ及びハ並びに第六百八十項第二号ロ及びハ並びに第六百八十一項第二号ロ及びハ並びに第六百八十二項第二号ロ及びハ並びに第六百八十三項第二号ロ及びハ並びに第六百八十四項第二号ロ及びハ並びに第六百八十五項第二号ロ及びハ並びに第六百八十六項第二号ロ及びハ並びに第六百八十七項第二号ロ及びハ並びに第六百八十八項第二号ロ及びハ並びに第六百八十九項第二号ロ及びハ並びに第六百九十項第二号ロ及びハ並びに第六百九十一項第二号ロ及びハ並びに第六百九十二項第二号ロ及びハ並びに第六百九十三項第二号ロ及びハ並びに第六百九十四項第二号ロ及びハ並びに第六百九十五項第二号ロ及びハ並びに第六百九十六項第二号ロ及びハ並びに第六百九十七項第二号ロ及びハ並びに第六百九十八項第二号ロ及びハ並びに第六百九十九項第二号ロ及びハ並びに第七百項第二号ロ及びハ並びに第七百一項第二号ロ及びハ並びに第七百二項第二号ロ及びハ並びに第七百三項第二号ロ及びハ並びに第七百四項第二号ロ及びハ並びに第七百五項第二号ロ及びハ並びに第七百六項第二号ロ及びハ並びに第七百七項第二号ロ及びハ並びに第七百八項第二号ロ及びハ並びに第七百九項第二号ロ及びハ並びに第七百十項第二号ロ及びハ並びに第七百十一項第二号ロ及びハ並びに第七百十二項第二号ロ及びハ並びに第七百十三項第二号ロ及びハ並びに第七百十四項第二号ロ及びハ並びに第七百十五項第二号ロ及びハ並びに第七百十六項第二号ロ及びハ並びに第七百十七項第二号ロ及びハ並びに第七百十八項第二号ロ及びハ並びに第七百十九項第二号ロ及びハ並びに第七百二十項第二号ロ及びハ並びに第七百二十一項第二号ロ及びハ並びに第七百二十二項第二号ロ及びハ並びに第七百二十三項第二号ロ及びハ並びに第七百二十四項第二号ロ及びハ並びに第七百二十五項第二号ロ及びハ並びに第七百二十六項第二号ロ及びハ並びに第七百二十七項第二号ロ及びハ並びに第七百二十八項第二号ロ及びハ並びに第七百二十九項第二号ロ及びハ並びに第七百三十項第二号ロ及びハ並びに第七百三十一項第二号ロ及びハ並びに第七百三十二項第二号ロ及びハ並びに第七百三十三項第二号ロ及びハ並びに第七百三十四項第二号ロ及びハ並びに第七百三十五項第二号ロ及びハ並びに第七百三十六項第二号ロ及びハ並びに第七百三十七項第二号ロ及びハ並びに第七百三十八項第二号ロ及びハ並びに第七百三十九項第二号ロ及びハ並びに第七百四十項第二号ロ及びハ並びに第七百四十一項第二号ロ及びハ並びに第七百四十二項第二号ロ及びハ並びに第七百四十三項第二号ロ及びハ並びに第七百四十四項第二号ロ及びハ並びに第七百四十五項第二号ロ及びハ並びに第七百四十六項第二号ロ及びハ並びに第七百四十七項第二号ロ及びハ並びに第七百四十八項第二号ロ及びハ並びに第七百四十九項第二号ロ及びハ並びに第七百五十項第二号ロ及びハ並びに第七百五十一項第二号ロ及びハ並びに第七百五十二項第二号ロ及びハ並びに第七百五十三項第二号ロ及びハ並びに第七百五十四項第二号ロ及びハ並びに第七百五十五項第二号ロ及びハ並びに第七百五十六項第二号ロ及びハ並びに第七百五十七項第二号ロ及びハ並びに第七百五十八項第二号ロ及びハ並びに第七百五十九項第二号ロ及びハ並びに第七百六十項第二号ロ及びハ並びに第七百六十一項第二号ロ及びハ並びに第七百六十二項第二号ロ及びハ並びに第七百六十三項第二号ロ及びハ並びに第七百六十四項第二号ロ及びハ並びに第七百六十五項第二号ロ及びハ並びに第七百六十六項第二号ロ及びハ並びに第七百六十七項第二号ロ及びハ並びに第七百六十八項第二号ロ及びハ並びに第七百六十九項第二号ロ及びハ並びに第七百七十項第二号ロ及びハ並びに第七百七十一項第二号ロ及びハ並びに第七百七十二項第二号ロ及びハ並びに第七百七十三項第二号ロ及びハ並びに第七百七十四項第二号ロ及びハ並びに第七百七十五項第二号ロ及びハ並びに第七百七十六項第二号ロ及びハ並びに第七百七十七項第二号ロ及びハ並びに第七百七十八項第二号ロ及びハ並びに第七百七十九項第二号ロ及びハ並びに第七百八十項第二号ロ及びハ並びに第七百八十一項第二号ロ及びハ並びに第七百八十二項第二号ロ及びハ並びに第七百八十三項第二号ロ及びハ並びに第七百八十四項第二号ロ及びハ並びに第七百八十五項第二号ロ及びハ並びに第七百八十六項第二号ロ及びハ並びに第七百八十七項第二号ロ

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
十一　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	
（労働金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十八条の五　労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第十一号及び第六項、次条第一項第十八号の五において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～三　（略） 三の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十	（労働金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十八条の五　労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第十一号及び第六項、次条第一項第十八号の五において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～三　（略） 三の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲

改正案	現行
一条第四項第三号に掲げる行為 四～十一　（略） 2～6　（略） （適用除外） 第八十九条の四　前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、労働金庫代理業を行うことができる。 （電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業） 第八十九条の十二　（略） 2～5　（略） 6　電子決済等代行業者が第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を労働金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十九条の六から前条まで及び第九十一条第三項の規定並びに第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書	げる行為 四～十一　（略） 2～6　（略） （適用除外） 第八十九条の四　前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、労働金庫代理業を行うことができる。 （電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業） 第八十九条の十二　（略） 2～5　（略） 6　電子決済等代行業者が第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を労働金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十九条の六から前条まで及び第九十一条第三項の規定並びに第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五

預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条の二の四　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

四　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の

ものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条の二の四　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を

規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第九十四条第五項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（銀行法の準用）

第九十四条　（略）

2～5　（略）

6　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項（登録の実施）中「第五十一条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（登録の拒否）中「次に」とあるのは「⑹又は⑼に」と、同号ハ⑼中「、農業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「⑴から⑻までの」とあるのは「⑺又は⑽に」と、同号ニ中「次に」とあるのは「⑺又は⑽に」と、同号ニ⑽中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「⑺の」とあるのは「⑺又は⑽の」と、同項第二号ロ⑷中「前号ハ⑴から⑼まで」とあるのは「前号ハ⑹又は⑼」と、同号ロ⑸中「前号ニ⑴から⑽まで」とあるのは「前号ニ⑺又は⑽」と、同法第五十二条の六十一の八第一項（利用者に対する説明等）中「第二条第二十一項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項各号」と、同条第二項中「営む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項（登録の取消し等）並びに第五十二条の六十一の十八（登録の抹消）中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第二項中「会員でない」とあるのは「協会員（労働金庫法第八十九条の十第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六（定款の必要的記載事項）中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「同法第八十九条の十第三号」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同条第二十三号及び第二十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7・8　（略）

（金融商品取引法の準用）

第九十四条の二　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、銀行が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条の三第一項第二号及び第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が

情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等」を除く。）（通則）の規定は金庫又は労働金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介」と、「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引業者」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、これらの規定（同法第三十九条第二項本文の規定を除く。）中「内閣府令・厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、これらの規定（同法第三十四条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条の二第一項中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引契約の解除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除があった場合には、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払（労働金庫代理業者にあっては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、金庫にあっては、当該特定預金等契約に関して」とあるのは「金融商品取引契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあっては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の三まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第二項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。以下同じ。）又は当該労働金庫代理業者（同法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の所属労働金庫（同項に規定する所属労働金庫をいう。）」と、同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引契約の解除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除があった場合には、当該特定預金等契約の解除に伴い損害賠償又は違約金の支払（労働金庫代理業者にあっては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、金庫にあっては、当該特定預金等契約に関して」とあるのは「金融商品取引契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあっては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の三まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の所属労働金庫（同項に規定する所属労働金庫をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引契約の解除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除があった場合には、当該特定預金等契約の解除に伴い損害賠償又は違約金の支払（労働金庫代理業者にあっては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、金庫にあっては、当該特定預金等契約に関して」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあっては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百条の四の五　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　準用金融商品取引法第二十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

五　準用金融商品取引法第二十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第百条の四の五　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

五　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第二十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

十二　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（金融商品取引法の準用） 第十三条の四　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第二十七条の二（広告等の規制）、第二十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第三号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第二十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、銀行が行う特定預金等契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により<u>その元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等</u>をいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない。」とあるのは「交付するほか、預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （銀行の子会社の範囲等） 第十六条の二　銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～四　（略） 四の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為 五～十　（略） （銀行の子会社の範囲等） 第十六条の二　銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～四　（略） 四の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為 ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲	（金融商品取引法の準用） 第十三条の四　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引（「これら」という。）」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）」とあるのは「顧客」と、「信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「原因となるもの」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

五～十七　（略）

2～16　（略）

（外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用）

第五十二条の二の五　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十六条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第二十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、外国銀行代理銀行（第五十二条の二第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の代理又は媒介」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の代理若しくは媒介」と、「これらの規定（同法第三十四条中「顧客」を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結の代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号イ中「と対象契約」とあるのは「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介をしようとするとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付しなければならず、預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「外国銀行代理銀行（銀行法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。）」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買又はデリバティブ取引（これらの事項を除く。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等の売買又はデリバティブ取引（これらの事項を除く。）及び参考事項等」とあるのは「これらの事項及び参考事項等」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（銀行法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。）」と、「同条第一項中「除く。）」とあるのは「除く。）

（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）

第五十二条の四十五の二　金融商品取引法第二章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七条の六（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第二項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券の売買等の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は、銀行代理業者が行う銀行代理業について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「顧客」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の相手方（以下この条において「預金者等」という。）」と、「書面等」とあるのは「書面等（預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）の所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）」と、「同条第二項中「除く。」」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があった場合には」とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）」が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（廃業等の届出）

第五十二条の五十二　銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～五　（略）

六　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務に係るものに限る。）を受けた者　当該登録

（適用除外）

第五十二条の六十の二　第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この

（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）

第五十二条の四十五の二　金融商品取引法第二章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七条の六（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第二項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は、銀行代理業者が行う銀行代理業について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「顧客」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の相手方（以下この条において「預金者等」という。）」と、「書面等」とあるのは「書面等（預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）の所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）」と、「同条第二項中「除く。」」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があった場合には」とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）」が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

定は、銀行代理業者が行う銀行代理業に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「顧客」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の相手方（以下この条において「預金者等」という。）」と、「書面等」とあるのは「書面等（預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）の所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）」と、「同条第二項中「除く。」」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があった場合には」とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）」が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（廃業等の届出）

第五十二条の五十二　銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～五　（略）

六　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務に係るものに限る。）を受けた者　当該登録

（適用除外）

第五十二条の六十の二　第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この

ないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（廃業等の届出）

第五十二条の五十二　銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～五　（略）

六　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務に係るものに限る。）を受けた者　当該登録

（適用除外）

第五十二条の六十の二　第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この

る者を除く。以下この条において同じ。）は、銀行代理業を営むことができる。

２・３　（略）

第五十二条の六十の十一　削除

（金融商品取引法の準用）

第五十二条の六十の十七　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第一節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲）、業務管理体制の整備（顧客の利益の保護のための体制整備）、標識の掲示）、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第六号及び第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第二十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務を行う電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十四条の二第六項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）」とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）」と、「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは「行つた」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の二第二項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同条第三項第三号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四号イ中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第一号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「対象契約」とあるのは「の媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「又は締結」と、同法第三十七条第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商号」と、同条第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「の商号、名称又は氏名」とあるのは「及び当該特定預金等契約に係る委託銀行（銀行法第二条第十二項第一号に規定する委託銀行をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の商号」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項において同じ。）の商号」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項において同じ。）の商号」と、同項第五号中「行う金融商品取引契約の締結の媒介を行う」と、同条第四号中「又は媒介」とあるのは「又は媒介を行う」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「対象契約」とあるのは「の媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「又は締結」と、同法第三十七条第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商号」と、同条第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「の商号、名称又は氏名」とあるのは「及び当該特定預金等契約に係る委託銀行（銀行法第二条第十二項第一号に規定する委託銀行をいう。

該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」と、「第三十七条の三（第一項第一号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行った」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の拒否）

第五十二条の六十一の五　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ～ハ　（略）

ニ　次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1)　（略）

(2)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第二項（監督上の処分）の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(3)～(9)　（略）

(10)　この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

ホ　この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二・三　（略）

2　（略）

（電子決済等代行業者の誠実義務）

第五十二条の六十一の九　電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十三条の二の五　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　準用金融商品取引法第二十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四　準用金融商品取引法第二十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

五　（略）

十三　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）

改正案	現行
（許可の申請） 第五条　第三条第一項の許可を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。 一～五　（略） 六　不動産特定共同事業の種別（第二条第四項各号の種別をいう。以下同じ。） 七　不動産特定共同事業契約（当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）の締結の勧誘の業務（以下「特定勧誘業務」という。）を行おうとする場合にあっては、別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項	（許可の申請） 第五条　第三条第一項の許可を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項（第四号事業を行おうとする者以外の者にあっては第六号に掲げるものを除き、第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）を行おうとする者以外の者にあっては第八号に掲げるものを除き、第三号事業を行おうとする者以外の者にあっては第九号に掲げるものを除く。）を記載した許可申請書を提出しなければならない。 （新設） 一～五　（略）
六　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の登録（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。次条第十二号及び第六十七条第一項において同じ。）に関する事項 七　不動産特定共同事業の種別（第二条第四項各号の種別をいう。以下同じ。） 八　その行おうとする第一号事業が特例投資家のみを相手方とする事業参加者とするものであるか否かの別 九　その行おうとする第三号事業が特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別 十　電子取引業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより、勧誘の相手方に不動産特定共同事業契約の締結の申込みをさせる業務をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、その旨 十一・十二　（略） 2　（略） （欠格事由）	八　第四号事業（特定勧誘業務のみを行うものを除く。次条第十三号及び第六十七条第一項において同じ。）を行おうとする場合にあっては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の登録（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。次条第十三号及び第六十七条第一項において同じ。）に関する事項 （削る） 九　第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）を行おうとする場合にあっては、特例投資家のみを相手方とする事業参加者とするものであるか否かの別 十　第三号事業を行おうとする場合にあっては、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別 十一　電子取引業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより、勧誘の相手方に不動産特定共同事業契約の締結の申込みをさせる業務をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、その旨 十二・十三　（略） 2　（略） （欠格事由）

（傍線部分は改正部分）

第六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。
一～十一　（略）
十二　特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けていない法人又は届出をしていない法人
十三　（略）
（変更の許可）
第八条　不動産特定共同事業者が第三条第一項の許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合（不動産特定共同事業の種別の変更をしようとする場合を除く。）においては、第五条の規定にかかわらず、第一号又は第二号に該当するときは当該各号に定めるその有し、又は設置することとなった事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、第三号に該当するときは主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、同条第一項第三号及び第十三号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。
一～三　（略）
2　（略）
（変更の届出）

第六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。
一～十一　（略）
（新設）
十二　（略）
（変更の許可）
第八条　不動産特定共同事業者が第三条第一項の許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合（不動産特定共同事業の種別の変更をしようとする場合を除く。）においては、第五条の規定にかかわらず、第一号又は第二号に該当するときは当該各号に定めるその有し、又は設置することとなった事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、第三号に該当するときは主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、同条第一項第三号及び第十二号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。
一～三　（略）
2　（略）
（変更の届出）

第十条　不動産特定共同事業者は、第五条第一項各号（第五号から第十号までを除く。）に掲げる事項について変更（同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第八条第一項各号及び前条第二項の規定に該当するものを除く。）があったとき、又は新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
（不動産特定共同事業者名簿）
第十二条　主務大臣及び都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、その許可を受けた不動産特定共同事業者に関する第五条第一項第一号から第十二号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を、都道府県知事にあっては、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者及び同項の主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに関するこれらの事項を登載した不動産特定共同事業者名簿を備えなければならない。
（金融商品取引法の準用）
第二十一条の二　金融商品取引法第三十九条（第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十条の規定は、不動産特定共同事業者が行う不動産特定共同事業契約（当該不動産特定共同

第十条　不動産特定共同事業者は、第五条第一項各号（第五号から第九号までを除く。）に掲げる事項について変更（同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第八条第一項各号及び前条第二項の規定に該当するものを除く。）があったときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
（不動産特定共同事業者名簿）
第十二条　主務大臣及び都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、その許可を受けた不動産特定共同事業者に関する第五条第一項第一号から第十一号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を、都道府県知事にあっては、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者及び同項の主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに関するこれらの事項を登載した不動産特定共同事業者名簿を備えなければならない。
（金融商品取引法の準用）
第二十一条の二　金融商品取引法第三十九条（第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十条の規定は、不動産特定共同事業者が行う不動産特定共同事業契約（特例事業者が締結す

事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの又は特例事業者が締結するものであって、金銭（これに類するものとして主務省令で定めるものを含む。）をもって出資の目的とするもの（第二十九条第一項第一号ロ及び第二号ロにおいて「金銭出資型電子取引業務」という。）の締結又はその代理若しくは媒介について準用する。この場合において、同法第三十六条第一項、第二項各号及び第三項並びに第四十条中「金融商品取引業者等」とあるのは「不動産特定共同事業者」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（有価証券売買取引等」という。）」とあり、同項第二号及び第三号並びに同法第四十条第一号中「有価証券の売買その他の取引（有価証券売買取引等」という。）」とあり、並びに同法第四十条第二号中「有価証券売買取引等」とあり、並びに同法第四十条第三号中「有価証券売買取引等」とあり、同項第二号及び第三号並びに同法第四十条第一号中「有価証券等」とあり、並びに同法第四十条第二号中「有価証券等」とあり、並びに同法第四十条第三号中「有価証券等」という。）」とあり、同項第二号及び第三号並びに同法第四十条第一号中「金融商品取引契約」とあるのは「不動産特定共同事業契約」と、同法第三十九条第一項各号及び第三項中「金融商品取引業者等の顧客」とあり、並びに同法第四十条第一号中「投資者」とあるのは「事業参加者」と、同法第三十九条第一項中「有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う」とあるのは「不動産特定共同事業契約の締結をする」と、同条第三項及び同法第四十条第三号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十九条第三項中「以下この節及び次節」とあるのは「第五項」と、同法第四十条第一号中「顧客」とあり、及び「投資者」とあるのは「事業参加者」と読み替えるものとする。

（許可の取消し）

第三十六条　主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、同項の許可を取り消すことができる。

一　第六条第二号、第三号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第六号又は第九号から第十三号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二～五　（略）

（登録の申請）

第四十二条　前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。第四十四条、第五十三条第三号、第七十一条及び第七十七条第五号において同じ。）を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一～六　（略）

るものであって、金銭（これに類するものとして主務省令で定めるものを含む。）をもって出資の目的とするもの（第二十九条第一項第一号ロ及び第二号ロにおいて「金銭出資型電子取引業務」という。）の締結又はその代理若しくは媒介について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（有価証券売買取引等」という。）」とあり、同項第二号及び第三号並びに同法第四十条第一号中「有価証券の売買その他の取引（有価証券売買取引等」という。）」とあり、並びに同法第四十条第二号中「有価証券売買取引等」とあり、並びに同法第四十条第三号中「有価証券売買取引等」とあり、同項第二号及び第三号並びに同法第四十条第一号中「有価証券等」とあり、並びに同法第四十条第二号中「有価証券等」とあり、並びに同法第四十条第三号中「有価証券等」という。）」とあり、同項第二号及び第三号並びに同法第四十条第一号中「金融商品取引契約」とあるのは「不動産特定共同事業契約」と、同法第三十九条第一項各号及び第三項中「金融商品取引業者等の顧客」とあり、並びに同法第四十条第二号中「顧客」とあり、同法第三十九条第一項中「有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う」とあるのは「不動産特定共同事業契約の締結をする」と、同条第三項及び同法第四十条第三号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十九条第三項中「以下この節及び次節」とあるのは「第五項」と、同法第四十条第一号中「顧客」とあり、及び「投資者」とあるのは「事業参加者」と読み替えるものとする。

（許可の取消し）

第三十六条　主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、同項の許可を取り消すことができる。

一　第六条第二号、第三号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第六号又は第九号から第十三号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二～五　（略）

（登録の申請）

第四十二条　前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。第四十四条、第五十三条第三号、第七十一条及び第七十七条第五号において同じ。）を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一～六　（略）

七　特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表第一号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

八　電子取引業務を行おうとする場合にあっては、その旨

九・十　（略）

2　（略）

（登録簿への登録）

第四十三条　主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請があった場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を小規模不動産特定共同事業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項第一号から第九号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項

二　（略）

2　（略）

（登録の拒否）

第四十四条　主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録を拒否しなければならない。

一　第六条各号（第十三号を除く。）のいずれかに該当する者

二～十　（略）

（新設）

七　電子取引業務を行う場合にあっては、その旨

八・九　（略）

2　（略）

（登録簿への登録）

第四十三条　主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請があった場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を小規模不動産特定共同事業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項第一号から第八号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項

二　（略）

2　（略）

（登録の拒否）

第四十四条　主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録を拒否しなければならない。

一　第六条各号（第十二号を除く。）のいずれかに該当する者

二～十　（略）

（変更の届出）

第四十七条　小規模不動産特定共同事業者は、第四十二条第一項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項について変更（同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第四十五条及び前条第二項の規定に該当するものを除く。）があったときは、二十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2　（略）

（登録の取消し）

第五十三条　主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者の同項の登録を取り消すことができる。

一　第六条第二号から第四号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二～四　（略）

第五十八条　（略）

2～4　（略）

5　特例事業者（小規模特例事業者を除く。）が特例事業を営む場合

（変更の届出）

第四十七条　小規模不動産特定共同事業者は、第四十二条第一項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項について変更（同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第四十五条及び前条第二項の規定に該当するものを除く。）があったときは、二十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2　（略）

（登録の取消し）

第五十三条　主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者の同項の登録を取り消すことができる。

一　第六条第二号から第四号まで又は第九号から第十一号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二～四　（略）

第五十八条　（略）

2～4　（略）

5　特例事業者（小規模特例事業者を除く。）が特例事業を営む場合

においては、当該特例事業者を主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、第十一条第一項、第十二条から第十五条まで、第二十一条第一項、第二十六条及び第二十七条並びに準用金融商品取引法第二十九条（第二項ただし書、第四項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十条（第一号を除く。）並びにこれらの規定に係る第十章及び第十一章の規定を適用する。この場合において、第十二条中「第五条第一項第一号から第十二号まで」とあるのは「第五十八条第一項第一号から第五号まで」と、同条及び第十三条中「不動産特定共同事業者名簿」とあるのは「特例事業者名簿」と、同条中「第五条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第五十八条第三項第一号及び第二号」と、第二十三条第一項中「ときは、」とあるのは「ときは、その不動産取引に係る業務を委託する不動産特定共同事業者の」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6～10　（略）

（適格特例投資家限定事業の届出等）

第五十九条　（略）

2　適格特例投資家限定事業を営もうとする法人（不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者を除く。）は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一～五　（略）

六　特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表第一号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

七・八　（略）

3　（略）

4　第六条各号（第十三号を除く。）のいずれか（不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（第六十九条第一項及び第二項において「宅地建物取引業者」という。）に委託する場合にあっては、第六条第二号を除く。）に該当する者（不動産特定共同事業者及び小規模不動産特定共同事業者を除く。）は、適格特例投資家限定事業を行ってはならない。

5　適格特例投資家限定事業者は、第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項に変更があったとき、又は新たに特定勧誘業務を行うこととしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（業務等に関する規定の適用）

第六十条　適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業を営む場合においては、当該適格特例投資家限定事業者を主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、第十一条第一項、第十二条から第十五条まで、第二十一条第一項、第二十六条及び第二十七条並びに準用金融商品取引

においては、当該特例事業者を主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、第十一条第一項、第十二条から第十五条まで、第二十三条第一項、第二十六条及び第二十七条並びに準用金融商品取引法第二十九条（第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十条（第一号を除く。）並びにこれらの規定に係る第十章及び第十一章の規定を適用する。この場合において、第十二条中「第五条第一項第一号から第十一号まで」とあるのは「第五十八条第一項第一号から第四号まで」と、同条及び第十三条中「不動産特定共同事業者名簿」とあるのは「特例事業者名簿」と、同条中「第五条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第五十八条第三項第一号及び第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6～10　（略）

（適格特例投資家限定事業の届出等）

第五十九条　（略）

2　適格特例投資家限定事業を営もうとする法人（不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者を除く。）は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一～五　（略）

六・七　（新設）

3　（略）

4　第六条各号（第十二号を除く。）のいずれか（不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（第六十九条第一項及び第二項において「宅地建物取引業者」という。）に委託する場合にあっては、第六条第二号を除く。）に該当する者（不動産特定共同事業者及び小規模不動産特定共同事業者を除く。）は、適格特例投資家限定事業を行ってはならない。

5　適格特例投資家限定事業者は、第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（業務等に関する規定の適用）

第六十条　適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業を営む場合においては、当該適格特例投資家限定事業者を主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、第十一条第一項、第十二条から第十五条まで、第二十一条第一項、第二十六条及び第二十七条並びに準用金融商品取引

法第三十九条（第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項を除く。）並びにこれらの規定に係る第十章及び第十一章の規定を適用する。この場合において、第十二条中「第五条第一項第一号から第十二号まで」とあるのは「第五十九条第二項第一号から第七号まで」と、同条及び第十三条中「不動産特定共同事業者名簿」とあるのは「適格特例投資家限定事業者名簿」と、同条中「第五条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第五十九条第三項第一号及び第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信託会社等に関する特例）

第六十七条　第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第三十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。）で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（第四号事業を行おうとする信託会社にあっては、金融商品取引法第二十九条の登録を受けているものに限る。以下この条において「特定信託会社」という。）には、適用しない。

2・3　（略）

4　第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社は、第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登載された事項（第五条第一項第五号及び第六号に掲げるものを除く。）について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（信託会社等に関する特例）

第六十七条　第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。）で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（第四号事業を行おうとする信託会社にあっては、金融商品取引法第二十九条の登録を受けているものに限る。以下この条において「特定信託会社」という。）には、適用しない。

2・3　（略）

4　第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社は、第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登載された事項（第五条第一項第五号及び第六号に掲げるものを除く。）について変更があったとき、新たに特定勧誘業務を行おうとしたとき、又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5・6　（略）

（新設）

別表（第五条、第六条、第四十二条、第五十九条、第六十三条関係）

一　第一号事業、小規模不動産特定共同事業（第二条第六項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）又は適格特例投資家限定事業	金融商品取引法第二十九条の登録（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。）又は同法第六十三条第一項の規定による届出（同条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）
二　第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業又は第四号事業のうち、不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通性その他の事情を勘案して主務省令で定める	金融商品取引法第二十九条の登録（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業の種別に係るものに限る。）

もの	
三　第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業又は第四号事業のうち、前号に規定する主務省令で定めるもの以外のもの	金融商品取引法第二十九条の登録（同法第二十八条第二項に規定する第一種金融商品取引業の種別に係るものに限る。）

（運用状況に係る情報の提供）

第百条の五　保険会社は、運用実績連動型保険契約（その保険料として収受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。以下この条、第百十八条第一項、第三百十五条第八号及び第三百十七条の二第七号において同じ。）に基づいて運用する財産について、内閣府令で定めるところにより、当該財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を当該運用実績連動型保険契約の保険契約者に提供しなければならない。ただし、当該情報を保険契約者に提供しなくても保険契約者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（削る）

2　前項の規定は、保険会社が締結した運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第二条第三十一項（定義）に規定する特定投資家である場合には、適用しない。ただし、保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（運用報告書の交付）

第百条の五　保険会社は、運用実績連動型保険契約（その保険料として収受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。以下この条、第百十八条第一項、第三百十五条第八号及び第三百十七条の二第七号において同じ。）に基づいて運用する財産について、内閣府令で定めるところにより、当該財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項を記載した運用報告書を作成し、当該運用実績連動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を保険契約者に交付しなくても保険契約者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2　保険会社は、前項の規定による運用報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該運用報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるもの により提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該運用報告書を交付したものとみなす。

3　前二項の規定は、保険会社が締結した運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第二条第三十一項（定義）に規定する特定投資家である場合には、適用しない。ただし、保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

十四　保険業法（平成七年法律第百五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第九十九条　（略） 2～7　（略） 8　信託業法第十一条（営業保証金）、第二十二条（信託業務の委託）、第二十三条（信託業務の委託に係る信託会社の責任）、第二十四条から第三十一条まで（信託の引受けに係る行為準則、金融商品取引法の準用、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の情報の提供、信託財産の状況に係る情報の提供、信託会社の忠実義務等、信託財産に係る行為準則、重要な信託の変更等、費用等の償還又は前払の範囲等の説明、信託の公示の特例、信託財産に係る債務の相殺）、第四十二条（立入検査等）及び第四十九条（免許等の取消し等の場合の解任手続）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 （表略） 9・10　（略）	第九十九条　（略） 2～7　（略） 8　信託業法第十一条（営業保証金）、第二十二条（信託業務の委託）、第二十三条（信託業務の委託に係る信託会社の責任）、第二十四条から第三十一条まで（信託の引受けに係る行為準則、金融商品取引法の準用、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の書面交付、信託財産状況報告書の交付、信託会社の忠実義務等、信託財産に係る行為準則、重要な信託の変更等、費用等の償還又は前払の範囲等の説明、信託の公示の特例、信託財産に係る債務の相殺）、第四十二条（立入検査等）及び第四十九条（免許等の取消し等の場合の解任手続）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 （表略） 9・10　（略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第百六条　保険会社は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～六　（略）

六の二　金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者をいう。次編及び第三百九条第一項第六号において同じ。）のうち、有価証券等仲介業務（同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

七～十八　（略）

2～16　（略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第百六条　保険会社は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～六　（略）

六の二　金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者をいう。次編及び第三百九条第一項第六号において同じ。）のうち、有価証券等仲介業務（同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

七～十八　（略）

2～16　（略）

（登録の拒否）

第二百七十二条の四　内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六　（略）

七　第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百七十六条第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第二百七十二条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務（同法第十一条第三項（定義）に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

八　この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社等

九　（略）

十　取締役、執行役、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ・ロ　（略）

ハ　第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第百八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により第二百六十一条若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

（登録の拒否）

第二百七十二条の四　内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六　（略）

七　第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百七十六条第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務（同法第十一条第三項（定義）に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

八　この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社等

九　（略）

十　取締役、執行役、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ・ロ　（略）

ハ　第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第百八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により第二百六十一条若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

ービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は日本における代表者であった者（これらに類する役職にあった者を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

ニ　第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ　第百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、第二百五条若しくは第二百三十一条の規定により解任を命ぜられた日本における代表者若しくは第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者（これらに類する役職にあった者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ　（略）

十一・十二　（略）

2　（略）

第二百七十二条の三十三　内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一　当該承認の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ　（略）

ハ　法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

(1)　第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第百八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により第二百六十一条若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

スの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者（これらに類する役職にあった者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ　（略）

十一・十二　（略）

2　（略）

第二百七十二条の三十三　内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一　当該承認の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ　（略）

ハ　法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

(1)　第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第百八十五条第一項の免許を取り消され、第二

三十一条若しくは第二百三十二条の規定により第二百十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(2)・(3)　（略）

二　（略）

2　（略）

（登録の拒否）

第二百七十九条　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二　（略）

三　この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四　第二百七条第一項の規定により第二百七十六条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五～十一　（略）

2～4　（略）

（変更等の届出等）

第二百八十条　特定保険募集人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～六　（略）

七　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき　当該登録又は変更登録を受けた者

2・3　（略）

（登録の拒否）

第二百八十九条　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二　（略）

三　この法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四　第三百七条第一項の規定により第二百八十六条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五～十　（略）

2～4　（略）

（変更等の届出等）

第二百九十条　保険仲立人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～六　（略）

七　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき　当該登録又は変更登録を受けた者

２・３　（略）

（金融商品取引法の準用）

第二百九十一条　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険料の合計額が、当該保険契約が締結されることにより当該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある保険契約として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第二十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向けリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）（通則）の規定は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定保険契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、同法第三十四条（特定投資家への告知義務）中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十七条第一項中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするときは、又は特定保険契約の締結の媒介を行うときは、」と、同法第三十七条の五第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「掲げる事項及び保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため必要な情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号ロ「金融商品取引業者等」とあるのは「特定保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号ロ「金融商品取引業者等」とあるのは「特定保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十七条第一項中「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行うよう努めなければならない」と、同法第三十七条の二第一項に規定する保険会社等（保険業法第二条の二第一項に規定する外国保険会社等をいう。）又は保険仲立人（同条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）」と、同項第五号中「金融商品取引行為」とあるのは「使用人（保険募集人（保険業法第二十八条中「使用人」とあるのは「使用人（保険募集人をいう。

定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定保険契約等」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、同法第三十四条（特定投資家への告知義務）中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十七条第一項中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため必要な情報の提供を行うよう努めなければならない」と、同法第三十七条の五第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「掲げる事項及び保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため必要な情報の提供を行わなければならない」とあるのは「掲げる事項及び保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行うよう努めなければならない」と、同法第三十七条の五第一項第一号ロ「金融商品取引業者等」とあるのは「特定保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十七条の七第一項中「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行うよう努めなければならない」と、同法第三十七条の七第一項第一号ロ「金融商品取引業者等」とあるのは「特定保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第二十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向けリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定保険契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、同法第三十四条（特定投資家への告知義務）中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十七条第一項中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため必要な情報の提供を行うよう努めなければならない」と、同法第三十七条の五第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「掲げる事項及び保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため必要な情報の提供を行わなければならない」とあるのは「掲げる事項及び保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行うよう努めなければならない」と、同法第三十七条の七第一項第一号ロ「金融商品取引業者等」とあるのは「特定保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第二十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向けリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定保険契約等

とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定保険契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「有価証券等」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」と、同法第四十条第一号（適合性の原則等）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約等の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

五　第百条の五第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、運用報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない運用報告書若しくは虚偽の記載をした運用報告書を交付した者又は第百条の五第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

六～九　（略）

第三百十六条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三～五　（略）

第三百十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～七　（略）

八　第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第一号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

九・十　（略）

第三百十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

五　第百条の五第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、運用報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない運用報告書若しくは虚偽の記載をした運用報告書を交付した者又は第百条の五第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

六～九　（略）

第三百十六条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三～五　（略）

第三百十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～七　（略）

八　第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第一号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

九・十　（略）

第一項（第一号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

九・十　（略）

第三百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

五　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十六条第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

六　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

七～十一　（略）

十二　第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第二十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

九・十　（略）

第三百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

五　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

六　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

七～十一　（略）

十二　第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

十五　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（取締役の資格） 第七十条　次に掲げる者は、取締役となることができない。 一～四　（略） 五　この法律、金融商品取引法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条までの罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 六～十　（略） 2　（略） （不動産取引の委託の制限） 第二百三条　特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第二百条第二項及び第三項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号（第十二号及び第十三号を除く。）のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。	（取締役の資格） 第七十条　次に掲げる者は、取締役となることができない。 一～四　（略） 五　この法律、金融商品取引法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条までの罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 六～十　（略） 2　（略） （不動産取引の委託の制限） 第二百三条　特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第二百条第二項及び第三項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号（第十二号及び第十三号を除く。）のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

（資産対応証券の募集等に関する金融商品取引法等の準用）

第二百九条　次の各号に掲げる規定は、資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一　金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）及び第二項（広告等の規制）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の四（契約締結時等の書面の交付）、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）（禁止行為）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）（損失補填等の禁止）、第四十条（適合性の原則等）、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）、第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

2　第二百十七条から第二百十九条までの規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第二百十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第二百九条第一項において準用する金融商品取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（業務の委託）

第二百八十四条　（略）

2　前項の場合において、受託信託会社等が信託財産たる不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務を委託するときは、不動産特定共同事業法第六条各号（第十二号を除く。）のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

3　（略）

（資産対応証券の募集等に関する金融商品取引法等の準用）

第二百九条　金融商品取引法第三十六条第一項（顧客に対する誠実義務）、第三十七条第一項（第二号を除く。）及び第二項（広告等の規制）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の四（契約締結時等の書面の交付）、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）（禁止行為）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）（損失補填等の禁止）、第四十条（適合性の原則等）、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）、第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

2　第二百十七条から第二百十九条までの規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第二百十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第二百九条第一項において準用する金融商品取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（業務の委託）

第二百八十四条　（略）

2　前項の場合において、受託信託会社等が信託財産たる不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務を委託するときは、不動産特定共同事業法第六条各号（第十二号を除く。）のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

3　（略）

二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項（顧客等に対する誠実義務）

2　第二百十七条から第二百十九条までの規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第二百十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第二百九条第一項において準用する金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（業務の委託）

第二百八十四条　（略）

2　前項の場合において、受託信託会社等が信託財産たる不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務を委託するときは、不動産特定共同事業法第六条各号（第十二号及び第十三号を除く。）のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

3　（略）

十六　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（資産対応証券の募集等に関する金融商品取引法等の準用） 第二百九条　次の各号に掲げる規定は、資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 一　金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）及び第二項（広告等の規制）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項（契約締結前の情報の提供等）、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）（禁止行為）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）（損失補填等の禁止）、第四十条（適合性の原則等）、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）並びに第四十五条（第三号及び第四号を除く。） 二　（略） 2　（略） 第三百条　第二百九条第一項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	（資産対応証券の募集等に関する金融商品取引法等の準用） 第二百九条　次の各号に掲げる規定は、資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 一　金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）及び第二項（広告等の規制）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項（契約締結前の書面の交付）、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）（禁止行為）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）（損失補填等の禁止）、第四十条（適合性の原則等）、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）並びに第四十五条（第三号及び第四号を除く。） 二　（略） 2　（略） 第三百条　第二百九条第一項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面の交付をせず、又は虚偽の記載をした書面の交付をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十七　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（業務の範囲） 第五十四条　（略） 2　（略） 3　農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。 一～四　（略） 五　金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第七十二条第一項第三号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。） 4～8　（略） （金融商品取引法の準用）	（業務の範囲） 第五十四条　（略） 2　（略） 3　農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。 一～四　（略） 五　金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第七十二条第一項第三号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。） 4～8　（略） （金融商品取引法の準用）

第五十九条の三　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、農林中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業者」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、同 | 第五十九条の三　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、農林中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業者」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、同 |

法第三十七条の三第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項並びに預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるその他預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引」とあるのは「有価証券の売買その他の取引（有価証券売買取引等（有価証券の売買その他の取引（以下この条において「有価証券売買取引」という。）又はデリバティブ取引（以下この条において「デリバティブ取引」という。）をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約において信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十八項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二十九項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三十項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三十一項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三十二項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三十三項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三十四項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三十五項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三十六項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三十七項中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三十八項中「

と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第二十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第二十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）及び第三十七条の四」と、「締結した」とあるのは「締結の代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（農林中央金庫の子会社の範囲等）

第七十二条　農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～三　（略）

三の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

四～十四　（略）

2～19　（略）

（適用除外）

第七十五条の三　前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

2・3　（略）

（農林中央金庫代理業に関する金融商品取引法の準用）

第九十五条の五　金融商品取引法第三章第二節第一款（第二十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）の規定は、農林中央金庫代理業者が行う農林中央金庫代理業に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項並びに預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同項第一号中「当該金融商品取引業者等」とあるのは「農林中央金庫」と、同条第二項中「除く。）」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があった場合には」とあるのは「特定預金等契約（農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い農林中央金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を」と、同法第三十九条第一項中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当

と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業）

第九十五条の五の九　（略）

２～５　（略）

６　電子決済等代行業者が第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を農林中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第九十五条の五の三、第九十五条の五の四及び前二条の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」と、「とすることができる。」とあるのは「とする。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用）

第九十五条の五の十　（略）

２　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(7)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(7)から(8)までの」とあるのは「(8)又は(10)に」と、同号ニ(10)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」と、「とすることができる。」とあるのは「とする。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用）

第九十五条の五の十　（略）

２　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(7)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(7)から(8)までの」とあるのは「(8)又は(10)に」と、同号ニ(10)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法

業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(8)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(7)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(10)まで」とあるのは「前号ニ(8)又は(10)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第二十一項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項各号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農林中央金庫法第九十五条の五の二第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の八第三号」と、同法第五十三条第六項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項又は第九十五条の五の五第一項」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同条第二十三号及び第二十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業）

第九十五条の五の九　（略）

２～５　（略）

６　電子決済等代行業者が第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を農林中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第九十五条の五の三、第九十五条の五の四及び前二条の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」と、「とすることができる。」とあるのは「とする。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用）

第九十五条の五の十　（略）

２　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(7)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(7)から(8)までの」とあるのは「(8)又は(10)に」と、同号ニ(10)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法

十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条の二の五　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　準用金融商品取引法第二十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

四　準用金融商品取引法第二十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供を せず、又は虚偽の情報の提供をした者

五　（略）

の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条の二の五　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

五　（略）

十八　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（金融商品取引法の準用） 第二十四条の二　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで、特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の二まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七条の四（契約締結時等の情報の提供）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）、第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券の売買等の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等」を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、信託会社が行う信託契約（金利、通貨の価格、金融商品市場（同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものを除く。以下「特定信託契約」という。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、同法第三十四条の規定中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十七条の六第一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填等（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と、同条第五項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （信託契約締結時の情報の提供） 第二十六条　信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、委託者に対し次に掲げる事項（委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。 一～十六　（略） （削る）	（金融商品取引法の準用） 第二十四条の二　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の四（契約締結時等の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）、第四十条第一号（適合性の原則等）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（雑則）の規定は、信託会社が行う信託契約（金利、通貨の価格、金融商品市場（同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動によりあらかじめ信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものを除く。以下「特定信託契約」という。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補填等（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と、同条第五項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （信託契約締結時の書面交付） 第二十六条　信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、遅滞なく、委託者に対し次に掲げる事項を明らかにした書面を交付しなければならない。ただし、当該書面を委託者に交付しなくても委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。 一～十六　（略） 2　信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。

条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券の売買等の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等」を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、信託会社が行う信託契約（金利、通貨の価格、金融商品市場（同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものを除く。以下「特定信託契約」という。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、同法第三十四条の規定中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十七条の六第一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補填等（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と、同条第五項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（信託契約締結時の情報の提供）
第二十六条　信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、委託者に対し次に掲げる事項（委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
一～十六　（略）
（削る） | 法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補填等（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と、同条第五項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 |

2　前項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。
（信託財産の状況に係る情報の提供）
第二十七条　信託会社は、その受託する信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該信託財産の計算期間（信託行為において定められた期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合には、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間）ごとに、当該信託財産に係る受益者に対し、当該信託財産の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、当該情報を受益者に提供しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
（削る）
（信託財産に係る行為準則）
第二十九条　（略）
2　信託会社は、信託行為において次に掲げる取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり、又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内 | 3　第一項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。
（信託財産状況報告書の交付）
第二十七条　信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合には、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間）ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
2　前条第二項の規定は、受益者に対する前項の信託財産状況報告書の交付について準用する。
（信託財産に係る行為準則）
第二十九条　（略）
2　信託会社は、信託行為において次に掲げる取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり、又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管 |

関府令で定めるものをいう。以下同じ。）による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる取引をしてはならない。

一～三　（略）

3　信託会社は、前項各号の取引をした場合には、内閣府令で定めるところにより、信託財産の計算期間ごとに、当該信託財産に係る受益者に対し、当該期間における当該取引の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、当該情報を受益者に対し提供しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（削る）

第九十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五　（略）

六　第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

七～十　（略）

理人又は受益者代理人を含む。）の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる取引をしてはならない。

一～三　（略）

3　信託会社は、前項各号の取引をした場合には、信託財産の計算期間ごとに、当該期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、当該書面を受益者に対し交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

4　第二十六条第二項の規定は、受益者に対する前項の書面の交付について準用する。

第九十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五　（略）

六　第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

七～十　（略）

第九十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四　（略）

五　第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

六～三十六　（略）

第九十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五　（略）

六　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

七　第二十六条第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

八　第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

第九十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四　（略）

五　第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

六～三十六　（略）

第九十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五　（略）

六　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第一項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

七　第二十六条第一項の書面若しくは同条第二項の電磁的方法により作られる場合に当該方法により作られる電磁的記録を交付せず、若しくは提供せず、又は虚偽の書面若しくは電磁的記録を交付し、若しくは提供した者

八　第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書

提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

面を交付した者

十九　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（議決権のある株式の株主の資格等） 第六条　（略） 2～7　（略） 8　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）であって無資格者であるものについては、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権その他の権利を行使することができない。 （業務の範囲） 第二十一条　（略） 2　（略） 3　商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであって次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。	（議決権のある株式の株主の資格等） 第六条　（略） 2～7　（略） 8　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）であって無資格者であるものについては、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権その他の権利を行使することができない。 （業務の範囲） 第二十一条　（略） 2　（略） 3　商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであって次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

一～六　（略）

七　金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業を行う。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

八・九　（略）

4～8　（略）

（金融商品取引法の準用）

第二十九条　金融商品取引法第二章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第二十四条の二第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の四第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第二項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項並びに預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第四項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（内閣府令で定めるもの）」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「補足するため」と、「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第四項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（内閣府令で定めるもの）」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「補足するため」と、「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第四項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（内閣府令で定めるもの）」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「補足するため」と、「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第四項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（内閣府令で定めるもの）」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「補足するため」と、「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第四項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（内閣府令で定めるもの）」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「補足するため」と、「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第四項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（内閣府令で定めるもの）」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）

一～六　（略）

七　金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業を行う。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

八・九　（略）

4～8　（略）

（金融商品取引法の準用）

第二十九条　金融商品取引法第二章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第二十四条の二第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第二十五条から第二十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第二項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項並びに預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するための当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき事項（次項において「参考事項等」という。）」と、同条第二項中「除く。）」とあるのは「除く。）及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第四項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの（内閣府令で定めるもの）」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）、第三十七条の四（第一項第一号、第二号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第三十九条　商工組合中央金庫は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～二　（略）

二の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

三～八　（略）

2～9　（略）

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第三十九条　商工組合中央金庫は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～二　（略）

二の二　金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

三～八　（略）

2～9　（略）

（主務大臣の監督）

第五十六条　（略）

２～４　（略）

５　この法律における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第二十一条第四項及び第七項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十六条第二項及び第五項、第二十七条、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条、同条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条、第三十四条の二第三項、第四項（同法第三十四条の三第十二項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項、第三十七条の三第三項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項（同法第三十四条の三第二項（同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七項（同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十一項（同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十八条、第四十条並びに第四十五条、第三十一条第二項、第三十二条、第三十九条第一項から第五項まで、第七項及び第八項、第四十一条、第五十一条第三項、第五十二条第一項、第四項及び第六項、第五十四条、次条第二項、第六十条の二第一項、第六十条の四、第六十条の六第一項、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の十、第六十条の十二、第六十条の十三第一項及び第二項、第六十条の十四、第六十条の十五、第六十条の十九第二項、第六十条の二十第一項、第六十条の三十一、第六十四条並びに第六十五条に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。

６・７　（略）

（登録の拒否）

第六十条の六　主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ～ニ　（略）

ホ　この法律、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）、信用金庫法、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、銀行法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二・三　（略）

２　（略）

第六十条の十一　削除

第七十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　準用金融商品取引法第二十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

四　準用金融商品取引法第二十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき

（主務大臣の監督）

第五十六条　（略）

２～４　（略）

５　この法律における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第二十一条第四項及び第七項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十六条第二項及び第五項、第二十七条、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条、同条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条、第三十四条の二第三項、第四項（同法第三十四条の三第十二項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項、第三十七条の三第三項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項（同法第三十四条の三第二項（同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七項（同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十一項（同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十八条、第四十条並びに第四十五条、第三十一条第二項、第三十二条、第三十九条第一項から第五項まで、第七項及び第八項、第四十一条、第五十一条第三項、第五十二条第一項、第四項及び第六項、第五十四条、次条第二項、第六十条の二第一項、第六十条の四、第六十条の六第一項、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の十、第六十条の十二、第六十条の十三第一項及び第二項、第六十条の十四、第六十条の十五、第六十条の十九第二項、第六十条の二十第一項、第六十条の三十一、第六十四条並びに第六十五条に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。

６・７　（略）

（登録の拒否）

第六十条の六　主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ～ニ　（略）

ホ　この法律、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）、信用金庫法、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、銀行法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二・三　（略）

２　（略）

（商工組合中央金庫電子決済等代行業者の誠実義務）

第六十条の十一　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

第七十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　準用金融商品取引法第二十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四　準用金融商品取引法第二十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同

一　（略）

五　（略）

条第二項において準用する金融商品取引法第二十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

五　（略）

二十　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（金融商品取引法の適用除外等） 第四十三条　（略） 2　前項に規定する場合（次項又は第五項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七、第三十八条第七号、第四十条の三及び第四十条の三の四を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。 3　（略） 4　前項に規定する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。 5　（略） 6　前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十五条の三、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。	（金融商品取引法の適用除外等） 第四十三条　（略） 2　前項に規定する場合（次項又は第五項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条第七号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。 3　（略） 4　前項に規定する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の

規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

5　（略）

6　前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十五条の三、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

○　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六十八条　（略） 2　（略） 3　第八条において準用する信託業法第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第六十八条　（略） 2　（略） 3　第八条において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（附則第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第二十四条関係）			別表第一（第二十四条関係）		
名称	根拠法		名称	根拠法	
（略）	（略）		（略）	（略）	
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）		株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）		（新設）		
（略）	（略）		（略）	（略）	

○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（附則第三十五条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第九十八条の九　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二　（略） 三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者 四　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者	第九十八条の九　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二　（略） 三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（同項第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者 四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（附則第三十六条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第百十二条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二　（略） 三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者 四　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者	第百十二条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一・二　（略） 三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者 四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第三十七条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（法人の事業税の非課税所得等の範囲） 第七十二条の五　道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。 一〜六　（略） 七　損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、使用済燃料再処理機構、認可金融商品取引業協会、商品先物取引協会、貸金業協会及び自動車安全運転センター及び金融経済教育推進機構 八〜十一　（略） ２〜４　（略）	（法人の事業税の非課税所得等の範囲） 第七十二条の五　道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。 一〜六　（略） 七　損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、使用済燃料再処理機構、認可金融商品取引業協会、商品先物取引協会、貸金業協会及び自動車安全運転センター 八〜十一　（略） ２〜４　（略）

○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第三十八条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の準用） 第二百二十条の三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第七条から第十条までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百十八条第四項」と、同項及び同法第八条中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第十条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の準用） 第二百四十条の十九　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七条から第十条までの規定は、商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十八第三項」と	（金融サービスの提供に関する法律の準用） 第二百二十条の三　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第七条から第十条までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百十八条第四項」と、同項及び同法第八条中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第十条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （金融サービスの提供に関する法律の準用） 第二百四十条の十九　金融サービスの提供に関する法律第七条から第十条までの規定は、商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十八第三項」と

十条の十八第三項」と、同項及び同法第八条中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十六（第一号イに係る部分に限る。）の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第十三条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百七十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第二百二十条の三又は第二百四十条の十九において準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかった者

二　（略）

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（附則第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（不動産信託受益権等の売買等に係る特例） 第五十条の二の四　金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務の種別に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡をする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号等資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項まで及び第八項の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。	（不動産信託受益権等の売買等に係る特例） 第五十条の二の四　金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務の種別に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号等資産（金融商品取引法第二条第九項に規定する暗号等資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡をする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号等資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項まで及び第八項の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例） 第三十七条の十一　（略） 2　この条において「上場株式等」とは、株式等（前条第二項に規定する株式等をいう。第一号において同じ。）のうち次に掲げるものをいう。 一～十二　（略） 十三　銀行業若しくは金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）若しくは外国の法令に準拠して当該国において銀行業若しくは同法第二条第八項に規定する金融商品取引業を行う法人（以下この号において「銀行等」という。）又は次に掲げる者が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。） イ・ロ　（略） 十四　（略） 3～6　（略） （特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）	（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例） 第三十七条の十一　（略） 2　この条において「上場株式等」とは、株式等（前条第二項に規定する株式等をいう。第一号において同じ。）のうち次に掲げるものをいう。 一～十二　（略） 十三　第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十八条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）若しくは外国の法令に準拠して当該国において銀行業若しくは同法第二条第八項に規定する金融商品取引業を行う法人（以下この号において「銀行等」という。）又は次に掲げる者が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。） イ・ロ　（略） 十四　（略） 3～6　（略） （特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七条の十三　平成十五年四月一日以後に、次の各号に掲げる株式会社（以下この項及び第三十七条の十三の三第一項において「特定中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項及び同条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下同条までにおいて同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であったものを除く。）が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十一第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（

第三十七条の十三　平成十五年四月一日以後に、次の各号に掲げる株式会社（以下この項及び第三十七条の十三の三第一項において「特定中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項及び同条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下同条までにおいて同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であったものを除く。）が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十一第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（

○　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（附則第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第十二条関係）	別表（第十二条関係）
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

○　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一　公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）	別表第一　公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二　公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条、附則第十九条の二関係）		別表第二　公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条、附則第十九条の二関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）			別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）		
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～四十一（略）			一～四十一（略）		
四十二　金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務の許可、金融商品仲介業者若しくは信用格付業者の登録、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業務の免許又は連携金融商品債務引受業務の認可			四十一　金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務の許可、金融商品仲介業者若しくは信用格付業者の登録、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業務の免許又は連携金融商品債務引受業務の認可		
イ（略）	（略）	（略）	イ（略）	（略）	（略）
ロ　金融商品取引法第三十一条第四項（変更登録）の変更登録（同法第二十九条の二第一項第五号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るもの、同項第六号の登録免許税法の一部を改正する法律（令和七年法律第　号）第　条（登録）の金融サービス仲介業の登録に係るもの及び同項第七号の登録免許税法の一部を改正する法律（令和七年法律第　号）第　条（登録）の金融サービス仲介業の登録に係るものを除く。）	登録件数	一件につき　九万円	ロ　金融商品取引法第三十一条第四項（変更登録）の変更登録（同法第二十九条の二第一項第五号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るもの、同項第六号の登録免許税法の一部を改正する法律（令和七年法律第　号）第　条（登録）の金融サービス仲介業の登録に係るもの及び同項第七号の登録免許税法の一部を改正する法律（令和七年法律第　号）第　条（登録）の金融サービス仲介業者の登録を除く。）	登録件数	一件につき　九万円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

号の電子募集業務若しくは電子募集取扱業務を行うために受けるもの（同法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）の第一種少額電子募集取扱業務のみ又は同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）の第二種少額電子募集取扱業務のみを行うために受けるものを除く。）又は同法第二十九条の二第一項第八号若しくは第九号の業務を行うために受けるものに限る。）		
四十二～四十七　（略）		
四十八　金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定		
イ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十二条（登録）の金融サービス仲介業者の登録	登録件数	一件につき　九万円
ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十三条第一項第四号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき　九万円
ハ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四十条（認定金融サービス仲介業協会の認定）の認定金融サービス仲介業協会の認定	認定件数	一件につき　十五万円
四十九～百四十九　（略）		
百五十　不動産特定共同事業の許可若しくは不動産特定共同事業の種別の変更の認可又は小規模不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定共同事業の種別の変更の登録		
イ　（略）	（略）	（略）
ロ　不動産特定共同事業法第九条第一項（変更の認可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第五条第一項第六号（許可の申請）の不動産特定共同事業の種別の増加に係るものに限る。）	認可件数	一件につき　三万円

号の電子募集業務若しくは電子募集取扱業務を行うために受けるもの（同法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）の第一種少額電子募集取扱業務のみ又は同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）の第二種少額電子募集取扱業務のみを行うために受けるものを除く。）又は同法第二十九条の二第一項第八号若しくは第九号の業務を行うために受けるものに限る。）		
四十二～四十七　（略）		
四十八　金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定		
イ　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十二条（登録）の金融サービス仲介業者の登録	登録件数	一件につき　九万円
ロ　金融サービスの提供に関する法律第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十三条第一項第四号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき　九万円
ハ　金融サービスの提供に関する法律第四十条（認定金融サービス仲介業協会の認定）の認定金融サービス仲介業協会の認定	認定件数	一件につき　十五万円
四十九～百四十九　（略）		
百五十　不動産特定共同事業の許可若しくは不動産特定共同事業の種別の変更の認可又は小規模不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定共同事業の種別の変更の登録		
イ　（略）	（略）	（略）
ロ　不動産特定共同事業法第九条第一項（変更の認可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第五条第一項第七号（許可の申請）の不動産特定共同事業の種別の増加に係るものに限る。）	認可件数	一件につき　三万円

る。）		
三・四　（略）	（略）	（略）
百五十一～百六十　（略）		

る。）		
三・四　（略）	（略）	（略）
百五十一～百六十　（略）		

○　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（附則第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（登録の拒否） 第六条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一・二　（略） 三　第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）	（登録の拒否） 第六条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一・二　（略） 三　第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける国の機関又は法人	事務
一～十二　（略）	（略）
十二の二　金融庁又は財務省	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三～百二十三　（略）	（略）

改正案	現行
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける国の機関又は法人	事務
一～十二　（略）	（略）
十二の二　金融庁又は財務省	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三～百二十三　（略）	（略）

四　（略）

五　この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第百二号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六～十六　（略）

2～4　（略）

（廃業等の届出）

第十条　貸金業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一～五　（略）

四　（略）

五　この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第百二号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六～十六　（略）

2～4　（略）

（廃業等の届出）

第十条　貸金業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から十日以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一～五　（略）

六　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合　当該登録又は変更登録を受けた者

2・3　（略）

（登録の拒否）

第二十四条の二十七　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

一・二　（略）

三　第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により第三条第一項の登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの）

四　（略）

五　この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六～八　（略）

2　（略）

六　金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合　当該登録又は変更登録を受けた者

2・3　（略）

（登録の拒否）

第二十四条の二十七　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

一・二　（略）

三　第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により第三条第一項の登録を取り消され、又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの）

四　（略）

五　この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六～八　（略）

2　（略）

○　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三関係） 一　次の表に掲げる法人	別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三関係） 一　次の表に掲げる法人
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）
二　（略）		二　（略）	

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）
一～四十七　（略）	一～四十七　（略）
四十八　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第六章に規定する罪	四十八　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第四章に規定する罪
四十九～五十九　（略）	四十九～五十九　（略）

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第四十九条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第二条関係） 一～四十七　（略） 四十八　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第七章に規定する罪 四十九～五十九　（略）	別表（第二条関係） 一～四十七　（略） 四十八　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第六章に規定する罪 四十九～五十九　（略）

○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）（附則第五十条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条　（略） ２　この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。 一　（略） 二　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 三　（略） ３～６　（略）	（定義） 第二条　（略） ２　この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。 一　（略） 二　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 三　（略） ３～６　（略）

○ 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（附則第五十一条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条　この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であって、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。 一～七　（略） 八　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であって、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに掲げる者を除く。） イ　金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。） ロ　（略） 九～十三　（略） ２　（略）	（定義） 第二条　この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であって、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。 一～七　（略） 八　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であって、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに掲げる者を除く。） イ　金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。） ロ　（略） 九～十三　（略） ２　（略）

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第五十二条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第二（第二条関係） 一～三十　（略） 三十一　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百四十三条第四号（損失補填に係る利益の収受等）の罪 三十二～三十七　（略）	別表第二（第二条関係） 一～三十　（略） 三十一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十八条第四号（損失補填に係る利益の収受等）の罪 三十二～三十七　（略）

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（附則第五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（口座管理機関の口座の開設） 第四十四条　次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。 一　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 二～十三　（略） 2　（略）	（口座管理機関の口座の開設） 第四十四条　次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。 一　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） 二～十三　（略） 2　（略）

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（附則第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（附則第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（附則第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（金融商品取引法等の適用除外等） 第六十三条　（略） 2　前項に規定する場合において、第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行うときは、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七、第三十八条第七号、第三十八条の二、第四十条の三の三及び第四十条の三の四を除く。）、第七款及び第八款の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。 3・4　（略）	（金融商品取引法等の適用除外等） 第六十三条　（略） 2　前項に規定する場合において、第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行うときは、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第三十八条の二を除く。）、第七款及び第八款の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。 3・4　（略）

○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（附則第五十七条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第百十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十　（略） 十一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。 十二　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。 十三～十六　（略）	第百十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～十　（略） 十一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。 十二　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。 十三～十六　（略）

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第五十八条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（附則第五十九条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（供給促進交付金の交付） 第二条の二　（略） ２・３　（略） ４　経済産業大臣は、交付対象区分等を定めるときは、あらかじめ、当該交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十八号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。次条第七項及び第三条第八項において同じ。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。 ５～７　（略）	（供給促進交付金の交付） 第二条の二　（略） ２・３　（略） ４　経済産業大臣は、交付対象区分等を定めるときは、あらかじめ、当該交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。次条第七項及び第三条第八項において同じ。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。 ５～７　（略）

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第六十条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正） 第百三十条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。 第十五条第二号ハ及び第五十一条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第百四十条から第百四十三条までの規定、第百四十五条及び第百四十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。	（金融サービスの提供に関する法律の一部改正） 第百三十条　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。 第十五条第二号ハ及び第五十一条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第八十五条から第八十八条までの規定、第九十条及び第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

○ 孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第　号）（附則第六十一条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（孤独・孤立対策推進副本部長） 第二十四条　本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。 ２　副本部長は、本部長の職務を助ける。 附　則 （内閣府設置法の一部改正） 第四条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第一項に次の二号を加える。 三十五　孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第　号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の五において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項 第四条第三項第二十七号の三の次に次の二号を加える。	（孤独・孤立対策推進副本部長） 第二十四条　本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。 ２　副本部長は、本部長の職務を助ける。 附　則 （内閣府設置法の一部改正） 第四条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第一項に次の一号を加える。 三十四　孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第　号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の五において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項 第四条第三項第二十七号の三の次に次の二号を加える。

改正案	現行
二十七の四　孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。 二十七の五　前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。 第四十条第三項の表民間資金等活用事業推進会議の項の次のように加える。 孤独・孤立対策推進本部　孤独・孤立対策推進法	二十七の四　孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。 二十七の五　前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。 第四十条第三項の表民間資金等活用事業推進会議の項の次のように加える。 孤独・孤立対策推進本部　孤独・孤立対策推進法

○ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）（附則第六十二条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正） 第十七条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。 第三十二条中「第四号」を「第一項第四号」に改める。 第百四十八条第三号中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。 三の二　第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。	附　則 （金融サービスの提供に関する法律の一部改正） 第十七条　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。 第三十二条中「第四号」を「第一項第四号」に改める。 第九十二条第三号中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。 三の二　第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。

○ 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第六十三条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十二　（略） 二十三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。 二十四　金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。 二十五～三十　（略） ２　前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 ３　前二項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成	（所掌事務） 第四条　金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十二　（略） （新設） （新設） 二十二の二～二十七　（略） ２　前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成す

するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

（証券取引等監視委員会）

第八条　証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（勧告）

第二十条　委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2　（略）

するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

（証券取引等監視委員会）

第八条　証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供に関する法律（平成十三年法律第百一号）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（勧告）

第二十条　委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2　（略）

○金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第六十四条関係）

改正案	現行
（所掌事務）	（所掌事務）
第四条　（略）	第四条　（略）
2　前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条の二第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。	2　前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。
3　（略）	3　（略）

（傍線部分は改正部分）

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第六十五条関係）

改正案	現行
（任務）	（任務）
第三条　（略）	第三条　（略）
2　前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十九号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。	2　前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十八号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。
3　（略）	3　（略）

（傍線部分は改正部分）

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五　（略）

二十六　国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第一条第六項に規定するものをいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

二十七～三十四　（略）

2・3　（略）

第十一条　第四条第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第三項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の二　第四条第一項第二十七号及び第二十八号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第三項の規定により消費者庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第三項第二十七号及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の三　第四条第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、同条第二項に規定する事務（こども家庭庁設置法第四条第三項の規定によりこども家庭庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（総合海洋政策推進事務局）

第四十一条の二　総合海洋政策推進事務局は、第四条第一項第三十二号に掲げる事務をつかさどる。

2～4　（略）

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五　（略）

（新設）

二十六～三十三　（略）

2・3　（略）

第十一条　第四条第一項第二十五号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第三項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の二　第四条第一項第二十六号及び第二十七号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第三項の規定により消費者庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第三項第二十七号及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の三　第四条第一項第二十八号から第三十号までに掲げる事務、同条第二項に規定する事務（こども家庭庁設置法第四条第三項の規定によりこども家庭庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（総合海洋政策推進事務局）

第四十一条の二　総合海洋政策推進事務局は、第四条第一項第三十一号に掲げる事務をつかさどる。

2～4　（略）

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　（略） 一～二十五　（略） 二十六　国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第一条の二第六項に規定するものをいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項 二十七～三十四　（略） 2・3　（略）	（所掌事務） 第四条　（略） 一～二十五　（略） 二十六　国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第一条第六項に規定するものをいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項 二十七～三十四　（略） 2・3　（略）

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

金融商品取引法改正（２）－企業開示制度の見直し－

2024年1月26日（金）15:00～16:56
オンライン開催

出席者（五十音順）

飯田　秀総　東京大学大学院法学政治学研究科教授
石田　眞得　関西学院大学法学部教授
伊藤　靖史　同志社大学法学部教授
梅本　剛正　甲南大学共通教育センター教授
片木　晴彦　広島大学人間社会科学研究科実務法学専攻特任教授
加藤　貴仁　東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口　恭弘　同志社大学法学部教授
北村　雅史　関西大学大学院法務研究科教授
小出　篤　早稲田大学法学部教授
齊藤　真紀　京都大学大学院法学研究科教授
白井　正和　京都大学大学院法学研究科教授
髙橋　陽一　京都大学大学院法学研究科教授
舩津　浩司　同志社大学法学部教授
山下　徹哉　京都大学大学院法学研究科教授
行澤　一人　神戸大学大学院法学研究科教授
若林　泰伸　早稲田大学大学院法務研究科教授

【報　　告】

金融商品取引法改正（２）

−企業開示制度の見直し−

東京大学大学院法学政治学研究科教授
加　藤　貴　仁

目　　次

１．　本報告の目的
２．　四半期報告制度の導入から廃止の経緯
（１）四半期報告制度の沿革
（２）関連する制度の整備
（３）課題
３．　令和５年金商法改正（四半期報告制度廃止関連）の概要　−四半期報告制度廃止後の継続開示の全体構造−
（１）令和５年金商法改正後の継続開示の枠組み
（２）四半期報告制度に関する規定の削除
（３）半期報告に関する規定の改正
（４）公衆縦覧期間の延長
（５）四半期決算短信の見直し
（６）若干のコメント
４．　2022 年 DW 報告書②に至る議案の対立点
（１）定期的な開示と適時開示（Timely Disclosure）の関係
（２）四半期開示（四半期短信）の信頼性の確保
５．　発行開示への影響
討論

○川口　　それでは、時間になりましたので、今月の金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

本日は、「金融商品取引法の改正（２）−企業開示制度の見直し−」と題しまして、東京大学の加藤先生からご報告いただきます。

よろしくお願いいたします。

○加藤　　東京大学の加藤です。本日はよろしくお願いいたします。

１．本報告の目的

令和５年（2023 年）の金融商品取引法の改正前、上場会社を対象とする事業年度途中の定期的な情報開示は、金融商品取引法に基づく四半期報告（令和５年改正前金融商品取引法 24 条の４の７）と証券取引所の規則に基づく四半期短信（東京証券取引所・有価証券上場規程 404 条）から構成されていました。四半期報告と四半期短信は合わせて「四半期開示」と呼ばれていました。令和５年の金融商品取引法の改正により四半期報告が廃止され、上場会社を対象とする四半期開示は四半期短信に一本化されることとなりました。

四半期報告は平成 18 年（2006 年）の証券取引法改正によって導入されましたが、後ほどご説明しますように、継続的に見直しの要否が議論されてきました。令和５年の金融商品取引法の改正は金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ（以下、「DW」という）の提言に基づくものですが、DW では、四半期報告の廃止のみならず、四半期開示の任意化までが検討の俎上に乗せられ

ていました。そのため、DWでなされた様々な議論は、上場会社を対象とする開示規制の将来を検討する際の重要な資料として位置付けられるべきであると考えます。

本報告では、上場会社を対象とする開示規制の全体構造を意識しつつ、令和５年の金融商品取引法の改正のうち、四半期報告の廃止に関連するものの概要を紹介し、若干の分析を試みることにします。

２．四半期報告制度の導入から廃止の経緯

（１）四半期報告制度の沿革

前述のとおり、四半期報告制度は平成 18 年の改正によって導入されましたが、それ以前に、証券取引所の規則によって四半期開示の整備が進められていました（令和４年度 DW 第１回（2022 年 10 月５日）資料３ 事務局参考資料２頁、令和３年度 DW 第６回（2022 年２月 18 日）資料２ 事務局説明資料３-11 頁）。

まず、1999 年 11 月に東京証券取引所（以下、「東証」という）がマザーズ市場で四半期情報の開示を義務付け、その後、制度整備が進んできたということです。その経緯については、本日の資料（レジュメ２頁）にも記載しておりますし、令和３年度 DW 第６回（2022 年２月 18 日）資料２事務局説明資料に非常に詳細な説明がありますので、省略します。

そして、平成 18 年の証券取引法改正（平成 18 年６月 14 日法律第 65 号により導入、施行は 2008 年４月）によって、法定開示として四半期報告が導入されることになりました。

この改正は、金融審議会金融分科会第一部会「ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告－今後の開示制度のあり方について－」(2005 年６月 28 日）の提言に基づくものと思われます。こちらは四半期報告を導入した際の DW の報告で非常に重要ですので、若干長いですが、該当部分を読み上げさせていただきます（2005 年 DW 報告書）。

「近年、企業を取り巻く経営環境の変化は激しく、これに伴い、企業業績も短期間のうちに一層、大きく変化するようになってきている。こうした状況の下では、投資者に対し、企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められるとともに、これを通じて、企業内においても、より適時に経営管理に必要な情報を把握し、的確な経営のチェックを行っていくことが期待される。

四半期開示は、以上のようなニーズを受け、適時開示の一環として、東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所において段階的に導入されてきている」（１-２頁）

「四半期開示については、当初の想定をはるかに上回るペースで実務面での対応が進んできていると考えられるが、このことを踏まえ、今後はさらに、次のような観点から、制度の整備を図っていくことが重要な課題となる。……③証券取引所における四半期開示では、四半期情報に虚偽記載等がある場合であっても、罰則は適用されず、虚偽記載等により損害を被った投資者に対する証券取引法上の民事責任規定等も適用されない。また、四半期開示を発行登録制度上の参照書類と位置づけていくことの必要性等も考えると、証券取引法上も、四半期報告制度を整備していくべきである」（２-３頁）

「四半期開示を証券取引法上の開示としても位置づけていくことについては、法制化することでかえって四半期開示に求められる適時性、迅速性が失われないかとの指摘がある。四半期報告制度の法制化に当たっては、四半期開示の適時性・迅速性が失われることがないよう、十分な配慮が行われるべきである」（３頁）

その後、四半期報告及び四半期短信も含めた四半期開示については、定期的に様々な見直しの対象になってきました。

まず、平成 23 年（2011 年）の企業内容等の開示に関する内閣府令（企業内容等府令）の改正（同年３月 31 日交付、同年４月１日施行）によって、四半期報告書の記載事項が簡素化されました。

この点につきましては、関連する企業内容等開

示府令の改正の際の金融庁のプレスリリースをご参照ください。（金融庁「「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について」(2010 年 12 月 22 日)）。

その後も制度の見直しが主に金融審議会の DW で継続的に行われ、2016 年の DW 報告書と 2018 年の WG 報告書に関連する記載があります。

最初に、2016 年に公表された DW 報告書（「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて－」(2016 年４月 18 日)(2016 年 DW 報告書)）について、四半期開示に関する部分を読み上げてさせていただきます。

「決算短信及び四半期決算短信については、開示実務において有価証券報告書の開示が比較的遅いことなどもあって、投資家ニーズに応える形で記載事項を増やしてきたため、速報としての性格に比して作成・公表の事務負担が過重となっている、また、記載内容が有価証券報告書と重複しているのではないかとの指摘がある。このため、投資者の投資判断に重要な情報を迅速かつ公平に提供するものであるとの目的・役割により即し、より効果的・効率的な開示が行われるよう、次のような整理・合理化を行うことが適当である」として、 その主に３つのポイントが書かれています。（５−６頁）

ⅰ 監査及び四半期レビューが不要であることの明確化

ⅱ 速報性に着目した記載内容の削減による合理化

ⅲ 要請事項の限定等による自由度の向上

です。

第１点目の「監査及び四半期レビューが不要であることの明確化」については、以下のような記載があります。

「四半期決算短信については、四半期報告書と開示の日程が近接している事例もあり、四半期報告書と一本化すべきとの指摘がある一方、開示の日程が近接しているのは、四半期レビューによる確認を待っていることによるところもあり、むしろ、速報性の要求される四半期決算短信の早期提出を促すべきではないかとの指摘もある」

この DW 報告に従って、こちらは主に四半期決算短信の簡素化、速報性の重視ということを目的とした上場規則の制度整備が行われています。

次に、2018 年に公表された報告書（金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－資本市場における好循環の実現に向けて－」(2018 年６月 28 日)(2018 年 DW 報告書)）では、四半期報告の見直し自体が議論の対象となり、関連して次のような記載が掲げられることになりました。

「四半期開示については、

- 中長期の視点で投資を行う観点からも進捗確認の意義を認める見解が大勢であるほか、
- 現状、非財務情報などの中長期的な企業価値向上の観点から特に重視される情報の開示が必ずしも十分とは言えないこと
- 半期・四半期のみならず、重要な企業情報の開示が全体として適時に行われる枠組み・ガバナンスが必ずしも十分とは言えないこと
- 情報開示により市場の価格形成がより効率的に行われるようになっているとの指摘があること
- このような状況において、例えば、四半期開示を任意化した場合、開示の後退と受け取られて我が国の資本市場の競争力に影響を及ぼしかねないと考えられること

等を踏まえると、現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、今後、四半期決算短信の開示の自由度を高めるなどの取組みを進めるとともに、引き続き、我が国における財務・非財務情報の開示の状況や適時な企業情報の開示の十分性、海外動向などを注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくことが考えられる」（24 頁）

このように、2018 年の DW 報告書では、四半期報告と四半期決算短信から構成される四半期開示については、今後も継続的に見直しをしていくということが書かれていました。

これを受けて、令和３年度と令和４年度の DW で再びこの四半期開示に関する見直しが取り上げられることになりました。

このように、2018 年の DW 報告書で既に四半期開示については継続的な見直しが必要であるという認識が示されていましたので、その延長線上に今回の改正作業は位置付けられると思います。ただ、今回の四半期開示の見直しについては、令和３年度の DW の第６回（2022 年２月 18 日）の資料を引用していますが、若干言い方は難しいのですけれども、政治的な要請もあったように思います。

DW の事務局説明資料には、第二百五回国会における内閣総理大臣の所信表明演説（2021 年 10 月８日）と第二百八回国会における内閣総理大臣の施政方針演説（2022 年１月 17 日）の抜粋があります。

まず、第二百五回国会における内閣総理大臣の所信表明演説の「三　第二の政策　新しい資本主義の実現」には、以下のような内容が含まれていました。

「企業が、長期的な視点に立って、株主だけではなく、従業員も、取引先も恩恵を受けられる「三方良し」の経営を行うことが重要です。非財務情報開示の充実、四半期開示の見直しなど、そのための環境整備を進めます」

そして、第二百八回国会における内閣総理大臣の施政方針演説では、「三　新しい資本主義」として、「……成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現する要となるのが、分配戦略です。……第二に、「人への投資」の抜本強化です。……人的投資が、企業の持続的な価値創造の基盤であるという点について、株主と共通の理解を作っていくため、今年中に非財務情報の開示ルールを策定します。あわせて、四半期開示の見直しを行います」とあります。

この資料に引用されている内閣総理大臣の所信表明演説や施政方針演説を拝見すると、四半期開示は、企業の中長期的な経営であったり、また非財務情報の開示の充実と関係して見直すという方針が示されましたが、結果として令和３年度の DW 報告書では、中長期的な経営との関係であったり非財務情報の充実との関係という点で四半期開示を見直すという立場は取られていません。

令和３年度の DW の検討結果は、2022 年６月 13 日に公表された報告書（金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて―」（以下、「2022 年 DW 報告書①」という））に結実していますが、そこでどのような立場が取られたかということを確認したいと思います。

前述のとおり、まず「「新しい資本主義」をはじめ、中長期的な視点に立った企業経営と四半期開示の関係に関する議論が改めて高まっている」との指摘がなされています（23 頁）。

それに対して、「四半期開示については、経営の短期主義化につながる、経営の短期主義とは無関係である等、幅広い考え方が示されているが、これまでの実証研究をみる限り、四半期開示と短期主義との関係は必ずしも明確ではない」（25 頁）。

さらに、WG 報告書には明確に表れてはいませんが、DW の議論の中では、非財務情報の開示を充実すれば四半期開示に関する開示規制を緩めてもいいという関係はなくて、むしろ非財務情報と四半期開示は補完関係にある、四半期開示などにより財務情報が定期的に開示されることをより意味があるものにするのが非財務情報の開示であって、非財務情報の開示を充実させるからといって、四半期開示に関するレベルを落としていいという関係はないということが、早い段階から多くの委員から指摘されていました。このような意見が有力であったため、報告書では、非財務情報の開示の充実と四半期開示の見直しを直接的に関連づけることはされなくなりました。

また、四半期開示と中長期的な視点に立った企業経営との関係についても、四半期開示があるから企業の経営が短期主義化することは、少なくとも現時点では、そういったことを示す研究は確立していないため、これも報告書において四半期開示の見直しの理由としては挙げられることはあり

ませんでした。

したがって、四半期開示の見直しは、次に述べるように、企業開示の効率化とコスト削減を根拠とするものであったと評価できると思います。関連する箇所を読み上げさせていただきます。

「足元の開示実務をみると、両者――これは四半期決算短信と四半期報告ですけれども――の間の内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されており、エンフォースメントなどを工夫することにより、両者の「一本化」を通じたコスト削減や開示の効率化が可能であると考えられる。

また、「一本化」については、四半期報告書に集約させる方法と四半期決算短信に集約させる方法とが考えられるが、

- 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること
- 投資家への積極的情報開示が行われている四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること。また、一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表し、さらには経営幹部によるアナリスト等との Q&A の模様などを公表する動きが進んでおり、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要であること

「正確性の担保」という点からは、四半期報告書の形でなくても、代替的な手法（例えば、四半期決算短信を臨時報告書として開示することにより担保する方策等）により確保することも考えられるとの指摘があること等を踏まえると、四半期決算短信への「一本化」とすることが適当と考えられる。

具体的には、上場企業についての法令上の四半期開示義務（第１・第３四半期）を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられる」（26 頁）

そして、この 2022 年６月の報告書で示された四半期決算短信への一本化を前提とした場合の課題についてその後も DW の検討が進み、その成果として出されたのが 2022 年 12 月 27 日の報告書（金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」（2022 年 12 月 27 日）（2022 年 DW 報告書②））です。

この内容につきましては、もう少し具体的な令和５年金商法改正及びその後の四半期決算短信制度の改正の内容と併せて紹介していきたいと思います。

その後、2022 年 DW 報告書②の提言に基づき、改正法案が 2023 年３月 14 日の第 211 回国会（通常国会）に提出されましたが、継続審議となり、同年 11 月 20 日の第 212 回国会（臨時国会）において成立しました。

この四半期報告の廃止に関する改正（金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年 11 月 29 日法律第 79 号））は、2024 年４月１日に施行される予定です。

その結果、３月決算の会社は 2024 年４月から６月の期間について四半期報告書を提出する必要はなくなり、2024 年４月から９月について半期報告書の提出義務を負うことになる予定です。

一方、３月決算以外の会社については、経過措置があり、まず、2024 年４月１日前に開始した四半期については、四半期報告書の提出義務があります。そして、当該四半期報告書の対象となる四半期が属する事業年度から半期報告書を提出するという義務もあります。

その結果どういうことになるかというと、12 月決算の上場会社は、2024 年１月から３月について四半期報告書を 2024 年５月の中旬頃までに出さなければいけないことに加えて、2024 年１月から６月についての半期報告書を提出する義務があるということになります。

（２）関連する制度の整備

この法律自体は 2023 年 11 月 20 日に成立しており、その施行が迫っていますが、関連する制度の整備は、もともと先に挙げた通常国会で成立することを前提として進んでいたのではないかと思います。そのため、急ピッチという評価は適切では

ないかもしれませんが、改正法の成立後１か月もたたない内に政省令のパブリックコメントが開始されました（金融庁「令和５年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」（2023 年 12 月８日）。

一方、四半期決算短信の見直しなどに関する東京証券取引所の上場規則の整備については、こちらは「四半期開示の見直しに関する実務の方針」が 2023 年 11 月 22 日に出ており、それを踏まえて、上場制度の見直しなどに関する案が既に出ています。

・東京証券取引所「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」(2023 年 12 月 18 日)

また、四半期報告が廃止されることに伴い、会計基準や監査基準の対応も必要となりますが、そちらについても、2023 年 12 月にそれぞれ公開草案という形で様々な資料が出ています。

・企業会計審議会監査部会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」(2023 年 12 月 21 日)
・日本公認関係士協会「「四半期レビュー基準報告書第１号「四半期レビュー」の改正及び期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」」（公開草案）の公表について」(2024 年 12 月 22 日)

ただ、本日の報告は法律面の話を中心に行いますので、会計基準や監査基準については、取り上げることはできません。申し訳ありません。

（３）課題

まずは四半期報告制度廃止後の継続開示の全体構造を確認する必要があると思います。

次に、2022 年の DW 報告書②には、単に四半期報告を廃止するかどうかということだけではなくて、それ以外にも、研究対象としては非常に興味深いというか、今後の開示制度の見直しを考える際に、理論的にも重要な問題が示されていると思います。意見が対立している問題もたくさんありました。本報告では、2022 年の DW 報告書②で取り上げられている問題の中で主に意見の対立が目立っていたものを取り上げたいと思います。

もう一つ、今回の改正は、四半期報告制度の廃止を目的とするものですが、発行開示にも大きな影響があると思います。発行開示への影響については、2023 年 12 月８日に公表された令和５年金融商品取引法等の改正に係る政令・内閣府令案などを踏まえて、四半期報告の廃止が発行開示に与える影響を紹介し、若干コメントをしたいと思います。

３．令和５年金商法改正（四半期報告制度廃止関連）の概要－四半期報告制度廃止後の継続開示の全体構造－

（１）令和５年金商法改正後の継続開示の枠組み

こちらについては、金融庁が改正法案を国会に提出する際に作っている説明資料が非常に分かりやすかったので、参考としてこちらを引用しています（金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」(2023 年３月)４頁）（レジュメ７頁）。

以下、もう少し具体的に何が変わったのかということを見ていきたいと思います。

（２）四半期報告制度に関する規定の削除

これは当然ながら、上場会社などに四半期報告書の提出を義務付ける規定（令和５年改正前金商法 24 条の４の７）、及び確認書に関する規定を四半期報告書へ準用する規定（令和５年改正前金商法 24 条の４の８）が完全に削除されました。

そのほかに、四半期報告書に関する規定を参照しているような規定が幾つかありましたので、それらも削除されました。その全てをご紹介することは不可能ですし意味がないかと思いますので、重要であると思われるものについて資料で引用しています。

まず、四半期報告書が廃止されましたので、組込方式・参照方式の有価証券届出書の参照書類に関する規定（金商法５条３項・４項）から四半期報告書に関する部分が削除されています。また、公衆縦覧に関する規定（令和５年改正前金商法25条１項７号）からも削除されていまして、かつ、発行開示・継続開示に関する規定を会社以外の発行者に準用する規定（金商法 27 条）の中からも四半期報告書に関する規定は削除されています。

さらに、当然ですが、課徴金（金商法 172 条の３第２項）や刑事罰に関する規定（金商法 197 条の２第６号、200 条５号等）の中からも四半期報告書に関する部分が削除されています。

このほかに、直接四半期報告書の廃止に関するものではありませんが、臨時報告書の提出が必要となる場合を追加するという改正が、こちらは企業内容等開示府令の改正という形で提案されています。どういった趣旨の改正かというと、2022 年の DW 報告書②では以下のような説明がされています。

「四半期報告書において、直近の有価証券報告書の記載内容から重要な変更があった場合に開示が求められてきた事項については、当該事項が元々、有価証券報告書における記載事項であることを踏まえると、これらに重要な変更があれば、同じ金融商品取引法上の報告書である臨時報告書の提出事由とすることが考えられる。例えば、有価証券報告書の記載事項であり、本年６月の当ワーキング・グループ報告において開示の充実を提言した「重要な契約」について、現行の四半期報告書において開示が求められているように、重要な変更があった場合や新たに契約締結を行った場合には、これを臨時報告書の提出事由とすることが考えられる」（６−７頁）。

（３）半期報告に関する規定の改正

令和５年の改正前から半期報告という仕組みがありましたが、これは主に非上場会社を対象とした継続開示に関する規定でした。これに対して令和５年改正後は、この半期報告の位置付けが大きく変わりまして、半期報告の提出義務を負う会社に上場会社が含まれることになりました。

さらに、上場会社の中でも、銀行や保険会社については、これらは特定事業会社と呼ばれている会社ですけれども、特別な開示、特別な半期報告書を提出する義務が課されています。

このほかに、令和５年の改正前と同じく、非上場会社も半期報告書の提出義務を課される会社の類型として挙げられています。

その結果、令和５年改正後は、半期報告書の提出義務を負う会社としては、上場会社、特定事業会社、非上場会社の３つが想定されることになりました。

この半期報告書の提出義務を負う３つの会社についてどのような義務が課されているかということを、簡単に説明します。

上場会社については、新たに半期報告書を提出しなければいけなくなりますが、その具体的な内容としましては、令和５年改正前金商法における第２四半期報告書に関する規制が維持されています（2022 年 DW 報告書②９頁）。

一方、銀行や保険会社については、特別な半期報告書の提出が求められていますが、これは令和５年改正前金商法における第２四半期報告書の特則（令和５年改正前金商法 24 条の４の７第１項後段）が維持されています（2022 年 DW 報告書②10 頁）。

次に、非上場会社についても、原則として、令和５年改正前金商法における半期報告書に関する規制が維持されています。

そのほかに、非上場会社については２つ例外があります。まず、非上場会社である特定事業会社については、令和５年改正後金商法 24 条の５第１項第２号に基づき半期報告書を提出可能とするという仕組みがあります。

もう一つの例外として、非上場会社であっても、令和５年改正後金商法 24 条の５第１項第１号に基づき、半期報告書の提出が可能となっています。これは、令和５年改正前金商法において任意の四半期報告書の提出により半期報告書の提出に替え

ることが認められていたと、こういった規制を維持するものです（2022 年 DW 報告書②11 頁。令和５年改正前金商法 24 条の４の７第２項・24 条の５第１項括弧書）。

（４）公衆縦覧期間の延長

参照方式の有価証券届出書（１年）、発行登録書及び発行登録追補書類（最大２年）、半期報告書及びその確認書（３年）、臨時報告書（１年）の公衆縦覧期間ですが、いずれも５年に延長するという改正がなされました（令和５年改正後金商法 25 条１項１号・２号、６号～８号。各書類の括弧内の数値は令和５年改正前金商法における公衆縦覧期間）。

その趣旨ですが、2022 年 DW 報告書②では、以下のような説明がされています。

「金融商品取引法上の第１・第３四半期報告書の廃止後に期中の法定開示として残る半期報告書及び臨時報告書については、現行、金融商品取引法が求める公衆縦覧期間（各報告書提出後からそれぞれ３年間・１年間）がこれらの報告書の虚偽記載に対する課徴金の除斥期間（各報告書提出後から５年間）より短いため、これらの報告書に対して、課徴金納付命令が行われる際に、公衆縦覧期間が終了している事態が生じかねない状態にある。

四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書及び臨時報告書の法定開示上の重要性が高まることに加え、特に臨時報告書は、今後、適時開示情報の信頼性の確保の役割をより一層担っていくことが期待されている。これを踏まえると、半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間については、金融商品取引法を改正し、有価証券報告書の公衆縦覧期間及び課徴金の除斥期間である５年間へ延長することが考えられる」（11 頁）

なお、2023 年１月に EDINET のシステム更改がされており、既に公衆縦覧期間満了後の有価証券報告書等の法定開示書類の閲覧が可能となっているようです。

公衆縦覧期間を延長するということ自体は望ましいと思います。ただ、公衆縦覧期間が終わっていた開示書類について課徴金納付命令を出すことの何が悪いのか、理解できていない部分もあります。DW 報告書では、課徴金納付命令が行われる際に公衆縦覧期間が終了している事態が生じかねないという、このような事態は適切ではないことを前提とする表現が用いられていますが、なぜ適切ではないのか、若干疑問があります。さらに、EDINET のシステム更改によって、公衆縦覧期間の意味が相当変わってきているように思われます。

確かに、公衆縦覧期間は、訂正届出書や訂正命令の対象範囲を画するという意味があると思います。しかし、公衆縦覧期間の延長の説明として課徴金の除斥期間を挙げることが論理的に正しいのか、腑に落ちない部分があるということだけコメントさせていただきます。

（５）四半期決算短信の見直し

こちらは金融商品取引法の改正ではありませんが、四半期報告の廃止が四半期決算短信の見直しを前提としていますので、こちらも併せて取り上げさせていただきます。

前述のとおり、2022 年の DW 報告書②では、四半期決算短信の開示内容、四半期決算短信に対する監査人のレビューの有無、四半期決算の虚偽記載に対するエンフォースメントという具体的な課題が挙げられています。これらについてどのような提言がされていたのかということをまず確認したいと思います。

まず、四半期決算短信の開示内容について、「今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点からは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる」。

次に、四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無について、「速報性の観点等から、四半期決算短信については監査人によるレビュー

を一律には義務付けないことが考えられる。……企業においてレビューを受けるかどうかは任意とするとともに、投資家への情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示することが考えられる。……会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられる」。

最後に、四半期決算の虚偽記載に対するエンフォースメントについて、「四半期決算短信は取引所における開示書類であるため、「一本化」後の四半期決算短信の虚偽記載に対しては、まず取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる。……法令上のエンフォースメントについては、四半期決算短信に関しても情報の信頼性・正確性を確保する観点から、虚偽記載について民刑事の責任や課徴金などの対象とすべきとの意見があった。しかしながら、これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないことや、第１・第３四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることを踏まえると、現時点では、これを不要とすることが考えられる」。

今読み上げました2022年12月のDW報告書の提言に沿った形で、四半期決算短信の見直しに関する制度整備が進められています。

以下、四半期開示の見直し実務指針のスライドを資料として引用していますので（レジュメ 13頁）、適宜ご参照ください（第１四半期決算短信・第３四半期決算短信の開示内容（四半期開示見直し実務方針10-11頁）。

なお、第２四半期と通期の決算短信については、対応する法定開示が存続することから、現行の取扱いが維持されています（四半期開示見直し実務方針23頁）。

四半期決算短信の見直しについて、DWでは、現在の四半期決算短信にどれくらいの情報を加えるべきかが議論されました。結果として、これまで四半期報告として開示されてきた情報よりは少ない情報しか四半期決算短信としては開示されないことになりましたが、どういった情報が、正確に言うと、四半期報告では開示されていたけれども、四半期決算短信では開示されなくなる情報としてどういったものがあるのかを確認しておきたいと思います。

一つは、財務諸表の注記に関する情報であって、全くなくなったわけではありませんが、相当少なくなりました。四半期決算短信は、その後に四半期報告書が開示されることを前提に、速報性の観点から開示内容が簡素化されてきたという経緯がありますが（2022 年 DW 報告書②６頁）、これに対して企業からは、四半期報告書の注記情報はほとんど利用されていないと感じているとの意見もあったようです（６頁注17）。

また、投資家側、情報の利用者の中でも、四半期報告書で開示されている注記の情報を全て四半期決算短信で開示させる必要まであるかについては、意見が分かれていたようです。そのため、DW報告書では、四半期報告で開示されている注記に関する情報の中で特に重要だと考えるものだけを決算短信として開示するという提言がなされることになりました。

次に、非財務情報も相当削減されることになるかと思います。

現在の四半期決算短信では、非財務情報の開示は要請ではなくて、企業の任意に委ねられている部分が多いと思われます。四半期決算短信の速報性の重視とその後の四半期報告との役割分担、四半期報告が開示されるので速報性を重視するという観点から、四半期決算短信について注記や非財務情報の簡素化が図られてきました（2016 年 DW報告書５−６頁）。

非財務情報が新しい四半期決算短信の中でどのような位置付けになるかというと、前述の四半期開示の見直しの実務指針のスライドが分かりやすいですが（レジュメ 13 頁）、非財務情報については、投資判断に有用と考えられる情報として、

個々の上場会社の判断で開示するという枠組みになるようです。

次に、四半期報告書と四半期決算短信（見直し前）の開示情報の比較について、日本取引所グループの「四半期開示の見直しに関する実務検討会」第１回（2023 年６月 29 日）の事務局説明資料が分かりやすかったので引用していますので、ご参照ください（事務局説明資料９-11 頁）（レジュメ 15 頁）。

（６）若干のコメント

若干のコメントですが、制度の紹介で大分時間を使ってしまいました。申し訳ありません。今回の四半期開示の見直しは、当初は短期主義への対応という形で議論が始まった部分もあったと思いますが、最終的には、2016 年や 2018 年の DW での検討の延長線上にある開示の効率化を重視するという方向で着地したと思います。

ただ、四半期報告では開示されていたけれども、四半期決算短信では開示が要請されていない事項が数多く存在することは間違いありません。従前の四半期開示として開示された情報の質と量が新しい四半期開示の下でどのように変わるかを、注視していく必要があると考えます。

４．2022 年 DW 報告書②に至る議論の対立点

次に、2022 年 DW 報告書②に至る議論の対立点として、DW 報告書や議事録の中で、私が個人的に開示制度に関する理論的な問題として重要と考える点をいくつか取り上げたいと思います。

（１）定期的な開示と適時開示（Timely Disclosure）の関係

DW の報告書及びそれに至る審議の中では、適時開示が定期的な開示を代替できるどうかについて意見の対立がありました。事務局側は、適時開示が強化されれば定期的な開示の役割は減るのではないかという方向で様々な資料を作成していたように思われますが、これに対して多くの反対意見が出されたという点が非常に興味深かったので、ご紹介したいと思います。

まず、適時開示と定期的な開示の関係について、2022 年 12 月の DW 報告書では、以下のような説明がなされています。

「取引所規則に基づく四半期決算短信への「一本化」の具体化に当たっては、四半期開示を含めた期中開示全体を俯瞰した検討が重要と考えられる。特に、企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、四半期のタイミングに限らずよりタイムリーに経営状況を把握し、会社の経営管理に利用するほか、業績に限らず、多様な媒体で情報発信を随時行う企業も出てきており、投資家の投資判断において、企業が都度発信する情報の重要性がより高まっている。これを踏まえると、取引所の適時開示の充実を図りながら、将来的に、期中における情報開示のあり方について、信頼性を確保しつつ、投資判断における重要性が高まっている適時の情報開示に重点を置いた枠組みへと見直していくことも考えられる」（2022 年 DW 報告書②２頁）。

実は、「見直していくことも考えられる」に類似の表現は、令和４年度の DW の第３回（2022 年 11 月 25 日）の資料１でも見られたのですが、そのときは「も」ではなくて「が」、「見直していくことが考えられる」になっていました。この表現については、多くの委員から、四半期開示の任意化を既定方針とするような表現であるとして強い反対意見があり、それを受けて「見直していくことも考えられる」ということになりました（令和４年度 DW 第４回（2022 年 12 月 25 日）における廣川斉企業開示課長の説明）。

そのほかに、2022 年 12 月の DW 報告書の中には、次のような記述もあります。若干長いのですが、こちらも読み上げさせていただきます。

「積極的な適時開示により期中において充実した情報が適時に提供される環境が確立できれば、必ずしも一律に四半期開示を求める必要はないとの考え方もある。欧州では、a 2004 年の EU の透明性指令（Transparency Directive）を受けて、各国の法令に基づき、財務諸表を求めない形によ

る四半期開示の義務が導入されたが、2013 年の透明性指令の改正を受けて 2014 年から 2015 年に法令上の四半期開示義務が廃止され、各企業の判断により任意で四半期開示を行う実務が定着している。このような欧州の状況等も踏まえ、四半期開示の任意化を求める意見には、四半期開示は膨大な人的資源の投入を必要とし、企業に多大な事務負担をもたらしているというものがあった。

他方で、このような考え方はあるものの、ｂそもそも、適時開示と、四半期開示のような定期開示とは性質が異なるため、必ずしも適時開示の充実により四半期開示を代替できるわけではないとの意見があった。また、現時点において、「一本化」後の四半期決算短信の任意化を決定することや、将来的な任意化のタイミングを検討することに反対するものとして、以下のような意見があった」

「以下のような意見」の内容は省略しまして、

「このように、日本企業の開示を巡る現状に照らすと、経営戦略の進捗状況の確認としての意義、平均的な企業の開示姿勢への懸念や、開示の後退と受け取られることで日本市場全体の評価が低下するおそれ等に鑑みて、当面は、四半期決算短信を一律に義務付けることが考えられる。

その上で、将来的な四半期決算短信の任意化については、まず、企業の開示に対する意識の改善・向上や、企業が積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立によって、上記の投資家からの懸念を払拭する必要がある。このため、今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化ｃのほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられる」（2022 年 DW 報告書②２−３頁）。

今読み上げました部分でａからｃの下線部は、令和４年度の DW の第４回、最終回に提案された報告書案（令和４年度 DW 第４回（2022 年 12 月 15 日）資料１ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）（以下、「2022 年 DW 報告書②案」という））には存在しなかった部分です。

下線部ｂについては、2022 年 DW 報告書②案の注５に同様の表現があったのですが、これは非常に重要なので、本文に格上げしてほしいという意見が複数の委員から述べられまして、格上げされたという経緯があります。

このように、最終的な報告書と報告書案を比較すると、適時開示と定期開示の関係については、今後学界で研究を進めることが求められていると思います。本格的な研究は今後の課題となりますが、若干のコメントをしたいと思います。

四半期開示など定期的な開示は、「中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用」（2022 年 DW 報告書②２頁）ですが、この役割は適時開示では代替できないと思います。例えば、前年度の同期や前四半期と変わりはないという情報は、中長期の経営戦略の進捗状況を確認するうえでは有用かつ必要ですが、適時開示では開示の対象になるような情報ではないと思われます。

ただ、四半期開示など定期的な開示の内容を簡素化すれば、適時開示の役割が重要になるという関係は存在するように思います。したがって、今回の四半期開示の見直しにより、少なくとも現在よりも四半期ごとに開示される情報が少なくなりますから、今後は適時開示の役割が重要になることは否めないと思います。

適時開示についてどのような見直しが今後必要となるかについて、この点についても重要な意見が DW の審議の中で述べられていましたが、時間の都合もあり、本日ご紹介することはできません。しかし、適時開示の役割を考える際には、重要な未公開情報（material non-public information）の一般的な開示義務を何らかの形で制度化することの要否を検討する必要があると思います。

そのほかに、例えば直近の四半期決算短信の内容が急激な環境の変化によって誤解を招くようになったような場合に、それを訂正することを上場会社に求めていくことも考えられてよいように思われます。

（２）四半期開示（四半期短信）の信頼性の確保

2022 年６月の DW 報告書では、「四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策」が提言されていましたが（2022 年 DW 報告書①27 頁）、採用されませんでした。

そもそも四半期報告を導入した制度趣旨からは、四半期決算短信を対象とする法令上のエンフォースメントの仕組み（民事責任・課徴金・刑事罰）を導入するべきとの考え方に合理性が認められるように思われます。

実際に、令和４年度 DW の第１回（2022 年 10 月５日）では、賛成意見と反対意見が拮抗していました。しかし、第３回（2022 年 11 月 25 日）で事務局から示された「将来的に、適時開示情報の信頼性確保の観点から、重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とすることを検討」「上記のとおり、将来的に、重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項に含むことについて今後検討」という方向で調整がなされたようです。

DW の議論を拝見していますと、四半期決算短信に含まれる情報を臨時報告書として開示することを求める際の課題として、業績予想の取扱いが重要になる可能性があると思われます。関連する DW での委員の意見を引用していますので、これは適宜ご参照ください（レジュメ 18、19 頁）。

次に、法令上のエンフォースメントに関して新しい仕組みは設けないということになりましたので、四半期決算短信については、結局、現在と同じく、証券取引所によるエンフォースメントに大きく委ねられるということになりました。

この点についても見直しが検討されており、「四半期開示の見直しに関する実務の方針」では、「基本的な考え方」として、「取引所における開示に係る審査にあたっては、上場会社への確認が基本となるが、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくため、監査人との連携を強化し、会計不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築」することが挙げられています（19 頁）。

ただ、これまで四半期報告に含まれる四半期財務諸表については、金融商品取引法に基づきレビューが求められていましたが、監査人によるレビューが金融商品取引法上の四半期レビューではなく、取引所の規則に基づくものとなる場合には、金融商品取引法 193 条の３が適用されないと考えられるため、監査手続中に法例違反等事実を発見した場合の監査人の対応がどのようになるかについて、必要に応じて関係者に周知することが必要であるとの意見があった、という記述が 2022 年 12 月の DW 報告書にあります（８頁注 27）。

以上を踏まえて若干のコメントですが、四半期財務諸表のレビューが不要となることによって、監査人と上場会社の関係、１年間の監査の実務にどのような変化が生じるのか注視していく必要があると思います。

こういった監査の実務が、東証が想定しているような監査人との連携という観点から望ましい方向に発展していくことが期待されます。

もう一つ、法令上のエンフォースメントに関して、刑事罰、課徴金に加えて、民事責任も重要な役割を果たしています。この民事責任については、決算短信など取引所の規則に基づく開示に虚偽記載などがあった場合、上場会社やその役員等が民法 709 条に基づく損害賠償責任を負う現実的な可能性がどの程度存在するのかを改めて考える必要があると思いました。なぜかというと、最近の上場会社の虚偽記載の事件では、金商法ではなくて、民法 709 条に基づく損害賠償責任が認められている事例もかなりあるからです。

今回、四半期開示が四半期決算短信に統合されましたが、このことが四半期決算短信の虚偽記載に基づく民法 709 条の損害賠償責任の成否を考える際にどのように考慮されるのか、検討されるべきであると思われます。

５．発行開示への影響

最初に、令和５年改正前金商法に基づく発行開示における四半期報告書（四半期財務諸表）の位置付けを、資料は単に企業内容等開示府令を抜粋しただけですけれども、紹介しています。

当然ですが、例えば通常方式（企業内容等開示府令第２号様式）では、有価証券届出書を提出する時期に応じて、開示可能な四半期財務諸表を有価証券届出書に掲載し、四半期レビュー報告書を添付することが求められています（企業内容等開示府令第２号様式記載上の注意(60)c・（61）ただし書等）。

さらに、通常方式では、連結会計年度の開始からおおむね３か月、６か月、９か月が経過した時点から、各四半期に係る四半報告書の提出期限前に届出書を提出する場合には、上記の各期間の経営成績の概要を有価証券届出書に記載する必要があるということも掲げられています（企業内容等開示府令第２号様式記載上の注意(66)b。連結の経営成績の概要を記載すれば単体の経営成績は省略可能。企業内容等開示府令第２号様式記載上の注意(74)ただし書）。

つまり、現行法では、四半期の業績についても有価証券届出書で開示しなければいけない場合がかなりあるということです。

一方、令和５年改正後金商法に基づく発行開示における四半期財務諸表の位置付けは、大きく変わります。四半期報告がなくなりますが、四半期決算短信はありますので、四半期財務諸表自体は作成されると思います。企業は四半期財務諸表を作成しますが、それが有価証券届出書の中でどのように位置付けられるかについて、企業内容等開示府令の改正案の関係箇所を抜粋しています（レジュメ 21、22 頁）。

まず、通常方式（企業内容等開示府令改正案第２号の２様式）を見ますと、通常方式の中で四半期財務諸表に言及されていた部分は、中間財務諸表に全て改められています（企業内容等開示府令改正案第２号様式記載上の注意（61）ただし書等）。

この中間財務諸表についても、第２号様式の有価証券届出書に掲載しなければいけないのは、中間財務諸表の提出期限の経過後に有価証券届出書を提出する場合に限られます。

一方、第１四半期に係る決算短信後に有価証券届出書を提出する場合には、四半期財務諸表を有価証券届出書に掲載することは求められていません。

このほか、中間財務諸表の提出期限の経過前に有価証券届出書を提出する場合については、上半期というか、６か月間について経営成績の概要の記載が求められています。しかし、連結会計年度の例えばおおむね３か月が経過して、６か月が経過する前に有価証券届出書を提出する前に、その３か月について経営成績の概要を記載するといったような規律は削除されています。

通常方式のみご説明しましたが、基本的に同じ発想で、組込方式と参照方式も改正されています。

最後に大ざっぱなコメントとなりますが、四半期報告を廃止したことによって、有価証券届出書によって開示すべき事項もそれに合わせて形式的に削減されているようです。このような方向での改正が果たして合理的であったのかについては、検討の余地があると考えます。

ただ、四半期財務諸表を任意で有価証券届出書に記載する枠組みがありまして、それが可能であることは、企業内容等開示ガイドラインの改正案でも明記されています。そして、四半期財務諸表を任意で掲載する場合には、レビューを受けているかどうか、レビューがある場合はレビュー報告書の掲載も必要という形になっています。

しかし、企業内容等開示ガイドラインの改正案に対する実務家の解説の中には、レビューがないにもかかわらず四半期財務諸表を有価証券届出書に掲載するということには慎重な態度が必要であるという意見がありました。

私はあまり会計や監査の実務には詳しくないのですが、新しい四半期決算短信の枠組みでは、原則、レビューはなくてもよくて、何か問題があった場合だけ義務付けられるという枠組みになって

いると思います。今後どれくらいの会社が自主的に、任意にレビューを受けることを選択するかは分かりません。しかし、会計や監査の実務において、例えば有価証券届出書を作成する必要があるから四半期財務諸表についてレビューをしてほしいと個別的に監査人に要求した場合に、監査人側でそれに対応できるかどうか等が気になりました。

大変不十分でまとまりのない報告でしたが、私からの報告は以上です。ご意見などをよろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

【討　　論】

○川口　　加藤先生、ご報告ありがとうございました。

それでは、どこからでも結構ですので、ご意見、ご質問を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【四半期レビューの基準の策定主体】

○小出　　最後に加藤先生がおっしゃったところと関わるかと思うのですが、四半期決算短信はレビューを受けなくてよくて、ただ任意には受けることができるということだと思いますが、任意で受けることができる場合に、やはり監査人が困るのは、その基準だと思うのです。

今の四半期報告書だと、四半期基準というのを企業会計基準委員会（ASBJ）でも作っていますから会計基準は明確なのですが、今後、四半期報告書というものが金商法の改正でなくなるわけですから、ご承知のとおり、四半期会計基準というのも当面は存続しますけれども、ASBJ でも半期報告書についての基準を新たに作っていて、基本的には半期報告書の基準のみがメンテナンスされていくということが想定されているのだと思います。

四半期の方について任意にレビューを受けるという場合に、今後は四半期基準が存在しないことになっていて、ASBJ のマンデートから考えても、金商法上の開示でないものについてはなかなか基準が作れないと。したがって、ここはやはり基本的には取引所の方で基準を作っていただくということが想定されているのですね。

もちろん、恐らくは JPX でも半期報告書の基準に合わせて四半期の基準を作っていくだろうし、そこで違うことをあえてするということは多分ないとは思うものの、やはり会計基準はかなり頻繁に変更されるところがあって、それをきちんとフォローしてその都度変えていく、会計基準あるいはレビューについての基準というものを作っていくほどの余裕が JPX にあるかどうかという問題があるように思われます。

そう考えていくと、四半期開示が四半期決算短信に一本化されるということは、もちろん方針としては全く問題ないとは思うものの、実務的には、やはり正確性という意味でどのようにそれを担保していくのかというところに難しい問題があるように思いました。

特にレビューの基準という観点から今後どういうふうな制度設計であるべきかということについて、もし加藤先生のご見解があれば教えていただければと思います。

○加藤　　ただ今の四半期レビューの基準の話は大変重要なご指摘で、むしろ小出先生の方がお詳しいので、またいろいろと教えていただきたいと思いますが、JPX が四半期レビューの基準の策定・管理までできるかは問題になり得ると思います。

そもそもレビューについては、原則不要になっています。例外的に行われるものであるという点からして、従来と相当位置付けが異なってくると思います。例えば何か会計上の問題が発生した場合に、その問題を解決するための手段としてレビューを考えると、JPX による上場規則のエンフォースメントの側面が強くなるのかもしれません。

レビューの位置づけを考える際には、任意とはいえ、四半期決算短信の信頼性を高めたいという上場会社が、シグナリングになるかどうか分かりませんが、シグナリングとしてレビューを受けるという要望がどれくらいあるかも重要であると思

います。自分で四半期決算短信の信頼性を高めたいという需要が非常に多くの上場会社からあるならば、JPX というよりも、会計基準策定の専門家団体に基準を作ってもらう方が適切であると思います。

○小出　　ありがとうございます。ASBJ を代弁する立場では全くないのですけれど、やはり ASBJ というのはすごくマンデートが限定されているというところがあって、それを超えて活動することが、してもいいような気もするのですが、やはり存在意義からしてもなかなか難しいところがあるのだと思います。

一つの方向性として今後考えられるのは、ASBJ においていわゆる期中報告書というか、期中の報告に関する一般的な会計基準を作るというようなことは中長期的にはあり得るというような議論はされているようです。私も基本的には、少なくとも四半期と半期とで会計基準が変わるようなことはあってはならないだろうと思います。それぞれの書類の性質上、違ってくることはもちろんあっていいと思うのですが、そうじゃないところについてまで変わることがあってはいけないと思いますので、そこの連携というものをどうやって取っていくかというのが課題なのかなと個人的には思っています。

どうもありがとうございました。

【公衆縦覧期間と課徴金納付命令の除斥期間の関係】

○飯田　　ご報告ありがとうございました。

細かい話かもしれませんが、レジュメ 11 ページの公衆縦覧期間のところで、ご報告を伺って、今まであまり議論がなかった、少なくとも私があまり考えてこなかった問題があると思いました。理屈にかかわる質問として、紙ベース時代に作られただろう公衆縦覧期間の制限の基本的な枠組みを、EDINET 時代というか、デジタル化していく中で金商法として公衆縦覧期間をどういう発想で設計していくべきなのかという問題につながるように思います。

これが色々な機能を果たしているというのはおっしゃるとおりだと思うのですが、特にディスクロージャーをどのぐらいの期間、正式にしていることになるのかというような観点もあるような気もしまして、このあたりのご意見があれば教えてくださいということが１点目の質問です。

それと関連して、2022 年 DW 報告書②の 11 ページを見ると、どうも課徴金納付命令をする際に公衆縦覧期間が終了しているのは好ましくないと評価しているのだろうという書きぶりになっていて、その理由が何かあるかなと考えたときに、課徴金納付命令を発出するときに、もう公衆縦覧期間が終わっているのだったら、今さらそれを出す必要があるのかという意味でエンフォースメントの必要性にやや疑義が生じるおそれがあるので、そういうおそれを払拭するというようなことかしらという推測もしたのですが、何かその辺のコメントもあればお願いしたいということが２点目です。

その２点目と関連して、もしそういう理由だとすると、オリンパス事件のときに作られた外部協力者の規定、172 条の 12 ですけれども、こちらでは除斥期間が７年になっています。本体の発行者の除斥期間が５年だから、外部者の方が長くなくてもいいということかもしれませんが、課徴金納付命令の除斥期間とこの公衆縦覧期間をそろえるという発想で今回の改正でそろえられたわけでもなさそうなのでありまして、この理由はあまり理由になっていないのではないかというご指摘はごもっともだなと私も感想としては思いました。端的に言うと、公衆縦覧期間はほとんどの書類が大体５年になっているからそれにそろえるという以上のことではないのではないかという感想を持ちました。もし何かコメントがあれば、よろしくお願いします。

○加藤　　今、飯田先生がおっしゃっていただいたとおり、そもそも公衆縦覧期間は紙ベースの時代の名残であるのかもしれませんね。

実務では、公衆縦覧期間の最も重要な意味として、開示書類の訂正が必要となる期間であると理解されているとの説明を読んだ記憶があります。

理論的に説明するならば、公衆縦覧されている開示書類について訂正が必要となる理由は投資判断に用いられる可能性があるからという点に求められると思います。このように公衆縦覧期間を理解する場合、課徴金納付命令の除斥期間と合わせる必要性はないと思います。公衆縦覧期間の経過後に開示書類の虚偽記載等が明らかになった場合、既に公衆縦覧期間は経過していたとしても、虚偽記載等を行い、投資判断に歪みをもたらした事実に変わりはありません。このような場合でも虚偽記載等の抑止のために課徴金は課されるべきであると考えます。一方、10年とか5年の公衆縦覧期間の意味は、ただ単に紙によって提出される開示処理の保管費用の削減にあったという可能性も否定できません。そもそも公衆縦覧期間という仕組みにどのような役割が期待されているのかを考える必要があると、今の飯田先生のコメントを聞いて思いました。

公衆縦覧期間と課徴金納付命令の除斥期間をそろえる必要があるのかという話に戻ると、飯田先生もよく分からないというご意見だったので、分からなかったのは私だけではなかったと安心しました。確かに、飯田先生がご指摘のように、公衆縦覧期間が終了している場合には課徴金納付命令を出しにくいのかもしれません。しかし、先ほども述べたように、違法行為を行った事実は変わらないので、適切なサンクションを与えていく必要性は、公衆縦覧期間の経過の有無によって変わらないと思います。

なお、虚偽記載を幇助した第三者に対する課徴金の除斥期間は7年であるという点を失念しておりました。ご指摘ありがとうございました。

真正面からご質問に答えてはおりませんが、現時点での私のコメントは以上です。

○飯田　　ありがとうございます。

【四半期開示の正確性・信頼性を確保する仕組みの必要性】

○川口　　冒頭にありました四半期レビューについてですが、ご報告にあったように、とりあえず義務付けないのだけれども、一定の場合にはそれが必要になるということでした。すなわち、不正会計が発生した場合とか内部統制の不備が判明したような場合にはレビューが義務付けられることになっているのですが、こういうやり方で本当によいのかということです。

四半期報告制度を導入したときに、本来は、有価証券報告書の監査のようなものが必要なのだけれども、いろいろコストとかを考え、レビューで足りるとしたわけですね。監査とレビューは、基本的には同じ性格のもののはずです。これらは、開示情報が適切であるということを市場や投資家に示すためのものであって、本来、開示前、あるいは開示と同時に行うべきものだと思います。

これが、不正会計が行われたという事実が判明した場合にレビューを行うことで、本当によいのでしょうか。すなわち、虚偽の情報はもう既に出てしまっているわけでして、その情報を信じた投資家の保護に欠けることにならないでしょうか。有価証券報告書の監査の結果不正意見が出されたという場合でも、既にその前に出された四半期開示の内容を信じた投資家は保護されないような気がしますけれども、この点も、いかがでしょうか。

○加藤　　今の川口先生のご指摘はもっともでして、DWの議事録を読んでいても、監査人によるレビューが四半期報告にはあって決算短信にはないということが、四半期報告に一本化することを必要と考える意見の根拠の一つとされていました。私はこのDWには参加していないので分からないのですが、四半期報告と決算短信を一本化するとしたら四半期決算短信になるが、その四半期決算短信に一本化するとした場合に、レビューを義務付けるというのは、現行の四半期決算短信と比べると相当負担が重くなるので、意見の一致を得ることができなかったということなのかもしれません。

ただ、今川口先生がおっしゃったとおり、そもそもなぜレビューが必要かというと、財務諸表が正しいかどうかは投資家には分からないので、財務諸表が正しいことを投資家に信頼してもらうた

めに必要であるとこれまで考えられてきたと思います。このように考えると、四半期短信に一本化するとしても、レビューを要求することの方が自然であるとの考え方も成り立ちます。

ただし、議事録を拝見していると、当初は、レビューは義務付けないが、四半期決算短信の内容を臨時報告書として開示させる、レビューの代わりに臨時報告書の開示を要求するという意見が有力であったように思われます。私はこの方向で提言が行われると思っていたのですが、最終的には、臨時報告書による開示も要求されなくなりました。

その結果、四半期決算短信については、全くと言うと言い過ぎですけれども法令によるエンフォースメントもないし、監査人によるレビューもないという状況になってしまい、その内容を投資家が信頼に値すると思ってくれるのか、今後、検証が進められてく必要があると思います。

つまり、これまでも四半期決算短信に含まれる財務情報にレビューは付いてはいませんでしたが、その数値は四半期報告の段階でレビューがされることを前提としていた数値でした。したがって、四半期開示の中で財務情報のレビューがなくなったことによって、今後四半期決算短信の財務情報の数値の正しさがどれくらい変わるかを検証する必要があり、ぜひ JPX に研究してほしいと思います。

最後に、例えば有価証券報告書や半期報告書を作るときに問題が分かったとしても、既に四半期決算短信として不正確な情報が開示されていたのであるから、それを信頼した投資家が害されるのではないかという問題は、私もあると思います。それについては、今日の報告でも少し述べましたように、四半期決算短信の真正さを確保するために民法 709 条の損害賠償責任を活用する方向で解釈の工夫をすることが考えられると思います。

私からは以上です。

○川口　　ありがとうございました。

○梅本　　ご報告ありがとうございました。とても勉強になりました。

質問させていただきたいのは、四半期開示の信頼性の確保、それからエンフォースメントについてです。先生はレジュメ 18 ページで、「四半期報告を導入した制度趣旨からは、決算短信を対象とする法例上のエンフォースメントを導入するべきとの考え方に合理性が認められるように思われる」と書いていらっしゃいます。DW の議論を拝見していましても、ここはかなり強く主張する先生方もいらっしゃって、なるほどとは思ったのです。

ただ、私としてはどうもそんなに――これは程度ものなのですが、どの程度強くこれを求めるべきなのかちょっと疑問に感じております。DW 報告書ですと、レジュメ 12 ページの「しかしながら、これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないことや」云々といったところ、ここら辺のまとめ方がもっとも適切じゃないかという気がします。

半期報告書と有価証券報告書が提出されているのなら、その間の３か月ですか、四半期報告書で虚偽の記載があって、それだけが問題になるということは恐らくほとんどなくて、半期報告書ないし有価証券報告書でも同様に虚偽の記載があるというわけですから、そちらに課徴金ないし刑事罰を適用すればいいのではないかと。

他方、四半期報告書については、取引所のエンフォースメントはなかなか難しい問題ですけれども、先生がおっしゃったように民法 709 条の損害賠償責任があれば、めったなことは書かないだろうと思われるのですが、いかがでしょうか。

○加藤　　ご質問いただいた点については私も悩んでおりまして、四半期短信の虚偽記載等に基づく民法 709 条の損害賠償責任がどれくらい認められるかが重要であると思っています。つまり、四半期決算短信の中に不正確な情報が含まれることが半期報告書の開示までに発覚した場合、民法 709 条の損害賠償責任が認められる範囲では、四半期決算短信の公表から半期報告書の公表までに株式などを買った投資家の利益は保護されます。

ただ、適時開示に虚偽記載等があるというだけで損害賠償責任を認めた事件はなかったように記憶しています。ですから、金商法ではなく上場規

則に基づく四半期短信の虚偽記載等に基づき民法709 条の損害賠償責任を認めていくことが裁判実務で受け入れられるのかが問題となります。DW の議事録でも、民法 709 条の損害賠償責任への言及はなかったと記憶しています。

梅本先生のおっしゃるとおり、四半期決算短信を対象としたエンフォースメントがどれくらい必要であるかは、四半期決算短信で開示される内容によっても変わると思います。梅本先生のご指摘を踏まえて、半期報告書や有価証券報告書を対象とするエンフォースメントでは不十分な情報が存在するのかを考えていきたいと思います。

最後に、本日の報告では十分に言及できませんでしたが、DW では、年に４回レビューを受ける機会があることによって、会計不正が早期に発見されることが期待できるという機能が四半期報告に存在するとの意見が出されました。このような機能は、四半期の段階でレビューや法令に基づくエンフォースメントが存在することによって発揮される可能性があると考えます。

このように考えると、今後、四半期の定期的な開示の機能として、例えば虚偽記載等の会計不正の早期発見が重視されるようになったならば、レビューや法令上のエンフォースメントの要否が改めて検討される可能性があるかもしれません。

現時点の私のコメントは以上です。

○梅本　　どうもありがとうございました。

○川口　　金融庁の資料によれば、梅本先生がおっしゃったように、四半期報告の虚偽記載だけで課徴金納付命令が出されたのは１件しかないということでした。これに対して半期報告書や有価証券報告書の虚偽記載では何件かあるので、そっちで対処可能ということですね。この点、加藤先生は、それで良いというご意見でしょうか。四半期報告の虚偽記載は半期報告書や有価証券報告書にも表れてくるものだということで良いのでしょうか。

○加藤　　四半期報告の機能をどのように考えるかによって、四半期報告の虚偽記載等のみを対象とする課徴金納付命令が 1 件しか存在しないことの評価は変わるように思います。例えば、有価証券報告書を提出した後の四半期決算で問題が発見された場合、つまり問題発見のきっかけとして四半期報告が機能したという場合には、四半期報告ではなく、有価証券報告書の虚偽記載等を対象として課徴金が課されることになると思います。

先ほどの梅本先生とのやりとりでも話しましたが、年に４回虚偽記載をチェックする機会としての四半期報告の機能を重視するのであれば、四半期報告の虚偽記載等が課徴金納付命令の対象になった否かではなく、長期間に渡って継続的に行われていた虚偽記載等が四半期報告をきっかけとして見つかった場合も、四半期報告が機能した例になると思います。そして、このような機能を発揮させるためには、四半期報告を課徴金納付命令の対象とすることに合理性が認められることになると考えます。

○川口　　ありがとうございます。

【公衆縦覧期間を法定する意義】

○若林　　ご報告ありがとうございました。大変勉強になりました。

先ほどの公衆縦覧期間の話に戻ってしまうのですが、定期的な報告の場合について、そういう報告を法律上要求する理由の一つとして比較可能性の確保ということがやはり言われてきたのではないかと思うのです。そうすると、他社比較と過年度との比較の両方あるのではないかと思うのですが、公衆縦覧期間の機能として、過年度との比較ということをどこまで維持する必要があるのかという観点があるのではないかと、先ほどのやりとりをお聞きしていて思いました。

そのような視点で考えたときに、定期的な報告ということになってくるのですけれども、公衆縦覧期間との関係で何らかの示唆があるのであれば、あるいは先生のお考えがあるのであれば、お伺いできればと思って質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○加藤　　今、若林先生がおっしゃったように、公衆縦覧期間の趣旨をどう考えるかは、非常に重

要であると思います。その中で、横の比較じゃなくて縦の比較、すなわち、同じ会社の過去との比較を可能にすることは、公衆縦覧期間の重要な機能であるかもしれません。ただ、そのような機能を公衆縦覧期間に求めるとしても、その期間の長さをどのように考えるべきかという問題が残ります。そのような期間の長短は投資家によって異なる可能性もあります。

また、実際に公衆縦覧期間を決める場合に、技術的に可能であれば、可能な限り長い方が良いとまでいえるか、検討の余地がありそうです。DW では、公衆縦覧期間の延長との関係で、企業に関する過去の情報のデータは、国の資産であり財産であるから、より長く国として管理し提供できるような仕組みが望ましいという意見もありました。

○若林　　ありがとうございました。

【適時開示と定期的な開示の役割分担】

○飯田　　レジュメで言うと 17 ページあたりの話ですが、タイムリー・ディスクロージャーで定期的な開示を代替できるかということですけれども、四半期開示が将来的に適時開示に取り込まれていくという吸収説みたいな議論も一方であったのが、当時資料を見ていたときに非常に新鮮に思いました。しかし、コメントのところでおっしゃっていたように、完全に適時開示でこれを代替することはできないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

他方で、適時開示で代替できない情報というのは、定期的に去年と同じ指標について今年も変化はなかったといったことについては、従来の枠組みでは、東証のルールでは適時開示事項ではないものであっても、新しいタイムリー・ディスクロージャーの在り方として、そういう定点観測的なものも出してくださいというルールを作りさえすれば、代替できる気もします。

仮にタイムリー・ディスクロージャーでそういう話も入れていくということになっていったとして、四半期報告書はタイムリー・ディスクロージャーで吸収できるということになると、それでは半期報告書や有価証券報告書はどうなるのかという話にもつながり、それはやはり無理なのだろうなという気もします。

そうすると、タイムリー・ディスクロージャーと定期的な開示との役割分担の線引きがどこかに本当はあるはずなのだろうと思います。その辺、重要な情報をとにかく細切れに出していくという法政策というか立法論の限界というのは、本質的にどの辺に問題があるのかなということについて、もし加藤先生のお考えがあれば伺えればと思います。

○加藤　　定期的な開示の機能として、横の比較、上場会社同士の横の比較を可能にするという点は、適時開示では代替できないと思います。

資本市場の機能の一つは資源の効率的な分配なので、横の比較というか、上場会社同士の比較が可能であることは、そのような機能を資本市場が発揮するための必要条件であると考えます。したがって、何らかの形で定期的な開示は必要である、残らざるを得ないと思います。

一方、DW で四半期開示の機能として挙げられた中長期の経営戦略の進捗状況の確認については、各会社で重要な指標の内容が異なるように思います。実際に、自主的に、例えば様々な売上データを月次で出している会社もあると思います。このような開示の実務を踏まえると、中長期の経営戦略の進捗状況の確認についても、横の比較というよりも、過年度の比較というか、ある会社の過去との比較が重要な場合もあり、四半期決算短信等、全ての会社に共通する枠組みではなくて、適時開示とは言えないかもしれませんけれども、個々の会社の工夫に委ねる開示の方が適切である場合もあるかしれません。

○齊藤　　本日は最新の状況について大変詳しく教えていただきまして、ありがとうございました。

基本的な質問で大変恐縮ですが、先ほど飯田先生がご指摘になった適時開示と定期的な開示の役割分担との関係に関連することをお尋ねしたいと思います。今回の改正の内容ということよりも、今後の方向性についての加藤先生のご感触などを

お伺いいたしたく存じます。

紙ベースの時代からそうでない時代へというお話があったのですが、今後この種のデータというのは、コンピューターに取り込んで分析をしていくことが主になってきて、開示のデータもそのような処理のしやすい様式によるデジタルデータの提供が促進されていくことになると思われます。そうなりますと、新しい開示や既にされている開示の更新も、人の手や目を介さず、コンピューターが自動的に感知して、それを取り込んで分析内容をアップデートしていく、情報の利用者は、必要なときにその分析内容を呼び出しさえすれば最新の状況が一覧できるという、そういう時代になってくると思われます。そうすると特定の時点の情報として定期的に開示されるものと何かあったときに出てくれば足りる情報と、このようなコンピューターによる処理の観点から整理し直すことも考えられるのではないか、もう少し役割分担がされていくのではないかと思います。

財務諸表に載っているものだけでなく、非財務情報についても一定の期間の実績を集計してデータを出すということが必要とされる情報など、過年度比較や、他社との比較を可能にしておく必要があると存じます。

他方で、非財務情報の方につきましては、必ず定期的に、あるいは現在の頻度で報告する必要がなくなってくるものが多いように思います。つまり、非財務情報の中でも、そういう定期的な集計が必要なものと、重要なことがあったときに、あるいは重要な変更があったときに、データを提供する、更新すれば足りるものにもう少し振り分けていく必要があるかと思えたのですが、そのあたりについて加藤先生のご感触はいかがでしょうか。

○加藤　　おっしゃるとおり、企業を投資家が評価する際に必要な情報がどういった形で企業から投資家に提供されるべきか、どういった形での提供が望ましいかということについては、情報の種類によって相当ばらつきがあるだろうし、かつ、投資家側がそういった情報を分析するツールが技術の発展によって変わってくるということも併せて考慮する必要があると思います。そういった点について、齊藤先生のご指摘に異論はありません。

ご指摘の中にあった財務情報と非財務情報の区別ですが、財務情報については、そもそも比較可能性が非常に重要であり、これについては定期的な開示の対象とすることが、これからもやはり望ましい情報提供の在り方なのだろうと思います。

一方、非財務情報の取扱いですが、ご指摘のとおり、非財務情報の中にも定期的な開示が必要な情報が存在する可能性があると思います。例えば業績予想について、日本では数字が出てきますが、DWの議論によると、イギリスでは、数字ではなくて、非財務というか、言葉で出すことが一般的であるようです。つまり、業績予想は、フォアキャストでなくて、アウトルックとかガイダンスの形で行われるということです。そうすると、企業の財務に関する情報であっても、数字をそのまま出すという形と言葉の形で出すというものがあるということになります。そういったことも考えると、財務情報と非財務情報の境界線の引き方も難しい場合があるのかもしれないことを、今の齊藤先生のご指摘を受けて考えました。

○齊藤　　ありがとうございました。

【四半期報告の廃止と四半期短信への一本化の是非】

○小出　　既に今までのところで大分出ている話かと思いますので重複になると思いますが、今日の加藤先生のご報告でいうと、レジュメの７ページに金融庁の改正案の説明資料が載っていまして、私も非常に分かりやすいと思いました。分かりやすいからちょっと思うこともあるのですが、もともと昔の議論だと、短いスパンでの開示というのが短期主義を助長し得るのではないかという問題意識があって、そこについては、もちろん本当にそうなのかという問題があると思うのですが、そういう問題意識は一応残ってはいるわけですね。

しかし、そこは短期主義とは書いていなくて、サステナビリティとかそういう話になっていて、なので、人的資本等の開示を充実させるという方

向に行っているように思うのです。

しかし、四半期報告書の廃止については、今回、結局効率化という観点からのみの改正という整理になるのでしょうか。そうだとしますと、効率化は確かに大事だとは思うものの、効率化のためだけに本当に廃止まで必要なのかという問題はあるような気がします。

今の齊藤先生のご質問とも関係するのかもしれませんが、効率的に開示ができるのであれば廃止までしなくてもいいじゃないかということもあるような気もしまして、そうすると結局、やはり中長期的な経営を可能にするために廃止することになったということになるのかもしれませんが、それでもやはり四半期報告書の廃止ということにはならないように思います。むしろ中長期的な経営の判断のために必要な、加藤先生のおっしゃるような進捗状況だとか、そういった情報の開示の充実を図るという方向で四半期報告書の在り方というものを変えていくという可能性もあったように思うのです。

そういう方向性が今後は望ましいと加藤先生はお考えなのかどうかというところについてお聞きできればと思います。

その関係で、今回、半期報告書の中身というのは、結局、今の第２四半期と中身はほとんど変わりないことになっていて、開示の性質そのものにはあまり手をつけなかったのだと思うのですね。そこを本当は直すべきだったのではないかという感じもしまして、何と言うか、政治的な妥協なのかもしれませんが、いろいろな意味で中途半端な改正になってしまったような感じもしたものですから、その辺の加藤先生のご感触を教えていただければと思います。

○加藤　　DWの議論を見ていると、四半期開示の見直しのきっかけになったのは、「新しい資本主義」なのだろうと思うのです。しかし、DWの委員であった中野先生の実証研究のサーベイなどにより、四半期開示が短期主義を助長しているということが明確に示されているわけではないということが示されて以降、短期主義の是正等の短期主義的との関連で四半期開示を見直すという方向性は目立たなくなったように思います。

中野先生による実証研究の紹介が DW でなされた後の議論を議事録で確認してみても、短期主義との関係等はあまり論じられなくなっている印象であり、むしろ開示の効率化の話が中心でした。ただ、開示の効率化が若干技術的な話になってしまったので、なぜ四半期というか定期的な開示が必要なのかという適時開示との役割分担は十分に議論されなかったと思います。

その理由の一つとして、適時開示を充実させれば四半期開示を緩和できるという発想が正面に出過ぎたため、それに対する反論も強くなり、結果として、適時開示とは別に、定期的に四半期決算短信でどういった情報を開示すべきかについて、十分に議論が出来なかった可能性が考えられます。

今後も、適時開示を充実させていく方向で制度整備が進んでいく可能性がありますが、それを前提としたうえで、定期的な開示にどういった役割を期待するべきかを整理し直し、そのような役割を定期的な開示が果たすためにレビューが必要なのか等も改めて考えていく必要があると思います。

以上です。

○小出　　ありがとうございます。大変明確にしていただいたので、よく分かりました。

おっしゃるとおりで、まさに適時開示と別の定期的な開示の中身というのは、我々はこれまで基本的には財務情報をベースに考えてきたと思うのですが、そう考えていくと確かに、例えば、今回半期報告書は残りましたけれど、半期報告書だって本当は不要かもしれないのですよね。別に第２クォーターの決算短信でもいいかもしれない、となってくるので、そうやっていくと、やはり定期的に法によって義務付ける開示やそのレビューは、どういうふうな在り方として構成していくのかというのをやはり検討する必要があるのかなと思いました。

○加藤　　今の小出先生のコメントに対してですけれども、私がしっかりと議事録を読んでいないのかもしれませんが、半期報告書は残るというこ

とについては、何か暗黙の前提のようになっていて、それは若干気になりました。

以上です。

【四半期報告の廃止が発行開示に与える影響】

○石田　　加藤先生、ご報告ありがとうございました。勉強になりました。私からは、発行開示のところをお教えいただきたいと思います。

先生のレジュメの最後のページの「若干のコメント」のところで、有価証券届出書によって開示すべき事項が少なくなったことが妥当だったのかというような問題提起をなされています。私の疑問はその下の箇所なのですが、四半期財務諸表を任意で開示できる、開示したければ開示してもよいという、こういうルールの在り方は珍しいなと思います。四半期財務諸表は重要な書類でありますところ、これを任意で開示してもよいというふうにしたことにどういう意味があるのか、お伺いしたいというのが一点です。

それで、もしこれを任意で開示したということになると、その四半期財務諸表は有価証券報告書の添付書類として扱われて、法定開示に該当することになりはしないかと思うのです。そうすると、従来、取引所の規則に基づく開示書類なので、法定開示書類には該当しないものが、ここで任意開示をすると法定開示書類になってしまう、そういう理解でよろしいのかということをお教えください。

○加藤　　まず、四半期報告の廃止が発行開示に与える影響については、報告書に記載はありませんし、DWの審議の過程でも取り上げられていないのではないかと私は思います。ですから、企業内容等開示府令の改正は、現在の様式の「四半期」という言葉を「半期」という言葉に代えるという形式的な改正になっていると思います。

ただ、その結果として、有価証券届出書を作成する時期によって、開示される情報の量が相当異なることになると思います。ただ、それはやはり適切ではなくて、企業の業種によっては、最新の経営成績等を有価証券届出書で開示しないと資金調達が成功しない場合もあると思うのです。そのため、やはり何らかの形で最新の四半期の財務諸表など四半期の業績に関する情報を有価証券届出書で開示できる枠組みというか、仕組みが必要であると考えられたのであると思います。

それが、任意で財務諸表を添付する、掲載するという仕組みになりますが、これがうまく機能するかどうか、評価は難しいです。まず、最初の小出先生とのやりとりでもありましたが、四半期財務諸表は取引所の規則に基づき作成する書類なので、レビューはあっても金商法に基づく監査証明を受けたものではありません。そういった書類を添付するということになるのだと思います。ただ、添付された以上は、法定開示書類の一部を構成します。法定開示書類にはなるけれども、その信頼性は、有価証券報告書に掲載されるような通期の財務諸表と比べると、劣るとの評価もあり得ます。

これは案の段階ですので、もしかすると何か対応がされるのかもしれませんが、やはり石田先生がおっしゃった問題を、この仕組みは抱えていると私も思います。

○石田　　ありがとうございます。そうすると、確認ですけれども、同じ書類であっても、エンフォースの仕方が異なるということがこの企業内容等開示府令の改正でいくと起こり得る、そういう理解でよろしいのですかね。

○加藤　　エンフォースの仕組みについて、金商法 21 条の免責事由の解釈になると思います。四半期財務諸表は監査証明を受けていないので、監査証明を受けている財務諸表と金商法の民事責任における解釈でも異なる取扱いがなされることになると現時点では考えています。

○石田　　ありがとうございました。

【取引所によるエンフォースメントの実効性】

○川口　　今後、四半期開示については、法定の四半期報告に代わって、四半期短信、すなわち、自主規制でやるわけですが、取引所のエンフォースのみで大丈夫か、という点はいかがでしょうか。四半期報告制度ができる前は、四半期開示は、取

引所の自主規制でやっていたのですね。そのような状況のもと、四半期開示の内容に不実表示の事例が発生し、自主規制では制裁が不十分なので法定開示にしようということになったと記憶しています。このような経緯と今回の改正との関係をどのように考えればよいのでしょうか。

○加藤　　回答が難しいのですが、四半期報告を導入した趣旨からすると、取引所のエンフォースメントでは不十分ではないかとの問題意識が出発点になると思います。しかし、取引所のエンフォースメントも、2006 年の時点と比べると相当強化されています。ですから、取引所のエンフォースメントが四半期報告制度の導入時と比べて相当強化されているということも併せて考えていく必要はあると思います。

　このように考えると、今後は監査人のレビューも必要としないという形で新しい決算短信制度が運用されていくことになりますが、それがどれくらいうまくいくかを注視していく必要があります。その上で、取引所のエンフォースメントだけでは不十分であるかを改めて考えていくべきであると考えます。

○川口　　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、そろそろ時間にもなりましたので、本日の研究会はこれで終わりにしたいと思います。加藤先生、ご報告ありがとうございました。

1.　本報告の目的

- 令和 5 年（2023 年）の金融商品取引法の改正前、上場会社を対象とする事業年度途中の定期的な情報開示は、金融商品取引法に基づく四半期報告（令和 5 年改正前金融商品取引法 24 条の 4 の 7）と証券取引所の規則に基づく四半期短信（東京証券取引所・有価証券上場規程 404 条）から構成されていた。四半期報告と四半期短信は合わせて四半期開示と呼ばれることがある。令和 5 年（2023 年）の金融商品取引法の改正により四半期報告が廃止され、上場会社を対象とする四半期開示は四半期短信に一本化された。
- 四半期報告は平成 18 年（2006 年）の証券取引法改正によって導入されたが、継続的に見直しの要否が議論されてきた。令和 5 年（2023 年）の金融商品取引法の改正は金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ（以下、「DW」という。）の提言に基づくものであるが、DW では四半期報告の廃止のみならず四半期開示の任意化までが検討の俎上に載せられていた。そのため DW でなされた様々な議論は上場会社を対象とする開示規制の将来を検討する際の重要な資料として位置付けられるべきであると考える。
- 本報告では、上場会社を対象とする開示規制の全体構造を意識しつつ、令和 5（2023 年）の金融商品取引法の改正の内、四半期報告の廃止に関連するものの概要を紹介し、若干の分析を試みる。
- 条文の略称
  - ► 金融商品取引法：金商法
  - ► 金融商品取引法施行令：施行令
  - ► 企業内容等の開示に関する内閣府令：企業内容等開示府令
  - ► 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令：監査証明府令
  - ► 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則：財務諸表等規則
  - ► 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則：連結財務諸表規則
  - ► 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等ガイドライン）：企業内容等ガイドライン

2.　四半期報告制度の導入から廃止の経緯

(1)　四半期報告制度の沿革

- 四半期報告制度導入前になされた証券取引所の規則による四半期開示の整備（令和 4 年度 DW 第 1 回（2022 年 10 月 5 日）資料 3 事務局参考資料 2 頁。令和 3 年度 DW 第 6 回（2022 年 2 月 18 日）資料 2 事務局説明資料 3－11 頁では、より詳細な説明がなされている。）
  - ► 1999 年 11 月 東京証券取引所（以下、「東証」という。）は、マザーズ市場で四半期情報の開示を義務付け
  - ► 2001 年 8 月 金融庁は、「証券市場の構造改革プログラム」を公表。四半期短信等による経営情報開示の促進について、取引所等へ検討を要請
  - ► 2002 年 6 月 東証は、適時の情報開示を求める内外の投資者ニーズを踏まえ、足元の業績動向をよりタイムリーに把握できるよう、「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を公表（2003 年 4 月から、上場企業への四半期開示導入の方針）
  - ► 2002 年 9 月 経団連は、「四半期財務報告に関する提言」を公表（会計・監査の基準の統一等の観点から、法制化に向けて、会計・監査の基準についての検討を要請）
  - ► 2003 年 4 月 東証は、段階的な「四半期財務・業績の概況」の開示を導入（2004 年末には、東証上場企業の 9 割が実施）
- 平成 18 年（2006 年）の証券取引法改正（平成 18 年 6 月 14 日法律第 65 号）により導入（施行は 2008 年 4 月）（2005 年 DW 報告書）
  - ► 金融審議会金融分科会第一部会「ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告―今後の開示制度のあり方について―」（2005 年 6 月 28 日）（2005 年 DW 報告書）
    - 令　「近年、企業を取り巻く経営環境の変化は激しく、これに伴い、企業業績も短期間のうちに一層、大きく変化するようになってきている。こうした状況の下では、投資者に対し、企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められるとともに、これを通じて、企業内においても、より適時に経営管理に必要な情報を把握し、 的確な経営のチェックを行っていくことが期待される。
      四半期開示は、以上のようなニーズを受け、適時開示の一環として、東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所において段階的に導入されてきている。」（1 - 2 頁）
    - 令　「四半期開示については、当初の想定をはるかに上回るペースで実務面での対応が進んできていると考えられるが、このことを踏まえ、今後はさらに、次のような観点から、制度の整備を図っていくことが重要な課題となる。…
      ③ 証券取引所における四半期開示では、四半期情報に虚偽記載等がある場合であっても、罰則は適用されず、虚偽記載等により損害を被った投資者に対する証券取引法上の民事責任規定等も適用されない。また、四半期開示を発行登録制度上の参照書類と位置づけていくことの必要性等も考えると、証券取引法上も、四半期報告制度を整備していくべきである。」（2-3 頁）
    - 令　「四半期開示を証券取引法上の開示としても位置づけていくことについては、法制化することでかえって四半期開示に求められる適時性、迅速性が失

われないかとの指摘がある。四半期報告制度の法制化に当たっては、四半期開示の適時性・迅速性が失われることがないよう、十分な配慮が行われるべきである。」（３頁）

- 平成 23 年（2011 年）の企業内容等の開示に関する内閣府令（企業内容等府令）の改正（同年 3 月 31 日交付、同年 4 月 1 日施行）により、四半期報告書の記載事項が簡素化
  - ► Cf. 金融庁「「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について」（2010 年 12 月 22 日）
- 制度の見直しに関する検討
  - ► 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―建設的な対話の促進に向けて―」（2016 年 4 月 18 日）（2016 年 DW 報告書）
    - 令「決算短信及び四半期決算短信については、開示実務において有価証券報告書の開示が比較的遅いことなどもあって、投資家ニーズに応える形で記載事項を増やしてきたため、速報としての性格に比して作成・公表の事務負担が過重となっている、また、記載内容が有価証券報告書と重複しているのではないかとの指摘がある。このため、投資者の投資判断に重要な情報を迅速かつ公平に提供するものであるとの目的・役割により即し、より効果的・効率的な開示が行われるよう、次のような整理・ 合理化を行うことが適当である
      - i 監査及び四半期レビューが不要であることの明確化
        - ► 「四半期決算短信については、四半期報告書と開示の日程が近接している事例もあり、四半期報告書と一本化すべきとの指摘がある一方、開示の日程が近接しているのは、四半期レビューによる確認を待っていることによるところもあり、むしろ、速報性の要求される四半期決算短信の早期提出を促すべきではないかとの指摘もある。」
      - ii 速報性に着目した記載内容の削減による合理化
      - iii 要請事項の限定等による自由度の向上」（5-6 頁）
  - ► 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―資本市場における好循環の実現に向けて―」（2018 年 6 月 28 日）（2018 年 DW 報告書）
    - 令　「四半期開示については、
      - 中長期の視点で投資を行う観点からも進捗確認の意義を認める見解が大勢であるほか、
      - 現状、非財務情報や中長期的な企業価値向上の観点から特に重視される情報の開示が必ずしも十分とは言えないこと
      - 半期・四半期のみならず、重要な企業情報の開示が全体として適時に行われる枠組み・ガバナンスが必ずしも十分とは言えないこと
      - 情報開示により市場の価格形成がより効率的に行われるようになっているとの指摘があること

      - このような状況において、例えば、四半期開示を任意化した場合、開示の後退と受け取られて我が国の資本市場の競争力に影響を及ぼしかねないと考えられること

    - 令　等を踏まえると、現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、今後、四半期決算短信の開示の自由度を高めるなどの取組みを進めるとともに、引き続き、我が国における財務・非財務情報の開示の状況や適時な企業情報の開示の十分性、海外動向などを注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくことが考えられる。」（24 頁）
- 令和 5 年（2024 年）の金商法改正（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）により廃止
  - ► 「新しい資本主義」と四半期開示
    - 令 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ（令和 3 年度）」第 6 回（2022 年 2 月 18 日）資料 1 事務局説明資料（情報開示の頻度、タイミング）7 頁
      - 第二百五回国会における内閣総理大臣所信表明演説（2021 年10 月8 日）
        - ► 三 第二の政策 新しい資本主義の実現
          次に、分配戦略です。
          第一の柱は、働く人への分配機能の強化です。
          企業が、長期的な視点に立って、株主だけではなく、従業員も、取引先も恩恵を受けられる「三方良し」の経営を行うことが重要です。非財務情報開示の充実、四半期開示の見直しなど、そのための環境整備を進めます。
      - 第二百八回国会における内閣総理大臣施政方針演説（2022 年1 月17 日）
        - ► 三 新しい資本主義
          成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現する要となるのが、分配戦略です。（人への投資）
          第二に、「人への投資」の抜本強化です。
          人的投資が、企業の持続的な価値創造の基盤であるという点について、株主と共通の理解を作っていくため、今年中に非財務情報の開示ルールを策定します。
          あわせて、四半期開示の見直しを行います。
  - ► 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて―」（2022 年 6 月 13 日）（2022 年 DW 報告書①）
    - 令　「「新しい資本主義」をはじめ、中長期的な視点に立った企業経営と四半期開示の関係に関する議論が改めて高まっている。」（23 頁）
    - 令　「四半期開示については、経営の短期主義化につながる、経営の短期主義と

は無関係である等、幅広い考え方が示されているが、 これまでの実証研究をみる限り、四半期開示と短期主義との関係は必ずしも明確ではない。」(25 頁)

令 「足元の開示実務をみると、両者の間の内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されており、エンフォースメントなどを工夫することにより、両者の「一本化」を通じたコスト削減や開示の効率化が可能であると考えられる。

また、 「一本化」については、四半期報告書に集約させる方法と四半期決算短信に集約させる方法とが考えられるが、

- 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること
- 投資家への積極的情報開示が行われている四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること。また、一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表し、さらには経営幹部によるアナリスト等との Q&A の模様などを公表する動きが進んでおり、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要であること
- 「正確性の担保」という点からは、四半期報告書の形でなくても、代替的な手法（例えば、四半期決算短信を臨時報告書として開示することにより担保する方策等）により確保することも考えられるとの指摘があること

等を踏まえると、四半期決算短信への「一本化」とすることが適当と考えられる。

具体的には、上場企業についての法令上の四半期開示義務（第１・第３四半期）を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられる。」（26 頁）

► 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて―」(2022 年 12 月 27 日) (2022 年 DW 報告書②)

令 Ⅰ．四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング 1.

四半期開示の見直し

(1) 四半期決算短信の義務付けの有無
(2) 適時開示の充実
(3) 四半期決算短信の開示内容
(4) 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無
(5) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント
(6) 半期報告書及び中間監査のあり方
(7) その他の論点

①会計基準・監査基準の整備
②公衆縦覧期間の延長

► 金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年 11 月 29 日法律第 79 号）は 2023 年３月 14 日に第 211 回国会（通常国会）に提出されたが継続審議となり、2023 年 11 月 20 日に第 212 回国会（臨時国会）において成立した。

令 四半期報告の廃止に関する改正は 2024 年４月１日施行（金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年 11 月 29 日法律第 79 号）附則１条３号)。

- Ex. 3 月決算の会社は 2024 年４月～6 月について四半期報告書を提出する必要はなく、2024 年４月～9 月について半期報告書を提出する義務を負う。

令 2024 年 4 月 1 日前に開始した四半期については四半期報告書の提出義務あり（金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年 11 月 29 日法律第 79 号）附則２条１項)。当該四半期報告書が属する事業年度から半期報告書を提出する義務もあり（金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年 11 月 29 日法律第 79 号）附則３条２項)。

- Ex. 12 月決算の上場会社は 2024 年 1 月～3 月について四半期報告書を提出し、かつ、2024 年１月～6 月について半期報告書を提出する義務を負う。

(2) 関連する制度の整備

- 政省令
  - ► 金融庁「令和５年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」（2023 年 12 月８日）
- 上場規則
  - ► 東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」(2023 年 11 月 22 日)（四半期開示見直し実務方針）
  - ► 東京証券取引所「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」（2023 年 12 月 18 日）
- 会計基準・監査基準
  - 企業会計審議会監査部会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案)」(2023 年 12 月 21 日)
  - 日本公認関係士協会「「四半期レビュー基準報告書第１号「四半期レビュー」の改 正及び 期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」」（公開草案） の公表について」（2024 年 12 月 22 日）

2024 年 1 月 26 日　加藤貴仁

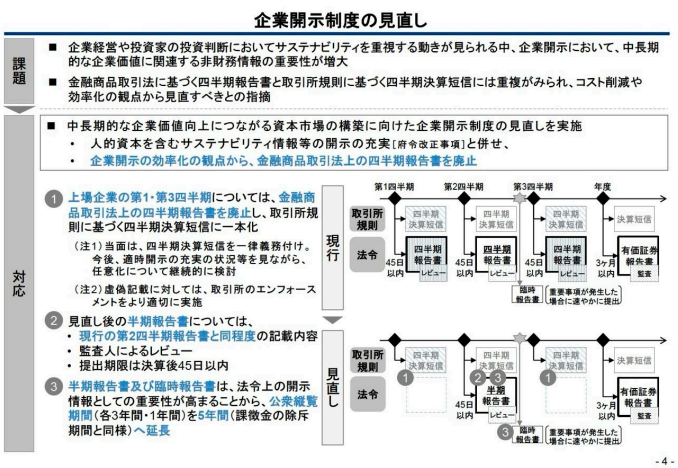
(3) 課題

- 四半期報告制度廃止後の継続開示の全体構造の確認
- 2022 年 DW 報告書②に至る議論の対立点の分析
- 発行開示への影響

3. 令和 5 年金商法改正（四半期報告制度廃止関連）の概要―四半期報告制度廃止後の継続開示の全体構造―

(1) 令和 5 年金商法改正後の継続開示の枠組み

- 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案　説明資料」（2023 年 3 月）4 頁



(2) 四半期報告制度に関する規定の削除

- 上場会社等に四半期報告書の提出を義務付ける規定（令和 5 年改正前金商法 24 条の 4 の 7）及び確認書に関する規定を四半期報告書へ準用する規定（令和 5 年改正前金商法 24 条の 4 の 8）の削除
- 以下の規定等から四半期報告書に関する部分を削除
  - ► 組込方式・参照方式の有価証券届出書の参照書類に関する規定（金商法 5 条 3 項 4 項）
  - ► 公衆縦覧に関する規定（令和 5 年改正前金商法 25 条 1 項 7 号）
    令　Cf. 虚偽記載等のある四半期報告書の提出者の責任（金商法 21 条の 2 第 1 項）の対象は公衆縦覧の対象となっている書類
  - ► 発行開示・継続開示に関する規定を会社以外の発行者に準用する規定（金商法 27 条）
  - ► 課徴金（金商法 172 条の 3 第 2 項）・刑事罰に関する規定（金商法 197 条の 2 第 6 号、200 条 5 号等）
- 臨時報告書の提出が必要となる場合の追加
  - ► 「四半期報告書において、直近の有価証券報告書の記載内容から重要な変更があった場合に開示が求められてきた事項については、当該事項が元々、有価証券報告書における記載事項であることを踏まえると、これらに重要な変更があれば、同じ金融商品取引法上の報告書である臨時報告書の提出事由とすることが考えられる。例えば、有価証券報告書の記載事項であり、本年 6 月の当ワーキング・グループ報告において開示の充実を提言した「重要な契約」について、現行の四半期報告書において開示が求められているように、重要な変更があった場合や新たに契約締結を行った場合には、これを臨時報告書の提出事由とすることが考えられる。」（2022DW 報告書②6-7 頁）
  - ► 企業内容等開示府令案 19 条 1 項 12 号の 3・12 号の 4

(3) 半期報告に関する規定の改正

- 半期報告書の位置付け
  - ► 令和 5 年改正前：非上場会社を対象とした継続開示
    令　「第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社…のうち、第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社…以外の会社は、その事業年度が 6 月を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後 6 月間の当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「半期報告書」という。）を、当該期間経過後 3 月以内…に、内閣総理大臣に提出しなければならない。」（令和 5 年改正前金商法 24 条の 5 第 1 項）
  - ► 令和 5 年改正後に半期報告書の提出義務を負う会社
    令　上場会社
    - 「一　第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる有価証券その他流通状況がこれに準ずるものの発行者である会社その他の政令で定めるもの（以下この表において「上場会社等」という）のうち次号の上欄に掲げる会社以外の会社」（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項 1 号上欄）

令　特定事業会社（企業内容等開示府令第 4 号の 3 様式記載上の注意（5））
- 「二　上場会社等のうち金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社」（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項 2 号上欄、令和 5 年金商法改正に係る企業内容等開示府令案 18 条 2 項）
  - Ex 銀行、保険会社
- 令和 5 年改正前金商法 24 条の 4 の 7 第 1 項後段の「上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社」に相当する会社（企業内容等開示府令改正案 17 条の 15 第 2 項）

令　非上場会社（令和 5 年改正後金商法 25 条 1 項但書括弧書）
- 「三 上場会社等以外の会社」（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項 3 号上欄）

- 半期報告書の提出義務の概要
  - 上場会社
    - 令　令和 5 年改正前金商法における第 2 四半期報告書に関する規制の維持（2022 年 DW 報告書②9 頁）
    - 令　記載事項：半期報告書共通記載事項（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項 1 号中欄、企業内容等開示府令改正案 18 条 1 項 1 号・第 4 号の 3 様式）
    - 令　監査証明：第 1 種中間（連結）財務諸表（財務諸表規則改正案 1 条 1 項 2 号、連結財務諸表規則改正案 1 条 1 項 2 号）を対象とする期中レビュー報告書による（監査証明府令改正案 1 条 9 号 10 号・3 条 1 項）
      - 令和 5 年改正前金商法において半期報告書に求められていた中間監査は日本独特の監査制度であるため採用せず（2022 年 DW 報告書②9 頁注 32）。
    - 令　提出期限：事業年度が開始した日以後 6 か月が経過した日から起算して 45 日以内（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項 1 号下欄、施行令改正案 4 条の 2 の 10 第 3 項）
  - 銀行、保険会社
    - 令　令和 5 年改正前金商法における第 2 四半期報告書の特則（令和 5 年改正前金商法 24 条の 4 の 7 第 1 項後段。Ex. 連結ベースに加え単体ベースの中間財務諸表の開示）の維持（2022 年 DW 報告書②10 頁）
    - 令　記載事項：半期報告書共通記載事項＋「当該会社に係るこれと同様の事項」（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項 2 号中欄、企業内容等開示府令改正案 18 条 1 項 1 号・第 4 号の 3 様式）
      - Ex.「提出会社が特定事業会社である場合には、「1 中間連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務

諸表」及び「4 その他」とし、第 5 号様式記載上の注意（25）から（36）までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・ フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。」（第 4 号の 3 様式記載上の注意（30））

令　監査証明：第 2 種中間（連結）財務諸表（財務諸表規則改正案 1 条 1 項 3 号、連結財務諸表規則改正案 1 条 1 項 3 号）を対象とする中間監査報告書による（監査証明府令改正案 1 条 11 号 12 号・3 条 1 項）

令　提出期限：事業年度が開始した日以後 6 か月が経過した日から起算して 60 日以内（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項 2 号下欄、施行令改正案 4 条の 2 の 10 第 4 項）

- 非上場会社
  - 令　原則：令和 5 年改正前金商法における半期報告書に関する規制の維持
    - 記載事項：半期報告書共通記載事項＋「当該会社に係るこれと同様の事項」＋「これらを補足する事項」（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項 3 号中欄、企業内容等開示府令改正案 18 条 1 項 2 号・第 5 号様式）
      - 第 5 号様式の改正は技術的なものにとどまる。
    - 監査証明：第 2 種中間（連結）財務諸表（財務諸表規則改正案 1 条 1 項 3 号、連結財務諸表規則改正案 1 条 1 項 3 号）を対象とする中間監査報告書による（監査証明府令改正案 1 条 11 号 12 号・3 条 1 項）
    - 提出期限：事業年度が開始した日以後 6 か月が経過した日から起算して 3 月以内（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項 3 号下欄）
  - 令　例外（令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項但書）
    - その 1：非上場会社である特定事業会社は令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項第 2 号に基づき半期報告書を提出可能
    - その 2：非上場会社は令和 5 年改正後金商法 24 条の 5 第 1 項第 1 号に基づき半期報告書を提出可能
      - 令和 5 年改正前金商法において任意の四半期報告書の提出により半期報告書の提出に替えることを認めていたことの維持（2022 年 DW 報告書②11 頁。令和 5 年改正前金商法 24 条の 4 の 7 第 2 項・24 条の 5 第 1 項括弧書）

(4) 公衆縦覧期間の延長

- 参照方式の有価証券届出書（1 年）、発行登録書及び発行登録追補書類（最大 2 年）、半期報告書及びその確認書（3 年）、臨時報告書（1 年）、の公衆縦覧期間を何れも 5 年に延長する（令和 5 年改正後金商法 25 条 1 項 1 号 2 号 6 号～8 号。なお、各書類の括弧内の数値は令和 5 年改正前金商法における公衆縦覧期間）。
- 趣旨
  - ► 「金融商品取引法上の第 1 ・第 3 四半期報告書の廃止後に期中の法定開示として残る半期報告書及び臨時報告書については、現行、金融商品取引法が求める公衆縦覧期間（各報告書提出後からそれぞれ 3 年間・1 年間）がこれらの報告書の虚偽記載に対する課徴金の除斥期間（各報告書提出後から 5 年間）より短いため、これらの報告書に対して、課徴金納付命令が行われる際に、公衆縦覧期間が終了している事態が生じかねない状態にある。
    四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書及び臨時報告書の法定開示上の重要性が高まることに加え、特に臨時報告書は、今後、適時開示情報の信頼性の確保の役割をより一層担っていくことが期待されている。これを踏まえると、半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間については、金融商品取引法を改正し、有価証券報告書の公衆縦覧期間及び課徴金の除斥期間である 5 年間へ延長することが考えられる。」（2022 年 DW 報告書②11 頁）
    令　Cf. 課徴金の除斥期間の定め（金商法 178 条 11 項）
- なお、2023 年 1 月の EDINET のシステム更改により、公衆縦覧期間満了後の有価証券報告書等の法定開示書類の閲覧が可能となっている。
  - ► 閲覧可能な期間として、2022DW 報告書②11 頁注 38 では、「次期 EDINET では、現行制度（今回の四半期開示の見直し前）を前提として、有価証券報告書及び四半期報告書については 10 年間、半期報告書については 3 年間、臨時報告書については 2 年間、それぞれ閲覧可能とする予定である。」と説明されていた。
- 若干のコメント

(5) 四半期決算短信の見直し

- 2022 年 DW 報告書②5-9 頁
  - ► 四半期決算短信の開示内容
    令　「今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点からは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる。」
  - ► 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無

令　「速報性の観点等から、四半期決算短信については監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられる。」
令　「企業においてレビューを受けるかどうかは任意とするとともに、投資家への情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示することが考えられる。」
令　「会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられる」

  - ► 四半期決算の虚偽記載に対するエンフォースメント
    令　「四半期決算短信は取引所における開示書類であるため、「一本化」後の四半期決算短信の虚偽記載に対しては、まず取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる。」
    令　「法令上のエンフォースメントについては、四半期決算短信に関しても情報の信頼性・正確性を確保する観点から、虚偽記載について民刑事の責任や課徴金などの対象とすべきとの意見があった。しかしながら、これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないことや、第 1 ・第 3 四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることを踏まえると、 現時点では、これを不要とすることが考えられる。」
- 2022 年 DW 報告書②の提言に沿った形で四半期決算短信の見直しに関する制度整備が進められている。
  - ► Ex. 第 1 四半期決算短信・第 3 四半期決算短信の開示内容（四半期開示見直し実務方針 10-11 頁）

1Q･3Q決算短信の開示内容

【基本的な考え方】
■ 四半期報告書で開示されていた事項のうち、**投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加**し、開示を義務付け

＜財務報告の枠組み＞
新制度の財務諸表等規則・会計基準（※）のうち、取引所が開示を求める事項以外の省略を認めるとともに、必要な事項を追加（キャッシュ・フローに関する注記）
※ベースとなる枠組みについては、関係者における今後の対応を踏まえて検討。なお、ASBJでは、四半期報告制度見直しへの対応が審議テーマとして挙げられており、関連する会計基準等の検討が行われている。

＜開示の内容＞

サマリー情報		➢ **「レビューの有無」**を注記事項に記載（義務のレビューと任意のレビューを区別） ➢ 「当四半期累計期間における連結範囲の重要な変更の有無」に変更（※１）
添付資料	財務諸表	日本基準、IFRS、米国基準で取扱いに差は設けず、以下の事項は一律義務付け ➢ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書（※２） （CF計算書は投資判断に有用な情報として、投資者ニーズに応じた開示を要請）
	注記事項	現行の注記事項に**「セグメント情報等の注記」「キャッシュ・フローに関する注記」を追加** ➢ 継続企業の前提に関する注記 ➢ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ➢ 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 ➢ 四半期特有の会計処理 ➢ **セグメント情報等の注記**（新制度における半期報告書と同水準） ➢ **キャッシュ・フローに関する注記**（CF計算書を省略する場合）
	その他	経営成績等の概況（※３） 継続企業の前提に関する重要事象等（現行と同じ） レビュー報告書（レビューを受ける場合のみ添付）

※１：現行の「重要な子会社の異動（特定子会社の異動）」から、四半期報告書に合わせて、「連結範囲の重要な変更」とすることを意味している
※２：四半期会計期間に係る連結損益計算書及び連結包括利益計算書については、新制度における半期報告書において2Q会計期間に関する開示はなされないことが想定されること等を踏まえ、省略を認める
※３：決算説明資料など決算短信以外での開示を行うことも可（その場合、該当書類を参照すべき旨・参照方法を記載）

© 2023 Tokyo Stock Exchange, Inc. 10

1Q･3Q決算短信の開示内容

- 開示が義務付けられる事項以外についても、原則として、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要
- そのため、適時開示ガイドブックにおいて投資判断に有用と考えられる情報を例示し、投資者ニーズに応じた自発的な開示を促す

＜「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例＞
※ 業種や事業内容等によって投資者ニーズは異なることから、開示する情報については投資者ニーズに応じて各社が判断

（新制度の財規等（※１）のうち、開示を義務付ける事項以外の事項）
- キャッシュ・フロー計算書
- 財務諸表に係る注記
  - ✓ 貸借対照表関係の注記/損益計算書関係の注記
  - ✓ 金融商品/有価証券/デリバティブ関係の注記（※２）
  - ✓ 重要な後発事象の注記、など

（その他）
- 経営成績等に関する説明に当たって、投資判断に有用と考えられる事項（※３）
  - ✓ 経営管理上重要な指標
  - ✓ 設備投資・研究開発費
  - ✓ 適時開示を行った事象が決算に与える影響
    （例）企業結合関係や子会社の取得等による四半期業績への具体的な影響、など

※１「新制度の財規等」の定義については、P.13を参照。
※２ 現行の四半期報告書では以下の取扱いとなっている。
➢ 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が見られる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。
※３ 経営成績等に関する説明に当たっては、四半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として開示が求められている事項を参考とすることが考えられる。

© 2023 Tokyo Stock Exchange, Inc. 11

► 第 2 四半期と通期の決算短信は、法定開示が存続することから現行の取扱いが維持される（四半期開示見直し実務方針 23 頁）。

令 法定開示に対する速報としての位置付けは不変

令 Ex. 財務諸表のレビュー・監査は不要（第 1 四半期と第 2 四半期についてレビューを義務付ける場合も同様）

► 四半期開示の四半期決算短信への一本化によって定期的に開示されなくなる情報は？

令 財務諸表の注記に関する情報

- 「四半期決算短信は、その後に四半期報告書が開示されることを前提に、速報性の観点から開示内容が簡素化されてきた経緯がある。」（2022DW報告書②6 頁）が、「他方で、企業からは、四半期報告書の注記情報はほとんど利用されていないと感じているとの意見もあった。」（2022DW 報告書②6 頁注 17）。

令 非財務情報

- 四半期決算短信の速報性の重視と四半期報告との役割分担から簡素化の対象とされてきた（2016 年 DW 報告書 5-6 頁）。
- 「投資判断に有用と考えられる情報」として個々の上場会社の判断で開示することが想定されている。

令 Cf. 四半期報告書と四半期決算短信（見直し前）の比較（日本取引所グループ「四半期開示の見直しに関する実務検討会」第 1 回（2023 年 6 月 29 日）資料 3 事務局説明資料 9-10 頁）

四半期決算短信と四半期報告書の比較（財務情報）

JPX

- 四半期決算短信では、後に四半期報告書が開示されることを前提に、四半期報告書と比べて記載を要請している注記を限定している

		四半期決算短信	四半期報告書
本表	四半期貸借対照表	○	○
	四半期損益計算書	○	○
	四半期キャッシュ・フロー計算書	–	○※2（2Qのみ）
主な注記	継続企業の前提	○	○
	連結・持分法適用の範囲の変更	△※1（サマリー情報）	○
	会計方針の変更	○	○
	四半期特有の会計処理	○	○
	会計上の見積りの変更	○	○
	連結範囲外の子会社等（重要なもの）	–	○
	追加情報	–	○
	四半期貸借対照表関係	–	○

		四半期決算短信	四半期報告書
主な注記	四半期損益計算書関係	–	○
	四半期キャッシュ・フロー計算書関係	–	○
	株主資本等関係	○	○
	金融商品関係	–	○※3
	有価証券関係	–	○※3
	デリバティブ関係	–	○※3
	企業結合関係	–	○
	収益認識関係	–	○
	セグメント情報	–	○
	1株当たり情報	–	○
	重要な後発事象	–	○

※1 四半期決算短信では、当四半期（連結）累計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無を記載。当該異動がある場合には、対象となる特定子会社の社数及び社名を記載。
※2 第1四半期及び第3四半期は省略可。この場合には、減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係るものを含む。）及びのれんの償却額を注記。
※3 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が認められる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。

（出所）金融庁「第1回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）事務局資料」より東京証券取引所作成

© 2023 Tokyo Stock Exchange, Inc. 9

四半期決算短信と四半期報告書の比較（非財務情報）

JPX

	四半期決算短信	四半期報告書	適時開示
企業の概況	サマリー情報（業績予想含む）	主要な経営指標等の推移	–
	–	事業の内容（重要な変更があった場合のみ）	– ただし、合併等の組織再編行為や、重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを行うことについて決定をした場合又は生じた場合、記載が求められる
事業の状況	継続企業の前提に関する重要事象等（存在する場合のみ）	事業等のリスク（重要な変更があった場合のみ、※1）	
	–	経営上の重要な契約等（※2）（重要な変更があった場合のみ）	
	–	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析（キャッシュ・フローの状況の分析は2Qのみ）	
	–	研究開発活動の状況（重要な変更があった場合のみ）	
提出会社の状況	発行済株式数（期末・期中平均）	株式等の状況	
	–	役員の状況（重要な変更があった場合のみ）	代表取締役又は代表執行役の異動

※1 以下の場合に、記載を要する
- 当四半期連結累計期間に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合
- 当四半期連結累計期間に前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合
- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象等が存在する場合

※2 DWGの12月報告にて、重要な変更があった場合や新たに契約締結を行った場合には、これを臨時報告書の提出事由とすることが提言されている。

（出所）金融庁「第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）事務局資料」より東京証券取引所作成

© 2023 Tokyo Stock Exchange, Inc. 10

（6） 若干のコメント

4. 2022 年 DW 報告書②に至る議論の対立点

（1） 定期的な開示と適時開示（Timely Disclosure）の関係

● 適時開示は定期的な開示を代替できるのか？

► 「取引所規則に基づく四半期決算短信への「一本化」の具体化に当たっては、四半期開示を含めた期中開示全体を俯瞰した検討が重要と考えられる。特に、企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、 四半期のタイミングに限らずよりタイムリーに経営状況を把握し、会社の経営管理に利用するほか、業績に限らず、多様な媒体で情報発信を随時行う企業も出てきており、投資家の投資判断において、企業が都度発信する情報の重要性がより高まっている。これを踏まえると、取引所の適時開示の充実を図りながら、 将来的に、期中における情報開示のあり方について、信頼性を確保しつつ、投資判断における重要性が高まっている適時の情報開示に重点を置いた枠組みへと見直していくことも考えられる。」（2022DW 報告書②2 頁。下線部は報告者）

令　令和 4 年度 DW 第 3 回（2022 年 11 月 25 日）資料 1 では、見直しの論点として、「特に、企業環境の変化や情報技術の進展等を背景に企業が都度発信する情報の投資判断における重要性が高まっていることを踏まえると、将来的な方向性としては、期中においては、発生した又は決定された重要な事実について、信頼性を確保しつつ、適時に開示することに重点を置いた制度へと見直していくことが考えられるか」、「当面は一律義務付けとするが、今後、適時開示の充実の状況を見ながら、任意化のタイミングについて継続的に検討」との表現がなされていた。これに対して、多くの委員から四半期開示の任意化を既定方針とするような表現への反対意見が述べられた。

令 その結果、2022DW 報告書②では「見直していくことが考えられる」ではなく、「見直していくことも考えられる」に表現が改められた（令和 4 年度 DW第 4 回（2022 年 12 月 25 日）における廣川斉企業開示課長の説明）。

► 「積極的な適時開示により期中において充実した情報が適時に提供される環境が確立できれば、必ずしも一律に四半期開示を求める必要はないとの考え方もある。欧州では a、2004 年の EU の透明性指令（Transparency Directive）を受けて、各国の法令に基づき、財務諸表を求めない形による四半期開示の義務が導入されたが、2013 年の透明性指令の改正を受けて 2014 年から 2015 年に法令上の四半期開示義務が廃止され、各企業の判断により任意で四半期開示を行う実務が定着している。このような欧州の状況等も踏まえ、四半期開示の任意化を求める意見に

は、四半期開示は膨大な人的資源の投入を必要とし、企業に多大な事務負担をもたらしているというものがあった。

他方で、このような考え方はあるものの、b そもそも、適時開示と、四半期開示のような定期開示とは性質が異なるため、必ずしも適時開示の充実により四半期開示を代替できるわけではないとの意見があった。また、現時点において、「一本化」後の四半期決算短信の任意化を決定することや、将来的な任意化のタイミングを検討することに反対するものとして、以下のような意見があった。…

このように、日本企業の開示を巡る現状に照らすと、経営戦略の進捗状況の確認としての意義、平均的な企業の開示姿勢への懸念や、開示の後退と受け取られることで日本市場全体の評価が低下するおそれ等に鑑みて、当面は、四半期決算短信を一律に義務付けることが考えられる。

その上で、将来的な四半期決算短信の任意化については、まず、企業の開示に対する意識の改善・向上や、企業が積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立によって、上記の投資家からの懸念を払しょくする必要がある。このため、今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化 c のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられる。」（2022DW 報告書②2－3 頁。下線部は筆者）

令　下線部 a~c は令和 4 年度 DW 第 4 回（2022 年 12 月 15 日）資料 1 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）（以下、「2022DW 報告書②案」という。）には存在しなかった。

令　下線部b は 2022DW 報告書②案の注 5 に同様の表現があったが、複数の委員から本文への記載を求める意見があった（三瓶裕喜委員、中野貴之委員、永沢裕美子委員、熊谷五郎委員）。

● 若干のコメント

► 四半期開示など定期的な開示は「中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用」（2022DW 報告書②2 頁）であり、この役割は適時開示では代替できない。

令　たとえば、前年度の同期や前四半期と変わりはないという情報は、「中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用」かつ必要であるが、適時開示では開示の対象にならないのではないか？

令　Cf. 東証・有価証券上場規程 402 条　上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

●　（1）上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から ａｒ までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
ar　a から前ａｑまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

●　（2）次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
x　a から前ｗまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

► ただし、四半期開示など定期的な開示の内容を簡素化すれば適時開示の役割が重要になるという関係は存在するように思われる。

令　重要な未公開情報（material non-public inforomation）の一般的な開示義務を何らかの形で制度化することが必要になるか。

令　直近の四半期決算短信の内容が急激な環境変化によって誤解を招くようになった場合に、それを訂正することを上場会社に求める必要があるか。

（2）四半期開示（四半期決算短信）の信頼の確保

● 「四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策」（2022DW 報告書①27 頁）は採用されず。

► 四半期報告を導入した制度趣旨からは、四半期決算短信を対象とする法令上のエンフォースメント（民事責任・課徴金・刑事罰）を導入するべきとの考え方に合理性が認められるように思われる。

► 令和 4 年度 DW 第 1 回（2022 年 10 月 5 日）では賛成意見（黒沼悦郎委員、三瓶裕喜委員）、反対意見（柿原アツ子委員、熊谷五郎委員）が拮抗していたように思われるが、第 3 回（2022 年 11 月 25 日）で示された「将来的に、適時開示情報の信頼性確保の観点から、重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とすることを検討」、「上記のとおり、将来的に、重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項に含むことについて今後検討」という形で調整がなされた。

► 四半期決算短信に含まれる業績予想の取扱いが今後の課題となるか。

令　Ex.「四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントについてです。四半期決算短信の虚偽記載を抑止するために、臨時報告書で重ねて提出させることは、そもそも一本化の方針に反するものですし、セーフハーバー・ルールのない我が国におきましては、業績予想が含まれている問題もございま

す。また、企業が虚偽記載の責任を負うというリスクを考慮して、確認にかなりの時間を割くことで速報性が犠牲になるということが想定されます。取引所のエンフォースメントに任せるのが適当ではないかと思います。」（令和 4 年度 DW 第 1 回（2022 年 10 月 5 日）における柿原アツ子委員の意見。井口譲二委員も同旨の意見を述べている。）

令 四半期決算短信の内容を臨時報告書として開示することに肯定的な見解も類似の問題意識を示していた。

- Ex.「また、業績予測の適時開示をした場合に、それを臨時報告書に記載させて報告させるということも考えられます。もっとも、業績予測の開示というのは強制されていないわけですので、任意に開示した場合のみ臨時報告書の記載対象となり、それが罰則や課徴金の対象になるということになりますと、任意の業績予測の開示が後退してしまうのではないかという点を心配しております。」（令和 3 年度 DW 第 6 回（2022 年 2 月 18 日）における黒沼悦郎委員の意見）

- 証券取引所によるエンフォースメントの課題
  - 第 1 四半期決算と第 3 四半期決算のエンフォースメントの【基本的な考え方】として「取引所における開示に係る審査にあたっては、上場会社への確認が基本となるが、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくため、監査人との連携を強化し、会計不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築」を挙げた上で、【具体的な方針】として以下の 3 点が挙げられている（四半期開示見直し実務方針 19 頁）。
    - 令 ① 会計不正等の疑義が生じた場合など、必要と認める場合に、上場会社に対して、正確な報告に向けて必要な調査及び調査結果の報告（必要かつ適当と認める場合に、その内容の開示）を求められるよう上場規則で明示
    - 令 ② 公認会計士等へのヒアリングを求める場合の上場会社に対する協力義務に関する上場規則（規程第 604 条）について、その射程を、上場廃止に係る該当性の判断に必要と認める場合から、会計不正等が生じ、実効性確保措置の検討に必要と認める場合に拡大
    - 令 ③ 上記②の施策が適切に機能するように、監査契約（JICPA におけるひな型）において、守秘義務解除の「正当な理由」として、取引所からの情報連携の要請等を含めるなど、JICPA において対応されることが期待される
  - ただし、「監査人によるレビューが、金融商品取引法上の四半期レビューではなく、取引所の規則に基づくものとなる場合には、金融商品取引法 193 条の 3（監査手続中に法令違反等事実を発見した場合の監査人の対応）が適用されないと考えられるため、法令違反等事実発見時の監査人の対応がどのようになるかについて、必要に応じて関係者に周知することが必要であるとの意見があった。」（2022DW

報告書②8 頁注 27）

- 若干のコメント
  - 四半期財務諸表のレビューが不要となることによって、監査人と上場会社の関係に何らかの変化が生じるのか？
  - 決算短信など証券取引所の規則に基づく開示に関して虚偽記載等があった場合、上場会社が民法 709 条に基づく損害賠償責任を負う現実的な可能性が存在するか？

5. 発行開示への影響

- 令和 5 年改正前金商法に基づく発行開示における四半期報告書（四半期財務諸表）の位置付け
  - 通常方式（企業内容等開示府令第 2 号様式）
    - 令 第二部【企業情報】第 5【経理の状況】に有価証券届出書の提出時期に応じて開示可能な四半期財務諸表を掲げ（記載上の注意（61）ただし書等）、四半期レビュー報告書の添付が必要（記載上の注意（60）c）。
    - 令 上記の四半期財務諸表の対象期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況が第二部【企業情報】第 2【事業の概況】4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の対象となる（記載上の注意（32）a(a)）。
    - 令 連結会計年度の開始から概ね 3 か月、6 か月、9 か月が経過した日から、各四半期に係る四半報告書の提出期限前に届出書を提出する場合には、上記の各期間の経営成績の概要を第二部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】（2）【その他】に記載する必要がある（記載上の注意（66）b。連結の経営成績の概要を記載すれば単体の経営成績は省略可能。記載上の注意(74) b ただし書）
  - 組込方式（企業内容等開示府令第 2 号の 2 様式）
    - 令 最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に提出された直近の四半期報告書は第 4 部【組込情報】の1つ（記載上の注意（3））
    - 令 四半期報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に、四半期報告書の「事業等のリスク」に変更等があった場合は、その旨及びその内容を第三部【追完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2）c）。
    - 令 連結会計年度の開始から概ね 3 か月、6 か月、9 か月が経過した日から、各四半期に係る四半報告書の提出期限前に届出書を提出する場合には、上記の各期間の経営成績の概要を第三部【追完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2）d。単体の経営成績の概要の記載が必要となる場合あり。記載上

の注意（2）e）

► 参照方式（企業内容等開示府令第２号の３様式）

令 四半期報告書は第三部【参照情報】第１【参照書類】の１つ。

令 四半期報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に、参照書類である四半期報告書の「事業等のリスク」に変更等があった場合は、その旨及びその内容を第２【参照書類の補完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2））。

令 四半期決算短信の公表後、四半期報告書の提出前に有価証券届出書を提出する場合、当該四半期に係る四半期財務諸表を添付する必要があると解されている（企業内容等開示府令 10 条1 項３号ホ（1）、企業内容等開示ガイドライン B7-4・7-3③⑩）。

● 令和５年改正後金商法に基づく発行開示における四半期財務諸表の位置付け

► 通常方式（企業内容等開示府令改正案第２号様式）

令 四半期財務諸表の掲載に係る義務は中間財務諸表の掲載に改められる（記載上の注意（61）ただし書等）。

● 中間財務諸表の掲載が求められるのは中間財務諸表の提出期限の経過後に有価証券届出書を提出する場合

● 第 1 四半期に係る決算短信後に有価証券届出書を提出する場合に、四半期財務諸表を有価証券届出書に掲げることは求められない。

令 第二部【企業情報】第２【事業の概況】４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の対象は、掲載された中間財務諸表の対象期間となる（記載上の注意（32）a(a)）。

令 第二部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】（2）【その他】に経営成績の概要の記載が必要となるのは、連結会計年度の開始から概ね６か月が経過した後、半期報告書の提出期限前に届出書を提出する場合のみであり、経営成績の概要の記載の対象は上記の期間となる（記載上の注意（66）b(a)）

► 組込方式（企業内容等開示府令改正案第２号の２様式）

令 四半期報告書は第４部【組込情報】から削除される。

● 上場会社が組込方式によって有価証券届出書を作成する場合、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に提出した半期報告書を添付することになる（記載上の注意（3））。

● 半期報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に、半期報告書の「事業等のリスク」に変更等があった場合は、その旨及びその内容を第三部【追完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2）c）。

令 連結会計年度の開始から概ね６か月が経過した後、半期報告書の提出期限前

に届出書を提出する場合には、上記の期間の経営成績の概要を第三部【追完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2）d）

● 連結会計年度の開始から概ね３か月と９か月の経営成績の概要を第三部【追完情報】に記載する必要がなくなる。

► 参照方式（企業内容等開示府令改正案第２号の３様式）

令 四半期報告書は第三部【参照情報】第１【参照書類】から削除される。

令 半期報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に、参照書類である半期報告書の「事業等のリスク」に変更等があった場合は、その旨及びその内容を第 2【参照書類の補完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2））。

令 第 2 四半期決算短信の公表後、半期報告書の提出前に有価証券届出書を提出する場合、中間財務諸表を添付する必要があるが（企業内容等開示府令 10 条1 項３号ホ（1）、企業内容等開示ガイドライン改正案 B7-4・7-3⑧）、第１四半期決算短信又は第 2 四半期決算短信の公表後に有価証券届出書を提出する場合であっても四半期財務表諸表の添付は不要となる。

● 若干のコメント

► 四半期報告の廃止に伴い有価証券届出書によって開示すべき事項を減らすことは合理的であったのか？

► 四半期財務諸表を任意で有価証券届出書に掲載する枠組みは機能するか？

令 通常方式の場合は第二部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】に掲載可能であることが想定されている（企業内容等開示ガイドライン改正案 B5-21-2）。

● レビューの有無及びレビューがある場合はレビュー報告書の掲載が必要

令 組込方式及び参照方式の記載上の注意の冒頭に「次に掲げるものを除き、第第二号様式に準じて記載すること。」との記載があるので、四半期財務諸表の掲載は可能であると思われるが、どのような形で掲載するかは検討の余地がある。

● 様式の項目以外の追加することは可能（企業内容等開示ガイドライン 5-3）

令 有価証券届出書を提出する場合だけ直近の四半期財務諸表についてレビューを受けることは可能か？

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第二章の六　（略） 第三章　金融商品取引業者等 第一節　（略） 第二節　業務 第一款～第四款　（略） 第五款　電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則（第四十三条の五） 第六款～第八款　（略） 第三節～第八節　（略） 第三章の二～第九章　（略） 附則 （定義） 第二条　（略） ２　前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有	目次 第一章～第二章の六　（略） 第三章　金融商品取引業者等 第一節　（略） 第二節　業務 第一款～第四款　（略） 第五款　電子募集取扱業務に関する特則（第四十三条の五） 第六款～第八款　（略） 第三節～第八節　（略） 第三章の二～第九章　（略） 附則 （定義） 第二条　（略） ２　前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有

に代えることができる。

一・二　（略）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第七条において同じ。）のうち同本文に規定する事項を記載したもの又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書（以下この条において「四半期報告書」という。）のうち第二十四条の四の七第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第七条第四項及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したもの若しくは半期報告書（第二十四条の五第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第七条第四項及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

３　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

４　次に掲げる全ての要件を満たす者が前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、

二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は同不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ　（略）

六・七　（略）

３～42　（略）

（有価証券届出書の提出）

第五条　（略）

２　前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載

二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は同不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ　（略）

六・七　（略）

３～42　（略）

（有価証券届出書の提出）

第五条　（略）

２　前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載

内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

５　第一項から前項までの規定は、当該有価証券が特定有価証券である場合について準用する。この場合において、第一項中「有価証券の募集及び売出しを除く」とあるのは「有価証券の募集又は売出しに限る」と、「当該有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。」とあるのは「当該特定有価証券」と、同項第二号中「当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、第一項中「有価証券の募集又は売出しのうち」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出しのうち」と、同項第二号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、同項第三号中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売

内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

５　第一項から前項までの規定は、当該有価証券が特定有価証券である場合について準用する。この場合において、第一項中「有価証券の募集及び売出し」とあるのは「有価証券の募集又は売出しに限る」と、「当該有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。」とあるのは「当該特定有価証券」と、同項第二号中「当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、第一項中「有価証券の募集又は売出しのうち」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出しのうち」と、同項第二号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、同項第三号中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売

出し」と、同項第三号中「同項本文」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項本文」と、「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と、「第二十四条の四の七第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と、「第二十四条の五第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定により届出書を提出しなければならない外国会社（以下「届出書提出外国会社」という。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一　（略）

二　外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条第八項及び第二十四条の四の七第六項において同じ。）が行われている参照書類又は第一項の届出書に類する書類であつて英語で記載されているもの

7～13　（略）

出し」と、同項第三号中「同項本文」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項本文」と、「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と、「第二十四条の四の七第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と、「第二十四条の五第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定により届出書を提出しなければならない外国会社（以下「届出書提出外国会社」という。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一　（略）

二　外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条第八項、第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている参照書類又は第一項の届出書に類する書類であつて英語で記載されているもの

7～13　（略）

あつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）」とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

（有価証券報告書の提出）

第二十四条　（略）

2　前項第三号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第五条第二項に規定する事項を記載した同条第一項に規定する届出書を提出した会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。

一　既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第二十四条の五第一項の表の各号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出している者

二　（略）

3～15　（略）

（削る）

あつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）」とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

（有価証券報告書の提出）

第二十四条　（略）

2　前項第三号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第五条第二項に規定する事項を記載した同条第一項に規定する届出書を提出した会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。

一　既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書のうち同条第一項に規定する事項を記載したもの若しくは第二十四条の五第一項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者

二　（略）

3～15　（略）

（四半期報告書の提出）

第二十四条の四の七　第二十四条第一項の規定による有価証券報告書

を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの（以下この項及び次項において「上場会社等」という。）は、その事業年度が三月を超える場合は、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（政令で定める期間を除く。以下同じ。）ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（以下この項において「四半期報告書記載事項」という。）を記載した報告書（以下「四半期報告書」という。）を、当該期間経過後四十五日以内の政令で定める期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社は、四半期報告書記載事項のほか、当該会社の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した四半期報告書を、当該期間経過後六十日以内の政令で定める期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であつて、上場会社等以外の会社（政令で定めるものを除く。）は、四半期報告書を任意に提出することができる。

3　前二項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。）のうち政令で定めるものについて準用する。この場合において、第一項中「政令で定めるもの（」とあるのは「政令で定めるもの（特定有価証券（第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項において同じ。）の発行者に限る。）と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る特定期間（第二十四条第五項において準用する特定期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該事業年度の期間」とあるのは「当該特定期間」と、「当該会社の属する企業集団」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産」と、「当該会社の経理」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は四半期報告書について、第二十二条の規定は四半期報告書及びその訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合にお

いて、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日において」とあるのは「第五条第一項及び第十三項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日において」と、「四半期報告書（第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者」とあるのは「四半期報告書又はその訂正報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、「同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四条の七第四項において準用する前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六条の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。次項から第十一項までにおいて同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当

- 13 -

9 内閣総理大臣は、外国会社四半期報告書を提出した報告書提出外国会社が第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出しないと認めるときは、当該報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

10 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による四半期報告書を、当該通知があった日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。

11 第六項から第八項までの規定は、第四項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 第一項（第三項において準用する場合に限る。以下この条において同じ。）の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社（第三項（第三項において準用する場合を含む。）が、内閣府令で定めるところにより、第一項に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「四半期代替書面」という。）を四

- 15 -

該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社（第二項の規定により四半期報告書を提出する報告書提出外国会社を含む。以下この条において同じ。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による四半期報告書に代えて、外国において開示が行われている四半期報告書に類する書類であつて英語で記載されているもの（以下この条において「外国会社四半期報告書」という。）を提出することができる。

7 外国会社四半期報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの要約の日本語による翻訳文、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの（以下この条において「補足書類」という。）を添付しなければならない。

8 前二項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社四半期報告書及びその補足書類を四半期報告書とみなし、これらの提出を四半期報告書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

- 14 -

（削る）

半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第一項の適用については、同項中「内閣府令で定める事項」とあるのは、「内閣府令で定める事項（第十二項に規定する四半期代替書面に記載された事項を除く。）」とする。

13 前項の規定により読み替えて適用する第一項の四半期報告書と併せて四半期代替書面を提出した場合には、当該四半期代替書面を当該四半期報告書の一部とみなし、当該四半期代替書面を提出したことを当該四半期代替書面を当該四半期報告書の一部として提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

（確認書に関する規定の四半期報告書への準用）

第二十四条の四の八 第二十四条の四の二の規定は、前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「四半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社報告書」とあるのは「四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書」と、「当該外国会社報告書」とあるのは「当該外国

会社四半期報告書」と、同条第二項中「有価証券報告書と併せて」とあるのは「四半期報告書と併せて」と、同条第六項中「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」とあるのは「第二十四条の四の八において読み替えて準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　第二十四条の四の三の規定は、前項の規定により提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（半期報告書及び臨時報告書の提出）

第二十四条の五　第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。第四項において同じ。）のうち、第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社（同条第二項の規定により四半期報告書を提出した会社を含む。第三項において同じ。）以外の会社は、その事業年度が六月を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した半期報告書（以下「半期報告書」という。）を、当該期間経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（新設）

（半期報告書及び臨時報告書の提出）

第二十四条の五　第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。第四項において同じ。）は、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日から六月が経過したときは、内閣府令で定めるところにより、次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（この項の規定により提出すべき報告書をいう。以下同じ。）を、同表の下欄に掲げる期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、同表の第三号の上欄に掲げる会社（以下この項において「非上場会社」という。）のうち同表の第二号の上欄に規定する内閣府令で定める事業を行うものについては、同号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもつて、非上場会社のうち当該事業を行う会社以外の会社については、同表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもつて、これに代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの（以下この表において「上場会社等」という。）のうち次号の上欄に掲げる会社以外の会社	当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（以下この表において「半期報告書共通記載事項」という。）	当該期間が経過した日から起算して四十五日以内の政令で定める期間内
二　上場会社等のうち金融商品取引所の定める基準に従い、常時、その発行する有価証券の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（以下この表において「半期報告書共通記載事項」という。）が公衆の縦覧に供されていると認められる会社として内閣府令で定めるもの	当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項として内閣府令で定める事項	当該期間が経過した日から起算して三月以内
三　上場会社等以外の会社	当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項として内閣府令で定める事項	当該期間が経過した日から起算して六十日以内の政令で定める期間内

2　第二十四条第二項に規定する事項を記載した同条第一項の規定による有価証券報告書を提出した、又は提出しようとする会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項の規定により提出しなければならない半期報告書に、同項に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項に規定する事項の記載に代えることができる。

一　既に、第二十四条第一項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は前項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者

二　（略）

3　前二項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項及び第二十項において同じ。）のうち、第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社以外の会社について準用する。この場合において、第一項中「以外の会社」とあるのは「以外の会社（特定有価証券（第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の発行者に限る。）」と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る特定期間（第二

をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該特定有価証券に係る特定期間」と、「次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄」とあるのは「次の表の第三号の中欄」と、「同表の下欄」とあるのは「同号の下欄」と、同項の表の第三号の中欄中「当該事業年度」とあるのは「当該事業年度の開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項」とあるのは「当該特定期間が開始した日以後六月間の当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」と、前項第一号中「前項の表の各号の中欄」とあるのは「前項の表の第三号の中欄」と、同項第二号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と読み替えるものとする。

4～12　（略）

13　第一項（第三項において準用する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、内閣府令で定めるところにより、第一項の表の第三号の中欄に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「半期代替書面」という。）を半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第一項及び第二項の規定の適用については、同欄中「内閣府令で定める事項」とあるのは「内閣府令で定める事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）」と、同項中「掲げる事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）」とする。

14～21　（略）

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

第二十五条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条第一項において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第二号に掲げる発行登録追補書類及びその添付書類にあつては、当該発行登録追補書類に係る当該経過する日、第四号及び第七号に掲げる確認書、当該確認書に係る当該経過する日、第四号に掲げる内部統制報告書及びその添付書類にあつては、当該内部統制報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書、当該確認書に係る当該経過する日、第六号に掲げる訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の訂正報告書又は当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書

（削る）

二　発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書

三～五　（略）

（削る）

六　半期報告書及びその訂正報告書

七　第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書

八　臨時報告書及びその訂正報告書

九・十　（略）

2　有価証券の発行者で前項第一号から第九号までに掲げる書類を提出したもの及び有価証券の親会社等が同項第十号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3　金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用する場合を含む。）及び前条第四項の規定により提出された縦覧書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から第一項各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4　有価証券の発行者で第一項第一号から第八号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第十号に掲げる書類を提出したもののその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣がその申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

5　（略）

6　内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一・二　（略）

三　第二十四条の二第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の六第一項又は前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四　（略）

7・8　（略）

（会社以外の発行者に関する準用規定）

第二十七条　第二条の三、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五の二まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者（第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項、第二十四条の四の三第二項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項並びに第二十四条の五第七項から第十一項まで並びに第二十四条の五第十九項までの規定にあつては外国の者に限る。）である場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の二第一項（第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の二第一項（第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条

三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）又は第四条第六項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の五第二号の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）を行う者の使用に係る入出力装置並びに金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知等）

第二十七条の二十の六　電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行った場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行った場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第十四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の十第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十一第一項（第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により金融商品取引所又は政令で定める認可金融商品取引業協会に提出し、又は送付しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第九号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者若しくは同項第十号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者の提出子会社又は第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第十一号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者若しくは同項第十二号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者の提出子会社又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五

第二十七条の三十の六　電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行った場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行った場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第十四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の十第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十一第一項（第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により金融商品取引所又は政令で定める認可金融商品取引業協会に提出し、又は送付しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第十一号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者若しくは同項第十二号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者の提出子会社又は第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五

第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）又は第四条第六項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の五第二号の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）を行う者の使用に係る入出力装置並びに金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知等）

第二十七条の三十の六　電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行った場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行った場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第十四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の十第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十一第一項（第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により金融商品取引所又は政令で定める認可金融商品取引業協会に提出し、又は送付しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第九号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者若しくは同項第十号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者の提出子会社又は第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第十一号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者若しくは同項第十二号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者の提出子会社又は第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五

第二十七条の三十の六　電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行った場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行った場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第十四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の十第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十一第一項（第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により金融商品取引所又は政令で定める認可金融商品取引業協会に提出し、又は送付しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第九号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者若しくは同項第十号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者の提出子会社又は第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

２・３　（略）

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十　第二十五条第一項第一号から第十一号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者若しくは同項第十二号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者の提出子会社又は第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五

をいう。以下この項において同じ。）に対し当該特定金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融商品取引業者等の親会社若しくは子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

４　（略）

（特別金融商品取引業者に係る届出等）

第五十七条の二　（略）

２　特別金融商品取引業者（前項の規定による届出をした金融商品取引業者をいい、当該届出をした後第六項第二号に該当することとなつた者を除く。以下この節において同じ。）につき、前項の規定による届出をした日（以下この款において「届出日」という。）において当該特別金融商品取引業者に親会社がある場合には、当該特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　（略）

二　当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社に係る直近の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類

三・四　（略）

３・４　（略）

5　第二項又は第三項の規定により第一項各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者（親会社がある者に限る。）は、四半期ごとに、当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類（第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。）を、当該四半期経過後政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6～9　（略）

（引受業務の一部の許可の拒否要件）

第五十九条の四　内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一　第五十三条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、次条第一項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十二第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十八条第一号及び第十二号並びに前項の各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者（親会社がある者に限る。）は、四半期ごとに、当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類（第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。）を、当該四半期経過後政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6～9　（略）

（引受業務の一部の許可の拒否要件）

第五十九条の四　内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一　第五十三条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、次条第一項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十八条第一号及び第十二号並びに前項の各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者（親会社がある者に限る。）は、四半期ごとに、当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類（第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。）を、当該四半期経過後政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6～9　（略）

一号及び第十二号並びに前項の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

一～四　（略）

5　第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記載されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一・二　（略）

6　（略）

一号及び第十二号並びに前項の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

一～四　（略）

5　第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記載されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一・二　（略）

6　（略）

、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「組合利益関係書類」という。）の写しを、報告書提出組合員（第一項の規定により報告書（直近の買付け等又は売付け等に係るものに限る。）を提出した組合員をいう。第十三項において同じ。）に送付し、当該報告書提出組合員から、当該組合利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該組合利益関係書類の写し及び当該報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類のうち当該報告書提出組合員又は当該上場会社等に送付する前において、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

10～12　（略）

13　前項の規定により組合利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、その財産について第三項の利益が生じていると認められる特定組合等の報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

14～17　（略）

（会社関係者の禁止行為）

第百六十六条　（略）

2・3　（略）

4　第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号並びに前項の各号に掲げる書類を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の三　第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第百八十五条の七第三十一項（第四号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第百九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、半期報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定に

（有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の三　第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第百八十五条の七第三十一項（第五号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第百九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、

、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「組合利益関係書類」という。）の写しを、報告書提出組合員（第一項の規定により報告書（直近の買付け等又は売付け等に係るものに限る。）を提出した組合員をいう。）に送付し、当該報告書提出組合員から、当該組合利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該組合利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類のうち当該報告書提出組合員又は当該上場会社等に送付する前において、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

10～12　（略）

（新設）

13～16　（略）

（会社関係者の禁止行為）

第百六十六条　（略）

2・3　（略）

4　第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号並びに前項の各号に掲げる書類を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の三　第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第百八十五条の七第三十一項（第四号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第百九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、半期報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定に

（有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の三　第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第百八十五条の七第三十一項（第四号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第百九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

２　第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、半期報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、二百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の四　（略）

２　発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている半期・臨時報告書等（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。）を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第一号に掲げる額（同項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）の二分の一に相当する額（虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の三　第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第百八十五条の七第三十一項（第四号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第百九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

２　第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、四半期報告書又は半期報告書（以下この章において「四半期・半期報告書」という。）を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた四半期・半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、二百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の四　（略）

２　発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている四半期・半期・臨時報告書等（第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規

（有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の三　第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第百八十五条の七第三十一項（第五号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第百九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

２　第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、

の十一第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士共同法人である者に限る。次項及び第三項において同じ。）」と、「それぞれ当該各号に定める事件の申立て等」とあるのは「申立て等」と、同条第一項中「前項各号に掲げる者」とあるのは「代理人」と、同項中「裁判所に」とあるのは「内閣府」と、同法第百三十二条の十三中「裁判所に」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官に」と読み替えるものとする。

第百九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の五第一項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第四項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十

七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者

三～五　（略）

六　第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項、第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者

三～五　（略）

六　第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、四半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項

を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項若しくは第十一条第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の十第一項の規定による対質問回答報告書、第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であって、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八～十五　（略）

第百九十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二の三　（略）

二の四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三～八　（略）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条、第十二条、第十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二～四　（略）

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。）の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八～十五　（略）

第百九十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二の三　（略）

二の四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

三～八　（略）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第四項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二～四　（略）

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八～十五　（略）

第百九十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二の三　（略）

二の四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

三～八　（略）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二～四　（略）

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八～十五　（略）

第百九十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二の三　（略）

二の四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

三～八　（略）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二～四　（略）

五　第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八～十五　（略）

第百九十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二の三　（略）

二の四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三～八　（略）

第二百条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条（第十二条、第十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二

○　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「改正後規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとし、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第一条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十八の二　略］ 十八の三　確認書　法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の五の二第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。 十八の四　外国会社確認書　法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社確認書をいう。 ［号を削る。］	（定義） 第一条　［同上］ ［一～十八の二　同上］ 十八の三　確認書　法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の四の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。 十八の四　外国会社確認書　法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社確認書をいう。 十八の五　四半期報告書　法第二十四条の四の七第一項（法第二十

改正後	改正前
［号を削る。］ ［十九～二十の七　略］ 二十の八　財務諸表　財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定する財務諸表をいう。 二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項第一号に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。 ［号を削る。］ 二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合に	七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。 十八の六　外国会社四半期報告書　法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社四半期報告書をいう。 ［十九～二十の七　同上］ 二十の八　財務諸表　財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。 二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。 二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合

は、第一種中間連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第二号に規定する第一種中間連結財務諸表をいう。第十八条第一項において同じ。）又は第二種中間連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第三号に規定する第二種中間連結財務諸表をいう。）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。 ［号を削る。］	合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。
二十一の二の二　中間財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、第一種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第二号に規定する第一種中間財務諸表をいう。第十八条第一項において同じ。）又は第二種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第三号に規定する第二種中間財務諸表をいう。）をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。 ［二十一の三～二十二　略］ ［号を削る。］	二十一の二の三　四半期財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。
二十一の二の四　中間財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。	［二十一の三～二十二　同上］ 二十一の三　四半期連結会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期連結会計期間をいう。 二十一の四　四半期会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。 ［二十三・二十四　同上］ 二十四の二　キャッシュ・フロー　財務諸表等規則第八条第十八項又は連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フローをいう。 二十五　セグメント情報　財務諸表等規則第八条の二十九第一項又は連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報をいう。 ［二十六～三十六　同上］

号イ(1)に規定する中間連結会計期間をいう。 ［号を削る。］ ［二十三・二十四　略］ 二十四の二　キャッシュ・フロー　財務諸表等規則第八条第十八項又は連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フローをいう。 二十五　セグメント情報　財務諸表等規則第八条の二十九第一項又は連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報をいう。 ［二十六～三十六　略］ （有価証券通知書） 第四条　［略］ ２・３　略 ４　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　［略］ 二　有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者	項に規定する中間連結会計期間をいう。 二十二の四　四半期会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。 ［二十三・二十四　同上］ 二十四の二　キャッシュ・フロー　財務諸表等規則第八条第十八項、連結財務諸表規則第二条第十三号、中間財務諸表等規則第二条の二第四号、中間連結財務諸表規則第二条第十号、四半期財務諸表等規則第三条第八号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フローをいう。 二十五　セグメント情報　財務諸表等規則第八条の二十九第一項、連結財務諸表規則第十五条の二第一項、中間財務諸表等規則第五条の二第一項、中間連結財務諸表規則第十四条第一項、四半期財務諸表等規則第二十二条の三第一項又は四半期連結財務諸表規則第十五条第一項に規定するセグメント情報をいう。 ［二十六・三十六　同上］ （有価証券通知書） 第四条　［同上］ ２・３　同上 ４　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］

イ　［略］
ロ　当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号、第十一条の四第二号ロ及び第十九条第二項第十二号の二において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。第十一条の四第二号ロ(2)において同じ。）
［ハ・ニ　略］
［三～五　略］
5　［略］
（外国会社の代理人）
第七条　［略］
2　［略］
3　外国会社は、次に掲げる書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。
［一～四　略］
［号を削る。］
［号を削る。］
五～十　［略］

（有価証券届出書の添付書類）
第十条　法第五条第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。
［一・二　略］
三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書　次に掲げる書類
［イ～ニ　略］
ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類
(1)・(2)　略
［ヘ　略］
［三の二～八　略］

イ　［同上］
ロ　当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。同号ロ(2)において同じ。）
［ハ・ニ　同上］
［三～五　同上］
5　［同上］
（外国会社の代理人）
第七条　［同上］
2　［同上］
3　［同上］
［一～四　同上］
五　法第二十四条の四の七第一項又は第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書
六　法第二十四条の四の七第六項の規定による外国会社四半期報告書
七～十二　［同上］

（有価証券届出書の添付書類）
第十条　［同上］
三　［同上］
［一・二　同上］
［イ～ニ　同上］
ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類
(1)・(2)　同上
［ヘ　同上］
［三の二～八　同上］

2　［略］
（発行登録書の添付書類）
第十四条の四　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類
［イ・ロ　略］
ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類
(1)・(2)　略
［ニ・ホ　略］
二　［略］
［2・3　略］

（発行登録追補書類の添付書類）
第十四条の十二　法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各

2　［同上］
（発行登録書の添付書類）
第十四条の四　［同上］
一　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類
(1)・(2)　同上
［ニ・ホ　同上］
二　［同上］
［2・3　同上］

（発行登録追補書類の添付書類）
第十四条の十二　［同上］

号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。
一　第十二号様式により作成した発行登録追補書類　次に掲げる書類
［イ・ロ　略］
ハ　当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類
(1)・(2)　略
［ニ・ホ　略］
二　［略］
2　［略］

（発行登録書等の特記事項）
第十四条の十三　法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一　発行登録目論見書　次に掲げる事項
［イ～ホ　略］

一　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類
(1)・(2)　同上
［ニ・ホ　同上］
二　［同上］
2　［同上］

（発行登録書等の特記事項）
第十四条の十三　［同上］
一　［同上］
［イ～ホ　同上］

ヘ　当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のものの提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(1)・(2)　同上

ト　［同上］

二　［同上］

三　［同上］

イ　当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(1)・(2)　同上

ロ　［同上］

２　［同上］

（確認書の記載内容等）

第十七条の十　［同上］

２　［同上］

［条を削る。］

第十七条の十五　法第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）又は同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により四半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、当該四半期報告書に四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務諸表については記載を要しない。

一　内国会社である場合　第四号の三様式

二　外国会社である場合　第九号の三様式

２　法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に定める銀行業（同条第一項に定める銀行（同法第十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第五十二条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十三項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業

二　保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十六項に

ヘ　当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のものの提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(1)・(2)　略

ト　［略］

二　［略］

三　発行登録追補目論見書　次に掲げる事項

イ　当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(1)・(2)　略

ロ　［略］

２　［略］

（確認書の記載内容等）

第十七条の十　［略］

２　［略］

［項を削る。］

第十七条の十三　法第二十四条の四の三第三項、法第二十四条の五の二第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正確認書の提出要件）

第十七条の十三　法第二十四条の四の三第三項、法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（四半期報告書の記載内容等）

３　前二項の規定は、法第二十四条の五の二（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する半期報告書に係る確認書について準用する。

（外国会社訂正確認書の提出要件）

第十七条の十三　法第二十四条の四の三第三項、法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（四半期報告書の記載内容等）

３　前二項の規定は、法第二十四条の四の八（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する四半期報告書に係る確認書について準用する。

４　第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の五の二（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する半期報告書に係る確認書について準用する。

（外国会社訂正確認書の提出要件）

第十七条の十三　法第二十四条の四の三第三項、法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（四半期報告書の記載内容等）

定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）及び同法第二百七十二条の三十八第二項に定める業務（同法第二百七十二条の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十二条の三十八第二項に定める業務（同法第二百七十二条の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）

三　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条に定める業務（同法第六条第一項第二号に掲げる者が行うものに限る。）に係る事業

３　外国会社に提出する四半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一　当該四半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該四半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該四半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

［条を削る。］

（四半期報告書の提出期限の承認の手続等）

第十七条の十五の二　法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一　内国会社　次に掲げる事項

イ　当該四半期報告書又は半期報告書（以下この条において「四半期報告書等」という。）の提出に関して当該承認を受けようとする期間

ロ　当該四半期報告書等を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）

ハ　当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由

ニ　第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

二　外国会社　次に掲げる事項

イ　前号イ及びロに掲げる事項

ロ　当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

ハ　ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合は、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2　第七条第三項の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社　次に掲げる書類

イ　定款又はこれに準ずるもの

ロ　第一項第一号ハに規定する理由を証する書面

二　外国会社　次に掲げる書類

イ　前号イに掲げる書類

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該法令の関係条文を記載した書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面

ホ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4　財務局長等は、第一項の承認の申請があった場合において、当該者が、本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行（当該者が外国会社である場合に限る。）又はやむを得ない理由により四半期報告書等をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請のあった日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている四半期報告書等について、承認をするものとする。

5　前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、各四半期報告書等の提出期限までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

一　四半期報告書　当該四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　半期報告書　当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

6　第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があった場合には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

7　第三項第二号ロからホまでに掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

（外国会社四半期報告書の提出要件）

第十七条の十六　法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次条から第十七条の十九までにおいて同じ。）が四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社四半期報告書の提出等）

第十七条の十七　法第二十四条の四の七第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社四半期報告書及びその補足書類（同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する補足書類をいう。第十七条の十九第二項第一号において同じ。）三通

［条を削る。］

［条を削る。］

を関東財務局長に提出しなければならない。

２　法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「２　事業等のリスク」

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の内容」の「１　事業の内容」

３　法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

４　法第二十四条の四の七第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　不記載事項（第二項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二　発行者情報と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載事項との対照表

（半期報告書の記載内容等）

第十八条　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

三　訂正の箇所及び訂正の内容

（半期報告書の記載内容等）

第十八条　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、第一号又は第四号の半期報告書に第一種中間連結財務諸表を記載したときは、第一種中間財務諸表については記載を要しない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき　第四号の三様式

二　提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

三　提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとするとき　第五号の二様式

四　提出すべき会社が外国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき　第九号の三様式

五　提出すべき会社が外国会社である場合において、法第二十四条の五第二項の表の第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告

［号を加える。］

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

［条を削る。］

［条を削る。］

５　第十七条の三第四項第三号から第五号までの規定は、法第二十四条の四の七第六項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書を提出する場合について準用する。

（外国会社四半期訂正報告書の提出要件）

第十七条の十八　法第二十四条の四の七第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国会社四半期訂正報告書（同項に規定する外国会社四半期訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社四半期訂正報告書の提出等）

第十七条の十九　第十七条の三第四項（第五号に係る部分に限る。）及び第十七条の十七の規定は、報告書提出外国会社が外国会社四半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

２　法第二十四条の四の七第十一項において準用する同条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

一　訂正の対象となる外国会社四半期報告書及びその補足書類の提出日

二　訂正の理由

［項を加える。］

２　法第二十四条の五第一項の表の第二号の上欄に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に定める銀行業（同条第一項に定める銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第五十二条の二十一第一項に定める業務（同法第二条第十三項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業

二　保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十六項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額が当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第二百七十二条の三十八第二項に定める業務（同法第二百七十二条の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険

持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）

三　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条に定める業務（同法第六条第一項第二号に掲げる者が行うものに限る。）に係る事業

3　［略］

2　［同上］

［条を加える。］

（半期報告書の提出期限の承認の手続等）

第十八条の二　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一　内国会社　次に掲げる事項

イ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

ロ　当該半期報告書を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）

ハ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

ニ　第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

二　外国会社　次に掲げる事項

イ　前号イ及びロに掲げる事項

ロ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

ハ　ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合は、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2　第七条第三項の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社　次に掲げる書類

イ　定款又はこれに準ずるもの

ロ　第一項第一号ハに規定する理由を証する書面

二　外国会社　次に掲げる書類

イ　前号イに掲げる書類

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該法令の関係条文を記載した書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面

ホ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4　財務局長等は、第一項の承認の申請があった場合において、当該者が、本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行（当該者が外国会社である場合に限る。）又はやむを得ない理由により半期報告書をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請のあった日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている半期報告書について、承認をするものとする。

5　前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、半期報告書の提出期限までに、当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

6　第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があった場合には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

7　第三項第二号ロからホまでに定める書類及び第五項の書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

（外国会社半期報告書の提出要件）

第十八条の二の二　［略］

（外国会社半期報告書の提出等）

第十八条の三　［略］

2　法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　第九号の三様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　「第一部　企業情報」の「第２　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」及び「２　事業の内容」

ロ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」

二　第十号様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　「第一部　企業情報」の「第２　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」及び「２　事業の内容」

ロ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」

（外国会社半期報告書の提出要件）

第十八条の二の二　［同上］

（外国会社半期報告書の提出等）

第十八条の三　［同上］

2　法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　「第一部　企業情報」の「第２　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」及び「２　事業の内容」

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」

３　法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式による半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であって、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

［４・５　略］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［略］

２　［同上］

［一〜九の三　同上］

九の四　［同上］

［イ・ロ　同上］

３　法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式による半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であって、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、当該各号に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

［４・５　略］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［略］

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあっては第五号の三様式、外国会社にあっては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

［一〜九の三　略］

九の四　提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類（法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）若しくは監査法人（以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。）又は当該提出会社の内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）について、法第百九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。）の異動（財務書類監査公認会計士等であった者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかった者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であった者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でなかった者が内部統制監査公認会計士等になることをいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなった場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があった場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）　次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　財務書類監査公認会計士等であった者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であった者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

(1)　［略］

(2)　当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書であって、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i)〜(iv)　略

［(3)〜(6)　略］

２　［十〜十二　略］

十二の二　提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第八百四十七条の二第一項に規定する完全親会社をいう。次号において同じ。）を除く。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下この号において同じ。）との間で、当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意、当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意又は当該提出会社の株主総会若しくは取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書であって、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i)〜(iv)　同上

［(3)〜(6)　同上］

［十〜十二　同上］

［号を加える。］

要する旨の合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合（既に締結しているこれらの合意を含む契約について、当該合意の内容に変更（ハ、ニ及びヘに掲げる事項に照らして軽微なものを除く。）があった場合を含む。）　次に掲げる事項（当該合意の内容に変更があった場合にあっては、イからハまでに掲げる事項）

イ　当該契約を締結し、又は当該合意の内容に変更があった年月日

ロ　当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

ハ　当該合意の内容（当該合意の内容に変更があった場合にあっては、当該変更の内容）

ニ　当該合意の目的

ホ　取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

ヘ　当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）

十二の三　提出会社が、当該提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社を除き、法第二十七条の二十三第一項の規定により大量保有報告書を提出した者に限る。）との間で、当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意、当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限

する旨の合意、当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意又は当該契約が終了した場合に当該提出会社の株式を当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意を含む契約を締結した場合（既に締結しているこれらの合意を含む契約について、当該合意の内容に変更（ハ及びニに掲げる事項に照らして軽微なものを除く。）があった場合を含む。）　次に掲げる事項（当該合意の内容に変更があった場合にあっては、イからハまでに掲げる事項）

イ　当該契約を締結し、又は当該合意の内容に変更があった年月日

ロ　当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

ハ　当該合意の内容（当該合意の内容に変更があった場合にあっては、当該変更の内容）

ニ　当該合意の目的

ホ　取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

［十三～十九　略］

［3～11　略］

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び

だし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条　法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一　法第二十五条第一項第一号から第九号までに掲げる書類　関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地（提出会社が外国会社である場合には、第七条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

だし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条　［同上］

一　法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類　関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地（提出会社が外国会社である場合には、第七条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局等に提出しなければならない。

［一・二　略］

2　［略］

3　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局等と同じ財務局等に提出しなければならない。

4　前三項の規定により財務局等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局等に提出しなければならない。た

［十三～十九　同上］

［3～11　同上］

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び

法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、令第四条第一項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局等に提出しなければならない。

［一・二　同上］

2　［同上］

3　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局等と同じ財務局等に提出しなければならない。

4　前三項の規定により財務局等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局等に提出しなければならない。た

二　法第二十五条第一項第十号に掲げる書類　関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所の所在地（当該提出子会社が外国会社である場合には、第七条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出子会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区は総合区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。

第二十二条　内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれ営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

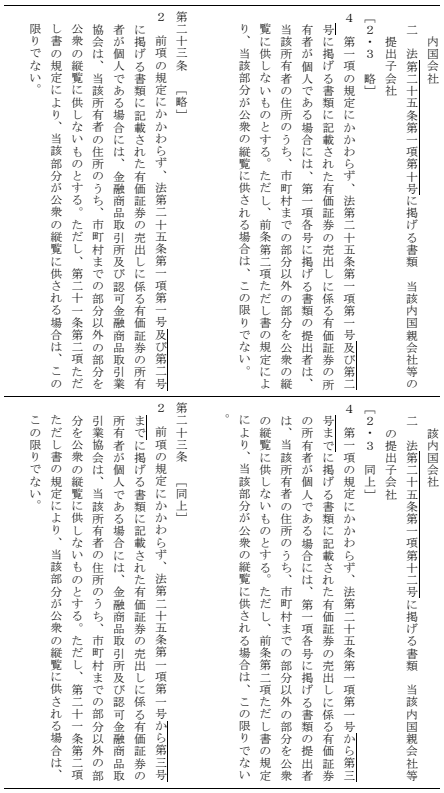
一　法第二十五条第一項第一号から第九号までに掲げる書類　当該

二　法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類　関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所の所在地（当該提出子会社が外国会社である場合には、第七条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出子会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区は総合区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。

第二十二条　［同上］

一　法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類　当



内国会社

二　法第二十五条第一項第十号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

［２・３　略］

４　第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

該内国会社

二　法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

［２・３　同上］

４　第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称　（所在地）

第一部【証券情報】
［第１・第２　略］
第３【第三者割当の場合の特記事項】(23－2)
［１～４　略］
５【第三者割当後の大株主の状況】(23－7)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
第二部　［略］
第三部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】③
(1)【保証会社が提出した書類】
①　［略］
②【半期報告書】
事業年度　第＿期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

第二号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
第二部　［同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
(1)　［同左］
①　［同左］
②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第＿期第＿四半期（第＿期中）（自　年　月　日至　年　月　日）
年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

［(a)～(q)　略］
［b～g　略］
［(9)～(3)　略］
(3)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
a　届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるような、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次のⅰ(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次のⅱ(a)から(d)までに掲げる事項を含めて記載すること。
(a)　最近連結会計年度及び(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この欄において同じ。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この欄において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

(b)　最近連結会計年度及び(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。
［i・ii　略］
(c)　前ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合において、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。
［(d)～(6)　略］
b　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(6)ただし書の規定により半期貸借対照表に係る中間会計期間（以下この欄において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び属性者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

c　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指当する指標等の推移について併せて記載すること。
［(a)～(q)　同左］
［b～g　同左］
［(9)～(3)　同左］
(3)　［同左］
a　［同左］

(a)　最近連結会計年度及び(6)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この欄において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等 規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この欄において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この欄において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この欄において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況（四半期連結累計期間における キャッシュ・フローの状況については、(6)ただし書の規定により四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この欄において同じ。）を掲げた場合に限る。）について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。
(b)　最近連結会計年度及び(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。
［i・ii　同左］
(c)　前ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合において、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。
［(d)～(6)　同左］
b　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(6)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間（四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。以下この欄において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この欄において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び属性者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。
c　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指

［③・④　略］
(2)　［略］
3　［略］
［第２・第３　略］
第四部　［略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［a・b　略］
c　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この欄において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［d～k　略］
［(2)～(2)-2　略］
(23-3)　割当予定先の状況
次のａからｇまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この欄及び(23-7)において同じ。）ごとに当該ａからｇまでに定めるところにより記載すること。
ａ　割当予定先の概要　次の(ⅰ)から(ⅳ)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(ⅰ)から(ⅳ)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。
(ⅰ)　［略］
(ⅱ)　有価証券報告書提出会社　名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を含む。）の提出日
［(c)・(d)　略］
［b～h　略］
［(23-4)～(3)　略］
(9)　主要な経営指標等の推移
a　最近５連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。
なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この欄において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注釈10-3又は(1)の規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(3)ｄ又はｅの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　略］
［b～g　略］
［(9)～(3)　略］
(3)　［略］
a　［略］

(a)　［略］
(b)　有価証券報告書提出会社　名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日
［(c)・(d)　略］
［b～h　略］
［(23-4)～(3)　略］
(9)　主要な経営指標等の推移
a　最近５連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。
なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この欄において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この欄において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注釈10-3の規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注釈10-3の規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(3)ｄ又はｅの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相

定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第二編から第六編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。
ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第93条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。
d　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第二編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、それぞれ米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合には、記載を要しない。
e　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第二編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、それぞれ米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合には、記載を要しない。
(10)～(5)　略］
(9)　主要な設備の状況
a　最近連結会計年度末（(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下ａにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

［③・④　同左］
(2)　［同左］
3　［同左］
［第２・第３　同左］
第四部　［同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
［a・b　同左］
c　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この欄において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この欄において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［d～k　同左］
［(2)～(2)-2　同左］
(23-3)　［同左］
［同左］

a　［同左］

(a)　［同左］
(b)　有価証券報告書提出会社　名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日
［(c)・(d)　同左］
［b～h　同左］
［(23-4)～(3)　同左］
(9)　［同左］
a　最近５連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。
なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この欄において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この欄において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注釈10-3の規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注釈10-3の規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(3)ｄ又はｅの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相

定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。
ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第93条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。
d　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、それぞれ米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合には、記載を要しない。
e　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、それぞれ米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合には、記載を要しない。
(10)～(5)　同左］
(9)　［同左］
a　最近連結会計年度末（(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下ａにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、ｂの方だし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間において、主要な設備に次の(a)又は(b)に掲げる場合に該当することとなったときは、当該(a)又は(b)に定める内容を記載すること。

(a)・(b)　略

ｂ　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(ⅲ)ただし書の規定により中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、ａに準じて記載すること。

また、ｂの方だし書の規定により中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間における主要な設備について、ａに準じて記載すること。

ｃ　［略］

［(ⅱ)～(ⅸ)　略］

(ⅹ)　経理の状況

ａ　連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表（以下ａ、ｅ及びｆにおいて「連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨（中間連結財務諸表を連結財務諸表規則に定めるところにより作成している場合又は中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第１種中間連結財務諸表若しくは第２種中間連結財務諸表の別又は第１種中間連結財務諸表若しくは第２種中間財務諸表の別）を記載すること。また、財務諸表等規則第ⅰ条に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは制約の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合も同様とする。

ｂ　指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合にはその旨を記載すること。

ｃ　連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

ｄ　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第３８条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

［ｅ～ｉ　略］

(ⅺ)　連結財務諸表

ａ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されている場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、ｂの方だし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するとき、それぞれ次に定める内容を記載すること。

(a)・(b)　同左

ｂ　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(ⅲ)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、ａに準じて記載すること。

また、ｂの方だし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に関し、ａに準じて記載すること。

ｃ　同左

［(ⅱ)～(ⅸ)　同左］

(ⅹ)　［同左］

ａ　財務諸表等規則第ⅰ条に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは制約の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表（ｅ及びｆにおいて「連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

ｂ　指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

ｃ　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び理由を記載すること。

ｄ　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第１２９条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

［ｅ～ｉ　同左］

(ⅺ)　［同左］

ａ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第２４条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されている場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、ｂの方だし書、ｃの方だし書及びｄのただし書の規定により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(ⅱ)、(ⅲ)、(ⅳ)及び(ⅴ)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

ｂ　連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、これに相当するもの。(ⅹ)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

ｃ　連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項まで又は第24条の５第１項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(ⅺ)　連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(ⅲ)ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度末現在における連結貸借対照表）をいう。

ただし、ｂのａからｃまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、１年を１連結会計年度とするものであって、最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(ⅺ)及び(ⅻ)ｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における中間連結会計期間終了後当該ａからｃまでに定める期間（以下この項において「第２四半期連結会計期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の提出が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第９３条の３に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

ａ　最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この項において「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この項において「第１四半期連結会計期間」という。）終了後６０日（第４号の２の１０第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合にあっては、９０日）を経過した日から起算して４５日（第４号の２の１０第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合にあっては、９０日）を経過した日から起算して４５日）以内に開始する期間（提出会社が特定事業会社である場合にあっては、９０日）以内に開始する期間（以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この項において「第２四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間

ｂ　次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この項において「第３四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間

ｃ　次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間

(ⅻ)　［同左］

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(ⅲ)ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）をいう。

ただし、ｂの方だし書に規定する中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第２号又は第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第９３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(ⅹⅲ)　［略］

(ⅹⅳ)　その他

ａ　［略］

ｂ　次のⅰ及びⅱに掲げる場合の区分に応じ、当該ａに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

［別ろ。］

(a)　半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(ⅲ)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［別ろ。］

［別ろ。］

(b)　［略］

ｃ　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計

（ｂ）。以下(ⅺ)において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(ⅺ)及び(ⅻ)ｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下(ⅺ)において「第１四半期連結会計期間」という。）終了後６０日（第４号の２の１０第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合にあっては、９０日）を経過した日から起算して４５日（第４号の２の１０第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合にあっては、９０日）を経過した日から起算して４５日）以内に開始する期間（以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(ⅺ)において「第２四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間

ｂ　次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(ⅺ)において「第３四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間

ｃ　次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して９箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

(ⅻ)　［同左］

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(ⅲ)ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）をいう。

ただし、ｂの方だし書に規定する四半期連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第２号又は第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る連結会計年度の四半期連結株主資本等変動計算書（四半期連結財務諸表規則第９３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(ⅹⅲ)　［略］

(ⅹⅳ)　その他

ａ　［略］

ｂ　次のⅰ及びⅱに掲げる場合の区分に応じ、当該ａに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

［別ろ。］

(a)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(ⅲ)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(ⅲ)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(ⅹⅴ)　［略］

(ⅹⅵ)　［同左］

ｃ　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計

を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）をいう。

ただし、ｂのただし書に規定する中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第２号又は第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（連結財務諸表規則第９２条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(ⅹⅲ)　［略］

(ⅹⅳ)　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(ⅲ)ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）をいう。

ただし、ｂのただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表規則第９２条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(ⅹⅴ)　［略］

(ⅹⅵ)　［同左］

ｃ　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計

を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）をいう。

ただし、ｂのただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(ⅹⅴ)　［略］

(ⅹⅵ)　［同左］

ａ　［略］

ｂ　次のⅰ及びⅱまでに掲げる場合に応じ、当該ａからｃまでに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(ⅲ)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後６箇月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(ⅲ)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね７箇月から９箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(ⅲ)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　［同左］

ｃ　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の４の７第１項又は第２項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度において各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報

年度における中間連結会計期間に係るaからdまでに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係るaからdまでに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a)　[略]

(b)　現金等調整前中間純利益金額又は現金等調整前中間純損失金額（連結財務諸表規則第109条の規定により記載しなければならない現金等調整前中間純利益金額又は現金等調整前中間純損失金額をいう。）

(c)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額（連結財務諸表規則第70条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額をいう。）

(d)　1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第71条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　略]

[削る。]

d　[略]

(6)　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(6)ただし書、(6)aただし書、(7)ただし書及び(8)ただし書の規定により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(6)、(6)aから(7)及び(7)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b　[略]

c　財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(5)及び(7)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表、財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2　財務諸表等」の「(3)　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）を「2　財務諸表等」の「(3)　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(9)　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(6)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、半期報告書を提出する会社（法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していない会社に限る。(6)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がaまたはbに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を含む。）以下同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a　最近事業年度の次の事業年度（以下(9)並びに(7)b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(9)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(9)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b　次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（cにおいて「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c　次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の提出が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第3四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

(10)　損益計算書

a　最近事業年度の損益計算書（(6)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b　[略]

(11)　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(6)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条）に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(12)・(13)　略

(14)　その他

a　[略]

b　1年を1事業年度とする会社においては、次のi(i)又はiiに掲げる場合の区分に応じ、当該i(i)又はiiに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(6)bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

[削る。]

(a)　半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第70条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d)　1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第71条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　略]

[削る。]

e　[略]

[(5)～(8)　略]

(9)　繰越開示会社たる保証会社に関する事項

a　[略]

b　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d　略]

[(10)～(12)　略]

(13)　最近の財務諸表

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書又は四半期連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(6)ただし書、(6)aただし書、(7)ただし書及び(8)ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(6)、(6)aから(7)及び(8)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b　[同左]

c　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則又は中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(5)及び(7)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第27項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表、財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2　財務諸表等」の「(3)　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）を「2　財務諸表等」の「(3)　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(9)　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(6)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(6)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がaまたはbに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を含む。）以下同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a　最近事業年度の次の事業年度（以下(9)並びに(7)b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(9)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(9)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b　次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（cにおいて「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c　次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の提出が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第3四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

(10)　損益計算書

a　最近事業年度の損益計算書（(6)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(6)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b　[同左]

(11)　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(6)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(12)・(13)　同左

(14)　[同左]

a　[同左]

b　1年を1事業年度とする会社においては、次のi(i)からiiまでに掲げる場合に応じ、当該i(i)からiiまでに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(6)bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第70条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d)　1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第71条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　同左]

e　d に規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。）に係るaからdに掲げる項目の金額（各四半期連結会計期間の順に記載すること。

[略]

d　[同左]

(6)　[同左]

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、[同左]

ただし、半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(6)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がaまたはbに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を含む。）以下同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a　最近事業年度の次の事業年度（以下(6)並びに(7)b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(6)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(6)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b　次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（cにおいて「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c　次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の提出が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第3四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

(7)　[同左]

a　最近事業年度の損益計算書（(6)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(6)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b　[同左]

(8)　[同左]

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(6)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(6)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(9)・(10)　同左

(11)　[同左]

a　[同左]

b　1年を1事業年度とする会社においては、次のi(i)からiiまでに掲げる場合に応じ、当該i(i)からiiまでに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(6)bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第70条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d)　1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第71条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　同左]

e　d に規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間に係るaからdに掲げる項目の金額（各四半期連結会計期間に係るaからdに掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

f　[同左]

[(5)～(8)　同左]

(9)　[同左]

a　[同左]

b　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d　同左]

[(10)～(12)　同左]

(13)　最近の財務諸表

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
［⑹～⑼　略］

第二号の二様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部【証券情報】
［第１・第２　略］
第３【第三者割当の場合の特記事項】
［１～４　略］
５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名　称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
［第二部～第六部　略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
⑴　［略］
⑵　追完情報
［ａ・ｂ　略］

書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
［⑹～⑼　同左］

第二号の二様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名　称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
［第二部～第六部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［ａ・ｂ　同左］

ｃ　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した点のである旨を記載すること。
ｄ　⑶ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次のａ（又はｂ）に掲げる場合の区分に応じ、当該ａ（又はｂ）に定める事項を前年同期と比較して記載すること。
［掲ふ。］

ａ　次のⅰからⅲまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から当該ⅰからⅲまでに定める期間（ａ⑷において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ⅰ　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第２項に規定する期間
ⅱ　法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第３項に規定する期間
ⅲ　法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項　３月
［掲ふ。］

［掲ふ。］

ｃ　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。
ｄ　⑶ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次のａからｃまでに掲げる場合に応じ、当該ａからｃまでに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。
ａ　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね３月を経過した日から、令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第４条の２の10第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度と最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第９条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。b及びｃにおいて同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ｂ　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度と最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第８条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ｃ　半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね９月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ｄ　半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度と最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結

［加える。］

［加える。］

［加える。］

ｅ　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね９月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ｆ　半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結

財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ｇ　⑶ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない１年を１事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次のａからｅまでに掲げる場合の区分に応じ、当該ａからｅまでに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。
［掲ふ。］

ａ　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね３月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第53条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。b及びｃにおいて同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ｂ　四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ｃ　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね９月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ｄ　半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
［ｅ・ｆ　略］
⑶　追記情報
次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。
ａ　［略］
ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書
ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
⑷　［略］

［ｅ・ｆ　同左］
⑶　［同左］
［同左］
ａ　［同左］
ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書（当該四半期報告書の複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書
ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
⑷　［同左］

第二号の三様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部【証券情報】
［第１・第２　略］
第３【第三者割当の場合の特記事項】
［１～４　略］
５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名　称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
第二部　［略］
第三部【参照書類】⑵
第１【御照書類】
会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出
［３・４　略］

第二号の三様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名　称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
第二部　［同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
［同左］
１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期四　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出
［３・４　同左］

［第２・第３　略］
［第四部・第五部　略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
(1)　［略］
(2)　参照情報
［a・b　略］
c　参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
d　［略］

第二号の四様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
なお、第９条第９号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。
［1)～9)　略］
10)　主要な経営指標等の推移
a　最近２連結会計年度（会社設立後２連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

［第２・第３　同左］
［第四部・第五部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
(1)　［同左］
(2)　［略］
［a・b　同左］
c　参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
d　［同左］

第二号の四様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］
（記載上の注意）
［同左］

［1)～9)　同左］
10)　［同左］
a　最近２連結会計年度（会社設立後２連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意16)a又は16)bの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意11)d又はe の規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［a)～(q)　略］
［b～e　略］
12)　連結貸借対照表
最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。
ただし、１年を１連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下12)及び16)において「次の連結会計年度」という。）における中間連結会計期間終了後令第４条の２の 10 第２項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第 18 条第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合にあっては、令第４条の２の 10 第３項に規定する期間、以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第96条及び連結財務諸表規則第８条の２に規定する比較情報を除く。以下12)において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。
［同左。］

［同左。］

［同左。］

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意16)a又は16)bの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意16)cの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意11)d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。
［(a)～(q)　同左］
［b～e　同左］
12)　［同左］
最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。
ただし、１年を１連結会計年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）以下12)において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a　最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下12)及び16)bにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下12)において「第１四半期連結会計期間」という。）終了後令第４条の２の 10 第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第４項に規定する期間、以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下12)において「第２四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間
b　次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下12)において「第３四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間
c　次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間

13)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書
最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（12)の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。ただし、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。
ただし、ｂただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表規則第96条又は第102条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

14)　連結株主資本等変動計算書
最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（12)の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。
ただし、ｂただし書に規定する中間連結貸借対照表（法第 24 条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（連結財務諸表規則第 102 条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

15)　連結キャッシュ・フロー計算書
最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（12)の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。
ただし、ｂただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表規則第96条又は第102条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

16)　その他

13)　［同左］
最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（12)の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。ただし、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。
ただし、ｂただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書と併せて掲げること。ただし、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。
また、ｂただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

14)　［同左］
最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（12)の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。
ただし、ｂただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

15)　［同左］
最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（12)の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。
ただし、ｂただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、ｂただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

16)　［同左］

a　［略］
b　次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。
［掲ル。］

(a)　次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合　(i)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合　当該次の連結会計年度開始後３箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
［掲ル。］

(b)　［略］
c　提出会社が、最近連結会計年度において法第 24 条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係るa)からd)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係るa)及びb)からd)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。
(a)　［略］
(b)　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額（連結財務諸表規則第 169 条の規定により記載しなければならない税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額をいう。）
(c)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額（連結財務諸表規則第 170 条第５項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額をいう。）
(d)　１株当たり中間純利益金額又は１株当たり中間純損失金額（連結財務諸表規則第 171 条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
［(e)～(k)　略］
［掲ル。］

d　［略］
17)　貸借対照表
最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。)(ii)から(xxx)までにおいて同じ。）について、最近事業年度の前事業年

a　［同左］
b　次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(a)から(c)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。
(a)　次の連結会計年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合　(i)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
(b)　次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合　(i)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
(c)　次の連結会計年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合　(i)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
(d)　［同左］
c　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の４の７第１項又は第２項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係るa)からd)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係るa)及びb)からd)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。
(a)　［同左］
(b)　税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。）
(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第５項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）
(d)　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）
［(e)～(k)　同左］
d　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下ｄにおいて同じ。）に係るｃ(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。
e　［同左］
17)　［同左］
最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。)(ii)から(xxx)までにおいて同じ。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側

度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、１年を１事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。⑴において同じ。）が最近事業年度の次の事業年度（以下⑵及び⑶a及びeにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下⑵において同じ。）を併せて掲げること。なお、当該期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

⑴ 損益計算書

a　最近事業年度の損益計算書（⑺の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑺ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b　［略］

⑼ 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑺の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑺ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑽ キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑺の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑺ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑵ その他

a　［略］

b　１年を１事業年度とする会社においては、次のⅰ(ⅰ又はⅱ)に掲げる場合の区分に応じ、当該ⅰ(ⅰ又はⅱ)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑹b(ⅰ又はⅱ)に定める事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

［例ある。］

(a)　次の事業年度開始後はおおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑺ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［例ある。］

(b)　［略］

c　［略］

d　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係るⅰ(a)からⅰ(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係るⅱ及びⅲ(a)からⅲ(d)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a)　［略］

(b)　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額（財務諸表等規則第87条の規定により記載しなければならない税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額をいう。）

(c)　中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第108条第３項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第119条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

［e)～(k)　略］

［例ある。］

半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑺ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑵ ［同左］

a　［同左］

b　１年を１事業年度とする会社においては、次のⅰ(ⅰ又はⅱ)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該ⅰ(ⅰ又はⅱ)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑹b(ⅰ又はⅱ)に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　次の事業年度開始後はおおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑺ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　次の事業年度開始後はおおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑺ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社が中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　次の事業年度開始後はおおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑺ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　［同左］

c　［同左］

d　提出会社が、法第24条の４の７第１項又は第２項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係るⅰ(a)からⅰ(d)までに掲げる項目の金額及びⅱ(a)からⅱ(d)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a)　［同左］

(b)　税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第66条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。）

(c)　四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第３項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）

［e)～(k)　同左］

e　dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、

e　［略］

［⑵～⑽　略］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】⑵

【英訳名】

【代表者の役職名】⑶

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷

【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸

【安定操作に関する事項】⑹

【縦覧に供する場所】⑺　名称　（所在地）

第一部【証券情報】

［第１・第２　略］

第３【第三者割当の場合の特記事項】⑶－２）

［１～４　略］

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名　称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］

第４　［略］

［第二部～第四部　略］

第五部【提出会社の保証会社等の情報】⒤

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

⑴【保証会社が提出した書類】

①　［略］

各四半期会計期間の順に記載すること。

e　［同左］

［⑵～⑽　同左］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】⑵

【英訳名】

【代表者の役職名】⑶

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷

【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸

【安定操作に関する事項】⑹

【縦覧に供する場所】⑺　名称　（所在地）

第一部　［同左］

［第１・第２　同左］

第３　［同左］

［１～４　同左］

５　［同左］

氏名又は名　称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］

第４　［同左］

［第二部～第四部　同左］

第五部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①　［同左］

②【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

⑶・④　略］

②　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

第六部　［略］

第七部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】⒥

第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

⑴【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

①　［略］

②【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

⑶・④　略］

②　［略］

（記載上の注意）

［⑴～⑽　略］

⑼　経理の状況

a　財務諸表及び中間財務諸表（以下a及びbにおいて「財務諸表等」という。）を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨（中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第２種中間財務諸表である旨）を記載すること。また、財務諸表等規則第ⅰ(ⅰ)に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは慣例の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

［b・c　略］

［⑽～⑿　略］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

⑶・④　同左］

②　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　同左］

第六部　［同左］

第七部　［同左］

第１　［同左］

⑴　［同左］

①　［同左］

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

⑶・④　同左］

②　［同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑽　同左］

⑼　［同左］

a　財務諸表等規則第ⅰ(ⅰ)に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは慣例の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表及び中間財務諸表（bにおいて「財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨記載すること。

［b・c　同左］

［⑽～⑿　同左］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の

種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

［第一部～第三部　略］
第四部【提出会社の保証会社等の情報】
第1【保証会社情報】
　1　［略］
　2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
　(1)【保証会社が提出した書類】
　　①　［略］
　　②【半期報告書】
　　事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日
　　財務（支）局長に提出
　　［③・④　略］
　(2)　［略］
　3　［略］
［第2・第3　略］
第五部　［略］
第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】(2)
第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】
　(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】
　　①　［略］
　　②【半期報告書】
　　事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日
　　財務（支）局長に提出
　　［③・④　略］
　(2)　［略］
（記載上の注意）
　次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。
　［1）～（7）　略］
　(8)　統合財務情報
　　a　提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付に関して本届出書を提出する場合には、手続対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意⑸ａ(a)から(f)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、同様式記載上の注意⑸ｂ(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第328条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下区において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。
　　なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。
　　組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。
　ｂ　［略］
　(9)　［略］
　(10)　組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報
　　a　［略］
　　b　当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
　　［c・d　略］

第二号の七様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

［第一部～第四部　略］
第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】
第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

［第一部～第三部　同左］
第四部　［同左］
第1　［同左］
　1　［同左］
　2　［同左］
　(1)　［同左］
　　①　［同左］
　　②【四半期報告書又は半期報告書】
　　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日
　　年　月　日　財務（支）局長に提出
　　［③・④　同左］
　(2)　［同左］
　3　［同左］
［第2・第3　同左］
第五部　［同左］
第六部　［同左］
第1　［同左］
　(1)　［同左］
　　①　［同左］
　　②【四半期報告書又は半期報告書】
　　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日
　　年　月　日　財務（支）局長に提出
　　［③・④　同左］
　(2)　［同左］
（記載上の注意）
　［同左］

［1）～（7）　同左］
　(8)　［同左］
　　a　提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付に関して本届出書を提出する場合には、手続対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意⑸ａ(a)から(f)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同様式記載上の注意⑸ｂ(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第328条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下区において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。
　　なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。
　　組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。
　ｂ　［同左］
　(9)　［同左］
　(10)　［同左］
　　a　［同左］
　　b　当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
　　［c・d　同左］

第二号の七様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

［第一部～第四部　同左］
第五部　［同左］
第1　［同左］

（1）【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】
　①　［略］
　②【半期報告書】
　事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日
　財務（支）局長に提出
　［③・④　略］
（2）　［略］
第六部　［略］
（記載上の注意）
　［略］

第三号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日至　年　月　日）
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)　名称　（所在地）

第一部【企業情報】
［第１～第３　略］
第４【提出会社の状況】
　１【株式等の状況】
　［(1)・(2)　略］
　(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(5)

	中間会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

　［(4)～(8)　略］
　［２～４　略］
［第５～第７　略］

（1）　［同左］
　①　［同左］
　②【四半期報告書又は半期報告書】
　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日
　年　月　日　財務（支）局長に提出
　［③・④　同左］
（2）　［同左］
第六部　［同左］
（記載上の注意）
　［同左］

第三号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日至　年　月　日）
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１～第３　同左］
第４　［同左］
　１　［同左］
　［1）・(2)　同左］
　(3)　［同左］

	第４四半期会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

　［(4)～(8)　同左］
　［２～４　同左］
［第５～第７　同左］

第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第1【保証会社情報】
　１　［略］
　２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(6)
　(1)【保証会社が提出した書類】
　①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
　［略］
　［②・③　略］
　(2)　［略］
　３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
　以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「２　自己株式の取得等の状況」及び「４　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(9)及び(9)を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度」及び「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書の他の箇所」とあるのは「有価証券報告書の他の箇所」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
　(1)　一般的事項
　　a　［略］
　　b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

　［c～i　略］
　［(2)～(5)　略］
　(6)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等
　［a・b　略］
　c　「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

　［(8)～(10)　略］
　(11)　連結財務諸表
　　a　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、(1)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第129条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下区において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。
　　なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。
　　組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。
　ｂ　［同左］
　(9)　［同左］
　(10)　［同左］
　　a　［同左］
　　b　当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
　　［c・d　同左］

第二部　［同左］
第１　［同左］
　１　［同左］
　２　［同左］
　(1)　［同左］
　①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
　［同左］
　［②・③　同左］
　(2)　［同左］
　３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
　［同左］

　(1)　［同左］
　　a　［同左］
　　b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
　［c～i　同左］
　［(2)～(5)　同左］
　(6)　［同左］
　［a・b　同左］
　c　「第４四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。
　［(8)～(10)　同左］
　(11)　［同左］
　　a　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表

を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第３１４条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合があっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第２４条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

［⑵～⑷　略］

⑸　その他

ａ　［略］

ｂ　第二号様式記載上の注意 ⑽ ｃに準じて記載すること。

ｃ　［略］

⑹　財務諸表

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第２４条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

ｂ　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第１２６条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、⑽（ｂを除く。）から⑶までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、⑽（ｂを除く。）から⑶までに準じて記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

ｅ　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下ｅにおいて「株式交換完全親会社等」という。）として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下ｅにおいて「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表、財務諸表等規則第８条の２の２又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

ｆ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当

事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［⑽～⑸　略］

⑹　その他

ａ　［略］

ｂ　第二号様式記載上の注意 ⑽ ｄに準じて記載すること。

ｃ　［略］

［⑹～⑼　略］

⑽　継続開示会社たる保証会社に関する事項

ａ　［略］

ｂ　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［ｃ・ｄ　略］

［⑾～⑽　略］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項及び第２項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】⑵

【英訳名】

【代表者の役職氏名】⑶

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】⑷　名称　（所在地）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［⑽～⑸　略］

⑹　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　第二号様式記載上の注意 ⑽ ｄ及びｅに準じて記載すること。

ｃ　［同左］

［⑹～⑼　同左］

⑽　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［⑾～⑽　同左］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項及び第２項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】⑵

【英訳名】

【代表者の役職氏名】⑶

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】⑷　名称　（所在地）

第一部　［同左］

第１　［同左］

［１～３　略］

４【株式等の状況】⑻

［⑴・⑵　略］

⑶【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

［⑷～⑺　略］

［５～７　略］

［第２～第６　略］

第二部　［略］

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑼

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

［略］

［⑵・⑶　略］

⑵　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る１及び６は除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書の他の箇所」とあるのは「有価証券報告書の他の箇所」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

［⑴～⑼　略］

⑼　財務諸表

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第２４条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行

［１～３　同左］

４　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

	第４四半期会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

［⑷～⑺　同左］

［５～７　同左］

［第２～第６　同左］

第二部　［同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

［同左］

［②・③　同左］

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑼　同左］

⑼　［同左］

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第２４条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［⑺～⑽　略］

第四号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部【企業情報】

［第１～第３　略］

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

［⑴・⑵　略］

⑶【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

［⑷～⑹　略］

［２・３　略］

［第５～第８　略］

第二部　［略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

［⑴～⑽　略］

った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条）に規定する比較情報を除く。）を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［⑺～⑽　同左］

第四号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］

［第１～第３　同左］

第４　［同左］

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

	第４四半期会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

［⑷～⑹　同左］

［２・３　同左］

［第５～第８　同左］

第二部　［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑽　同左］

⑾　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第５　経理の状況」の「２　財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意⑽に準じて掲げること。

⑿　［略］

第四号の二様式

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【最高財務責任者の役職氏名】⑷
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】⑸　名称
（所在地）

［１・２　略］
（記載上の注意）
［⑴～⑺　略］
⑻　訂special2

a　提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第四号の三様式

【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】

⑾　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第５　経理の状況」の「２　財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意⑽に準じて掲げること。

⑿　［同左］

第四号の二様式

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【最高財務責任者の役職氏名】⑷
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】⑸　名称
（所在地）

［１・２　同左］
（記載上の注意）
［⑴～⑺　同左］
⑻　［同左］

a　提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。

b　提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第四号の三様式

【表紙】
【提出書類】　四半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の７第　項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】

【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部　［企業情報］
［第１・第２　略］
第３【提出会社の状況】
１【株式等の状況】
⑴【株式の総数等】⑽
①　［略］
②【種類株式等】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（　年　月　日）	提出日現在発行数（株）（　年　月　日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
［略］				

⑵　［略］
⑶【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】⑾

	中間会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額	

【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
１　［同左］
⑴　［同左］
①　［同左］
②　［同左］

種類	第　四半期会計期間末現在発行数（株）（　年　月　日）	提出日現在発行数（株）（　年　月　日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
［同左］				

⑵　［同左］
⑶　［同左］

	第　四半期会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額	

正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

［⑷～⑹　略］
２　［略］
第４【経理の状況】⑿
１【中間連結財務諸表】⒆
⑴【中間連結貸借対照表】⑳
⑵【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】又は【中間連結損益及び包括利益計算書】㉑
［略］
⑶【中間連結キャッシュ・フロー計算書】㉑
２　［略］
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㉒
⑴【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
②【臨時報告書】
①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　年　月　日に　財務（支）局長に提出
③　［略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
a　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

［c・d　略］
e　半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
f　［略］
［附ゑ。］

ゑ　［略］

修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

［⑷～⑹　同左］
２　［同左］
第４　［同左］
１【四半期連結財務諸表】⒆
⑴【四半期連結貸借対照表】⑳
⑵【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】㉑
［同左］
⑶【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】㉑
２　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
②　［同左］
①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　年　月　日に　財務（支）局長に提出
③　［同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
a　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［c・d　同左］
e　四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
f　［同左］
ゑ　この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第６号に規定する四半期累計期間をいう。
h　［同左］

h　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。⑺、⑻、⑼並びに⑾ｂ及びｆ及びｇにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

［⑿～⑿　略］
⑸　主要な経営指標等の推移
a　提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第18条第２項に定める事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当中間連結会計期間及び前年の中間連結会計期間（以下この様式において「前年同中間連結会計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等（ｂ(ⅱ)又はｉの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合にあっては、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(ⅵ)、(ⅸ)及び(ⅹ)については当中間連結会計期間及び前年同中間連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載すること。

［(ⅰ)・(ⅱ)　略］
(ⅲ)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額
(ⅳ)　［略］
(ⅴ)　中間包括利益金額
［(ⅵ)～(ⅸ)　略］
(ⅹ)　１株当たり中間純利益金額又は１中間純損失金額（連結財務諸表規則第71条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
(ⅺ)　［略］
(ⅻ)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第72条の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）
(ⅹⅲ)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
(ⅹⅳ)　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第50条において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により控除される金額を控除した金額を、当該中間連結会計期間の末日における資産の額で除して算出した割合をいう。）

［加ゑる。］

［⑿～⑿　同左］
⑸　［同左］
a　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第１四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。ただし、(ⅵ)、(ⅸ)及び(ⅹ)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(ⅲ)、(ⅳ)、(ⅴ)及び(ⅹⅰ)については当四半期連結累計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載する。

［(ⅰ)・(ⅱ)　同左］
(ⅲ)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額
(ⅳ)　［同左］
(ⅴ)　四半期包括利益金額
［(ⅵ)～(ⅸ)　同左］
(ⅹ)　１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
(ⅺ)　［同左］
(ⅻ)　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条の２に規定する潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額をいう。）
(ⅹⅲ)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
(ⅹⅳ)　自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあっては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第56条の２において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定

により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c　当中間連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

d　当中間連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下本において「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下本において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社が株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債及び承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

⑩　株式の総数等

a　「発行可能株式総数」の欄には、当中間会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b　「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「中間会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

［e～f　略］

－ 74 －

間により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c　当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

d　当四半期連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下本において「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下本において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社が株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債及び承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

⑩　［同左］

a　「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b　「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第１四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

［e～f　同左］

－ 75 －

g　「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第128号）第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｇ及び⑪において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、当期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

［h～j　略］

⑪　ストックオプション制度の内容

当中間会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑩ａ、ｂ本文前段及びｄに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑩ｂ本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⑫　その他の新株予約権等の状況

a　当中間会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑩（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑩ａ本文中「最近事業年度の末日及び提出書類提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、⑩ｂ中「⑨ｅ及びｆ」とあるのは「⑨ｄ」と読み替えるものとする。

b　当中間会計期間において、自己のための規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑩（ａただし書及びｃを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑩ａ本文中「最近事業年度の末日及び提出書類提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⑬　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a　当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b　［略］

⑭　発行済株式総数、資本金等の推移

a　当中間会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

b　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

－ 76 －

c　当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d　［略］

⑮　大株主の状況

a　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

［b～d　略］

⑯　議決権の状況

a　当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［b～h　略］

⑰　役員の状況

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

［b～f　略］

⑱　経理の状況

a　中間連結財務諸表又は中間財務諸表を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に準ずるところにより作成している場合には、その旨及び第１種中間連結財務諸表若しくは第２種中間連結財務諸表の別又は第１種中間財務諸表若しくは第２種中間財務諸表の別を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところによりまたはこれらに準じて中間連結財務諸表又は中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c　中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第93条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

e　提出会社が特定事業会社であって、⑴の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下ｆ及びｇにおいて「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、連結財務諸表規則第312条若しくは財務諸表等規則第226条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、その旨を併せて記載すること。

f　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表又は中間財務諸表（ｅの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合にあっては、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g　中間連結財務諸表若しくは中間財務諸表又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

－ 77 －

の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

なお、当中間連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h　連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第三編から第六編まで及び第七編を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該半期報告書において⑱ａ⑹までの規定により記載した中間連結財務諸表の「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i　連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第三編から第六編まで及び第七編を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該半期報告書において⑱ａ⑹までの規定により記載した中間連結財務諸表の「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

⑲　中間連結財務諸表

a　中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

［削る。］

c　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

d　中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

－ 78 －

なお、当四半期連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h　連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑱ａ⑸までの規定により記載した四半期連結財務諸表の「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i　連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑱ａ⑸までの規定により記載した四半期連結財務諸表の「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

⑲　中間連結財務諸表

a　四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

b　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

c　指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書及び四半期連結包括利益計算書については、当四半期連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

d　指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当四半期連結累計期間が第２四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

e　四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結累計期間が第２四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

［附る。］

e　中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を企業の実態に即して適正に記載すること。

f　中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間連結財務諸表に添付すること。なお、中間連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。

⑽　中間連結貸借対照表
当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲載すること。

⑾　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書
当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲載すること。この場合において、項目名については、「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、又は「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

⑿　持分変動計算書
当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

⒀　中間連結キャッシュ・フロー計算書
当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲載すること。

⒁　その他
a　当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

ただし、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

ｆ　指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

ｇ　四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

ｈ　四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

⑽　四半期連結貸借対照表
当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲載すること。

⑾　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書
ａ　当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲載すること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。
ｂ　当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第１四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

⑿　［同左］
当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

⒀　四半期連結キャッシュ・フロー計算書
当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

⒁　［同左］
ａ　当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b　当中間連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
c　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。
［附る。］

⑼　中間財務諸表
ａ　半期報告書提出会社が、中間連結財務諸表を作成していない場合には、中間財務諸表を記載すること。
ｂ　中間貸借対照表については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。
ｃ　中間損益計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。
ｄ　中間キャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

ｅ　中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
ｆ　中間財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。
ｇ　指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（⑪ｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び⑦から⑩までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の見出しを付して、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。
なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、ａからｆまで及び⑦から⑩までの規定により記載すること。
⑽　中間貸借対照表
当中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げること。
⑾　中間損益計算書
当中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げること。

⑼　中間キャッシュ・フロー計算書

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に、配当についての、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。
d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑼　四半期財務諸表
ａ　四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。
ｂ　四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。
ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。
ｃ　四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。
ｄ　四半期キャッシュ・フロー計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。
ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

ｅ　四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
ｆ　四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。
ｇ　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑪ｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び⑦から⑩までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の見出しを付して、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。
なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び⑦から⑩までの規定により記載すること。
⑽　四半期貸借対照表
当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。
⑾　四半期損益計算書
ａ　当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
ｂ　当四半期会計期間（当四半期会計期間が第１四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
⑿　四半期キャッシュ・フロー計算書

当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

⑵　その他
a　当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
b　当中間会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
c　当中間会計期間及び当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。
［附る。］

⑶　中間連結財務諸表及び中間財務諸表
提出会社が特定事業会社である場合には、「１　中間連結財務諸表」及び「２　その他」を「１　中間連結財務諸表」、「２　その他」、「３　中間財務諸表」及び「４　その他」とし、第五号様式記載上の注意から当まで（に準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

⑶　保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）
提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

⑷　連結開示会社たる保証会社に関する事項
a　［略］
b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。
［c・d　略］
⑸　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

⑵　［同左］
a　当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
b　当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
c　当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。
d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合には、当四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載することができる。

⑶　［同左］
提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合には、「１　四半期連結財務諸表」及び「２　その他」を「１　中間連結財務諸表」、「２　その他」、「３　中間財務諸表」及び「４　その他」とし、第五号様式記載上の注意から当まで（に準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。
なお、これらに加えて、第２四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「２　その他（四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第２四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式）により「４　その他」）に記載することができる。

⑶　［同左］
提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

⑷　［同左］
a　［同左］
b　本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。
［c・d　同左］
⑸　［同左］

a　［同左］
b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（ｃにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
c　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本半期報告書が提出される場合には、ｂの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
d　ｂ又はｃの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、第三号の二様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」又は第四号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

⑼　保証会社以外の会社の情報
提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第３項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。
［a・b　略］
c　連動子会社については、当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書又は当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、中間連結キャッシュ・フロー又は中間キャッシュ・フローの状況を記載すること。

⑽　指数等の情報
提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。
a　［略］
b　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当中間会計期間の月別最高・最低値を記載すること。

⑼　指定国際会計基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

a　［同左］
b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。
d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑼　四半期財務諸表
ａ　四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。
ｂ　四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。
ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。
ｃ　四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。
ｄ　四半期キャッシュ・フロー計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。
ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

ｅ　四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
ｆ　四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。
ｇ　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑪ｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び⑦から⑩までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の見出しを付して、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。
なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び⑦から⑩までの規定により記載すること。
⑽　四半期貸借対照表
当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。
⑾　四半期損益計算書
ａ　当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
ｂ　当四半期会計期間（当四半期会計期間が第１四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
⑿　四半期キャッシュ・フロー計算書

指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

⑶　修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

第一部　［略］

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑼

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度　第　期（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

⑵・⑶　略

⑵　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

（記載上の注意）

指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

⑶　修正国際基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

第一部　［同左］

第二部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度　第　期（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

⑵・⑶　同左

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　同左］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

a　［略］

b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

［c～g　略］

h　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

［⑵～⑷　略］

⑸　主要な経営指標等の推移

a　最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合には、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。

［(a)～(h)　略］

(i)　１株当たり純資産額（連結財務諸表規則第64条の２第１項又は第202条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第283条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k)　［略］

(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第284条の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

(m)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）

(n)　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第29条において準用する連結財務諸表規則第63条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第200条において準用する連結財務諸表規則第63条の３の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第63条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第63条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(o)～(s)　略］

b　提出会社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成していない場合において中間財務諸表に１株当たり純資産額、１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(i)から(m)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

［(a)～(d)　略］

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第95条の５の２の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

［(f)～(i)　略］

(j)　１株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第96条の３第１項及び財務諸表等規則第96条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(k)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l)　［同左］

(m)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(n)・(o)　同左］

(p)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第96条の２の４において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第96条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(q)～(s)　略］

c　［略］

［⑹～⑻　略］

⑼　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

［a・b　略］

［削る。］

⑽　事業等のリスク

［a・b　略］

［削る。］

⑾　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a　［略］

［削る。］

b　中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

［⑿～⒀　略］

⒀　経理の状況

a　中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⒀において「中間連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第２種中間連結財務諸表及び第２種中間財務諸表である旨を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは慣例の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

b　［略］

c　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

d　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第52条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

［e・f　略］

⑼　中間連結財務諸表

a　中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b　中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　［略］

［⑽～⑽　略］

⑾　中間財務諸表

a　中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b　［略］

c　中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　［略］

［⑿～⒀　略］

⒁　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書及びその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　略］

⑴　［同左］

a　［同左］

b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

［c～g　同左］

［加える。］

［⑵～⑷　同左］

⑸　［同左］

a　最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。

［(a)～(h)　同左］

(i)　１株当たり純資産額（中間連結財務諸表規則第86条第１項及び連結財務諸表規則第64条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間連結財務諸表規則第86条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k)　［同左］

(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間連結財務諸表規則第65条の２に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

(m)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）

(n)　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第65条の２の２において準用する連結財務諸表規則第63条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、中間連結財務諸表規則第65条の３において準用する連結財務諸表規則第63条の３の規定により掲記される新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第２条第９号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第63条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第63条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(o)～(s)　同左］

b　［同左］

c　指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

d　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第87条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

［e・f　同左］

⑼　［同左］

a　中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b　中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　［同左］

［⑽～⑽　同左］

⑾　［同左］

a　中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、中間財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b　［同左］

c　中間財務諸表の作成に当たっては、中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　［同左］

［⑿～⒀　同左］

⒁　［同左］

a　［同左］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が提出期限までに提出されない場合には、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　同左］

［⑴～⑹　略］

第五号の二様式
【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑫
⑴【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
②・③　略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
［ａ～ｄ　略］
ｅ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［⑵～⑷　略］
⑸　主要な経営指標等の推移
ａ　提出会社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

［⑴～⑹　同左］

第五号の二様式
【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
②・③　同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
［ａ～ｄ　同左］
［加える。］

［⑵～⑷　同左］
⑸　［同左］
ａ　［同左］

［ａ）～ｈ）　略］
（ｉ）　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第88条の４第１項又は第280条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
（ｊ）　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
（ｋ）　［略］
（l）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）
［ｍ）・ｎ）　略］
（ｏ）　自己資本比率（中間会計期間に係るものについては中間会計期間に係る純資産額から、財務諸表等規則第28条において準用する財務諸表等規則第９条第１項の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第29条において準用する財務諸表等規則第９条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものについては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第９条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
［ｐ）～ｔ）　略］
ｂ　［略］
［⑹～⑼　略］
⑽　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
［ａ・ｂ　略］
［削る。］

［⑾～⑮　略］
⑯　経理の状況
ａ　中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第２種中間財務諸表である旨を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。
ｂ　［略］
［⑰～⑲　略］

第七号様式
【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	

［ａ）～ｈ）　同左］
（ｉ）　１株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第30条の３第１項及び財務諸表等規則第88条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
（ｊ）　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第92条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
（ｋ）　［同左］
（l）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）
［ｍ）・ｎ）　同左］
（ｏ）　自己資本比率（中間会計期間に係るものについては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の４において準用する財務諸表等規則第９条第１項の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものについては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第９条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
［ｐ）～ｔ）　同左］
ｂ　［同左］
［⑸～⑼　同左］
⑽　［同左］
［ａ・ｂ　略］
ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［⑾～⑮　同左］
⑯　経理の状況
ａ　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

ｂ　［同左］
［⑰～⑲　同左］

第七号様式
【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	

【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)
【安定操作に関する事項】(8)
【縦覧に供する場所】(9)　名称（所在地）

第一部【証券情報】
［第１・第２　略］
第３【第三者割当の場合の特記事項】(24－２)
［１～４　略］
５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
第二部　［略］
第三部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑫
⑴【保証会社が提出した書類】
①　［略］
②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日
財務（支）局長に提出
［③・④　略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
第四部　［略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
［ａ～ｆ　略］
ｇ　第二部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
［ａ）・ｂ）　略］
ｃ）　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外

【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)
【安定操作に関する事項】(8)
【縦覧に供する場所】(9)　名称（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
第二部　［同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
①　［同左］
②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日＿＿財務（支）局長に提出
［③・④　同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
第四部　［同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　［同左］
［ａ）・ｂ）　同左］
ｃ）　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外

地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては、ａに準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては、ｂに準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。
②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、ａに準じて記載すること。
［ｈ～ｋ　略］
［⑵～⑹　略］
⑹　経理の状況
ａ　［略］
ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
ｃ　［略］
⑶　財務書類
ａ　次の財務書類を掲げること。
（ａ）　提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める財務書類を掲げること。
この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。
［①～③　略］
（ｂ）　（ａ）②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第328条第３項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。
（ｃ）　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。
ｂ　財務書類は、最近２事業年度（連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度）のもの（財務諸表規則については最近１事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が連結開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近３事業年度の財務書類（財務諸表規則については最近１事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。
また、次の（ａ）又は（ｂ）に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、１年を１事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下ｂにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後当該（ａ）又は（ｂ）に定める期間（以下ｂにおいて「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度における中間財務書類（連結財務諸表規則第９条若しくは第８条又は財務諸表等規則第130条若しくは第211条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。以下ｂにおいて同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該中間財務書類を併せて掲げること。
（ａ）　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第２項に規定する期間

地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては、ａに準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては、ｂに準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。
②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、ａに準じて記載すること。
［ｈ～ｋ　同左］
［⑵～⑹　同左］
⑹　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
ｃ　［同左］
⑶　［同左］
ａ　［同左］
（ａ）　提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。
この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。
［①～③　同左］
（ｂ）　（ａ）②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第131条第３項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。
（ｃ）　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。
ｂ　財務書類は、最近２事業年度（連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度）のもの（財務諸表規則については最近１事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が連結開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近３事業年度の財務書類（財務諸表規則については最近１事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。
また、四半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の（ａ）から（ｃ）までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ（ａ）から（ｃ）までに定める期間に係る四半期財務諸表（四半期連結財務諸表規則第５条の３又は四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を併せて掲げること。なお、（ａ）から（ｃ）までに掲げる期間前において、それぞれ（ａ）から（ｃ）までに定める期間に係る四半期財務諸表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務諸表を併せて掲げること。
（ａ）　最近事業年度の次の事業年度（以下同において「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間　以下同において「第１四半期会計期間」という。）終了後令第４条の２の10第３項に規定する期間（以下同において「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度における第

ｂ）法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第３項に規定する期間
　また、法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、１年を１事業年度とするものであって、次の事業年度開始の日から起算して８箇月を経過した日以後に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度に係る中間財務書類を併せて掲げること。

［削る。］

［⑶～⑼　略］
⑽　継続開示会社たる保証会社に関する事項
ａ　［略］
ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
［ｃ・ｄ　略］
［⑾～⑽　略］
⑿　最近の財務書類
　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
　ただし、第二部において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。

１四半期会計期間が次の四半期会計期間（以下この⑵において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間
ｂ）次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の四半期会計期間（以下この⑵において「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間
ｃ）次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間
　また、半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して８箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合（ｃの規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。）には、当該次の事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第４条の２又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）も掲げること。
⑵　１年を１事業年度とする会社（四半期報告書を提出する会社を除く。）が本邦の金融商品取引所に発行株式を上場し、又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする場合であって、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うために次のⓐ)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出するときには、ｂの規定による中間財務書類に代えて、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げることができる。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。
(a)　次の事業年度における第１四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間
(b)　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間
(c)　次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間
［⑶～⑼　同左］
⑽　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
［ｃ・ｄ　同左］
［⑾～⑽　同左］
⑿　［同左］
　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第８条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
　ただし、第二部において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。

［⑹～⑽　略］

第七号の二様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部【証券情報】
［第１・第２　略］
第３【第三者割当の場合の特記事項】
［１～４　略］
５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
［第二部～第六部　略］
（記載上の注意）
　次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。
［⑴～⑶　略］
⑷　縦覧情報
　次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。
ａ　［略］
ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

［⑹～⑽　同左］

第七号の二様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
［第二部～第六部　同左］
（記載上の注意）
　［同左］
［⑴～⑶　同左］
⑷　［同左］
　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書又は半期報告書

ｃ　ａの有価証券報告書又はⓑの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
ｄ　［略］
ｅ　ａからｃまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類、外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書
［ｆ～ｈ　略］
⑸　［略］

第七号の三様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
第二部　［同左］

ｃ　ａの有価証券報告書又はⓑの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
ｄ　［同左］
ｅ　ａからｃまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類、外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書
［ｆ～ｈ　同左］
⑸　［同左］

第七号の三様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名称	住　所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
第二部　［同左］

第三部【参照情報】⑵
第１【参照書類】
　会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
　事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日関東財務局長に提出
［３・４　略］
５【外国会社半期報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日関東財務局長に提出
［６・７　略］
［第２・第３　略］
［第四部・第五部　略］
（記載上の注意）
　次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。
［⑴・⑵　略］
⑶　参照書類の補完情報
ａ　［略］
ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

第七号の四様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称

第三部　［同左］
第１　［同左］
［同左］

１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）
　年　月　日関東財務局長に提出
［３・４　同左］
５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）
　年　月　日関東財務局長に提出
［６・７　同左］
［第２・第３　同左］
［第四部・第五部　同左］
（記載上の注意）
　［同左］
［⑴・⑵　同左］
⑶　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

第七号の四様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

［第一部～第三部　略］
第四部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
(1)【保証会社が提出した書類】
①　［略］
②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日
財務（支）局長に提出
［③・④　略］
(2)　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
［第五部・第六部　略］
（記載上の注意）
［略］

第八号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】(6)　名称

（所在地）

第一部【企業情報】
［第１～第４　略］
第５【提出会社の状況】
１【株式等の状況】
(1)　［略］

（所在地）

［第一部～第三部　同左］
第四部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
(1)　［同左］
①　［同左］
②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日　財務（支）局長に提出
［③・④　同左］
(2)　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
［第五部・第六部　同左］
（記載上の注意）
［同左］

第八号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】(6)　名称

（所在地）

第一部　［同左］
［第１～第４　同左］
第５　［同左］
１　［同左］
(1)　［同左］

［ｈ・ｉ　略］
［(2)～(5)　略］
(3)　行使価額調整正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等
［ａ・ｂ　略］
ｃ　「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。
［(5)～(3)　略］
(3)　経理の状況
ａ　［略］
ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
ｃ　［略］
［(5)～(4)　略］
(4)　継続開示会社たる保証会社に関する事項
ａ　［略］
ｂ　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。
［ｃ・ｄ　略］
［(6)～(8)　略］

第八号の二様式
【表紙】
【提出書類】(2)　外国会社報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】(3)　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称

［ｈ・ｉ　同左］
［(2)～(5)　同左］
(3)　［同左］
［ａ・ｂ　同左］
ｃ　「第４四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。
［(5)～(3)　同左］
(3)　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
ｃ　［同左］
［(5)～(4)　同左］
(4)　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。
［ｃ・ｄ　同左］
［(6)～(8)　同左］

第八号の二様式
【表紙】
【提出書類】(2)　外国会社報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】(3)　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称

(2)【行使価額調整正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(3)

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

［(3)～(5)　略］
［２・３　略］
［第６～第９　略］
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(3)
(1)【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
［②・③　略］
(2)　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
(1)　一般的事項
［ａ～ｆ　略］
ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
［(a)・(b)　略］
(c)　財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。
②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

(2)　［同左］

	第４四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

［(3)～(5)　同左］
［２・３　同左］
［第６～第９　同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
(1)　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
［②・③　同左］
(2)　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
［同左］

(1)　［同左］
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　［同左］
［(a)・(b)　同左］
(c)　［同左］
①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。
②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

（所在地）

（記載上の注意）
［(1)・(2)　略］
(3)　事業年度
提出しようとする書類が、外国会社半期報告書である場合は「【事業年度】第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）」を「【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）」と読み替えて記載し、外国会社確認書である場合は、記載を要しない。
(4)　［略］

第九号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第一部【企業情報】
［第１～第４　略］
第５【提出会社の状況】
１【株式等の状況】
(1)　［略］
(2)【行使価額調整正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

［(3)～(5)　略］
［２・３　略］

（所在地）

（記載上の注意）
［(1)・(2)　同左］
(3)　［同左］
提出しようとする書類が、外国会社四半期報告書である場合は「【事業年度】第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）」を「【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）」と読み替えて記載し、外国会社半期報告書である場合は「【事業年度】第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）」を「【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）」と読み替えて記載し、外国会社確認書である場合は、記載を要しない。
(4)　［同左］

第九号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第一部　［同左］
［第１～第４　同左］
第５　［同左］
１　［同左］
(1)　［同左］
(2)　［同左］

	第４四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

［(3)～(5)　同左］
［２・３　同左］

［第６～第９　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
［略］

第九号の二様式
【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(5)
【代理人の住所又は所在地】
【縦覧に供する場所】(6)　名称　（所在地）

［１・２　略］
（記載上の注意）
［(1)～(8)　略］
(9)　訂正等
　提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第九号の三様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日至　　年　月　日）
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】

［第６～第９　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
［同左］

第九号の二様式
【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(5)
【代理人の住所又は所在地】
【縦覧に供する場所】(6)　名称　（所在地）

［１・２　同左］
（記載上の注意）
［(1)～(8)　同左］
(9)　［同左］
ａ　提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。
ｂ　提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第九号の三様式
【表紙】
【提出書類】　四半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の７第　項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　　年　月　日至　　年　月　日）
【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(6)　名称　（所在地）

第一部【企業情報】
［第１～第３　略］
第４【提出会社の状況】
１【株式等の状況】
(1)　［略］
(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(14)

	中間会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該中間会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

［(3)・(4)　略］

【事務連絡者氏名】(5)
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(6)　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１～第３　同左］
第４　［同左］
１　［同左］
(1)　［同左］
(2)　［同左］

	第　四半期会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該四半期会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

［(3)・(4)　同左］

２　［略］
第５【経理の状況】(14)
１【中間財務諸表】(14)
２　［略］
第６【外国為替相場の推移】(1)
１【当該半期中における月別為替相場の推移】
［表略］
２　［略］
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(3)
(1)【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
②【臨時報告書】
①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　年　月　日に関東財務局長に提出
③　［略］
(2)　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
ａ　［略］
ｂ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
［ｃ～ｅ　略］
ｆ　半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により判断に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
［(a)・(b)　略］
(c)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
［例ろ。］

２　［同左］
第５　［同左］
１【四半期財務諸表】(14)
２　［同左］
第６　［同左］
１【当該四半期中における月別為替相場の推移】
［同左］
２　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
(1)　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
②　［同左］
①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　年　月　日に関東財務局長に提出
③　［同左］
(2)　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
［ｃ～ｅ　同左］
ｆ　四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により判断に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｇ　［同左］
［(a)・(b)　同左］
(c)　［同左］

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
ｈ　この様式において、「四半期累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。

ｈ　［略］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
(2)　［略］
(3)　代表者の役職氏名
半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
(4)　代理人の氏名又は名称
本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
［(5)・(6)　略］
(7)　本国における法制等の概要
当中間会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。
［(8)～(13)　略］
(14)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等
ａ　当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。
ｂ　［略］
(15)　発行済株式総数及び資本金の増減
ａ　当中間会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
なお、資本金の増減については、その増減の金額が当中間会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、中間会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
ｃ　新株予約権を発行している場合には、当中間会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
ｄ　当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
(16)　大株主の状況
ａ　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

ｉ　［同左］
［加える。］

(2)　［同左］
(3)　［同左］
四半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
(4)　［同左］
本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
［(5)・(6)　同左］
(7)　［同左］
当四半期会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。
［(8)～(13)　同左］
(14)　［同左］
ａ　当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。
ｂ　［同左］
(15)　［同左］
ａ　当四半期会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
なお、資本金の増減については、その増減の金額が当四半期会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、四半期会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当四半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
ｃ　新株予約権を発行している場合には、当四半期会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
ｄ　当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
(16)　［同左］
ａ　当四半期会計期間が第２四半期会計期間（第１四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間をいう。もにおいて同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b　中間会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のもの を含む。）及び会社が所有している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の１未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に20名程度について、併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

⑰　役員の状況

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員（取締役、監査役及び取締役定又は業務執行に関してこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下⑰において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

［b～e　略］

⑱　経理の状況

中間財務諸表は、財務諸表等規則第38条第１項、第２項又は第４項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑲　中間財務諸表

a　次の中間財務諸表を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務諸表が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務諸表を掲げること。

この場合において、中間財務諸表の種類（中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書及び中キャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（b)において同じ。）。

①　当該地域において中間連結財務諸表のみを開示している場合　中間連結財務諸表

②　当該地域において中間財務諸表のみを開示している場合　中間財務諸表

③　当該地域において中間連結財務諸表と中間財務諸表の両者を開示している場合　中間連結財務諸表

(b)　財務諸表等規則第328条第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務諸表を掲げること。

b　当中間会計期間に係る中間財務諸表と前年同中間会計期間に係る中間財務諸表（連結財務諸表規則第86条又は財務諸表等規則第130条に規定する比較情報が含まれる場合については当中間会計期間に係る中間財務諸表）を掲げて比較すること。

⑳　その他

a　当該中間会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b　当中間会計期間に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

㉑　外国為替相場の推移

中間財務諸表の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

b　第２四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のもの を含む。）及び会社が所有している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の１未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に20名程度について、併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

⑰　［同左］

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員（取締役、監査役及び取締役定又は業務執行に関してこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下⑰において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

［b～e　同左］

⑱　［同左］

中間財務諸表は、四半期財務諸表等規則第85条第１項から第３項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑲　四半期財務諸表

a　次の四半期財務諸表を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務諸表が、四半期財務諸表等規則第83条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務諸表を掲げること。

この場合において、四半期財務諸表の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（b)において同じ。）。

①　当該地域において四半期連結財務諸表のみを開示している場合　四半期連結財務諸表

②　当該地域において四半期財務諸表のみを開示している場合　四半期財務諸表

③　当該地域において四半期連結財務諸表と四半期財務諸表の両者を開示している場合　四半期連結財務諸表

(b)　四半期財務諸表等規則第85条第３項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務諸表を掲げること。

b　当四半期会計期間に係る四半期財務諸表と前年同四半期会計期間に係る四半期財務諸表（四半期連結財務諸表規則第５条の３又は四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報が含まれる場合については当四半期会計期間に係る四半期財務諸表）を掲げて比較すること。

⑳　［同左］

a　当該四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又はそれを与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b　当四半期会計期間に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

㉑　［同左］

四半期財務諸表の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

なお、中間財務諸表の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する２以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

㉒　保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

㉓　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本中間報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書の提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遡及して提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　略］

㉔　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a　［略］

b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（ｃにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

c　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本半期報告書が提出される場合には、ｂにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d　ｂ又はｃにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」、第三号の二様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、第三号の三様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」又は第四号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

㉕　［略］

㉖　指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a　［略］

なお、四半期財務諸表の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する２以上の日刊新聞紙に当該四半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

㉒　［同左］

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

㉓　［同左］

a　［同左］

b　本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遡及して提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　同左］

㉔　［同左］

a　［同左］

b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（ｃにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

c　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、ｂにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d　ｂ又はｃにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」、第三号の二様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」又は第四号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

㉕　［同左］

㉖　［同左］

［同左］

a　［同左］

第十号様式

［表紙］

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】⑷	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】⑸	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】⑹	名称 （所在地）

第一部　［略］

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑼

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

［略］

⑵・⑶　略］

⑵　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

⑶記載上の注意

⑴　一般的事項

［a～f　略］

g　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。

［(a)・(b)　略］

(c)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の

b　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当中間会計期間の月別最高・最低値を記載すること。

第十号様式

［表紙］

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】⑷	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】⑸	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】⑹	名称 （所在地）

第一部　［同左］

第二部　［同左］

第１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

［略］

［②・③　同左］

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　同左］

⑶記載上の注意

⑴　［同左］

［a～f　同左］

g　［同左］

［(a)・(b)　同左］

(c)　［同左］

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の

b　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。

本邦外地域において主たる財務書類が５連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。

②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

h　［略］

i　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

［⑵～⑷　略］

⑸　経理の状況

中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項、第２項又は第４項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑹　中間財務書類

a　次の中間財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。（(b)において同じ。）

［①～③　略］

(b)　財務諸表等規則第328条第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b　当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類（連結財務諸表規則第92条又は財務諸表等規則第211条に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

［⑺～⑻　略］

⑼　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遡及して提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［c・d　略］

［⑽～⑿　略］

第十一号様式

［表紙］

本邦外地域において主たる財務書類が５連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。

②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

h　［同左］

［加える。］

［⑵～⑷　同左］

⑸　［同左］

中間財務書類は、中間財務諸表等規則第76条第１項、第２項又は第３項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑹　［同左］

a　［同左］

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、中間財務諸表等規則第76条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。（(b)において同じ。）

［①～③　同左］

(b)　中間財務諸表等規則第76条第３項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b　当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第４条の２又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

［⑺～⑻　同左］

⑼　［同左］

a　［同左］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遡及して提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［c・d　同左］

［⑽～⑿　同左］

第十一号様式

［表紙］

【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】(1)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(2)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)
【発行予定期間】(4)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称　（所在地）

第一部　［略］
第二部【参照情報】(9)
第1【参照書類】
会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出
事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日までに　財務（支）局長に提出予定
［３・４　略］
［第２・第３　略］
第三部　［略］
（記載上の注意）
［1]～(8)　略］
(9)　参照情報
［ａ・ｂ　略］
ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下ｃからｅまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつつ、分かりやすく記載すること。
ｄ　［略］
ｅ　法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」及び「２　半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。
(9)　［略］

第十一号の二様式
【表紙】
【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)
【発行予定期間】　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(2)
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［略］
第二部【参照情報】
第1【参照書類】
会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出
事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日までに　財務（支）局長に提出予定
［３・４　略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
［略］

第十一号の二の二様式
【表紙】
【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)
【発行予定期間】　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(2)
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［略］
第二部【参照情報】
第1【参照書類】
会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出
事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日までに　財務（支）局長に提出予定
［３・４　略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
［略］

第十二号様式

【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】(1)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(2)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)
【発行予定期間】(4)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称　（所在地）

第一部　［同左］
第二部　［同左］
第1　［同左］
［同左］

１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）
年　月　日　財務（支）局長に提出
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）
年　月　日までに　財務（支）局長に提出予定
［３・４　同左］
［第２・第３　同左］
第三部　［同左］
（記載上の注意）
［1]～(8)　同左］
(9)　［同左］
［ａ・ｂ　同左］
ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｃからｅまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつつ、分かりやすく記載すること。
ｄ　［同左］
ｅ　法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」及び「２　四半期報告書又は半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。
(9)　［同左］

第十一号の二様式
【表紙】
【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)
【発行予定期間】　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］
第二部　［同左］
第1　［同左］
［同左］

１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）
年　月　日　財務（支）局長に提出
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）
年　月　日までに　財務（支）局長に提出予定
［３・４　同左］
［第２・第３　同左］

（記載上の注意）
［略］

第十一号の二の二様式
【表紙】
【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)
【発行予定期間】　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(2)
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］
第二部　［同左］
第1　［同左］
［同左］

１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）
年　月　日　財務（支）局長に提出
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）
年　月　日までに　財務（支）局長に提出予定
［３・４　同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
［同左］

第十二号様式

【表紙】
【発行登録追補書類番号】
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)
【今回の募集（売出）金額】(2)
【発行登録書の内容】(3)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

【これまでの募集（売出）実績】(4)
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円
（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）

【表紙】
【発行登録追補書類番号】
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)
【今回の募集（売出）金額】(2)
【発行登録書の内容】(3)

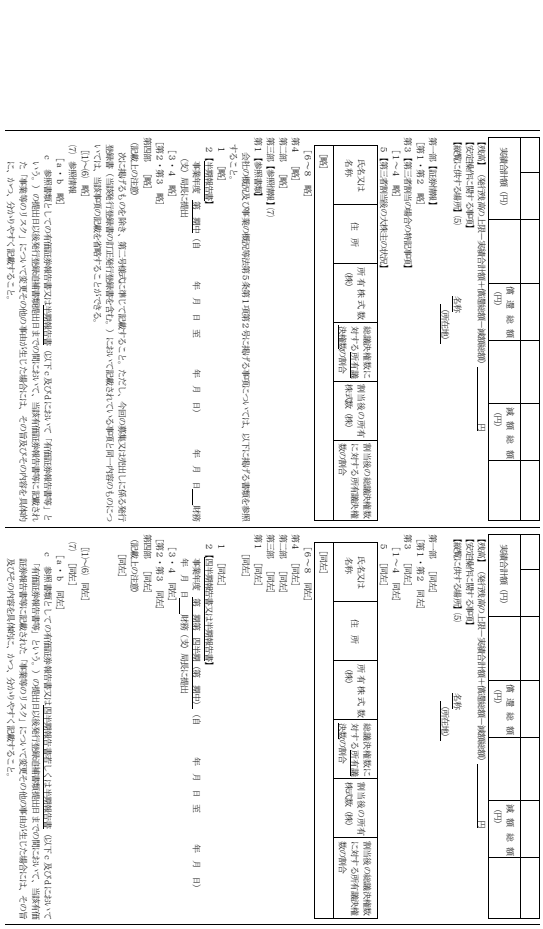
提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

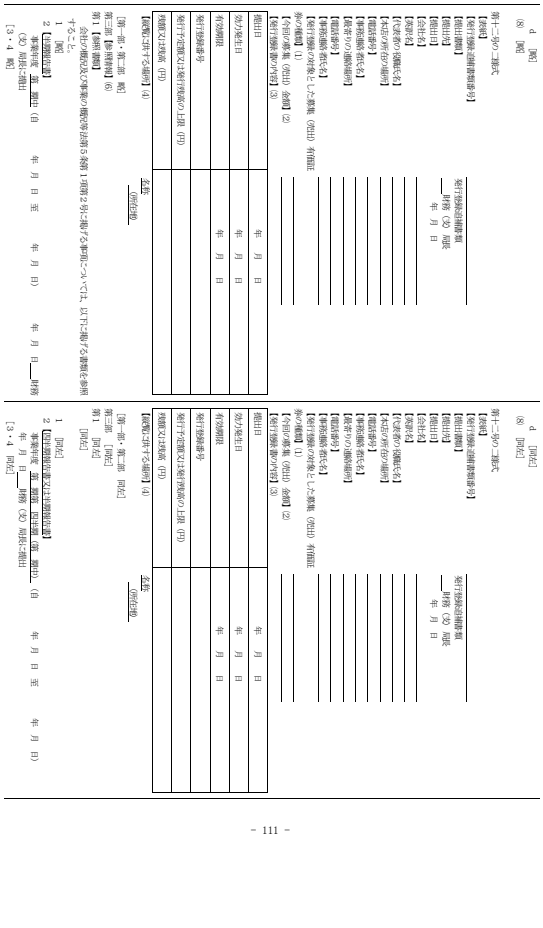
【これまでの募集（売出）実績】(4)
（発行予定額を記載した場合）

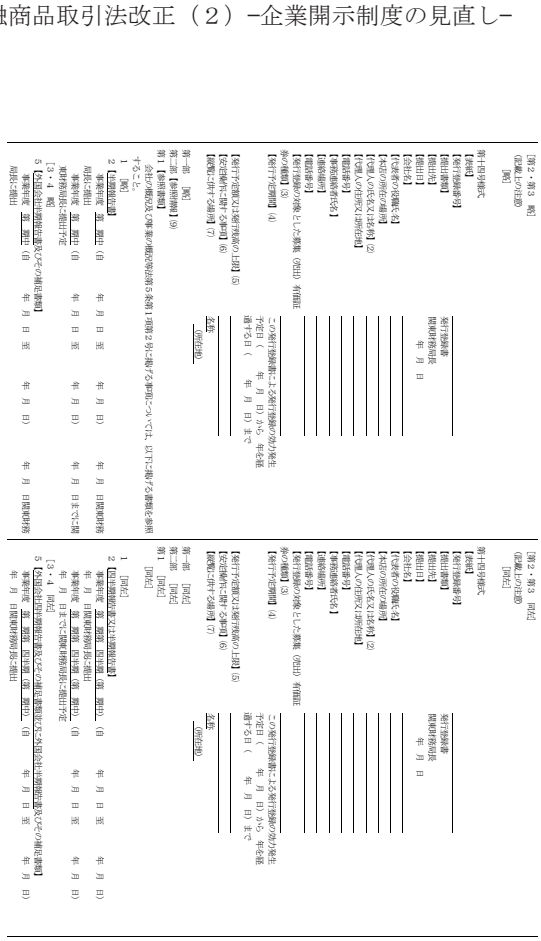
番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

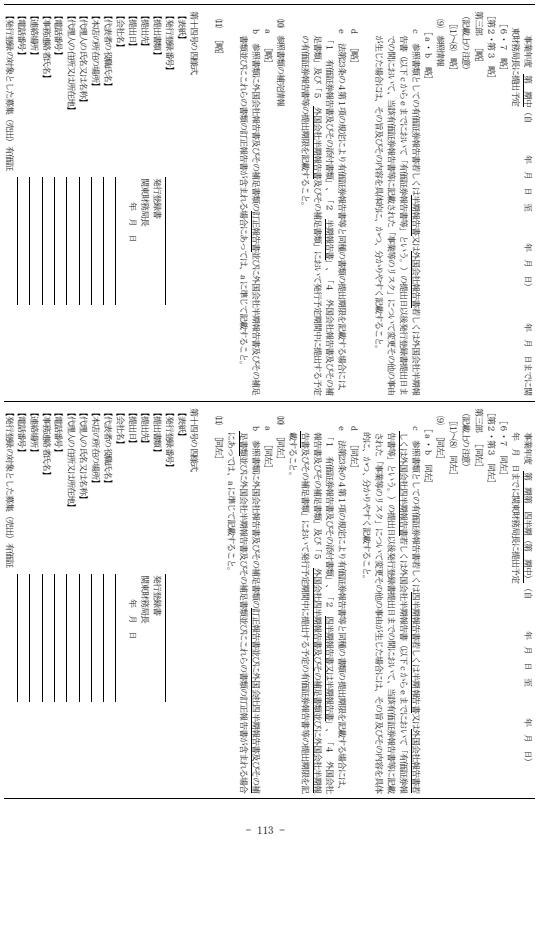
【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円
（発行残高の上限を記載した場合）

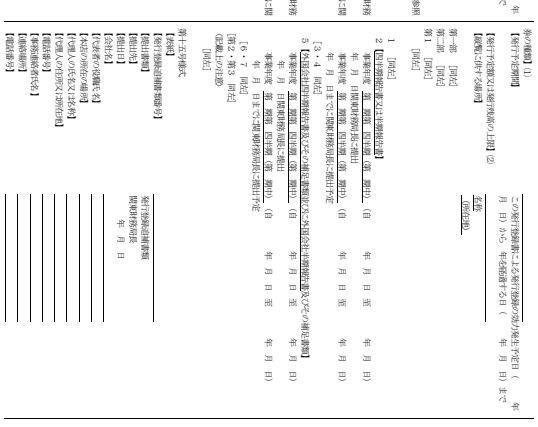
番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）

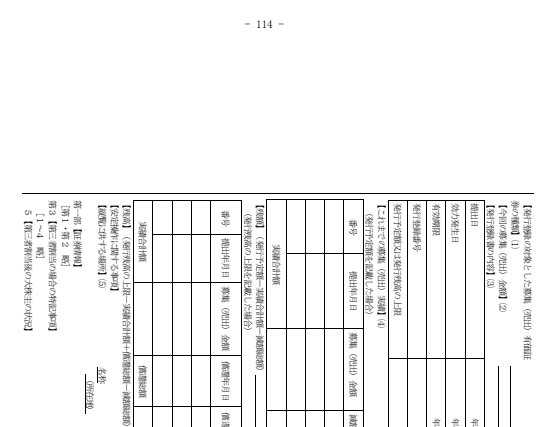


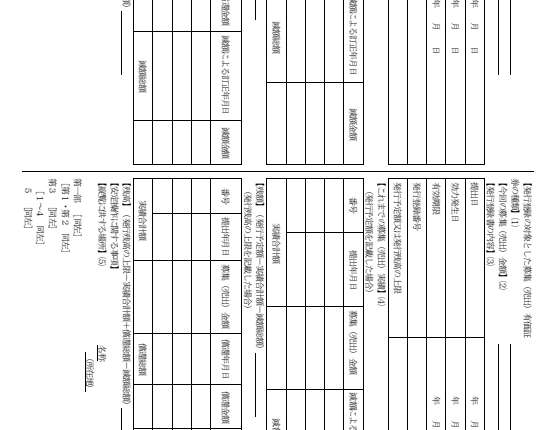


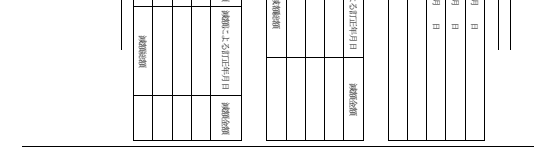


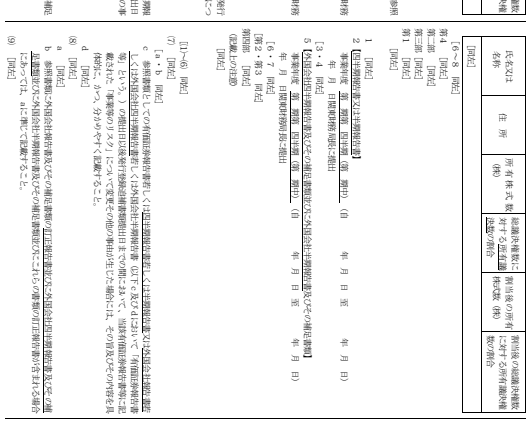


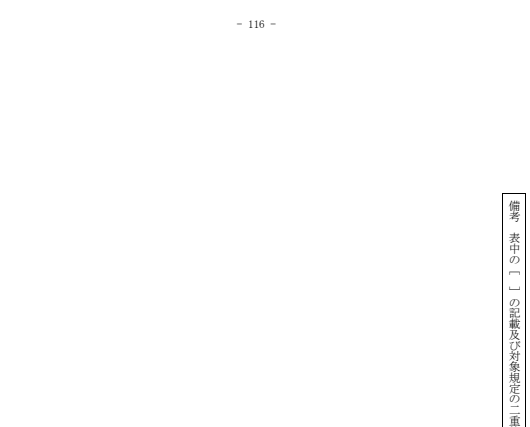
















⑾　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第５　経理の状況」の「２　財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意⑽に準じて掲げること。

⑿　［略］

第四号の二様式

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【最高財務責任者の役職氏名】⑷
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】⑸　名称
（所在地）

［１・２　略］
（記載上の注意）
［⑴～⑺　略］
⑻　訂正等
提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第四号の三様式

【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】

－ 68 －

⑾　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第５　経理の状況」の「２　財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意⑽に準じて掲げること。

⑿　［同左］

第四号の二様式

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【最高財務責任者の役職氏名】⑷
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】⑸　名称
（所在地）

［１・２　同左］
（記載上の注意）
［⑴～⑺　同左］
⑻　［同左］
ａ　提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。
ｂ　提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第四号の三様式

【表紙】
【提出書類】　四半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の７第　項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】

－ 69 －

【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部　［企業情報］
［第１・第２　略］
第３　【提出会社の状況】
１　【株式等の状況】
⑴　【株式の総数等】⑽
①　［略］
②　【種類株式等】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（　年　月　日）	提出日現在発行数（株）（　年　月　日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
［略］				

⑵　［略］
⑶　【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】⑾

	中間会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
１　［同左］
⑴　［同左］
①　［同左］
②　［同左］

種類	第　四半期会計期間末現在発行数（株）（　年　月　日）	提出日現在発行数（株）（　年　月　日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
［同左］				

⑵　［同左］
⑶　［同左］

	第　四半期会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

［⑷～⑹　略］
２　［略］
第４【経理の状況】⑿
１【中間連結財務諸表】⑿
⑴【中間連結貸借対照表】⑽
⑵【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】又は【中間連結損益及び包括利益計算書】⑶
［略］
⑶【中間連結キャッシュ・フロー計算書】⑶
２　［略］
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑵
⑴【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
②【臨時報告書】
①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　年　月　日に　財務（支）局長に提出
③　［略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
ｂ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条）に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［ｃ・ｄ　略］
ｅ　半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｆ　［略］
［加える。］

ｇ　［略］

－ 68 －

［⑷～⑹　同左］
２　［同左］
第４　［同左］
１【四半期連結財務諸表】⑿
⑴【四半期連結貸借対照表】⑽
⑵【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】⑶
［同左］
⑶【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】⑶
２　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
②　［同左］
①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　年　月　日に　財務（支）局長に提出
③　［同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
ａ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
ｂ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条）に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［ｃ・ｄ　同左］
ｅ　四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｆ　［同左］
ｇ　この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第６号に規定する四半期累計期間をいう。
ｈ　［同左］

－ 69 －

ｈ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。⑺、⑻、⑼並びに⑾ｆ及びｇにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［⑿～⑷　略］
⑸　主要な経営指標等の推移
ａ　提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第18条第２項に定める事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当中間連結会計期間及び前年の中間連結会計期間（以下この様式において「前年同中間連結会計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等（ⓚからⓝまでの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合にあっては、これらに相当する指標等）の推移について記載すること。ただし、ⓚ、ⓛ及びⓝについては当中間連結会計期間及び前年同中間連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載すること。

［ⓐ・ⓑ　略］
ⓒ　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額
ⓓ　［略］
ⓔ　中間包括利益金額
［ⓕ～ⓘ　略］
ⓙ　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第71条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
ⓚ　［略］
ⓛ　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第72条の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）
ⓜ　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
ⓝ　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第50条において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記され

［加える。］

［⑿～⑷　同左］
⑸　［同左］
ａ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第１四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（ⓚからⓝまでの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は第１の規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等）の推移について記載すること。ただし、ⓐ、ⓒ及び⑹については、「第４　経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書又は四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの記載書きを併せて記載し、ⓚ、ⓛ及びⓝについては当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、ⓘ、ⓙ、ⓛ及びⓝについては当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。
［ⓐ・ⓑ　同左］
ⓒ　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額
ⓓ　［同左］
ⓔ　四半期包括利益金額
［ⓕ～ⓘ　同左］
ⓙ　１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
ⓚ　［同左］
ⓛ　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条の２に規定する潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額をいう。）
ⓜ　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
ⓝ　自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあっては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第56条の２において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定

る株式引受権の金額、連結財務諸表規則第51条において準用する連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(n)～(p)　略]

(q)　現金及び現金同等物や中間期末残高又は期末残高

[削る。]

b　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社である場合を除く。）には、当中間会計期間及び前年の中間会計期間（以下bにおいて「前年同中間会計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(i)、(ⅱ)、(ⅳ)、(ⅰ及び(ⅴ)については、当中間会計期間及び前年同中間会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載すること。

[(a)・(h)　略]

(c)　中間純利益金額又は中間純損失金額

(d)　[略]

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第142条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

[(f)～(i)　略]

(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第190条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k)　[略]

(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第200条第１項の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

[(m)・(n)　略]

(o)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第180条において準用する財務諸表等規則第７条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第181条において準用する財務諸表等規則第88条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第７条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(p)～(r)　略]

(s)　現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

[削る。]

c　提出会社が特定事業会社である場合には、第五号様式記載上の注意5に準じて記載すること。

(6)　事業の内容

a　当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報、以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

b　bからの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第一編から第六編までを除く。）により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等、dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第116条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下この様式において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

c　提出会社が中間連結会計期間において指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合（bの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第二編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第二編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意(6)a(ⅱ)に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d　bⅰの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e　提出会社が第１四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（dの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第一編及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第一編及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下eにおいて同じ。）を第二号様式記載上の注意(6)a(ⅱ)に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

(7)　事業等のリスク

a　当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、提出会社。以下a及び(8)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）以下「及び財務諸表等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼすと判断したものをいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b　[略]

[削る。]

(8)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

a　当中間連結会計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同中間連結会計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同中間連結会計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同中間連結会計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

b　当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた会社の仮定の記載（第二号様式記載上の注意30 a(ⅱ)に掲げる事項の記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその内容

c　当中間連結会計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があった場合又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由

d　当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容及び対処方針

e　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下e及び(9)aにおいて「基本方針」という。）を定めている場合であって、当中間連結会計期間において当該基本方針に重要な変更があったときはその内容、また、当中間連結会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項

f　当中間連結会計期間における研究開発活動の金額及び研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容

g　当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容又はその内容

h　当中間連結会計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容

i　当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等による著しい変動があった場合又は最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等について著しい変更があった場合には、その内容

(9)　経営上の重要な契約等

a　当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術提携契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

b　当中間連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第88条第１項の規定により掲記される非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(n)～(p)　同左]

(q)　現金及び現金同等物や四半期末残高又は期末残高

b　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、aにおいて記載した場合はこの限りでない。

c　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第２四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下c及びd(ⅱ)において「第１四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下cにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(ⅰ)については、「第４　経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期財務諸表を記載する場合には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下c及びd(ⅱ)において「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの記載並びに「(1)　(6)、(h)、(ⅰ及び(ⅴ)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(ⅱ)については、当四半期会計期間及び第２四半期会計期間である場合又は第２四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

[(a)・(b)　同左]

(c)　四半期純利益金額又は四半期純損失金額

(d)　[同左]

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第132条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

[(f)～(i)　同左]

(j)　１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(k)　[同左]

(l)　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条の２第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額をいう。）

[(m)・(n)　同左]

(o)　自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあっては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第50条の２において準用する財務諸表等規則第７条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び四半期財務諸表等規則第51条において準用する財務諸表等規則第88条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第７条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(p)～(r)　同左]

(s)　現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

[削る。]

e　提出会社が特定事業会社である場合には、第五号様式記載上の注意5に準じて記載すること。

(6)　事業の内容

a　当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報、以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

b　bからの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第一編から第六編までを除く。）により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等、dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第116条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下この様式において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

c　提出会社が中間連結会計期間において指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合（bの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第二編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第二編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意(6)a(ⅱ)に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d　bⅰの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e　提出会社が第１四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（dの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第一編及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第一編及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下eにおいて同じ。）を第二号様式記載上の注意(6)a(ⅱ)に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

(7)　[同左]

a　当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間、(8)a及び(9)ｆにおいて同じ。）において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合にあっては、提出会社。以下a及び(8)aにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）以下「及び財務諸表等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼすと判断したものをいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b　[同左]

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間、(8)b、(9)及びg(ⅱ)において同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(8)　[同左]

a　四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(9)の規定により「第４　経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(9)の規定により「第４　経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期連結会計期間）である場合には、第五号様式記載上の注意5に準じて記載すること。

(9)　[同左]

a　当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術提携契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

b　当四半期連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機

成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d　bⅰの規定により半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e　提出会社が中間連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（dの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第二編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第二編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下eにおいて同じ。）を第二号様式記載上の注意(6)a(ⅱ)に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

(7)　[同左]

a　当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、提出会社。以下a及び(8)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）以下「及び財務諸表等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼすと判断したものをいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b　[略]

[削る。]

(8)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

a　当中間連結会計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同中間連結会計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同中間連結会計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同中間連結会計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

b　当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた会社の仮定の記載（第二号様式記載上の注意30 a(ⅱ)に掲げる事項の記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

c　当中間連結会計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があった場合又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由

d　当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容及び対処方針

e　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下e及び(9)aにおいて「基本方針」という。）を定めている場合であって、当中間連結会計期間において当該基本方針に重要な変更があったときはその内容、また、当中間連結会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項

f　当中間連結会計期間における研究開発活動の金額及び研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容

g　当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容又はその内容

h　当中間連結会計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容

i　当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等による著しい変動があった場合又は最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等について著しい変更があった場合には、その内容

(9)　経営上の重要な契約等

a　当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術提携契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

b　当中間連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機

により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c　当中間連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

d　当中間連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下において「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社が株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債及び承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

⑩　株式の総数等

a　「発行可能株式総数」の欄には、当中間会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b　「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「中間会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

［ｃ～ｆ　略］

－ 74 －

関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c　当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

d　当四半期連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下において「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社が株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債及び承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

⑩　［同左］

a　「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b　「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第１四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

［ｃ～ｆ　同左］

－ 75 －

g　「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第128号）第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｇ及び⑪において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、当中間会計期間の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

［ｈ～ｊ　略］

⑪　ストックオプション制度の内容

当中間会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑩ａ、ｂ本文前段及びｄに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑩ｂ本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⑫　その他の新株予約権等の状況

a　当中間会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑩（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑩ａ本文中「最近事業年度の末日及び提出書類提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、⑩ｂ中「⑨ｅ及びｆ」とあるのは「⑨ｄ」と読み替えるものとする。

b　当中間会計期間において、自己のための規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑩（ａただし書及びｃを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑩ａ本文中「最近事業年度の末日及び提出書類提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⑬　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a　当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b　［略］

⑭　発行済株式総数、資本金等の推移

a　当中間会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

b　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは剰余金又はその他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

－ 76 －

c　当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d　［略］

⑮　大株主の状況

a　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

［ｂ～ｄ　略］

⑯　議決権の状況

a　当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［ｂ～ｈ　略］

⑰　役員の状況

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｆ　略］

⑱　経理の状況

a　中間連結財務諸表又は中間財務諸表を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に準じるところにより作成している場合には、その旨及び第１種中間連結財務諸表若しくは第２種中間連結財務諸表の別又は第１種中間財務諸表若しくは第２種中間財務諸表の別を記載すること。また、財務諸表等規則附則に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところによりなおこれらに準じて中間連結財務諸表又は中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c　中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第８条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

e　提出会社が特定事業会社であって、⑴の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下ｆ及びｇにおいて「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、連結財務諸表規則第312条若しくは財務諸表等規則第226条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、その旨を併せて記載すること。

f　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表又は中間財務諸表（ｅの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合にあっては、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g　中間連結財務諸表若しくは中間財務諸表又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の

－ 77 －

c　当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d　［同左］

⑮　［同左］

a　当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

［ｂ～ｄ　同左］

⑯　［同左］

a　当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［ｂ～ｈ　同左］

⑰　［同左］

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｆ　同左］

⑱　［同左］

a　財務諸表等規則附則に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（以下において「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b　指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第93条及び中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

c　四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第53条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e　提出会社が特定事業会社であって、⑴の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下ｆ及びｇにおいて「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第93条及び中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f　提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（ｅの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g　四半期連結財務諸表又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

－ 78 －

の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

なお、当中間連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h　連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第三編から第六編まで及び第七編を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑱ａ⑹までの規定により記載した中間連結財務諸表の下に「指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i　連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七編から第八編まで及び第九編を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑱ａ⑹からまでの規定により記載した中間連結財務諸表の下に「修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

⑲　中間連結財務諸表

a　中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

［削る。］

c　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合における特分変動計算書については、当中間連結会計期間に係る特分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る特分変動計算書を記載すること。

d　中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

－ 79 －

なお、当四半期連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h　連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑲ａ⑹までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i　連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑲ａ⑹からまでの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

⑲　［同左］

a　四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

b　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

c　指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における特分変動計算書については、当四半期連結会計期間に係る特分変動計算書と前四半期連結累計期間に係る特分変動計算書を記載すること。

d　指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

e　四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

［附る。］

e　中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f　中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間連結財務諸表に添付すること。なお、中間連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。

⑽　中間連結貸借対照表

当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲載すること。

⑾　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲載すること。この場合において、項目名については、「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

⑿　持分変動計算書

当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

⒀　中間連結キャッシュ・フロー計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲載すること。

⒁　その他

a　当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b　当中間連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

⒂　中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社である場合には、「１　中間連結財務諸表」及び「２　その他」を「１　中間連結財務諸表」、「２　その他」、「３　中間財務諸表」及び「４　その他」とし、第五号様式記載上の注意から⑶までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

⒃　保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

⒄　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　略］

⒅　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

ただし、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

f　指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

g　四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

h　四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお四半期連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

⑵　四半期連結貸借対照表

当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲載すること。

⑶　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書

a　当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲載すること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

b　当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第１四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

⑷　［同左］

当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

⑸　四半期連結キャッシュ・フロー計算書

当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

⑹　［同左］

a　当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

⑺　中間財務諸表

a　半期報告書提出会社が、中間連結財務諸表を作成していない場合には、中間財務諸表を記載すること。

b　中間貸借対照表については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

c　中間損益計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

d　中間キャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

e　中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f　中間財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。

g　指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（⑹d に該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び⑽から⑿までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の見出しを付して、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。

なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、ａからｆまで及び⑽から⑿までの規定により記載すること。

⑻　中間貸借対照表

当中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げること。

⑼　中間損益計算書

当中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げること。

⑽　中間キャッシュ・フロー計算書

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑵　四半期財務諸表

a　四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。

b　四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。

c　四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

d　四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

e　四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f　四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

g　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑹d に該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の見出しを付して、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。

なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載すること。

⑶　四半期貸借対照表

当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。

⑷　四半期損益計算書

a　当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

b　当四半期会計期間（当四半期会計期間が第１四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

⑸　四半期キャッシュ・フロー計算書

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑹　四半期財務諸表

a　四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。

b　四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。

c　四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

d　四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

e　四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f　四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

g　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑹d に該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の見出しを付して、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。

なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載すること。

⑺　四半期貸借対照表

当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。

⑻　四半期損益計算書

a　当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

b　当四半期会計期間（当四半期会計期間が第１四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

⑼　四半期キャッシュ・フロー計算書

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑵　四半期財務諸表

a　四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。

b　四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。

c　四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

d　四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

e　四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f　四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

g　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑹d に該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の見出しを付して、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。

なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載すること。

⑶　四半期貸借対照表

当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。

⑷　四半期損益計算書

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑸　四半期財務諸表

a　四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。

b　四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。

c　四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

d　四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

e　四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f　四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

g　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑹d に該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の見出しを付して、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。

なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載すること。

⑹　四半期貸借対照表

当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。

⑺　四半期損益計算書

a　当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

b　当四半期会計期間（当四半期会計期間が第１四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

⑻　四半期キャッシュ・フロー計算書

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑵　四半期財務諸表

a　四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。

b　四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。

c　四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

d　四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

e　四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f　四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

g　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑹d に該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の見出しを付して、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。

なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び⑵から⑷までの規定により記載すること。

⑶　四半期貸借対照表

当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。

⑷　四半期損益計算書

a　当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

b　当四半期会計期間（当四半期会計期間が第１四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

⑸　四半期キャッシュ・フロー計算書

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑹　四半期財務諸表

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑺　四半期財務諸表

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑻　四半期財務諸表

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑼　四半期財務諸表

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑽　四半期財務諸表

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑾　四半期財務諸表

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑿　四半期財務諸表

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⒀　四半期財務諸表

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⒁　四半期財務諸表

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　b又はcの規定により記載すべき当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

⑵　［同左］

a　当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑶　［同左］

a　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑷　［同左］

a　当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

b　当四半期会計期間（当四半期会計期間が第１四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

⑸　［同左］

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑹　［同左］

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑺　［同左］

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［附る。］

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑻　［同左］

a　［同左］

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当についての提出会社の取締役会の

指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い、当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

⑶　修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い、当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

第一部　［略］

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(9)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書】

事業年度　第　期（自　　年　月　日至　　年　月　日）　　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

②・③　略

(2)　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a　［略］

b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

［ｃ～ｇ　略］

h　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(2)～(4)　略

(5)　主要な経営指標等の推移

a　最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。

［(a)～(h)　略］

(i)　１株当たり純資産額（連結財務諸表規則第44条の２第１項又は第202条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第283条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k)　［略］

(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第284条の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

(m)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）

(n)　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第259条において準用する連結財務諸表規則第63条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第260条において準用する連結財務諸表規則第63条の３の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る純資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第63条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第63条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る純資産額で除した割合をいう。）

［(o)～(s)　略］

b　提出会社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に１株当たり純資産額、１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(m)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

［(a)～(d)　略］

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第225条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

［(f)～(i)　略］

(j)　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第88条の４第１項又は第280条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(k)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l)　［略］

(m)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(n)・(o)　略］

(p)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(q)～(s)　略］

c　［略］

［(6)～(8)　略］

(9)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

［ａ・ｂ　略］

［摘名。］

(10)　事業等のリスク

［ａ・ｂ　略］

［摘名。］

(11)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a　［略］

［摘名。］

b　中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

(12)～(20)　略

(21)　経理の状況

a　中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(21)において「中間連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第２種中間

［(a)～(d)　同左］

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（中間財務諸表等規則第５条の７の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

［(f)～(i)　同左］

(j)　１株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の３第１項及び財務諸表等規則第88条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(k)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l)　［同左］

(m)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(n)・(o)　同左］

(p)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の４）において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の２の５）において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(q)～(s)　同左］

c　［同左］

［(6)～(8)　同左］

(9)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(10)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(11)　［同左］

a　［同左］

b　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

c　中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、a及びbに準じて記載すること。

(12)～(20)　同左

(21)　［同左］

a　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは特別の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(21)において「中間連結財務諸表等」とい

連結財務諸表及び第２種中間財務諸表である旨を記載すること。また、財務諸表等規則第[1]に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

b　［略］

c　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

d　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第[2]条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

［e・f　略］

⑵　中間連結財務諸表

a　中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b　中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　［略］

［⑶～⑶　略］

⑶　中間財務諸表

a　中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b　［略］

c　中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　［略］

［⑶～⑶　略］

⑶　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書及びその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　略］

う。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b　［同左］

c　指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。
また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

d　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

［e・f　同左］

⑵　［同左］

a　中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b　中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　［同左］

［⑶～⑶　同左］

⑶　［同左］

a　中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、中間財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b　［同左］

c　中間財務諸表の作成に当たっては、中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　［同左］

［⑶～⑶　同左］

⑶　［同左］

a　［同左］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　同左］

［⑽～⑹　略］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】①

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

［略］

②・③　略］

⑵　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｄ　略］

ｅ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

［⑵～⑷　略］

⑸　主要な経営指標等の推移

ａ　提出会社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

［⑽～⑹　同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

［同左］

［②・③　同左］

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

［加える。］

［⑵～⑷　同左］

⑸　［同左］

ａ　［同左］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷	
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸	
【安定操作に関する事項】⑹	
【縦覧に供する場所】⑺	名称 （所在地）

第一部【証券情報】

［第１・第２　略］

第３【第三者割当場合の特記事項】⑵３－２）

［１～４　略］

５【第三者割当増資の大株主の状況】⑵３－７）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］

第４　［略］

第二部　［略］

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】①

⑴【保証会社が提出した書類】

①　［略］

②【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）　年　月　日

財務（支）局長に提出

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷	
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸	
【安定操作に関する事項】⑹	
【縦覧に供する場所】⑺	名称 （所在地）

第一部　［同左］

［第１・第２　同左］

第３　［同左］

［１～４　同左］

５　［同左］

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］

第４　［同左］

第二部　［同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①　［同左］

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日　至　年　月　日）

年　月　日　財務（支）局長に提出

［③・④　略］

⑵　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

第四部　［略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ・ｂ　略］

ｃ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

［ｄ～ｋ　略］

［⑵～⑵－２　略］

⑵３－３　割当予定先の状況

次のａからｇまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該ａからｇまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の２第１項又は第244条の２第１項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときは、ｈに定めるところにより記載すること。

ａ　割当予定先の概要　次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(a)　［略］

(b)　有価証券報告書提出会社　名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を含む。）の提出日

［(c)・(d)　略］

［ｂ～ｈ　略］

［⑵－４～⑶　略］

⑸　主要な経営指標等の推移

ａ　最近５連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注釈16ｂ又はｃの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について⑶ｄ又はｅの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［③・④　同左］

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　同左］

第四部　［同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

［ｄ～ｋ　同左］

［⑵～⑵－２　同左］

⑵３－３　［同左］

［同左］

ａ　［同左］

(a)　［同左］

(b)　有価証券報告書提出会社　名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日

［(c)・(d)　同左］

［ｂ～ｈ　同左］

［⑵－４～⑶　同左］

⑸　［同左］

ａ　最近５連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注釈16ｂの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注釈16ｃの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について⑶ｄ又はｅの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相

［ａ～ｇ　略］

［⑶～⑶　略］

⑵　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

ａ　届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次のⓐからⓒまでに掲げる事項を含めて記載すること。

ⓐ　最近連結会計年度及び直前にただし書の規定により中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びに主なキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

［ｉ・ⅱ　略］

ⓑ　最近連結会計年度及び直前にただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

［ｉ・ⅱ　略］

ⓒ　ⓐただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合において、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。

［ⓐ～ⓒ　略］

ｂ　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及びⓐただし書の規定により中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、ａに準じて記載すること。

ｃ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指当する指標等の推移について併せて記載すること。

［ⓐ～ⓒ　同左］

［ｂ～ｇ　同左］

［⑶～⑶　同左］

⑵　［同左］

ａ　［同左］

（ａ）　最近連結会計年度及びⓐただし書の規定により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びに主なキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

（ｂ）　最近連結会計年度及びⓐただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

［ｉ・ⅱ　同左］

（ｃ）　ⓐただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合において、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。

［ⓐ～ⓒ　同左］

ｂ　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及びⓐただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、ａに準じて記載すること。

ｃ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七編から第八編まで を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第93条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（eにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｄ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七編から第八編まで を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）をⅱａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｅ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七編から第八編まで を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）をⅱａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

［⑶～⑶　略］

⑼　主要な設備の状況

ａ　最近連結会計年度末（ⓐただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下ａにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、ⓐただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間において、主要な設備が次のⅰ又はⅱに掲げる場合に該当することとなったときは、当該ⅰ又はⅱに定める内容を記載すること。

［ⓐ・ⓑ　略］

ｂ　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（ⓐただし書の規定により中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、ａに準じて記載すること。

また、ⓐただし書の規定により中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間における主要な設備について、ａに準じて記載すること。

ｃ　［略］

［⑶～⑶　略］

⑽　経理の状況

ａ　連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表（以下ａ、ｅ及びｆにおいて「連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨（中間連結財務諸表を連結財務諸表規則に定めるところにより作成している場合又は中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第１種中間連結財務諸表若しくは第２種中間連結財務諸表の別又は第１種中間財務諸表若しくは第２種中間財務諸表の別）を記載すること。また、財務諸表等規則附則に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは慣習のところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合も同様とする。

ｂ　指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成している場合にはその旨を記載すること。

ｃ　連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

ｄ　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第３条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

［ｅ～ｉ　略］

⑽　連結財務諸表

ａ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されている場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第93条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（eにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｄ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七編から第八編まで を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）をⅱａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｅ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七編から第八編まで を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）をⅱａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

［⑶～⑶　同左］

⑼　［同左］

ａ　最近連結会計年度末（ⓐただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下ａにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、ⓐただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間において、主要な設備に新しく、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

［ⓐ・ⓑ　同左］

ｂ　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（ⓐただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、ａに準じて記載すること。

また、ⓐただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に新しく、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

ｃ　［同左］

［⑶～⑶　同左］

⑽　［同左］

ａ　財務諸表等規則附則に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは慣習のところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表（ｅ及びｆにおいて「連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨及びその旨（第１種中間連結財務諸表又は第２種中間連結財務諸表の別）を記載すること。

ｂ　指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

ｃ　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

ｄ　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第29条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

［ｅ～ｉ　同左］

⑽　［同左］

ａ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されている場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第93条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（eにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｄ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七編から第八編まで を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）をⅱａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｅ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七編から第八編まで を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）をⅱａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

［⑶～⑶　同左］

⑼　［同左］

ａ　最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（⑽ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、１年を１連結会計年度とするものについて、最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑼及びⅱにおいて「次の連結会計年度」という。）における中間連結会計期間終了後当該ａからｅまでに定める期間（以下この様式において「短信期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の提出の期限までの間に届出書を提出するものである場合には、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。以下この様式において「中間連結貸借対照表」という。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近中間連結会計期間」という。）における中間連結損益及び包括利益計算書又は中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（以下この様式において「中間連結財務諸表」という。）を掲げた場合にあっては当該中間連結財務諸表に係る最近中間連結会計期間における中間連結損益及び包括利益計算書又は中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（以下この様式において「最近中間連結財務諸表」という。）を掲げた場合にあっては当該最近

対照表（連結財務諸表規則第86条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下⑪及び⑫において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

a　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第２項に規定する期間

b　法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第３項に規定する期間

c　法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項　３月

⑫　連結損益計算書及び包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑪ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。ただし、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑥ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑬　連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑪ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑥ただし書に規定する中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第２号又は第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（連結財務諸表規則第92条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑭　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑪ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑥ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑮　［略］

⑯　その他

ａ　［略］

ｂ　次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

［例ある。］

(a)　半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出している場合（⑥ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［例ある。］

［例ある。］

(b)　［略］

ｃ　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の５第１項の規定により半期報告書（⑥ただし書の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(c)から(f)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a)　［略］

(b)　損益等調整前中間純利益金額又は損益等調整前四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない損益等調整前四半期純利益金額又は損益等調整前四半期純損失金額をいう。）

(c)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第77条第５項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり中間純利益金額又は１株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）

(e)～(f)　［略］

［例ある。］

ｄ　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下ｄにおいて同じ。）に係るｃ(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

⑰　［略］

⑱　財務諸表

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下ａにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。以下この項において「最近２事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(ⅲ)ただし書、ⅳａ ただし書及び(ⅴ)ただし書の規定により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(ⅲ)、ⅳａ、(ⅴ)及び(ⅵ)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

ｂ　［略］

ｃ　財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(ⅴ)及び(ⅵ)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

ｄ　財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって訂正監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

ｅ　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第８条の２の２又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

ｆ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

⑲　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（⑪ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、半期報告書を提出する会社（法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社をいう。）における中間連結貸借対照表を作成していない会社に限る。⑥において同じ。）が、１年を１事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下⑭並びに⑦ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における中間貸借対照表を提出しようとするときは、当該次の事業年度における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下⑯において同じ。）を併せて掲げること。ただし、提出期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

⑽　損益計算書
ａ　最近事業年度の損益計算書（⑹ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。
ただし、⑹ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。
ｂ　［略］
⑺　株主資本等変動計算書
最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑹ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。
ただし、⑹ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第２号又は第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。
⑻　キャッシュ・フロー計算書
連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑹ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。
ただし、⑹ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。
［⑼・⑽　略］
⑾　その他
ａ　［略］
ｂ　１年を１事業年度とする会社においては、次のⓐ又はⓑに掲げる場合の区分に応じ、当該ⓐ又はⓑに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑹ｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。
［例る。］
ⓐ　半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後およそ６箇月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
［例る。］
［例る。］
ⓑ　［略］
ｃ　［略］
ｄ　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る⑷から⑹までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る⑷及び⑹から⑹までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。
⑷　［略］
⑸　現行前中間純利益金額又は現行前中間純損失金額（財務諸表等規則第97条の規定により記載しなければならない現行前中間純利益金額又は現行前中間純損失金額をいう。）
⑹　中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第98条第３項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
⑺　１株当たり中間純利益金額又は１株当たり中間純損失金額（財務諸表等規則第99条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
［⑻～⑽　略］
［例る。］
ⓒ　［略］
［⑿～⒀　略］
⒁　継続開示会社たる保証会社に関する事項
ａ　［略］
ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
［ｃ・ｄ　略］
［⒂～⒄　略］
⒅　最近の財務諸表
最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
［⑲～⑳　略］

第二号の二様式
［表紙］
［提出書類］　有価証券届出書
［提出先］　＿＿財務（支）局長
［提出日］　年　月　日
［会社名］
［英訳名］
［代表者の役職氏名］
［本店の所在の場所］
［電話番号］
［事務連絡者氏名］
［最寄りの連絡場所］
［電話番号］
［事務連絡者氏名］
［届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類］
［届出の対象とした募集（売出）金額］
［安定操作に関する事項］
［縦覧に供する場所］　名称　（所在地）

第一部［証券情報］
［第１・第２　略］
第３［第三者割当の場合の特記事項］
［１～４　略］
５［第三者割当後の大株主の状況］

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
［第二部～第六部　略］
［記載上の注意］
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
⑴　［略］
⑵　追完情報
［ａ・ｂ　略］

書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
［⑲～⑳　同左］

第二号の二様式
［表紙］
［提出書類］　有価証券届出書
［提出先］　＿＿財務（支）局長
［提出日］　年　月　日
［会社名］
［英訳名］
［代表者の役職氏名］
［本店の所在の場所］
［電話番号］
［事務連絡者氏名］
［最寄りの連絡場所］
［電話番号］
［事務連絡者氏名］
［届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類］
［届出の対象とした募集（売出）金額］
［安定操作に関する事項］
［縦覧に供する場所］　名称　（所在地）

第一部［証券情報］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５［同左］

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
［第二部～第六部　同左］
［記載上の注意］
［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［ａ・ｂ　同左］

期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
［例る。］
［例る。］
ⓑ　［略］
ｃ　［略］
ｄ　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る⑷から⑹までに掲げる項目の金額及び⑹から⑹までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。
⑷　［略］
⑸　現行前中間純利益金額又は現行前中間純損失金額（財務諸表等規則第97条の規定により記載しなければならない現行前中間純利益金額又は現行前中間純損失金額をいう。）
⑹　中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第98条第３項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
⑺　１株当たり中間純利益金額又は１株当たり中間純損失金額（財務諸表等規則第99条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
［⑻～⑽　略］
［例る。］
ⓒ　［略］
［⑿～⒀　略］
⒁　継続開示会社たる保証会社に関する事項
ａ　［略］
ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
［ｃ・ｄ　略］
［⒂～⒄　略］
⒅　最近の財務諸表
最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
［⑲～⑳　略］

第二号の二様式
［表紙］
［提出書類］　有価証券届出書
［提出先］　＿＿財務（支）局長
［提出日］　年　月　日
［会社名］
［英訳名］
［代表者の役職氏名］
［本店の所在の場所］
［電話番号］
［事務連絡者氏名］
［最寄りの連絡場所］
［電話番号］
［事務連絡者氏名］
［届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類］
［届出の対象とした募集（売出）金額］
［安定操作に関する事項］
［縦覧に供する場所］　名称　（所在地）

第一部［証券情報］
［第１・第２　略］
第３［第三者割当の場合の特記事項］
［１～４　略］
５［第三者割当後の大株主の状況］

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
［第二部～第六部　略］
［記載上の注意］
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
⑴　［略］
⑵　追完情報
［ａ・ｂ　略］

出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ⓒ　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後およそ９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ⓓ　半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後およそ12箇月から９箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
ⓔ　［同左］
ｅ　［同左］
ｄ　提出会社が、法第24条の４の７第１項又は第２項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る⑷から⑹まで及び⑹から⑹までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る⑷及び⑹から⑹までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。
⑷　［同左］
⑸　現行前四半期純利益金額又は現行前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第89条の規定により記載しなければならない現行前四半期純利益金額又は現行前四半期純損失金額をいう。）
⑹　四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第90条第３項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
⑺　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）
［⑻～⑽　同左］
ⓕ　ｄに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るｄ⑷及び⑹に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るｄ⑷及び⑹に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。
ｆ　［同左］
［⑿～⒀　同左］
⒁　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
［ｃ・ｄ　同左］
［⒂～⒄　同左］
⒅　最近の財務諸表
最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
［⑲～⑳　同左］

第二号の二様式
［表紙］
［提出書類］　有価証券届出書
［提出先］　＿＿財務（支）局長
［提出日］　年　月　日
［会社名］
［英訳名］
［代表者の役職氏名］
［本店の所在の場所］
［電話番号］
［事務連絡者氏名］
［最寄りの連絡場所］
［電話番号］
［事務連絡者氏名］
［届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類］
［届出の対象とした募集（売出）金額］
［安定操作に関する事項］
［縦覧に供する場所］　名称　（所在地）

第一部［証券情報］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５［同左］

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
［第二部～第六部　同左］
［記載上の注意］
［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［ａ・ｂ　同左］

c　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

d　(3)ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次のⅰ又はⅱに掲げる場合の区分に応じ、当該ⅰ又はⅱに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

［例ゑ。］

ⅰ　(a)　次のⅰからⅲまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から当該ⅰからⅲまでに定める期間（(e)において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第32条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

Ⅰ　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の１の第２項に規定する期間

Ⅱ　法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の１の第３項に規定する期間

Ⅲ　法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項　３月

［例ゑ。］

［例ゑ。］

c　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d　(3)ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次のⅰからⅲまでに掲げる場合に応じ、当該ⅰからⅲまでに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね３月を経過した日から令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第４条の２の10第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第８条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結財務諸表を作成した場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［加ゑる。］

［加ゑる。］

［加ゑる。］

(c)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね９月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　(3)ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない１年を１事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次のⅰからⅲまでに掲げる場合に応じ、当該ⅰからⅲまでに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

［例ゑ。］

(a)　四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第26条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［例ゑ。］

(b)　［略］

［ｆ・ｇ　略］

(3)　縦ゑ情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

ａ　［略］

ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

(4)　［略］

財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　［同左］

e　(3)ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない１年を１事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次のⅰからⅲまでに掲げる場合に応じ、当該ⅰからⅲまでに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね３月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第８条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社が中間連結財務諸表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね９月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第７条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　［同左］

［ｆ・ｇ　同左］

(3)　［同左］

［同左］

ａ　［同左］

ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書

ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

(4)　［同左］

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部【証券情報】

［第１・第２　略］

第３【第三者割当の場合の特記事項】

［１～４　略］

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］

第４　［略］

第二部　［略］

第三部【参照情報】⑵

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１　［略］

２【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出

［３・４　略］

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］

［第１・第２　同左］

第３　［同左］

［１～４　同左］

５　［同左］

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］

第４　［同左］

第二部　［同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

［同左］

１　［同左］

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出

［３・４　同左］

［第２・第３　略］

［第四部・第五部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

⑴　［略］

⑵　参照情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下ｅ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［略］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第９条第９号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

［⑴～⑽　略］

⑾　主要な経営指標等の推移

ａ　最近２連結会計年度（会社設立後２連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

［第２・第３　同左］

［第四部・第五部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｅ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［同左］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑽　同左］

⑾　［同左］

ａ　最近２連結会計年度（会社設立後２連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年４月大蔵省金融企画局）

改　正　後	改　正　前
B　基本ガイドライン	B　基本ガイドライン
５－21　有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。	５－21　有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。
（金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成している場合等の記載） ５－21－２　提出会社が、法第 24 条第１項第１号に掲げる有価証券（法第５条第１項に規定する特定有価証券を除く。５－21－３及び５－21－５において同じ。）を発行する者（本邦の金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社を含む。５－21－３及び５－21－５において同じ。）である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、開示府令第二号様式記載上の注意(61)の規定による連結貸借対照表、同様式記載上の注意(62)の規定による連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書並びに同様式記載上の注意(64)の規定による連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間連結会計期間に係るこれらの書類の対比、直近の四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が３月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を３月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。５－21－５において同じ。）の末日までの期間をいう。５－21－３及び５－21－５において同じ。）に係るこれらの書類を併せて掲げることができる。この場合には、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載し、当該四半期に係る財務情報に対するレビューが行われている場合にはそのレビュー報告書を併せて掲げることに留意する。	[加える。]
５－21－３　提出会社が、法第 24 条第１項第１号に掲げる有価証券を発行する者である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しようとしているときは、開示府令第二号様式記載上の注意(66)の規定による記載に当たっては、直近の四半期連結累計期間に係る経営成績の概要を併記することができる。	[加える。]
（半期情報）において遡及適用等を行った場合の注記） ５－21－４　開示府令第二号様式記載上の注意(66)ｅの規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66)ｃ(3)から(5)までに掲げる項目（２(同様式記載上の注意(74)ｄの規定による最近事業年度における中間会計期間及び最近事業年度における中間会計期間後の期間において（連結財務諸表規則第２条第 61 号若しくは財務諸表等規則第８条第51項）に規定する遡及適用、連結財務諸表規則第２条第 65 号若しくは財務諸表等規則第８条第 53 項に規定する修正再表示又は連結財務諸表規則第２条第 23 号若しくは財務諸表等規則第８条第 27 項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。	（四半期情報）において遡及適用等を行った場合の注記） ５－21－２　開示府令第二号様式記載上の注意(66)ｅ及びｆの規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66)ｃ(3)から(5)までに掲げる項目及びｄに規定するｃ(4)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74)ｄ及びｅの規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74)ｄ(3)から(5)までに掲げる項目及びｅに規定するｄ(4)に掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第２条第 44 号若しくは四半期財務諸表等規則第３条第 39 号に規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規則第２条第 45 号若しくは四半期財務諸表等規則第３条第 40 号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第２条第 23 号若しくは四半期財務諸表等規則第３条第 18 号に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

改　正　後	改　正　前
［例る。］ ⑧～⑨　［略］ ⑩　会社法第 155 条に掲げる自己株式の取得を行った場合 ただし、⑨の場合においては、当該有価証券届出書又はその添付書類が、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関するものである場合に限り、訂正届出書の提出を要するものとする。 ⑪　［略］	［例る。］ ⑧～⑨　［同左］ ⑩　会社法第 155 条に掲げる自己株式の取得を行った場合 ただし、⑨の場合においては、当該有価証券届出書又はその添付書類が、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関するものである場合に限り、訂正届出書の提出を要するものとする。 ⑪　［同左］
７－４　開示府令第 10 条第１項第３号ホ(1)、第 14 条の４第１項第１号ハ(1)、第 14 条の 12 第１項第１号ハ(1)又は第 14 条の 13 第１項第１号ヘ(1)若しくは第３号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものについて、記載することができる状態になったこと」とは、例えば７－３の(2)から(5)まで及び(7)に掲げるような場合に該当することをいう。 なお、７－３の(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表又は中間財務諸表（７－13、８－４及び８－１において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第 435 条第２項に規定する貸借対照表及び損益計算書を添付書類として提出できるものとする。	７－４　開示府令第 10 条第１項第３号ホ(1)、第 14 条の４第１項第１号ハ(1)、第 14 条の 12 第１項第１号ハ(1)又は第 14 条の 13 第１項第１号ヘ(1)若しくは第３号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものについて、記載することができる状態になったこと」とは、例えば７－３の(2)から(5)まで及び(7)に掲げるような場合に該当することをいう。 なお、７－３の(2)、(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表又は中間財務諸表（７－13、８－４及び10－１において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第 435 条第２項に規定する貸借対照表及び損益計算書を添付書類として提出できるものとする。
７－７　法第４条第１項、第２項又は第３項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第７条第１項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。 ただし、法第４条第４項に規定する有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対し行われる場合でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。 ［①～③　略］ ［例る。］ ④　最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）	７－７　［同左］ ［①～③　同左］ ④　最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑤　最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑥　最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑦　最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価

（連結会計年度における四半期情報等の記載）
５－21－５　開示府令第二号様式記載上の注意(66)ｃの規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間に係るａ(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係るａ(a)及びｅ(a)から(c)までに掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74)ｄの規定による最近事業年度における中間会計期間に係るａ(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係るａ(a)及びｅ(a)から(c)までに掲げる項目の金額の記載において、これらの記載に併せて、次に掲げる項目の金額を記載することができる。この場合には、これらの項目の金額ごとについて、第１四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下「第１四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下５－21－５において同じ。）、連結中間会計期間、第３四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から第２四半期連結会計期間（第１四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間をいう。）の翌四半期連結会計期間（以下「第３四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下５－21－５において同じ。）、最近連結会計年度又は第１四半期累計期間（事業年度の開始の日から最初の四半期会計期間（事業年度が３月を超える場合に、当該事業年度の期間を３月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下５－21－５において同じ。）の末日までの期間をいう。以下５－21－５において同じ。）、中間会計期間、第３四半期累計期間（事業年度の開始の日から第２四半期会計期間（事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下５－21－５において同じ。）、最近事業年度の順に記載し、提出会社が、法第 24 条第１項第１号に掲げる有価証券を発行する者である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載すること。
①　最近連結会計年度の次の連結会計年度における第１四半期連結累計期間及び第３四半期連結累計期間に係る同様式記載上の注意(66)ｃ(a)から(d)までに掲げる項目の金額
②　最近事業年度の次の事業年度における第１四半期累計期間及び第３四半期累計期間に係る(74)ｄ(a)から(d)までに掲げる項目の金額

（追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載）
５－25－２　開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)ｃ又は開示府令第二号の三様式記載上の注意(2)ｃに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合におけるその旨及びその内容の記載に当たっては、有価証券報告書（四半期報告書を含む。）に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

７－３　［同左］

［①・②　同左］
③　最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間（開示府令第１条第 22 号の２に規定する四半期連結会計期間をいう。以下同じ。）に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合
④　最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合
⑤～⑨　［同左］
⑩　最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間（開示府令第１条第 22 号の４に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合

されている場合を除く。）
⑥～⑧　［略］
［例る。］

［例る。］

⑨　最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
⑩　最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
⑪～⑫　［略］
（訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間）
23 の５－３　発行登録が効力を生じた日以後に、法第 23 条の４の規定により訂正発行登録書が提出された場合（発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでに提出された場合を除く。）における法第 23 条の５第２項の規定により金融庁長官が指定する当該発行登録の効力停止期間については、次のとおりとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。
イ　発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合は、次に掲げる事由に応じ、それぞれ次に定める期間を経過する日までとする。
①　［略］
②　新たに半期報告書が提出されたとき　提出日を含めておおむね１日（当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね３日）
［③・④　略］
［ロ・ハ　略］
［例る。］

［例る。］

［例る。］

［加える。］

（追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載）
５－25－２　開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)ｃ又は開示府令第二号の三様式記載上の注意(2)ｃに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合におけるその旨及びその内容の記載に当たっては、有価証券報告書（四半期報告書及び半期報告書を含む。）に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

７－３　［同左］

［①・②　同左］
③　最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
④　最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
⑤～⑨　［同左］
⑩　最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該事業年度の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）
⑪～⑫　［同左］
（訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間）
23 の５－３　［同左］

イ　［同左］

①　［同左］
②　新たに四半期報告書又は半期報告書が提出されたとき　提出日を含めておおむね１日（当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね３日）
［③・④　同左］
［ロ・ハ　同左］

法第 24 条の４の７（四半期報告書の提出）関係

24 の４の７－１　定款に規定する事業年度を変更した場合において、その変更した最初の事業年度の期間が３月を超える場合には、四半期報告書の提出を要するものとする。ただし、当該四半期報告書の提出期限内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、四半期報告書を提出しないことができる。

24 の４の７－２　法第 24 条第１項第３号又は第４号に掲げる有価証券の発行者である会社が、会社更生法の適用を受けた場合において、四半期報告書の提出期限内に更生手続開始決定の日が到来するときは、当該四半期報告書の提出を要することに留意する。

［例る。］

［例る。］

［例る。］

［例る。］

［例る。］

［例る。］

24の4の7－3　その事業年度が3月を超える会社の発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。24の4の7－5、24の5－4及び24の5－5において同じ。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める四半期報告書の提出を要することに留意する。
① その該当することとなった日が事業年度開始の日から3月以内の日であるとき　当該事業年度の最初の四半期会計期間（以下「第1四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
② その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるとき（①に掲げる場合に該当するときを除く。）　第1四半期会計期間の翌四半期会計期間（③、24の4の7－9、24の5－4及び24の5－5において「第2四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
③ その該当することとなった日が事業年度開始の日から9月以内の日であるとき（①及び②に掲げる場合に該当するときを除く。）　第2四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期報告書

24の4の7－4　法第24条の5第1項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出しようとする場合には、その事業年度の第1四半期会計期間に係る四半期報告書のみ提出しなければならないことに留意する。

24の4の7－5　法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の翌四半期会計期間以後、継続して四半期報告書を提出しなければならないことに留意する。
ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、同項の規定により四半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかったときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（同条第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならない場合を除く。）、法第24条の5第1項の規定による半期報告書を提出することができることに留意する。

（最初に提出する四半期報告書の記載上の特例）
24の4の7－6　法第24条の4の7第1項又は第2項の規定に該当しなかったことにより当四半期会計期間に対応する前事業年度の四半期会計期間（以下「前年同四半期」という。）に係る四半期報告書を提出していない場合（24の4の7－1のただし書により四半期報告書を提出しなかった場合を含む。）における四半期報告書の記載に当たっては、開示府令第四号の三様式又は第九号の三様式の記載上の注意において前年同四半期との対比の記載を求められる事項であっても、当該対比は要しないものとする。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）
24の4の7－7　5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12－2、5－13、5－14、5－16、5－16－2、5－17から5－21、5－22－2、5－23、5－23－2、5－44及び24－13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

（様式上の記載項目）
24の4の7－8　開示府令第四号の三様式中「臨決権の状況」欄を記載する場合において、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができないときは、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

［例る。］

［例る。］

［例る。］

［例る。］

［例る。］

［例る。］

24の5－2－2　その事業年度が6月を超える会社の発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。24の5－2－3、24の5－4及び24の5－5において同じ。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合であって、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときは、法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（当該会社が特定事業会社の場合にあっては、同表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書、24の5－2－3、24の5－4、24の5－5及び24の5－5－2において同じ。）の提出を要することに留意する。

24の5－2－3　法第24条の4の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合には、当該半期報告書に係る中間会計期間の翌事業年度以後、継続して同項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しなければならないことに留意する。
ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、同項の規定により同項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかったときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該半期報告書に係る中間会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（当該会社が同表の第1号の上欄又は第2号の上欄に掲げる会社である場合を除く。）、同表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出することができることに留意する。

24の5－3　法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が6月を超えるものの発行する有価証券が同項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときにのみ、当該事業年度が開始した日以後6月間の半期報告書の提出を要することに留意する。
ただし、当該会社の発行する有価証券が、当該事業年度開始の日から6月以内の日に、法第24条第1項第3号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第9条第9号に掲げる場合に同号に定める事項を記載していない有価証券届出書を提出した場合に限る。）であって、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、当該有価証券について、当該有価証券届出書に係る訂正届出書（中間会計期間に係る中間連結財務諸表又は中間財務諸表を記載したものに限る。）を提出したときは、この限りでないことに留意する。

24の4の7－9　法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間（第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）に係る四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期キャッシュ・フロー計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

24の4の7－10　法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第64条第3項若しくは第4項又は第83条の2第3項の規定により作成した四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第56条第3項又は第4項の規定により作成した四半期会計期間に係る四半期損益計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

［加える。］

［加える。］

24の5－3　法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が6月を超えるものの発行する有価証券が同項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときにのみ、当該事業年度が開始した日以後6月間の半期報告書の提出を要することに留意する。
ただし、当該会社の発行する有価証券が、当該事業年度開始の日から6月以内の日に、法第24条第1項第3号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第9条第9号に掲げる場合に同号に定める事項を記載していない有価証券届出書を提出した場合に限る。）であって、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、当該有価証券について、当該有価証券届出書に係る訂正届出書（第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載したものに限る。）を提出したときは、この限りでないことに留意する。

24の5－4　法第24条の5第1項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社であってその発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第8条第2項の規定により開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式による有価証券届出書（中間会計期間に係る中間連結財務諸表又は中間財務諸表を記載したものに限る。）を提出している場合（この限りでないことに留意する。

24の5－5　法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社であってその事業年度が6月を超えるものの発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当しなくなった場合（同項第3号又は第4号に該当する場合に限る。）には、当該事業年度に係る半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、当該会社が当該事業年度の第2四半期会計期間に係る四半期報告書を既に提出した場合は、この限りでないことに留意する。

［加える。］

（最初に提出する半期報告書の記載上の特例）
24の5－6　法第24条の5第1項の規定により提出する半期報告書であって、最初に提出するもの（24の5－1のただし書により半期報告書を提出しなかった事業年度の次の事業年度に係る半期報告書を含む。）の記載に当たっては、開示府令第四号の三様式第一部中「第2　事業の状況」及び「第4　経理の状況」、開示府令第五号様式第一部中「第2　事業の状況」及び「第5　経理の状況」、開示府令第五号の二様式第一部中「第2　事業の状況」及び「第4　経理の状況」、開示府令第九号の三様式第一部中「第3　事業の状況」及び「第5　経理の状況」又は開示府令第十号様式第一部中「第3　事業の状況」及び「第6　経理の状況」における前年同期末との対比は要しないものとする。

［加える。］

（様式上の記載項目）
24の5－7－2　開示府令第四号の三様式中「臨決権の状況」欄を記載する場合において、中間会計期間の末日現在の状況を記載することができないときは、中間会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

（重要性のとぼしいもの）
24の5－24－2　開示府令第19条第2項第12号の2に規定する「重要性のとぼしいもの」とは、例えば、次のような場合をいう。
① 提出会社の株主と当該提出会社との間で締結された合意を含む契約について、当該契約の相手方以外の株主が少数特定であり、かつ、その全ての株主が当該合意の内容を把握しているなどの少数株主を保護する必要性が乏しい場合
② 提出会社の株主と当該提出会社との間で締結された合意を含む契約について、当該契約の相手方が株主としての立場に基づかない場合
③ 提出会社の株主と当該提出会社との間で締結された合意を含む契約が、提出会社のガバナンスとは無関係なものである場合（例えば、提出会社と株主と当該提出会社との間でライセンス契約が締結された場合に、当該契約中に、当該提出会社の一定の行為について当該株主の合意を必要とする条項が含まれている場合等）

C　個別ガイドライン
Ⅱ　「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン
［同左］

(1)　［同左］
［同左］

［①・②　同左］
③　［同左］

（注）　その他審査の必要があると考えられるものには、例えば、決算訂正等に係る調査委員会が設置されている場合、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書に継続企業の前提に関する注記が記載されている場合又は財務書類監査公認会計士等の異動に係る臨時報告書が提出されている場合であって、当該調査委員会による調査の範囲、当該注記の記載内容又は当該臨時報告書の記載内容に照らし、審査の必要がある場合等が考えられる。

［②・③　同左］

日本取引所金融商品取引法研究　第 29 号　2025 年 9 月
ISSN 2188-2150

株式会社日本取引所グループ
https://www.jpx.co.jp/
〒103-8224　東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

本冊子の内容につきましては、ホームページ
（https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/research-group/01.html）
でもご覧になれます。

本出版物は著作権法によって保護されており、株式会社日本取引所グループに無断で転用、複製又は販売を行うことは固く禁じます。

※ 本冊子における報告者及び出席者の肩書は、特に断りのない限り、各研究会当時のものです。